

經濟同友會十年史

序

わが経済同友会は、創立以来すでに十年を經過した。回顧すれば一瞬時のようでもあるが、また思えば民族がはじめての試煉を受けた時期であり、国の運命を決する重要な時期でもあつた。この間われわれは、創立当初の理想と情熱とを持ち続け、経済の復興に、旧套の脱皮に、全力を傾けて來たのである。このことは、比較的若くして有能なメンバーを擁し、かつ個々の利害關係にとらわれない組織になつている同友会において、はじめて可能であると云つても、敢て過言ではあるまい。事実同友会の考え方は、各方面において重視せられ、それと共に会は急速に發展するに至つた。経済界においては、非常に強力な存在となつたが、それだけにわれわれの責任も重くなつたと云わねばならない。発足當時を想起して、実に感慨無量なるものがある。

最近の世界の情勢は、また騒がしくなつて來た。わが国はなかなかむづかしい地位に置かれてゐる。若し一步を誤るならば、真に取返しのかぬ事態に陥る恐れなしとしない。われわれは過去のかがやかしい足跡に、ほこりを感じると共に、将来に向つてさらに使命の重大なることを痛

感すべきであると思う。一言同志の決意を促し、以て十年史発刊の辞にかきたい。

なお末尾乍ら経済同友会十年史の編纂に当り本篇の執筆を煩わした羽間乙彦氏に深甚の謝意を表する次第である。

工藤 昭 四 郎

刊行のことば

歴史の記録は、単にその間の時代の流れを伝えるにとどまらない。多くの示唆と教訓を含み、人はこれによつて将来の指針と智慧を学びとることができるのである。

この意味で今回、敗戦後のわが国経済の再建と民主化を目指して、これを推進してきた経済同友会の過去十年間の歩みが編纂されたことはまことに意義深い。

しかもこの十年間の歩みは、かりに再び繰返しがあつたにしても、改めてやり直すことは恐らくない先人の実践であるだけに、正しい資料にもとづいた本書は実に貴重な文献といわなければならない。

今、日本経済は復興経済から競争発展の経済へと、新たな転換期に当面し、新しい経済理念の確立が要請されている。

われわれ経済人はこの要請に応え、世界経済の中にあつて日本経済の進路を誤らないようにしなければならぬ。これには経済団体の活動に負うところが大きい。経済同友会が今後いかなる

方向を目指し、いかに運営され、いかに実践するかは、したがって日本経済の帰趨を決定すると
いつでも過言ではあるまい。

われわれは歴史に学んで歴史を超え、そしてわれわれの負託に答えようと思う。本書こそはわ
れわれにとつてまたとなき好伴侶であろう。

私は編纂の労に深く敬意を表するとともに日本経済再建の一里標として江湖にも本書をおすす
めし度い。

刊行を祝して

経済同友会が本年を以て十年の歴史を經過し、茲に十年史の編纂をみることとなつたのは洵に喜ばしいことである。顧みれば十年の昔、戦禍の尙生々しき間から期せずして生れ出た経済同友会が今日の如く発展し、又斯くも社会的影響を持つ団体に迄成長したことは或意味では予想外とも考えられるのである。

然らば何が経済同友会十ヶ年の発展を築いたのであるうか。之を知らんと欲するならばこの十年史に俟つことが最も必要であろうが、この十年史は戦後に生立つた経済同友会という構想と団結の一つの組織の成長と活動の興味ある歴史を色々の意味で我々の前に展開し我々に教えて呉れるであらうと信ずる。

然しながら、この会が創立された時に打ち建てられた組織の基本方針や運営の精神が今日の発展に深い関係を持ち、経済同友会としての独自の立場を創造しえたことは特に注意すべき点であると思う。勿論其後の環境や又更に今後の推移に従つて常に若返りを行うべきは当然であるが、

所謂創業時代の本来の姿こそは之を将来の爲充分銘記せねばならぬと信ずる。又之と共に經濟同友会が汎く有爲なる會員を多数集めえて、又優秀なる多くの指導者を輩出したことはこの会の爲に大いなる幸であつたと共に、國家の爲にも慶賀に堪えない処である。

自分は經濟同友会創立当時からの關係者の一人として、この会が今後益々其の使命を果して更に一段の發展を成就せんことを心から願うものである。それには小成に安んずることなく大いに自重し、一時の場を急ぐことなきを祈つて已まない。茲に聊か感想を記して序文とする次第である。

歷代代表幹事

及
以
常
任
幹
事



諸井貫一 (21)
秩父セメント取締役社長



堀田庄三 (22)
住友銀行取締役頭取



故大塚万丈 (22)



永野重雄 (23・24)
富士製鉄取締役社長



浅尾新甫 (25)
日本郵船取締役社長



藤山愛一郎 (26)
日東化学工業取締役社長



山際正道 (27・28・29)
日本輸出入銀行総裁



東海林武雄 (27・28・29)
旭電化工業取締役社長



工藤 昭四郎 (23・24・25・26・30・現)
東京都民銀行取締役頭取



岸 道三 (30・現)
日本道路公団総裁



常任幹事 郷司 浩平 (創立～現)

(註) 数字は在任年度
役職は現職

目次

序文 本篇

はじめに 激動期に棹さして……………一

第一章 発 足……………九

一、若い進歩的な経済同友会……………二一

二、嵐におののく財界……………三

三、財界の焼跡整理……………五

四、経済同友会の誕生……………一八

第二章 草創期の活動……………二五

一、発足当時の労働・経済状況……………二七

二、「生産管理問題」を検討……………三三

三、「国家補償打切」に声明……………三六

四、初の臨時總會開く……………	四〇
五、「完全雇傭」の呼びかけ……………	四一
第三章 労使協力への試み……………	四七
一、「十月闘争」に見解発表……………	四九
二、「経済復興会議」の結成……………	五五
第四章 「経済民主化」の研究……………	五九
一、「新しい認識」の発見へ……………	五九
二、「経営形態の民主化」に試案……………	六七
三、「企業民主化試案」に対する批判……………	六四
四、「金融の民主化」を検討……………	六九
第五章 「危機突破」から「経済自立」へ……………	七五
一、経済再建への始動……………	七五
二、「研究する同友会」へ……………	一〇一
三、片山内閣に「総合施策」を要望……………	一〇九
四、「民間貿易再開」と「海運再建」に要望……………	一二五

五、長期經濟計画の検討	一三五
六、外資導入の促進に意見	一三三
第六章 外資導入体制の整備	一三〇
一、「經濟復興」への身構え	一四二
二、「經營者」の自覺たかまる	一四五
三、「經濟調査会」の成果	一五〇
四、産業資金の疎通を要望	一五五
五、貿易正常化に意見	一五九
六、經濟復興會議の解散	一六六
第七章 ドッジ・ラインの推進期	一六九
一、經濟九原則の実施	一八一
二、「九原則」に声明と要望	一八六
三、ドッジ声明に再び要望	一九〇
四、非常金融措置を提言	一九四
五、全国組織への発展と機構充実	二〇一

目次

四

六、シャウプ税制に見解発表	二〇
七、全面的な民間貿易の再開	二二
八、安定恐慌の進展	二九
九、恐慌回避に要望書を連発	三四
十、大塚万丈幹事を喪う	三三
十一、「多数講和」の早期実現を要望	三七
第八章 朝鮮動乱ブームの時代	四〇
一、デフレ政策の転換を要望	四二
二、三度来日のドッジ氏に提言	四五
三、韓国再建に協力を決議	五二
四、「非常対策委員会」の設置	五九
第九章 講和体制の確立へ	六二
一、日米経済協力への動き	六七
二、第五回通常総会開く	七二
三、新状況下の金融政策に提言	七六

四、第四回全国大会を開く……………	二六九
-------------------	-----

第十章 講和発効と経済自立……………	二九〇
--------------------	-----

一、新生活運動の推進……………	三〇一
-----------------	-----

二、講和発効の前夜……………	三〇六
----------------	-----

三、山際、東海林（代表幹事）時代開く……………	三〇九
-------------------------	-----

四、政党政治への関心高まる……………	三二八
--------------------	-----

五、第五回全国大会開く……………	三三三
------------------	-----

第十一章 「経営者」の反省と覚悟……………	三三一
-----------------------	-----

一、創立の精神にかえれ……………	三三三
------------------	-----

二、第七回通常総会開く……………	三三七
------------------	-----

三、郷司常任幹事の外遊……………	三四六
------------------	-----

四、下り坂に差しかかった日本経済……………	三五二
-----------------------	-----

五、「われらの覚悟」を決議……………	三五六
--------------------	-----

第十二章 デフレ推進と政策の混迷……………	三六七
-----------------------	-----

一、デフレ政策の出発と同友会の決意……………	三六九
------------------------	-----

二、「生産性向上」運動の受入れ……………	三七四
三、総合政策の確立を要望……………	三七八
四、食糧政策の検討へ……………	三八四
五、「科学技術促進対策」に意見……………	三八七
六、「保守合同促進」に決議……………	三八八
第十三章 起ちあがる「経営者」……………	三九三
一、鳩山新内閣に要望……………	三九五
二、「国内分裂」の危機を自覚……………	四〇〇
三、多角的な意見活動……………	四〇七
四、議会政治擁護に起つ……………	四一一
あとがき……………	四三五

資料篇

一、主なる意見書……………	四九〇
---------------	-----

二、各地経済同友会略史……………五三

表紙背文字及び扉題字は現代表幹事工藤昭四郎氏の揮毫にかかる。

装幀及びカットは峯孝氏（自由美術協会所属）の手になるものである。

本

篇

はじめに激動期に棹さして

ある意味で、経済同友会は「危機の申し子」であつた。それが生れたのは、戦後混乱の時期である。物はなくなり、人は疲れていた。——ややあつて動き出したのは労働運動である。食うものもなく着るものもない中に、「民主化」の叫び、「反抗」の怒号だけが、高らかにたけり狂つていた。「何も持っていない」ということが最も強かつた時代である。

「資本」の方においても、事柄はかなり似通つていた。設備はこわれていた、資金はあつても物の裏づけのないインフレ・マネーであつた。従つて「経営」はその実体を失つていた。ただ荒れ狂う労働攻勢に対して、反射的に、何か防衛すべきものがあるような錯覚に陥入つて、むなしい「対抗」を示していただけであつた。——つまり戦後のある時期は、「空なもの」を中にはさんで、いがみ合いだけがあつたのだ。

経済同友会は、こうした「乱世」に発足した。何もないとともに、先ず「もの」をつくらうとした。そして「もの」をつくることによつて、秩序をあみ出そうとしたのである。——「資本家」はすでに「資本」とともに亡び、ないしは退いて「生産」からは局外の場合に去つていた。あるものは「経営」と「労働」である。この二つの要素が力を合せて、廢墟の中から経済を建て直そうとした。大塚万丈、堀田庄三の時代である。「修正資本主義」が同友会の異名となつていた。乱世に生れた経済同友会が唯一筋の道を摸索したわけである。——「経済復興會議」は、結果において、形のある何物をも生み出さなかつたとはいへ、これによつて「経営」と「労働」が、お互に相手が何を考へているかを知ることが出来た、また経営者は「労働組合に二通りある」ことを実感をもつて知つた。その破壊的なものと、建設的なそれとである。「建設的な労組とは協調する」という同友会の

一貫した考え方・態度は、あの経済復興会議における貴重な体験から会得されたのだと見てよからう。永野重雄、松田武、大塚万丈、水野成夫、郷司浩平、野田信夫、藤井丙午など同友会における一連の推進力グループは、当時における労働運動の主な指導者とひと通りわたり合い、その思想、性情をつぶさにつかんでいたのであつた。従つて経済同友会は過去において一度として、労働組合に向つて「敵」として相対したことはなかつた。常にその話し合える部分と相携えて経済再建に努力するように働きかけていたのである。これは他のどの経営者グループよりも同友会が、最も深く労働者と交わり、その「同質性」において共鳴し、協力しようと心がけ、実践したからにはかならない。——とにかく経済同友会は混沌の中にあつて「経営者」のあるべき立場を見出し、主張し、そしてその地歩を維持し、かつ固めていった。

ようやく「資本」が立ち直り、「経営」が本来あるべき姿をとり戻した時、労使の關係に一応バランス・オブ・パワーが得られた数年間があつた。しかしこの時に経済同友会は新しい分野と取組まねばならなかつた。それは「ドッジの嵐」に対してである。工藤昭四郎、永野重雄の時代であつた。——銀行家ドッジ氏の政策は余りにも銀行家的であつた。ようやく起ちあがりかけた日本経済を、いやが上にも締めつけた。由來銀行家というものはどこの国でも洪いものである。それはオーソドックスの考え方・行き方であるかも知れないが、往々にして角を矯めて牛を殺しかねない習癖を持つている。しかし大ていの場合、産業家の方は過去の行過ぎを反省させられていた時であるから、しばらくは銀行家の独壇場となる。産業家が苦情を持ち出し、銀行家の跳梁をはねのけるにいたるのは、引締めによつて事態が平靜に歸し、産業の内容が充実してからのことである。その時になつて

はじめて産業家が動き出し、銀行家は後退する。——これが普通の時代における金融と産業との関係である。ところが「ドッジの嵐」の時における経済界の感じ方はそうではなかった。視界を今日の経済にまで拡げてふり返つてみたドッジ政策は、日本経済の合理化に大きな役割を果たしたということを、否むことは出来ないかも知れぬ。ところが当時の感覚ではどうであつたか。富裕なアメリカの経済から見ると、当時の日本経済は、見せかけの復興の表皮下に不健全なうみを一ぱいためているように見えたかも知れぬ。しかし敗戦の焦土の中から、がむしやらにふるい立つて、ようやく経済の実体が整いかけて来た矢先、あと一奮発の上ろうとしたかんじんの時に、もう一度やり直しを命ぜられ、有無をいわさず締めつけられたようなものであつた。さきにいった産業家の反省の時期とは逆に、産業家が氣負い立つていた時の引締めであつたのだから事柄は別である。産業界は——この場合には金融界もひつくるめ経済界挙げて——ドッジ政策の行過ぎに立ち向つた。この時、経済同友会はしつようなまでに食い下つた。同じ論旨を反復し、これでもか、これでもかと言わんばかりに、彼のドッジ・ラインの三年間、「要望」「見解」「決議」を連発したのである。工藤、永野のコンビは、この役割には打つてつけてあつた。工藤の一徹と永野の押しが、あの滔々たる「反ドッジ闘争」を展開したので。当時の同友会には、この線における一つの理論体系が自ら出来てしまつていたといつてよい。そして結果において、このしつような働きかけが、財政と金融との調整によつて、ドッジ・ラインの極端な行過ぎが是正されていったのである。

昭和二十八年の新春に當つて、代表幹事山際正道が、時の経済同友会の「動脈硬化」を警告し、「創立の精神にかえれ！」と唱えたのは、意味のないことではなかつた。そのころの一年なにかしという間、同友会是一種休

息の時期にあつた。それまで息せき切つてかけあがつて来た一つの山の頂に達したが、次にのぼるべき峯が見つからなかつたのである。——というのは、ドッジ・ラインの行過ぎ是正の働きかけは、二十六年夏の朝鮮動乱のあと、必要に応じて行われて来たが、動乱ブームとその後が続く消費景気によつて、二十七年にはもはやドッジ・デフレのあとかたもなくなつていた。企業の収益は向上し、次に来る自己資金による拡大を準備していた。かくてデフレ政策に対して異常な抵抗を示した経済同友会は、その精力のはけ口を一時失つたわけである。——経済同友会といえどもやはり「経済団体」の生得の悩みを持つていた。それは「景気がよくなると人が集まらない」という悩みである。山際代表幹事はいつた。「とにかくみなが出来ただけ会合に顔を出してくれることが先決問題である」——と。創立当初の積極性は一時忘れられかけていたわけである。

やがて「新生活運動」が起つた。消費景気がインフレに転化しかけて来たことに對する警戒が、はじめに経済同友会、ついで財界をあげてこの運動に投ぜしめたのである。山際正道、東海林武雄——謹嚴、清廉なこの代表幹事は、まさに「新生活」をもともとから体現しているような人々であつた。インフレ気構えの空気がようやく濃厚になるに及んで、この新生活運動は、「精神運動」としての性格よりも、より多く政治性を帯びて来た。「経営者も自粛する、しかし日本経済の自立化のために労働組合も自粛すべきである」といつた含みを持つ運動になつて来ていた。しかも一方政界は派閥競争にあげ暮れて、政策の方には余力を入れなかつた。政治に対する不信は日に日に高まりつつあつた。労働運動も、講和発効後は著しく政治偏向を来していた。——こうした状況の中でもりあがつた「経営者の自覚」が昭和二十八年秋の全国大会における「われらの覚悟」となつた。経済

同友会は、真剣に取組むべき目標をここに得たのであった。昭和二十八年の経済は投資ブームによる「見せかけの繁栄」のかけに国際収支の逆調という大きな穴をあけていた。政治・経済・労働すべての分野にわたつて改善を要すべき病状が露呈されていたのだ。——「われらの覚悟」は経済の分野における経営者の反省と覚悟を強調したあとでこういつた。「問題の解決には政府ならびに労働者もその責任を分つべきであつて、現在の政府の政策および一部の労働者の活動に対しては、大いに不満を感じ反省を求むべきものがあるが、今はまず我々自身の責任において対処すべき事項を反省するのである」——このように「われらの覚悟」は政府、労働者に対する反省の要求を保留しつつ先ず経営者が反省しようとするものであつた。

経営者は何を反省したか。——先ずデフレ政策への転換を要望した。本能的にインフレを好む経営者がデフレを要望したことは、まさに異常の決意を証明するものであることは卒直に認められねばならぬ。ついで経営内部の合理化を進めることを約束した。経済同友会はすでに昭和二十四年秋A M A（アメリカ経営者協会）との提携以来「生産性の向上」について特に深い関心を示し技術部会などでその線にそつた研究活動をやつて来たが、この段階において改めてこれを活動の重点として前面に押し出したのであつた。さらに経営者の反省は「対労働観念の刷新」においても行われた。「労働者を敵視せず、建設的なものとは進んで協力する」という経済復興会議以来の思想は、やはりこの段階において再びもり上げられたのである。この「われらの覚悟」宣明ののち程なくアメリカにおける「生産性向上運動」を経済同友会が受入れたのは偶然のことではなかつた。何故ならば「生産性向上運動」こそは、「企業経営の合理化」と「対労働観念の刷新」の二つの要素を基盤とする運動であり、経

済同友会はこの二つの問題についてはすでに久しい以前から特別の関心をもつて研究し、かつ実践して来たからにはかならない。「生産性向上運動」は労働者と「協力」し得るものが推進すべきであつて、労働者と「敵対」するものには縁のない事柄なのである。済同友会がこの運動を日本において創始し、これを推進する役割を担つたのは、その歴史と性格に照らして当然のことであつた。

昭和三十年春、選手交代して岸道三と工藤昭四郎が代表幹事となつた。——「われらの覚悟」は、経済自立を目指す経営者の運動として、当然進むべき道を進んでいつた。それは先ず「政治」に向つてその反省を要求するという方向をとつた。そして革新勢力の進出、保守政党の腐敗、墮落——こういった当時の政治状況は済同友会のこの運動をして「議會政治の擁護」の運動にまで発展させた。保守、革新の二大政党の対立時代が必然的な流れにそうものである以上、「保守安定」の希望を固執することは、「進歩的」な済同友会としていまや抛るべき考え方ではなかつた。「保守新党の脱皮」と「革新政党の現実化」——これがその段階における済同友会の基本的な要望となつたのである。そしてこの段階においても勿論、済同友会は「経営者」の自己反省を忘れなかつた。それは「正しい経済理念と経営倫理の確立」という線にそつた反省であつた。そしてそれは済同友会の政治に対する要求とちやうど裏腹の關係に立つところの、発展の面においてとらえられた反省である。

済同友会はいまこの段階に立つている。それは十年前とちがつた意味で、「危機」を打開する役割を果そうとしているものようである。

ここに済同友会十年の歩みを、つぶさにふり返つて見よう。

第一章 発

足

一、若い進歩的な経済同友会

すべて初まりは伝説めいている。

昭和三十一年四月三十日創立十周年を迎えた経済同友会が、昭和二十一年の同じ日創立総会を開くにいたるまでのいきさつは、いまではすでに、なかば忘却の彼方にあるといえる。当時中心になつて動いた人々は——その最もすぐれた、しかも熱心なメンバーの一人であつたいまは亡き大塚万丈を除いては——現在もなおかわらぬ情熱を注いで、同友会の発展のために働いているが、その同友会が発足するまでのいわば『創世記』については、彼等は誰も、はつきりと全貌を物語ることが出来ないのである。

これは妙にナゾめいた言いまわしであるが、こういうことである。

およそ世の中に大きく存在を認められているような事業なり組織なりにあつては、あとからその発端をたどる場合、得てして取りとめもない壁につき当るものである。それは勿論時間の経過によつて事実がはけるといふことにもよるだろうけれども、もつと別の関係もある。つまり何事も初まりは、ほどほどの希望を持たれ、ほどほどの印象を与えながら、さりげない風に生れ出て来る。ところがそれが「必然性」の車にのつているものであるば、長い年月ののちには、はじめにそれほどには予想されなかつたくらい大きく力強いものとなつて見出される。そんなつた場合に、「さて発端は……」と昔をふり返つてみると、気持の物差が違つているものだから、当

時のことは他愛ないもの、美しいものと見えこそすれ、事実はおぼろげになつてしまふのである。

経済同友会の場合も、事柄はそれに似ている。今日みられるような「強大」なものの出立にふさわしいほどの、いかめしい順序をふんでは生れて来なかつたのである。創立以前において、はつきりした準備委員会が持たれたわけではないし、また業種別に下打合せが行われたわけでもない。生みの親・育ての親の一人郷司浩平の回想によると、「当時は必ずしも一定のところへ大勢の人が集まつたのではない。三々五々集まつて話し合つた」のだそうである。そしてある段階において同志が糾合された、それが創立總會であつた、手取早くいえばそういう感じのものらしい。はじめの主唱者が誰であつたかも、そう限定してはつきりとはいえないのではない。もつとも、一つの組織に仕上げるために中核体となつてとび回つたグループのあつたことは当然である。しかしそのグループのあげたのろしが、立ちどころに八十名の熱情と英智を集め得たのは、ともに日本経済の前途を憂える三々五々が財界の一角にすでに力をひそめ、時のいたるのを待つていたからであらう。

とにかくあの日東京丸の内の日本工業倶楽部会館の一室に集まつた面々は、経済再建への意欲にもえていた。藤井丙午、諸井貫一、野田信夫が順番に演壇に上つて同志の結束を呼びかけた。——こうして「若い進歩的な」経済同友会が発足した。三々五々の情熱が結ばれて一つのかたまりとなつた。そしてその結束された力で何をやつていこうかという方向を自覚したわけだ。

二、嵐におののく財界

ところで終戦直後の経済はどんな状態であつたか、そして財界はどんな表情をしていたか——つまり同友会の出て来るまでの時代の雰囲気を感じ起して見よう。

「敗戦国の受取る戦争の遺産はつねに経済的混乱と国民的困窮の一時期であるが、日本もその例ではなかつた。」と米国のある学者は書いている。——戦後の日本経済を真先におそつたのは爆発的なインフレとかつてない大規模な救いようのない失業であつた。労働争議の波は一足おくれて、十月北海道の一角からまき起つた。

戦時中から潜在的にはあるがだんだん高進し、終戦の直前にはすでにかなり危険なものとなつていたインフレーションは、終戦によつていままでも頭上のおもしとなつていた權威がなくなるや、忽ち奔馬のようにあばれ出した。そこへそのインフレの火に油をふりかけるかのように臨軍費がばらまかれたのである。その金額は八月十五日から月末にかけてざつと百億円、さらに十一月末までには二百六十六億円に上つたといわれる。終戦直前の七月に流通していた日銀券が二百八十四億円であるから、ばらまかれたかねの大きさがわかるといふもの、しかもこれはほとんど物の生産の裏づけのないかねであつたから、物とかねのバランスが破れて、インフレに拍車かけたわけだ。どうしてそんなにばらまかれたか。最も大量に支払われたのは復員手当であつたが、それは復員を円滑に進めるために一応やむを得ないものであつた。また軍需会社に対する政府の債務も、戦時中膨脹した大

な企業が一举につぶれば混乱を一層大きくするので、惜しみなく支払われた。軍需会社はそのかねで解雇手当を出した。このようなパイプを通してかねがばらまかれたが、一方において、生産は止まってしまうているし従つて物が不足しているものだから、物価はどんどん上つた。

失業の事情はどうか。——先ず軍需産業の解体あるいは規模の縮小によつて、多数の徴用工がインフレ下の街頭に投げ出された。復員者や海外からの引揚者も殺到した。その数は正確にはつかめないが、徴用工が約百六十万、陸海軍現役軍人が約七百万、学徒動員が三百四十万人、これだけでも千二百万人以上である。これらの失業者は、郷里の農村へ帰つたり、あるいはヤミ屋、かつぎ屋をやつたが、いずれにしても定職のない失業者であることには変りなかつた。

労働組合の動きはどうであつたか。先ず十月五日、全日本海員組合が創立され、次いで六日には、北海道芦別炭鉱労組が結成された。また戦後初のストライキは、北海道夕張炭鉱で朝鮮人労働者によつて行われた。これを皮切りとして労働争議の波は、常磐炭鉱、読売新聞、石井鉄工、日本車輛、池貝自動車と、とめどもなく全国的に拡がつたのである。

さて財界はどんな表情をしていたか。——嵐のような経済状態に加えるに、いまひとつ大きな政治的暗雲が財界の空低くたてこめていた。それは九月二十二日米政府から発表された「降伏後における米国の初期の対日方針」に示されている経済民主化の至上命令である。これは次のようなきびしい枠を、日本の財界ないしは経済界に押しつけていた。

一、日本の軍事力の既存の基盤を破壊せねばならない。またその復活を許してはならない。

一、平和的目的に向つてのみ、日本の経済上の努力を導かない人物は、経済界において重要な地位に止まることも、またそのような地位に選出されることも許されない。

一、日本の商工業の大部分を支配してきた産業上および金融上の巨大な企業連合体を解体する計画を促進する。

この方針に則つて財閥の解体は、どしどしと弾圧的に推進されていった。経済の混乱、無秩序、そこへ身にかかる民主化のつづて——、財界の旧指導層は茫然として立ちすくんでいたのである。それは当時彼等自身の口からきかれたように、まさに「財界は古い日本とともに亡んでしまつた」といった感じであつた。

三、財界の焼跡整理

まる焼けのあとにも焼跡整理はつきものである。財界にあつてもその通り——終戦の日からちようど一週間目にあたる八月二十二日、当時三井、三菱、住友、安田の四大財閥を基盤にして財界の骨格をなしていた「日本経済連盟会」（経連）の中に「平和対策委員会」がつくられ、戦後財界をどう持つていくかということを話し合つたのが、戦後経済団体再編成へのスタートであつた。しかし当時はいまだ連合軍も進駐していなかつたし、具体的な占領政策が発表される前であつたから、財界の平和対策といつても、別段はつきりした構想が抱かれている

わけではなかった。

一方政府でも、降伏調印の日の翌九月三日、日本経済の方向をどこに持っていくべきかについて財界の意向をきいてみることになり、東久邇宮内閣の中島知久平商工大臣は、日本経済連盟会（会長井坂孝氏）、重要産業協議会（同松本健次郎氏）、日本商工経済会（同藤山愛一郎氏）、商工組合中央会（同伍堂卓雄氏）の各会長を官邸に招き、日本経済をどうして收拾するかについて、意見を出してくれないかと頼んだ。しかしながら当時、経連と商工経済会とは永年の不仲でにらみ合っていたし、ひとつところに集まって膝詰めで相談するような気分はたやすくは湧いて来なかった。そこで重産協の事務局長をしていた郷司浩平が、思案のあげく、財界の大御所池田成彬氏をかつぎ出した。彼は工業倶楽部で四団体の主脳を一人づつ招いて説得に努めたが、それによつてようやく四団体協力の気運が生れたという。

かくて九月八日「四団体が共同して戦後経済問題処理委員会をつくり、総智を動員して経済界の戦後処理を考える」という線の答申が中島商相のもとに出され、この線にそつて九月十八日「経済団体連合委員会」が生れた。十月一日金融統制会を解体して新発足した「全国銀行協会連合会」も十一月二十日経済団体連合委員会に参加した。経済団体連合委員会の会長、事務局長は経連の会長と事務局長がそのまま兼ねることとしたので、井坂孝氏が会長、植村甲午郎氏が事務局長となつたが、程なく井坂氏が病死したため、重産協会長の松本健次郎氏が井坂氏のあとをついだ。一方重産協は統制会の中央機関としての性格を持っていたので、二十一年二月重要産業団体令が廃止されたのと一しよに解散した。

重産協育ての親ともいふべき元事務局長帆足計は、終戦の前年の十九年秋、戦争はこりごりだといったため憲兵隊に引っぱられていたが、二十年秋十月ごろに釈放され、古巣である工業倶楽部会館に顔を出した。一方郷司浩平は、帆足が逮捕されたあとをついで事務局長になつていたのであるが、帆足が自由の身になつてからも、松本健次郎氏が「そのままやつておれ」といつたので、その椅子に居坐つていた。帆足にしてみれば、昭和五年経連事務局に入つて以来経済団体とは深い因縁で結ばれていたことでもあるし、戦後自分の再出奔に當つても経済団体とともにありたいことは人情であり、形式的には何の役職も持たず無任所で、重産協事務局長室に郷司となり合つて席を占めていた。経済団体の幹事役としてはエキスパートの郷司と帆足が、工業倶楽部三階の窓からあわただしい戦後経済の動きを眺めながら、財界の将来、経済団体のあるべき姿を論じあつていたと思えばよい。

戦後における労働攻勢の激化にそなえて、経営者が連合してこれに対抗しなければならぬという考えも、終戦直後から芽生えた。二十年九月一日、工業倶楽部主催の「時局対策委員会」という会議体がつくられ、ここで「経連の中にある労働問題専門の委員会を再開して活発にしよう」という意見も出たし、また十一月には工業倶楽部会員有志の集りである「同人会」では、労働法制の研究がはじまつていた。しかし、この問題が具体的な動きとして軌道に乗つて来たのは、二十一年二月経済団体連合委員会主催で使用者団体をつくるために開かれた懇談会においてであつた。この会合に集まつたのは松本健次郎、足立正、膳桂之助、諸井貫一、植村甲午郎の各氏などであつた。労働問題を専門に取扱う財界の組織としては戦前に「全産連」があつたが、膳桂之助氏は久しくその団体のきりもりをして来た。また足立正氏は元全産連会長藤原銀次郎氏の王子製紙における直系の後輩である。

そうした関係から膳、足立の両氏はこの問題の幹事役となり使用者団体をどうしてつくるかについて案を練った。その結果、三月になつて、一応地域別、業種別の経営者団体をまとめて連合会をつくるという案が出来、三月十五日その準備会が生れ、膳氏が準備委員長となつた。同氏は早速、案を携えて総司令部に了解を求めにいったところ、当時米国から来日していた「労働諮問委員会」（議長パウ・スタンチフールド軍事動員及再編局労働資源顧問）は「日本ではまだ労働組合を育てる段階である。従つていますぐに全国的な経営者団体をつくることは、民主的な労組の成長をさまたげる。しかし地方的な団体をつくるぐらいはよろしい」という意見を述べた。

そこで先ず六月二十七日「関東経営者協会」が創立され、続いて九州、関西と経営者協会が生れていった。関東経協の委員長は足立正氏、副委員長兼事務局長には諸井貫一が推された。

こうして財界の焼跡整理は進み、再建の杭が打たれていった。

四、経済同友会の誕生

経済同友会が生れたのはこのような段階においてである。たとえてみれば焼跡整理にくり出された青年団が、「もう昔のような古めかしい大きな家をたてるよりは、新しいスマートな、そして実用的な家を建てようではないか」と気のあつた同志で設計し出したようなものである。

この空気を少し固苦しい言葉で言いかえてみるとこういうことである。

一、旧い財界の実力層は、戦争経済推進の責任上から、また、民主化政策が前進してくるにつれて、日一日とその発言権を弱めていった。

二、経済団体の再編成は行われつつあったが、一方においてむしろ労組勢力の育成が先だという基本政策がとられていた関係から、業種あるいは地域にまたがる総合的団体の設立準備は、なかばためらいながら行われていたに過ぎなかつた。

三、しかし半面において、米國が日本占領の主役を演じている以上、日本の経済体制を急に左旋回して社会主義化させることはあるまい、といういわば民主化の限界も、十分に推測することが出来た。

つまり旧い資本主義とその指導者群が退場し、新しい資本主義とその担い手の登場が約束されていたのである。丸の内の一角に古くから居をかまえている工業倶楽部の建物は、つねにその時代を背負つて立つ財界人グループの集會に、その場所を提供して来たのであるが、いまや古い常連は遠のき、新しい常連たちの來訪を待つていた。財界の奥座敷は民主的に解放されて誰でも入れるようになったのだ。

経済同友會は、こうした氣運のうちに、工業倶楽部のそここの部屋で、一種自然発生的に成形されつつあった。その原型は、合部屋における帆足、郷司の懇談のうちに出来かかつていたのかも知れない。あるいは重産協における若い経営者たちの議論のうちからとび出して来たのかも知れない。あるいはまた工業倶楽部会員の中の二世財界人がつくつていた「火曜會」における雑談のうちに芽生えて来たのかも知れない。——しかしむしろ、

これらすべての動きが「経済同友会」を、知らず知らずのうちに生みつつあつたといった方が、なおしっくりしているようだ。

要するに、決定的なのは時の勢であり、その勢が脚本をつくり、舞台をしつらえた、そこへいくたりかの名優が現われ、稽古を重ねてのち、ついに本公演にまで持つていったのだ。稽古はみんな熱心であつた。誰が「本読み」をやつたか、誰が「振りつけ」をしたか——それらはむしろ第二義的のことである。このような感じをひつくるめて「すべてはじまりは伝説的である」といつたのだと了解されたい。

ともあれ、ある進んだ段階において、経済同友会結成の主導力となつていたのは次の面々であつた。（カツコ内は当時の役職）

諸井貫一（秩父セメント常務）、青木均一（品川白煉瓦社長）、桜田武（日清紡績社長）、大塚万丈（日本特殊鋼管社長）、藤井丙午（鉄鋼協議会事務局長）、堀田庄三（住友銀行東京支店長）、野田信夫（三菱重工業調査役）、永野重雄（日本製鉄営業部長）、川北禎一（日銀理事）、鈴木治雄（昭和電工常務）、鹿内信隆（日本電子工業常務）、郷司浩平、帆足計

これらのメンバーの多くは、重産協の会合に顔を出していた中堅層と、火曜会所属の二世財界人である。郷司と帆足は財界の幹事役としての立場上、具体的な結成準備の中心になつていたが、帆足は重産協の後身である日産協の創立という仕事にむしろ専念していた。また全国主要都市への呼びかけに応じて、次の人々も積極的に結

成に参加することを表明していた。

岩井雄次郎（岩井産業社長） 栗本順三（栗本鉄工顧問） 牛尾健治（神戸銀行頭取） 川勝伝（寺田合名理事） 鈴木万平（東洋紡績社長） 松本幹一郎（明治鋳業社長） 麻生太賀吉（麻生鋳業社長）

右のうち松本、麻生は九州財界の若い担い手であると同時に、火曜会のメンバーであつた。

いよいよ創立というところには、發起人として加盟を申込んでいたものが八十名に達していた。諸井は推されて新団体の代表に就任することを承諾したが、彼は当時こんな心境にあつたようだ。

「日本経済を再建するためには、かねも要るし、ものも要るが、最も大切なのは人である。ところがかつて財界を引つばつて来た人たちが退いてしまつた以上、これにかわる指導者をつくり上げねばならない。そのためにはこれから発足しようとするこの団体をしつかり育成するのが一番よい」——と。

そこで諸井は意を決して同友会の成長を熱心にたすけることとしたのであつた。

創立総会は四月三十日午前十時、丸の内の工業倶楽部で開かれた。鹿内信隆の司会で、藤井丙午が世話人を代表して挨拶に立つた。彼は「重大な事態を前にしながら政府は無為無策である」として政治の貧困を指摘したのち、次のように弁じた。

「政府のみではなく財界でも、その指導者たちは形式的な民主化に表面をつくろい、旧い型の資本主義をその

まま温存しようとしている。また新しい産業経済のあり方について、時代的な感覚を持ち合せていないのは遺憾である。ここで活発なのは独り労働組合運動だけである。この運動の中から新日本建設の原動力が芽生えているように見えるが、しかしこれとて多分に衝動的であり、今後さらに正しい方向に進むように気をつけねばならぬ点が多いように思われる。

このような状態は我々中堅経済人の奮起を促している。我々は自らの知性、感覚、熱情に訴え、産業経済のそれぞれの分野にあつて、日本経済の再建に積極的に寄与せねばならぬ。この至情が凝つて今日経済同友会を結成するにいたつたのである」

さらに彼は次のように官僚行政の打破を叫んだ。

「たとい政権が民主化されても、産業経済政策の実際は官僚陣営の手に委ねられている。我々経済人は、現実の職場に足を下した正しい知識と経験をもつて、積極的に政策面に参画することを大きな役割としたい」

議長に選ばれた諸井貫一は「経済同友会は進歩的な中堅経済人の組織である。どこまでも生産を基盤とし、経済職能人としての立場から経済再建の諸問題を研究し、これを経済政策の立案にまで高めていくようにすべきである。また我々全員は相互に啓発しあい、同志的結合を固くして目的に邁進したい」と強調した。

野田信夫は、同友会の性格について「この会は経済事業を行う団体ではないし、また単なる研究団体でもない。いわんや無目的の親睦団体では決してない。要するに、日本経済の民主化促進ならびに平和国家建設に寄与

する経済人の同志的結合体である」と説明した。経済同友会が今日まで一貫して持つて来た「実践する団体」の特色は、この時すではつきりと自覚されていたのである。

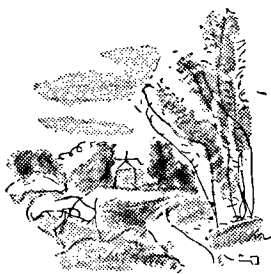
世話人会は第一年度の幹事を選考して次のように決めた。

青木均一、磯村乙巳（保土谷化学社長）、岩井雄次郎、牛尾健治、大塚万丈、金井寛人（日本塩扱社長）、川勝伝、川北禎一、栗本順三、小池厚之助（山一証券社長）、郷司浩平、桜田武、鹿内信隆、島田藤（島藤組社長）、清水康雄（清水組社長）、鈴木治雄、鈴木万平、武富英一（大成建設社長）、寺田栄吉（大日本紡績常務）、永野重雄、野田信夫、萩尾直（東芝柳町工場長）、藤井丙午、帆足計、堀田庄三、松本幹一郎、森曉（昭和電工社長）、諸井貫一、渡辺忠雄（三和銀行常務）

こうして経済同友会は発足した。第一回幹事会は五月八日、工業倶楽部で開かれた。初代の「当番幹事」には、諸井、郷司、帆足の三名が選ばれた。郷司は事務局長を兼ねることになった。諸井ははじめにこう言った。「自分が財界の先達宮島清次郎さんにきいたところによると、大正六年銀行家に対する工業家の結集を標榜して日本工業倶楽部が出来たとき、当時の会員は、『これからわれわれ自身のものをつくり上げるのだ』という希望に燃えて、せつせと倶楽部に通つたということである。いまや我々も、新しい我々の団体を立派に発展させるために、互いに協力していかうではないか——と。過去の因習や格式から解放され、また背後にある会社の立場にもとらわれず、すべての会員が自由な個人として、十分に論議をつくし啓発し合うという経済同友会の性格

は、まさに民主化の時代にふさわしいものであつた。それは創立の日すでに前途の發展を約束されていたといつてよい。

一方帆足は、重産協解体のあと、その後身ともいうべき「日本産業協議会」の創設に努めた。同友会の生れた年の八月十六日経済団体連合委員会が「経済団体連合会」として改組されたのと同時に、日産協も設立をみた。また経連はこれより早く五月二十日「發展的解消」を声明して大正十一年以来の長い財界君臨の歴史を閉じた。戦後の経済団体再編成は一応このあたりで一つの段階を画したのである。



第二章 草創期の活動

一、発足当時の労働・経済状態

経済再建の選手をもつて自任した経済同友会は、先ず何から手をつけたか——このことを述べる前に、物情騒然たる当時の労働経済状態を概観しておいた方がよさそうである。

創立総会の翌五月一日は、十一年ぶりに再現された第十七回メーデーであつた。東京では皇居前広場に約二十万人の労働者、学生が参加、赤旗の波のさわめく中で、「保守反動政權反対、社会党を首班とする民主人民政府を即時樹立せよ」などの決議が行われた。このメーデーに示された大衆の圧力は、当時最も差し迫つた問題となつていた食糧獲得に向けられた。「食糧の人民管理を実現するために、一大デモンストレーションをもつて、人民の意志を無視して出来つつある吉田保守党反動政府を粉碎し、民主人民政權確立の闘争に起ち上れ」といういかめしい共産党の声明に應じて、五月十九日皇居前に二十五万人の労働者、農民、市民が集まり、飯米獲得人民大会、いわゆる食糧メーデーをくり広げた。あたかも吉田自由党総裁は組閣の最中であつたが、組閣本部である総理官邸はデモにとりまかれ、また共産党の徳田球一氏らが決議と要求を携えて官邸にのり込むなどの強圧の前に、吉田総裁は一時組閣を断念せざるを得なかつたほどであつた。四月二十二日幣原内閣が総辞職してから第一次吉田内閣が五月二十三日に成立するまでの約一カ月間は、まさに革命的昂揚の中における半無政府状態を現出し、空前の政治危機であつたのだ。

労働攻勢は二十一年に入つて組織的に發展し、三月一日労組法施行とともにいよいよ力づけられ、さらに政治的デモにまで高まつていつたが、この労働攻勢の波を政府は手をこまぬいて眺めていたわけではなかつた。また占領当局もいつまでもこれを黙認してはいなかつた。先ず政府による反撃の第一歩は二十一年二月一日内務、司法、商工、厚生各相によるいわゆる四相声明であつた。これは一月末日本鋼管鶴見製鉄所の生産管理闘争から派生した暴力事件を契機に出されたものであるが、これによつて「労働争議における暴行、脅迫または所有権侵害に対して、政府は今後これを看過せず、断固処断する」ことが明かにされた。当時これが総司令部の了解によるものかどうか問題になつたが、経済科学局労働課長代理コンスタンチノ大尉は記者会見で「四相声明を承認したこともないし否認したこともない。問題が起きた時は、日本政府の裁判の決定による」と述べ、総司令部の労組に対する考え方の転換がほの見えた。この四相声明について当時言論界でも「労働運動全般にわたる現内閣の弾圧政策の片りんをうかがわせたものである」（二月三日、毎日）とて、労組の自重を要望する声が出て來ていた。

果してメーデーを境にして総司令部の態度は明かに一変した。即ち五月十五日の対日理事会でアチソン米代表は、同會議に提出されたメーデー決議による諸願書を手にして「アメリカは共產主義を歓迎するものではない」と言明、さらに食糧メーデーの翌五月二十日には、マツカーサー元師は「訓練されていない分子がやりはじめている暴力行為は今後続けることは許されない。そうした行動は秩序ある政治をおびやかすのみならず、占領それ自体の根本目的とその安全性に対しても脅威となるものである」とて、大衆示威運動の行過ぎに対する重大な警

告を發したのであつた。ここにおいて労働運動の限界と、総司令部の抱く「民主化」の性格が明かになつた。総司令部はいわゆる資本主義的に合理的な経済、労資間におけるフェア・プレーの再建されることは期待していたが、労組の指導者が民主化の名のもとに資本否定の方向に労働運動を引きずつて行くことには、断固としてこれを阻むということがわかつたのである。

次いで吉田内閣は六月十三日、「社会秩序保持に関する声明」を發表、「爭議に際して暴力が使用される時には嚴重取締る」こと、および當時さかんに行われていた生産管理職務に対しても、これは「正当な爭議行為と認めたい。これを放任しておくついに企業組織を破壊し国民経済を混乱に陥入れる恐れがある」と述べたが、このようにして、労資関係を軌道に乗せようとする政府の積極的な意図は漸次明かになつて來ていた。

一方、経済政策においても、政府はもはや手放してインフレを放任しているのではなかつた。二月十七日には「金融緊急措置令」を、三月三日には「物価統制令」を、相次いで出し、またいわゆる「五百円生活」の枠も打ち出した。さらに戦時補償の打切り、財産税の徴収など一連の戦後整理措置をも積極的に構想として描いていたという段階であつた。おくればせで、しかもしぶしぶではあつたが、見かけは恐しい荒療治を、総司令部の後でやり出していた。

その過程をみるとかういうことである。——大体戦後約半年の間政府が爆発的なインフレに対して放任の態度をとり何らの策をも講じなかつたのは、一挙に恐慌が到來することを恐れたからであつた。はつきりいえばイン

フレのおかげで企業は倒壊を免がれ、終戦による打撃から立ち直るだけの時をかせぎ得たのであり、ひいては企業に莫大なかねをつぎ込んでいた銀行も傷をあらわにせずすんだ。これはまた社会不安をある程度緩和したのであつた。むずかしくいえばこのインフレは日本の経済をまもるためにそのまま放っておかれたのであり、従つて総司令部もある程度まではこのインフレ放任政策を容認していたふしもあつたわけだ。

しかしこうした政策がいずれ壁につき当るのは当然である。即ち物価の奔騰に伴つて生計費がかさばつた。生鮮食料品の統制がはずされた。(二十年十一月二十日)そこへ財産税徴収のうわさが流れたので換物運動がはじまつた。こうしたことから急に現金に対する需要が高まつて来て銀行預金がどんどん引き出されて来た。こうなつてはもう手放しではおられない。そこで政府はついに二月十七日金融緊急措置をとつた。つまり旧円を強制的に銀行に預けさせ、預金の払出しを制限し、月五百円の新円生活を打ち出したのであつた。このモラトリアムによつて銀行はほつと一息ついた。これによつて銀行の資力は強化された。まさにこの頃から産業部門に対する銀行の発言権が強くなつたのだ。

政府は金融緊急措置に次いで、三月三日物価統制令を出して、いわゆる「三・三物価体系」というものをうち立てた。これはお米と石炭の価格を中心にして、食糧、工業製品その他の価格を決定し、またこの価格の体系のもとで標準的世帯の生計費を五百円と決め、さきの金融緊急措置の効果と相まつて「五百円生活」を物価の面から裏づけようとした。なおこの価格体系をくずさないために、その中心をなすお米と石炭に対しては、生産者価格と消費者価格との差について価格調整補給金というものを支給することとした。生産原価よりも安く売つて物

値安定に協力させるために政府から差額を補つてやるのである。

こうしたいろいろの手段によつて、政府はインフレを抑え、経済を安定させて、半身不随になつていた生産力に活を入れようとしたわけである。しかし病根はなかなか深かつた。これらの思いきつた措置をとつてもインフレは止らなかつた。金融緊急措置によつて一時少くなつた日銀券も、翌月から増大しはじめた。また公定価格もこれを毎月改訂せねばならぬというありさまであつた。貸金と物価の悪循環が起つたのである。即ち政府職員以外の労働者は生計費のあがるのに応じて賃上げを要求、次々にこれを貫徹していつたが、それがまた物価にはね返つていつたのである。

こうした根強いインフレ傾向を前にしながら第一次吉田内閣（金融措置から三月のちの二十一年五月成立）の石橋蔵相は、資金のより一層の注入によつて生産の再開を推進しようとする意識的なインフレ政策をとつたのである。これは戦後インフレの第二期と呼ばれている。即ち石橋蔵相は七月二十五日、第九十議会の財政演説でこういつた。「国に失業者があり、遊休生産要素の存する場合の財政の第一要義は、これらの遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開せしめることにある。この目的を遂行するためならば、たとえ財政に赤字を生じ、ために通貨の増発を来すとも何ら差支えない。それどころか、かえつてこれこそ真の意味の健全財政であると信ずる」と。まさに石橋蔵相は典型的な自由経済論者であつた。

二、「生産管理問題」を検討

背景の叙述が少しくどすぎたようだが、要するに「大変な時期であつた」ということがわかれればよいのである。——インフレの激化、労働攻勢の異常な昂揚、こういう状態に配するにようやくと目的意識を持ちはじめた弱体政府があつた。そして財界はどうであつたか。当時総司令部にいた米人の学者の目にはこううつていた。「経営者側についていえば、労働組合の積極的戦術に押されて、極端な無抵抗意識にとらわれていたために、多くの経営者は重要な経営機能を組合に渡すという状態になつていた。そして全般の状況は混沌たるものがあつた」と書いている。

このような混沌とした状況の中で経済同友会はどうして経営者の道をきり開いていこうとしたのか。当時の気持は恐らく次のようであつたと思われる。即ちこの段階においては、旧い資本主義的な考え方をもつて、労働攻勢と正面から対決するようなことは無意味であつた。白紙の立場に立ち返つて、日本経済の現状を足もとから見直すことが必要であつた。先ず「民主化」ということをじっくりと考えてみることであつた。狂瀾怒濤の中で却つて独り意気さかなな労働組合のいうことに、落着いて耳を傾けることも無駄ではなかつた。——かくて五月初の幹事会では、諸井貫一の發議で、当時要路に配布されていた外務省調査局特別委員会調製の「日本経済再建の基本問題」というパンフレットの研究することに決めた。その他進んで経済状況について専門家の話をき

くことを申合わせた。差当り当面の問題について対策を検討するため「労働問題研究」「補償打切対策研究」の二つの委員会をつくつた。野田信夫、堀田庄三がそれぞれ委員長に推された。なお各政党の政策をきくため「政策研究会」を設け、諸井当番幹事がこれを担当することとした。

こうして同友会の仕事は勉強からはじまつたのである。勉強の内容に少しふれてみると「日本経済再建の基本問題」研究会は六月中に前後三回にわたり、日比谷の市政会館の一室で、そのパンフレットを中心になつてまとめた大来佐武郎技官を講師として開かれた。この論文についてはその後九月半は大来技官からの要請で批判の会が開かれたが、その席上、郷司浩平、鈴木治雄などから、(一)原子力産業の革命的性格について全然触れていない、(二)労使問題の基本的な分析と対策が明かでない、(三)企業の経営形態に対する具体案がない——などと、實際家の立場からの割合突込んだ批判がなされた。同友会の批判精神は出足から健在であつたわけである。

また六月、渋沢敬三元蔵相を招いた会では、同氏から「日本の経済人はいままで統計に無関心で、すべて思いつきによつて仕事を進めて来た。従つて経済再建という重大問題に当面しても、数字に基づく計画が樹てられない実情にある。今後は民間人が特に統計に関心を持つよう努めてほしい」と説かれ、一同感銘したという。いまから考えるとおかしいようだが、当時は「数字」の重要さを感激をもつて再認したのである。

勉強ではなく意見活動として最初に取組まれた問題は「生産管理」と「補償打切」であつた。生産管理は有力な労働争議手段として当時さかんに行われ、経営陣営が直面している問題であつたし、また補償打切は政府が「これを実施する」との方針のもとに準備していた問題であつた。

生産管理は二十年十月読売新聞争議ではじめて行われた戦術で、ついで十二月には三井美唄炭鉱、京成電鉄の争議でも採用された。しかしこれが一般化したのは二十一年に入ってからであつた。賠償問題の未確定、資材不足、インフレによる見通し難などから、経営者が生産再開に手をつけられなかつた状態につけこんでの新しい争議手段である。当時の労組側の感覚としては次のようであつたと考えてよからう。ある左翼の労働評論家はこう書いている。

「労働者は自分たちの生活権を確保してゆくため、戦争によつて荒廃した生産を復興し、軍需産業を平和産業に切りかえてゆかねばならぬことを知つていた。一方独占資本家たちは、生産サボによつて一切の戦争の負担を労働者をはじめとする勤労人民に転嫁し、物資の隠匿とインフレーションによつて私利をほしきままにしようとしていた。こういう状態のなかで、生産管理は資本家階級に打撃をあたえうる最も有効な戦術であつたばかりでなく、一般市民、農民をふくめた広汎な諸階層の利益とも一致していた。」

ついでにもう一つ引用してみる。生産サボについてである。

当時、中労委員長として生産管理問題の処理にも関係のあつた荒畑勝三（労組側）、桂梟（中立）、岡田完二郎（使用者側）の各氏の回想によるとうだ。（中労委編「労委十年の歩み」より）

荒畑 「生産管理というのは、とにかく共産党が初めから方針として打ち出していたものです。日本の産業復興はゼネストと生産管理だということを、方針としていましたからね。」

桂 「その当時、向うの連中は経営者のサボとさかんに云つたものですが、實際サボだつたのでしょいか。意識的にサボをしたのか、それともどういふふうにして手をつけていいかわからないから資材を抱いていたのか。」

岡田 「サボじやない。資材もないのです。やろうとしても實際できなかった。経済が動いていないから……。それをサボと言つたのです。」

つまり「サボるつもりはないけれども、サボらざるを得なかつた」のだ。これは個人の意識ではサボではないかも知れぬが、社会的にはやはりサボであつた。要するに日本の国民経済はまさに行詰つていたのである。

生産管理問題を検討した同友会の労働問題研究委員会でもこうした見方に立つていたものらしく、七月上旬にいたり「現在の特殊事情からみて生産管理を全面的に否認することは必ずしも適當でない」との結論を出した。その主な理由は「最近企業経営者中には、生産意欲の低調なもの、経営の改善に無関心のものがあることは事實である。かかる企業で罷業、怠業を行うことは、爭議手段としての有効性がほとんど失われる」というにあり、労組の爭議権の有効な行使に対して、これを必然的なものとする見解を表明していた。そうした見解の根底としては「当時、経営者が企業を放てきして逃げてしまつたような無責任なことも時々あつたが、とにかく物資欠乏の際、生産をあげることが大切でもあるので、そのような場合には生産もやむを得ぬだろう」といつた實際的な氣持が横たわつていたようである。

委員会の案は、生産管理に対して次の措置をとることを主張している。

一、通常の業務を通常の経営者が行う方法によつて継続する限り、業務と生産を一時的に従業者の手で行うことについて、官憲は干渉を差控えること。

一、生産管理に暴行、脅迫、不当な財産処分が伴う場合は、その個々の行動について取締を行う。

一、生産管理が行われるにいたつた場合、使用者側、労働者側は労働委員会に通報すること。

要するに、現実に生産が行われてしまった場合、これを仲裁によつて円満に解決しようという点に重きをおいているのであるが、あたかもこれより約一カ月前の六月十三日、吉田内閣が「社会秩序維持声明」で「生産管理を合法と認めず」との見解を公式に表明したあとでもあつたためか、この案が提出された七月十日幹事会ではかなり激しい論戦が行われ、結局発表を見合わせることになつた。この幹事会における論争は、経済同友会に底流していた民主化をめぐる二つの思想の対立を示すものであつた。これは同時に当時の財界における考え方の上での二つの流れを反映していたともいえる。しかも同友会においては、長い目でみて、どちらかといえば進歩的な考え方の線が一貫して保持されて来たかとみてよからう。

三、「国家補償打切」に声明

当時財界の当面していた主要な問題は戦時補償の打切であつた。はじめに問題の経過をたどつてみ

る。——この問題の発端は二十年十一月二十二日、総司令部が「戦時利得税および財産税の創設」を指令したとである。つまり「日本人のすべてに戦争はもうからないことを示すために、昭和二十一年中に戦時利得を排除する法案を議会に提出する」ことを日本政府に命じた。次いで総司令部は十一月二十五日「戦時補償の凍結」を含む財政改革を指令した。

そこで時の政府も問題の検討に入つたが、それが成案にいたるまでには次のような諸段階があつた。

一、幣原内閣の渋沢蔵相が先ず立案し、二十一年一月に発表した。これは財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税の三税を設け、合計一千億円を徴収する、これによつて富の再分配を徹底的に行うとともに、その税収を国債の償還に充てて財政の整理健全化を図り、インフレ防止、経済再建に資するという構想である。この考え方によると政府は戦時補償を支払うが、「やるものはやる代りに、とるものもとる」という線であつた。

二、二十一年五月、日本の税制改革援助のため、レオ・チャーン氏が米國から来日、政府の財産税計画を検討した結果、戦時補償を全面的に打切ることによつて名目資産を整理する方が適當であるという結論に達した。そこで「戦時補償は打切るが、財産税の規模は小さくし、法人財産税はとらない」ことになつた。つまり財産税は個人財産税一本となり、税収見込額も当初の一千億円から四百三十五億円に減少した。つまりこれによつて法人に対しては「とるものをとらないが、やるものもやらぬ」という考え方になつたのである。

三、七月十九日の対日理事会においても、ソ連、英國の両代表が補償全面打切を提案するにいたつて、この問題は決定的となり、吉田内閣は八月八日の閣議で、戦時補償全面打切を正式決定、直ちに準備に着手した。

こんどは財界の動きである。——戦時補償打切が確定するまで、財界の反対は非常に強く行われた。政府がその結論をためらったのもそのためであるが、チャーレン氏の来日や対日理事会の強い空気によつて、財界もついに反対論を引込めざるを得なくなつた。当時財界においても水ぶくれした「擬制資本」は切りすてた方がよいということはわかつていたのであつたが、これを急激に実施すれば忽ち大企業が破産に瀕し、それはさらに銀行資本にも決定的な影響を与え、資本主義の基盤である信用制度を崩壊に導くことが恐れられていたのである。数字で説明すると二十一年三月末の全国銀行勘定で銀行の総貸出額が千百十億円、そのうち七十五%にあたる約八百三十五億円が軍需融資その他補償打切で影響を蒙る貸出であつた。従つて企業のみならず銀行も補償打切に反対していたわけであつた。

経済同友会は堀田庄三を中心に国家補償問題研究委員会を設け、大体右のような立場から「打切には強く反対する」という線で検討していたが、もはや打切決定の線が動かさなくなつてしまつたので、その及ぼす影響の面から問題を取りあげ、政府の善後策を要望するという態度でのぞむことになつた。影響面として恐れられたのは、打切後における企業整備と、これに基く失業の増大、および生産の減退についてであつた。当時、厚生省が明かにした二十一年末の推定失業者数によると顕在五百十七万人、潜在二百十五万人、計七百三十二万人であつたが、そこへ補償打切に伴つて企業の整理が行われると二百万人からの失業者が新たに出ると思はれていた。さて経済同友会は七月十日「国家補償処理に関する声明」を決定、十一日発表した。これは同友会が公式に発表した最初の意見書であつた。

意見書は先ず「政府はこの未曾有の大外科手術を、果して社会的、経済的秩序を混乱せしめずして断行できる自信と具体的な方策を用意しているのだろうか」と問い、次の問題点を挙げている。即ち

(一) 補償打切によつて債務が支払えなくなつたために整理される企業は、必ずしも今日の日本にとつて役に立たない企業ではない。これをどうして生かしてゆけるか。

(二) 企業整理の結果ほうりだされる大勢の失業者を救う計画を持つてゐるか。これをすてておけば社会不安と思想の混乱を来すであらう。

(三) 信用組織の破壊を防ぐために間違ひのない手を打つべきだ。

意見書は最後に、問題进行处理するに当つて官僚が得手勝手なまねをせず、議會、言論機關のほかに、有力な経済団体、労組など専門家層の意見も十分に尊重し、官民の相談すくでやつてもらいたいと要望している。

このような要望は適切であつたので政府もこれを参考にしたらしい。即ち政府は(一)金融緊急措置令施行規則の改正、(二)会社経理応急措置法および金融機関経理応急措置法の施行、(三)企業再建整備法および金融機関再建整備法の施行——といった一連の措置により、補償打切の結果、企業および金融機関が蒙る損失を一定限度に食い止め、倒産を防止することに努めた。またこれらの措置の一環として「復興金融金庫法」が十月八日公布、その正式開業日である二十二年の一月を待たずに、八月から興銀の復興金融部で同じ性質の業務を開始したのも、国家補償打切によつて企業がかねの面で余り困らないようにするための対策であつたのだ。

四、初の臨時総会開く

経済同友会は九月六日工業倶楽部で臨時総会を開いた。発足後約四カ月であつたが、会員は一般会員百六十九名、特別会員十一名、計百八十名に達していた。創立総会の時の二倍以上である。

当時の事務局日誌にはこんなことが書いてあつた。「我々の会の活動は各方面の注目をひき、毎日のように入会申込や活動状態の問合せが殺到するという盛況ぶりである。幹事諸君もまた、この暑さにめげず、活発に動いている。このことはわが国の経済再建に、あるいは経済民主化に、我々の会が担っている役割を自他ともに認めている一つの証左ではあるまいか」——また「注目の的の進歩的という同友会の特色を、早くはつきりと世間に印象づけるような業績を示したいものである」と。会員も、事務局員も一丸となつて、新しい使命に精進している様うかがえるではないか。

この臨時総会は「今後の運営方針を会員の総意に問うため」開かれたもので、大塚幹事の開会の挨拶について諸井幹事が議長となつて、進められた。

運営方針としては、部会を設置して組織強化を図ることとし、次の部会、研究会をつくることを決めた。

金融經理、貿易海運、技術、労働、経営（以上部会）

政策、経済民主化、海外経済（以上研究会）

五、「完全雇傭」の呼びかけ

国家補償打切に伴う企業整備によつて、多数の失業者が吐き出される見通しが強くなつて來たので、労働問題研究委員会では、さきの生産管理問題に対する意見をまとめた直後、七月末から「失業対策」の検討をはじめた。

この対策検討においては、すでにある失業者をどうして就職させまた救済するかということではなく、企業の再建合理化の過程で失業者を出すべきかどうか——という点が中心になつた。これについて経済安定本部および産別、総同盟の見解も参考的にきき、数日にわたつて討論したのち、多数意見を骨格として野田信夫委員長がこれを「失業対策に関する意見」としてまとめ、幹事会に提案することとなつた。

一方、さきに六月十三日、政府は社会秩序保持声明で「労資問題の解決は経営協議会で行う」との方針を明かにし、その線にそつて中央労働委員会は七月十七日「経営協議会指針」を答申していた。生産管理がさかに行われていた当時であるだけに、日常の会社業務運営に労使が話し合うことを立前とするこの「経営協議会」という機関は、労使双方にとつて大きな関心を集めた。労働者側としては「労働者の経営参加」を合法化する産業民主化の実現として受取り、経営者もまたこの機関をして「平和的交渉の場」たらしめ、争議を未然に防止する役割を担わしめようという意図から、これに賛成していた。

「失業対策意見」にはこの経営協議会の思想がおり込まれていた。即ちその活用によつて、出来るだけ失業者を出さないような方法で合理化を行い、またどうしても失業者を出さねばならぬ時には、労使合意のもとにこれを行うということを謳っていた。

「意見」の根底にある考え方は、さきの生産管理に対する見解にあつたと同じように、労働者の生活権を尊重するという立場にたつた進歩的なものであつた。しかし一面「意見」は労働者の建設的な努力をも要望していた。即ち

一、現在の状態では、企業合理化の犠牲は第一に資本家、次に経営者が負担し、労働者の犠牲は最後におくべきで、資本効率の確保よりも雇傭を重んずべきである。

一、労働組合もただ人員整理反対を叫ぶだけでなく、経営協議会を通じて民主的に、経営の合理化、労働の生産性の増進を実現することに積極的態度をとるべきである。

これが基本的態度であるが、その中で「企業合理化の犠牲」を蒙る順序を資本家、経営者、労働者と並べたのは、当時すでに「資本と経営の分離」といつた修正資本主義的な思想が、経済同友会では一応の常識になつてゐたことを示すものといえよう。同時に、それは当時検討されていた戦時補償打切に基く「企業再建整備法案」において、打切による損害処理を「先ず資本金の九割切捨によつて行う」という、旧い資本支配冷遇の考え方と一脉通ずるものであり、当時一般的になつてゐた「資本輕視」の風潮を物語るものとみることも出来る。

「意見」には次の諸点が含まれていた。

一、完全雇傭には賛成である。しかし就業者は自分たちの生活水準を下げても、失業者を出さないようにする必要がある。

その上でなおかつ生活水準を向上させるためには、労資協力して経営の「合理化」と「民主化」に努めねばならぬ。「合理化」は失業の潜在原因である努力、資材、資金の浪費を防ぐためであり、「民主化」は生活水準の圧迫と、合理化措置が、勤労者の一方的犠牲において行われないうための保証である。

一、完全雇傭は労働組合の堅実にして積極的な活動なくしては考えられない。そのために(一)「経営協議会」を通じて、労働生産性の増進を積極的に行い、給与形態も能率給、技能給本位に切りかえることを支持すること、(二)生産妨害を常習とする組合幹部や組合員につき責任を負うこと、(三)合理性を無視して、一方的要求を貫徹する組合でなければ「御用組合」であるとするような初期的な観念を清算すること——が必要である。

一、完全雇傭実現の第一責任は経営者にある。経営者は経営を民主化して従業員の協力のもとに主導的に奮闘すべきである。そのため資本効率より雇傭を重んずることが現在の我国ではやむを得ない社会的要請であることを自覚することが必要である。

要するにこの「対策」は、さきにもふれたように失業者をどうするかという失業の存在を前提とした対策ではなく、今後どうしても避けられない人員整理によつて、労使対立が深刻化し社会不安の起ることを未然に予防す

るために、「このような民主的な考え方に立つて、労使協力して完全雇傭を維持していこうではないか」という、労使双方への「呼びかけ」にほかならぬ。当時産別系組合を中心に「働くものの手による生産復興」の運動が展開され「産業復興会議」結成の気運が濃厚であつたが、この「失対意見」は、経営者側からこの動きに反応を示したという意味もあつた。

この「失業対策意見」が十月九日の幹事会に提案されるや、当時すでに労組側の十月闘争も高まつていたことでもあり、果して異論が出て、結局採否の決定は持越されるにいたつた。席上述べられた代表的な反対意見は次のようであつた。

一、いまの失業問題の原因は敗戦に伴つて産業の規模が小さくなつたことにある。従つて産業再編成計画を政府が速かにたてることが先決の問題である。

一、失業対策は経済再建の根本問題を前提としなければ考えられない。完全雇傭の問題にしても、資本主義体制でいくか、社会主義体制でいくか、その根本的態度を決めねば結論は出ない。

一、再建の障害の根本は労働者が働かないことである。働く意欲を出させるためには完全雇傭ではなく、むしろ失業者を思いきつて出し、失業者は失業者として救済していくことが必要なのではないか。

「就職者を出来るだけ離職させないで雇傭し、その線で完全雇傭を実現していこう」という意見と「労働者を働かせるために失業者を出した方がよい」という意見と、まさに「修正資本主義」思想と旧いオーソドックスの

資本主義思想との対照である。さきに生産管理に対する見解が論議された時と同じような意見の対立が、大体同じような発言者の間に見られたのである。



第三章 労使協力への試み

一、「十月闘争」に見解発表

第十七回メーデーを中心とする無秩序な大衆示威の波状攻撃は、ついに総司令部をして直接これに干渉させる結果となり、吉田内閣また従来と打つて交つた強い態度で労組運動に対処することとなつたが、この状勢を契機として、戦後發展して来た労働運動は、左右に大きく分裂することになった。昭和二十一年八月一日日本労働組合総同盟が実質的な結成大会である第一回全国大会を催したが、一方左翼の組合は八月十九日から三日間、全日本産業別労働組合会議の結成大会を開いた。前者に組織された労働者は八十五万五千名（組織労働者の約二十二％）、後者は百六十三万一千人（同四十三％）で、ここに総同盟、産別という二つの全国組織が対立する態勢となつた。

これよりさき六月、読売新聞労組は幹部の解雇をきっかけとして再び争議に入つたが、経営者側の態度は昭和二十年末の場合とちがつて強硬となり、組合側はこれを資本攻勢の激化とみて反撃に立ち、友誼団体の応援を得て対抗、争議は十月まで続いた。このように経営者陣営の立直りにつれて労組側も共同闘争による長期の抵抗を示すようになった。この傾向は八月産別が結成されたのを機にますます強まり、政治的色彩を持ったゼネスト的な争議形態が打ち出されて来たのである。

八月には全日本炭鉱労組茨城支部の七組合のスト、全日本鉄鋼労組のゼネスト、東芝関東労組連合会の二十四

時間ストがあつた。七月二十四日国鉄当局が申入れた七万五千名の整理案をめぐり、国鉄労組総連合会は九月十五日を期しゼネストに入ることを、八月十四日決定した。これに対し当局は九月十四日解雇を撤回しようやくゼネストを回避することが出来た。また船舶運営会も四万三千名の人員整理を発表したが、海員組合は九月十日から二十日まで五千九百余隻の船を停船させ、整理案を撤回させた。

国鉄と船舶運営会の整理計画をもつて「軍需補償打切の負担を労働者に転嫁する目的を持ち、秋における民間産業全般にわたる首切り合理化計画の先駆である」とみていた労働組合側は、前記国鉄、海員における勝利に乗じて、産別指導のもとに「十月闘争」を企てた。十月一日東芝労連五万名の労働者がストに入つたのを皮切りに、全炭北海道支部を中心にした四十六炭鉱六万六千名が十日からスト、十五日からは全映演の東宝がスト、その他全日本機器の一部も十八日からストに入るなど、産別系を中心に総同盟系も加わつてゼネスト態勢が昂揚していった。十月闘争のしんがりとして電産労組も十九日には五分間停電、二十三日には専用工場への送電停止を行うにいたつた。

産別会議が発表した十月三十一日現在の「十月闘争状況」によれば、要求を出した組合員数五十六万九千九百名、ストに参加したもの三十一万九千二百名、生産管理を行つたものの七千九百名であつた。

またこの闘争における特色は、要求内容および闘争方式に著しく政治的色彩を帯びていることであつた。九月十三日に出た産別本部指令はその活動内容を次のように明かにしている。

(一) 自己の職場の要求を掲げて闘争に参加し、さらにクビキリ反対、労調法反対を中心に闘争を統一、吉田反

動内閣打倒、民主政府をつくれという目標に結合する。

(二) 各地域別に独立したゼネスト態勢から全国的な大階級戦の雰囲気にもつてゆく。

(三) 宣伝隊、防衛隊など各種行動隊のほか、慰問班、調査班を組織し、とくに地方では農民との同盟に闘争をもつてゆく。

(四) 労働者大会や労働大会を頻繁に開き、首切り反対、労働法反対を決議、これを地方当局を通じて政府につまつけ、内閣打倒に持つていく。

(五) 吉田内閣打倒まで統一的行動し、勝手な行動をとらないこと。

このようなゼネスト態勢に対処して、政府は、非現業公務員のスト禁止、公益事業の争議における一カ月の冷却期間設定などを内容とする「労働関係調整法」を準備し、九月二十六日すでに公布していたが、予定より早く十月十三日からこれを施行した。

経済同友会はゼネストに対する態度を検討するため、十月十九日緊急幹事会を開いた。当番幹事の諸井、郷司、帆足のほか、野田、金井、浅尾、桜田、小池、鹿内、藤本の各幹事が集まり、意見を交換した結果、ストのあり方については、(一)争議中の費用を経営者側で負担するのは不合理であるから、これは支払わぬこと、(二)スト決行の可否は組合総会において秘密投票で採決、四分の三以上の多数決によること——の二点を今後何らかの形

で制度化するよう努めることを申合わせた。次いで事務局原案の「最近の労働争議に関する見解」を郷司事務局長から説明、「企業権の尊重」を何らかの表現で謳うべきであるとの修正意見をとりいれ、案文調整ののち同日発表した。

この幹事会においては、労働者のストを攻撃する半面、「政府としても食うに困らぬような政策を實行せねばならぬ、生活安定が得られない限りストの防止は困難だ」と、政府の無策をもあわせて攻撃する空氣が強かった。また郷司、帆足の両当番幹事から「産業復興運動を労働者だけで行うことは一方的であつて、これでは目的を遂行できない。経営者と協力するよう主張すべきである」との意見が述べられた。

「最近の労働争議に関する見解」では次の諸点が強調されている。

一、現状勢下の労組は、階級的立場よりも勤労者としての生産者の立場に、より以上の重点があることを再認識し、罷業権の行使については組合員の深甚なる反省を促したい。ましてゼネスト決行に先立ち十分に合理的な手段をつくさずしてストに突入するにいたつては、労組の健全な成長を阻害するものである。

一、ゼネストを政治闘争に利用することは民主主義に反する。労組の争議と労働者の政治活動は、その限界を明確にすべきである。

一、しかしながら今次ゼネストの根本原因として深刻な生活不安があるという事実を看過し得ない。物価体系の混乱、食糧政策の不適正、失業対策の貧困、インフレ対策の不徹底など、政府は民生安定のための手をつけていない。政府はこの事実を卒直に認め施策を進めるべきである。

一、他方企業経営者としては、ストに関し徒らなる反撃や、一時をつくろう譲歩によつて処理せず、経済再建の現場的責任者としての立場から、譲るべきは譲り、主張すべきは主張して合理的な解決を図らねばならぬ。

一、我々は日本経済復興の任務が勤労大衆の双肩にかかつていることを認める。しかしそれは階級的な意味における労働者のみを指すのではない。広義の勤労者、即ち企業経営陣を含めた勤労者によつてのみその実現を期待し得る。

一、総同盟、産別の企図する産業復興運動は結構である。しかしその根本的態度は、生産の面においてはどこまでも企業権を尊重し、経営者と協力関係に立つことに徹しなければ必ず失敗することを警告したい。組合が日本経済の実情に即した合理的立場をとる限り、我々も欣然これらの復興運動に協力する用意がある。

この「見解」は、根本的に次の二つの事柄を強く打出している。

(一)、労働組合に対して、その階級主義的な感覚、政治的偏向、全体主義的な組合運営を指摘し、是正を迫っていること。

(二)、半面において、企業権の尊重を前提として、労使対等の立場での産業復興を呼びかけていること。

従つて、この見解はさきに不発に終つた二つの意見、「生産管理」および「失業対策」におけるそれとは、考え方の根底においていささか感覚を異にしている。即ち、「生産管理」においては、たとい条件つきであつたといへ、**「企業権の後退」**が感じられた。また**「失業対策」**においては、「資本効率よりも雇傭を重んずる」あ

るいは「企業合理化の犠牲は第一に資本家、次に経営者が負担し、労働者の犠牲は最後におくべし」との考え方にある通り、資本および経営権を「労働権の尊重」の後方に押しやつていたのである。ところが新しいこの第三の見解においては、企業権を少くとも労働と対等の立場にしている。あるいはむしろ企業権が産業復興の前提として「尊重」さるべきであることを明確に謳っているのである。この意味において、これは経済同友会におけるいわば「経営者宣言」であると評してよからう。

見方をかえていえば「進歩的」な経済同友会、「民主化」を標榜する経済同友会は、そのいわゆる「進歩的」とか「民主化」が、当時の産別あたりの唱える「進歩的」「民主化」とは、根底において別のものであるということ、この「見解」ではつきりと表明したのであつた。そのような点を明確にしておいた上での、労働組合に対する「協力」の呼びかけであつたわけである。

さらに観念的につきつめて考えてみると、こういうことがいえないだろうか。——はじめ「経済同友会意識」は、経済の混乱の真只中に降り立つた。それはいわば「丸腰の経済人」としての意識であつた。あたりには意識を失つた資本と機能を失いかけた経営があつた。ひとり意識たかぶっているのは労働だけであつた。「これではいけない」——「丸腰の経済人」は、「経済人としての自覚」に立つて、経済の再建を意図した。そして先ず「経営技能者」という純粹の衣を身につけて、「労働者意識」に呼びかけたのであつた。「生産管理」の段階はまさしくそれであつた。「失業対策」における態度も多分にそれであつた。しかし「労働者意識」は「純粹」ではなかつた。それは「階級闘争」のよろいを身につけていた。ここにおいて「丸腰の経済人」は、「経営者」の

意識、しかも「資本を担っている経営者」の意識に目覚めたのであった。

「最近の労働争議に関する見解」は、このような経済同友会の一つの転機を物語るものである。「生産管理」以後わずか三カ月であるが、その三カ月における労働攻勢の昂揚が、「経済同友会意識」をここまで進ませる契機となつたわけである。

二、「経済復興会議」の結成

経済復興運動は、昭和二十一年の夏から秋にかけて、労働組合から提唱され、組織活動が進められつつあった。

先ず総同盟では五月末の拡大中央委員会で、副主事高野実氏から「生産危機突破産業復興に関する件」が提案され、次いで八月の第一回全国大会でこれを正式に決定して、産業復興運動に乗り出した。

一方産別では二十一年七月、傘下の全日本炭鉱労組を中心として、石炭危機打開のために「産業復興石炭会議」を結成したが、八月二十日産別会議結成大会第二日に、全炭書記長津々良渉氏から「産業復興根本方針」が提案されこれを可決、基礎産業を網羅する「産業復興会議」結成運動が展開されることになった。先ず十月七日、東京下谷公会堂でその結成準備大会が開かれ、前記「石炭会議」は産業復興会議の一部門（石炭部会）となった。次いで十一月八日正式結成を見たが、このころ各産業ではこのような動きに即応して復興運動が進められて

いた。電力危機突破協議会、石炭危機突破会議、通信復興会議、食糧会議、映画復興会議、地方別では北海道地方産業復興協議会、また企業別では理研総連合、日立総連合など同一経営体の職場で復興委員会が設置された。

経済同友会が「最近の労働争議に関する見解」において「我々も欣然これらの復興運動に協力する用意がある」と呼びかけたのは、こうした状況の時であつた。しかしこの呼びかけには「どこまでも企業権を尊重し、経営者と協力関係に立つこと」を前提としていたことは、前記の通りである。

ひるがえつて当時の経済状況はどうであつたか。——石橋蔵相は、生産を再開するためには、資金をつぎ込むことによつて遊んでいる設備や労働力を動員するよりほかに方法はない、との独得の見解のもとに、せつかく吸いあげた財産税や、まだ入つて来ない物納の財産税をあてにして、赤字公債を発行したり、「三・三物価体系」に基く石炭に対する価格調整補給金を思いきつて支出したり、また復興金融金庫の融資や日銀の追加信用によつて生産資金を積極的に供給するなど、インフレ政策を進めた。ところがその結果はどうであつたか。結局それは生産を増大させるというよりはむしろ物価騰貴によつて、国民生活を窮迫させるという悪い影響の方が強く現れた。金融緊急措置で一度おさまりかけていたインフレの眠りを覚めたのだからたまらない。面倒でも数字をあげてみよう。二十一年二月（緊急措置の行われた月）八六八（昭和九—十一年平均二一〇〇）であつた日銀卸売物価指数は、十月には一九九九、十二月には二二四九になつた。これは公定価格がしばしば引上げられたこと

による。賃金についてみても、実質賃金は戦前（昭和十一年平均一〇〇）国民経済研究協会調査）に比し二十一年二月二三・三であつたのが十月には四五・四とかなり向上したが、十一月からは下りはじめた。またかんじんの狙いであつた生産はどうか。ストックの食いつぶしによる「たけのこ」生産が緩漫に行われたというだけで、二十一年五月から秋にかけて大体横ばいを辿つていたのが、十一月ごろからは縮少再生産つまり先になるほど生産が落ちてゆく傾向が現われるにいたつた。こうなつては明かに政策の失敗である。

公約ともいふべき生産が逆にしりすばりになる半面「五百円生活」にしばられた労働者の生活は物価の値上りですすますやりにくくなつたのだから、労組が賃上げを要求し、ひいては政府の無策にくつてかかつて政治闘争に立ち上り、はては「働くものの手による産業復興」を唱え出したのも、無理からぬことであつた。

そこへ経済同友会が労使協力による産業復興を呼びかけたのであるが、これに応じたのは総同盟であつた。

これから同友会と総同盟の交渉がはじまるわけであるが、総同盟の産業復興運動に対しては、これよりさき経済同友会も関心を示し、七月十二日、野田、郷司両幹事らが総同盟ならびに社会党幹部と懇談したところ、総同盟案がいまだ抽象的で実現できる段階ではなかつたので、一応同友会としては見送つていたという前からのいきさつもあつたので話はやり易かつたのである。ところで十月十九日の「見解」を発表した同友会は二十一日労働部会（部会長野田信夫）を開き、今後労組側と協力して復興運動をやるに当つては「経営者の企業権を確立するとともに労働者の役割もまた正当に評価し、尊重する」という態度でのぞむことを申合せていた。

さて総同盟は十月二十六日、翼下労働団体および経済団体、技術家団体、官庁方面を招き「経済復興運動打合せ」を開いた。同友会からは郷司、帆足が出席したが、この会議で、名称は「経済復興会議」とし、各界から準備委員を出すことを決めた。次いで十一月四日には経済同友会側永野、野田、帆足、郷司、総同盟側高野実、松本健三の両氏、それに全日本労働組合統一協議会三田村四郎氏（日労も十月二十五日には「生産再建会議」を主唱していた）も加わり労使の懇談会を開いた結果、（一）基本条件として労使はあくまで対等の立場で協力し、互に経営権と労働権を確認すること、（二）産別に対しては、この運動の全体性に鑑み絶えず連繋を保つことを申合わせた。その後の経過は次の通りであるが、労使の間をまとめることが如何に困難であるかがわかる。

（十一月十一日）民主人民連盟宮内勇氏の斡旋により、野田、郷司、帆足は産別の聴濤議長、佐藤事務局長、小林書記長、佐々木電産共闘副委員長と会見、先方の胸を叩いた結果「今後とも時々会つて話し合おう」ということになった。

（十一月十三日）幹事会で野田幹事から、総同盟および産別との交渉のいきさつをきいた結果、経済復興運動の基本方針案を同友会でつくり、それをもとにして労働側の気持をひいて見ようということを申合わせた。

（十一月十六日）緊急幹事会で、経復運動について相談、次のような意見があつた。

（郷司）三月危機を切りぬけるためには外資を導入せねばならず、そのためには生産復興への態勢を整える必要がある。その意味からも経復運動を成功させたい。しかしこの会議を階級闘争の場所にされては困るから、いま行われている「経営協議会」の形をとり入れることをせず、経営権の原則を一応納得させてから運動

を進めた方がよい。

〔帆足〕産別側は金融資本が産業を牛耳ることを徹底的にやめさせるため、銀行を国家管理にすべしといきま
いている。

〔十一月十八日〕労働部会で、総同盟高野実、日労三田村四郎両氏から労組側の考え方をきいたが、これで運
動の性格は一層明かとなり、同友会も了承した。両氏の見解は次のようであつた。

〔高野〕正しい労組の役割は、平和民主革命においてあくまで主導性を持ちながら、産業復興運動を通じてあ
らゆる進歩的民主勢力をあつめて民族運動を展開、日本を再建することにあると信ずる。

生活保障は何よりも重要であるが、生産の裏づけもなく、ただ単に賃上げをやるだけではインフレを昇進さ
せるだけである。つまり生産を増強しなければ生活の向上がないということは分つてゐる。

〔三田村〕労使協力の基準は、労働者は経営権を認め、経営者は団体権、罷業権を認めるところにおく。

〔十一月二十七日〕幹事会を開き、総同盟高野氏、同友会帆足、郷司の間でつくつた「経済復興運動に関する
基本方針」を中心に話し合い、一部文句を直して承認した。

〔十二月四日〕幹事会を開き、「基本方針」を審議したが、堀田幹事から次のような不満の言葉があつたの
で、一部文句を直した。

「最近の復興運動をみると、いわゆる金融独占資本を打倒するため産業資本家と労働階級が共同戦線をとろう
と心がけているようにとれるがこれは心外である。いまでは昔のような独占形態は解体されつつあり、貸出の

面での民主化も銀行は卒先してやる覚悟である。しかし大衆預金をあずかる銀行資本の最後の一線として、経営内容の悪い企業に対してはどうしても融資を差控えなければならぬ。ところでいまの経復運動は皮肉に解釈すれば、産業資本が労働者と提携して、金融資本に全部の犠牲をおつかふせよというたちの悪いいき方だと考えられなくもない。本当のところ金融をのけものにしては経済の復興も成り立たない。」

（同日）臨時総会を開き、経復運動をいよいよ本気で進めてよいかについて会員の総意にきいた。野田幹事から「基本方針」の説明を行い、これを原案通り可決、経済同友会から出す準備委員の人選を決定した。なお会員から「産別が参加せねばこの運動も一方的になる」との意見あり、これに対し野田幹事から「産別に対してはいまだ数回しか会談していない状況であつて、大体基本的事項については意見の不一致はなく、さらに細目にわたつて懇談同調させるべく努力はしているが、目下のところ準備委員会総会に正式参加するところまで行つていない」と答えた。

（十二月五日）産別会議との第三回目の懇談を行つた。（第一回は十一月中旬、第二回は同二十八日に開いていたのである）産別側の「産業復興会議」の運動方針をきいた上で意見を出し合つた。主な問答次の通り。

（帆船）産別側では「金融独占資本の排除」といつているが、現在独占形態は解体しつつある。今後貸付資本としての銀行資本の民主化ないしは社会化の具体的方法は、当然とりあげられると見なければならぬが、資本の働きを原則として認める以上、金融資本の正しい役割は正しく評価しこれを活用せねばならぬ。

（永野）現在銀行資本はこまかい大衆預金を基礎としているので、これを貸すについてはどうしても企業の経

管内容のよしあしが問題になる。この辺のところは資本の役割を認める以上、どうしても許さねばならぬぎりぎりのところである。

(小林＝産別書記長) 話をきけばそういうことになるが、我々はいまの反動政権のもとにおいては、資材を民主的な生産復興のために動員することは決して出来ないと考ええる。従つてこの問題の解決は当然権力の闘争に発展せざるを得ない。

(永野) 政治権力を握ることが先決などといわずに、復興運動を通じて資金、資材の配分の合理化や民主化を強く進めてゆけば、結果として現在のような保守政権は、民主化されるか、あるいは力なくして倒れるかのどちらかの道をとる。

(聴濤＝産別議長) 資本家と労働者とは全然同じレベルに立つて同調することは出来ないが、両者が各独自の立場を認めあえば金融独占資本排除という点では、我々も経営者と同調することが出来る。

(小林) 我々は暴力革命ないし社会主義革命を一挙に達成しようと目ろんでいるわけではない。従つて労働者としては独自の立場を持ちながら資本家側と、条理をつくして研究しあい、出来るだけ意見を一致させるようにし、そして意見の合致したところで、協同して産業復興を図ろうと考えている。

(聴濤・小林) 「基本方針」によると経営協議会を専ら労使交渉の唯一の場面として決定機関とし、団体交渉の余地がないように見受けられるが、協議会はいくまで協議機関であり、決定機関とすることは、いたづらに組合ボスと経営者との馴合い機関と化し、組合運動の墮落を来すものであるから絶対反対する。

（細谷Ⅱ産別事務局次長）経済復興会議準備会から招請があれば、産別はオブザーヴァーとして代表者を出席させるし、また常時緊密な連絡を保つて協力できるような環境をつくるようにしたい。

かくて十二月六日午前十時、東京日本橋、東洋経済新報社内経済倶楽部で、総同盟、日労会議、経済同友会共催のもとに経復会議準備委員会の初総会が開かれた。産別からはオブザーヴァーが出席した。総同盟総主事原虎一氏、同友会幹事桜田武が議長となり、声明書、基本方針、規約の原案を承認、日産協、産別、産業復興会議（産別系）の祝辞があつた。準備委員として勞使、中立から五十三名が議長指名で委嘱されたが、同友会関係は次の十八名が準備委員となつた、また互選で十三名が幹事となつたが、そのうち六名は同友会所属であつた。（○印幹事）

青木均一、麻生太賀吉、磯村乙巳、大塚万丈、川瀬一貫、黒板駿策、熊沢貞夫、○郷司浩平、佐藤武三郎、○桜田武、鹿内信隆、鈴木治雄、中村隆一、○永野重雄、○野田信夫、萩尾直、○藤井丙午、○帆足計

「経済復興会議結成に関する声明」要旨は次の通りである。

一、日本経済はまさに崩壊の危機に瀕している。石炭の産額は戦前の半ばに達せず、鉄鋼は十五分の一、一般工業生産は平均して戦前の三割にもみたぬという恐るべき窮乏状態にある。しかもこの貧弱な生産たるやストツクがつきれば、ガタンととまる性質のものだ。

一、いつたい日本經濟の行末はどうなるのであろうか。もはや我々は目前をつくろい、蝸牛角上の論議に終始し、自分たちの船が沈没しかけているのを傍觀してゐるときではない。

一、いまや經濟活動の一切は勞組の協力なくしては何一つ行われず、勞働者はその双肩に日本經濟再建の重任を担うべき時代となつたのである。かくして今日の勞働階級は、民主革命の推進勢力たるのみならず、日本經濟復興の原動力たるの誇りと責任とを自覺することが要請されている。

一、もとより勞組が待遇改善、生活の安定確保のために闘うことは當然の任務である。しかし勞働者は上げられた賃金が紙片にならぬよう物の裏づけをつくらねばならぬ。

一、日本民主主義革命の現段階においては、政治において原則的に議會主義を否定出来ないと同様に、生産においても、經營者と勞働者との協議を除外した一方的方式では、生産再開の実をあげることは困難である。

一、我々は經濟民主化の線の上に、企業における經營權と勞働權の範圍を明確にし、經營協議會を健全に育成して、經營者と勞働者の自主的協力の体制を確定することが、産業復興の最も重要な前提条件の一つであると信ずる。

一、当面の危機を救うべき連合国に対する緊急原料、資材の援助懇請も、日本國民が日本經濟の民主化に最善をなした場合においてのみ期待できるのである。

一、ここにおいて經營者と勞働者が独占資本と官僚統制の弊を排除しつつ、生産面においては、勞働者は資本の弊害を打破して生産意欲を向上し、經營者は企業民主化を徹底しつつ經營能率を増進して勞働者の生活向

上を図り、もつて生産再建に邁進することが救国復興の基底である。

一、経済復興に投身する一大国民運動を展開しようではないか。

また「経済復興運動の基本方針」は、(一)日本経済民主化の徹底、(二)経済施策の民主化ならびに強力なる推進、(三)生産体制の民主化、(四)国民生活の安定確保、賃金制度の改革および利潤分配、(五)民主主義的産業教育の推進、(六)生産危機突破運動——の六項目からなっている。

そのうち労使間で最後までもめていた「生産体制の民主化」の項は次の通りである。

「経営者は労働者の基本的人権を尊重し、団結権、団体交渉権、罷業権を確認するとともに、労働者は経営者の企業権を認め、双方対等の立場にたつて経営の民主化、産業の復興、および生産隘路の打開等に相協力する。

右の趣旨に基づき、労働権の範囲を明確にし、……労使問題等をめぐる紛議については、極力経営協議会その他の民主的機関等の活用により相互の忍耐および交渉によるべく努力し、経営協議会の内容を左の如く規定する。

(一) 労働条件（労働時間、賃金給与制度、就業条件、福利施設等）に関しては経営協議会においてこれを審議決定する。

(二) 経営、管理、経理ならびに人事に関しては、決定権は経営者においてこれを持つ。但し

(イ) 組合員の人事に関する基本的事項については、経営協議会で協議の上これを決定し、かつ派閥乃至情実人事の弊を避け、能力本位の人事を確立するため、公平なる考查制度を採用すること。

(ロ) 生産計画、基準生産量、作業工程、合理化、能率増進、賃率等に関しては、その原案を経営協議会において説明し、労組の意見を十分に尊重してこれを決定すること。

(ハ) 会社経理に関しては、これを経営協議会に説明し、また必要に応じ経営協議会に経理を公開すること。

(ニ) 社則、従業員規則の民主化を図ること。

(三) 経営者側は従業員の労働条件の改善を図り、その地位の向上と生活の安定を保証するとともに、組合側は自主的に組合員を規律し、その労働規律について責任を負うべき規定を設けること。

また「賃金制度の改革および利潤分配」において

一、現行の錯雑せる賃金制度に対して徹底的検討を加え、合理的賃金制度の確定とともに、労使の不必要なる紛争を避けるため、基準生活費の調査に基づき、この変動に応じ賃金調節をなす方式の採用を促進すること。

一、当面の経済危機突破期間において、資本に対する配当の制限をなすとともに、基準生産量を超ゆる増産分に対しては、一定比率をもつて労働に対する褒賞制を採ること。
が謳われているのは注目される。

かくて経済復興會議第一回準備委員會が開かれ、いよいよ発足への具体的準備に着手することになったが、差当つての問題は産別を正式に加入させることにあつた。当時経済同友会でも郷司事務局長あたりは、それまでの産別との折衝経過からみて、これと同調することは困難だという印象を深めていた。郷司は「産別のような異分子を入れたのでは、この會議は復興の役に立たない。そこで一応自分たちと共通の場を多く持つている総同盟と提携して出発し、その上で産別の方針も変り、こちらの勢力も増大したところで、産別を受入れたらよいじゃないか」という氣持であつた。

ところが、日産協方面の大企業の間では「産別を入れなければ意味をなさぬ」という意見が大勢を制していた。そして日産協は「産別加入」を条件として、経復會議に参加したいとの意向を表明した。また準備委員會発足後日ならずして、産別の細谷事務局次長が帆足を訪問「産別側としては引続き懇談会を進めて行きたいが、下部から急速にこの運動に参加する氣運が高まりつつある。次回の懇談会には産別側としても従来とは異つて若干の正式交渉委員をもつて当りたい。金融独占資本の打倒というもこれは金融機関の民主化という解釈でよく、この問題はさらに専門家の検討を待つて処したい」と、積極的に参加する意向を示して來た。

そこでまた経済同友会が産別との橋渡し役を引受け折衝の末、十二月二十三日、「火の氣もない寒い工業倶楽部の會議室で」産別、産業復興會議、日産協、同友会の各代表による懇談会を開きついに意見の一致をみ、産別は正式に参加することになり、次の「了解事項覚書」が交された。

一、この運動は全国民大衆の生活安定と向上を達成するために組織された労働者と経営者を中心として中小商

工業者、農民など広汎な生産従事者によつて展開する再建の自主的国民運動たること。

二、この運動は産報的労使休戦運動にあらざることを。

三、経済復興の面では経営権と労働権を確認して、労使相互の立場を理解尊重し対等の立場で自主的に協力すること。

四、労働組合の罷業権を確認するとともに、労使の意見対立については出来るだけ議をつくし、協議による協定の実現を図り、急速なる経済復興を推進すること。

この覚書の交換と同時に産別会議は次の趣旨の声明を發したが、この中にすでに経復会議を「闘争の場」とする意図がほの見えているようである。

一、産業復興の実効は会議などによるだけでなく、ストライキその他の大衆運動を背景として期待出来る。

二、労働者の主体性が運動の基礎でなければならない。そのため産別、総同盟、日労会議等のワクを越えて下からつみ上げた労働者独自の運動と組織の実現に努力する。

三、産業復興は経済運動に止まらず、政治運動への展開が予想されるが、我々は積極的にこれを推進する。

日産協と関東経営者協会（関経協）は翌十二月二十四日臨時合同総会で経復会議参加を決定、二十七日産別会議は拡大執行委を開き経復会議へ合流することを決めた。

かくして昭和二十二年二月六日午後一時、丸の内交通協会会館で経済復興會議結成大会が開かれた。十六団体の代表約五百名が集まり、会場正面には「生産復興はわれらの手で」、「官庁行政の民主化」、「石炭増産で危機突破」、「資材資金を生産へ」、「インフレと闇の根源撲滅」、「働くものの生活安定」などのスローガンが掲げられていた。

参加団体は次の十六団体である。

(労組側) 総同盟、日労会議、産別、炭労、国鉄、全造船、海員、全官公労

(経営者側) 日産協、関経協、関西経協、経済同友会、日本鉄鋼協会、日本石炭鉱業連盟、化学工業連盟、日本繊維協会

来賓として出席した総司令部リデー工業課長は次のような言葉を贈った。

「日本政府は経済安定のために種々の方策を講じて来たが、これはインフレを抑えるために過ぎず核心をついていない。日本の復興は一にかかつて生産の復興にある。しかし日本の生産は、国内だけでは解決出来ない問題である。生産に必要な資材を輸入するよう努力しているが、世界の現状から直ちにこれをなす得ない。従って現在日本国内にある銅、石炭、石灰石、スクラップ等を重要産業に回してこれを活用せねばならぬ。もしこれが出来ず、またヤミに流れるようなことになれば、日本の復興は無限に延びるだろう。必要物資のヤミ市場流入が阻止されねば、日本は世界の食糧その他の割当に多くを期待出来ないだろう。このヤミの悪を国民に知らしめるためにも経復會議が大きな役割を果たすことを期待する」

社会党代表西尾末広氏は「それぞれの階級的立場から対立、闘争も起り得ようが、譲るべきを譲つて経済復興に努力されたい。社会党は出来る限りこの運動を支援する」と述べ、また最後に共産党代表野坂参三氏は次のように述べた。

「共産党としてはこの運動に対する態度を決めていない。それは利害関係を異にするものが一しよに運動をしてうまくゆくかどうか、実際に労働者の生活の安定、経済の復興が行われるかどうか、予測出来ないからである。今日の客觀狀勢から、改良の立場をとり得る。我々が復興會議に求め得られるものは、革命ではなく改良である。改良という意味で復興會議を、意義あるものと考える」

役員として議長に鈴木茂三郎（社会主義政治経済研究所長）、副議長に三鬼隆（日産協）、桜田武（同友会）、聴濤克己（産別）、原虎一（総同盟）の各氏を選んだ。また中央常任委員（委員長は議長兼任）を次の通り決めた。

三鬼隆、桜田武、永野重雄、永田彦太郎、藤井丙午、早川勝、佐藤武三郎、川瀬一貫、磯村乙巳、麻生太賀吉、進藤武左エ門、帆足計、諸井貫一、野田信夫、郷司浩平、三輪常次郎（以上経営者側）

聴濤克己、鈴木栄一、中原惇吉、坂口康夫、津々良涉、津田正（以上産別）

松岡駒吉、原虎一、高野実、渡辺年之助、島上善五郎、山花秀雄（以上総同盟）

谷口清、花塚正吉、三田村四郎（以上日労）

小島慶三（全官公労）、藤井専蔵（国鉄）、有沢広巳、鈴木茂三郎、加藤勘十

これに引続いて業種の復興会議としては、二十二年二月五日「全国石炭復興会議」が、同三月三日「全国鉄鋼復興会議」が結成された。

結成後における経復会議に対する同友会の態度としては「一応橋渡しの役割を果たしたから、今後は生産復興面では職能団体である日産協が、労使団体としては関経協が当ることとし、同友会としては潤滑油的立場から不即不離の關係に立つべきだ」という意見が支配的であつた。

当時、桜田武は次の一文を草した。これは経営者側からの経復会議の狙いを端的に物語っている。

「……もう足許に火が燃えさかっているではないか。他人様——それもソロバンも嫌い、クワも持てない、スパーも握れない政治家、官僚、学者の皆さんに火を消してくれというのが無理である。

火は我々の手で消さねばならぬ。他人様に消し方や順序をきくのは大切なことだが、決して消してもらえないものではない。……経復運動は先ずここから始つた。生産に關係するものの手でする生産増強の水で火を消すこと、これを阻む要素を現場、現場でとり上げて解決し、それで解決出来ねば地方にまとめ、中央にまとめて国民運動の力で解決しようというのである。

国民を護る途も、自分の生活を護る途もこの外にないと考えての運動である。」と。

第四章

「經濟民主化」の研究

一、「新しい認識」の発見へ

当番幹事諸井貫一は、昭和二十二年新春の「経済同友会々報」に「新しい年の言葉」という一文を掲げた。ここで諸井は、終戦後二度目の春を迎えるに当つて、経済界の当面する困難、それに対処して活動している経済同友会への自己評価、将来に対する活動の目標と心構えなどを、端的にしかも明確に述べている。またそれは単に諸井だけの感懷ではなく「若い進歩的な経済同友会」の、前進への熱情の表現でもある。

諸井は先ず、「日本経済の今後には物的に、人的に、また精神的に多くの試鍊が横たわつている。戦時経済から平時経済へ、また戦争から再建への過程において、一つの転換期が介在することは当然の推移であろうが、この転換期にはあらゆる物質的ならびに精神的の弱点が顕現するものと思われる。この弱点を克服してこそ、はじめて再建への途が開かれるのである」と、状勢の複雑さを指摘し、その間における経済同友会の活躍ぶりについて、次のように自らを素直に評価している。

「経済同友会が過去半力年の間に、この困難なる再建への途上に果たした役割は、一応建設的であつたといえよう。しかしながらそれは勿論、社会の若干の過大評価にも拘らず、決して自負し得る程度のものではない。ただそれが社会全般のあまりにも無為と混乱と、時としては自棄とに終始した事実に対するいささかの積極面であつた程度であらう」

そして新しい年の心構えとして、「我々は一層建設的にして健康な精神を持とう。そしてその建設的にして健康な精神は、我々の人間的な心構えから生れることを銘記しよう。勿論今日において建設がいかに困難であるかは、想像以上であることを覚悟すべきである。しかしして建設への希望のみが我々の任務であり、光明であると思う」と訴えている。

次に同友会の運営のあり方について「従来のすべての経済団体とは全くちがつて、新しい形式と内容を持たしめたい。出来うれば今後の経済団体運営のテスト・ケースたらしめる意気込みが必要だと思ふ。それには個々の会員の個性の發揮と、そのうるわしき調和とが理想である。しかも我々は決して一定の型に拘泥する必要はない。かくしてのみ会のはつらつたる活動が期待される。」と指摘し、さらに次のように「新しい人材」の發掘、「新しい認識」の發見を強調している。

「新人を見出すことと、その新しい發展と構成とを創り出すことも我々の任務の一つであると思ふ。

新しい建設的精神の所有者は、新しい年令層、新しい地域、新しい職域等のあらゆる場合に潜んでいるであろう。

我々が新しい物的資源を求むる如く、我々はまた新しい認識を見出さなければならない。」

最後に、次のように経営者の自覚を促して、結んでいる。

「破局への予想が我々の經濟を脅威する今日、我々経営者の地位は、ようやく重大となりつつある。危機の中から建設と光明とを捕うるものは果して何人であるか。この実力が結局今後の社會の指導層を決定す

るにいたると信ずる」

これは欠乏と混乱の中にも、なお脉々として生きて来た透徹せる理性であり、くもりなき情熱であつた。そして戦後財界の新しい指導者としての自覚と責任感を、はつきりつかんでいる人であつてこそ吐くことの出来る言葉である。「新人の発掘」は諸井が戦後最初に抱いた願望であり、「新しい認識」への欲求は、インフレの嵐と労働攻勢の怒濤の真只中でこそ、得られた実感に基くものであつた。

「新しい認識」への欲求は、先ず「日本経済の民主化方策」の研究にその具体的な目標を見出した。そしてこれは経済同友会の昭和二十二年における活動の中での最も重要なものの一つとなつたのである。「経済民主化研究会」は二十二年初頭組織され、委員長には大塚万丈が選ばれた。また東大教授高宮晋氏が主査を委嘱された。大塚は当時いち早く「修正資本主義」を唱えていた。

当時、大塚万丈に対しては次のような人物論が行われていた。

大塚万丈といえば修正資本主義の本来本元と思われるようになってしまつた。

大塚の考えはこうである。「社会主義も極端に画一主義に走れば人間性を殺すことになる。資本主義も極端な自由放任にまかせると混乱のものになる。わたしはこの中間に当然新しい立場が生れるべきものと考える」——と。戦争中も軍国の目を盗んでは左翼の連中を養つたりしてただけであつて、その考えるところは柔軟性

に富み視野も広い。しかしそれだけに資本家ばなれがしている。大塚は資本家としてまた経営者としてもものを考える前に、人間としてのものを考える。だから大塚の言語動作にはそのすみずみにまで、独得の大塚哲学のにおいが高い。ソロバンの財界人ではなく、哲学の財界人である。かつてバンカーもやり、日鉄の飯も食い、現在は日本特殊鋼管の社長をやっている。こういう変化の多い経歴のどこかにもその性格が出ているようだ。

大塚のいうことは、ソロバン式資本家にとつては余りにも迂遠なことかも知れないが、大塚の哲学こそ産業平和のための土台石である。

「経済民主化」の研究は、経営者の現実の欲求としてとりあげられて来たのであつた。経済復興会議の結成を旨指して経済同友会が総同盟、産別と折衝しているうち、どうしても「労資の根本的なあり方を経営者の立場から検討し、具体的な案をつくる」ことの必要が痛感されたのである。これは同時に、「経済同友会発足の根本命題」の一つでもあつたのだ。従つて経済民主化研究会が発足にあたつて、先ず「民主的な経営形態」のモデルをつくり上げることが研究のテーマとしたのは当然のことであつた。

ここで、前提的にはつきりと認識しておかねばならぬことは、この「民主化」研究の出発点における立場は、さきにあげた「最近の労働争議に関する見解」と、同じベースにあつたということである。「労働」の役割を積極的に認めると同時に、「企業権」尊重の一線は明確に堅持されていたのである。しかもこの「民主化」検討においては、企業権の尊重が「資本の後退」経営の前進」という形をとつていったのが特色的である。それはどう

いうことか。——「十月闘争」のもと、労資対立の場において表明された「見解」では、「資本を担っている経営者」が感覚的に前面に出ていたにも拘らず、いま一步退いて、理念としての「民主化された経営形態」をあみ出すに当つては、「資本」が後退させられたのであるが、これは事柄の性質上あり得ることである。つまり現実には相手を前にして如何に処するかという時と、心静かに最もよいあり方を考えてみる時との、心の置きどころの相異が反映するのだと見ればよいのではなからうか。

二、「経営形態の民主化」に試案

経済民主化研究会は、昭和二十二年一月二十七日、その第一回会合を開いた。大塚委員長は「理論的に深く掘り下げていくことも必要であるが、同時に当面の対症療法もあわせて考えていきたい」と述べ、先ず研究の重点をどこにおくかについて検討した。これについて高宮主査から「民主化と社会化」の概念について、予備的な説明があつた。即ち、高宮主査は「経済民主化」ということは、資本主義経済の成立に伴つて問題となつて来たものであるから、その当然の結果として資本主義経済の発展段階に應じて、経済民主化にもいろいろ異つた型が出て来ている」との前提に立つて、

一、自由資本主義の段階においては、経済民主化は封建的干渉からの経済の解放を意味した。

二、独占資本主義の段階では、自由競争の妨害者である独占資本を抑えて「公正競争」を保持すること、資本

の勢力を抑えて資本と労働の均衡を保つことに、民主化の狙いがあつた。

三、統制資本主義の段階においては、過剰生産の問題が表面に出て来る。これを調整するために生産手段の社会的管理が必要となり、民主化は「社会化」の概念に発展する。この社会化は「社会主義化」とは一線を画しており、あくまで資本主義の枠内において、統制主体、経営主体を民主化することが社会化なのである。つまり分配面の社会化よりも一歩進めて、生産面の社会化が、この段階における經濟民主化である。

と説明した。これに基いて意見を交換した結果、委員会としては、「企業形態の民主化」を重点として取りあげることとなつた。

次いで委員会は二月二十四日、東芝電気と日本放送電の当事者から、それぞれ東芝労組、電産労組の唱える経営形態の民主化案について、参考的に実情をきいた。さらに二月二十八日には東大教授石井照久氏から「アメリカにおける株式企業の発展」について講義をきいた。日本占領の主体が米国であり、日本經濟の民主化も米国の例にならつて進められつつあつた状態に照らして、米国の企業民主化發展のあとを辿つてみようという意図からであつた。三月二十日には高宮主査から「アメリカにおける經濟民主化の一形態としての人事管理」についてきいた。高宮主査は、米国の企業の人事管理が、テラー・システム、フォード・システムにおけるように「人を物とみる即ち技術的過程でとらえる人事管理」から發展し、最近では「人を生産関係において主体的にとらえる人事管理」が行われるようになってゐることを指摘した。

このような準備的な勉強のあとで、いよいよ三月二十八日から本格的検討に取組むこととなつた。あたかも大塚委員長は、関東経営者協会の機関誌「経営者」三月号に、「経済民主化とその具体策」と題する論文を寄稿していた。これは彼の構想の一端を示しているものなので、委員会における研究はその論稿を中心に進めることとなつた。

大塚論文は

- 一、株式企業における民主化
- 二、経営協議会制度の前提としての資本と経営の分離
- 三、資本と経営の分離に関する具体的方式
- 四、経営協議会の性格と構成
- 五、経営協議会制度と資本の立場
- 六、経営者の選任

を内容としている。

その主張するところは、先ず「株式企業の民主化は、経営協議会制度を中核として行ふより外にない」という前提に立ち、しかもその経営協議会は「資本と経営の分離」なくしてはあり得ないとする。そしてここに新しく存在を主張するのは「経営」であり、「経営主務者が、資本家の代理人として資本家の意志によつて多かれ少かれ拘束される立場にある限り、経営協議会の基盤があり得ない」と断定する。その「経営」の存在意義は実際

的にも認められる。即ち「労使両者が並立してそこに中間者がなければ、あらゆる問題につき、労使両者の主張のいずれをとり、いずれを捨つべきか、またいずれの点において妥協を図るべきかを判定する基準は全く存在せず、かくて一切の問題が、労使両者の勢力関係によつて決定されるのが落ちである」ということになる。

そこで資本と経営を分離する方法が問題となる。大塚論文は先づ「許し難いのは資本家がその一方的意思によつて、社会的生産の場である企業を、利潤追及の場たらしめることである」とし、従つて「資本より分離すべきは経営を左右すべき権能であり、経営を監査すべき権能ではない」と、資本のあるべき立場を規定している。その具体的方法としては「企業における執行機関を専ら経営専門家のみによつて構成せしめ、監査機関を資本家によつて構成せしめるという行き方」をとる、これを平たくいえば「取締役の地位には資本家即ち株主がその任につくことを禁じ、株主にあらざる経営専門家をしてこれに当らしめ、株主は専ら監査役として監査の立場に立つ」ものであるという。

次に経営協議会、とくに経営協議会における労働者の立場が問題となる。これについて大塚論文は「労働者が経営者と同じく票決権を握る決議機関たることが、企業民主化の中核機関たる経営協議会の真面目であり、かくてはじめて労働者の全幅的な責任と協力が確保されるであろう」と、労使対等の関係を明かにしている。また株主も、経営と分離された以上は、その監査権能を十全たらしめるために、経営協議会に参加するのは当然であり、かくて「資本、労働、経営三者の鼎立」がもたらされ、その三者の「相互牽制作用」によつて互いにその独善を予防されることになる。

大塚論文の骨子は大体右の通りである。この論文を中心に、委員会は前後五回にわたつて検討、五月十五日にいたつて委員会独自の構想を織り込んだ「中間報告」の原案が得られた。その原案を中心にさらに八回、検討の会合を重ね、七月一日成案を得たのである。

大塚論文検討の過程において、特に問題となつた点、従つて委員会案が大塚案をさらに前進させた点は次の通りである。

一、企業の所有関係の民主化を明確にしたこと

この点は大塚方丈も考え方としては抱いていた。即ち前記論文でも「資本主義企業の本質的欠陥は、労働が本原的生産要素であるにも拘らず、資本のみが企業の所有者であり、従つて生産の果実即ち企業利潤が資本家によつて独占せられるという点に存する」とし「これは何といつても資本主義企業の致命的欠陥である」と決めている。

大塚論文ではこの点を企業経営の民主化に直接導入しなかつた。そこで委員会では「企業財産は経、労、資三者の共同運営する企業体たる法人の所有とする」立前をとり、「企業財産の増殖分に対して、経営者および労働者にも株主と同一の支配権を認める」ことによつて、「事実上の共有関係」をつくり出そうとした。そしてこの所有関係を「協同有」と名づけた。

二、「企業総会」の新設

大塚論文では「経営協議会」に株主代表を加えて、そのままこれを企業の最高意思決定機関たらしめようと

しているが、実情においては「経営協議会」は「執行補助機関」である。そこで觀念の混乱を避けるため、新たに最高意思決定機関として、経、労、資三者代表が構成する「企業總會」制度を新設、「経営協議会」はその下にある「執行補助機関」として、存続させることとした。そして「企業總會」の権限として、次のように列挙した。

- (イ) 企業代表者（首席取締役）の任免、およびその他の取締役の任免に対する承認
- (ロ) 企業目的の決定およびその変更または追加
- (ハ) 基本的な経営方針の策定
- (ニ) 重要な企業財産の処分
- (ホ) 企業財産を担保とする債務の設定
- (ヘ) 資本金の増減
- (ト) 決算に関する事項（利益処分を含む）
- (ヲ) その他企業に重大な影響を及ぼす各般の事項

三、「労働總會」および「経営者總會」の新設

株主總會は、いまや企業の最高意思決定機関ではなく、単に「企業總會を構成すべき定数の株主代表および監査役を選任し、かつ必要ある場合には株主としての意思を表示する機関」としたが、これと同じような関係から「労働者總會」と「経営者總會」を新設することとした。いずれも企業總會におけるそれぞれの代表の選

出母体にほかならぬ。

四、「最低保障制度」の確立と利潤分配

株主はもはや従来のような意味における企業の主人公ではなく「企業の構成分子の一員として、経営者が経営を提供し、労働者が労働を提供すると同じ意味において資本を提供する」のであるから、利潤のあがつた場合はこれを三者間で平等原則に従つて分配しなければならぬ。このために資本に対しては少くとも「金利に相当する代価」を一種の「基本配当」として支払うが、これと同じ意味で経営者および労働者には生活を保護する給与を保証することとした。

またこのように「最低保証」をなし、かつ過去の負担を補つてなお余りある場合には「適当な割合で利潤の分配」を行う。

また利潤の分配に当つては「出資者積立金」のほか「経営者積立金」「労働者積立金」を設け、これによつて企業危険負担の実態的な基盤とした。

五、労働組合の立場

この新しい経営形態において労働組合はどういう立場にたつのであろうか。委員会は「労働も、資本および経営と並んで、企業の主人公たる地位を占めることになれば、労働組合そのものの性格もまた趣きを異にして来るが、この新体制においても、労働は一面において企業の主体たる地位を占めると同時に、他面依然として企業に対して雇傭関係に立つものである」として、労働組合存立の根拠を認めている。しかし在来の労働組合が

「企業経営の外部にあつて労働者の利益を擁護する」立前にあつたのが、こんどは「企業経営の内部に入つてその経営効率を高めることによつて労働者の利益を増進する」という立前になるわけであるし、これは「労働組合の進歩」に外ならぬとされている。

なお、この「民主化試案」は最後に、この企業体制のもたらす利点として、労働者の勤労意欲の昂揚、労働争議の減少、大衆資本の出動、富の均分化などの諸点をあげている。

三、「企業民主化試案」に対する批判

「企業経営の民主化」試案は八月五日の幹事会に提案されたが、これは「経済同友会全員の賛成で出す」というところまで熟しておらない」との理由から、「経済民主化研究会」の「試案」という形で世に問うことになった。この幹事会でも、さきに「生産管理」や「失業対策」についての「意見」の討議にみられたような激しい見解の対立が表面化した。その結果、創立以来ともに行動して来た有力な二、三の会員が、ついに経済同友会を遠ざかることになった。

このように極端な反対意見は別としても、この「民主化試案」にもられた考え方に対してはかなり強い批判があつたことは否めない。「進歩的」を標榜する経済同友会ですら、当時では、やはり「資本」に制約を加えるこ

と、「労働」を思いきつて「経営」と同列におくことには、ためらいが感じられたのであつた。「最近の労働爭議に関する見解」で、「経営」が「労働」に対して、「協力して再建に努めよう」と呼びかけた時から、この「試案」が提案されるまでには、十カ月の月日が経過していた。経済復興會議が結成される最中に経済同友会は産別の行き方に深い疑問と警戒心を抱きはしめたが、その時からでも半年以上は経っている。その間には客觀勢もかなり変つた。それはあとで述べるように、二・一スト禁止を境にして吉田内閣の労働政策に対する態度が一段とはつきりして来たこと、あるいはより大きくは、これも後述するように、米国の対日政策が昭和二十二年に入つて急カーブで転回して来たこと、即ち米国の手による日本經濟の積極的再建と、そのための労働運動の行き過ぎ是正という線が強く押し出されて来たことなどである。このように状況が變化したので、経営者の労働者に対する構え方も強くなつたのだと見られる。「民主化試案」は、そうした時に幹事会に持出されたものだから「経済同友会全体の賛成」を得られなかつたのである。「資本」がようやく頭をもたげて来ようとした矢先に、「資本」に対して「お前は少し引込んでおれ」といつたにひとしい効果を示したのであつた。

しかし、そうした内面的なきしりとは別に、この「民主化試案」は外部において大いに反響を呼んだ。経済同友会の名は「修正資本主義」の語を冠して唱えられた。大塚万丈また修正資本主義の「本家本元」と謳われたのである。

「民主化試案」は進んで外部の批判を求めた。その試みは「委員会で結論を得たあと、幹事会提案を前にすで行われていた。

七月十八日には国民協同党政調会副会長秋田大助、協同主義協会古沢磯次郎の両氏に批評をきいた。「民主化委員会」は、大企業の民主化方策である「試案」のあと、「協同組合」制度を中心とする中小企業の民主化を研究する予定であつたので、国協党の批判を先ずきいたわけでもあつた。両氏から協同主義についての考え方を述べたあと、「一般に資本主義社会の中で、これに順応しながら協同主義を進めてゆくことは、金融等の面で直ちに資本主義の原則にぶつかり、なかなか困難である」と述べた。

七月三十日には九州大学教授向坂逸郎氏の批判を求めた。同氏はマルキシズムを根底として批判した。氏は先ず「敗戦を契機として、日本の経営者の間で修正資本主義の理論づけが叫ばれることになつたのは、新しい試みであり、一つの進歩として高く評価したい。現在の状態ではこの試案は労働者階級に受け入れられることが可能である」と前提して、次の諸点を指摘した。

一、経営者を第三者的、中間的なものとする思想はファシズムに結びつく危険性がある。経営者という中間層は一つの階級ではなく職能に付随する一つの地位に過ぎない。それは資本家になる面と、勤労者である面の二重的性格を持つ。この二重性格を持つ第三者的なものを強調することは却つてその弱さを告白するものである。そしてそれはこの案の実現の困難を物語るものである。

一、日本人は政治になれていないから妥協を嫌うが妥協は軍隊でいえば休養、整備の期間であり、階級闘争にとつて必要な時である。この妥協の上に資本主義社会の民主化も考えられる。この民主化が成立すれば、そしてそれが徹底されれば、次の社会——社会主義社会に移る頂点はゆるやかになり、平和的革命が成立しうるこ

となる。この試案もこうした現段階の社会経済条件に適応した民主化の一つの試みとして、その進歩的意義も評価される。

一、この案はあまりに荒涼たる敗戦経済の現状に即しすぎ、却つて現在の窮状に幻惑されて長い見通しを失っている感がある。資本所有に対することのような制限が相対的安定期に入つた後も果してよく満足されうであらうか。法制的に独占の禁止が実行されても、米国の例もある如く、安定期に入れば再び独占的なものが生れて来る可能性はあると思う。

一、経営と資本の完全なる分離は、資本主義社会においては不可能であると思う。試案に示される如く、資本家が実質的に三者の協同有に転化されることは、現社会の根本原則である資本私有の決定的な壁にぶち当たることになり、この壁を突破するには最大の政治力をもつて、これが裏づけられねばならない。この政治力を裏づけるものとして農民、中小商工業者の中産階級というものが一応考えられるが、由来中産階級は個々の立場が千差万別であり、これを一つの集団として組織化することは困難である。むしろ経営者は生産的立場において同次元に立つ勤労者と結びつくことによつて、民主化への一つの役割を果すことが出来る。

八月二十日には経済同友会の比較的若い層から批評を求めた。ここでは次の問答があつた。

(問) この案はいまの状況のもとで果して実現出来るだろうか。

(大塚) いますぐこれを実現しようとも思つていないし、またそれが目的でもない。現在はただ一石を投ず

る程度でよいと思う。労働組合、資本家側とも現状のような意識水準では、この案に同調することは困難に思うが、時を経るにつれて、これに近づいて来るものと信ずる。いまの状況ではこの案を全面的にすぐ実現することは困難であるが、部分的にこの案を逐次実行に移すことは出来ると思う。

(問) 現在の縮小再生産を打開するためには資本蓄積が絶対必要であると思うが、この資本蓄積と分配の公平という相互に矛盾する概念のいずれに重点を置いて經濟再建を行うかが重大な岐路となる。この矛盾をどうみるか。

(大塚) 資本蓄積の途は生産増強による以外あり得ないのであつて、そのためには労働者が自己の全力を集中出来るような企業經營の仕組が必要であり、資本蓄積と分配の公平は表裏一体の關係にあると思う。

九月五日、東洋經濟新報山田秀雄氏、日本經濟研究所根津知好氏、新經濟社宮内勇氏など經濟雜誌の編集者を招いたが、次のような批評が行われた。

一、企業創立当初、危険率が高く、労働者の力の非常に弱い時においても資本を冷遇するのは一考を要する。

一、個別企業の民主化をいくら集めてみても「社会化」は生れて来ないのであつて、總資本の再生産過程を通ずる資本の私的所有と生産の社会化の矛盾、相克を解決する方策——現段階では基礎産業の国有など——こそ歴史的必然の要請するところに外ならないと思う。

右にあげた数々の批評を見ればわかるように、評者は必らずしも「試案」に対して寛大ではなかった。その進歩性は認められるが、実現性がむずかしい——ということである。どうして「実現」が困難なのか。理くつはいろいろあろうが、要するに、「資本」と「労働」が単に「観念」としてとらえられているだけであつて、「生きたもの」「発展するもの」として認識されていないことが、その根本の理由ではなからうか。

四、「金融の民主化」を検討

金融経理部会は住友銀行東京支店長堀田庄三を部会長として、二十一年十一月五日発足したが、部会運営を円滑にするため十一月十二日「専門委員会」を設けることとした。専門委員には、三菱銀行企画課長中島正樹、帝國銀行調査課長代理井上薫、住友銀行東京支店業務課長伊部恭之助、野村証券調査部長関口啓太郎の四名が委嘱された。

金融経理専門委員会の初の仕事は「金融の民主化」方策の検討であつた。当時「金融制度調査会」（二十年十二月五日大蔵省に設置）が金融制度の民主化について一連の答申案をつぎつぎに発表しつゝあつた。即ち二十一年に入つて一月三十日「特別銀行関係制度」、二月十四日「貿易金融機関制度」、四月二十三日「保険制度」と、いずれも「改革案」を答申していた。さらに「日本興業銀行改革案」も検討されていた。（二十二年二月八日草案発表、同調査会は次いで二月十八日「金融機関整備暫定要領」を発表、十一月十八日解散された。）従つて委

員会としては、金融制度調査会との間に研究テーマの重複することを避け、たまたま経営研究所がつくつた「通貨金融制度運営の民主化に関する覚書」を中心に検討を進めることとなり、二十二年一月十四日からその仕事にとりかかった。この「覚書」によると、「通貨金融運営委員会」という強力な統制会方式の機関をつくり、金融機関の国家管理を行うような行き方をとっていたが、当時金融制度調査会が答申しつあつた一連の民主化立法が実現されることになると、各分野の金融機関がそれぞれ民主的に運営されることになり、その結果「覚書」にあるような強力な機関がとりあげるような問題は非常に少くなるだろうという意見が、委員会を大きく支配した。

そこでこの「覚書」を中心にする検討は現実の状況にそぐわないとの理由から、委員会が独自の立場から案をつくることになり、井上委員に原案をつくつてもらふこととした。その際、問題の所在を次のように整理し、これを原案作製の骨組とすることとなつた。

- (イ) 金融機関の資本所有、経営主体の民主化
- (ロ) 各金融機関人事の民主化
- (ハ) 貸出の民主化
- (ニ) 金融政策、金融統制実施に関する民主化

井上委員は三月中旬から約二カ月に近い研究ののち原案をつくり、五月六日の委員会で説明した。この案は

「資本の現下における貴重性を尊重して、資本の蓄積を促進するため、麻痺した信用制度を再建する」ことを主眼とし、金融の民主化を、その「対外関係における民主化」と「内部の民主化」とに大別してそれぞれの方策を示したものであった。

委員会は井上試案を中心に、七回にわたつて慎重に検討した結果、多少の修正を施ただけで、大体において原案に近い線で成案を得、さらに七月十七日の金融経理部会の意見によつて一部字句の修正を行った上、八月二日の部会で決定、八月二十七日の臨時幹事会で採択、翌二十八日「金融経理部会」の名で発表した。

この案の検討中に強調された意見で注目すべきことは

一、当時併行して検討されつつあつた「企業民主化」においては、「資本」の役割を後退させることをむしろ一つの狙いとしていたが、「金融の民主化」においては、「資本」の蓄積が立案の有力な動機となつていたこと。これについて委員会は「この案では具体的な提案を意図しているのだから、大塚試案の構想はそのままとり入れ難い」という態度をとつていた。

二、金融統制の実権を官僚の手から民間に奪回することに対して強い意欲が示され、原案採択の臨時幹事会においても、「大蔵官僚、日銀行員の考え方は官僚の典型ともいふべきものであつて、これはどうしても民間人の手によつて改革されねばならぬ。現在の状況下では官僚機構に対して諸要求をぶつけることは困難であるが、講和成立後は進んでこの問題に手をつける決意をする必要がある」との発言あり、大勢の共鳴を得たほどであつた。

「金融の民主化」においては先ず「民主化の基調」として、「従来の金融機構が高度に集中されていた反面において、その運営が全面的に官僚の支配下に置かれていた」点に改革の主眼をおき、「健全な資本の蓄積を培養し、破壊された産業の復興を実現するためには、能う限り民間の知識経験を活用しつつ、しかも金融の公共的使命を貫徹し得る如き金融の運営を確保しなければならぬ」という立場から、「金融機関の資本および経営の民主化」の促進とともに「官僚統制を排除して民主的統制の適當なる体制を樹立する」ことを目途としている。

民主化の具体的な方策としては大体次のように示されている。

一、金融統制の民主的主体を確立するため、官制によるまた独立の事務局を持つところの「金融委員会」を創設する。

また金融立法の主導性を民間人の手に確保する。

一、日銀を民主化し、民間銀行の日銀依存を排除する。

特殊金融機関は復金のような暫定的のものを除いて、普通銀行と同じ経営形態とする。

金融の地方分権化を図るため、地方金融は出来るだけ地方銀行の手に開放する。

中小企業金融を円滑にする。

一、金融機関の経営を民主化するために――

(イ) 独占的、支配的な株主を排除する。(原則として資本金の二十分の一を超ゆる株主の所有を認めない)

また大株主の議決権を制限する。

(ロ) 借出の最高限度を規制する。

(ハ) 人事においては経営者の選任に当つて従業員の意向を反映させる。「天下り人事」を排除する。一定規模以上の金融機関に対してはその運営に各界代表者を参与せしめる。

一、金融委員会の権能としては

(イ) 金融統制の自主的企画ならに運営

(ロ) 金融に関する政府命令の審議決定

(ハ) 金融立法に関する意見具申

のほか法律または官制によつて設けられている通貨金融に関する委員会の仕事を、新委員会が担当することとする。

委員会に關係各方面の意見を反映させるため、金融界、産業界、労組、預金者、日本銀行、学識経験者からそれぞれ代表を委員に加える。

第五章

「危機突破」から「経済自立」へ

—— 政策研究への第一歩を踏み出す ——

一、經濟再建への始動

大塚万丈が中心になつて「經濟民主化」がさかんに論ぜられていた時、別の部屋では諸井貫一が中心になつて「危機突破対策」を検討していた。三月危機が唱えられていた時分である。しかしこの時分、昭和二十二年の初頭にはわずかに明るい見通しも出ていなくはなかつた。従つて同友会の活動もようやく油がのつて来たようだ。はじめに大きな經濟狀態の轉換氣運をひとわたり探つて見よう。

昭和二十二年の經濟は、国内的にはいままでのインフレ政策に多少變つた考え方がおりこまれ、經濟をなんとかして立直そうという氣運が起つて来たこと、それに米国の対日占領政策が「非軍事化」、「民主化」という初期の線から「日本の經濟再建をたすけてやろう」という線に、大きく方向轉換して来たということもあつて、ようやく光明が見出されて来たという、一つの曲り角に立つていた。

とはいうものの客觀狀態としては、石橋財政が進めてきたインフレは、二十二年中を通じていささかも速度を鈍らすことがなかつたばかりか、特に年初の数カ月は縮少再生産傾向さえ見え電力不足と相まつて『三月危機』が叫ばれるくらいであつた。しかしこの年のインフレ政策はいままでのように、漫然とかねをつぎこんで生産を再開させようといった生ぬるいものからは多少進歩して、とにかく重点的にかねをつぎこんで基礎産業から狙い打ちに起ち上らせようという意欲的なものがあつた。従つてインフレは進んだけれどもその半面、曲りなりにも

生産復興のきざしが現われて来たことは事実である。それがその後にはたつて本当にインフレを収束する時に、その荒療治にたえる体力となつたのであつた。これが石橋インフレのせめてもの功績であつたといえよう。

その意欲的な政策というのは二十二年はじめから打ちだされた「傾斜生産方式」であつた。石橋蔵相は二十一年八月の財政演説においてすでに「今日石炭の強力なる増産を行うことは、あらゆる産業の復興を促す第一の緊急事であると考えるが、政府はこれがため今や画期的な方策を講ぜんとしている」と宣言し、石炭業に対しては思いきつて価格調整補給金を出して来たが、それでも重要物資のストックがだんだん減りそのため生産が先細りするという傾向が出て来たので、政府はついに一步を進めて十二月二十四日「石炭三千万トン生産のための傾斜生産方針」を決定、同月二十七日の閣議で正式にふみきつたのである。ちよつと数字をあげてみるとこの先細り傾向がわかる。国民経済研究協会調査生産数量指数（昭和一〇—一二年月平均一〇〇）で二十一年九月の総合指数が三〇・四であつたのが、十月には二九・四、十一月には二八・八、さらに十二月は二七・七、二十二年一月には二六・二、二月はついに二四・七までさがり、三月になつてようやく三〇・八と前年九月の水準に戻つたのだ。

さてこの傾斜生産方式は、炭鉱に対して資材を重点的につぎ込むことによつて石炭三千万トンの生産を実現しようとするもので、そのために配炭を鉄鋼部門に重く傾斜せしめ、そこで増産された鉄鋼を石炭部門に役立てるというふうに、基礎的な二部門間で生産物を互いに交流させる方法である。

石橋蔵相はさらにこの方式を資金の面から補うため三月一日からは「金融機関資金融通準則」によつて融資

規制をはじめた。これはインフレを抑えるため銀行は自分が預金として吸収したかねの限度までしか貸出してはならぬという量的な規制の面もあるが、むしろ石炭鉱業、鉄鋼業、肥料工業など最も重要な産業に要るかねを優先的に出し、その半面余り重要でない産業への貸出は極力これを抑えるという質的な規制の面に重点がおかれたようだ。従つて必要に応じてかねをどんどん出すという石橋財政のインフレ的な特質はそのまま強く抱かれていた。さきにつくられた復興金融金庫が本格的に動き出したのも二十二年の二月からであつた。これはやがて「復金インフレ」に導かれたのである。

このようなインフレを基調とする生ぬるい経済再建方策に、総司令部はいつまでも黙つていなかった。産業の活動はゆるやかに回復してきたとはいえ、インフレの急テンポの昂進がもたらした不安の方が大きかつたからである。「吉田内閣の政策の基本的な弱点は、この政府が生産諸力に対して直接の統制を課する意志も能力もなかつたことであつた」とか、また「吉田内閣は微温的な統制の枠の中の通常の商業的刺戟の作用を余り信頼しすぎ、インフレ的な財政政策を反省しなかつた。その結果インフレは進み、資源が余り重要でない方面に流れ、従つて産業の再建をおくらせることとなつた」などの批評が総司令部方面にも出ていた。果して昭和二十二年三月、マッカーサー元帥は突然吉田首相に書簡を送つた。この書簡はていねいで冷静な言葉で書かれていたが、「日本政府が経済の維持と復興に必要な手段を講じ得ないことに総司令部としては非常な不満を抱いている」ということを明かにしたと同時に、「現状においては自由企業は統制された経済によつて置き換えられる必要がある」という総司令部の見解をはつきりと表明していた。即ちこの書簡は、「原料および工業生産物の増産、貸

金、物価の安定、最大限の輸出増進、国家財政の健全化」それに「食糧のヤミ取引と完全供出の不履行」の是正の必要を述べ、そのために「必要なのは全経済分野にわたる統一ある施策」であり、従つて日本政府は「この目的のために創設された経済安定本部を通じて、現下の状況が要求する一連の統一ある経済、金融制度を發展させ実施するための迅速かつ強力な措置を講ずる必要がある」ことを強調した。また書簡は「日本に対する援助は、日本自身のうちの悪分配やインフレーションを克服するに足るだけの規模で期待することは出来ない。外部の援助は日本国内の資源の完全な活用如何によるのであり、そのような資源の活用は全く日本政府の責任である」と述べた。これに引續いてマツカーサー元帥は同年四月二日対日理事会に対して「賃金、物価の安定化」の方策を諮つたが、その際総司令部の経済顧問シャーウッド・フライン博士は「我々は経済諸統制を効果的にするため、その実施の責任を負う日本政府に働きかけた経験を持たぬでもない。しかし現実を生れた諸成果に全く不満足であることを認めるにやぶさかでない」といつてのけた。まさに、総司令部は吉田内閣のやり方に業をにやしたといつた感じだつた。

この間の事情について「戦時戦後の日本経済」の著者コーエン教授は事態を次のように分析している。

一、経済的發展と、信じ難いまでに無能な日本政府のやり方とは、経済上の責任をとらぬはずであつた連合軍総司令官の最初の立場を完全に破棄することを余儀なくさせた。

一、そこへ一月二十三日付で「日本工業、農業の生産水準を一九三〇—三四年（昭和五—九年）当時の状態におく」という極東委員会の指令が出た。ところがその当時における経済はこの水準をはるかに下回つていたか

ら、この目標を達成する責任が占領軍当局者の肩にかかつてきた。

一、連合軍総司令部が経済の領域におけるこの役割を引きうけるや否や、指令はつきつぎに発せられ、ついにマツカーサー元帥が日本の米と税金との取立てに、連合軍の軍隊を使用するまでにいたつた。

一、日本の経済生活における連合軍総司令官の役割がこのように一変したのに伴つて、日本に課せられるべき戦後の刑罰についてのアメリカの見解にも大きな変動がみられた。日本はもはや真に恐るるに足らず、むしろ余りに弱すぎるから、アメリカの納税者の負担となつている状態から早く脱却するよう、経済的に健康な状態に回復せしめられるべきであるという考え方に變つて来た。この変化が日本に対する賠償勧告に反映したのである。

即ち米陸軍省は二月十八日、余りにも「苛酷にして非現実的」なポーレー賠償勧告を再検討させるため、クリフォード・ストライク氏を団長とする調査団を日本に派遣したのであつたが、このような動きはまた世界状況の変化に応じた米国の対日政策の大きな転換を示すものであつた。即ち昭和二十二年に入つてからはチエツコの政変、ギリシャ内乱の激化等「二つの世界」の対立がいよいよ明確になつた。三月十二日にはトルーマン大統領はギリシャ、トルコへの借款供与などによつて共產主義に対する積極政策をとる旨のいわゆる「トルーマン・ドクトリン」を発表した。こうした世界状況の動きが、極東における日本の地位に対しても微妙な変化をもたらし、ひいては米国の対日政策を「非軍事化」から「経済再建」へ転換させる契機となつたのだ。

昭和二十二年三月のマツカーサー元帥から吉田首相宛書簡は、大きくみればこうした対日政策の転換を現実の形で踏み出した第一歩であつたのだ。これよりさき二月一日のゼネストを目前にひかえて出された禁止指令も、この線にそつた総司令部の労働政策の転換を示すものと見てよからう。

マツカーサー書簡に接した吉田首相は三月二十八日「想を新たにして迅速適確に対策を実施する」という決意を述べるとともに、適正な賃金水準の維持と併行して物価の高騰を抑え、ヤミ取引の弾圧に全力を注ぐなどの施策をとることを声明する返書を送つたが、四月選挙はついに吉田内閣を葬つてしまつた。結局片山内閣が六月十一日に発表した「経済危機突破緊急対策」が、一応書簡の意図に答えるところとなつた。

さらに総司令部は八月十五日制限付民間貿易の再開を許すことによつて、日本経済の再建自立政策に一步を進めていつた。

日本経済もいよいよ再建・自立に向つてその国際的背景にたつた歩みをはじめたのである。

二、「研究する同友会」へ

まさに状況は「研究する同友会」の活動を要請していた。――

由来経済同友会は、「研究する団体」の一面を性格として担つて来た。創立総会において諸井貫一は、経済同友

会の活動方針を述べるに当つて「経済職能人としての立場から、経済再建の諸問題を研究し、これを経済政策の立案にまで高めていく」ことを明かにした。続いて野田信夫は「経済同友会は単なる研究団体であつてはならぬ」旨を強調したが、それは「単なる机上の研究に止まつてはならぬ」ことを指摘したのであつて、生きた研究を政策にまでまとめ、これを実現させるよう推進してゆくという意味の「研究活動」は、それ自体一つの「実践」にはかならず、この意味において「研究」は同友会の活動の重要な分野なのである。

しかし創立後約一年間における同友会の活動は、直面する切迫した問題に対する対症的な研究と意見発表という域を出なかつた。「戦時補償の打切」、「労働争議」などに対する見解の表明はその好例であり、これらはいずれも「政策」というよりは、応急の「対策」についての意見にはかならなかつた。このようないわば「対症的研究」は、戦後経済の混乱期には当然あり得べきまた必要な活動の形態であつた。しかし、二十二年に入つてからは、経済同友会の研究態度は、より広い範囲の問題に対して、より高い立場からする「政策立案」的なものに発展したのである。それは「危機突破」という対症的な動機から発足したものであつたとはいえ、問題の性質上当然のこととして、総合的かつ基本的な問題と取組むこととならざるを得なかつた。そしてこのような「総合的な研究テーマをつねに持つ」という一面は、この時以来今日まで一貫して、経済同友会の具えるところとなつたのである。

経済同友会が「危機突破対策」という総合的課題を取りあげるにいたつた理由は次の諸点にある。

一、政府は傾斜生産方式により生産危機を打開しようとしたが、インフレの脅威は現実に生活不安、企業経理

の混乱を来しつつあり、あわせて電力不足の深刻化とともに『三月危機』の様相がますます濃厚になつて来たこと。

二、当時政府、政党、労組方面から危機突破に対する施策が、それぞれの立場から唱えられ、財界としても自信のある対策を打出す意欲にかられたこと。

三、さらにこうした意欲が積極化した背後には、日本側における危機克服の努力が続けられ効果をあげてくれれば、米国側としても重要原材料の輸入などによつて日本経済の再建を支持してくれる意図のあることがほの見たこと。つまり混乱の中から再建に遡る道をおぼろげに見出し得たこと。

などである。さらに二十二年一月四日「追放計画」の経済的分野への拡大適用によつて戦時の産業指導者二千二百名が第一線から退けられたことが、若い進歩的な経済同友会の財界における地歩をたかめ責任を重くしたということも否定できない。

しかしその中でも現実におしよせて来る危機感が、決定的のものであつたことは、いうまでもない。当時、重要産業が如何に行詰つていたか。日本鉄鋼協議会専務理事藤井丙午は、「経済同友会会報」に「生産企業体の悲劇」と題して、次のように実情を訴えていた。

「石炭をはじめ原料資材の不足とならんで、生産資金の窮乏と企業經理の破綻ということが、当面重要産業の生産障害の最大の問題となつている。

例えば鉄鋼においては製造原価の昂騰から推して現行公定価格は二倍半以上の価格に改訂されねばならぬ。現に日本製鉄の如き毎月四―五千万円の赤字を出しており、主要メーカーはいずれも赤字の累積である。このことは化学肥料、紡績業その他の重要産業においても程度の差こそあれ共通の事情にある。通貨の発行は千億円に上り、一部には貨幣価値に対する感覚を失っているのではないかと思われるような新円階級が街に氾濫しているのに、重要企業は資金難とインフレと労働攻勢にたえずさらされている。

最近における労働争議の実相を卒直に述べれば、一部のイデオロギーからする階級闘争は別として、労働組合も経営協議会等を通じて会社の経理事情等がわかつていながらも最低の生活権を守るために賃上げを闘いとなねばならぬのである。これはいまや企業内部の問題ではなく、インフレとの関連において外側から起つて来る問題である。もはやこれは個々の企業体の経営者や労働者の努力や闘争のみによつては打開できない段階にまで発展している。

つまり政府施策に総合的計画性がないためであり、またその経済政策の破綻を証明するものである。この際政府の財政金融政策と物価政策は鋭く批判され、政策転換が行われねばならぬ。」

「研究する同友会」がはじめてとりあげた総合的な研究テーマは「危機突破対策」であつた。そのためのグループとして二月五日の幹事会で「危機突破対策委員会」の新設が決定した。委員長には諸井貫一、委員には青木均一、川北楨一、木内信胤、郷司浩平、桜田武、鈴木治雄、永野重雄、二宮善基、野田信夫、藤井丙午、藤本輝

夫、堀田庄三、水野成夫が委嘱された。

第一回委員会は二月十二日開かれ、「危機突破の対策は、目前の危機を回避するための応急策ではなく、あくまで将来の日本経済のあり方から割り出した基本的再建方針を織り込んだものでなければならぬ」という立場から、問題を堀り下げることが申合わせた。この趣旨にそつて、諸井委員長は二月十五日の第二回会合で、次のような骨子の試案を示した。

一、速かに生産を回復するため、基礎産業については、重点生産、集中生産を行う。その実施方法は、業界の協議により自主的に重点工場を選定する。

二、重点融資を行う。

三、生産者価格の改訂を行つて、資本蓄積を図るとともに、勤労者の生活安定を確保する。

四、輸出工業については、実績にリンクして資材、原料を割当てるなどの措置により、自由競争による生産刺激を図る。

五、基礎物資以外の産業については、自由競争による企業整備を促進する。

この案は具体的な方法論を伴つておらず、ほんの問題点をならべただけのものに過ぎないが、その基調としては、目標はあくまでも自由経済（計画性のある自由経済という含み）におくが、当面の危機を突破するためには基礎産業に対する思いきつた統制を行うべし」という強いものを持つていた。

委員会はさらにこの線にそつて具体案を研究することとなり、先ずはじめに石炭業界の実情を検討するため、二月二十一日石炭鉱業会事務総長永田彦太郎および三菱鉱業常務高木作太の両氏を招き、話を聞いた。

委員会はその後数回にわたつて論議を重ねたが、あたかも三月下旬、マツカーサー元帥から吉田首相宛書簡で「貸金と物価に対する統制を行うべし」とする前記の指示があり、さらにこれに続く具体的な指導が内面的に行われる状態となつて来たので、委員会としてはしばらく状態をみることとなつた。そこで四月二日の幹事会で諸井委員長から「危機突破対策一般をとりあげることは、とかく論議が抽象に流れて研究の進行を期し難く、また総司令部の意向をみても今後具体的な問題が続々起つて来るものと思われる。従つて今後の行き方としては各部会がそれぞれ個有の分野で問題をとりあげ、その結果がまとまつた上で、改めて総合的にとりあげることにしたい」との提案があつて、これが承認された。

かくて「危機突破対策委員会」は設置後二カ月くらいで、結論を出さないまま事実上解体した。その直接の理由としては、前にあげた総司令部の意図を觀望するためということのほかに、諸井委員長の言葉でもふれているように、総合対策検討の途上における重工業と輕工業、産業と貿易など部門相互間において意見の調整が困難であつたということも指摘できさうである。これは経済が正常な運行をするに至らない段階にあつて、部門間の相互依存関係がはつきりと形成されていなかったことを示すものであろう。

いずれにしても、初めて設置された総合的な委員会はこのようにして、その働きを中断した。しかしこれはその後に来るであろうより活発な総合委員会に通ずる道を開いたことにおいて、一つの過渡的な役割を果たし

たものであると見てよい。

四月一日工業倶楽部で、二十二年度の第一回定時総会が開かれたが、「研究する同友会」の性格はこの時において明確に自覚された。即ち二十二年度運用方針案を提案するに当つて、郷司事務局長は次のような補足的な説明を行い満場の賛成を得た。

一、創立年度において試みたようないささかドロナワ的な意見書の発表をやめ、つねに研究を怠らず、刻々の問題につき会の意見を用意しておき、随時これを政治に反映せしめるようにしておくこと。

一、本年度は会員を部長級よりさらに課長級にまで拡大し、経済人としての上下の交流、啓蒙を図ること。

また会員の提案で「政府の経済施策が円滑を欠き、そのために生産増強の進行が阻まれているのは、根本的には連合軍総司令部が日本経済の現情をよく認識していないからである」との見地から「今後、渉外活動を活発にし、総司令部との間に意志の疎通を図るとともに、統制、物価等の諸問題についてもお互によく論議し合つて研究すべきである」ということを申合わせた。

また講和会議を開こうという動きが外電にそろそろ見えるので同友会としてもその準備活動につき考えることにした。

なお四月二日の幹事会で、当番幹事諸井貫一が退き、大塚万丈、堀田庄三、郷司浩平がこれに当ることとなつ

た。

三、片山内閣に「総合施策」を要望

吉田内閣は「一般的に無力なことを示し、インフレーションの克服に失敗するとともに、労働問題の重大な紛糾を招いた。」——まさに吉田内閣は、自ら育てたインフレの猛威を抑えることが出来なかつたこと、および吉田首相が元旦のラジオ放送で労働者を「不逞の輩」と呼んだことに對する労組の憤激とによつて倒れたのであつた。二・一ストはマツカーサー元師の禁止命令によつて防止されたが、マ元師は引續いて二月七日吉田首相に書簡を送り、国会の会期終了後速かに総選挙を行うことを指示した。吉田内閣の一枚看板である石橋財政の成否が国民の審判をうけることになつたのだ。かくて四月二十五日衆議院総選挙の結果、社会党が第一党となつた。しかし絶対多数を占め得なかつた社会党は、ようやく社会、自由、民主、国協の四党政策協定にこぎつけたかと思えば、左派の鈴木茂三郎、加藤勘十の両氏が「他党首班に協力せず」との声明を出したのがもとで自由党が連立不参加となり、そのため五月二十三日自由党を除く三党連立で片山社会党中央執行委員長が首班に指名され、さらに閣僚割振りでもんだのち六月一日にいたり一カ月ぶりで片山内閣が成立したという回り路をやつた。ともあれ新憲法実施下初の内閣がクリスチャン片山を首班とする民主的な連合政権であつたことに對して、マツカーサー元師は最大級の祝辞を贈り、国民またその清新な顔ぶれに期待したのであつた。

経済同友会はこの片山内閣が成立するまで一カ月にわたる政治の空白期、政策協定問題で論議がやかましかった最中の五月十四日「新内閣組閣に際しての要望」を発表した。これは大塚、堀田、郷司の三当番幹事が原案をつくり、五月七日の幹事会で討論、若干の修正を行つたのち、五月十四日緊急幹事会で決定したものである。その内容は、(一)総合経済政策の確立、(二)統制方式の再検討、(三)財政の均衡化、(四)物価体制の再編成、(五)失業対策の急速樹立、(六)生産体制の整備、(七)金融通貨政策、(八)国民運動の展開の八項目にまたがる広範囲のものであるが、その原案作製に当つてはさきの「危機突破対策委員会」における検討が、大いに参考になつてゐるというべきである。

「要望」では先づ「終戦後二年にわたる虚脱混沌の時代を経て、いまや国民の志向はようやく祖国再建の目標に統一されんとしているかに見える。この未曾有の難局を乗り切るため、国民多数の期望を担つて誕生せんとする挙国連立内閣に対して、我々は大なる期待を持つものである」と、新内閣への期待を述べたのち「我々は経済界の第一線を担当するものとして、現下危機突破の骨格となるべき重要点に関する見解を示して参考に供したい」と、大要次のような諸施策を要望した。

一、総合経済政策の確立Ⅱ新内閣は危機突破対策の樹立に際して、先ず(イ)石炭増産三千万トンの完遂を中核とする生産再開、(ロ)食糧の絶対確保、(ハ)インフレ防止、(ニ)失業対策の確立を四本柱として、一貫的総合政策を確立することを出発点とすべきである。そのためには経済安定本部の実力の強化を図りその総合企画力を高めるとともに、各省のセクト主義を排除して、企画と実施の一元化を実現すべきである。また従来の施策に

欠けていた時間の要素を重視せねばならぬ。

二、統制方式の再検討Ⅱ従来の官僚統制方式は生産を萎縮せしめヤミを激発し、統制当事者を腐敗させている。この上統制の強化を図るには法規や取締の増大強化ではほとんど効果を期待し難い。従つて先ず統制能力と経済界の動態に即した臨床診断を行いその上で実行力を基礎とする実用的な、しかも屈伸性と機動力のある統制方式に改める必要がある。かかる観点から複雑な許認可統制は思ひきつて廃止し、経済活動の関門を抑える重点的な統制を強力に行うべきである。

三、財政の均衡化Ⅱこれはインフレ防止の第一要件である。本年度予算は一応形式的には辻ツマを合せているが、早くも巨額の追加予算が予想されている。新内閣および国会は全政治力を結集し、万難を排して均衡予算の原則を死守すべきである。

四、物価体制の再編成Ⅱ物価政策は現在最も混乱に陥入っているが、その最大原因は数十万種に上る公定価格によつて却つてヤミ価を誘発している点と、生産原価と公価の均衡破綻にある。新内閣は価格公定を少数の基本的、標準的物資に限定してこれを堅持し、他は協定価格または監督価格として暴利取締によつて不当な騰貴を抑える、さらに生産費と最低利潤を償う公価の確立、原料と製品間、品質間、地域間における価格不均衡の是正など簡明強力な総合物価体系の確立を切望する。また物価、賃金の悪循環を防ぐためには賃金統制が不可避であるが、一方勤労者の生活安定は経済再建の基本であるから、賃金統制の前提である生活必需物資、特に食糧の確保に政府は全力を注がねばならぬ。

五、失業対策の急速樹立Ⅱインフレ防止に徹底すれば、恐慌的現象を回避することは出来ない。特に企業整備、ヤミの撲滅による失業問題の処理については万全の備えがなければならぬ。しかしてかかる大手術は動力その他の関係から、危機が深化すべき今冬以前に処理すべき目安をもつて、急いで計画をたてる必要がある。

六、生産体制の整備Ⅱ生産の再開は企業体における経営と労働の民主的な協力が基盤とならねばならぬ。経営民主化については労使とともに経営協議会を活用して民主化の線で協力を図ることに努めるべきであるとともに、政府においても経営権と労働権の分野の明確化、労働組合の民主化などについて必要な立法的、行政的措置を速かに採るべきである。

七、金融通貨政策Ⅱ重点産業融資制度を実情に即するように調整強化するとともに、輸出産業、中小企業に対する融資を円滑にすべきであるのは勿論であるが、さらにこれら融資は蓄積資金によつて賄い通貨の膨脹を阻止せねばならぬ。このため貯蓄を一段と強化するとともに振替制度の活用によつて通貨の使用を抑制することが望ましい。また新内閣は組閣第一声において通貨対策を声明することが適當である。

大体以上のような諸施策に続いて、「要望」は最後に「国民運動の展開」を提唱している。即ち「この際、広く国民大衆の協力を求め、官民共同して民主的に難局打開にあたる挙国体制の確立が必要である」とし具体的問題としては、生産再開、物価引下、ヤミ撲滅、貯蓄奨励、国民道義の昂揚などに活発な国民運動を展開し、またすでに発足している経復会議、物価引下運動等の推進を挙げ、さらに「国民大衆、特に組織された民間諸機関

もまた民族興亡の岐路にある現段階を十分に認識し、自らの手で危機を突破する気魄をもつて立ち上らなければならぬ」と呼びかけて結んでいる。

この「要望」において初めて経済同友会は、その状態のもとに自らが抱いていた総合的な政策意見を、強く遠慮なく政府に対してぶちまけたのであった。これはある意味において、戦後歴代内閣の無為無策ぶりにたまりかねた経済界の、政府、官僚に対する不満の爆発であつたし、また同時に危機突破における自らの役割を自覚した経営者の、政策意見における「旗あげ」でもあつた。まさにこの時以来、経済同友会は自らの政策をもつて時の政府当局に対決するといういわば主体性を確立したのであつた。

当時、政府の無能ぶりにあきたらなかつた総司令部のメンバーや外人記者は、経済同友会のこの批判的精神に着目し、政府に対する鞭達を示唆した。例えばリディ工業課長は三月六日の会員懇談会で「終戦以来日本政府の力は弱まつており、民間が批判を加えるチャンスは多くなっているから、この機会を極力利用することが必要である」と述べ、また五月十四日、右の「要望」を採択した緊急幹事会で、ウォール・ストリート・ジャーナルのクロムリー記者は「日本の官僚組織は民間人の手によつてのみこれを打破することが出来る。それには先ず民間人自ら行政機構の中に多数入りこまなければならぬ。とかくの批判や理くつはぬきにして、先ず民間経済人はもつと積極的に動かねばならぬ」と激励した。

このような示唆と激励にこたえるためでもあつたのか、経済同友会は片山内閣の和田安本長官の要請に応じ、

人材を安本主脳部陣に送った。即ち永野重雄は生産担当の副長官に、野田信夫は生産局長に、また工藤昭四郎のあとの物価庁次長には大原総一郎を、といった具合である。工藤昭四郎は初代安本長官膳桂之助に乞われて物価庁創設（二十一年七月）以来、物価庁次長であつた。彼らはいずれも経済同友会発足以来、その中心になつて来た人々であつた。同友会はかくして「要望」に謳つた経済安定本部の強化を、先ず人材を送りこむという形で実践したのである。

このような同友会の積極的な動きに対して、ニューヨーク・タイムズ記者バートン・クレイン氏は、次のような一文を同友会に寄せ、官庁入りする財界人の役割を指摘した。

「今日の日本の経済は全く混乱状態にある。これは結局日本経済の統制化の計画が失敗したからである。実行し難い統制が企てられ、しかもその実行性なきが故に、日本の実業家たちは統制違反に対して自ら黙認せざるを得ないようになつた。その結果実行され難い規則を無視しながら商業も産業も進んでいつた。しかしながら今や日本は何をなすべきかを決めねばならぬ事態に立ちいたつた。新内閣が生れんとしており、新政策も樹てられるにいたつている。新人たちが役所に入つて官庁事務に新風を吹き込もうとしている。そこで問題が起る。即ち日本の進歩は、実行性のない諸規則を引続き無視していくことによつて遂げられるのか、それとも実行し易い新たな規則を設けることによつて遂げられるのかという問題である。これこそ、実業家たちが政府を援けて解決せねばならぬ問題である。」

当時における経済界の問題の焦点を極めて要領よくつかみ出し、その解決を迫っているのである。

四、「民間貿易再開」と「海運再建」に要望

米国の対日政策が「非軍事化」から「経済再建」へ大きく転回して来たのに応じて、にわかに生氣をとり戻して来たのは貿易業界と海運業界であつた。連合国が日本の起ち上りを抑えようとしていたのは、その軍事力の復活のほかに、その輸出および海運における発展——つまり経済面での侵略に対してでもあつたのだから、戦後日本の両業界はまさに鳴りをひそめて、静かに時の氏神が来るのを待つていたのである。くちびるまで出かかつている切なる望みをうつかり口に出して、相手を刺戟してはならぬからであつた。ことに海運の如きは、ポーレー最終報告（昭和二十一年十一月発表）で船舶保有量百五十万トン、それも五千総トン、十二ノット以下の船に限るというようなきびしい案を見せつけられていたものだから、とくにそうであつた。

そこへ二十二年初頭ごろから、ぼつぼつ明るい情報——民間貿易の再開、船舶保有制限の緩和など——が流れて来たのだから、業界はにわに色めき出したのだ。しかもこれは単に両業界のみに関したことはない。重要資材の輸入が渴望されていただけに、経済界全体がこの状態の展開に期待したのであつた。経済同友会の貿易海運部会はしきりに開かれ、活発な論議がかわされた。木内信胤が部会長であり、浅尾新甫、一井保造、今井一、高見重義などが熱心に顔を出していた。

はじめに貿易について述べよう。

先ず当時の貿易はどんな風に、どの程度の規模で行われていたかについて極く簡単にふれると、——戦後日本の貿易の基本方針については「米国の初期の対日方針」をはじめとする諸指令で決められていたが、それによると、外国貿易は総司令部の厳重な監督のもとにおかれ、総司令部の事前の承認なくしては如何なる物品の輸出入も出来ない、輸入は平和目的のためしかも必要欠くべからざるものに限り許可される、また輸出はその輸入の支払をするために必要な範囲内でのみ許される——といった窮屈なものであった。総司令部の管理下におかれた自主性のない「管理貿易」であつた。

日本側の機構としては昭和二十年十二月十四日に貿易庁が店開きしたが、これは単なる国内業務だけで、海外市場との直接取引は出来ず、勿論個々の取引についても総司令部の指示と承認が必要であつた。為替相場はまだ決つていないし、輸出入品の国際価格がいくらともわからない全くの「めくら貿易」であつた。従つて不平等な取引に甘んじていなければならなかつた。国内の貿易実務は特定の代行機関（日本生糸輸出組合、日本棉花輸入協会など輸出入合せて七十余の団体）が當つた。（これはのちに二十二年四月十七日から鉱工品・繊維・食糧・原材料の四貿易公団にとつて代られた）また為替相場が決つていないことに伴つて、貿易は海外に対してドル建、国内に対して円建の二本建で行われ、「貿易資金特別会計」がまん中に入り、食糧など輸入品は消費者の負担を軽くするために安い価格で払下げ、輸出品は外国に対して（総司令部を通じて複数レート換算で）売る価格よりも高くても、メーカーの生産費をつぐなう価格で買上げ、こうした割の悪い取引操作で出た赤字は政府予算で埋め

るといったやり方をやっていたものだから、これがインフレを助長する一つの有力な要因ともなっていた。

このような変態的な貿易で、輸出は二十一年中で一億三百万ドル、輸入は三億五百万ドル（通商白書による）これを昭和五十九年平均に比べると、輸出は八・八％、輸入は二四・二％という微々たるものであった。品目では輸出は繊維原料（主として生糸）が一番多く総輸出額の六〇％、輸入は食糧で五五％を占めていた。また相手国は米国が主で、とくに輸入では九〇％を占め、しかも著しい入超であった。

民間貿易再開（それははじめ制限付のものであったが）の近いことをにおわせる外電が伝えられ出したのは、二十一年暮ごろからであつた。二十二年一月中旬にはUSCC（米国商品会社―日本商品の海外輸出を扱っていた）のシーク総裁が「対日民間取引復活への主要な措置が年内に講ぜられ、日本輸出品視察のため、米実業家の訪日が許されるだろう」と語り、また米政府は同じ趣旨の発表をした。これより先一月三日には日本と外国との個人的商業通信が許可されていた。この措置について総司令部経済科学局貿易部ライト顧問は、三月五日経済同友会で「この通信は日本の旧顧客に日本工業の回復を知らせるためのものであるから大いに利用されたい」と述べ、また「日本はこれから東洋市場に対して、何でも出せるようにすべきだ」と注意を喚起した。三月六日、リヂイ工業課長はやはり同友会で「三、四カ月後には個人通商が許されるだろう」と語つた。三月十日には戦後初の貿易協定が日比間に成立、今までのUSCCをぬきにして、日比が直接ニューヨークでドルで決済することになった。

決定的な示唆は三月十七日、マツカーサー元帥の外人記者団との会見で与えられた。これは「対日平和条約締

結を準備する客観状況は熟している」という重要声明の中で述べられたもので、次のように表現された。

一、現在日本は原子爆弾の影響以上に脅威的な経済的窒息の状態にあり、数百万という日本人が危険にさらされている。この経済的絞首状態から日本を救う道は何らかの形における外国貿易あるのみである。

一、連合軍最高司令部が臨時に採用しているバーター制は満足すべきものではない。日本のある期間、できれば五十年ほど経済的に孤立させるべきだという説が外国で行われているのは遺憾なことである。

一、日本の輸出貿易を再開させるため日本の繊維工業を急速に拡張する必要がある。

かくして六月十日総司令部は特別発表で、制限付の対日民間貿易を八月十五日から再開する旨を発表し、同時に「今回の措置は対日経済封鎖の一部を除去する程度のもので正常の貿易再開は平和条約によつてのみ得られ」旨のマツカーサー元帥の談話も発表された。また、さし当つて訪日する各国の民間貿易代表は四百名とする、為替レートははじめ設定せず、価格の決定は総司令部の専門家が行う、政府間貿易は今後も併行して行う、取引の全責任は日本政府が負う——などの諸点も明かにされた。

このように、「制限付民間貿易」は本質的には管理貿易の域をぬけきれず、すつきりとはしなかつたのであるが、それでも従来の「必要輸入を賄う範囲での輸出を許す」という行き方から「出来るだけ輸出を行い、それで得た外貨の範囲内でも輸入を認める」という行き方に転換したということは、行きづまっていた日本経済にとつて大きなプラスであつたことは勿論である。封鎖経済から貿易国に発展したわけである。

こうした貿易のあり方が近く与えられるのを前にして、経済同友会は六月二十五日の緊急幹事会で「貿易再建方策の提案」を採択、貿易海運部会の名で発表した。これはかねて木内委員長が中心となつて検討していたもので、實際家らしい具体的な内容をもつたものであつた。「制限付民間貿易」の立場から本格的民間貿易への道を展望して考えたものといえる。その要点は次のようにしぼることが出来る。

一、現在「赤字貿易」の形で、ずるずると与えられているクレジットを、正式のクレジットに切りかえることを米国に要請されたい。これはすべての経済施策が合理的、計画的になるための前提であるからだ。

一、右のクレジットが許された時に、政府は一部の民間的性格の濃厚な輸出品に対し、為替相場を与えて自由商談を開く。

一、しかし輸出によつて得た外貨はすべて政府が買上げ、その資金と獲得されたクレジット資金によつて、政府が依然として国営的輸入を統行するのは、当分の間やむを得ない。

一、為替相場を与えると同時に、私的クレジット導入の途を開放し、その取得者には自由輸入を許可する。

そしてこの提案の「基礎になる考え方」、「この提案の中核をなすものは為替相場の部分的付与であり、それを前提として私的クレジットを導入しようということにあるが、その結果として貿易の総量が拡大し、日本産業に不可欠な物資の輸入力がついてくれば、それが基礎となつて物価も安定し、従つて貿易全体に対しより大きな自由を与える道も開けてくると考えられる」旨を強調している。

八月二十五日から海外の民間貿易者いわゆるバイヤーが続々来日、九月一日から正式に商談がはじめられた。総司令部の発表によるはじめの三週間に七十三件、百二十五万余ドルの輸出の契約が許可された。毛皮類、特殊食品、陶器、模造真珠、織物、竹製品、セルロイド製の玩具、手袋、バスケット、つり道具、化学薬品、サンダル、ハーモニカなどが主な輸出品目であつた。

またこれよりさき八月十四日、民間貿易再開の前日、総司令部は特別発表で「輸出入回転基金」の設定を明かにした。これはいわゆるクレジットとはちがつて、日本が所有し賠償物件として連合国に管理されている金・銀・貴金屬一億三千七百万ドル、仕掛中の綿布約七千万ドル計二億七百万ドルを担保として、その三三〇%、即ち六億八千万ドル程度までの輸入資金を、取引銀行を通じて連合国ならびに中立国の政府および金融機関から借りることが出来る、というのである。経済科学局のスポークスマンは、この基金について「この基金設定は自給貿易国として日本を再起させるのに一つの大きな重要段階をなすものである。…基金に基礎をおく国際クレジットは、さらに大きな量において提供されることが予見される」と語つた。

この基金設定は、日本経済再建への実際上のテコとなつた。原料不足で半身不随となつていた日本の産業に対して拡大再生産への物質的な裏づけを与えたのであつた。例えば原綿不足のため八月から六割操短をやつていた紡績業は、原綿入手の見通しがついたので忽ち生氣を取りもどした。また鉄鋼業も十月から原料、燃料の輸入が再開され立直りの契機をつかんだ。

一方回転基金によつて輸出振興への望みを得た政府は、直ちに「加工貿易方式」を制度化した。即ち原材料の輸

入をさかんにし、これを輸出品加工工場に優先割当することとした。あるいは輸出品の製造業者には「貿易スタンフ手形」を活用して融資を円滑にするなど、効果のある手を打った。

十一月十五日には日英暫定通貨協定が成立した。

戦争の影響を最もはじめに受けた部門は海運業であつたろう。太平洋戦争のはじまる前には六百三十三万総トンの船腹を持ち、英米に次いで世界第三位を占めたわが海運業も、終戦直後においては百四十万総トン、その中で外国で抑留されているものを除くと、百総トン以上の鋼造商船で七百六十三隻、百十三万総トンとなつていた。これを船の質からみると、戦時中に間にあわせでつくつた劣等な戦標船が七十二万総トン、七割を占めていた。船の用途別では貨物船が四百六十隻、九十万総トンであつたが、海外引揚その他特殊用途に使われているものを除くと、実際に貨物輸送に役立つものは三百八十一隻、六十三万総トンにしばらくはなることになるといふありさまであつた。

海上輸送の状況はどうであつたか。終戦後数カ月は、生産がとまり出荷も不振であつたので、月せいぜい二十万トンないし四十万トンであつた。それが、二十一年度に入ると多少ふえて年間実績で六百六十八万トン、昭和十一年度平均の二割見当となつた。この年度の後半では、中国に対するまくら木の輸出、塩の輸入などが生産回復による輸送要求にプラスされたので、船腹がようやく不足になつてきた。二十二年四月以降は八十万トンから九十万トン程度の輸送量となつたが、これでもうせい一ぱいのところで、それ以上の船腹需要が出て来ればどう

にもならぬという状態になっていた。八月二十九日の閣議では「重要物資の輸送証明要領」という手続が決まり、特に政府や公団の証明のあるものでなければ取扱ってもらえないということになった。

戦後の造船事情はどうか。戦標船建造を工事半ばで中止していたものについては、総司令部の許可を得て、工事を続行していたが、新造船については、造船所の賠償指定、ポレー報告による船舶保有制限、それに戦時補償二十五億円の打切りという船会社側の問題も加わり、とうてい再建の目途はつかなかつた。

しかし大きな客観勢は、二十二年二月ストライク調査団の来日当時から、海運・造船界にはほえんでいた。きびしいポレー報告（保有量百五十万総トンは大正初期の水準、年間十五万総トンの建造は大正九―十年ごろの実績）の制限は、大巾に緩められるという見通しが濃くなつて来た。

そこで経済同友会貿易海運部会でも、時の勢に力を得て海運再建の必要、その目標、その推進の方法などを検討することとなり、五月はじめ「海運専門委員会」をつくつた。メンバーは日本郵船、大阪商船、三井船舶、山下汽船、川崎汽船から中堅幹部が送りこまれた。そしてこの専門委員会は七月三日に「海上輸送力の緊急増強に関する提案」、続いて九月十七日「海運再建についての提議」を決め、それぞれ幹事会で採択した。前者は当面の海上輸送力不足についての対策を要望したものであり、後者はより長期的な観点から海運再建の必要とその方策を訴えたものであつた。

先ず「海上輸送力緊急増強に関する提案」では、「海運の復旧は経済再建、生産振興、民生維持のカギであるから、それに対する施設、資材、資金などあらゆる施策および措置については、主食、石炭、鉄鋼、肥料などの

重点産業と同じ優先性と重要性を認むべきである」と述べ、当面の海運量の不足に対しては次のような対策が必要だとしている。

一、先ず輸送力に対する認識が甘すぎるからこれを改めねばならぬ。経済安定本部は二十二年度の計画物資海上輸送要請量を国内千八十五万トン、国外三百四十五万トン、計千四百三十万トンとおさえ、これに対し輸送量が九百八十一万トンで差引四百四十九万トンの不足とふんでいるが、これは船の運航能率や荷役能力の悪いことなどについて正しい認識を持つていない。

一、現存の船腹を最高度に活用するため、船の修理期間を短くしたり、荷役能力を上げるため資金、資材、労力を円滑にふりむけるべきだ。また燃料、食糧も十分に手当されたい。

一、戦標船建造を続行しつつあるもの（統行船）を早く完成させるようにするほか、より根本的な方策として新造船計画を実施できるよう総司令部に要請してはどうか。

一、差当つての船腹不足にそなえて、米国は現在船腹があり余っているようだから、これを貸してもらえよう交渉されたい。

一、いまの海運国家管理は非能率で評判が悪いから、速かに民営にきりかえてほしい。船舶運営会のやり方などは官僚的で、能率があがつていないではないか。

また「海運再建についての提議」では「日本の国民経済にとつては、相当量の船舶を再建し保有することがど

うしても必要である」ということを訴え、その理由をならべ、さらに「果してどれだけの船腹が必要か」という点をも述べている。船舶保有の必要については、先ず海運は日本にとつては、輸出貿易と同じ使命を持つ重要国家産業であり、国際収支の調整に大きな役割を果たして来たこと、日本の貿易は海運の発展とやらんで発展して来ており相互に関連の深いこと、海運、造船業の発達はその関連部門の培養によつて失業対策としての意味も担っていることなどをあげている。また所要海運量としては、船舶保有目標を昭和二十八年二百五十万トン、三十三年四百五十万トンにおき、造船能力は少くとも年間四十万トンを確保すべきだとしている。さらに航路制限を廃して、海外就航を許し、それに伴い船型速度などについても制限をはずすべきだと主張している。——このようにこの要望は、ストライク調査団の報告書起草を一方ににらみながら、日本の立場を対外的にも訴えたという印象が強い。

このような要望の甲斐もあつてか、昭和二十三年二月発表されたストライク報告書では「均衡のとれた経済を日本に再び確立する重要な一歩として、(一)四十万総トンの新船年間建造能力を日本に残置すること、(二)日本の商船隊保有を最低限四百万総トンとすること、(三)これに必要なだけの乾ドック能力を残置すること」——を結論づけた。

この報告によつてわが海運、造船界は前途に希望を与えられたわけである。

五、長期經濟計画の検討

―「經濟調査会」の設置―

民間貿易の再開は經濟再建の前途に大きな光明を点じた。また片山内閣の政策はインフレを危険な程度にまで昂進させたが、産業再建の基盤を固めることに對する意欲は前内閣に劣らず堅持していた。そこで經濟同友会でも長期の經濟再建計画をつくる氣運が生れて來たのである。先ず片山内閣の政策とその効果を見よう。片山内閣は、第一次吉田内閣がマツカーサー元帥から与えられた課題、「賃金と物価の統制維持および不足せる必需物資の配給確保」に對する回答として、組閣早々の六月十一日、「經濟緊急対策」を發表した。これは生産の量を拡大すること、生産と流通を計画的に行えるような經濟の秩序を確立すること、實質賃金の充實を中心として物価と賃金の惡循環を断ちきることを主眼とし、「流通秩序の確立」ということを大きく謳つた。そのために食糧供出に對して特別報奨金の支出その他の新しい措置をとつたり、隠匿藏物資を摘発したり、重要物資を優先的に輸送したり、ヤミ市の肅正にのり出したり、いろいろ手が打たれたが、中でも最も根本的な措置は七月五日發表された「新物価体系」の確立であつた。

この新物価体系の特色は、鉱工業生産物の価格は原則として原価主義に則り、特に基礎物資の供給者価格が安定帯価格（昭和九―十一年水準の約六十五倍）を上回るときは、価格調整補給金によつて需要者価格を安定帯ま

で下げることとした点である。これは緊急対策で「経済回復の根本は生産の増強と生産能率の向上である。政府は重点生産の継続と企業経営の健全化を中心としてその実現を図る」といつているのに相応ずるものであり、赤字に悩む企業の経営の健全化を図ろうとしたものである。従つてさきの三・三価格体系（昭和二十一年三月）が金融措置とともに通貨量の増大を抑制することを主眼としたのと異り、この新物価体系では原価をつぐなう公価によつて拡大再生産への転機をつかむことを狙い、そのために価格調整補給金がいきつて支出されたのであつた。

またこの新物価体系では、賃金水準を工業総平均で月千八百円とした。これは基準年次の二七・八倍に当り、当時の水準より少し上回つたが、一方において鉱工業品が基準年次の六十五倍とされ、また一般に原価主義に則ることを方針としていたのとにらみ合せると片手落ちであつた。つまり片山内閣としては、この食いちがいについては、食糧その他必需物資の確保によつて実質賃金の向上を図るということで、勤労者の耐乏を要請したのであつた。

いずれにしてもマッカーサー書簡に対する片山内閣の回答としての経済緊急対策は、なるほど表面においては「物価と賃金の統制」を維持し、その同時安定を図ろうとしたものではあつたが、実質においてはさきの石橋財政における「インフレを基調とする経済再建」という行き方をそのまま引きついだものであり、しかも賃金水準などにおいてははじめから矛盾をはらむものであつた。

生産増大のために補給金はふんだんに注がれ、なおそれでも足りないところは復金融資で補われた。復金の資

本金は二十二年度中に三回増資されたが、その大部分は日銀引受の復金債により賄われた。同年度中に日銀券の増発高は千三十億円であつたが、そのうち三八%にのぼる三百九十六億円は復金債の引受によるものであつた。

また片山内閣は前内閣から形式的な均衡予算を引きついたのであつたが、その後二十二年度中に十五回の補正予算を組み、その額は本予算と同額位に達した。これはインフレに基く物価騰貴によつて、当初予算の単価では賄えなくなつたからにはかならぬ。

物価のあがり方を数字でみると、昭和二十年九月を一〇〇とする日銀卸売物価指数（公定価格）は、二十一年十二月六七五であつたのが、二十二年十二月には二、五四七と約三倍半になつた。小売物価も三倍強のあがり方であつた。

これでは賃金水準がまもられるわけがなかつた。千八百円ベースは見事に崩壊してゐた。二十二年七月に千八百三十五円であつた全国工業平均賃金は十二月には三千五百十七円になつてゐた。一方公務員給与ベースはそのまますえおかれてゐたが、ついに二十三年一月からは二千九百二十円に大巾調整せざるを得なかつたのである。

まさに片山内閣は、「賃金物価の同時安定」を謳いながら、実績においてはむしろその「同時崩壊」を記録したのである。しかし一面においては生産の増大をもたらしたことは事実であつた。昭和十一年を二〇〇とする総合生産指数において、昭和二十一年度末が二九・四であつたのが、二十二年度末では四二・六となり四五%の増加率を示した。しかも石炭、鉄鋼、化学肥料の増産は顕著であつた。

当時の蔵相は興銀出身の栗栖赳夫氏であり、復金副理事長は同じく興銀出の工藤昭四郎、また永野重雄が安本副

長官をやっていたが、これらの人々が新物価体系の策定、復金の積極融資など、思いきつた産業復興策推進の中核体を形成していたのだと見てよからう。工藤昭四郎の述懐によると「あの時は無理をしても生産設備だけは早く回復しなければ、日本国民は生きていけないという考えであつた。むしろ敗戦国としてどうしても通らざるを得ない必要悪であつた。あの巨額の復金貸出をやるという蛮勇があつたからこそ、あとでドツジ・ラインがしかれた時には、設備は八割まで復興していたのだ」という実感であつたらしい。とにかく一方において国民の耐乏という大きな犠牲を伴つたけれども、あのインフレによつて生産復興の基盤がムリヤリに築かれていつたことは見逃し得ない。しかも客観状況としては、さきに述べたように、米国が日本経済の再建に対して積極的になつて来ていたし、従つて賠償緩和の方向もわかつていた、また民間貿易の再開―回転基金の設定など復興への資金的、物的のつかい棒も用意されつつあつたのだから、インフレ昂進による不安定の中にも、復興への足がかりが得られたという安堵感が政府や経済界に生れて来ていた。

このような状況を反映して、経済同友会は長期的な視野に立つた再建方策を研究することとなり、その担当機関として「経済調査会」を十月一日に設置した。委員は

大塚万丈、桜田 武、加藤威夫、島田 藤、金井寛人、東海林武雄、木内信胤、
竹内俊一、工藤昭四郎、二宮善基、郷司浩平、堀田庄三、酒井杏之助、水野成夫

の十四名で、大塚万丈が会長となつた。総合的な対策を研究する委員会としては、さきに「危機突破対策委員

会」があり、片山内閣に対する総合施策の要望をつくるための準備的な役割を果たして解体したが、この経済調査会は二つ目の総合的委員会であつた。この顔触れのなかに、その後長く同友会の中核となつて活躍した工藤昭四郎、東海林武雄の名前が入っているのは記憶されねばならぬ。

調査会の活動をより効果的にするため、具体的資料の蒐集、整理は高橋亀吉氏の主宰する日本経済研究所に委託することとした。同研究所は調査会のとりあげるべきテーマについて検討した結果

- 一、国際経済に本格的に参加するための基礎的準備の研究
- 二、貿易、為替、国際収支の対策
- 三、政府の経済再建長期計画の検討
- 四、産業組織の新建設対策（独禁法、集排法の影響、運営方法に対する要請など）
- 五、産業の合理化、能率化方策
- 六、資金対策（資本の蓄積、外資導入等を中心とする対策）
- 七、技術の向上と活用対策（技術水準の一般的向上、国内新資源の開発、産業新分野の開拓、企業単位の細分化と技術的荒廃についての対策）
- 八、流通秩序再整備の過程
- 九、失業対策
- 十、物価、賃金対策

右の十項目を示した。調査会が如何にまじめに意欲的に問題と取組もうとしていたかがわかる。このうち調査会としては先ず経済再建長期計画の検討と産業の合理化、能率化の二つのテーマをとりあげることとなつた。

経済再建長期計画の検討は、当時経済安定本部で作業を進めていた長期計画とはちがつた角度から、即ち民間経済界としての現実的な足場に立つて、独自の長期的見通しを得ようとするものであつた。この作業は、先ず客観状勢の分析からはじめ、十二月二日から本格的に調査にとりかかつた。そのコースとしては

一、関係業者ないし専門家の検討を基礎として、輸出産業の規模を策定する。その際最も確実に見込み得る生産数量、輸出数量（下限）と、必要な援助や経済活動を制約している諸立法その他の悪条件が排除された場合を前提としての数量（上限）とをあわせて決める。

二、これと併行して、一般産業成立の基礎条件である基礎産業、および食糧輸入量の策定に関連する水産業農業についても検討する。

三、以上の結果を総合して、日本経済自立のために必要な産業構成と、それが経営的に成りたつための基礎的条件を見出す。

右のような順を追つてゆくこととした。なお注目すべきは、当時安本がつくりつつあつた長期計画案は「結局クレジット懇請に力点をおく一つの政治的な見通しを得る」ことを狙いとしていたのに対して、同友会の方は本当に経済再建の過程を見通し、これを総合政策立案の基礎たらしめようというまじめな目的を持つていたこと、

また安本の考え方としては「計画策定の根本態度として、重点を基礎産業から輸出産業に移行させるという原則による」ことを意識していたのに対し、同友会の方はやはり産業の基礎としての重化学工業の重要性をあくまでも認識していたことであつた。

この作業の結論は二十三年五月末に出て、六月はじめ発表された。その内容は後に記すこととする。

いま一つのテーマである産業の合理化、能率化については技術部会が二十三年二月からとりあげ、日本技術を再検討して問題のありかをはつきりつかみ、科学技術を向上させる対策、産業合理化における技術面での役割、経済再建に対する技術者の課題などを順次検討してゆくこととなつた。

六、外資導入の促進に意見

昭和二十二年に入つて米国の対日政策が「経済再建の支援」という線に変わつて来たのに応じ、経済界には外資導入論が頭をもたげて来た。三月末には中島久万吉、長崎英造氏らが十億ドルの借款案を世に訴えた。五月には関西経済同友会も十億ドル案を内容とする意見書を出した。これは基礎産業再建、海運再建、最終通貨処理および国際貿易に参加するために外資十億ドルの導入が必要だとしたものであつた。そこへ八月にはさきに述べた輸出入回転基金が設定され、外貨借款に有力な手がかりを与えたので、外資導入論はいよいよ現実性を持つて来たのである。

経済同友会でも金融経理部会が、この問題と取組むこととなつたが、ここでも問題は同友会らしく基本的にとりあげられ、実際外資が入つて来るためには、日本経済の側においてどんな条件が充たされておらねばならぬか、あるいは実際に外資が入つた場合の影響などに検討の重点がおかれた。

即ち十月十日の金融経理部会では、さきに述べた「金融の民主化」に続くテーマとして、外資導入対策をとりあげることに決め、専門委員会を特設、堀田部会長が中心になつて総合的な対策をたてることとなつた。

先ず基本的な態度としては、

一、日本経済の自主性の確保と、外資導入の必要性を通ずる根本の方針の確立がどうしても必要である。しかも官僚による一方的な意見ではなく、民間側の各種産業の具体的な実相から割り出した対策とすべきである。

二、基礎産業に対する外資導入を、単に自主性の確保という見地から否認せずに、むしろ外資の必要性を前提として、その上で自主性を確保するための方法を研究した方がよい。

という立場で問題にのぞむこととなつた。

検討の過程において強調されたのは、現在のように資産評価が異常に低くされているとき、現物投資を行つたものに時価評価による株式を持たせると、わずかの投資に対して過大の支配権を与えることになるから、その点何らかの調整を加えねばならぬこと、しかし一方において外国資本による国内産業の支配は結局一時的のものでしかないのだから、外国資本の導入によつて新しいすぐれた技術設備を受け入れることをしづつてはならぬこと、また外資導入のための国内体制としては何をおいても資本優遇策であらねばならぬこと、一面歓迎すべきで

ない外資の流入を阻止することも考えねばならぬこと、などであつた。

さらに外資受入れ体制としての資本優遇策について阿部康二山一証券調査部長は

一、資本尊重の氣風をকাশし出すこと

二、行きすぎの労働攻勢に対して適当な措置をとること

三、利益分配を怠る会社は将来必ず行詰ることを警告すること

四、配当制限をはずすこと

五、法人税の軽減、減価償却に対する課税上の配慮その他税制上の資本優遇策を実現すること

その他二十七項目におよぶ實際上の意見が述べられ、対策を検討する上において大いに役立つた。中でも資本尊重、労働運動の行過ぎ是正が真先にあげられていることは、「経営者の自覚」が、単なるイデオロギーからだけでなく、経済再建のための外資導入の必要とからんで現実の要求として生れて来たことを示すものとして注目すべきであろう。

このような考え方を一層切実にさせたのは十二月十日開かれたニューヨーク・ナショナル・シティ銀行東京支店長チエンバレン氏との懇談会であつた。この席上チエンバレン氏はこう述べた。

「日本としては経済再建のためにもその誘い水としてクレジットが必要になつて来るであろうが、結論をいえば、クレジットを与えてみても、結局浪費におわるだけで、誘い水としての用をなさないと考えられるから、クレジット設定は事実上困難であろう。それならば現状を改善するにはどうしたらよいかということである

が、その方策について自分は何もいえない。ただしかし日本人はいまよりもつと働かなければならないと思う。もつと働くことによつて労働の生産性を高め、生産の増強を図らなければ、クレデットの獲得は出来ないと考える」

まことに日本経済の痛いところをついているではないか。

こうして約四カ月にわたる検討ののちついに成案を得、「民間外資導入促進に関する意見」として、二十三年二月四日の幹事会で採択され、三月二十三日、第二回通常総会の決議という形で発表された。時あたかも米国の対日積極政策はいよいよ進展し、また三月十日成立した芦田内閣は組閣後の第一声で「外資導入による経済再建」を唱えていた。同友会の「意見」はまさに時宜を得たものというべきであろう。

「意見」は、

第一、経済再建における民間外資導入の緊要性

第二、民間外資流入上の隘路打開

第三、民間外資導入に対する希望条項

の三項目にわかれている。

先ず第一においては、政府借款の必要とならんで民間借款もまた導入する必要があることを指摘している。即ち政府借款は、復興面では、政府の長期建設計画中の基幹産業部門ないしは基本資材、例えば石炭、電力、鉄

道、船舶、鉄鋼および資材、また回轉基金制度の活用による棉花・羊毛・ゴム・塩等の主要輸出原料について設定されるが、このほかにも次のような部面には民間外資の導入が望ましいとしている。

- (一)、戦時中におくれた技術を取戻すために必要なパテント、機械および技術の輸入
- (二)、耐用命数を過ぎた機械の更新
- (三)、企業の復旧、拡張、新設に必要な資金
- (四)、製品輸出とリンクした原料輸入代に対する短期商業信用（貿易回轉基金によらない非重要輸入に対して）
- (五)、その他企業として必要であつて、政府借款では時間的に間に合わなかつたり、目的に対して適切でないような場合

そしてこのような民間外資は急速に実現されねば、戦後の世界經濟の進運からおきざりにされることが警戒されるとしている。

第二では、右のような民間外資を誘致するためには次のような隘路を打開せねばならぬとしている。

- (一)、為替変動の危険率が大き過ぎる。
- (二)、労働事情、動力事情、原料事情、金融事情などによつて企業の健全性が根本的に破壊されている。
- (三)、米ソ対立の激化によつて極東市場が不安定になつてゐるから、政治的考慮の加わらぬ純經濟的な民間外資は警戒される。

このような障害のうち、国内的に除き得るものは速かに策を講じ、その流入を助長、推進すべきである。つまり経済再建上望ましい外資である以上、たとい相当の弊害を伴い、一時的に不利に陥入つてもこれを制限すべきではないことが強調されている。

第三では、外資を受け入れた企業がその外貨をフアンドとして保留できるようにすること、技術者の海外渡航を認めること、外資に対しその元利金をドルで支払い得るようにすることを希望し、また経営の実権が外国に移るような形の外資導入は極力これを避けるべしとしている。

この意見書は政府ならび衆、参議長および総司令部に提出されたが、その際、総司令部経済科学局商業顧問ベーカー氏は、この問題についてさらに具体的に検討することを勧めるとともに、「今後外資として期待される原材料の輸入については、現在の貿易庁、貿易公団の機構をもつてしてはいくたの障害が予想されるので、これを改善することについても研究されたい」との示唆を与えたが、この点は、のちに述べるように貿易海運部会がとりあげるところとなつた。

なおこれよりさき、政府は一月二十八日の経済閣僚懇談会で「民間外資導入に対する方針」を決めたが、それは「一般原則としては、経済再建のための緊急度を重視し、将来の債務返済能力を考へて、導入外資の順位や量などを選定する」という制限的選択的なものであり、「好ましくない外資」として次のようなものをあげていた。

一、株式や生産施設などの大口買入れによつてわが国産業を支配する結果をもたらすもの

二、投機的な目的のもの

三、国内資材を多量に消費したり、または動力や原料の供給が伴わない生産施設だけの輸入

四、わが国で差当つて設備、技術などについて援助を受ける要のない部門に属するもの

五、この際必要でない消費物資の国内向供給、国内市場だけを目標にした金融業、商業、娯楽機関などの設置
および活動に関するもの

このように制限的であつたが、かんじんの相手方の態度は、さきにあげたチェンバレン氏の言葉に照らすまでもなく、日本に対してかなり警戒的であつた。従つて同友会としては、実際に即した感覚から「先ず窓を開こう。しかも一方において国内体制を順次整えていこう」という態度を打出したのであつた。

第六章 外資導入体制の整備

一、「經濟復興」への身構え

昭和二十二年初頭から動き出していた米国の対日政策転換は、二十三年に入つていよいよはつきりし、また現実の形をとつて現れて來た。三月十日成立した芦田内閣は、この米国の動きを目の前にみながら「外資導入」を政策の中核としてとりあげ、その受入体制としての諸対策を打出した。財界は大いに活気づき、經濟復興に対して民間のなすべきことを考え、実行し、あるいは政府に訴えるなど前進への氣運がとみに高まつていた。經濟同友会もまた、四月初の總會で「經營者精神」を掲揚させたのはじめその研究活動、意見活動をさかんにしたのであつた。

二十三年一月六日、ロイヤル米陸軍長官はサンフランシスコで「日本を極東の工場に育てあげねばならぬ」と公言したことは、日本經濟の復興にとつて、半ば予期されたしかし衝撃的な喜びであつた。ロイヤル長官はこの演説の中で「財閥の解体が、日本の自立を妨げている」こと、「少くともある程度的大量工業生産が行われぬ限り、日本には經濟的赤字が続く」と思われること、過去の日本をつくりあげた實業界指導者の努力が日本經濟の復興に貢獻するだろうこと、「日本産業の能率に不当な妨害を及ぼさぬところで、集中排除を停止せねばならぬ」ことを指摘し、また米国の対日新政策の目的について「日本を十分自立しうる程度に強力に安定させる」と

ともに「新たな全体主義戦争脅威に対する妨害物の役目を果しうるところの自足的民主主義を確立」させねばならぬと述べた。

次いで一月二十一日、極東委員会米国代表マッコイ少将は「対日政策の次の段階は、総司令部の監督のもとに、出来るだけ速かに日本が自立しうるような計画を樹立して、その実現に当らねばならぬ」と言明、さらに「日本における平和産業の生産を増大させ、自立経済への発展を援助するための資金提供案について、米政府は近く議会で論議をはじめであろう」と述べた。

こうした大きな動きは、三月成立した芦田内閣の政策をはじめから方向づけるものとなつた。「芦田首相は組閣後初の声明でこういつた。

「新内閣の重要使命は外資導入による経済再建と対外信用の回復にある。……四囲の状況は従来に比し多量の物資輸入を期待し得る画期的な時代にあると思う。……日本国民はこの連合国の好意に値するだけの自力更生に努力し、国民万般の民主化に力を傾け、導入さるべき外資を十分に活用するだけの受入れ態勢を予め確立せねばならぬ。」

そして首相は、その受入れ態勢として先ず何を取りあげるべきかについては「この国内における経済再建の方途として、刻下のインフレ克服のための至上命令は生産の増大にある」とし、その生産増大のために資本の蓄積と経営の合理化を強調したのである。

三月二十一日には賠償の緩和を内容とするストライク報告が発表された。また同月二十日ドレーパー次官一行

が対日政策再検討のため来日し、四月二日帰国に當つて「増産によつてのみ日本の生活水準は向上する。そのためには日本国民は全力を傾けねばならぬ」と声明、続いて六日ワシントンに歸つたドレーパー次官は、対日賠償の削減、経済援助費供与の支持を表明した、日本経済復興四カ年計画を発表した。次官一行のつくつた対日賠償についてのジョンストン報告は、五月十八日に発表されたが、その中では次の諸点が明かにされていた。

一、委員会は、米國が現在日本の再建を援助すべきであると信ずる。日本の工業生産品はアジア一帯にわたつて必要とされており、アジア諸國もまた錫、ゴム、コブラ、羊毛、棉花、鉄鋼、ボーキサイト、砂糖および米の市場として日本が必要である。

一、日本の再建をもたらすに必要な工場は残置さるべきである。さもないれば米國は事実上日本の賠償の代価を支払うということになる。

一、日本の貿易は、いまのところ単に開始されたというに過ぎない。しかし原料の輸入に対する援助が与えられたならば、日本の自立に必要な量までの輸出の増大は達成されるであろう。

一、日本が入手しうる外国船の裸チャーターおよび新船の建造により、商船保有量を増加しうるよう奨励さるべきである。

一、日本の国内問題で主なものはインフレであるが、原料輸入の増加と、その結果生ずる増産がその解決に役立つであろう。

一、結論的にいえば、委員会は平和的基礎における日本の工業復興が自立経済をもたらすために必要であるこ

と、この計画はいまや占領の適切な主要目的の一つとなつてゐること、および米国はその国家的利益の上から妥当な復興計画を支持すべきであること、についてマッカーサー元帥ならびに陸軍省と意見が一致している。

また、報告書は財閥解体、集中排除にもふれ「それが生産を阻害しないよう注意すること、および再編成を合理的な競争を準備するに必要な最低限に止めることにおいて緩和さるべきである」としている。

最後に報告書は「国務省が承認した陸軍省の計画」を実施するため「懸案中の法案を（議会が）速かに立法化することを勧告する」と結んでいる。

この報告書による勧告は、米政府、議会、マッカーサー元帥によつて尊重された。即ち昭和二十三年六月、陸軍省が立案した「一九四九年度日本復興援助」案は米國議會を通過した。これによつて米國政府は七月からはじまる会計年度において、ガリオア資金（占領地救済援助費Ⅱ四億二千四百万ドル）のほかにエロア資金（極東占領地経済復興資金Ⅱ一億二千五百万ドル）を対日援助費として計上することとなつた。また同年六月、米國政府は一億五千万ドルの被占領地回轉基金を設定して日本の纖維原料購入のための運轉資金に便利を与え、さらに昭和二十二年八月設定された輸出入回轉基金制度に基いて六千万ドルの棉花借款も実現した。

一方、日本經濟の再建を阻んでいた集中排除についても、マッカーサー元帥は、それまで審査の要あるものとして指定していた三百二十五社のうち二百九十四社を、五月以降逐次解除し、八月三日には「集排審査委員会」の任務終了を特別發表によつて明かにした。

このように、米国の対日援助体制は急速に進展していった。戦後日本経済にはめられた「非軍事化」Ⅱ「民主化」のカセがほとんどとり除かれたほか、経済復興の誘い水であり推進力である「援助」がもたらされた。こうした客観状況の好転によつて、生産は徐々に上昇した。インフレの波はいまだおさまらなかつたとはいえ、その波頭はやや低くなつた。労働攻勢の行過ぎも総司令部の態度硬化によつて是正されつつあつた。——かくて経営者はようやく態勢を立て直す時期に到達したわけである。

二、「経営者」の自覚たかまる

——第一回 全国代表者会議——

敗戦と戦後の混乱によつて打ちひしがれていた財界は、終戦後三年にしてようやく起ちあがりの氣力を得た。経済団体の活動もいままでより一層自信のある活発なものとなつて来た。例えば経団連では三月の総会で、いままでの「代表理事」制をはつきりと「会長」制に改めたほか「副会長」「顧問」など役員陣を一挙に充実した。日産協も会長、副会長、顧問の顔ぶれをそろえた。また日本経営者団体連合会は四月、組織を変更して「日本経営者団体連盟」となり、力強く新発足した。さらに注目をひいたのは追放された大物が動き出したことであつた。池田成彬氏がジョンストン氏と会見したり、浅野良三、加納久朗の諸氏もドレーパー使節団と工業倶楽部主脳との会見に顔を出した。

経済同友会もまた一しお活氣を増した。体制は一段と整い、気分もまた新たになつたのである。それは新しい運用方針の採用と、第一回全国代表者会議の開催、およびこれを契機とする意氣の昂揚にはつきりと出ている。

先ず同友会は三月二十三日開かれた第二回定時総会で採択された線にそつて、四月十四日の第一回幹事会で、「当番幹事」制を廃して新しく「代表幹事」制をとつた。これは外部に対して会の「代表」という立場を明確にすることによつて、会としての意思が統一されていることを示すためにとられたのであつた。初代の代表幹事には永野重雄と工藤昭四郎が選ばれた。なお部会、研究会を充実したがその役員は次の通りである。

金融部会長堀田庄三、産業部会長大塚万丈、同副部会長（経理委員長）藤本輝夫、同（労働委員長）水野成夫、同（技術委員長）島田藤、貿易部会長浅尾新甫、経済民主化研究会委員長大塚万丈、海外経済研究会委員長竹内俊一、渉外委員長山田忠義、経済調査会長大塚万丈、外資対策委員長堀田庄三

運用方針では、「会の社会的地歩が確立し、内外の諸状況も變化した」ので、次のような方針で進むことを決めている。

一、活動の重点を、経済自立達成に必要な主要問題の研究および対策の樹立、特に資本蓄積、世界貿易への参加準備、および労働問題におく。中でも労働問題については、安定と進歩をのぞむ立場を明確にして、その線にそつた世論の形成を促す。

二、右の目的のために、またその活動を權威づけるために、特別の調査研究機関を設ける。

一、経営者がその實際生活を基にしてまとめた政策は、これをかならず日本經濟の再建に役立たしめるようにす

るため、対内的には政府政党に対し効果的な方法でそれを推進する。また対外的には連合国側の注意を喚起するため、渉外活動を積極的に行う。

一、経営者相互の向上に必要な事業および活動を起すとともに、経営補助者の教育事業を助成する。

この運用方針で注目されるのは、研究活動の重点として「資本蓄積」と「労働問題」がとりあげられ、特に労働問題では「国民経済の安定と進歩を求める立場」を明かにする旨が謳われていることである。かつて同友会は「経営の立場」を主張したことはあつたが、はつきりと「資本」の尊重を打ち出したのは、この「運用方針」からであつた。もつとも「金融の民主化」においては「健全なる資本蓄積の培養」は強調されていたが、その同じ時期において「企業民主化試案」は、資本の後退をむしろ理論づけようとしたのであり、全体として資本に対する態度は消極的であつた。しかし昭和二十三年に入つては「外資導入促進」の意見とこの運用方針の双方が、資本尊重の立場を強く掲げているのである。これは経済復興の近きを見透して「経営者」が新しく自覚したことを物語るものにほかならぬ。また労働問題にあつても「国民経済の安定」の立場から、その行過ぎによる経済の混乱に対する強い抗議の気持が言外にうかがわれそうである。いずれにしてもこれは経済同友会におけるある意味の脱皮であつたと見るべきであらう。そしてこのことは、五月十五日宇治山田市で開かれた第一回全国代表者会議において、より壮大に力強くもりあげられたのである。

この会議についての「会報」の記述は、その動機と意気込を、当時のそのままの感じで伝えるものとして引用しよう。

「経済同友会が終戦の混乱のさ中に、若い経営者の組織としてうぶ声をあげて早二年の月日を経た。当時その設立趣旨に賛同して、東京の創立総会に参加した全国の経営者は八十余名であつたが、この二年間にちようど十倍の八百七十名へと飛躍的發展をとげた。のみならず地方の会員は、関西・九州・東海および東北その他府県単位に、それぞれ地域経済同友会に結束し、あるいは本会支部を持つなど、名実ともに全国的組織としての地歩を固めるとともに、米国の経済発展委員会に比すべき多くの貢献を、日本経済再建のためになしつつあるのは自他ともに認めるところである。したがつて全国的規模となつた本会の組織に潤滑油を注ぎ込む意味からしても、全国会議を開く必要を感じていたところ、たまたま東海支部から、宇治山田市で平和博覧会開催中を機会に経済同友会の全国会議を開催されたいとの提唱があつたので、これを受諾したのである。」

全国会議は宇治山田市の商工会議所で開かれ、東京はじめ各地から四十二名の代表が集まつた。出席者は東京から工藤代表幹事、大塚万丈、水野成夫、東海林武雄、金井寛人、高見重義、今井一、加藤徳衛、藤本輝夫、井田与七、水沢謙三、郷司浩平の十二名、関西から稲畑太郎、岩井雄二郎、湯浅佑一、川勝伝、菅谷重平、中川路貞治、浅田敏章ほか十一名、東海から伊藤次郎左衛門、南岩男ほか五名、九州から松本幹一郎ほか四名であつた。議事としては

一、インフレ克服対策（東京提案、工藤昭四郎より説明）

二、外資導入問題（関西提案、菅谷重平より説明）

三、経済同友会全国連絡機関の設置（九州提案、松本幹一郎より説明）

四、企業態勢の確立対策（東京提案、大塚万丈より説明）

が審議され、インフレ克服対策と企業態勢の確立対策は決議として採択、外資導入問題は各地同友会の二十三年度の研究題目とすることになり、また全国連絡機関設置については次回の全国会議に持ちこすこととなつた。

インフレ克服対策においては、当時行われていた「安定か復興か」の議論において「復興」論をとる立場から、「性急な安定恐慌の実行論については慎重に対処する必要がある、極端な金融の引締についても再考せねばならぬ」とし、さらに政策のあり方について「従来の経済政策はとかく理論がちになる嫌いがあるが、いますこし実体面に比重をおいた政策が望ましい。この点について実業人の意見が相当に尊重せらるべきである」と述べ、最後に「インフレの克服は一貫した政策のもとに、漸次不自然、不合理、不均衡の状態を調査しながら、長期にじつくりとその解決を図るべきである」と結んでいる。

このインフレ対策における考え方は、その後における経済同友会の意見においても一貫して保持されているものである。「通貨状態を重視し過ぎてはならぬ」「過度の金融引締を行つてはならぬ」ということは、次のドッジ・ライン下においては特に何回となく強調されたところである。同友会には産業資本的な考え方がかなり強く、根底を流れていることを示すものといえよう。

企業態勢の確立に関する決議こそ、さきに述べた「経営者の自覚」を明かに宣言したものにほかならぬ。即ち

決議は「経済再建の近道である外資の流入を期するためには、その事前措置として資本を尊重し、その保護のために諸般の方策を実施する必要がある」という立場から、政府の施策をのぞみ、さらに「政府の施策はもとより重要であるが、これを具体化するものは我々経営者ならびに労働者であつて我々経営者は特にその責任の自覚に徹すべきである」とし、「二十三年度の努力目標」として次のような態度で臨むことを呼びかけている。

「我々は理解ある労働者の協力によつて、速かに健全なる企業の再編を完了し、科学的経営と技術の向上によつて企業の生産性を高め、もつて民間外資の積極的流入に備えるべく努めなければならない。」

この決議案につき提案理由の説明を行つたのは誰であろう、さきに企業民主化試案を提唱した大塚万丈その人であり、ここに時代の動きとそこに流れる考え方の激しい転変を知ることが出来るというものだ。

三、「経済調査会」の成果

昭和二十二年十月設置された経済調査会は約半年にわたる検討ののち「日本経済自立化に関する基礎調査」をまとめ、二十三年五月二十七日の経済調査会で高橋亀吉、根津知好両氏から報告、これを確認したうえ、六月下旬世に問うた。当時、外資導入を前にして日本経済の復興計画を描く作業は経済安定本部においても行われており、五月十七日「経済復興五カ年計画第一次試案」として芦田内閣に特設の「経済復興計画委員会」（総裁芦田首相）に提案されていた。経済同友会の調査は五年後の日本の輸出能力を測定し、産業構造のあり方を見定めるも

のであつたが、あくまでも民間実業人の手になる実際的な長期計画案である点に特色を持っていた。しかもこれは民間経済界の手がけたこの種計画としてはじめてのものであつた。

この同友会案のとつた方式は、次の点に特色がある。

- 一、わが国の経済自立の目安を国際収支の均衡に求めていること。
- 一、そのために基本となる将来五カ年間の輸出見込量を決めることに重点をおいていること。
- 一、この輸出見込量と要輸入額とをくらべて国内の純手取り高を推計するとともに、国際収支の均衡を目標として、将来のわが産業構造の姿を求めようとしたこと。

またこの調査は輸出見込数量を算出する前提条件として、「上限」「下限」の二通りの想定をしたが、これによつて、この案は一層現実的なものとなつた。即ち「下限」とは、最低限度の確実性を見込み得る限度、「上限」とは最高限度の可能性ある見込額であり、この二つの限度の間に実際の規模が、状況の難易に応じて実現するだろうと見たのである。

下限の条件 ①中間復興目標として指示されている紡績四百万鍾、化繊十五万トンなど、実現の確実性が多いと考えられる条件を前提とする。②企業に対する制約、労働条件などが、産業の本質的な能力回復に障害とならないこと。③東亜市場がほぼ正常な国際貿易を回復する。④インフレが輸出貿易を破滅するまでには悪化しない。

上限の条件 ①企業に対する特殊な制限が除かれ、賠償が日本の産業に全体として十分に活動ができる限度、

例えば紡績六百五十八万鍾、化繊十八万トンまで緩和された場合、②潜在生産能力を一ぱいに運転できるまで原料・資材・動力・燃料において外資の援助がある。③東亜市場の完全回復、ドル・非ドル地域の為替決済の制限が除かれる。

このような前提に立つて、昭和二十七、八年の輸出見込数量を次のようにおさえた。

第一類 繊維製品―(下限) 四億七千五百万ドル、(上限) 七億一千四百万ドル

第二類 機械・金属・鉱山関係品―(下限) 二億五千四百万ドル、(上限) 五億ドル

第三類 化学工業関係品―(下限) 一億五千万ドル、(上限) 二億三千六百万ドル

第四類 陶磁器および雑貨類―(下限) 一億八千三百万ドル、(上限) 三億四千百万ドル

第五類 飲食物および動植物―(下限) 七千五百万ドル、(上限) 九千六百万ドル

合計 (下限) 十一億三千七百万ドル、(上限) 十八億八千七百万ドル

また「貿易外収支」において、次のように見込んでゐる。

海運関係 五年後の船舶保有量を百八十七万総トンとみ、うち外航商船を百万総トンないし百五十万総トンと見て、これの活用による受取超過額、(下限) 五千三百万ドル、(上限) 八千五百万ドル。

観光事業など 日本人の海外旅行費を差引いた受取超過額、(下限) 一千四百万ドル、(上限) 二千四百万ドル
合計 (下限) 六千七百万ドル、(上限) 一億九百万ドル

またこの案は、輸出用原料として下限で二億七千九百万ドル、上限で四億八千九百万ドルを見込み、従つて輸

出純手取高は下限八億五千八百万ドル、上限十三億九千八百万ドルとふんでいる。

なおこの案は最後に、五年後の総輸出額に対して占める各産業部門の比重を昭和十二年のそれと比較している。それによると繊維品類は昭和十二年の四八・四%に対して二十七、八年には下限で三七・〇%、上限で三四・一%と大巾に比重を減ずるのに反し、機械・金属・鉱山品部門では、同じく一九・五%から下限で一九・七%、上限では二四・〇%と逆にあがり、また化学部門でも九・九%から、下限一一・六%、上限一一・三%と同じく比重を増すこととなっている。要するに五年後における日本の産業構成は、戦前の姿とはちがつて、軽工業中心から重化学工業中心に移ること、しかも下限よりも上限へ、即ち輸入事情が順調になればそれだけ重工業の復興の早いことを見透したのであつた。

経済復興計画委員会に提案された経済復興五カ年計画第一次試案は、片山内閣時代の昭和二十二年八月ごろから、経済安定本部で作業されていたのであるが、それは「経済危機を克服して速かに経済の安定を実現する」ためには、「破壊縮少した経済基盤をいかなる姿で復興するかの構想と具体的な目標がまず明確にされ、それにつながる総合的な復興計画の一環として、危機克服の対策が進められねばならない」という立場から出発している。そしてこの計画は「国民的努力の目標を明確にするため」また「危機克服の経済対策に指針と総合性を与えるため」さらにまた「経済安定にどうしても必要な外国の援助を要請するため」に必要だとされたのであつた。

そこで計画は、次のような条件がみたされた姿をもって「安定した経済」とみたのである。

一、国民生活が合理的な生活水準のうえに安定すること。

二、国際収支の均衡が成り立つこと。

三、右の二条件を充たしうるように生産水準が高まり、かつ産業の間に均衡がとれた構造が実現すること。

四、労働生産性が向上し、できうれば完全雇用が実現すること。

このような前提に立つて五年後、即ち昭和二十七年年度の目標を設定したのである。これによると、昭和五十九年を二〇〇として、目標年度には、鋳工業生産一三〇（石炭四千四百万トンⅡ一四一、銅塊三百八十四万トンⅡ一四一、綿糸九億九千万ポンドⅡ八五）農林水産業一〇五（米六千七百九十二万石Ⅱ一一一、その他）国民所得一二一、個人消費水準九〇という線が示されている。また輸出は十六億四千六百万ドル、輸入は十六億五千七百万ドル、貿易外収入は二千万ドルの受取超過を見込まれた。

大体この計画は、昭和二十二年一月極東委員会総司令部に対して出した指令、即ち昭和二十五年（のちに昭和二十七年に改められた）までに日本の工業および農業を昭和五十九年の水準におくことを目標とすべしとする指令と、これに基く総司令部の示唆をうけてつくられたものであった。従つてこの計画は一応目標を掲げることによつて、外資導入なり輸出産業育成に目安を与えることを目的としたものとなつた。これとは逆に、同友会案は、与えられた条件のもとで輸出がどこまで確保できるかを積みあげ、これを一切の計画の基礎として提供しようとしたわけである。

なお政府の第一次試案は、前記のように五月十七日「委員会」に回された。ところがちょうどその当時来日し日本経済の実情を調査していたヤング調査団の総司令部に対する勧告が七月に出され、その中では日本経済安定へのより強い政策がもられていた。こうした事情を反映して、「委員会」は改めて計画立案の基本方針をたて直し、第一次試案の練り直しを行うことになった。その基本方針では、目標年度を一年ずらして昭和二十八年とする、昭和二十三年度は準備期間とし、また昭和二十四―五年度は「前期」として「インフレの収束」と「安定恐慌の克服」を眼目とすることが謳われた。つまりヤング勧告書は次に来る「経済九原則」による安定恐慌を予告したものであつたわけだ。

なお経済復興計画委員会は、翌昭和二十四年五月三十日、計画成案を「経済復興計画の概案」として発表したが、当時すでにドッチ・ラインが進行中であり、政府も第二次吉田内閣の時代にはいつていたことでもあり、政策とは無関係な「作文」としての価値しか持たないものとなつていたのである。

四、産業資金の疎通を要望

昭和二十三年に入つてからの生産の回復はかなり顕著であつた。数字にみると――昭和二十二年五月から二十三年一月までは、大体昭和五―九年基準の鉱工業生産指数で、四二くらいのところを横ばいとなつていたが、それが二十三年三月には四九・三、六月は五二・九、九月は六〇・六、さらに十二月は六四・四と、明かに上昇傾

向を辿っていた。

生産の上昇の原因としては、経済白書もいうように、燃料、動力事情の好転、海外原料の輸入増加、食糧事情の好転による勤労意欲の向上などもあげられるが、一面において巨額の価格調整補給金の支出や、前年にも増して拍車がかけられた復金融資に負うところも大であつた。そして、そのために日銀券の増発、物価の騰貴もかなり大巾に見られたが、それにしても一方において生産がふえたせいか、その程度は前年程ではなかつた。——概してインフレの速度は緩慢となつたのであつた。

一方前述のように、米国の日本経済再建への関心は、この年に入つていよいよ高まつた。それは賠償の緩和傾向や民主化に伴う諸制限の緩和、それに何よりも対日経済援助体制の前進となつて現われて来たが、こうした米国の好意のうしろには、その前提として経済の速やかな安定——インフレの急速な克服に対する要求があつた。芦田内閣は、米国の援助を受けるためにはインフレを速かに収束させねばならなくなつたのである。

そこで芦田内閣は、当時一部で唱えられていた通貨措置を伴う一挙安定論を排して、生産復興を進めつつインフレを「だらだら」安定させていくといういわゆる「中間安定」の政策を進めることとなつた。六月四日第二国会の財政演説において、北村蔵相は「政府はこの機会に再建の総合施策を実施し、まずインフレの進行を緩慢化して外資の援助を支柱とする中間的安定を実現し、これを本格的安定への踏台にしたい」と述べた。そしてこの線にそつた第二番目の施策が六月二十二日の「補正価格体系」であつた。これは昭和二十二年七月のいわゆる「新物価体系」の基本方針を大体において受けつぎ、その後の物価水準の上昇によつて補正したもので、次のよ

うな骨子のものであつた。

一、重要な安定帯物資十四品目については四百三十億円の価格差補給金を出して、需要者価格の値上りを抑える。

二、貸金水準は全国工業平均貸金を三千七百円とする。

三、鉱工業品の価格は原価主義、農産物価格はパリティ計算による。

四、その結果、基礎物資の値上げは七割、消費財値上げは八割程度に止める。

この価格改訂によつて政府は一応企業が健全経営へ立直る基礎を与えたつもりであつた。従つてこの機をもつて物価と貸金を安定に持つてゆく中間安定方策の出発点とするくらいの心構えであつたのである。そこで一層強く「健全金融」の政策を推進するため、七月十二日の閣議で「価格補正に伴う当面の産業金融方策」を決め、その線にそつて「融資準則」の改正を行つた。これはそれまでもかなりひどかつた金詰りを一層深刻なものとした。

大体金詰りが訴えられ出したのは昭和二十二年七月の物価改訂の影響が出た九月ごろからであつた。その時は公定価格改訂に伴う増加運転資金を、日銀が意識的に規制したので金詰り現象を起した。しかしこれは復金融資という抜け穴から調整され、結局非重点産業（特に中小企業）を苦境に追い込んだ。次いで昭和二十三年に入つては徴税攻勢が展開された。これは一月から四月までに九百三十億円を吸いあげたのである。しかも四月から六月にいたる三ヶ月続いての暫定予算によつて、政府支払は遅延したので金詰りはいよいよその度を加え、企業相互間にモラトリアム現象が生じたのであつた。

そこへ、前記の価格補正に伴う産業金融対策である。これによると、

- 一、企業採算の基礎は価格補正によつて確立されるので、赤字金融は行わない。
- 二、正当な増加運転資金は融資するが、審査を厳重にして便乗的な要求には応じない。
- 三、増加運転資金の融資は復金によらずして市中銀行をして行わしめる。復金は設備資金のみを供給する。
- 四、日銀は融資輪旋制度を一段と活用するほか、不足資金については実情に応じて適切にこれを供給する。
- 五、企業に対して資金の使途の適正を図るため経理監査を実施し、その結果によつては資金の回収、新規貸出の停止を行う。

右のようにそれまでの感覚とは打つて變つてきびしいものであつた。日銀の輪旋融資の活用は謳われていたけれども、これは企業に対する日銀の支配力を一層強化するものであり、日銀総裁に「ローマ法皇」の異名が与えられたのはまさにこのころからであつた。また新価格は企業の採算性を保証するように謳われているが、石炭業者の如き「改訂前の四月すでにトン二千二百九十一円の平均送炭原価であつたにも拘らず、賃金その他の値上げをおり込んだ新価格が二千三百八十八円では、とうてい原価がつかないのは当然である」と、強い不満を述べていた。

このように価格補正後の金融政策は「実質的には資金の量的規則の強化となり、金融梗塞は、むしろ安定への意識的な道具とされた」のであつた。

経済同友会は宇治山田市における全国会議での決議にあるように、五月ごろからインフレ克服対策について特

別の関心を抱いていたが、当面いよいよ深刻になつた産業の金詰りに対しては経理委員会が中心となつて、七月十二日から急ぎ対策意見案を検討した。それはこの日に閣議決定された価格補正に伴う産業金融対策があまりにも企業の実情にうとい官僚独善的な方策であつたからである。この日の会合では早くも次のような議論が出た。

一、価格改訂に伴う増加運転資金供給は決してインフレを増進せしめるものではない。政府・日銀はその対策をたてるべし。

一、稼働率の上昇に伴う資金需要も当然であり、不健全ではない。

一、赤字金融はみないといつても、企業の赤字は政府施策の不満によるものであるから、対策を講じてもらわねばならぬ。

一、政府支払を促進するため、概算払制などを考慮すべし。

一、企業の自己資金充実のため、日銀は証券金融をみる必要がある。

また会員懇談会では七月十五日、野田物価庁次長を招いて、価格補正についてきたが、その際同次長は「生産増強を伴ふ賃金引上げを行わねことが、当面考えねばならぬ安定の目標である。今度の改訂によつて、従来払つていた賃金支払を維持出来なくなる企業があらば、その企業は現在の日本の経済力からみて高い水準の賃金を支払つていたということを意味し、それは訂正さるべきである」といつたが、これはその秋十一月へプラー労働課長による「企業三原則」の考え方に通ずるものであつた。

かくて七月十六日の幹事会で、同友会の金詰り打開策は「産業金融疎通の緊急対策に関する意見」として採択され、同日発表された。同案の骨子は次の通りであるが、日銀の融資規制に対する強い不満の意が露骨に表明されているのが印象的である。

「意見」は先ず「産業の深刻極まる資金窮迫は、わが経済立直りに、いまや測り知れぬ打撃と弊害とを与えつつある」ときめつけている。しかもその金詰りは「関係当事者の適切な措置によつて、これを急速に打開することとは必ずしも至難ではない性格のものである」とし、その観点からこれを打開するための基本的な態度とその具体策を示している。

「産業金融疎通の基本態度」においては、第一に「インフレ収束を目ざす現下の金融政策は生産増強の要請および一般経済安定の足並みとの調和を欠き、これと遊離して、跛行的に行過ぎたものがある」との見方から、府が偏つた急進的な金融引締政策を改め、基盤事情に見合つた漸進的政策をとることを勧めている。そうした漸進的政策がどうして必要であるかについて「意見」は「生産力の復旧復興のため若干のインフレ的要因の随伴を覚悟しても、これを実現することが、結局において経済安定を促進する所以である」とし、しかも一面インフレの収束もまた必要であるから、政策としては「生産力の復旧復興と、健全金融政策の徹底化との時間的調和点を何処におくかを明確にした根本的資金計画を至急確立」すべきであると強調している。

第二には「日銀の通貨発行力を積極的に最善に活用する計画的産業資金疎通対策」を直ちに行うべしとしている。つまり金詰りの原因の中には「物価および賃金水準の統制的昂騰に基く」もの、「産業稼働率の上昇に伴う

運転資金の需要増大に基く」もの、さらに将来「米國政府の対日復興クレヂットの供給に伴う生産設備の増強に伴う」ものがあるが、これらに對しては日銀券の増発によつてこれを補つても「インフレ激成のおそれ」がほとんどないからである。さらに「意見」はこのような打開策は「実に日銀の責任であり義務でこそあるのであつて、その資金窮迫の打開は決して救済の意味のものではない」との考え方から日銀が「終始受動的立場において、市銀の融資を嚴重に取締り、合格の融資に對してのみ極力制限的に融資を与えんとする立前を採つてゐる」ことを激しく攻撃してゐる。

第三には「現下の特殊事情に鑑み、市中銀行の自衛上とうてい負担し得ない過大なリスクを伴う緊要産業融資に對し、特殊産業融資方策を一層進展し拡充する措置を講ずること」を勧めてゐる。つまり現下の金詰りは、融資に對するリスクが大き過ぎるので市銀が貸出を警戒してゐることにも基いてゐるところから「國民經濟上その存続發展を緊要とする産業でありながら、政府の一般的經濟安定對策の犠牲となつて、その經理狀態が悪化してゐる企業」については復金的性格の機関の機能を「この際一層拡充、活発にすることが絶対に必要である」と強調し、政府が逆に復金の機能を縮少したことに不満を表明してゐる。

また「意見」は右のような基本態度を述べたのち對策面に説きおよび

一、手形制度の拡充

二、價格改訂に伴う所要資金増大に對する産業融資

三、生産活動の増大に伴う産業融資

四、産業資金の疎通を要望

四、企業の自己資本拡充

五、赤字金融

六、財政支払の遅延

の六項目についてそれぞれ具体策をあげて要望している。特に「赤字金融」については「価格補正によつて果して企業採算の基礎は確立しているのだろうか」と反問したのち、次のような企業赤字の諸原因をあげ、これを政府の責任に帰せしめ、従つて赤字金融廃絶の不当をなじつてゐる。

一、原料および賃金は公認的に高騰しながら、これに伴う価格改訂がおくれたことに基く損失

二、価格決定の際予定された操業率が、電力不足、原料資材の割当の減少ないし不渡などによつて、予定を下回る低操業率となることに基く損失

三、政府の認める減価償却が極めて過少である結果、その補修更新等に当り表面化する損失

四、政府の支払遅延に基く各種の損失

五、政府に失業対策がないから過剰人員を企業が抱込んでゐることに基く損失

六、インフレ仮装利益や価格改訂に際しての価格差に対する課税

七、三千七百円基準賃金の確保について政府が責任ある対策を採り得ないことによる賃金の企業圧迫

五、貿易正常化に意見

日英暫定通商協定が昭和二十二年十一月に結ばれたのを皮切りとして、貿易正常化への歩みは急速調になった。外国との通商関係が開け、彼我の交通が自由化されると同時に、貿易の仕法もやり易くなつて來たのである。その間經濟同友会もその方向促進に適切な意見を出した。

日本の貿易を拡大させるべしという占領政策の方向は、昭和二十三年五月十八日發表されたいわゆるジョンストン報告書によつて明確に謳われている。この勧告はそれまでもそれと同じ線上を歩いていた總司令部の考え方と施策に、さらに一段の勇氣を与え、責任を負わしめたのであつた。この報告書では「本視察団は戦争にもとづく經濟困難のため、日本が必然的に世界中に輸出市場を求めざるを得ないことを認める」と述べ、さらに「日本をして相当程度の生活水準を維持するのに必要な食糧および原料の輸入代金を調達させるには、総輸出高を現在の水準の八倍ないし九倍に増加せねばならないであろう」と指摘し、次の三項目の勧告を行つてゐる。

一、通貨および經濟狀態が十分安定するのを待ち、出来るだけ早く為替レートを確定する政策をとること。但し本委員会はかかる安定は現在達成されていないとの意見である。

二、外國貿易は現在ほとんど全部日本政府の手によつて行われているが、これは出来るだけ早く民間業者に返さるべきである。但し外國為替レートが有効に確定されるまでは完全には実施し得ないことを認める必要が

ある。

三、軍交換レートとして知られている現在の一ドル対五十円のレートは、円の相対的購買力に近いレートに修正さるべきである。

この勧告を待つまでもなく、貿易拡大への手は打たれつつあった。いまその足取りを追ってみると次のようである。

(昭和二十二年十二月三十一日) いままで日本商品の輸出版売を一手に握っていたアメリカ商事会社は解散し、その代りニューヨークと東京に総司令部の貿易事務所が設置された。

(昭和二十三年二月四日) 日本の対外貿易の正常化のため外国商社の入国制限を撤廃する旨総司令部から発表された。

(二月十六日) 日本綿製品は政府対政府貿易のみならず、民間貿易でも販売できることになった。

(二月二十二日) チーフリー豪首相はオーストラリアと日本にある連合軍総司令部との間に、対日民間貿易につきドル決済を必要としない方法を取りきめたと発表した。

(三月三十一日) 日本人の海外渡航の許可を米陸軍省に要請した旨、総司令部から発表。この結果総司令部員同道のもとに、四月インドへの通商使節団派遣、五月リオンでの万国絹業大会への代表派遣が初めて実現した。インド、パキスタンとは通商契約を結んだ。

(三月二十九日) 日本とインドとの間にバーター協定成立、日本の紡錘十萬錘をインドのコークス原料三万ト

ンと交換することとなつた。

(四月二十二日) 日本から輸出される綿製品の支払について、一部ポンド貨またはバーター決済を許可する旨發表された。これによつてちやうど来日中の蘭印通商使節団との間に綿布一億三千五百万ヤード、綿糸四千俵など約三千万ドル(半額はバーター決済)の契約が成立、綿製品の滞貨は半減した。

(六月一日) ポンド地域との間に新支払協定が成立した。これは前年十一月の日英暫定協定にかわるもので、日本とポンド地域間の貿易全部に適用されるものである。これによつて特定地域との間のバランスでなくポンド地域全体で輸出入のバランスをとればよいことになり、貿易拡大に大きな道を開いた。

なお昭和二十二年八月設定された輸出入回轉基金にもとずいて、六千万ドルの棉花借款が五月十四日成立、これによる第一回買付として五月二十一日テネシー州からの米棉四万五千俵が決つた。

このような状態にある時、経済同友会の貿易部会は、貿易正常化の線を一層促進するため、貿易機構の改組について検討を進めていた。木内信胤に代つて浅尾新甫が部会長となつていた。また副部会長は今井一であつた。具体的な試案の作製は高見重義が当り、五月四日から数回の会合で研究ののち、「貿易機構改革に関する意見」として七月二日の幹事会で採択された。

「意見」では「貿易の重心が急速に政府貿易から民間の手に移りつつある今日、これに即応する貿易体制を整

備するためには先ず貿易機構の果敢なる改革が要望される」との立場から、貿易庁、貿易公団の機能を出来るだけ縮少し、同時に諸手続の簡素化を要望したものであつた。政府間貿易は食糧の輸入、米国の予算による輸入物資の輸入、計画生産品の輸出に限定し、他は民間に任ずことを主張した。また公団は繊維、鋳工品、食糧、原料の四公団があつたが、これを輸入貿易公団（食糧部、資材部）、輸出貿易公団（輸出部、資材部）の二種に整理すること、同時に貿易庁も純然たる行政機関に切りかえることを主張した。なお外貨換算率についても総括的基準を設けることを要望した。

この貿易機構問題の研究はさきに「民間外資導入促進」についての決議を総司令部に手交した際、経済科学局顧問ペーカー氏から示唆されたものであつたので、今井一、高見重義らが七月二十四日同氏を訪問、手交した。ペーカー氏よりは経済同友会の案を大いに参考にしてこの問題を具体的に検討すると述べたが、九月にいたつて貿易公団整備の方針が閣議で決つた。

また出来るだけ民間貿易に切りかえる問題については八月十五日、「制限付民間貿易再開」からちようど一か年目に、「新輸出手続」が実施され、民間貿易への制限が大いに緩和された。これによつて日本の売手および外国人の買手が直接に輸出契約を結ぶことが出来るようになった。従つてこれまでのように貿易庁を通じて輸出契約を結ぶ必要がなくなり、手続も大いにはぶけ、その結果契約の締結が促進されることになつたのである。

さらに十一月九日には、さきに六月支払協定が成立したポンド地域との間に通商協定が締結され、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までに最少限五千五百万ポンド（約二億二千万ドル）の貿易が日本と英

連邦五カ国との間に行われることが決められた。その他年内にシャム、スエーデン、オランダとも通商協定が成立した。

最後に貿易額の足取りをみると、輸出は昭和二十一年の一億三百万ドルから二十二年の一億七千三百万ドルに伸び、さらに二十三年には二億五千八百万ドルとなり、また輸入は二十一年の三億五百万ドルから二十二年の五億二千六百万ドル、二十三年の六億八千三百万ドルと、いずれも大巾に増大している。

六、経済復興会議の解散

経済復興会議は、経済同友会と総同盟の協力が推進力となつて昭和二十二年二月発足したが、産別を包容したことがガンとなり、石炭復興会議で若干の成果をおさめたことは別として、ついに何ら積極的な活動をなすことなく、昭和二十三年四月解散するにいたつた。産別ははじめからこれを闘争の場としようとしたのであり、経済同友会はつねにこの産別の態度に批判的であつた。そして総同盟との了解のもとに産別を除外した復興会議をつくろうとしたのが解散の直接の契機となつたのである。

経復会議の創設から解散までの一年余りは労働運動における一つの転機であり、と同時に経済同友会の対労組態度が大きく転換した時期でもあるから、その経過を一応ふり返つて見よう。

経復会議が生まれてからその年の秋まではほとんど動きはなかつた。産別という爆弾を抱えているために中味

のある活動が出来なかつたのである。それが九月ごろになつてから「十月に大会を開いて新たな構想のもとに復興運動を推進しよう」という氣運が起つて來た。こうした氣運の背後には政府の動きがあつた。というのは片山内閣の西尾官房長官や米窪労相は三・一ストのあと労組が反省期にあるのを好機として、労組が推進力となる生産復興運動を展開させ、政府はこれに対して報奨物資や資材の特配などで応援しようとする構想を持ちはじめた。そしてこの運動の中核体として経復会議を活用しようという考えも固まりつつあつた。（当時すでに千八百円ベースに対する不満が全通を中心として争議化していたのであるが、まだそれほど事態は險惡ではなかつた。）そこで経復会議は中央委員を改選することとなり、経営者側の参加団体である関経協、日産協、同友会の三団体でも、日商、商工組合中央会、中小工業協調会などと連絡委員会を設け、新しい中央委員を送ることとなつたが、同友会には経営者側の五十名のうち十七名が割当てられた。そして同友会では九月十七日の幹事会で選考の結果、次の通り中央委員を決めた。

今里広記、梅田伊太郎、大塚万丈、大村辰夫、加藤徳衛、小坂善太郎、郷司浩平、佐賀直光、東海林武雄、中村隆一、萩尾直、水野成夫、錢高輝之、川勝伝、日向方斉、湯浅佑一

またこのほか日産協、関経協との共同推薦による同友会メンバーは次の十八名であり、結局同友会からは経営者側中央委員五十名中三十五名を占める結果となつた。

浅尾新甫、麻生太賀吉、青木均一、磯村乙巳、黒板駿策、熊沢貞夫、桜田武、佐藤武三郎、清水康雄、

島田藤、鹿内信隆、進藤武左エ門、永田彦太郎、中川以良、西田隆男、野田信夫、早川慎一、帆足計

ついで十月五日、三団体主脳の間で、中央常任委員の選考を行つた。その結果同友会からは

大塚万丈、郷司浩平、東海林武雄、今里広記、水野成夫

の五名を出すこととなつたが、他団体から推されたもののうち次の十二名は同友会の会員でもあり、結局中央常任委員十八名のうち十七名を同友会会員で占めることになつた。

永田彦太郎、藤井丙午、川瀬一貫、帆足計、諸井貫一、野田信夫、進藤武左エ門、中川以良、磯村乙巳、麻生太賀吉、桜田武、佐藤武三郎

また幹事には

大塚万丈、野田信夫、藤井丙午、郷司浩平、帆足計、水野成夫
の六名が推されたが、これまた同友会会員ばかりであつた。

経復会議における経営者側の陣容が整い、しかも役員的大部分が同友会会員であるということに鑑みて、同友会ではその後の行き方を検討した結果、次のような根本態度が確認された。

一、現在経復会議に加盟している産別会議が、経復会議の決議の線にそつて組合を推進しないため、経復会議

の労組に対する指導力が減殺されている。これを改めるためにはどうしても産別側幹事を改選し、また経復会議としても統一をみだすものに対しては適當な処置をとるだけの勇氣を持たねばならぬ。

一、経復運動を国民運動として展開するには全国的に一律にやるよりも、むしろ、現在の条件下で比較的生産増強のできるものをとらえてこれを模範工場として、優先的にやりあげ、現場における経復運動を推進してゆく方法が實際的であり効果もある。

「産別を除外したい」という線は、すでに明確になりつつあり、このことは政府も痛感したらしく、十月二十日も同友会幹事会の席に招かれた米窪労相も「産別側は、表面は政府施策に異議がないようで、しかも積極的に協力してくれない。今後ははつきりと政府施策に協力するものと、懷疑的なものと、反対するものと、それぞれによつて配給や報奨を区別せねばならぬ」ともらしていた。

この間にあつて全通の生活赤字補給資金要求は全財、国鉄にも拡がり、とくに全通・全財では集団欠勤戦術をとるにいたつた。政府はこれに対して十月二十二日「集団欠勤は爭議指令によらない」「山猫爭議」であり、法規に照らして嚴重処罰する」と言明した。

このような状態の中に、十月二十四、五の両日経復会議の中央委員会が開かれ、新役員のもとで運用方針を決定したが、それは経復会議の一つの転換を示すものであつた。即ち従来の運動は、労働者側が総同盟と産別とで対立し、経営者側またこれにあきたらずとして半ば投げやつていたので、いたずらに精神運動、方法論争に時を

空費しており、しかも客観状況はますます経済危機の様相を深めていた。そこで経復会議は、より実効ある民間の自主的経済復興運動を強力に進められるような組織に改め、そのためには一部の脱落者があつてもやむを得ないという態度を確認した。その新しい方針の特徴は

一、従来の会議体中心の行き方を改めて、現場中心の運動とする

二、現場における生産復興運動を積みあげて祖国再建運動にまで高める

という二点にあり、その具体的方策としては、「危機突破国民経済会議」の開催と「生産復興運動」の展開を提唱した。

「危機突破国民経済会議」は、経復会議、農業復興会議、国會議員中のエキスパート、科学技術者等で組織し、当面の危機突破対策を確立しようとするもので、仕事としては次のような諸点を描いていた。

一、食糧増産計画の確立

二、国民食生活の安定

三、原材料輸入五カ年計画

四、産業再建五カ年計画、特に動力・エネルギーの開発

五、失業対策ならびに公共事業計画の確立

六、財政金融計画、物価体系の検討

七、経済統制方式の検討

また「生産復興運動」は、「労働条件、生産条件の改善、経営の民主化を図りつつ生産隘路を開き、社会的生産性の増大を推進し、もって日本経済復興への道程とする」ことを狙いとし、経復会議が主体となつて推進本部をつくり、経営現場で労働組合と経営者が民主的に協力して実効をあげようとするものであつた。業種としては石炭、鉄鋼、電力、肥料、生活必需物資、輸出産業、交通運輸、およびそれらの関連産業を対象とすることとした。そして現場の成績のすぐれたものに生産資材や加配米を報奨物資として与える。運動期間は差当り経済危機の最も深まる十二月一日から六カ月間ということにした。

このように方針は決つたが、産別はこれを「政府の下請機関である」として、積極的に協力しなかつたのである。具体化は進まず、結局「国民経済会議」については十一月二十一日第一回世話人会を開き、その後数回にわたつて各部門における原案の作製を行つたのち、翌二十三年二月にいたつてようやく正式に開くことが出来た。即ち「会議」は二月二十四日から三日間は丸の内の日本工業倶楽部で、あとの一日はお茶の水の医師会館で開かれた。参集したものは労働組合、経営者、業種別および地域別復興会議の各代表、政党、農林関係、技術者その他学識経験者など二百五十名に達し、議長に経復会議議長鈴木茂三郎、副議長には同副議長大塚万丈、原虎一のか学識経験者から有沢広巳、科学技術者から仁科芳雄の各氏が選ばれた。議場には「経済の自立と国民生活の安定」、「石炭、電源の増強で生産復興」、「農業の近代化と食糧の自給」、「資材資金配分の民主化推進」、「輸送荷役の緊急増強」、「勤労所得税の軽減とヤミ利得の徹底的課税」、「科学技術振興の国家的推進」など、当時の危機の姿とその対策の方向をうかがわせるようなスローガンが掲げられていた。各分科会で議案検討の結果、(カッコ

内は委員長)、

- 一、経済再建長期計画(有沢広巳〓東大教授)
 - 二、財政問題緊急対策要綱(鈴木武雄〓市政調査会)
 - 三、緊急輸送荷役対策(片岡謠郎〓運輸省調査局理事長)
 - 四、住宅対策要綱(図師嘉彦〓全日本建築民主協議会)
 - 五、緊急国土開発保全対策(内海清温〓日本科学技術連盟副会長)
 - 六、中小工業対策(中川以良〓日本皮革协会会长)
 - 七、産業融資緊急対策(渡辺佐平〓法政大学教授)
 - 八、緊急食糧増産要綱(不詳)
 - 九、肥料緊急増産対策(不詳)
 - 十、総合エネルギー対策(不詳)
- 右の十対策を決定した。いずれも問題の所在と対策の方向、到達する目標を示したものであった。

全官公労組の生活補給金闘争は、中労委調停案による二・八カ月分の一時金臨時支給によつて一応おさまつたが、臨時給与委員会が決めた二十三年一月以降の給与水準二千九百二十円ベースを政府が呑むにあたつて「官紀粛正」に関する閣議決定(二月二十七日)を行つたことや、給与における職階・能率給制のおりこみ案(三月十

三日政府から労組に通告）などに対する反対をめぐつて、成立早々の芦田内閣を相手に、二・一スト前夜を思わせるような激しい「三月闘争」がもり上つて来ていた。とくに全財の波状欠勤ストは徴税事務に大きな支障を来すこととなつたので、政府はこれに対してその中心人物を官吏服務規律で処断し、また一せいスト態勢をとるにいたつた全通に対してはマーカット経済科学局長の中止命令が出て、ようやく事態を收拾することが出来、交渉は急転して妥結した。

この間、二十二年秋ごろから現れていた、労組の左翼偏向を批判する「民主化運動」が、国鉄、産別、全通とつぎつぎに拡がつていた。当時同友会に招かれて労働状況を説明した産別事務局次長細谷松太氏は「労組は大衆組織としてあらゆる政党から独立し、労働者として一つの主体をつくらねばならぬ。しかし経営者が第二組合をつくつて積極的に干渉すればかえつて労組の極左化を招く」と述べ、民主化の方向として、(一)組合を職場から再組織する、(二)幹部の再教育、(三)企業内部における労働の安定などの諸点をあげた。

行きすぎた労働攻勢に対する総司令部や政府の強い態度、労組内部における批判勢力の増大、外資導入体制の一環としての労使関係の調整の必要——こういった状況は経済同友会の労組に対する考え方を決定的な方向にむけつつあつた。それは「共通の立場で話し合える労組とのみ手をつないで行こう」という線であつた。そうでない組合に対しては力強く対抗して行こうということも決意されていた。

四月十二日、経営者団体連合会は日本経営者団体連盟（日経連）として発展的に再発足したが、その正式発表

を前にした四月一日、日経連主脳と経済同友会産業部会との間に懇談会が開かれた。その席上、日経連の諸井、鹿内両氏から「経営者よ、正しく強かれ!」という創設の趣旨と運営の方向が述べられたのに対し、同友会側からは

「現在のサラリーマン重役は、経験も浅く、資本の力もなく、しかも資材、資金は官僚に握られて意のようにならぬ。新団体はこういう経営者が協力して活発に仕事が出来るとような足場をつくってもらいたい。殊に政治的意図を含んだ労働攻勢には、全経営者が結束して当てるような態勢をつくれるようにしてほしい。労組の活動についての資料、情報も速報主義で、時期を失しないようにされたい」

との希望が述べられた。この言葉はその段階における経済同友会の労組観を明かにしているものといえよう。従つて四月十四日、新年度初の幹事会で大塚幹事が「経済復興会議は一応現在までのところでその使命を全うしたと考えられるので、地方、業種別の組織をもつて今後その自主的な運用に任せ、中央の機関はこれを改組するのが妥当と思われる」と述べ、その席上、「経済同友会としては経復会議中央機関を支持するという既定の方針を放棄する」旨が確認されたのは、もはや当然の成行であつたのだ。

四月十六日経復会議では大塚副議長、郷司、中原両幹事はか労使代表二十名が懇談会を開き、経営者側から「今後は業種別、地域別の復興会議を基幹団体として中央経済復興会議をつくり、新組織は加盟各団体の活動の調整・総合・連絡を任務とすべし」という同友会確認の方針を主張し、これに対し産別側は「あくまでも職場に直結する経復会議でなければならぬ」と反対した。また十九日の中央常任委員会では改組案が郷司幹事から出さ

れ、労使間で論議を展開したが、その際総同盟は「外資導入による新状況に即した経復運動を展開するため、旧組織を解体して再出発すべしという方針を、総同盟はすでに機関にかけて決定している」と述べ、これに対して産別側は猛烈に反対した。

かくて四月二十八日経復会議第四回中央委員会は、緊張した空気のうちに、丸の内の旧帝銀本店講堂で開かれた。麻生太賀吉（同友会）が議長、菅道氏（産別議長）が副議長となり、各代表から経復会議を改組するか、解散するかについて意見が表明された。総同盟（柳本）は「経復会議は発展的に解散すべし。そして新組織では妨害分子を排除すべきである」と主張、経営者三団体（郷司）は「内外状況は一年前とは急角度に変化して来ているから、一たん解散して新発足の必要がある」と総同盟と同調、これに対し産別は「意見の対立は新たな方向への発展であり、会議の性質上当然のことである、改組が妥当である」と主張、その後産別、総同盟間でさかんに論議が行われた。結局、最後に意見を求められた郷司浩平は次のように述べた。

「経営者三団体は解散を要望する。その理由は多々ある。第一に我々は共産主義も共産党も否定していない。共産主義は資本家陣営にも多くを教えている。また労使闘争が社会の発展を促進することもわかつている。資本家は労働運動を防圧あるいは産報的にするということを考えていない。それは資本主義そのものの発展を阻害する。我々はあくまでも労使対等の立場で行きたいということは変らない。しかし今日においては同じく経済再建を意図するものでも立場が変つている。二つの世界が、国際的にも日本国内においても、復興会議においても、もはや同床異夢をむさぼることは出来なくなつた。我々の立場に反対するものはその立場においてやつた

らよい。同じく再建を図ろうとする団体が二つ出来ても三つ出来てもよい。我々三団体の立場としては、もはや全く立場を異にするもの、日本経済当面の再建の具体的戦術について立場を異にするものと一しよに仕事をすることは無意味である。そしてはつきり解散し我々と同じ考え方を持つ同志によつて結集する。反対の立場を持つものはそういう同志を結集して新発足してほしい。総同盟と心中する考えは持つていない。しかし我々の経済再建の立場に同調する労働者陣営は非常に多いと判断している。資本家陣営においても経済復興を阻害し反対する分子は多々ある。そういう意味で不当な資本家陣営と戦いたい。またファッショ勢力、官僚機構とも戦つて行きたいと思う。しかしながら経済再建の根本の立場において、当面の行き方について立場が異なるものとは、もはや一しよにはやつて行けない。これが経済三団体慎重審議の結果生れた結論である。あくまで解散を主張する。」

次いで郷司は産別側の質問に答えて、

「中央委員会の如何なる決定にもかかわらず解散するという意見である。」
と述べ、ここで麻生議長は「閉会」を宣した。

こうして経済復興会議は発足以来一年二カ月、啓蒙宣伝活動においては多少の成果をあげたものの生産復興の現実面では何らの実効をおさめず解散した。郷司はここではじめて「資本家陣営」という言葉を使ったが、「経営者」の経済再建への自覚は高まつた。その気運がさきに述べた五月十五日宇治山田市における同友会全国会議

のもりあがりとなつたのであつた。

その六月、全官公労は政府の新予算に基く基準賃金三千七百九十一円ベースに対して、五千二百円ベースで対決、産別との共闘のもとに大きな争議に展開しそうになつた時、七月二十二日マッカーサー元帥から芦田首相に對し、「政府関係においては、労働運動はきわめて制限された範囲において適用さるべきである」など国家公務員法改正を示唆する書簡が送られた。これに基いて政府は七月三十一日臨時措置として「公務員は団体交渉権を有しない」、また「公務員は争議手段をとつてはならない」という内容の政令を公布、即日施行したので、給与交渉は打切られ人事委員会に問題は引きつがれた。これに對し国鉄、全運は職場放棄をもつて對抗したが、いたずらに犠牲者のみ多く世論の支持も得られなかつたので、ついに九月闘争は中止され、秋以後の年末闘争は民間の基幹産業が中心となり、労働攻勢における全官公労の主導性は消滅したのである。

経復会議解散のあと、経済同友会労働部会は直接労働組合と接觸するような活動の仕方からしばらく遠ざかり、企業整備に伴う失業対策を研究することとなつた。

第七章

ドッジ・ラインの推進期

一、經濟九原則の実施

「長い、けわしい途が前途に横わつていられるけれども、日本人がこの途を旅行するために乗らねばならぬ車は大體修理され、またこの旅行へのスタートは順調にきられたのであつた」——これはドッジ・ラインによる安定がある程度もたらされた段階におけるドッジ氏の述懐であるが、その安定に達するまでの一年間は、經濟界にとつては戦後ではじめて経験する荒療治の期間であつた。

その荒療治の予告はすでに昭和二十三年七月、總司令部が芦田内閣に与えた「經濟安定十原則」によつてなされてゐた。これはのちの「經濟安定九原則」と同じようなきびしい内容を持つたものであつたが、芦田内閣はこれを自らの施策として発表はしたものの、それを実施する熱意も能力もないままに、汚職問題で、同年十月退陣してしまつた。ついで十一月「企業三原則」が、ヘプラー労働課長によつて政府にもたらされた。これは二十三年の年末労働闘争において、炭労・電産が賃上げを目ざして波状ストを行おうとしていた時、突如示されたものであつたが、その内容は次のように、經濟九原則の精神と一脉相通するものであつた。

一、賃金引上げのために産業を補助する臨時費は、何らか新しい歳入財源が見出された場合に限り、これを支出することができる。

二、賃金引上げによつて生じた赤字を補填するために、産業に融資することは許されない。

三、一般物価水準の引上げを招くような賃金引上げは許されない。

そしてこの原則の前文において「これらの原則はすでに表明された均衡予算堅持の政策と関連するものである」と述べ、この三原則が、さきに示された十原則を受けた実施面での措置であることを指摘している。十原則はこれによつて単なるお題目ではなかつたことが分つたのであつた。この三原則は十一月四日政府と労使双方の代表との会見の席でヘプラー労働課長から明かにされたが、組合側は十日から波状ストに入つた。そして十二日、政府は「スト中の石炭企業に対して一切の復金融資を停止するよう」指示を受け、その指示は十五日から実施された。

このような過程を経て、十二月十八日経済九原則が発表され、炭鉱をはじめ電産・海員・全鉱連・全織など各組合のストはヘプラー労働課長の勧告によつて年内に相次いで中止された。

経済安定九原則が出されねばならなかつた理由は総司令部発表の前文によつて明かにされている。それによると、

一、経済の安定は日本の経済復興を確実に継続せしめ、またアメリカの国費を最も効果的に使うために最も緊急を要する必要条件である。

一、二十三年度において日本の工業生産は著しく回復した。十一月の生産量は昭和五―九年平均の六割二分に達し、前年より四割七分増加している。また二十三年度の輸出は二億六千万ドル、前年より四割七分の増加

になるものと予想されている。

一、このように生産、貿易が回復している半面、物価の騰貴とインフレの昂進はやまず、消費物価水準と通貨発行額は十一月までのまる一年間に六割を増加している。

一、このようにインフレが一般的となり、かつ継続すれば、それが日本の経済回復を阻害する力となり、また一方せつかくいままでに達成した回復も消滅する危険がある。

一、そこで日本政府はもつと断固たる強力な措置をとらねばならぬ。その方策は、通貨を安定し、健全な為替相場を設定し、予算の均衡を実現し、全般的にみて貨幣制度に対する世人の信頼を維持することである。

こうした安定方策は、アメリカの経済協力法による経済援助を受けている国ではすでに実施されていたところであり、現に西独では日本に九原則が示される六カ月前、即ち二十三年六月に実施されたのであつた。米国議会で承認された一九四八―四九米会計年度分の経済再建用資材は、昭和二十四年一月ごろから日本に到着することになつてしたが、その資材が浪費されずに真に再建に役立つためには、どうしてもインフレを強力に安定させる必要があつたのである。しかも十原則の場合にみられるように、日本政府に対する「説得」ではもはや効果がなかつたので、ついに「指令」の形となつたのである。その総司令部指令は、また米国政府から総司令官あての「日本における財政、通貨、物価、賃金等の安定を達成し、また生産および輸出を最大限に増加するために必要とみられる諸対策を即時実施することを日本政府に指令するよう」との指示に基いて発せられたのである。安定

方策については総司令部自身も一挙安定にまで踏みきることが出来なかつたのを、米国政府が拍車をかけたという格好であつた。

九原則を並べてみると次の通りである

- 一、極力経費の節減を図り、総予算の均衡を図ること
- 二、徴税計画を促進強化し、脱税者に対する刑事訴追を速かに強力に行うこと
- 三、信用の拡張は、経済復興に役立つための計画に対するほかは、嚴重制限すること
- 四、資金安定を実現するための計画をたてること
- 五、物価統制を強化、拡張すること
- 六、外国貿易統制事務を改善し、また外国為替統制を強化すること
- 七、輸出増加の見地から資材の割当配給を一層効果的にすること
- 八、重要国産原料および製品を増産すること
- 九、食糧集荷計画を一層効果的にすること

そして最後に「以上の計画は単一為替レートの設定を早期に実現させる途を開くために、ぜひとも実施されねばならぬものである」と単一レート設定の急務であることを示唆している。

このようなきびしい安定方策が日本政府によつて円滑に進められるかどうかという不安がないでもなかつた。

生活水準はすでに極度に低下しているし、その上に一層嚴重な賃金統制が加えられ、組合活動が侵害されることが予想されたからであつた。しかし結果において九原則は一応經濟安定の目的を果したが、その要因としてフイアリ氏著「日本占領」は次の四点をあげている。

一、九原則発表後一カ月のちに行われた一月選挙において民自党が過半数を占め、二月十六日第三次吉田内閣が成立したが、この政府は戦後はじめて国会において政府提出法案を通過させる力をそなえた。

二、新政府はその自由放任主義的な性格、氣質、政治的背景にも拘らず、九原則の推進を決意した。それはこの安定計画によらねば事態を解決することが出来ないと思われたことと、いま一つはこの計画が「指令」によつていただけに、その不人氣的な点について政府自体の責任が比較的輕かつたことにもよる。

三、計画をくつがえそうとした共產党の戦術が、総司令部と政府の強力な行動によつて失敗した。

四、ドイツの通貨改革を成功させたジョセフ・M・ドツジ氏がマッカーサー元帥の財政顧問に就任し、適切な助言によつて計画を指導した。

いずれにしても、この九原則によつて「復興か、安定か」の議論には終止符がうたれ、きびしい安定への路線が敷かれたのである。

二、「九原則」に声明と要望

経済安定九原則の発表は財界に大きな衝撃を与えた。その内容はさきの十原則と大差ないのであつたとはいへ、十原則が表面的には日本政府の自主的な政策として発表され、それだけに財界に対する迫力もなかつたのに反して、九原則は直接「指令」の形で押しつけられたものであつただけに、財界としても先ず大きな威圧を感じたのであつた。しかも企業三原則（これも表面は政府の態度として表明され、ヘプラー労働課長がこの政府の方針を指示したという形で現われた）によつて、従来のように漫然と赤字融資に頼るという安易な行き方が急速に阻止されて来ていた矢先であつたから、より広範なきびしい施策の羅列である九原則は、財界に潜在的に培われていた一種のインフレ依存感を根こそぎゆすぶつたのであつた。しかし財界もインフレ政策はいずれは釘をさされねばならないものであり、安定方策は如何にづらいものであつても経済再建のためにどうしてもくぐらねばならぬ関所であることは分つていたのでから、九原則の発表に対して財界が、「来るべきものがついに来た。来た以上はいさぎよくこの苦い薬を飲もう」といつた気持を一面抱いていたことも事実である。

諸井貫一は「もう結論は一致しているのだから、これを行う強力な政治力が必要だ」と言い、また永野重雄は「ずるずるに何か忘れかけていたものへ、きびしい警告が与えられたようなものだ。アメリカの援助なしにやつていけないことを自覚すれば、統制によつて援助物資がムダなところへ流れないような措置をとるのも当然だ

といった感想をもらしていた。諸井はまた「恐慌といつても十分に準備さえ整えてかかれば、たいした影響はなはずだ」ともいつていた。

経済同友会では十二月二十三日、急いで経済政策審議会を召集した。この審議会はあとで述べるように十月の幹事会で決定した機構改革の結果、従来の経済調査会を発展的に改組強化した機関である。審議会で検討の末、同友会として九原則に對しとりあえず意志表示することを決め、工藤代表幹事が案文を練つたうゑ二十五日「九原則に關する声明」として發表した。

「声明」はまず、九原則がさきの「十原則を当然自主的に実行すべくしてなし得なかつたわが政界・官界・財界・労働界に對する一大警鐘である」と受取り、「万難を排して自力再建の決意を固むべきである」と財界・政界の奮起をのぞんでいる。次いで「声明」は具体的に各界のとるべき態度を次の通りあげている。

一、総選挙にのぞむ政党は、九原則を具体化する政策で争うべきである。

二、政府は従来の経済政策、統制方式を徹底的に切りかえ、特に企業整備に伴う失業対策に全力を注ぐべきである。また各省の行政整理・予算節減を実行すべきだ。

三、従来の経済復興長期計画を練り直し、九原則に即応させねばならぬ。

四、労組は初步的な闘争方針を反省し、生産復興に直結する実質賃金向上に戦術を転換すべきである。

五、経営者は安易な行き方を改め、あくまで自力保全、資本の再蓄積の態勢を整えるとともに、経営の民主化に熱意を傾けるべきである。

昭和二十四年は九原則の実施に対する財界の異常な緊張のうちに明けた。経済同友会は一月七日の幹事会で早速、九原則に対する態度を議題にのせ、工藤代表幹事から「九原則の各項目の間に矛盾がある。例えば一方に生産増加を要請しながら資金面では信用の拡張を抑えている如きである」と九原則に対する対策の緊要性が強調された。

あたかも二月一日、ロイヤル米国防軍長官一行とともにドッジ氏が来日した。ロイヤル長官は日本の視察を終えた二月七日談話を発表して、占領地の行政は「健全なる経済の確立」を基本とすること、九原則の実施にはいろいろ困難が伴うだろうが、成功すると信じていること、ドッジ氏がマッカーサー元帥の最高経済顧問となると、健全なる経済を確立することによつて共産党の進出に対抗できることなどを強調した。これによつて九原則の背後にある太い線が明確になつたわけである。

このように九原則がいまや一つの「至上命令」として強力に推進されるであろうことは明かであつたし、財界としてもそのこと自体は決して反対してゐたわけではなく、むしろいまとなつては積極的協力を決意してゐたのであつたが、それにしてもその具体的な実施の仕方については、実際に生産なり貿易なりを担当しているものとして、いろいろ注文をつけるべきことのあるのは当然のことであつた。経済同友会の経済政策審議会はさきの幹事会における工藤発言を契機として、九原則実施上の矛盾、くいちがいを検討してゐたが、二月四日の幹事会でその結論を採択、来日中のドッジ氏ならびに総司令部に提出した。

「九原則勵行に関する要望」と題されたこの意見書は、先ず九原則に対する原則的な賛意を表したのち、「その

運用如何によつては、不測の經濟混亂をかもし、かえつてその根本目的に反する危険が少くない」と述べ、このような危険を生ぜしめ易い基盤的な事情として資本蓄積の貧困と企業の衰弱をあげている。そしてこのような実情において「万一余りに急激、急テンポの整理が強行されれば、そのために不必要な多大の出血をもたらすおそれ甚大であり、ひいては九原則最終の狙いである輸出増進と經濟自立の根元である生産力の回復がおぼつかない」ことを指摘し、従つてその実施の指導に當つては「これらの基盤事情に十分の考慮が払われ、日本政府が直線的施策の過誤に陥入らず、緩急よろしきを得るよう」配慮が加えられることを望んでいる。

さらに「要望」は「懇請事項」として、先ず「九原則実施に対する施策の總合統一について」とりあげ、一、極度の窮乏と変態状態にある日本經濟の現状では、生産増強に重点をおいた發展的、漸進的經濟安定政策をとることが最も妥当であると考えられる。

二、金融緊縮政策のもとでは、資材の配給割当があつても資金欠乏のために生産が阻害されるおそれがある。よつて資材の裏づけのある限り、要すれば日銀券を増発してもかかる資金的隘路を打開する必要がある。この場合の通貨増発は調整措置であつてインフレ要因にはならないと思う。

三、企業金融方針は生産状態、財政、租税政策、貸金政策、物価政策と總合統一的に決定せられるべきであつて、輕々に通貨の最高発行高を決めたりして、金融政策のみ独走することは、かんじんの生産を阻害することになると思う。

右の三点を強調した。この意見の基調をなすものは金融よりも産業を優先的に考えるという同友会のいわば伝統的な考え方に照応するものである。さらに「要望」は「輸出増進と国際收支改善」「経済自立と国民租税負担の適正化」また「日本経済と国際経済との結びつきの正常化」「貿易関係に対する独禁法の適用除外」など当面の諸問題についても、留意さるべき点を具体的にあげて配慮を促している。

三、ドッジ声明に再び要望

三月一日来日したドッジ氏は、一カ月余にわたって日本経済の現状を分析し検討してきたが、三月七日はじめて内外記者団と会見し声明を発表した。この声明では

- 一、平価切下げは出来るだけ避けるべきである。
- 一、単一為替レートは出来るだけ早く実現できるよう考えている。レートの決定は不当に輸入を犠牲にせずして輸出を促進することが根本目的でなければならぬ。
- 一、真の安定と進歩とは、国家的諸問題を健全な財政通貨政策で処理することに立脚せねばならぬ。
- 一、政府支出は租税による収入源を限度としなければならぬ。
- 一、一般経済安定の基本的要件は先ず賃金の安定である。
- 一、輸出を実質的に促進するためには国内消費を制限し、海外からの需要者に応ずることを主眼としなければ

ならぬ。

一、實際はアメリカの援助資金と補給金と赤字の増加を現わすにすぎない生産指数の増加や輸出増加を誇示することは愚の骨頂である。

右のような諸点が指摘され、最後は次のように結んでいる。

「アメリカが要求し日本が必要とすることは対日援助を終らせることと、日本の自立のためへの国内建設的な行動である。私の信ずるところでは、日本は目下きびしい経済を余儀なくされている。しかし現在行われている国内的な方針、政策は合理的でもないし現実的でもない、すなわち日本の経済は両足を地につけていないで竹馬にのっているようなものだ。竹馬の片足はアメリカの援助、他方は国内的な補助金の機構である。竹馬の足をあまり高くし過ぎると転んで首を折る危険がある。いま直ちにそれを縮めることが必要である。つづけて外国の援助を仰ぎ補助金を増大し物価を引上げることがインフレの激化を来すのみならず、国家を自滅に導くおそれが十分にある。」

日本経済の現状を竹馬にたとえ、大地に足をつけたしつかりした姿に早くなることを説いたのであつた。こうした考え方は銀行家であるドッジ氏としては当然のことであり、現に同氏著の「銀行経営のあり方について」でも「インフレーションの二つの主要源泉およびその流出口は、国家財政の赤字と銀行信用の無暴な拡張である。」

その何れか一方あるいは双方の結合がインフレーションの源泉となるのである。インフレーションはその一方の口を閉じながら他方の口を開けておいて防止出来るものではない」と書いている。このような考え方を信条としているデトロイト銀行頭取ドッジ氏が、インフレの源泉である二つの口を開け放しにしていた日本経済を目の前にみて、「竹馬経済」を警告したのはもつともなことであつた。

ドッジ声明は予想された以上のきびしい線のものであつただけに、財界をおどろかせた。九原則では「経済の安定」を骨格としつつも、一方で「生産の増強」が謳われていたのであるが、ドッジ声明では、竹馬にのつた経済で生産指数の向上を誇るのとは愚かなことだとしているのである。結局、ドッジ声明では「復興」はまるきり抹殺されて「安定」一本を狙いとしていることが分つたわけである。

経済同友会はこの声明があつた三月七日の午后、経済安定本部政務次官中川以良氏を会員懇談会に招いて、ドッジ声明の真意をきいたが、その席上、中川氏は「先般の池田蔵相とドッジ氏との会談によると予算編成に対するドッジ氏の考え方は安定第一で、政府が考えている復興五カ年計画による統制インフレの線とはかなりへだたりにある。二十四年度の生産目標である石炭四千二百万トン、鉄鋼八十万トンの達成も困難とならう。悪くいけば日本経済は崩壊することになるかも知れぬ」と述べ、ドッジ氏の認識を改めさせるために財界の世論を昂揚させることを望んだ。

そこで同友会では八日の経済政策審議会で工藤代表幹事はじめ安藤清太郎、今井一、竹内俊一、高見重義、伊

集院虎一、永井仙吉、郷司浩平の各委員それに高橋亀吉、高宮晋の両氏も加わり検討した結果、再び要望書を出すことになり、九日の臨時幹事会で「デイスインフレーション政策につき政府に対する要望」を採択、十二日發表した。

この「要望」では、ドッジ安定方策のもとにおいても「デイスインフレーション政策の範囲において（許される）最大限の生産機能を發揮し得る」ような「機宜の措置」を政府がとってくれることが強調されており、次の諸点が指摘されている。

一、財政金融の形式的健全化を急ぐのあまり、いやしくも生産金融を先走つて圧迫するような過誤を犯さないようにされたい。

二、関係方面への説明、資料提供を十分にして政策の根本目的に反するような方策を決定することのないように努められたい。

三、安定自立上必要な通貨量を測定するに当つては、現在の通貨量が過少であることをよく吟味されたい。

四、健全金融の実行は漸進的にし、企業が自立態勢を整える時間的余裕を与えられたい。

五、いまの生産力を維持するに必要な設備を保つためにも長期資金が必要であるが、そのために復金資力の充実を図られたい。

六、物価構成を再検討してその合理化を図られたい。

七、与えられた通貨量を最大限に活用するため退職紙幣の預貯金化と証券化について緊急措置をとられたい。

この要望書には、その考え方の根底をなす実情のつかみ方が、「日本経済の現状に対する我々の見解」として附されているが、ここでは、通貨量が過少であるとする理由、企業の資金需要の特異性、急激な安定政策がどうして危険であるかという理由、価格構成がどういうふうに不合理になっているかなどについて詳細説明されていた。

四、非常金融措置を提言

前項の要望は「デイスインフレーション政策」に対するものとなつてゐるが、ドッジ安定政策は決してデイスインフレ政策ではなく、明かにデフレ政策であつた。吉野俊彦氏によると——日本銀行がデイスインフレ政策をとつたのは事実であるが、それはドッジ・ラインをそのままやれば非常なデフレになるので、その緩和のためにとられた政策である。ドッジ・ラインそのものは、財政を黒字に、日銀の持つてゐる国債を償還させ、それによつて通貨を減らし、そしてヤミ価格を公定価格の線まで引下げ、そして単一為替相場を維持しようとしたデフレ政策であつた——としてゐる。しかし同友会が右の要望を出した時は、いまだドッジ氏の指導と勧告になる昭和二十四年度予算案が出ていなかった。従つて同友会はドッジ政策を目して、インフレの進行を止め物価のそれ以上の騰貴を止めようとするデイスインフレ政策ぐらゐに思つていたのであらう。相当きびしい線は勿論覚悟してゐたであらうけれども、均衡財政以上の黒字財政が打ち出されようとは思ひおよばなかつたのにちがひな

い。あの要望書の標題における錯誤は、かえつてドッジ・ラインというものがいかにきびしい意想外のものであつたかを如実に物語るものとして、注目さるべきであろう。いままでのインフレ政策は、九十度の転換によるデイスインフレでなくして、百八十度の転回によるデフレ政策に打つて変つたのであつた。

その百八十度転回のデフレ政策が具現された昭和二十四年度予算はどんな性格を持つたものであつたか。先ずそれは一般会計、特別会計を通ずる収支均衡を狙うという画期的な黒字予算であつた。当初予算においては、一般・特別両会計を通じて約一千四百億円の黒字が予定された。またそれは新規公債の発行を見合わせただけでなく、逆に積極的に日銀保有の国債を償還することによつて通貨の収縮を図ろうとした。さらに対日援助物資見返資金が従来、輸出入補給金として漫然とばらまかれていたのを改め、新たに見返資金特別会計を設けて、政府債務の償還、長期産業資金などに効率的に使用されることになり、この特別会計に千七百五十億円が積立てられた。また価格調整補給金も二千二十二億円を最高のワクとして、漸減方針が明かにされた。このようにして財政面からするデフレ政策が打ち出されたのであつたが、差当つて何よりも産業界に打撃を与えたのは、政府機関の収支均衡を図るという方針の一環として、復金債発行による融資の停止措置であつた。事実復金は昭和二十三年度には七百二十五億円の貸出を追加したのであつたが、二十四年度中には逆に百十九億五千万円を回収超過したのであつた。

このような性格を持つ予算案は三月二十四日に内示され四月四日国会に提出されたが、成立の見通しのついた十五日、ドッジ氏は声明を発表し、次のように強調した。

「均衡予算の確立と実施は九原則の第一要件である。それは日本の経済的再建をさらに進めてゆく上の強固な土台をえるためにも、また日本経済の利益を目的として与えられるアメリカの経費を有効に使用するためにも、根本的に必要なことである。」「おどろくべきことには、日本国民は自分の国の本当の状態をまるで気にかけていないと思えないのである。日本国民は自分の手で賄える以上の生活をつづけてきた。日本政府は次から次へと経費支出の要求に応じ、一度ならず所得の各源泉を費い果そうとする傾向を全体的に持っていた。しかもこの経費支出のうち大部分のものは生産的な用途に振りむけられなかつたのである。」

またドッジ氏はこの声明で、補給金制度と見返資金について次のように述べた。

「補給金制度を広く適用することは異常な措置であり、決して好ましい方法ではない。これは架空で不自然な価格関係を生み出すばかりでなく、さらにその結果は実際の数字の示す以上に高くつくものである。補給金に振りむけられる税収入はまず第一に徴税費に食われる。ついで政府の行政上の経費や関係業務を取扱う一切の公団や政府機関の運営費に食われ、その残りがやつと食糧や資材、製品に振りむけられる。だから消費者たる納税者は補給金のために納めた税金については、その一部だけの割戻しを受けることになる。」

「本会計年度に受領を予想されるアメリカ対日援助の総額に相当する額が本年初めて予算に見返資金として組込まれた。見返資金の使用は最高司令官の管理下におかれる。これは今後日本経済の発展に寄与する強力な財政的手段である。」

前の引用は補給金の不健全性をドッジ氏らしい合理主義で説いたものであり、あとのそれは見返資金の性格を明確にしたものである。とくに見返資金については、当時の国際収支からみてアメリカの援助物資分だけ輸入超過であり、その分に見合う円だけは通貨の収縮となるのが常道であるにも拘らず、逆に貿易資金特別会計からは日銀から借入れてまでも資金を補給金の形でばらまいていたことに對して、これを改めるべく「強力な財政的手段」を用意したのであつた。

デフレ政策推進の方向は決つた。しかし現實に足もとに火のついてゐる産業界の金詰りは、そのままに放任されるには余りにも深刻であつた。それは基幹産業の倒壊から信用機構の麻痺にまで發展すまじきものであつた。そこで経済同友会は四月一日、經濟政策審議會を開き「新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望」を決定、幹事会の議を経るいとまもなく、これを即日發表した。

「要望」は先ず「こんどの政策は企業界がこれまでその運営のあるいは目安とし、あるいは資金的動脈の一としてきたものを一応御破算する結果となつたが、これに伴ひ直ちに起る緊急課題は、その代りに如何なる目安が与えられ、政策急転回のつなぎを如何にするかなどの善後措置である」として、政府の方針明示を迫るとともに、窮迫の事情を訴えたものであつた。

要するに復金融資が四月一日から突然停止されることになつた結果、

一、基幹産業その他企業の少からぬものは、融資総額について復金の正式認許を得て、その分割融資によつて

建設事業を進行させつつあるが、四月以降の資金手当が不明になった。

一、復金から融資の内示を受けて復興計画を進めつつあった企業が、資金的よりどころを失った。これはひいては取引の渋滞、経理の困難を加えることになる。

一、人員整理、設備の補修など企業合理化について資金的目途がつかなくなつた。

このような産業資金の窮迫の結果、ひいては財政収入の激減を招き、二十四年度健全財政予算そのものの実行も危ぶまれることになることを「要望」は指摘している。

その後、前記のように四月十五日にはドッジ氏の予算に関する声明が出され、四月二十日には本予算が国会で成立した。昭和二十四年度デフレ予算がいよいよ動き出し、復金融資も予定通り停止された。また引続いて四月二十三日には「一ドル三百六十円の単一レートを設定し四月二十五日から実施する」旨の発表があつた。このレートは多少円安であつたとはいへ、国内の実効価格をこの線まで下げたところで通貨を安定させようとするものであつただけに、かなりのきびしい合理化を強いるものであつた。

かくて経済同友会はこの段階でいま一度つゝる資金窮迫の実情を卒直に強調して、緊急対策の実施を政府に迫ることになり、四月二十六日の新年度第一回幹事会で「非常金融措置に関する決議」案を採択、即日関係方面に提出した。

「決議」は冒頭の部分で

「ここ数週間のうちに効果的な資金打通の措置が講ぜられないならば、経済界は由々しき破局におそわれ、その復帰には多大の費用と時間との空費を要することとなるであろう。その結果生産は急激に低下して、ただ経済自立そのものを著しくおくれさせるのみならず、ひいては歳入著減により健全財政を破綻に陥入れ、あるいは国民貯蓄力の減退により資金計画を画餅に帰せしめ、あるいは貸金不払などの拡大によつて社会不安を激成するなど、経済安定の基本目的を根底からくつがえすおそれが甚大であることを憂うる」

と強調し、その対策として、日銀からの別ワク資金の放出、見返資金特別会計に肩代りすることを見越しての市銀からのつなぎ融資―の二つの方法による緊急設備資金の即刻融資、および政府支払のおくれに基ずく未払勘定の処理を要望した。未払勘定の処理方策として「決議」は、二十三年度政府支払のおくれは本予算成立後一カ月以内に完済すること、民間企業間の未払勘定については政府保証のヒモつき融資によつてこれを一括することなどの具体案を示している。

この「決議」はまた周到にも金詰りの実情を資料として添付しているが、それによると次の通りである。

一、先ず昭和二十四年度第一四半期に貸出を必要とする継続事業資金は、石炭の六十五億円、電力の六十二億円、鉄鋼の十三億円をはじめ合計百六十七億圓に達する。

一、政府機関および各産業の未払金は、経済安定本部調べによると、石炭八十六億円、電力六十三億円、化学肥料四十三億円、繊維二十八億円、鉄鋼二十三億円など合計五百二十三億圓に達し、そのうち政府関係は運輸

省二十六億円、貿易庁十九億円、通信省四億円、その他四十五億円となつてゐる。政府はじめ各産業が如何に金詰りにあえいでいたかがわかるとともに、急激な安定政策が如何に絶望感を与えたかがうかがえる数字である。

このような要望の趣旨は、ドッジ安定方策にどれだけの影響をもたらしたか。——ドッジ氏は日本経済がよほどきびしい手術によらねば立ち直らないことを痛感した。しかし銀行家である彼は、急速な安定政策がどういふ破壊的な影響を産業界に及ぼすかも知つてゐた。それは彼のある論文における次の文言においても明かである。

「景気の循環は頂点を下にして立つてゐる円錐体になぞらえればよくわかる。それは底面を上にして立つてゐる。そして契約の量から出来上つており、絶えず高さを増し、膨脹し、次第に大きくなり回転速度を増す。それは二つの要素即ち膨脹する量と加速する運動で合成されている。多額の契約が締結され次第に量を増し、ますます長い期間の契約が出来、ついに今日見られるような巨大な契約の量にまで達する。これが続く限りそれは廻るコマのようなものである。ところが一度その量や速度が落ちれば円錐体はぐらつき倒れてしまう」

好況と破局的なインフレと、前提はかなりちがうとはいえ、経済の運行の性格をしつかりつかんでゐる人の言ではある。当時の日本経済のコマは、すでに不規則に頭をふりながら廻つてゐたのだから、事態はなおさら危険であり、ドッジ氏にもこのことはわかつてゐた。そこでさきに述べた四月十五日の声明の最後の部分で、彼は

「また他方見返資金の設定によつて、健全で妥當な信用を拡張するとともに必要欠くべからざる資本投下の必要に合致する實質的な手段がここに作り出された」とて、信用政策の弾力性を示唆したのであつた。そして唯一つの安全弁をいわば突破口として、六月ごろから日本銀行の信用拡大政策が意識的に展開され、本来のデフレ政策はデイス・インフレ政策の内容を持つにいたつたわけであつた。しかし金融緩和の政策は徐々に展開されて来たのであつて、その間における財界の働きかけは真剣にしかも根氣強く行われたのである。

五、全国組織への發展と機構充実

經濟同友会は昭和二十四年七月二十四日箱根仙石原で、第二回全国代表者會議を開き、全国組織としての機能を一よいよ發揮するとともに、經濟難局のもとその使命のますます重いことを自覚したのであつた、世界景氣の後退に基く輸出不振、国内的にはドッジ・ラインの推進による金詰りの激化は、經濟同友会の研究活動、意見活動、ひいては実践活動充実の必要を一段と強くしたのであるが、そのためには全国にまたがる各地同友会の間に思想の統一、共同研究体制の活用が要請された。そして第二回全国代表者會議は、まさしくその要請にこたえる新しい經濟同友会への第一歩となつたのである。もつともこれより九カ月前、昭和二十三年十一月十五、六両日、大阪および京都で東西同友会の幹部會談が行われ、東京からは工藤代表幹事はじめ水野、今井、東海林、高見、郷司、塩原、永井の各幹事、大阪からは稲畑代表幹事はじめ湯淺、川勝、菅谷、日向、岩井、中川路の

各幹事らが集まつて意見を交換し、これが全国組織としての同友会の発展に一つの基盤となつたことを忘れてはならぬ。

そのような拡大された全国的な経済同友会への発展を危げないものとするためにも、その中核体になつてゐる本部たるべき経済同友会そのものの体制整備、機構充実が先決であつた。そこで経済同友会は、昭和二十三年十月十五日の幹事会で機構整備を行い、これを翌二十四年三月二十八日の第三回定時総会で確認した。

これによると新たに「財務委員」「運営委員会」「経済政策審議会」を設置し、また部会、委員会の改組、新設を行つた。

一、財務委員は財政確立を担当するもので、これには金井寛人、水野成夫、東海林武雄、今里広記、永井仙吉、塩原禎三が委嘱された。

一、運営委員会は、幹事会にのぼせる議題の準備、財政の確立、代表幹事の補佐を行うもので、その構成は代表幹事、部会委員長および財務委員からなることとした。

一、部会委員会の整備としては、先ず部会と委員会をきりはなし、部会は金融、産業、貿易の三部会とし、これは幹事の選挙母体として会員はその職能に応じて自動的にいずれかの部会に所属することとした。また研究会と委員会は希望会員が参加して構成するが、先ず研究会では従来の海外経済研究会のほか、従来の経済民主化研究会を廢して新たに経営研究会を設け二研究会とし、委員会は経理、労働、技術、貿易（新設）の四常設委

員会のほか、為替、食糧問題、資本蓄積対策の三特別委員会を新設した。また部会の活動を促進するために副委員長を増員した。

新しい部会、委員会の委員長は次のようになった（括弧内は副委員長）

金融部会〓堀田庄三（奥村綱雄、酒井杏之助）

産業部会〓大塚万丈（安藤清太郎、井田与七、今里広記、島田藤、中島覚衛、藤本輝夫、水野成夫）

貿易部会〓浅尾新市（一井保造、今井一）

海外経済研究会〓竹内俊一

経営研究会〓安藤清太郎

経理委員会〓藤本輝夫

労働委員会〓水野成夫

技術委員会〓島田 藤

貿易委員会〓高見重義

為替委員会〓伊集院虎一

食糧問題委員会〓正田英三郎

資本蓄積対策委員会〓堀田庄三

ほかに従来からある渉外委員会には委員長に山田忠義、同代理に塩原禎三が当った。

経済調査会を廃止して新たに経済政策審議会を設けた。その構成員は代表幹事、各部会正副委員長、各委員会委員長、財務委員およびその他役員とし、仕事としては経済政策研究所の管理のほか、各委員会を通じて経済政策を研究調査し必要に応じて特別委員会を設けることが出来る。この審議会で成立した政策意見は幹事会で正式決定することとした。会長は代表幹事のうち一人がこれに当ることとしたが、差当つては工藤昭四郎が委嘱された。

なお「経済政策研究所」は二十四年一月二十一日の幹事会で外郭機構として経済政策の基礎研究を行うために設置したもので、高橋亀吉、高宮晋の両氏らが中心になっていた。

この中で会務の推進および研究調査活動の中核体として運営委員会と経済政策審議会が新設されたことは大いに注目さるべきである。

なお第三回総会後、第一回幹事会（四月二十六日）で工藤、永野両代表幹事の留任が決定し、また第二回幹事会（五月六日）では、部会副委員長制の廃止、制度としての渉外委員会の廃止、貿易部会の貿易運輸部会への改組、為替委員会の廃止などの異動があつた。

会の組織、機構はこのように整備されたが内容も充実した。創立当初八十名であつた会員数は、昭和二十四年三月末には五百十三名に達し、地方会員を合せると概算で千百名となつた、同友会は第三回総会で会員の年令別、職階別、職業種別構成についての調査結果を発表したが、その内容は次の通りであつた。

▽年令別Ⅱ調査人員四五七名

四十六才から五十才までが最も多く一三八名、次いで四十一才から四十五才までが一一〇名、つまり四十一才から五十才までの中堅層が二四八名で全会員の半数以上を占めている。これに次いで五十一才から五十五才までの八六名、三十六才から四十才までの六四名である。

▽職階別Ⅱ調査人員五一三名

常務級（副社長、専務を含む）が一四一名で最も多く、次いで社長級一〇六名、取締役八七名、その他部長六四名、課長五九名と部課長が一二三名約二割強加入しているのもたのしい傾向であるといえる。

▽業種別Ⅱ調査人員四六三名

産業部会所属が圧倒的に多く一八三社、三〇四名、企業数でも、会員数でも六割五分見当を占めているのは注目され、さきに数回指摘したように経済同友会における産業資本的な性格の強さを裏づけるものである。

金融部会所属は三七社、八一名、貿易部会所属は六二社、七八名である。

また当時の地方組織はどうであつたか。先ず関西経済同友会（大阪Ⅱ代表幹事稲畑太郎）が中心となり、その翼下にある神戸（代表幹事欠員、事務局長陣道一郎）、京都（代表幹事松風憲二）、和歌山（同笠野正幹）、岡山（同中村健）、奈良（同浅田敏章）の各経済同友会を含めて会員数は二百七十名、また九州経済同友会は福岡（同安川寛、会員約七十名）、熊本（代表幹事欠員）の両経済同友会の連合体としてあり、その他東海（同伊藤次郎左衛

門）、東北（同篠原周一）には経済同友会の支部が出来た。また第二回代表者会議までには、このほか静岡、北海道にも経済同友会が生まれた。かくて同友会の全国組織は着々と整えられていったのである。

創立第三周年を迎えた経済同友会は昭和二十四年五月十八日、丸の内日本工業倶楽部に記念経済講演会を開き、代表幹事工藤昭四郎は「ドッジ・ラインと産業金融」、東京商大教授都留重人氏は「日本経済再建の焦点」、また朝日新聞論説委員笠信太郎氏は「三つの考え方―英独仏の政治と経済」と、それぞれ題して講演を行った。聴衆約三百五十名、大講堂は満員であつた。この講演において工藤代表幹事は「安定政策はあくまでもデイスインフレーションの限界までで行うべきであつて、決してデフレになつてはならない。合理化のために不当に生産を下げるのではないよう敝につつしまねばならぬ」と叫び多大の感銘を与えた。

かくて七月二十四日箱根仙石原で、第二回全国代表者会議が開かれた。東京から三十一名、大阪から九名、その他福岡、北海道、神戸、東北、奈良、京都、和歌山、静岡からの各代表を合せて、総勢五十三名の代表が参加した。湯浅佑一（大阪）が議長となつて、各地同友会の会勢報告を行ったのち、議事に入り、関西経済同友会提案の「国際貿易の障害除去に関する件」（大阪岩井雄二郎説明）を採択、経済同友会提案の「現下の不況緊急対策に関する件」（東京永野重雄説明）は、神戸経済同友会提案の「経済安定化と産業合理化に関する提案」（神戸畔道一郎説明）の趣旨をも織り込むこととして採択、次いで緊急動議として永野東京代表幹事から経済同友会提案

の「安定政策是正に関する決議」案を説明、これを採択、また大会運営委員会提案の運用方針および活動方針を決定した。

この大会においては、各地代表が一つの心となつて、同じ経営者の立場から問題を論じあつたのが印象的であり、まさに全国組織としての経済同友会の持つ力強さをもり上げたのであつたが、その論ずる焦点は、安定政策の行き過ぎを是正すべしとする一点にかかつていた。そしてこの空気をそのまま反映したのが「安定政策を正道に戻せ」と題する大会決議であつた。

この「決議」は先ず「安定政策の目的は、輸出増大によつて国内のデフレ的影響を相殺する立前であつたが、安定施策運営の不適切、その後における世界景気の反動等のため、早くもデフレは深化し、増大すべき輸出は減少して、逆にデフレに拍車する結果となつて、いまやわが経済は正常なる合理化の線を突破して深刻なるデフレ恐慌に翻弄されつつある実情である」と断じ、「歪曲された安定原則を、事態の激変に即応して、再びその本来の目標であるデイスインフレの基盤にのせ、日本経済を崩壊の危機から脱出せしめる」ことの急務である点を強調している。

「決議」は、さらに、そのため「基幹の方策」として、「金融的操作による生産的有效需要の喚起」と「自主的貿易の促進」をあげ、とくに次のような対策が急いで実施されることを望んだ。

一、均衡予算のワク内で最高限の建設的支出を行うこと。

二、見返資金、預金部資金、復金回収金等を出来るだけ早く産業界に融資するか、あるいはこれを保証にして

民間金融機関から融資させること。

三、ドイツの例にならない、わが国に最恵国待遇を与え、関税重課を避けるよう懇請すること。

四、貿易分野に限り独禁法ならびに事業者団体法の除外を懇請すること。

五、邦商の渡航、邦船の外航、海外における營業の自由等の機會の均等を懇請すること。

六、外国貿易の運賃、保険料につき極力ドル払を節減せしめる措置を懇請すること。

また運用方針および活動方針においては、次のように全国組織としての機能拡充のほか、全国組織の中核としての經濟同友会の活動についても改めて方向を与えた。

一、重要問題ないし根本問題に関して共同研究または調査を行う。

一、各同友会幹事に一名の連絡員を指定し、全国同友会の連絡を強化する。

一、当面の活動目標を不況克服、貿易振興、統制の改廢など、經濟自立に関する重要問題の解決策の発見とその推進におく。

一、意見の侵透を図るため經濟閣僚、政党政調会幹部、經濟官庁幹部、報道關係、總司令部、外国經濟団体など懇談の機會を多く持つ。

一、良識ある民主的労組と協力し、労使關係の正常化を図る。

一、他の經濟団体との内面的連絡を強化し、活動の調整を図る。

一、経営補助者の教育活動を積極的に行う。

一、地方同友会はその地方の経済開発に特に留意し、それに関する世論喚起のため中央・地方の協力を一段と強化する。

右のうち外国経済団体との提携は、特に目新しい課題であつたが、これについてはその後間もなく訪米中の塩原幹事の斡旋紹介によつて、同友会と性格を同じくする「米國経営者協会」(AMA)との提携を具体化することが出来、同幹事は八月十九日の幹事会でそのいきさつを報告した。

なお大会の意見として採択された「現下不況緊急対策」は、七月一日の幹事会決定によつて設置された不況対策委員会(工藤、永野両代表幹事はじめ各界にまたがる会員二十九名で構成)で再三検討の結果、結論に到達したもので「第一、経済基本事情の著変とデフレ激化の脅威について」では、安定政策下危機の実相を明かにし、さらに「第二、不況緊急対策の主要点について」では、「輸出増進対策」と「国内の実効需要確保対策」の二つについて、具体案を示して、その実施を迫っている。これはその段階における経済同友会の考え方の基本と対策案とを総合的にもり込んだものであり、従つてさきに示した「安定政策を正道に戻せ」の決議は、この「不況緊急対策」を母体として集約的に表現されたものと見てよからう。またさきの記念講演会における工藤代表幹事の講演内容もこの線にのるものであり、要するに経済同友会は、その正しいとする考え方をもつて、力強くまた根

気よく機会をつかんで、政府および関係方面の説得に努めていたわけなのである。

六、シャウプ税制に見解発表

ドッジ氏が昭和二十四年度の予算案編成を指導したあとを受けて、米国コロンビア大学のカール・S・シャウプ博士一行が、日本の税制を立て直すためにやつて来た。シャウプ博士は五月十日到着、まず来日の目的について、「日本に公正な税制を確立することをマッカーサー元帥に助言するために来た。それは日本国民全体のためであり、またドッジ氏の九原則に従うものである」と述べたが、十九日の記者会見では、次のように声明した。

「税制使節団の勧告案は次のような目標を達成することを意図している。

- 一、経済九原則に示された政策に合致する経済安定の達成に資すること。
- 二、今後数年間変更する必要のないような安定した税制を確立すること。
- 三、現行の税制に重要な不公平があれば、それを一掃すること。
- 四、地方の自治と責任とを強化する既定政策に対し財政的支援を与えること。
- 五、税務行政を改善し、徴税法の厳格な実施を刺戟するためになされている努力を円滑化すること。」

そしてまた「インフレ阻止には十分な税収入が必要であるとともに、税の圧力は全生産力を減退させるほど過

重なものであつてはならない。課税に関する最も困難な問題の一つは、これら二つの目的を同時に達成するような制度をつくり出すことである」とも述べた。

使節団は約三カ月にわたり日本の税制全般について調査し、また各界の納税者の声をきいたのち、八月末その勧告文を完成し、概要を発表した。その根底に流れている狙いは次のようなものであつた。

一、日本経済の現段階においては、インフレの要因が去つていないから、税制を立案するに際しても、経済の安定を推進することを基本とした。

二、できるだけ安定した、かつ恒久性のある税制の確立に努めた。

三、中央および地方を通じて税制全般にわたり、税負担の公平合理化を図つた。

四、地方自治の健全な発達を期するため、地方財政に必要な財源を確保した。

五、税務行政の公平適確化をはかるため行政の改善を行つた。

六、資本の蓄積、生産の復興に資するよう税制を改めた。

また具体的には、次のような改革が施された。——即ち所得税では最高税率が八五%から五五%に引下げられ、法人税では超過所得税が廃止された。またインフレによつて膨脹した価値を反映させるために資産再評価を行わせることとし、その評価益に六%の課税をすることとした。さらに地方税では事業税に代る附加価値税の創設が勧告された。これらの全文は九月十五日、総司令官から政府に伝達されるとともに発表されたのである。

要するシャープ税制は、ドッジ・ラインによる安定を前提として、むしろ企業および個人の自発的な蓄積を期待したのであつた。

経済同友会ではシャープ使節団の来日を機に、経済政策審議会と経理委員会で税制改革につき検討して来たが、先ず六月十七日の幹事会で「我国民の税負担過重に關するわれわれの見解」を採択、次いでシャープ税制改革そのものについては、十月二十一日の幹事会で経理委員会提案の「シャープ税制勧告実施についての要望」を採択、いずれも發表した。後者の要望においては、「シャープ税制勧告の基本構想の大体については一応の賛意を表するが、具体案そのものについては、短時日に日本の実情そのものを把握することが困難であつたためか、根本的に検討を加える必要がある」とし、先ず「固定資産再評価」の方法、再評価差額税の支払方法などについて意見を述べ、次いで「附加価値税」については「資本に食い込む財産税的性格のものであり、弾力性のないわが国では現実に即さない」という見地から特に注目し、その実施に強く反対している。即ち「附加価値税は世界における文字通りの新税であつて、その最初の試みが、終戦で疲弊している日本において実施されようとしている。従つてどうしても理論的にも技術的にも、担税力の点においてもいくたの疑問を蔵している。しかもこのような新税を、中央に比し著しく徴税機能の不備な地方で行うのは無理である」として、地方税制全般の再検討を要望したのである。

経済同友会の要望もさることながら、財界全般としても附加価値税は、ようやく立ち直りかけた産業に及ぼす影響が甚大であるとの理由から猛烈に反対され、政府の立案した二十五年度税制改革でも「附加価値税の実施は

「一カ年延期する」こととなつたが、ついにその後も陽の目を見なくなつた。

七、全面的な民間貿易の再開

ドッジ安定政策の狙いは、日本経済をアメリカの援助なくして自立させることにあり、そのために輸出優先主義を打ち出したのであつた。三月のドッジ声明にもこの点は、「国内的な消費財ないし生産財需要も、当面切実ではあるが、輸出優先主義の前では、国内的復興拡張は第二義的地位に落ちざるを得ない」と明確に指摘されている。そして四月二十五日、外国貿易を一段と正常化するとともに、また日本経済の合理化に目安と刺激を与えるために一ドル＝三百六十円の単一為替レートが設定されたのであつた。

当時このレートについて商工省は、「このレートのもとで二十四年度輸出計画六億ドルのうち七〇—七五%の輸出が可能であり、企業合理化が進めば八〇%まで伸びる。特に在来の価格比率(PRS)三百三十円で輸出していた綿製品は一層輸出がし易くなるであろう」と観測を発表した。しかし半面、自転車、金属食器、染料、アルミニウム、皮革製品、タイヤチューブ、陶磁器、生糸、車輛、造船などは、いずれもPRS四百二十円から五百五十円位を適用されていただけに、輸出は困難とみられていた。

また一般的にみてこのレートは多少円安に決められた(吉野俊彦氏によると、このレートは日銀の御売物価指数を基礎に算出されたが、当時の計算では一ドル＝三百四十円ないし三百五十円であつたのが、米国はじめ海外

諸国の物価下落を見越して三百六十円にしたといわれる）ようであるが、その後米国の不況による物価下落、九月十九日の英ポンド三割強切下げなど世界的要因のほか、補給金減廃などに基く国内物価の当面の昂騰など、内外の悪条件によつて、輸出は思つたようには伸びず、特にポンド圏向けでは急激な輸出減退が起つて来た。そのため経済界の一部では円レート切下げの要望が強く叫ばれるにいたつた。当時経済同友会内部でもレート問題については両論が行われていた。即ち桜田武幹事は「わが国の経済復興にはコントロールされたインフレが最適である、原価償却その他の必要上企業利潤をもつと増大せしめ競争力を強化する必要がある、特にポンド地域各国が切下げた以上わが国も切下げ必至である」とて、はつきりと円レート切下げを主張したのに対し、高見重義幹事は「レート設定後におけるコスト切下げの努力により七、八月ごろからは日本の物価はポンド圏各国に比して割安になつて来ていたから、ポンドの三割切下げの影響はさしてないと思う。また今後の貿易は輸出入の調整に重点をおいて進めて行かねばならぬが、もし円レートを切下げれば輸入原材料が高くなり、従つてこれを原料とする輸出品価格も高くなるから切下げの効果は当面だけであろう。それよりも合理化によるコスト低下によつてこの苦境を乗り切るべきだ」という現状維持論を主張していた。なお当時貿易委員会ではこの高見説の観点に立つて「ポンド切下げに対応して円レートを切下げる前に、内外を通ずる貿易全般の改善に手を打つのが先決である」としてその改善策を列挙した「ポンド切下げに対応する貿易振興策」（案）をまとめあげ、十月七日の幹事会に諮つたところ、一部に強い円レート切下げ論が出たため、ついにこの案は保留とされたといういきさつもあつた。それほどにこの問題をめぐる当時の論議は激しかつたのである。

しかしいずれにしても輸出が伸び悩み、輸出滞貨が増大して来たことは事実であつた。こうした段階にあつて、總司令部の招きに応じて国際貿易顧問団（团长Ⅱ米陸軍次官室極東部商工課長オーモンド・フリール氏）が九月十九日、続いて十月一日には西独合同輸出入機関理事長ウイリアム・ローガン氏が来日し、ともに有力な勸告を總司令部に対して行つたのである。

フリール顧問団は十月初旬、東京商工会議所を通じて財界との懇談を申込んで来たので、東商が世話役となり、東商、日本貿易会、経団連および同友会が手分けして、金融、貿易、機械産業、鉄鋼業、鋳業、雜貨業の各部門別の懇談会を行つた。同友会からは高見貿易委員長はじめ塩原、寺尾、水上、郷司の各幹事が、六日開かれた貿易懇談会に出席、貿易委員会でまとめた前記の「貿易条件改善に関する意見」を中心に次のような意見の交換を行つた。

（要望）フロア・プライス制（昭和二十二年八月、民間貿易再開と同時に一切の日本輸出品に対して適用された最低価格制で、その目的は輸出品価格を世界水準に維持することによつて外貨の損失を防ぐとともに、他面ダンピングを防止しようとするにあたつた）は、国際価格の実勢にそい得ないから、廃止されたい。

（答）ダンピングを招くおそれがあるから賛成出来ない。

（要望）貿易協定は次の点で改善されたい。

- 一、協定に貿易計画と支払協定を含ませること。
- 二、内容を速かに発展すること。

七、全面的な民間貿易の再開

三、協定の実施状況を四半期毎に発表すること。

四、協定期限を出来るだけ長くし、かつ改訂の際、有効期間内に事前取極めを行い、空白期間をつくらないこと。

五、商品別グループ内の振替を認めること。

六、協定品目の範囲をひろげ、必要に応じて現行必需物資以外のものも協定に組み入れること。

(答) 全面的に賛成である。

(要望) 関係国間における個人バーター制を奨励して、業者の創意が発揮できるようにされたい。

(答) 一応考えられる方策だ。

(要望) ドイツと同様最恵国待遇を日本にも与えられたい。また邦人旅行者の長期滞在、邦商の駐外営業を認められたい。

(答) この点については同情できる。

(要望) 邦船の外航を許されたい。

(答) 賛成だが実現は困難であろう。

なお同友会ではこの会談のあと、特にフロア・プライス制廃止の問題について、塩原幹事を通じ改めてフリー顧問団に申入れたのに対し、一行のうちショウ、スチュアート両氏から懇談の申込みがあつたので、永野代表

幹事、高見貿易委員長等が両氏と会見、「フロア・プライス制を廃止して業者が自主的に価格を決めるように出来ないか」および「中共貿易は、従来の関係からみても必要であるからぜひ認められたい」旨を強く要望した。これに対して先方からは明答はなかつたものの、含みのある見解が述べられた。経済同友会のこのような強い要望の甲斐あつて十月二十五日マッカーサー元帥は「十月二十六日から日本輸出品のフロア・プライス制を撤廃する」旨を声明した。生糸・絹織物のみは除外されていたが、これも二十五年一月一日から廃止された。これによつてポンド切下げ後不振であつた鉄鋼製品、人絹織物、自転車、セメントなどのポンド地域向け輸出は年末にかけてかなり増大傾向を示すにいたつた。

次いで十月二十八日、マッカーサー元帥は「日本からの輸出は本年十二月一日を期して建前を民間貿易におき、輸入もまた一月一日から民間業者の手を通じて運営される」と発表した。これはローガン氏やフリール顧問の勧告に基くものであり、これによつていままでの制限付民間貿易は、全面的な自由貿易にきりかわることを約束されたわけである。これまで総司令部によつて一元的に管理されてきた外貨資金のうち商業勘定は十二月一日から日本政府に委ねられることとなつた。また十二月二十九日からは、同友会からかねて要望を出していた待望のCIF輸出が認められた。

ローガン氏は昭和二十三年以来西独が輸出入手続の簡素化、自由競争原理の採用によつて貿易振興に成功をおさめたという経験をもつて、日本の貿易機構を改善するために来日したのであるが、十月一日から約一カ月、日本に滞在し、いわゆるローガン構想を勧告した。これは輸取引における政府の統制を出来るだけ緩和し、自由

な民間貿易の実現を図ろうとするものであるが、一面双務協定の拡張、輸入先行主義の採用によつて、貿易を振興しようとするものであつた。つまり輸入によつて海外の購買力を高め、それによつて輸出の増大を図ろうという輸入第一主義であつた。

またフリール氏の一行は十一月中旬まで約二カ月滞在して、輸出入とも民間貿易の促進、複雑な貿易手続の簡素化、資本の逃避およびダンピングの防止、輸出価格の安定など、大体ローガン氏と同じ線にのる構想を勧告した。

ローガン構想による協定貿易促進の方針に従つて、十月三十一日には西独との間に三角決済による総額約二千万ドルの通商協定が調印され、続いて十一月二十二日には日英通商協定（昭和二十四年七月一日から二十五年六月末まで、総額一億四千三百万ポンド）が調印された。さらに二十五年に入つて一月にはパキスタン（二千四百五十一万ドル）、三月にはタイ（九千万ドル）、同じく三月にビルマ（四千九百万ドル）、四月にはスエーデン（千八百万ドル）、五月にはフィリッピン（五千万ドル）さらに六月には韓国（一億ドル）というふうに、通商協定が調印されていったのである。

なお昭和二十四年（一月―十二月）の貿易実績は輸出五億千百万ドル、輸入八億六千六百万ドルで、前年に比べて輸出は約九八％の増、輸入は二七％の増であつた。輸出品目ではやはり繊維が中心であつたが、金属・機械類も進出して総輸出の二割以上を占め、また民間貿易の範囲も拡大して輸出額の八割を占めた。相手国も米国中心主義からややアジア中心への移行が見られて來ていた。しかしいずれにしても輸入の伸びが輸出の伸びに比し

て著しく少く、これは一応ドッジ・ラインによる輸出振興の線からは大いに効果があつたわけであるが、このような行き方では輸出入の縮小均衡がいずれ現われて来るであろうと警戒されていた。その矢先にローガン氏が来日して、輸入優先のローガン構想による貿易の拡大均衡方針が打ち出されたわけである。このローガン構想は昭和二十五年上期におけるわが貿易政策の中心をなしていた。従つて上半期を通じて輸入は好調で、一月は七千二百萬ドル、四月は九千三百萬ドルに達し、一方輸出は一月の不振から漸次回復して四月には六千百萬ドルになつたものの、輸入の増加ぶりに比して著しく劣り、外貨資金に乏しいわが国における輸入先行主義はようやく行詰りに到達しつつあつた。

そうした事態の打開は朝鮮動乱の勃発を待たねばならなかつた。

八、安定恐慌の進展

ドッジ・ラインはインフレを収束することにおいては先ず成功をおさめた。昭和二十五年版の経済白書は、昭和二十四年度経済を概観してこういつている。

「速かなインフレの収束と共に、年間の生産の伸びは多少頭打ちの傾向を呈したとはいえ、なお前年比二五％の増加をみせ、輸出においては五六％の増大を示し、中小企業、農業等、日本経済において最も弱いと見られる部門も、雇用、労働等社会面においても、一応致命的な打撃を蒙ることなく経過するを得た。元来激しいインフ

レーションを収束するときには、経済各分野にわたつてその衝撃が波及することは当然であつて、昭和二十四年度の当初においてはこの意味からあまりに急速なインフレの停止を危惧する声が存在したのであるが、この程度の経済的、社会的影響をもつて、久しきにわたつたインフレーションを収束し、かつ自由経済への移行をはじめ経済の正常化にかなりの成果を収めたことは安定計画の成功といふことができるであらう。

白書はまた安定政策による衝撃を緩和した要因として「財政の面からのデフレ要因の金融によるカバー、特に滞貨金融による生産低落の防止」をあげ、「もし金融が積極的でなかつたならば経済、社会面における影響はより深刻であつたであらう」としている。

白書も指摘しているように、ドッジ・ラインのデフレ性を緩和して、デイス・インフレ政策の線に止めることが出来たのは、日銀の信用政策であつた。その金融緩和政策がはじめられたのは、昭和二十四年六月日銀政策委員会が発足したところからである。即ち当時日銀はドッジ・ラインによつて財政が黒字になる範囲内において、貸出の増加や、日銀が市中金融機関手持の国債を買上げる（マーケット・オペレーション）などの方法で、吸上げ資金を民間に還元するという方針を決めた。日銀調査局編「日本金融年表」からそのとられた措置を拾つてみると次のようである。

五月二十六日 見返資金融資までの繋ぎとして行われる緊急設備資金融資に伴う日本銀行の貸出要領決定
六月一日 起債市場育成のため、銀行、信託銀行より復金債の買入措置を実施（八月まで三カ月間）

六月二日 緊要産業に対する資金供給を図るため、生命保険会社より買入額を特定して国債の買入措置を実施

同日 社債担保貸付に対する優遇措置実施

七月四日 高率適用手続改正（割引貿易手形を適用対象より除外）

七月十三日 高率適用手続改正（第二次高率適用利子歩合引下）

同日 中小企業金融疎通を図るため、市街地信用組合および無尽会社より国債買入措置を実施

七月二十三日 緊要産業に対する資金供給の円滑化を図るため、信託銀行より国債買入措置を実施

八月十九日 緊要産業に対する設備資金供給の円滑化を図るため、銀行および生命保険会社より国債買入措置を実施

十月 重要産業に対する株式払込を円滑ならしめるため、生命保険会社より国債買入措置を実施

十二月十二日 年末特別措置として国債買入措置を実施

（昭和二十五年）

一月二十四日 民間輸入方式の実施に伴い輸入手形決済資金および輸入諸掛資金に優遇措置実施

二月一日 高率適用手続改正（割引商業手形を適用対象より除外し、第一次および第二次高率適用利子歩合を引下）

二月 金融緩和措置のため特別措置として銀行よりの無条件国債買入れを決定

三月一日 北海道拓殖銀行に対して中小企業金融関係別枠融資を実施

四月十三日 商品（倉庫証券）見返りの貸付制度実施を決定

四月 月 手形割引市場育成のため、短資業者に対し輸入貿易手形売買に伴う繋ぎ資金の貸出限度額設定

まさに相次ぐ金融緩和措置の連発であつた。その結果、財政による民間資金の引揚げ分はほとんどその額だけ日銀の窓口から民間に還流し、通貨の面ではデフレではなくして、インフレの上昇を抑えるに止まるところのデイス・インフレを具現したのである。これを数字でみると——昭和二十四年度中の純財政資金引揚超過が千三百三十六億円、これだけがマイナス要因であつた。これに対し国庫から資金が出た方の要因としては、見返資金の放出が四百九十三億円、預金部資金の放出が百九十八億円そこへ日銀貸出の増加が三百八十七億円、国債・復金債の買入超過が四百五十億円と、大体において財政の引揚超過を埋めてしまつた。その他の要因を調整して結局年度間に日銀券は十二億円減つただけであつた。

このように通貨面でのデイス・インフレは一応達成された。しかし過去において、昭和二十一年度中の日銀券増発九百六十九億円、二十二年中が千三十億円、二十三年中が九百三十億円と毎年累増して来たのが、急に増減なしの線になつたのであるから、経済界に対する影響は相当なものであつた。総司令部経済科学局の調べによる生産活動指数によると昭和二十四年度は前年より一九％だけ生産活動が増大し、日本銀行調べによる生産財実効物価指数によると、昭和二十三年（暦年）平均一四七・三から二十四年平均の二二五・〇へと、約一五％上昇し

ている。さらに労働省調べによる賃金指数によると（昭和二十五年一月一〇〇）昭和二十四年三月の七五・七に対し翌二十五年三月は八五・五と約一〇%これまた上昇している。このように諸指標が依然として上昇しているにも拘らず、日銀券が年度中に増減がなかったということは、金詰り即ち運転資金の不足がきびしく感ぜられるにいたつたのも当然である。従つて通貨面のみではデイス・インフレであつても、経済の実際の動きからはデフレ的であつたともいえるわけである。しかも一たびデフレ傾向がはつきりするや、それまでの「つくれば売れる」という売手市場から、「つくつても売れない」「売れるものをつくらねばならぬ」という買手の市場に転換した。この切替りの時に、それまでの粗悪な品物の滞貨がどんどんたまることになつた。輸出関係においても、世界経済のデフレ傾向から同じような現象がみられたのである。しかも金は詰る。そこで手形が乱発され、不渡は激増、そして信用力の薄い弱体企業の倒産という事態——いわゆる安定恐慌が現出したのであつた。日銀のオペレーションによつて市中銀行のふところに入つた通貨は、産業界に流れたが、それは滞貨融資としてこげつき、しかも増大する増加運転資金の需要を充分にみたすほどではなかつた。一方設備資金を賄うための増資とか起債によつて企業のふところに入つた資金の半分以上は銀行への返済に充当された。このように経済界をうるおすはずの通貨が、生産活動を円滑にするという本来の役割を果し得ず、従つてその回転がおそいだけに必要通貨量は一層増えるということになり金詰りは金詰りを呼ぶという現象をみた。このようにして有効需要が減退するにつれて、昭和二十五年に入つては生産は落ち、失業は増大するという本格的なデフレに進んでいつた。即ち国民経済研究協会調べの鉱工業生産総合指数によると、昭和二十四年の平均においては前年平均より一五ポイント

ばかり上昇しているとはいえ、年間を通じてほぼ横ばいの停滞傾向を示し、ピークである十二月の七九・五、六月の七七・三に比し、二十五年一月は七三・〇という頭打ちの形が現われるにいたつた。また総理府統計局の労働力調査による完全失業者数は、昭和二十三年平均の十九万人から二十四年平均は三十八万人となり、二十五年三月には四十六万人に達している。社会不安もようやく深刻になつて来たのである。しかも一方金融機関にあつても預金よりも貸出が超過し、また有力な預金支払準備である手持の有価証券は減少し、かたや日銀からの借入金が増大するという、いわゆるオーバー・ローン傾向を強め、ここにデイス・インフレ政策の行詰りという困難な事態となつた。

九、恐慌回避に要望書を連発

安定政策によるデフレの深化、ポンド切下げによる輸出の不振により、国内では円レート切下げの声や、金融緩和の要望がいよいよ高まつている最中に、ドッジ氏は昭和二十四年十月三十日羽田についた。ドッジ氏は来日早々、「ポンド切下げによつて、現在のところ対米レートを変更する意志はない」という九月二十日付総司令部発表の見解を支持する旨を述べ、さらに「経済安定計画の諸原則が一般によく守られていることを大いに心強く思う」として、安定政策変更の意志のないことをほのめかした。

これより先、経済同友会では、ドッジ氏の再来日を前に、経済各般にわたる総合的な要望書を提出することを

決め、しかも全国組織としての立前から各地同友会の希望意見をもとりまとめて文案を検討していたが、十一月十八日の幹事会でこれを選択、関係筋へ提出した。この要望書は「ドッジ氏に対する要望事項」と題して

第一、ポンド切下げと円レートをについて

第二、ドッジ政策について

第三、金融について

第四、金利について

第五、シャープ勧告について

と五項目にわたっており、その段階における経済同友会の総合的な財政金融政策を「要望」の形でうち出したものであった。「要望」の骨子は次のようである。

一、現状のままで円レートを堅持し、そのシワを企業の合理化によつて吸収できるとは考えられない。円レート堅持のために、次の条件が充たされねばならぬ。

(イ) 邦商の海外旅行および駐在の自由化

(ロ) 邦船の外航自由化

(ハ) 輸出CIF・輸入FOB取引の自由化

(ニ) 最恵国待遇の復活

(ホ) 輸入の民間自由化

右のような基本的措置のほか、応急措置として、輸出滞貨金融に対する特殊措置、輸出滞貨を国内に流すことを促進する措置をとること。

一、ドッジ政策はインフレの大浪を食いとめるためには優秀な成績を収めたが(一)世界経済事情の変転による輸出不振という基本的前提条件の著変、(二)日本経済が急激な安定にたえるほどには強くないということに対する認識不足、(三)急激な安定措置に対する対応措置の不十分、(四)援助見返資金放出のおくれなどにみられるような運営面の不手際——などによつて、現状は滞貨の増大、生産減退、金詰りの深化、失業の増大などデフレによる経済体力の衰弱を進めている。

一、見返資金放出の不円滑、復金融資の元利回収など財政面からの金詰り要因を補うために、日銀貸出の増大となつたが、それにも拘らず市中金融は窮迫し、しかもこのように日銀にシワ寄せしたシコリを排除ことが金融疎通のための急務となつている。また経済活動に比して通貨の供給量が少なすぎる事が金詰りを一層激しくしており、しかも基幹産業ほど金詰りに悩んでいる。

従つて自立に必要な設備資金の融通、滞貨融資を促進し、有効需要の喚起、金詰りの打開に努められたい。

一、金利の割高によつて産業の負担は過重になつているが、一面一般的に金利引下げを強制することも、資金コストの過高などから困難な事情にあるので、過渡的な措置として、見返資金の運用に当つてはより低い目標金利で貸付けるとか、対外競争上とくに必要なものには特殊の統制的金利を適用するなどの措置をとられたい。

一、シャウプ税制の基本構想そのものに対しては多大の敬意を払うが、一面日本経済の実情認識に欠けることに基く欠陥があるから是正すべき点がある。即ち(一)経済が正常化するまでの過渡期においては、直接税中心主義を緩和する、(二)固定資産差額税の納期につき考慮を加える、(三)附加価値税、固定資産税の実施を少くとも一年間位延期して、その間に根本的にこれを再吟味する——などを要望したい。

ドッジ氏再来日の目的は、マッカーサー元帥の依頼によつて二十五年予算の編成を検討することであつた。よつてドッジ氏は昭和二十五年一月から二十六年三月までの十五カ月予算を編成することになり、検討の結果、十一月十四日の閣議で、昭和二十四年度補正予算と、昭和二十五年予算の大綱を決定、補正予算は十二月一日国会で成立、二十五年予算は一月二十日国会に提出され、四月三日成立した。二十五年予算の特色は、前年度予算の精神をそのまま受けつぎ、総合予算における均衡堅持を狙いとし、しかも一般会計においては歳出規模が前年度の八九%にあたり、十数年ぶりに緊縮予算となつた。総合予算において千七百六十三億円の黒字となり、これによつて国債償還を中心に千三百七十三億円の債務償還が行われることとなつた。また補給金が大巾に削減され、前年度の約半額の九百億円に止まつた。——これらが二十五年予算の特色であつたが、要するに安定計画の長期化が一層はつきりしたわけであり、それだけに産業界に対しては相変らず苦難の道を辿ることが約束されたわけであつた。

しかも第四半期(昭和二十五年一月—三月)は財政の揚超期であり、九原則に基く徴税の厳格化はすでに予

想されるところであつた。蟻川中小企業庁長官は中小企業実態調査の発表に當つて、二十四年十一月末「三月ごろは納税期などの関係から経済難が深刻となり倒産が相当出るだろう」と述べ、三月危機を強調した。こうした状態において経済同友会は二十五年一月十三日の幹事会で「金融緩和措置を一一三月に集中せよ」という要望書を決定、再び政府および関係方面に訴えた。

この「要望」は「一一三月に約一千百億円の財政資金の吸上げ超過に直面し、他方企業の弾力性はすでに限界点にまで悪化しているので、このままに放置すれば経済破局に陥入る危険がある」という前提に立つて、次のような措置を一一三月に集中してとることを望んでいる。

一、一一三月の金融逼迫を克服するための最大の資金源である見返資金の運用について、(一)公私事業に対する直接投資を増大する、(二)見返資金への繰入額は直ちに普通銀行に対する指定預金として市中に還元、活用する、(三)国債償還にふり向けられる部分の見返資金を臨時的に過剰株式の調整のため放出する、などの措置をとる。

一、約二百五十億円にのぼる預金部資金の遊資を産業資金に還元するため、金融債、社債の保有、市中預託として活用すること。

一、日銀の民間貸出を円滑にするため、高率適用の緩和、社債、株式担保貸出の実施と輸入資金について買手なみの優遇措置を講ずること。

一、復金残余資金で保証貸出業務を営ましめるとともに、一一三月分回収分の市銀を通じての再放出を認める

こと。

一、その他納税融資の復活、政府支払の促進、産業復興公団による一時的な滞貨肩代りなどの応急措置を講ずること。

このような要望にも拘らず金詰り打開の措置はとられなかった。池田蔵相はじめ政策当局はドッジ政策の忠実な信奉者であつた。そのドッジ氏は十二月四日帰国にあたつて次のようなことをその声明の中で指摘していた。「ところで私が強調したいことがある。それは誰もこれ以上インフレの危険がすべて過ぎ去つたと確実にはいえないということである。実質的なインフレの要素はまだ潜在している。インフレは阻止された。しかしインフレは大衆の犠牲においてインフレから利を上げることを知つた人々の間に常に広い根を張り、しつようにインフレ継続のために闘うであらう。これらインフレ利得者は公私にわたる財政改革を阻止しようとして政府にたえず圧力を加え、また金融状態がより正常化されることに強力かつ声を大にして反対する。」

銀行家であるドッジ氏はその本来的な性格として産業の実態的な維持よりは、経済の貨幣的な安定をより強く願つたのであつた。それはまた富裕国においてこそ無修正に支持されるべき財政金融観であつて、日本のように、ひとたび基幹産業が崩壊すれば経済全般の破局を招くといった国柄にとつては余りにもオーソドックス的な考え方であつた。同友会が、ドッジ政策そのものに敬意を払いつつも、その運営面において猛烈に反発したの

は、こうした日本経済の本質に対する外来の政策当事者の認識不足を衝きたかつたからでもあつたのだ。しかも一方では池田蔵相は国会において「経済は安定した、現状をデフレと呼ぶのは、ためにするものの議論にほかならぬ」とか「中小企業の一部倒産はやむを得ない」などと、経済界の声には耳を傾けなかつたのである。

しかし経済の実態はいよいよ行詰りの様相を濃くし、政府としてもいつまでも事態を放置しておくことに自信を失つて来たのであろう。池田蔵相は四月二十五日羽田発渡米し米国政府およびドッジ氏との間に政策転換の打診を行つた。その時、経済同友会は「日本経済の現状と金融財政政策について」と題する意見書を、日本経済界の見解を明かにする参考資料として、池田蔵相に託した。これは同友会が何回となく要望し発表した考え方を一文にまとめたものであつた。池田蔵相は滞米約一カ月で五月二十四日帰国したが、ドッジ政策は変更されないことが明かになつた。当時のはやり言葉でいえば「みやげは何もなかつた」のである。「ドッジ・ライン堅持」の結論が出るや、すでに金融緩和政策の行詰りを痛感していた日銀は五月、総司令部の示唆に基いて、金融政策の転換を行つた。転換といつても経済界の定説となつていた緩める方への転換ではなくして、引締めの方への転換であつた。それは(一)商業手形再割基準を強化、優遇手形は厳選する、(二)工業手形を再割適格から除外してスタンブ手形として取扱う、(三)融資輪旋は必要やむを得ないもののみに限る、(四)無条件国債買上げオペレーションを停止するなど、それまでとられて来た緩和措置をほとんど停止しようとするものであつた。

この金融政策転換に接した経済同友会は、六月二日急ぎ対策を検討した結果「信用政策転換の是正を要望」という意見書を決定、日銀政策委ならびに関係方面に提出した。この要望は日銀の信用政策の転換に対して、正面

から勇敢に反対を表明したものであつて、その論拠は端的に言えば「財政資金運用の非を是正せずして金融面で措置するのは本末を誤つてゐる」というにある。

「要望」は先ず「日銀今次の信用政策転換は、わが経済の復興自立を阻害するところ少くない。しかもこれは金融のあるべき根本態度からしても、また金融技術の面から言つても承服し難い」として、次のような是正を望んでいる。

一、一定額の發券高、一定額の日銀の民間貸出残高、日銀よりの一定額の市銀借入残高を基準として、日銀の貸出を機械的に窮屈に制限しようとする傾向を排し、より伸縮性のある基準のもとで、資金使途の性質や健全性を睨んで貸出を吟味し、通貨を調整するという弾力性ある方法を堅持されたい。

一、日銀および市銀の業務内容が変態的となつたのは、財政資金の運用が適切でなくその市場還流が円滑に行われないことによるのであつて、その原因を除くことなく、独り日銀の金融業務のみでその正常復帰を望むことは本末転倒である。

一、日銀の信用収縮政策への転換は、金融界および事業界の混乱を招くことがないよう、必要な予告期間をもつて漸次行つてゆくようにすべきである。

一、融資斡旋や工業手形優遇の特別措置はこれが必要とする特殊事情があつてなされたのであり、その事情は依然として存在している。

「要望」は次に「理由」として、信用収縮政策の産業に与える影響、および政策の是正を必要とする理由を詳細

に説明している。

経済同友会はこのように強い要望をもつて日銀の政策に反発したのであつたが、それから約三週間ののち、昭和二十五年六月二十五日朝鮮動乱が勃発し、事態は一変したのであつた。

十、大塚万丈幹事を喪う

経済同友会発足以来、その育成発展に文字通り全力を傾けてきた大塚万丈幹事は、昭和二十五年三月八日ついに永眠した。

葬儀は三月十五日正午から青山斎場で神式により、日本特殊鋼管の社葬をもつて営まれた。生前とくにゆかりのあつた日本製鉄株式会社社長三鬼隆氏が葬儀委員長に、同友会代表幹事工藤昭四郎が副委員長になった。会葬者約三千名ののぼり、故人の遺徳がしのべれた。

工藤代表幹事からは次のような弔辞が捧げられた。

弔 辞

君過ぐる三月二日胆肝炎手術のあと、その経過の良好なるを聞き、速かなる全快を期待していた矢先、三月八日突如訃報に接して、事の意外に驚き、しばらくはほとんどそれを信ずることが出来なかつた程である。

憶えば、君は大正九年東京大学法学部を卒えて、財界に活躍せられること三十余年、その間、該博な知識と

豊富な経験と進歩的思想とをもつて、日本財界の第一線に立つて有力な指導者として、偉大なる足跡を印せられたのである。

特に戦後、焦土と化した荒廃の中に立上り、日本経済の再建と民主化を推進するため、同志とともに経済同友会の設立に参画し、昭和二十一年四月三十日これが発足に多大の貢献をせられ、翌二十二年には本会の代表幹事となり、本会今日の発展の礎石をつくられた功績については、常にわれわれが感銘しておるところである。

君はまた資性高潔にして温容の中に長者の威をそなえ、一度口を開けば理路整然、談論風発よく人を納得魅了し、その風格識見は全會員敬愛の的であつた。

惟うに、現下わが国の内外多事にして複雑を極め、いまだ前途の見透しも困難のとき、命なりとはいえ、いまこの時君を喪つたことは、独り経済同友会の損失のみでなく、邦家のためにも一大損失であり、まことに痛惜の極みである。

しかしながら、われわれ同志は君の遺業を継続して、日本経済再建のため邁進することを霊前に誓うものである。君またもつて瞑すべきである。

ここに経済同友会会員を代表し、謹んで燕辞をのべ弔意を表する次第である。

昭和二十五年三月十日

経済同友会

代表 工藤昭四郎

亡き大塚万丈の人となり、足跡は、この弔辞の中に、実に適確に表現されている。「該博な知識」「進歩的な思想」と言い、「資性高潔」「長者の風格」と言い、「理路整然」「談論風発」と言う、いずれもその言葉がそのまま当てはまっているといえる。まさに経済同友会の精神をそのまま体現したようなのが、大塚万丈という人間であった。

経済同友会会報の三月二十五日号は、故人の死を悼む特集号となつてゐる。葬儀の模様のほか、日本特殊鋼管専務杉原斐夫、日鉄企業整備部副長田坂輝敬、理研食糧工業専務伊藤友猪の各氏ら、故人生前の事業関係で親しい人々のほか、同友会関係では、諸井貫一、堀田庄三、永野重雄、東海林武雄、今里広記、郷司浩平、それに「一事務局員」氏も、追悼の文を寄せているが、これらいくつかの文章の中にも故人の面影がありありと浮んでいる。

先ず郷司浩平はこういう。

「大塚氏の死は涙を誘う死ではない、大切なものを落したように惜しまれる死である、私だけでない。『あと十年生かしておきたかつた』というのが、同友会同人の共通の感慨であると思う」――と。

同友会における大塚万丈は、『修正資本主義の大塚万丈』であつた。即ち郷司はいふ。

「同友会創立初期のころ、大塚氏は経営研究委員会の長として、有志とともにいわゆる修正資本主義の経営学的な研究をした。この当時の彼の勉強ぶりは大変なものであつた。研究成果は一書として刊行され財界、論壇にセンセーションをまき起した。」

そして同書のコピーは故人の遺骸とともに納棺されたのであつた。ところが世評はどうであつたか。

「この研究はしかし、論壇では高く評価されたが、財界ではどちらかといえば反対というよりも白眼視されたといつてもよからう。修正資本主義は、労働攻勢に押されて自信を失つたサラリーマン経営者の悲鳴である、との酷評すら出たほどである。——だが大塚氏を識るものは、この議論が決して迎合や一夜漬のつけ刃ではなく、彼の三十年の財界人生活から生まれた信念であることを信じている」（郷司）

「階級闘争を乗り越えた労使の世界、これは大塚氏の畢生の夢であつた。終戦直後の荒れに荒れた労使の抗争の最中に、私は数時間にわたつて彼の夢を聴いたことがある。彼の修正資本主義は、もとより試案の域を出ないであろう。だが彼の信念はただ一人孤星を守る境涯にあつても、いささかもたじろがなかつたに違いない。大塚氏の孤独感はこの辺から来ているものではあるまいか。いわば予言者の孤独である。世に容れらざる理想を抱いて、一人頑固に雪の山を登つて行く大塚氏の姿が、ほうふつとして臉に浮ぶのである」（郷司）

この「孤独」は、ある時代には経済同友会そのものの「孤独」ではなかつたか。——戦後混沌の中に「民主化」ののぼりを掲げて発足した当時の同友会は、やがて客観状況の変化によつて、財界のある層からは一種「財界における左翼グループ」的のものとして、いわば異端視されたこともあつた。やがて組織としての同友会自体は、ある種の「脱皮」によつて、大きく客観状況に棹さしていつたのであるが、当時の同友会意識を自身の信念と合致するものとして固く抱きつづけた大塚万丈その人は、郷司も指摘するように「唯一人孤星を守つた」のであつ

た。とはいふものの故人の信念であり、同友会発足の精神であつた「階級闘争を乗り越えた労使の世界」実現への努力は、時代の変転によつて形あるいは濃淡のちがひこそあれ、経済同友会固有の考え方としてつねに会のかかに底流して来ていることを見逃すことは出来ない。

大塚万丈は、当然のことながら、同友会を愛した。「彼が会の代表幹事をしていた時代の如きは、恐らく会社にいる時間よりも、同友会にいる時間の方が多かつたのではあるまいか」(郷司)——それだけに同友会からも愛された。「一事務局員」氏はこう書いている。

「荒廃化した日本経済建直しの先駆者として、東奔西走しておられた大塚さんは、ほとんど毎日といつてよいほど、必らず昼食時になると、エレベーターも動いていない工業倶楽部ビルの四階まで上つてきて、事務局で弁当箱を開かれたものであつた。事務局員の差出す番茶をおいしそうにすすりながら、談笑のうちに、事務局員の中味と同じような粗末な食事をとられたのである。今日なおその姿は目に浮ぶけれど、それはすでに大塚万丈の名が売り出されていた頃であつたのにも拘らず、大塚さんはいささかも高ぶるところなく、おごるところなく、みなと一しよに、当時の苦しい生活を乗りこえるため、ややもすれば虚無的になり易い若い人々を、励まされたのであつた。——同友会が大きくなるのと歩調を合わせて、大塚さんは財界の中心人物として、ますます有名になる一方であつた。それとともに忙しさはいよいよ加わつてきた。でも忙しい中の一ときをさいて、事務局に立ち寄られることは変らなかつた。大塚さんに親しみ、大塚さんを慕うのはむべなるかなだ。大塚さんの生きた姿は、再び事務局に現われないであらう。でも、事務局員一同のまぶたからは、事務局を心

から可愛がられた大塚さんの姿は消えないであろう。」

飾り気のないこの短い「思い出」の中に、大塚万丈の温い人間性の半面が描き出されている。——大塚万丈は孤独ではなかった。彼は「一人頑固に雪の山を登って行つた」けれども、その後姿は、明日を担う名もなき若い人々の、温い声援のまなざしによつて見送られていたのであつた。そしていつまでも見失われることがなかつたのである。

十一、「多数講和」の早期実現を要望

米国の対日単独講和体制促進は、昭和二十四年の暮ごろからいよいよ積極的になつて来た。同年十一月一日國務省は対日講和条約を起草中である旨を発表、十二月四日には國務省北東アジア局長は、日本占領政策は第三段階に入り、日本は講和条約を受入れる用意がある旨を声明した。明けて昭和二十五年四月六日國務省顧問に就任したダレス氏は「対日講和促進を積極的に考慮する」と言明した。

こうした米国の単独講和促進への動きが活発化するにつれて、日本の国内でも「単独講和か、全面講和か」の論がようやく高まつて来た。四月二十六日国会の野党外交対策協議会が「平和・永世中立・全面講和」を主張する共同声明を発表したのに対して、米政府は翌二十七日「基地設立反対は理想論に過ぎない」と反駁、単独講

和に対する決定的な意志表示を行つた。——二十四年秋中国革命が成功して新中国が誕生、極東における共產主義の勢力が飛躍的に増大したのに対応して、米国は日本を極東における防衛の第一線にしようとの方針を固め、その線にそつて沖繩の強化、日本の軍事基地化を具体化するため、米国軍部の極東往来が頻繁であつたが、前記の野党共同声明はこうした米国の方針に反対したものであつた。

このような複雑な状態に経済同友会は四月十三日丸の内日本工業倶楽部で、第四回通常総会を開いた。この総会における中心議題は「講和会議に対する要望」であり、酒井喜四幹事の提案理由説明ののち採択、連合国最高司令官、対日理事会議長、衆参両院議長、総理大臣など関係方面に要望書を手交した。

「要望」の骨子は次の通りである。

一、出来るだけ多数の国による平和条約の締結によつて、世界各国との平和関係の速かなる回復を懇請する。

一、経済非軍事化の範圍を、直接戦争に役立つ兵器産業に限り、その他の産業に関しては制限を設けないこと。

一、賠償はすでに撤去せる施設にこれを止め、賠償指定を解除し、かつ新なる賠償を課さないこと。

一、邦人の在外私有財産は、日本から分離さるべき地域におけるものも含め、国際法の原則に基いて公正に処理すべきこと。

一、一般通商航海については、無条件最惠国待遇および内国民待遇を与えられるべきこと。

一、海運の保有総トン数、個々の船舶トン数、船型、速度その他の制限を設けないこと。

- 一、郵便、商業その他の平和的目的を有する航空事業を認めるべきこと。
- 一、公海における漁業については各国と均等なる機会を与えるべきこと。
- 一、国際連合およびその専門機関その他の国際組織への加盟を支持されたきこと。
- 一、右の外日本が民主的平和国家として自立をするために障害となるような一切の制約を設けないこと。

この要望を決議するとともに、昭和二十五年度の活動および運用方針が決定された。活動方針は次のようであるが、講和条約締結を前に経済自立体制の整備に強い決意を持つていることがうかがわれる。

- 一、世界経済社会への復帰態勢は、わが国企業が国際水準の上に立つ自立採算の強化を促すにあり、これがためには科学的経営の確立、企業の実力培養を急務とする。この目標のもとに企業の実態をつかむとともに、経営内部の諸問題を深く掘り下げ、その向上改善に資すべく、相互に啓発しあう。

一、わが企業経営は長期にわたる経済統制の結果、民間企業としての性格と機能が損われているから、この弊を改め経済界本来の姿をとりもどすとともに経営の近代化を確立するために必要な研究、調査を行い、その積極的普及に乗り出す。

- 一、国際政局の緊迫下、ならびに対日講和会議接近の状況下において、日本経済の自主性回復とその平和的發展を期し、広く財界の世論喚起に努める。

一、日本経済早期自立化のための諸条件を研究し推進する。

一、資本の再蓄積をどうして実現すべきかを経営の立場から研究し、その具体化を期する。

この活動方針の中心をなすものは、さきに指摘したように、講和体制下における経済自立の達成に寄与しようとする点にあるが、さらに企業経営そのものの近代化ないしは充実に特別の関心を抱いていることも、この年にはじめて出て来た特色ある方針である。これは米国の経営者団体であるA M Aとの提携によつて、その行き方から学ぶところがあつたものというべく、さらにこの行き方が、やがて「生産性向上」運動に発展してゆく原動力となつたのだとみてよからう。

この総会において総司令部公正取引実施部長ウェルシュ氏は「経済団体の今日の任務」と題して講演を行つたが、その中で同氏は、「事業経営の科学的管理についての教育的計画を持つべきである」と強調したのは、同友会の活動方針における一つの中心と照応するものであり、注目すべきである。

なお代表幹事として浅尾新市、工藤昭四郎の両幹事が選ばれた。

五月十九日、二十五年第一回幹事会が開かれ、次の役員を決定した。

財務委員 秋葉武定、今里広記、小林中、東海林武雄

部会長 Ⅱ（金融）堀田庄三、（労働）水野成夫、（経営）安藤清太郎、（通商）高見重義、（生産）酒井喜四、

（技術）加藤威夫、（経済政策審議会）永野重雄、（時事研究会）松本幹一郎、（食糧研究会）正田英三郎、（海運研究会）一井保造

渉外委員 Ⅱ 塩原禎三、山田忠義

常任幹事 Ⅱ 郷司浩平

選挙管理委員 Ⅱ 井上薫、大岡富太郎、熊田克郎、首藤清、新田義実

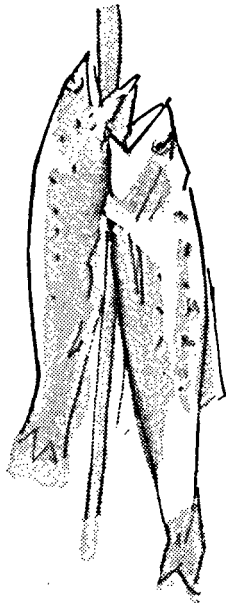
なお運営委員会は、代表幹事、前、元幹事、部会長（安藤、酒井、高見、水野各幹事）財務委員、渉外委員、会計幹事代表（竹内幹事）、特に代表幹事が必要と認めた幹事（川北、桜田各幹事）、常任幹事で構成することにした。また常任幹事制はこの幹事会で新設されたものであり、代表幹事を常時補佐し代表幹事事故あるときは、幹事会および運営委員会の議長を代行することになっている。

講和会議に対する同友会の要望は四月二十三日のニューヨーク・タイムズによつて報道された。同紙は「非公式とはいえ日本産業において最有力なる金融、生産、商業各部門の経営者一千余名を会員とする同会の意見は、日本人の思想に重大な影響を与えるものとみられ、また吉田内閣にもこの意見は受け入れられるであろう」との前提から、要望の概略を述べている。経済団体の決議が外国一流紙に報ぜられたのははじめてのことであり、これはひとえに平素の渉外活動のもたらしたものといえよう。

また提携団体であるA M Aからは、同友会が送つた要望に対する回答として、「平和なくして経営者のみならず、如何なる機能といえども永続するものではない。そのため日本国民が平和的経済に心を傾け、建設的な前進を要望されたことを喜ぶ」旨の書簡が、会長ローレンス・アプリー氏から工藤代表幹事宛もたらされた。

六月二十一日ダレス國務省顧問は極東視察の途中、日本に立寄つたが、同友会は総会決議である講和会議に対

する要望とともに招待状を届けたところ、六月二十三日ダレス顧問から工藤代表幹事宛「経済同友会の意見書を拝読、これを高く評価する」との書面が届けられ、また二十八日付、シーボルト公使から「多忙のため同友会の招待に応じられなかったことは残念である」とのダレス氏からの伝言が寄せられた。経済同友会はこうして立派な民間外交の役割を果たしつつあったのである。



第八章 朝鮮動乱ブームの時代

一、デフレ政策の轉換を要望

朝鮮動亂の勃発は、それまでのデフレ的基調を一変させた。動亂そのものによる特需の発生のほか、世界的な軍拡体制が積極化するにつれて、世界市場は買手市場から売手に有利な市場となり、輸出も伸長した。それに応じて生産の増大、企業収益の好転、ひいては投資活動の活発化が招来された。同時に物価水準も上向の傾向に転じた。かくて経済基調はドッジ・ライン推進下のデフレの様相から一変して景氣上昇の過程を辿りはじめた。

先ず特需は、事變勃発の当初は緊急補給物資が主であつたが、七月中旬ごろから、朝鮮向けの戰略救援物資、日本国内での連合軍の基地建設工事、これらに伴う勞務供給、用船と鉄道の利用、特需物資生産に伴う電力の需要——というふうに、かなり継続的な性格を持ち、また範圍も広くなつていつた。八月中旬国連軍の反攻開始と同時に特需はさらに一段と活発になり、トラック、機関車、線路資材、ドラム罐など週平均千四百万ドルに達し、この状態が十月初まで続いた。その後戦局に應じて特需の推移も一高一低があつたが、二十六年四月までの特需累計額（通産省発表）は三億二千万ドルに達した。

一方輸出はどうであつたか。動亂前、即ち昭和二十五年の前半には五千万ドル平均の輸出規模であつたのが、同年後半においては七―九月の七千万ドル平均から十―十二月の九千五百万ドル平均に増大した。二十五年上期の輸出は三億二千三百万ドルであつたのに対して下期には四億五千七百万ドル（いずれも経済科学局統計）とな

つた。一方輸入は、二十五年上期の八千万ドル平均から七―九月は七千万ドル平均に落ち、十―十二月には九千二百万ドルに上つたが、輸出の伸びには及ばなかつた。輸出・特需の伸びた半面、輸入が不振となつたため外貨手持は増大し、二十五年下期に二億六千六百万ドルを追加して、二十五年末の手持高は五億二千五百万ドルに達した。

工業生産の上昇も顕著であつた。総司令部作製の鉱工業生産指数（昭和七―十一年Ⅱ一〇〇）によると、二十五年四―六月の九一・三から七―九月には九六・四と伸び、さらに十―十二月は大巾に上昇して基準年次の水準を上回り、一一・九となつた。業種では機械、金属の伸びが特に目立っている。このような鉱工業生産の増大は、動乱以前においては、コスト切下げのために実需を無視し滞貨金融に支えられた増産であつたが、動乱後においては実需に追いかけての増産であり、経済規模の拡大を示すものであつた。

このような生産の急激な増大は、基礎資材の不足をもたらし、さらにそれらの価格の上昇を招いたので輸入の促進が経済界の課題となつて来た。

こうした状況にあつて経済同友会は、輸入促進を中心とする要望書を、七月と九月と相次いで二回発表し、政府当局の政策転換を訴えた。第一回の要望は「輸入促進、時局金融措置を要望す」と題し七月十五日に行われ、動乱後における経済基調の変化に伴い、物資の不足、資金需要の繁忙が著しくなつたので、その対応策を迫つたものであつた。

「要望」は「朝鮮事変勃発ならびに今日までの推移によつて、わが経済環境は激変し、これに適應するために

は、これまでの財政經濟政策を大巾に再検討する必要に現実に迫られている」と前提し、緊急を要する金融措置として次のような諸点を要望している。

一、余裕外貨資金を活用して、必要物資の輸入を促進すること。物資としては製鉄原料、纖維原料、化学原料等わが国に乏しい原料、および特に需給不均衡の甚しいものを主とする。

一、特需に対する所要円資金の調達を緊急に円滑化すること。特需はドルで決済される一種の輸出であるから、不健全なインフレ要因ではない。しかし現在代金受領までのつなぎ円資金が不足であるから、特殊の日銀融資によつて円滑にされたい。

一、調達庁その他政府支払につき前払制度を至急復活すること。

一、時局に基く金融繁忙化に鑑み、その緩和策を早急にとること。即ち見返資金、預金部資金の運用、復金の過剰回収資金の活用、肥料その他公団廃止に伴う金融措置を至急にとられたい。

一、日銀金融と財政資金運用との両政策の間に総合統一性を欠き、金融の二元化を招いているから、これを早急に調整一元化すること。

第二回目の要望は九月三日に発表された「重要物資の緊急輸入対策を急げ」と題するものであった。前回のがむしる金融措置を中心とし、それだけにデフレ的政策の行過ぎの回避という年来の要望の線をさらに新段階において強調したという感じが強かつたが、今回の輸入促進のみを強力に主張したものであり、動乱後の經濟変調

から直かに生れて来た要望であつた。

即ち「朝鮮事変勃発前後から、国際貿易市場は買手市場から売手市場に転換をとげつつあり、この結果重要物資の輸入は必らずしも楽観を許さぬ兆候が漸次現われて来た。かかる状況のもとで、日本経済の自立上、必要かつ急を要する重要物資の輸入を促進するためには貿易政策の一大転換を必要とする」とて、根本においては政府の貿易に対する干渉を後退させて「能率的な民間貿易」の実現を要望している。そして具体的には次のような施策を望んでいる。

一、主要市場における諸出先機関の速かな実現。即ち貿易商社の海外支店設置を重要輸入物資生産国に認め、商業活動を十分に営めるようにすること。銀行および海運会社の支店設置、日本政府在外事務所を設置も速かに承認されたい。

一、輸入円資金の不足を打開するため、外国為替管理委員会案によるユーザンス制度（外貨貸付制度）の早急実施、買手に対する日銀の優遇措置を実現されたい。

一、重要物資の輸入を促進するため、自動承認制の適用品目、地域の拡張ならびに金額の増大を図るなど、これを積極的に活用されたい。

一、輸入品目の重要度に応じて予算外貨の使用に対し弾力性を認めるなど外貨割当を合理化されたい。

一、バーター方式で取引する非協定国から重要物資を緊急輸入する場合、その方式にとらわれず、輸入と輸出を各別個に行いうる除外例を設けられたい。

このような緊急的な施策の要望とは別に、経済同友会は、八月九日「朝鮮事変に対する我等の態度」と題して、広い立場から、政府ならびに連合軍総司令部に大きく呼びかけた。内容は次の通りである。

「民主主義の擁護と世界平和の確立を念願する我等は、今次朝鮮事変に関する国際連合の決議を支持し、かつ我国が現在おかれている立場において、能う限り国際連合に協力することをここに表明する。

しかして朝鮮事変以来急変せる国際環境と日本の地位とに鑑み、連合国多数との間に、講和条約が締結せられ、連合国とわが国との平和的国交が一日も早く回復せられることは、この際世界の平和と秩序の保持のため最も望ましく、また事変前に比べて、その可能性はるかに成熟していると考える。われらはその速かなる実現を切望してやまない。

さらにまたこのような内外諸条件の転換は一般的講和条約の締結に先立ち、わが内政の自立化を断行する好個の機会を与えていると思われる。

われらの見解をもつてすれば、今日内政の委譲は、連合国の利益と占領目的に合致するとともに、満五カ年にわたる占領政策の成功に基く国内政治、経済の安定と日本国民の自律性の回復によつて、日本政府は内政を自主的に処理するに足る実力を十分に具備するにいたつたことを確信するのである。

かくてこの際連合軍総司令部は、相互の善意と信頼とに基いて、軍事上の特殊の事項を除き、占領政策の大綱を掌握するに止め、内政運営の企画、施行、監督は、これを日本政府に委譲する英断に出られんことを懇請する。」

この意見書は、朝鮮事変を契機として、一層対日政策を積極化して来た米国の態度を正面から受けとめ、内政運営についての実際上の権限を日本政府に譲ることを要望したもので、高度の政治性に立脚したものだといえよう。

二、三度来日のドッジ氏に提言

「朝鮮動乱ブーム」は特需の発生、輸出の増大によつて、沈滞したわが経済に異常な活気を注入することとなつた。しかし一面、世界的な物資の買付競争、供給国における売惜しみなどによつて輸入が思うに任せずいわゆる「輸出インフレ」が生じたこと、および輸入資金の円滑化のためにとられた外貨貸付制度（いわゆる日銀ユーザンス制）の高度活用による円資金のダブつきなどが作用して、物価水準は漸次上昇し、ようやくインフレ的傾向が顕著になつて来た。

いまこの間の事情を概略述べてみると——先ず物価は、経済審議庁調べの週間卸売物価指数（昭和二十五年六月二十四日＝一〇〇）で、七月二十二日＝一〇五・二、八月二十六日＝一二二・五、九月二十三日＝一一七・五、十月三十一日＝一二一・九、十一月二十五日＝一二七・七と急激に上昇した。日銀の東京卸売物価指数（昭和九—十一年平均＝一一）によれば、二十五年四—六月の二二・八が、七—九月には二五・二となり、十—十二月にはさらに上つて二七・五となつている。しかもこれは生産財の急騰による物価水準の上昇であつて、消費財はこの期

間中「微騰」の程度であつた。結局、動乱ブームによる生産財の需給不均衡が物価騰貴をおつたわけである。

そこで、特需や輸出増大に應ずるための原材料手当の必要、ひいては世界的原料買漁り傾向に対する即応策、さらに物価騰貴の抑制など、各種の目的が重なりあつて、輸入の促進が叫ばれることになつた。経済同友会の前記要望もその一環をなすものであつた。こうした経済界の強い要請にこたえ、政府は輸入促進措置をとつた。その主なものは先ず二十五年八月八日から輸入貿易管理令の一部改正として公布実施された「輸入自動承認制」である。これは品目を限つて、ある予算のワク内までは輸入を自動的に認めようとするものであつた。その他輸入促進のために、繰上げ輸入に伴う外貨予算の増額（八月）、一部バーター取引の削減と現金ドルないしはポンドによる買付の増大（メキシコ、エジプトなど非協定国から棉花を輸入する場合、従来はバーターでしか出来なかつたのをポンド現金で輸入できることとした。またカナダからのドル現金によるレーヨン・パルプ輸入もこれに準じた。いずれも十月に実施）などの措置をとつた。これはいずれも経済同友会の要望の線と相応する措置であつた。

このように輸入促進措置がとられたけれども、これに伴う輸入円金融が不十分であつたために輸入はなお円滑にはいかなかつた。輸入業者は七―九月外貨予算自動承認制にもとづく信用状発行期が近づいても輸入資金の手当がつかないといった状態になつて来た。そこで考え出されたのがいわゆる日銀ユーザンス（外貨貸付制度）であつた。これは九月十九日決定して二十五日から実施された。これは輸入業者が信用状を開設、すれば日銀が為替銀行に対して必要な外貨を貸付ける、そのために必要な外貨は日銀が外為委員会から買う、その際の金利は特

別に安い金利を適用する——というやり方であり、これによると、(一)円を用いずして外貨を手に入れることが出来る、(二)外為会計の円資金が豊富になり、輸出手形の買取りがやり易くなる、(三)特別安い金利を適用したので金利の国際的割高がかなり是正される、(四)円ではなく外貨を借りるのであるから市銀の日銀からの借入金増大が帳簿の表面には現われない——などの利点があつた。

とにかくこの制度の実施によつて輸入は大いに促進された。日銀の為替銀行に対する外貨貸付は、十二月一日現在円換算で一千八十四億円(約三億ドル)となり、また輸入額は七、八月の六千万ドル台から九、十一月には七千万ドル台に伸び、さらに十二月には九千九百六十万ドルとなつた。また二十六年一月には一億二千五十五万ドルと激増した。

このように輸入は促進され、原材料不足はかなり緩和された。しかし輸出インフレを輸入によつて抑えるという面での目的は、この日銀ユーザンス制のために達することは出来なかつた。なぜならば輸入のデフレ作用は、円資金によつて輸入のための外貨を買つてこそはじめて生ずるのであるが、その円資金を要せずして外貨を手に入れることが出来たのであるから、円の収縮作用は行われなかつたのである。製品輸出による外貨を売つて得られた円資金はそのまま流通し放しであり、原料輸入のための外貨を買うために吸収されるということがなかつたわけである。

従つて日銀券の発行高は増勢を辿り、昭和二十五年の四―六月ごろは三千百億円台であつたのが、十月には三千四百億円、十一月には三千五百億円、十二月には四千二百億円台となつた。そしてこうした通貨の増発は、国

際物価の騰貴の反映と相まつて、国内の物価高を促進していったのである。

このような状況が進行している最中、二十五年十月七日、ドッジ氏は三たび来日、次のような声明を發した。
「日本は現在朝鮮動乱のための直接買付けにより予想外の、しかも相当量の外貨獲得の恩恵に与かつている。この思いがけない幸運は輸出貿易の正常な拡大によつてもたらされたものではない。また日本にとつては歓迎すべき刺激剤となるものではあるが、同時に異例的、臨時的のものであり、かつ限度のあるものであることを認識せねばならない。またこれらの利得は、浪費したり、日本全体の将来に影響を持つような基本問題に対する最後の回答にはほとんど貢獻しないような他の要請のために、費消されるようなことがあつてはならない。はつきりしていることは、現在が増大しつつある世界物価の危険なインフレと外国為替問題を緩和するような急激なドル貨の流入に迷わされるときではないということである。」

またドッジ氏は「さらに現在は産業改善、能率化、生産力拡充などに対する努力を緩めるべき時期ではなく、むしろこの種の努力を最大限にし、強力な競争力を打ちたてるとともに、日本の政治的独立にとり根本的に必要な経済自立という終局目標を達成すべき時である」ともいつた。

これより先、経済同友会は、ドッジ氏の来訪を前にして十月三日池田蔵相を招き、財政金融問題について懇談、さらにかねて準備中の現状に対する同友会の見解をまとめ、これを六日の幹事会で採択のうえ「経済の現状

に対する我々の見解と要望」として発表し、翌七日ドッジ氏のもとに提出した。

この「見解」は新しい経済基調に即応する積極的な経済政策を展開することを根本の狙いとしているが、その骨子は次のようである。

即ち「見解」は「朝鮮動乱を契機とする新事態そのものは、根本においてわが経済の健全化を飛躍的に促進し、従来の悪性インフレ的危険の残滓を完全に払拭する作用をなす性格のものであつて、決して悪性インフレを激成する作用をなすものではない」とし、しかも新事態は日本経済の自立態勢を実現するための絶好の条件を提示しているのであるから、この際「わが財政金融政策の根本眼目は、従来のようなインフレ収束中心の政策から脱けだし、経済自立を急速に達成するよう資金力を最高度に活用することに主力を注ぐにある」と強調している。「見解」はさらに具体的に立ちいつて、大体次の立場からその主張の裏づけを行つてゐる。

一、日本経済自立の急務化と、財政金融に対する要請
極東の平和維持と日本経済の自給力確保の必要から、わが生産力の一層の整備が要請されているが、一方わが生産設備はいまや更新、補修、近代化等の合理化を急務とされ、従つてそのためにわが資金力を最高度に活用することが望まれる。

一、現在のわが国に、悪性インフレの危険が果してあるか
わが経済はドッジ方式により竹馬経済は大体一掃されてインフレ克服に成功している。動乱後の物価騰貴は国際物価の昂騰を反映しているものであつて、特にインフレ防止策を必要とするほどのものではない。むしろ動乱後の新事態によつて過少生産に基くインフレの根因が解消されたのであるから、この際この悪性インフレ克服の仕上げを行うため、金融・財政上の積

極策を大胆にとるべきである。

一、金融現象の好ましからぬ外形とその意味Ⅱ通貨量の増大は、動乱以後における物価水準の上昇、生産の増大、取引の活発化によるものであり、むしろ過少でこそあれ、これを抑圧する必要はない。また日銀貸出の増大は財政資金の遊休滞留に基きその穴埋めが日銀信用の膨脹となつていたのであつて、財政面でその放出を図れば日銀貸出は著減するわけである。

一、現下の金融財政政策に対する我々の要望Ⅱ(一)わが経済はインフレ収束の完成せる段階に転入しているのであるから、通貨の供給、信用供与において積極的政策をとられたい。(二)動乱直後の思惑人氣はしずまつたから警戒的金融引締め政策は解かれたい。(三)見返資金の全量を設備資金、合理化資金として急速に活用されたい。(四)預金部資金は本来民間資金であるから、これを民間に還元されたい。(五)見返資金、預金部資金をもつて糧券を賄う措置を全廃し、その資金を長期資金に運用されたい。(六)オーバー・ローン、日銀貸出の増大などの外形を是正するために行きすぎた抑圧措置をとるべきではない。

経済同友会の意見は極めて積極的であつた。消極的な安定方式から積極的な安定方策への転換を強く迫つたのである。

一方ドッジ氏はどういう考えであつたか。そして何をなしたか。——結論をさきにいえば、基調としてはいわゆるドッジ・ライン、即ち財政の均衡を維持するという線は貫かれていたとはいえ、動乱後の新しい経済環境を

も考慮に入れて、財政資金の活用と長期資金の調達については、かなり積極的な措置が講ぜられた。いわゆる「新構想」である。即ちドッジ氏は昭和二十五年度補正予算と昭和二十六年予算において、見返資金による私企業投資の拡大、輸出銀行および開發銀行の創設、資金運用部の新設とこれによる金融債の引受けを認めることとした。また政策的な債務償還もやめた。こうして財政は超均衡から均衡へと緩和された。なお輸出銀行は二十六年二月、開發銀行は同年五月から業務を開始した。輸銀は運転資金百四十億円、開銀は設備資金百五十億円の供給が予定されていた。

韓国再建に協力を決議

——第三回全国大会を開く——

經濟同友会の第三回全国大会は、昭和二十五年十一月十八日京都洛陽ホテルで開かれた。東海を除く全国各地区の同友会からも馳せ参じて出席者総勢百六十名に達し、同友会の発展ぶりを示した。主催地京都同友会の森下弘代表幹事が開会の辞を述べ、次いで東京の工藤昭四郎、関西の大原総一郎の両代表幹事が議長に選ばれた。

先ず十月十三日の追放解除によつて暗れの身になった金井寛人（東京）、坂内義雄（京都）、中川路貞治（大阪）、牛尾健治（神戸）の四会員に祝意を表したのち、嵯川京都府知事、高山京都市長、中野京都商工会議所会頭の挨拶があり、次いで各地同友会の活動報告が行われ午後から議事に入った。この日採択された議案は次の諸

項目であるが、朝鮮事変を契機として展開されつつあつた世界政治、世界經濟の活潑な動きを反映して、頗る國際性を帯びていたのが特色であつた。

一、韓國經濟再建協力に関する決議（經濟同友会提案）

これは朝鮮事変に伴い韓國が苦難の状態にあることに同情を寄せるとともに、再建に対する經濟的協力を呼びかけたもので次の内容を持つていた。

「隣國の不幸なる動亂は、國連警察軍の機宜を得たる出動によつて、早くも韓國の大半の治安を回復するにいたつた。國境周辺の事態は必ずしも樂觀を許さない状態にあるとはいへ、いまや韓國においては、作戰と同時に、破壊された産業を復興し、窮迫せる民生の救済、安定を図るべき段階を迎えつつある。

日本經濟は動亂發生以來、占領下にある制約の限度において、國連軍に對し最大の協力を惜しまなかつたが、いままた韓國經濟の再建に際して、善隣と互助の精神に基く對等の立場において、衷心よりこれに協力せんとするものである。」

二、食糧対策に関する意見（關西經濟同友会提案）

食生活の合理化、主食糧の増産、保存食加工の改善強化などにより、主食糧の輸入を節減し、外貨を必要資材の輸入に充当すべきだという趣旨。

三、ブレトン・ウッズ機構加盟促進に関する要望（關西經濟同友会提案）

講和締結を前にして、國際經濟社会に復歸するため、國際通貨基金および國際復興開發銀行加盟の具體的準

備を進め、一九五一年中に加盟を実現するように要望したものを。

四、長期金融機関設置に関する要望（関西経済同友会提案）

日本経済復興、産業自立のため、見返資金や預金部資金、復金回収金をもとに長期金融機関を設置すべしとするもの。

五、電気事業再編成に関する要望（九州経済同友会提案）

電気事業再編成に当つて、予想される地域別分断が実現される際には、料金の地域差がより拡大されることのないよう配慮するとともに、電力の地域間疎通を図り、また電源開発を強力に推進することを要望したもの。

六、資本蓄積非常措置の要望（経済同友会提案）

この「要望」は、さきに二十五年十月六日に発表された「経済の現状に対する我々の見解と要望」という意見書を出発点として、さらに積極的に資本蓄積の必要とその具体策を打ちだしたもので、とくに後段の、「所与の資金を最効率的に利用する措置についての要望」における長期資金および運転資金の活用についての方策は、前記の要望をそのまま受けついだものと見てよい。従つて新しい要望の特色は前段の「向う三カ年を限り資本蓄積第一主義の非常特別措置を要望する」にある。即ちこの要望では「朝鮮動乱以降における内外の新事態は、わが経済を従来のインフレ収束第一主義の段階から、進んで資本蓄積第一主義の段階に転入せしめた」と、大胆に規定し、さらにわが国経済の最大弱点は「資本の窮乏」にあるが、いまや動乱を契機として資本蓄

積を実現し得る条件に恵まれるにいたつたから、この際「ひとまず向う三カ年をもつて資本蓄積の非常措置時代とみなし、必要なる臨時立法の措置を講じ、もつて資本蓄積目的を他の施策に優先せしめる総合的の一大非常施策を講ずべきこと」を提唱している。そしてその具体策として大要次のようにあげている。

(一) 資本の民間蓄積を推進する措置 Ⅱ 従来の資本蓄積は対日援助見返資金と租税のため蓄積余力を失い、民間に残つた資本蓄積はいうに足りなかつた。そこでこの際「蓄積は主として民間における資本蓄積にまつ」との根本方針のもとに、①大巾の減税、②超均衡予算の中止、③消費税の復活、増徴、④国民貯蓄の確保——などの措置をとる。

(二) 税制上から資本蓄積を促進すること Ⅱ 大衆に対する貯蓄奨励の一大運動を展開し、この際大衆的特殊積立金制度を設けこれを納税、病氣、死亡、出産、入学など一定目的以外には引出し得ないものとし、一定限度の積立に対しては課税の対象としないようにする。その他企業に対しては特別償却、耐用年限の短縮、積立金課税の廃止など一連の税制上の措置を講ずる。また預金についても貯蓄の名寄せなどを廃止するほか長期預金を課税上優遇する。

(三) 資本市場の育成、強化措置をとること Ⅱ 株式および社債の発行機関を充実するため、証券会社の機能を、証券の引受発行と売買その他に分化し、とくに引受機関を強化するためその所要資金は見返資金等から特別融資する。銀行の株式担保貸出を活発化し、また日銀は優良株式を見返担保とする。その他株式譲渡税の廃止、株式市場における清算取引の実施、社債取引市場の再開などを実現すること。

七、グレイ報告に関する意見（経済同友会提案）

朝鮮動乱発生を契機としてアメリカは国防経済に急旋回し、トルーマン大統領は七月十九日の議会にあてた特別教書で「今後朝鮮における事態に対処するだけでなく、自由な世界の共同防衛を強化するため、アメリカはその軍事力増強を要求されている」ことを明かにした。そのため国内的には軍備の充実、軍需資材の増加、軍需品生産能力の急速な拡大など経済体制の再編成に踏み出すとともに、対外経済政策においても大きな転換をみた。その対外経済政策の転換を勧告したのが二十五年十一月十日発表された大統領特別顧問グレイ氏の報告であつた。この報告は「我々はいまや対外経済関係の新段階に入つた。アメリカならびにその他自由諸国は現在防衛力を迅速に建設する必要に迫られている。これは米国防経済資源上の転換を必要とし、漸次回復しつつある他の諸国の経済に新たな負担をかけるものである。米国の対外政策はこれらの新負担とにらみ合わせて調整されねばならぬ」とし、西欧援助、未開発地域援助、供給不足物資の調達などの方針を明かにしている。

この報告書発表から一週間のうちに開かれた経済同友会の全国大会は、この大きな動きを周到にとりあげ、見解を明かにしたのであつた。そして「意見」は新しい状況下において次の諸点を要望した。

(一) 明年度において米国の対日援助が打切られるとすれば、輸出品の原料を海外に依存する日本としては、例えば二億ドルの援助資金をカバーするために、新に五億ドル以上の追加輸出を必要とする実情にあり、現下内外の経済事情からみて、原料輸入の確保、輸出市場の獲得、国内電力の制約等の点に少からぬ不安がある。これらの点について特別の施策が講ぜられねば、国民生活水準の低下は不可避である。

(二) この場合、輸出入市場の確保とともに、従来の対日援助資金に代つて、米国政府または輸出入銀行等による長期クレデットの供与が要請される。

(三) もし対日援助を打切るとすれば、現在日本が負担している「終戦処理費」も同時に打切らるべきである。

(四) 未開発資源の開発中、東亜諸地域の開発は、その実施計画に日本人を参加せしめ、あるいは形式の如何を問わず、日本側の意見をきくことが、目的を有効に達成するために役立つことを確信する。

八、組織の整備について（経済同友会提案）

経済同友会はいまや全国重要都市の経済界指導者を会員とする有力団体であり、全国各地の同友会が歩調をあわせ組織の整備強化につき研究すべき段階に來た。よつて各地同友会は一名の組織委員をあげて研究に着手し、二十六年四月の定時總會で検討の上、第四回全国大会に付議することを提案したもの。

九、道義昂揚に関する決議（MRA出席者一同提案）

終戦後の混乱期を脱して経済は復興して來たが、経済界はじめ一般社会の道義は低下し憂うべき状態にあり、これは「従業員規律の弛緩、製品の良心的生産の欠如、民主主義をはきちがえた労使関係の混乱」などとなつて現われている。こういう状態ではどんな社会政策、経済政策を施しても逆効果ないしは副作用を避けるれない——という立場から「経営者自らが内省一番、道義的自覚に徹し、互に相戒め、率先垂範の実を示すと同時に、これを広く社会一般に呼びかける」ことを提唱したものであり、湯浅佑一幹事が提案理由を説明、岩井雄二郎幹事（いずれも関西）が賛成意見を述べて採択された。

この一連の議案を見て感じられることは、同友会が時代の動きをつねに正視し、それに即応した態度を力強く持しているということである。即ち、次の諸点が指摘される。

一、国際状況の推移を敏感に察知し、周到な意見を述べたこと（韓国再建協力決議、およびグレイ報告に関する意見）

二、国際経済的視野に立つて、日本経済の伸びる方向をつかんでいること（右二つの意見ならびにブレトン・ウッズ機構加盟促進に関する要望）

三、国内の経済体制確立に強い熱意を持ち、具体策をもつてこれに臨んでいること（資本蓄積非常措置の要望、長期金融機関設置要望）

四、特殊の経済問題についても日常の研究を怠らず、臨機に意見を出し得ること（食糧対策に関する意見、電気事業再編成に関する要望）

五、経済を人間的関係においてもとらえ、とくに労使関係について独自の見解を持っていること（道義昂揚に関する決議）

六、つねに経営者自らも反省するという真面目な態度を持っていること（右の決議）

七、会勢の充実に応じて、組織問題を周到に再検討し、その活動力の向上を念願していること、とくに「全国組織」としての同友会を明確に意識したこと（組織の整備強化についての提案）

第三回全国大会の諸決議のうち「資本蓄積非常措置の要望」については、連合軍總司令部外交局財務官W・ディール氏から工藤代表幹事あて回答があり、要望の趣旨がきびしく批判された。

ディール氏の意見によると——同友会決議が指摘した「インフレは現在十分コントロールされていると言いつており、物価はこの新しい需要を反映している。国内的にみても、二十六年度予算における七百億円の減税は国民の購買力を増すであろうし、予定される官吏の俸給引上げや、すでに行われた米価の一割値上げなど、調節困難な有力なインフレ要素が潜在している。また二十五年年度予算でも相当な減税が行われたが、この減税によつてそれだけ資本の蓄積が行われたという事実を示す調査をみたことがない、日本国民は自ら賄うことのできないような水準で支出しているのだ。——このように指摘したのちディール氏は「日本では年に何千億円という金が煙草・酒・賭博および女に使われていると同時に、この奢侈的な消費に奉仕するための諸施設の建造に巨額の金がかきこまれている」と手きびしく述べ「結局資本は、日常の消費により多く支出しようとする経済を、耐え難いまでの犠牲を払つて切りつめる以外には、とうてい造り出し得ないのである」と結んでいる。

このようなディール氏の批判には耳を傾けるべきものが含まれているし、むしろ事態を正面からみた正しい意見である。しかしこれは要するに富裕な国の人が、いささかの不健全さをもきらつて、できるだけ事態を正常化してこうとする立場からの批判である。ところが同友会の決議をも含めて、当時の日本の経済界の気持としては、多少の不健全さは承知のうえで、何よりも将来の発展に望みを託して、いまこの段階で設備を合理化し、蓄

積を充実してゆかねばならぬといった差し迫った感じを持つていたのである。資源に乏しい蓄積の少ない日本経済が伸びるためには、「きれいごと」ばかりではすまされないのである。

四、「非常対策委員会」の設置

朝鮮事変が進展し、中共義勇軍が戦線に繰り出されて来るや、米国としても本腰を入れてこれに対抗せざるを得なくなつた。これに応じて経済の準戦時体制への再編成が着々と進められた。さき一九五〇年（昭和二十五年）九月国防生産法が成立し、これによつて大統領は、軍需の調達、信用統制、賃金、物価統制を必要に応じて行い得る包括的な権限を与えられたが、十二月の非常事態宣言を契機として、これらの権限が次々に実施に移された。翌一九五一年（昭和二十六年）一月二十六日には物価、賃金の全面的な統制が実施された。物資統制については一九五〇年九月から十二月にかけて、稀少物資の指定、軍需優先規定、鉄鋼の軍需割当、ゴム、鉄鋼の民需制限、銅の民間消費削減、ニッケル、亜鉛の民間統制、民需用アルミニウム削減、錫の民間消費制限、娯楽用建築物の新規建築禁止などの形ですでに実施されていたのである。また十二月八日には中共向けの貨物に対し無期限に輸出許可書の発給を停止する措置をとつた。一方米国は一九五〇年六月までの四年間に約二十億ドルを投じ、錫、ゴム、銅、鉛、亜鉛、マンガン、コバルト、クロムなど六十九品目にわたつて買付貯蔵を行つて来たが、さらに動乱勃発と同時に、その後一年間に三十億ドルを投じ前記品目のほかアルミニウム、羊毛を加

えて買付けることになり、すでにその計画は実行に移されていた。

このような米国の経済動員態勢に加えるに歐洲の再軍備の進展、それに物価の先高を見越した買漁り傾向も働いて、國際原料市場における需給の不均衡は顕著になって来た。原材料不足は世界的となり、その品目も稀少物資だけでなく棉花、羊毛、鉄鋼、パルプなど重要原材料にも拡がった。物資が不足すると消費を規制する措置がとられるのは当然である。米国の諸統制措置より一足おかれて、英国でも二月から銅、亜鉛などの使用制限が行われ、またイタリーでは一月下旬非常時統制法案を議會に提出、物価統制、不足物資輸入、重要物資輸出制限をはじめようとしていた。

かくて統制の復活は、當時世界的な傾向となつて来ていたのである。また米国は歐洲の主要国に呼びかけて稀少物資の國際割当機構をつくろうと試みていたが、それが実現すればその物資を割当てられる国では、当然消費制限を実施することが要請されるのは容易に予想されるところであつた。

昭和二十六年のはじめの四半期において、わが国で統制復活論がさかんに唱えられたのは、こうした世界的な経済・政治状態に影響されたのであるが、さらにわが国自体の中にもその根拠があつた。つまり原材料の輸入不振、需給不均衡という現象については、わが国も例外ではなかつたのである。例えば原毛は昭和二十五年（二十五年四月—二十六年三月）の輸入目標二十七万一千ペールのうち二十五年末までに十六万七千ペール（六二％）、鉄鉱石は計画の二百五十万トンに対して百二十三万トン（四九％）、強粘結炭は計画の百四十万トンに対して六十七万トン（四八％）、塩は百二十万トンに対して四十万トン（二九％）しか輸入されていないという状態

であつた。またニッケルその他の非鉄金属の輸入はとくに不振であつた。そこで通産省は二十六年一月、輸入促進、船腹確保の二つの方針のほか、「生産増強のために原材料の優先割当制度、不足物資の使用制限を考慮する」また「需給および価格安定のために、全面的統制は極力避けるも、特殊物資について基準価格あるいは暴利取締など間接的統制を考慮する」など、統制復活への方針を打ち出したのであつた。

一方二十六年一月講和特使ダレス氏の来日以来活発になつて来た「日米経済協力」の線にそつた生産拡充計画推進への体制としても、統制方式の活用が着目されていたのである。即ち経済科学局経済企画部長フライン博士は一月二十六日、日米協会の会合で「事情によつては自由経済を固執することがかえつて損になることもある」と経済統制やむなしの意見を述べた。

このような統制復活への動きに対して、長年にわたる官僚統制からようやく解放されたばかりのわが経済界が、大いに不安に思い、かつ反対したのは当然であつた。

(註) ドッジラインの推進によるインフレ的な仮需要の減少に伴い、二十五年度において物価は安定し、また重要物資においては補給金の減廃に伴う公定価格の引上げと自由物価の低落による両者価格の歩みよりなどの事情に応じ、政府は昭和二十五年度の上半期においては、配給統制、価格統制を大巾に解除していったのである。例えば価格統制は二十四年四月初二、一二九品目（大分類）であつたのが二十六年三月末には一四三品目（料金関係を除く）になつてゐた。

経済同友会酒井（喜四）生産部会長は、会報「経済同友」における「年頭の抱負」の中で、「最近私の頭にこびりついている大きな問題の一つは、経済統制の問題である。経営の基礎がまだ固まつていない今日の企業の段

階において、下手な統制をやられたら、折角のまじめな企業家の努力の結果は崩壊させられ、反面健全な起業の温床となるおそれがある」と統制に対する一般的な反対を示しつつも「しかしただ統制は好ましくないというだけで、積極的な意見も構想もなしでは済まされない。我々は進んでこの問題に取組まねばならぬ」としている。また同じ「会報」で堀田金融部会長は、世界的軍需インフレの影響で輸出が増大するという傾向を指摘したあと、「我国は加工貿易を主とする関係から、原材料の輸入、殊に国内需要の充足と相当の備蓄を含めた輸入が果して出来るかどうかが最重要の問題となろう。不幸にして十分なる原材料の輸入が出来ない場合は、輸出の減退は勿論、悪性インフレの再燃も防ぎ得ないこととなるので、統制の復活は必然的に考慮されることとなろう。ともあれ本年最大の問題は輸入である」と述べている。このような意見、即ち統制は出来るだけ避けるべし、物資の不足はむしろ輸入の増大で補うべし——とする意見が、経済界では支配的であつたようだ。

ちようどこの時分、関西経済同友会の時局対策委員会（委員長菅谷重平）は二百六十企業に対して経済統制問題についての質問書を発し、うち百十三社の回答を得た。これによると――

(一) 経済統制は出来るだけ避けるがよろしいと思うか。

思う 一〇五 思わない 八

(二) どうしても統制をやらねばならぬとすれば如何なる組織方法がよいか。

官僚統制による 五

民間自治統制でやる 二四

官民協力機構がよい 八六

その他 一

(三) 官僚統制はよかつたと思うか。

思う ○ 思わない 一〇一

可もなし不可もなし 一二

(四) 官僚統制の欠陥を認めるとすれば何処が悪かつたか。

非能率 八八 実情を知らぬ 七九

いばる 四二 煩雑 五九

形式的 六四 腐敗 五九

その他 一一

(この場合は一回答者が幾種類もの欠陥を列挙したから、合計数が回答者数の数倍になっている)

経済同友会は二十六年一月十二日の運営委員会で「非常対策委員会」を設けることに決めた。これは朝鮮動乱の拡大、米国の国防動員体制の展開などに応じて日本の講和体制も微妙な段階に立ちいたつたこと、また国内的には統制復活への動きが活発になつたことなど、経済界として重要な問題が次々に起つてきたが、これらの問題に對しては速かに適切な意見を出した方がよいと思われたので、二十五年の十二月二十八日浅尾、工藤両代表幹

事はじめ堀田、永野、桜田、高見の各幹事が緊急に会合して、検討の結果、このような機関を新設することに下相談をまとめていたのである。それは運営委員会の委員で構成し、必要に応じて専門委員会を設けて研究することとした。この委員会の行き方の特色は、問題の性質によつて幹事会の決定を待つ時間的余裕のない時は、「委員会が幹事会に責任を負つて会としての発言または推進をする」という点にあり、差当つては講和会議対策と経済統制対策の二つをとり上げることとし、それぞれ専門委員会を設けた。両専門委員会のメンバーは次の通りであつた。

講和会議対策委員

(委員長) 桜田武

(委員) 浅尾新市、一井保造、今里広記、岡本忠、木村鉦二郎、工藤昭四郎、酒井喜四、塩原禎三、

正田英三郎、寺尾一郎、(主査) 高橋亀吉

経済統制対策委員

(委員長) 永野重雄

(委員) 秋葉武定、稻山嘉寛、井上英熙、今里広記、岡田啓基、加藤威夫、木村鉦二郎、草野義一、小坂徳三郎、兒玉忠康、酒井喜四、東海林武雄、関口啓太郎、田川信一、中山素平、新居幸一、藤本輝夫、降旗英弥、細谷隆介、水上達三、村木武夫、(主査) 野田信夫

四、「非常対策委員会」の設置

講和問題と経済統制問題と、当面する内外の二大問題を検討し、意思表示を行うための非常対策委員会が発足するや、間もなく一月十一日ダレス特使が来日、日本側と講和条約の草稿について打合わせることとなった。財界としても当然何らかの意思を表明しなければならぬことになったわけであるが、この際は経済団体が個別的に要望を行うよりは、主な四団体、即ち経団連、日商、日経連、同友会が連合して意見をとりまとめ、さらに大阪財界の意見もきいた上で、日本の財界の総意としてダレス特使に要望を述べようということになった。このため一月中旬、経団連石川会長、佐藤副会長、日経連諸井代表常任理事、日商吉坂専務理事、それに同友会からは、浅尾、工藤両代表幹事のほか桜田幹事も出席して基本的打合せを行った。同友会としての態度は新設の講和対策委で問題を検討した上で、連合の打合会に代表が臨むという機動的な態勢で動くことが出来たのも、新機関の一つの効果であつた。結局いろいろと意見は出たけれども、ダレス特使に対しては経済問題の細目について要望するという行き方をやめ、大きな立場から次のような要望を行った。

「講和後、日米経済の緊密な提携を図り、両国経済の交流発展を積極的に推進するため、速かに日米経済協定を締結するとともに、両国政府を代表する権限を持つ両国の経済人による日米経済委員会を設置し、両国間に介在する広範な経済問題の解決に当りたいから、この点につき特に配慮を願いたい」

そして具体的に日米経済委員会で何を持ち出すべきかなどについては、状勢の展開と睨み合わせて各団体がそれぞれ引続き研究することとなつたのである。

非常対策委員会のいま一つの専門委員会である経済統制対策委員会では、二月一日第一回の会合を開き「経済統制に関する緊急声明」案を決定、翌二日の幹事会に諮つたうえ、三日これを発表した。これは当時さかんに論議されていた経済統制問題についての同友会の応急的な反対意見であつた。

この「声明」では先ず「最近統制復活の空氣が漸次強くなり、これを反映して一部物資の思惑買、退蔵等による価格の不当な昂騰をみるにいたりつつある」が、これは政府にはつきりした経済政策がなく国民に不安を与えているからだと断じ、統制の必要については、「現状程度の一部商品の需給変動によつて、未熟、無準備な統制を実施することは反対である」と、明確に態度を示している。そしてこのような物資の不足は輸入の不振に基くのであるから対策としては「輸入確保について官民一体となつて全精力をこれに傾注すべきこと」を提唱している。例えば棉花、羊毛、人絹パルプ、生ゴム、燐鉍石、原油などの重要物資も計画量あるいはそれ以上の輸入を見込めるし、また中共禁輸で打撃を受けた塩、強粘結炭、鉄鉍石についても船腹さえ確保できれば、他地域より輸入することができるとして、次のような対策を望んでいる。

一、船腹の確保については外国船の買備に全力を集中し、官民一致してこれが急速達成を期すること。昭和二十五年年度の重要物資輸入計画量のうち邦船で輸入するのは三分の一に過ぎず、しかも今後の軍拡状態の進展によつて船腹はますます不足するから、緊急にこれを確保するため外国船を買備することが急務である。

一、現行輸入方式に基づく輸入の不円滑を早急に改善する措置を講ずること。即ち、(一)外貨割当を長期契約に合致するよう一カ年毎に行うようにすること、(二)物資によりユーザンスの期間を延長すること、(三)輸出銀行に

輸入金融をも合わせ行わしめること、(四)五億ドルの手持外貨を有効に活用し重要物資の買付に向けること。

このような緊急声明に続いて、経済同友会は四月六日統制問題についての正式の見解として「経済統制に対する基本方針」を決定、発表した。

この基本方針は、(一)経済統制を再び実施することは原則としてよくない、(二)もし必要があるとしても「調整措置」でやればよい……という考え方に立ち、統制実施に反対する理由としては、統制が創意工夫を怠らせ、コストの上昇、品質の低下をもたらすなどの弊害のほかに、「経済統制の成功に必須な政治経済の弱体」という面について次の諸点をあげている。

一、わが経済は貿易に依存するところが多く、従つて統制力の及ばぬ海外経済の推移に左右され易い。また中小企業が多いため規格の統一がむずかしいなど、統制には不適當である。

一、統制を円滑にやるためには総合的な統一機関が必要であるが、わが国の場合、官僚のセクシヨナリズムが根強く、そのような必要に応ずることが出来ない。

一、統制の必要性が薄弱であつたり、過去の統制の経験からして、統制に協力する気運が起つていない。また「方針」は「経済統制を必要ならしめるための経済調整措置」としての次のような施策をあげている。

一、物資需給の調整のためには、一般的な貿易調整、特殊物資の輸出制限および消費使途制限、金融的措置による物資の流れの規制などを行う。物価については、国際価格順応主義の原則をたて価格の自動調節作用に期

待する。

一、インフレーションに対する調整措置としては、物資の供給確保による調整に待つが、思惑による攪乱については、思惑資金の抑制、暴利取締令の発動や勧告価格の発令によることとする。また主食の消費者価格は財政補給金によつて釘づけする。

一、鉄鋼、非鉄など重要物資は大メーカーが主として握っているが、これら大企業に対しては社会的監視が容易であるから、業者の自粛にも待つこととする。

このような経済界の反対にあつて、経済の再統制は、ほとんど全面的に輸入に依存していたニッケルなど稀少物資の使用制限のほかはついに実施を見なかつたばかりか、逆に残存している統制も解除の方向にむかつたのであつた。

第九章 講和体制の確立へ

一、日米経済協力への動き

昭和二十六年一月二十五日米国務省顧問ダレス氏が講和特使として来日、日本橋の三井本館で吉田首相と会談した。この会談によつて対日講和の基本線が明かにされ、日米共同防衛の立場から、日本は講和後も米軍の日本駐屯を歓迎する一方、「防衛力の負担」のために経済的にも日米が協力しなければならぬという点で大筋の意見が一致した。これは米国がソ連、中共を含む全面講和方針に見切りをつけ、米国を中心とする多数講和を推進することに踏切つた以上、当然の成行であつた。

ここに「日米経済協力」の線が、公的に浮び出して来たわけである。そこでその線にそつて、日本の経済力を防衛力負担にたえる程度にまで高めるための方策として、政府は同年一月二十日自立経済審議会が答申した「経済自立三カ年計画」をダレス特使に提出、米国の協力を要請した。ダレス特使は二月九日マッカーサー元帥と会見、最終的打合せを行い、十一日離日した。次いで二月十六日、マッカーサー元帥は吉田首相に対し、日米経済協力について検討するよう指示し、また十九日にはマーカー経済科学局長からは周東安本長官に対し、米国の軍需生産拡大の計画に即応できるよう、日本の産業、生産計画を調整することが要請され、そのために、経済自立三カ年計画を二カ年計画に短縮し、昭和二十七年度に自立の水準（昭和九一十一年水準の二三〇％）を達成するよう示唆された。さらに総司令部から非公式に主要産業のトップ・レベル（最高生産水準）はどれだけでこれ

をフルに動かすために、または必要な拡張をするためにはどれだけの資金と原材料がいるか——という質問がなされ、合せて総司令部側の見込数量の提示があつた。

このような米国側からの働きかけは、一方における特需の漸増傾向と相まって日本の経済界を喜ばせた。特需に加えるに「新特需」が期待されたわけだからである。安本では直ちに作業に着手し、外資導入による電源開発の促進、火力発電設備のフル稼働、米国からの火力発電機械輸入による設備増強を前提として、石炭四千五百万トン、鋼塊六百万トン、硫安二百九万トンその他の生産水準を算定、これに要する資金として設備資金五千億円、運転資金一兆五千億円を計上した案をつくり総司令部に提出した。また当時経済協力方式としては、米軍に対するサーヴィス、物資の提供、太平洋安全保障機構の具体化に伴う軍需品の海外提供といった特需、新特需のほか、輸出の形態では、米国の軍拡に伴う東南アジアへの消費財輸出減少をカバーするための通常輸出、特に米国の経済協力局（ECA）の東南ア援助資金による日本からの物資買付といった線が予想され、また期待されていた。

このような期待を裏づけるかのような言明が米国の要路から相次いで行われた。即ち三月十一日、米国際開発諮問委員長ロックフェラー氏は「我々にとつて第一に必要なことは、侵略に対抗するに十分な軍事力を再建することである。……未開発地域の経済の強化とその生活水準の改善とは、わが国防動員の重要部分と考えねばならぬ」と述べ、その理由として、米国が輸入する戦略、緊急物資の七三％を未開発地域から得ており、その輸入がまれば重要産業が動かなくなるといふ点を指摘している。同じころダレス氏は、その東南ア開発における日本経

済の役割についてある誌上に見解を発表した。またドッジ氏は三月、米国下院において「日本は現在、米国の極東政策決定にあたつて焦点となつている。将来の米国の極東政策は、おそらく日本を極東地域に対する援助増大にあたつての跳躍台となし、かつ供給源とすることを必要とするであろう」と証言している。

日米経済協力はこのようにして日本経済の前途に光明を点じていたが、わが経済界としては、いつ反動が来るかも知れぬ防衛生産に対してはむしろ警戒気味であり、むしろより多く、東南アジアに対する通常輸出や開発協力による進出をのぞんでいたのであつた。

二、第五回通常總會開く

——日米経済協力に決議——

日米経済協力をめぐる論議がさかんうちに、四月十三日工業倶楽部で、経済同友会第五回通常總會が開かれた。あたかもこれより二日前の十一日マッカーサー総司令官が解任されたので、緊急動議により「元帥が過去五年有余にわたり、その偉大な指導力と賢明な施策をもつて、わが国を戦後の疲弊から救出し、経済民主化の確立に貢献せられた歴史的業績に対し、衷心より感謝する」旨の決議を行い、次いで講和会議の近いのを前にして、「連合国の善意に期待する」と題する次の趣旨の決議を行つた。

「ダレス國務長官顧問の演説ならびに伝えられる米国政府の対日講和に対する草案は、公正と友好に満ちたも

ので、日本国民をして決意を新たにせしめるものである」と前提し、総司令官更迭のちといえどもこの講和方針が変更されないことを望むとともに、講和の内容について、日本経済の自立を阻害することのない「信頼の講和」であるべきことを強調し、とくに経済面では次のような配慮を希望している。

一、講和締結後、速かに一般貿易関税協定（ガット）に加入できるよう好意的支援を望む。

二、日本の工業生産に何らかの制限を加えることのないよう希望する。

一、フィリピンの尨大な賠償要求には賛成出来ない。日比双方の利益からいっても、弊害多き賠償の形式を避け、経済協力によつて、日本経済が比国経済の復興に協力するという方法によりたい。

一、在日連合国資産の返還を行うことは勿論であるが、日本人の私的在外資産は、国に補償能力のない点をも参酌して、国際法の原則に従い、これを返還するよう配慮ありたい。

一、南方信託統治地域における漁港の開放、原居住者の帰還について好意ある措置をとられたい。
次いで「日米経済協力に関する決議」が採択された。

「決議」では、先ず「日本と米国ならびに自由諸国との経済協力に関しては……進んでこれに協力し、かつ合理的基礎において負担し得る犠牲は喜んで負担する決意を持つている。特に東南アジア諸地域の開発および民度向上については、産業的地理的關係からも、十分これに協力し得る用意がある」と、経済協力に対して一般的な賛意を表しつつも、「いま日本が通常の通商関係を超えて」経済協力を行う場合には、次のことを「日本経済の最低生命線として確認され」ることを望んでいる。

一、現在の国民生活水準にくい込む経済協力は許されない。

一、最低限度の資本蓄積を怠つてはならない。

一、資材、資金の需給関係はつねに一定の均衡を保つことを必要とする。

右の条件を確認のうえ、「決議」は次のような万全の対策がなされることを要望している。

一、現有設備と労働力の余力を活用することを主眼とすべきこと。

一、これらの追加生産力を稼働させるために必要な資金、資材は、国内の需給関係を圧迫することのないよう前渡金制、資材の現物供給、民間輸入の助成などの措置をとること。

一、生産活動増加に伴う一般購買力の増大に見合う生活物資の輸入および生産を確保すること。

一、特に大口長期の特需発注が相当量に上る時は、信用の拡大、外国為替政策の確立、開発銀行、輸出銀行に対する債券発行権附与など、金融政策上特段の考慮をすること。また国際復興開発銀行の資金を利用させるよう計らうこと。

一、大口長期の特需については米国の国防生産法、軍需調弁法による危険補償の準用を求めること。また国内的にも短期償却を認めること。

一、電力電給を圧迫しないよう、重油の供給を増大するほか、電力需給計画の範囲内で賄うこと。

一、国内の正常な循環を害しないよう、日米両国にそれぞれ連絡調整機関を設け、協力活動を計画的に調整すること。

このように日米経済協力に対しては、東南アジア開發の線にそうものは歓迎する一方、軍需発注に類するものには多分に警戒的であつたのは注目されねばならぬ。なぜこのように警戒されたかについては「経済同友」(会報)に掲げられた稲葉秀三氏の「月間報告」が次のような説明をしている。

「新特需の発注に当つては、①納入は命令的で嚴格である、②価格も米本国と差があり、長期的な需要の保証なく、また③前渡金などはほとんどなく、金融は国内で賄え——などとむしろ軍需調弁的色彩が濃厚である」(従つて)「講和会議を間近にひかえて行政権の大巾な委譲が確実的となつたいま、我々としてはあくまでも総合的に進めてゆく努力を怠つてはならぬ」(また)「徹底的経済にまき込まれないよう格段の注意が必要である。日米協力はかくしてのみ、自立の促進に役立つといえよう。」

採択された右の諸決議はいずれも総司令部シーボルト大使、英連邦駐日代表ホジソン濠大使、フィリピン代表部吉田首相その他に提出された。

なおこの総会で代表幹事の改選があり、浅尾新甫が退いて藤山愛一郎が工藤昭四郎(留任)とともに代表幹事となつた。藤山代表幹事は就任に当つて「私たち財界のものはあまりに遠慮がちであり、卒直にものを言わなかつたのを痛感するのでこれからは私自身も大いなるのをいつて見たいと思う」と述べた。藤山氏としては昭和二十五年十月三十日追放解除になつて以来はじめての公職復帰であつたが、そのかつぎ出しは山下静一(当時事務局次長)の年来にわたる出馬要請が実を結んだものといえる、二十六年春の総会では経団連も、藤山のほか同じく追放解除の加納久朗、河合良成、堀朋近の各氏を常任理事に迎えていた。

またこの総会には林衆院、佐藤参院両議長と吉田自由党総裁、鈴木社会党中央執行委員長、苫米地国民民主党最高委員から祝辞、米国経営者協会（A M A）会長ローレンス・アプリー氏から祝電が寄せられたが、これは同友会の社会的地位が向上し、その存在が高く評価されていたことを証明するものであろう。

最後に二十六年年度の活動方針が決定されたが、その中には次のようなことが謳われた。

一、対日講和条約成立後の新しい段階における日本経済の確立

二、民主主義国家として国連への経済協力推進

三、欧米各国経済団体との提携

四、日本経済近代化の基礎をなす個別企業の科学的経営の奨励およびその指導者の養成

五、経営者の反省と自覚を促し、新しい経済道義の確立

六、全国経済同友会会員の結合強化

いずれも講和体制下にふさわしく新しい課題がもられており、つねに自ら問題を求めてその解決に向つてまじめに進んでゆく同友会の気風がよく現われているようである。

五月十八日第二回幹事会で新年度の会務担当幹事を次のように決めた。

代表幹事 藤山愛一郎、工藤昭四郎

諮問委員 浅尾新甫、永野重雄、堀田庄三

総務委員 桜田 武、高見重義、水野成夫

財務委員 今里広記、小林 中、寺尾一郎

部長 (金融部会) 酒井杏之助、(生産部会) 酒井喜四、(経営部会) 加藤威夫、(労働部会) 東海林武雄、

(通商部会) 岡本 忠、(技術部会) 兼任) 加藤威夫、(食糧研究会) 正田英三郎、(海運研究会)

一井保造、(時事研究会) 安藤清太郎

渉外委員 塩原禎三、山田忠義

常任幹事 郷司浩平

選挙管理委員 井上 薫、大岡富太郎、小島義方、新田義実、水沢謙三

なお運営委員会は存続し代表幹事、部長、諮問委員、総務委員、財務委員、渉外委員、常任幹事、会計幹事代表をもつて構成することとなつたが、このうち諮問委員、総務委員は新設である。

三、新状勢下の金融政策に提言

朝鮮動乱によつて経済界の機相は一変した。「経済安定政策のもとにおいて有効需要の減退に伴い、累増する滞貨をかかえて苦しい道をあゆんでいた」企業経営は、「動乱発生を契機ににわかに生氣を取戻し、さらに下期に向つては景氣上昇の過程のうちに、終戦以来かつてない活況を呈するに至つた」のであつた。「増大する生産量を日毎に高騰する価格で吸収して行つたため、企業の販売高が飛躍的に増加し、これが資本の回転を早めて、利

益率の上昇をもたらした」のである。（経済白書より）

ドッジ安定政策によつて苦しい合理化を強いられながら、けわしい輸出による蓄積への道を予定されていた経済界にとつては、「ぬれ手に粟」の特需と、世界的売手市場下における坦々たる輸出の伸長とは、まさに旱天に慈雨であつた。しかしそれだけに、昭和二十六年に入つてのブーム反動期到来は経済界にとつて大きい痛手を感じしめた。「国際市況は二月ごろから、米国の戦略物資貯蔵買付の停止、物価、賃金の凍結、国際原料会議の発足などをきつかけに、動乱ブームの勢を収めてようやく軟化した。日本経済にはその影響がまず輸出価格の反落と輸出契約の不振となつてあらわれた」（経済白書）東南アジアのドル不足がわが輸出にひびいたのである。

そこへ輸入促進の線にそつて一―三月期に高値買付を行つた輸入品が四―六月にずれて大量入荷し、しかも日銀ユーザンスの期限が迫つて来たので経済界の負担は重かつた。しかも六月末には「マリック声明」で動乱景気の終末が予告されるという状態であつた。しかし物価は局部的に反落はあつたが、日銀卸売物価指数（昭和九―十一年一―）で、二十五年十一―十二月の二七五に対し、二十六年一―三月が三一五、四月三五〇、五月三四九と依然高水準を持っていた。ブームの調整期であつたとはいえ、基調はインフレ的であつたといえよう。

このような朝鮮ブームの反動期にあつた経済界が、日米経済協力の綱にすがりつこうとするのは当然であつた。それと同時にその協力のあり方について、さきにあげた同友会の決議にも強調されているように長期の見透しのつかない、つまりいつ反動が来るかも知れぬような軍需発注よりは、将来に拡大の見通しのある東南アジア開発への協力の方に、より多く期待していたのも、これまた当然であつた。そしていわゆる長期大口の特需に対

しては資金、資材面での裏づけが望まれていたのである。

わが経済界がこうした気迷いの状態にある最中に、総司令部経済科学局長マーカット少将は、日米経済協力に關する総司令部ならびに極東軍使節団長として渡米、米國政府ならびに軍閥係首脳者と種々折衝したうえ五月十日帰任、十六日次の要旨の声明を発表した。

一、日本は欧州やその他各国とともに米國の緊急調達計画に加入出来る。近く日本に対して相當の発注もあるだろうが、日本としてはその品質および価格について國際水準なみに調整させる措置を講ずる必要がある。

一、日本が國際金融機關に加入するためには、對外支払政策、インフレ抑制、健全財政の確立、供託金の準備などを早急に確立することが必要である。

一、米國の國家金融機關は對日投資の準備を進めており、民間投資の方式を検討している。日本に対する米國の注文を統制する機關の設立を考慮中である。

一、日本の産業は今後東南アジアその他の國に商品を提供する好機に恵まれている。

なお「声明」は最後に「過度のインフレは日本製品の価格を高騰させ、それによつて日本製品は世界の市場からしめ出され、日本は原料輸入の途を阻まれるであろう」と警告し、また「日本は直ちに長期的經濟政策を樹立し、これを世界に発表する必要がある」と示唆した。

マーカット声明は、日米經濟協力に多くを期待していたわが經濟界にとつては拍子ぬけの感を抱かせた。長期

的發注の保証、資金、資材の裏づけを条件とする新特需の幻影は消え去つたし、東南アジア開發への道は開かれていたけれども、半面において、商業ベースでこれに参加するためには先ずインフレの抑圧が先決だという条件が伴っている。合理化なくして外貨をかせぎ經濟を拡大させるという甘い汁は、マーカット声明にはついていなかったのである。しかも一方、五月十四日には總司令部から「七月一日以後米國政府は現在日本が負担している日本駐在の米占領軍維持のための経費を支払うと同時に、対日經濟援助を削減する」ことを米議會に提案する旨の發表があつた。同日池田蔵相は「輸出と特需の増加があり、一方終戦処理費の一部が米國によつて負担されるのだから、援助がなくても不安はない」との談話を發表したが、日米經濟協力が期待外れに地道なものであつた矢先だけに、わが經濟界としては、突つ放されたような感じであつたにちがいない。事實、米國側では日米經濟協力よりは対日援助削減を重視し、マーカット声明には「おそえもの」のような地位しか与えられていなかったようである。

ともあれ、インフレに警告したマーカット声明の線にそつて、日銀は財政揚超期にもかかわらず五月十九日融資規制強化の方針を明示し、また政府も六月二十三日インフレ抑圧対策を中心とした新經濟政策を發表した。この新政策はマーカット声明で指摘された米國の緊急物資買付における日本の工業力の役割、東南アジア開發への協力を展望して日本經濟の再編成を謳つたもので具体的な内容はなかつたが、インフレ抑圧の必要は特に強調されていた。そしてその方針に基いて七月はじめ大藏省は不要不急資金抑制を中心とする銀行局長通達を各市銀に發送するなど、新政策の具体化に乗出した。

要するに日米経済協力の構想は、当面具体的にプラスをもたらすような何ものをも生まず、ただ日本経済の進む方向を大まかに指示し、そのための前提条件としてのインフレ抑制政策が打ち出されたに止まつたのである。これは結果において、動乱ブームによつて一時影をひそめたドッジ・ラインの再現を誘発したのであつた。

経済同友会はマーカット声明当時以来、講和条約の早期締結にそなえて、金融部会を中心に「講和会議後の金融方針」を検討していたが、金融政策が再び引締めに移じつつある状態を目の前にして、その検討の結果を「経済基盤の変貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見」という形で、七月四日急ぎ発表した。

「意見」の要旨は次の通りである。

- 一、現状の物価高は金融財政的インフレ作用に基ずくところは少く、わが経済基盤そのものの変貌に基ずくコスト高によるもの(例えば補助金撤廃などによる)であつて、インフレ抑制策の対象とすべきものではない。
- 一、特需、世界軍拡、日米経済協力等の結果将来起ると予想される物価高は、輸出過大によつて、物資が不足する場合に生ずるのであつて、これは輸出制限、消費制限、輸入促進など物の面における対策によつて防ぐべきであつて、金融引締政策でなすべきではない。
- 一、不急不要の建設が、国民経済の資力以上に、あるいは電力、原料、輸送力等との均衡を破つて行われる場合は、インフレ誘発の要因となるものであるから、これは金融財政的措置によつて抑制すべきである。
- 一、この場合は設備資金の抑制を行うべきであるにも拘らず、現在の金融引締は運転資金についてなされ、的

はずれである。もつともこれに対しては思惑による物価騰貴を抑えるためという理由が言われているが、思惑は先行物資不足を見越してこそ行われるのであるから、その思惑の原因をつく政策をとることが、本当のインフレ対策でなければならぬ。即ち現在の薄層在荷を正常在荷量に達せしめるような金融措置が必要である。一、現在最も痛感されることは、生産設備に比して運転資金が過少であるという点であり、このために日銀券を増発してもあえて物価高を起さないばかりか、それによつて生産が増せば物価高を抑えることも出来る。さらに根本的には長期資金に適格する財政資金を活用して市銀の負担を軽くし、金融市場を正常化することが前提的に必要である。

なお「意見」は「今後の財政金融方針に対する要望」として、さきに第三回全国大会で発表した「資本蓄積の非常措置要望」の中で指摘されているような財政・税制・金融上の施策を繰返し強調し、資本蓄積の急務を説いている。

四、第四回全国大会を聞く

——「新生活運動」に発足——

昭利二十六年九月四日からサンフランシスコで対日講和会議が開かれ、八日参加五十二カ国中四十九カ国が講

和条約に調印した。また同日、吉田首相とアチソン米國務長官との間に日米安全条約が調印された。

この条約によつて日本の進むべき道がはつきりした。経済的には旧債の処理や賠償の支払が現実的になり、國民の負担は増加を免れないが、一方において通商航海の自由は回復され、漁業協定の締結、その他國際機構への加入が出来ることになり、ようやく世界における一獨立国としての地位を回復する日が近くなつたわけである。

しかし一面この条約調印にソ連・チェッコ・ポーランドなど共產國三カ國が参加しなかつたこと、およびこの条約と同じ日に日米間に調印された安保条約の精神からみて、この講和は、米國の世界政策の一環としての講和、日米間に特殊の政治的、軍事的關係をもたらすものとしての講和という特色を担つていたのであつた。この点についてニューヨーク・タイムズの著名な記者は「長い眼でみれば、講和条約は、日本が大国として、特に軍國として、再登場することを意味する。……太平洋戰略における新要素——再生日本——がいつの日か大役を演ずることを意味する」と断じ、またトルーマン米大統領自身「将来日本が防衛軍をつくつた場合、その日本軍は太平洋の他の諸國の軍隊と有機的一體をなす」と述べ、さらに「この条約は、平和を語ること以上のもの、すなわち平和のための行動を要求する」ものであることを強調したのは、この条約の性格をはつきりと物語つていゝといえよう。

国内でもこの講和のあり方に対しては、それぞれの立場から賛否両論があつたが、とにかく十月二十六日に衆議院で次いで、十一月十八日には參議院で、いずれも批准された。

なおこれよりさき講和条約調印を前にして、五月六日リッジウェイ總司令官の指令に基ずく政令諮問委員會が

設置され、追放解除、独禁法、労働法改正などが取上げられたのに引続いて、第一次追放解除（六月二十日、六万八千九百六十名）、制限会社令廃止（七月一日）、財閥同族排除法施行規則廃止（七月七日）、財閥解体完了の声明とともに持株整理委員会解散（七月十日）、第二次追放解除（八月六日、一万三千九百四名）と、民主化の諸措置が次々に解除されていった。また労働、治安関係の政令の失効に伴い、これに代る措置として、団体等規正令（十月三十一日成案）、集団示威取締法（十一月三日成案）などが準備され、また労働法改正の準備も進められた。

独立への喜びと、やがて現実の重荷となるであろう賠償、防衛などに対する重圧感——講和調印後日本の表情は複雑であつたがそうした空気のなかで、経済同友会の第四回全国大会は十一月九日東京丸の内工業倶楽部で開かれた。全国十一カ所の同友会から参加したもの百八十五名、藤山代表幹事が議長となつて議事が進められたが、正午から開かれた創立五周年記念の午餐会には吉田首相はじめ政財界の代表多数が参加し、盛会であつた。

この大会で注目された決定は、「新生活運動に関する決議」「総合インフレーション対策の要望」の二つの決議と、「経済同友会全国組織要綱」の採択とである。

先ず「新生活運動」については九月七日の幹事会で、浅尾幹事から「講和後の重大時局に対処し、新たな決意をもつて生活の刷新を図るため、この際経済同友会が率先して新生活運動を提唱すべきである」との提案があり全員の承認を得たのであつた。そこでこの日の幹事会では、この運動を同友会の重要な実践事項として推進する

こととなり、直ちに「新生活運動委員会」を設置、浅尾幹事を委員長に、次の各幹事を委員として選出した。

井上英熙、岸道三、木村鉦二郎、酒井喜四、桜田武、貞永敬市、東海林武雄、正田英三郎、竹内俊一、

新関八洲太郎、堀田庄三、山際正道

その後、委員会で運動の目標、実施要領などを検討したが、その成案が、全国大会に「新生活運動に関する決議」案として出されたのである。この運動は、動機と精神においては、さきの第三回全国大会における「道義昂揚」決議の流れを汲むものだといえよう。

「決議」は先ず「新生活運動の趣旨」として「講和後極めて困難なる内外の諸状況に囲まれて、日本民族が名実ともに独立国の態を具える平和国家を建設することは、まさに維新の大業にたとうべき大事業である」との前提からこの重要な時に当つて「国民精神の弛緩、自主性の喪失、道義の低下、経済力に不相応な消費」などがいまなお国民の魂をむしろみつつあるのは遺憾であり、「かかる好ましくない風潮を克服し、健康にして清潔簡素なる生活秩序を確立する」ことは「日本再建の根本問題である」としている。

次に運動の目標として次の十項目をあげている。

- ① 会社の接待費を極力節減すること。
- ② 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること。
- ③ 不健全なる饗宴、贈与をやめること。

- ④ 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること。
- ⑤ 冠婚葬祭を簡素化すること、特に形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること。
- ⑥ 営業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること。
- ⑦ 営業用の年賀状、時候見舞等を廃止すること。
- ⑧ 餞別、送迎等を自粛すること。
- ⑨ 諸集会における時間を励行すること。
- ⑩ その他各般にわたる無駄の排除、冗費の節減を行うこと。

なお「決議」は最後に「運動の実施要領」として、全国の同友会会員は各自の立場に応じてこの運動を率先励行すること、有力経済団体に呼びかけ、共同の運動とすること、政府、政党、官公庁、言論機関の協力を求めることを挙げている。

この決議のあと、来賓として臨席していた吉田首相は挨拶の中で「今日のわが経済はいまだ生産力も充実しておらず、敗戦後の復興も不十分である。この際我々はまず生活様式を改善し、日本再建のため十分の努力を払うべきである。同友会の提唱された新生活運動はこの意味で誠に有意義であると考える」とし賛意を表明した。石川経団連会長も「私としても存分の協力をいたしたい」と述べた。

次に「総合インフレーション対策の要望」は、さきに七月発表された「経済基盤の変貌に対応する財政、金融方針の修正に関する意見」の延長とみても差支えないが、その後の状況に應じて検討を加え、さらに力強く提言したものであつた。

即ち、さきに述べたようにマーカーカット声明（五月）にこたえて政府、日銀は一連のインフレ対策を進めていった。先ず七月には銀行局長通達の趣旨にそい、市中銀行は「融資自主規制委員会」を設け、電力、造船、鉄鋼、石炭以外の新規設備融資を抑圧した。次いで日銀は十月、それまで長期資金調達を図るためにとつて来た市銀手持国債買上げを中止、十月には公定歩合を二厘引上げ、さらに十一月からは輸入金融を大いにうるおして来た外貨貸付制度（日銀ユーザンス）を廃止した。なおこうした一連の引締施策の背後には、十月二十八日四たび来日したドッジ氏が、特に金融面にきびしい批判を加え「過去十八カ月間における財政の引揚超過六百億円に対し、日銀の信用膨脹は千六百五十億円に上ることは警戒を要する」と指摘、さらに周東安本長官に対して「輸出の促進や物価の値上り抑制に対する政府の政策は手ぬるい。またこの前に来日した当時よりビル建築が非常に進んでいるが、これは資金、資材を不生産的に使っていることになる」と警告した、などの事情があつただけに、政府、日銀の引締態度はかなり底固いものがあつたわけである。

経済同友会としては、事態のこのような進展を前にして、十月はじめの幹事会で「インフレーション対策委員会」を設置、工藤代表幹事を委員長として対策を研究した結果、さきの「要望」案をまとめ、これをドッジ氏に提出するとともに、全国大会に提案したのであつた。

「要望」は「現下におけるわがインフレ対策は、一方において通貨および信用の膨脹を抑えて国民蓄積の増大を図るべき要請に應ずるとともに、他方においては資金および信用の供給を円滑にして、隘路設備の増強、陳腐設備の近代化、正常在庫の保有、流通経済の疎通、国民生活の安定等の要請に應ずるものでなければならぬ」との立場から、この際におけるインフレ抑制対策は「財政金融対策のみをもつてはその目的を達し難く、進んで物資面およびコスト面に対し直接の調整をも必要とし、これら各方面に十分な考慮を払い相互を調整した総合的性格のものであらねばならぬ」と主張している。なお「要望」はさらに次の諸項目につき具体的意見を述べている。

- 一、財政面におけるインフレ対策
- 二、インフレ対策としての資本蓄積対策
- 三、設備、建設等の面における金融措置
- 四、運転資金に対する金融措置
- 五、輸入貿易金融に対する改善措置
- 六、価格面、賃金面に対するインフレ抑制措置
- 七、財政金融措置以外の手段を必要とするインフレ対策としての統制措置

「全国組織要綱」は、「発展する同友会の全国的組織を確立する必要がある」という前回の全国大会における

本部提案の趣旨に従つて各地同友会で具体的に検討した結果を七月十日の「全国委員会」(四月開かれた各地同友会の連絡委員の会合でつくられた「全国組織暫定要綱」)に基ずく全国委員の会合)に持ちよつてさらに協議のうえ決定を見た案である。

その全国委員会に集まつたのは次の各幹事であつた。

工藤昭四郎、東海林武雄、降旗英弥、郷司浩平(以上東京) 中川路貞治、湯浅佑一、高橋雅夫(以上大阪)
森下弘(京都) 牛尾健治、榎並正一(以上神戸) 小池潔、松岡瑞雄(以上福岡) 勝田信(鹿児島)

「全国組織要綱」では次のように決めてある。

一、各地経済同友会の一貫的運営ならびに相互の連繫強化を図るため、全国委員会を設置する。

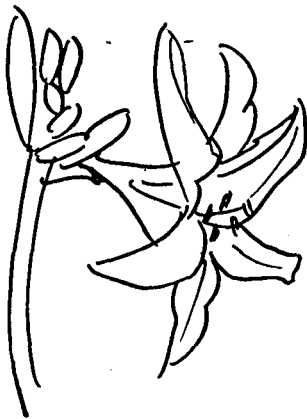
二、全国委員会の任務は左の通りとする。

- (1) 各地同友会の運用方針の調整
- (2) 各地同友会の承認ならびに育成
- (3) 全国大会開催に関する事項の決定
- (4) 経済状況に関する情報の交換
- (5) その他必要と認める事項

この全国組織要綱の決定によつて、経済同友会は全国的な経済団体としての名実をそなえ、全国委員会が中心となつて統一された行動をとることが出来るようになったのである。因みに当時における各地同友会の所在地とその所属会員数は次の通りである。（二十六年四月の總會資料による）

東京（六一七名）、大阪（二八六名）、神戸（八六名）、京都（五八名）、奈良（三〇名）、和歌山（四一名）、岡山（四一名）、福岡（九九名）、鹿児島（四八名）、仙台（五七名）、札幌（二四四名）、函館（三六名）、合計（一五四三名）

なお第四回全国大会では右の諸決議のほか「北海道総合開発促進に関する件」（北海道提案）、「電力対策に関する意見」（関西提案）が採択された。



第十章 講和発効と經濟自立

一、新生活運動の推進

昭和二十六年十一月の第四回全国大会で決議された「新生活運動」は、果して各方面に反響を呼んだ。東京都下の各新聞もこれを取りあげ、そのたゆまざる推進を希望した。この運動がこのような世論の支持を得たのは、次のような理由によるものと見てよからう。

一、独立日本の再出発には、先ず身近な身の合理化から出発すべきであるという一般的な自覚が、自ら持ち上つていたこと。

一、戦後の虚脱状態、インフレによる浮薄な消費性向に基ずく、だらしない慣行から、もうそろそろ脱却せねばならぬという気分が出て来ていたこと。

一、動乱ブームを契機とする景気の上昇が二十七年に入るや、伸び悩みの状態となり、金詰り傾向も生じて来ていたので、企業も個人も無駄を排除するということに関心を抱きはじめていたこと。

しかもその提唱者である経済同友会としては、この運動が単に一片の精神運動、お説教に終らないよう、実践項目には手近なことを掲げる一方、考え方としては、「単なる形式的な自粛ではなく、このような手近な合理化が高まつていくうちに、企業経営の合理化、労使関係の正常化という経済自立の基盤が築かれていくことを期待

する」といつた高い目標をはつきりと抱いていたことが、時代の感覚にも合致したのだといえる。「先ず経営者も自らを反省して合理化に努める。労働者の方も建設的な気持になつてもらう」——という考え方も、この運動の底意として持たれていたのである。

ともあれ、二十六年十二月七日の幹事会では、この運動を今後は経団連、日経連、日商および同友会の四団体共同の運動として、強力に展開していきたい旨が、郷司常任幹事から諮られ、承認を得た。そしてその方針に基づいて十二月から二十七年一月にかけて、数回にわたり、経団連事務局局長福島正雄、日経連専務理事鹿内信隆、日商専務理事岡松成太郎の各氏、それに同友会から桜田武、竹内俊一、酒井喜四、井上英熙、郷司浩平の各幹事が会合、運動方針を協議した結果、二月一日四団体連名で次のような「新生活運動促進に関する共同声明」を發表した。

「戦争による惨禍は勝敗国のいずれを問わず道義と風紀の頹廢をもたらすものである。開国以来初めて敗戦の現実直面した我々日本人は堅実にして素朴な国民性を忘れ、腐敗と墮落があらゆる面であらゆる首をもたげ、無秩序と不相応な無駄づかいが無意識のうちににつづけられて来た。

講和の成立を機に再び民族の自主独立の日は迫つた。我々は今こそ誠の日本人に立帰り、企業経済者としての倫理的責任感に徹し、自らの企業の内外にわたつてその周辺を仔細に反省し、その在り方について検討を加え清廉簡素なる生活秩序の確立に努めねばならぬ。

我々はここにわが国を代表する経済団体相携えて、さきに経済同友会より提唱された新生活運動の趣旨に全

面的に賛同し、当面次の実践目標を掲げ、それぞれ所屬する會員各位の積極的協力のもとに互に公私の生活を自肅し、もつて健全なる社会の創設を期せんとするものである。」

（なお実践目標十項目は、同友会の第四回全国大会における「新生活運動に関する決議」に掲げられたものと同じである）

新生活運動は東京のみならず、全国各地でも展開されたが、一月二十一日の第一回全国委員会で報告されたところは次の通りであつた。

〔大阪〕 同友会としては時間を励行し、宴会費を二―四百円程度に止めている。一般に景氣の悪い会社が便乗している傾向がある。

〔神戸〕 特に運動はしていない。しかし時間は励行している。

〔京都〕 時間励行を強力に推進しているが、運動のやり方はPR程度である。しかし宴会の数は現実に減つており、また洋食で簡単にすますという風に変つて来た。

〔福岡〕 この運動に対する會員の意見はまちまちである。バッジでもつくつて賛成者はこれをつけることにしたら励行されるだろうという意見もある。

〔鹿児島〕 時間励行、献酬廃止、忘年会等の自肅など身近な問題から手をつけることとし、官庁、言論機関な

どに呼びかけた。このためか年末年始の官庁関係の宴会はなかった。

〔仙台〕 経済団体関係から始め、時間の励行、宴会の二時間二千円を申し合わせた。なお日本通運が官庁接待および年末年始の贈物廃止を徹底的に行つた。

〔北海道〕 時間の励行、官庁関係の宴会の廃止などを新聞等に依頼し推進を図っている。このためか官庁関係の宴会は皆無となつている。但し札幌のような都会はともかく小樽などでは旧態依然である。

なお経済同友会では二十七年の新年宴会ともいふべき初の会員懇親会を一月三十日内幸町の同友クラブで開いたが、出席者は工藤代表幹事はじめ百五十名、新生活運動の線にそつて「硬ばらず、しかも品位を落さず」和やかな一時を過ごした。

このように新生活運動は、経済同友会および他の主唱団体およびそのおもな会員、関係者において励行されたほか経済界一般にも一つの方向を示し、ある種の精神的効果を与えたことはたしかであつた。しかしこの種の運動のつねとして、時間が経つとともにその励行がうとんぜられがちであり、従つて随時運動推進への拍車をかける必要が感ぜられたので、二十七年十月六日再び四団体共同で「新生活運動の推進を再び要望する」という声明を発表した。その直接の動機は日清紡の鷲尾前社長の社葬が頗る簡素で新生活運動の趣旨にそつていたので、これを一つのモデル・ケースとして一般の注意を喚起しようとしたものであつた。「声明」の要旨は次の通りで

ある。

一、独立後のわが国経済は困難な状態にあり、この際企業合理化の立場からも企業内部における冗費の排除が急務である。

一、ところが現実には社用に名をかりる宴会があとを絶たず、形式的な中元の贈答は継続され、また社葬においても一回二十万円を費消された例がある。

一、この点について最近行われた日清紡前社長鷲尾氏の社葬は我々に大きな反省の材料を提供するものであるから、ここに紹介したい。

一、この社葬は完全に新生活運動の線を行って行われた、葬儀に臨む態度として同社は、香典、花環等については故人の近親知己等が自宅に贈るものは別として、社としては一切受領せぬ方針を樹て、新聞紙上の社葬の通知にも「新生活運動の趣旨にそい供花、香典等は固く辞退し、たとえ届けられても受取りかねる」と明示した。それでも葬儀の当日は斎場に多数の花環が持込まれたが、社員総出の応待によつて全部持ち帰らせたいという徹底ぶりであつた。従つて祭壇には同社より贈つた生花と花環各一对（共に寄贈者の名前は付されていない）が簡素に飾られただけで、他に供物は一切なく、真に質素な感じであつた。しかしこのことは却つて参会者に奥床しい感銘を与え、参列の一万田日銀総裁も「今日の葬儀は真に良かった」と語つたそうである。

この社葬は費用の点でも新生活運動の目的に完全に沿うものであつた。葬儀場でのお通夜には遺族、関係者数十名が集まつたが、夜食には百五十円の弁当と酒五升が出されただけであり、葬儀当日の昼食は一人あた

り百円、斎場費を含めて社葬に要した費用は総額で十五万円を出なかつたということである。

一、日清紡による今次社葬は、まさに財界新生活運動に対する頂門の一針であり、その英断は賞讃さるべきである。社葬の形式についても最も妥当なものをうち立てることは新生活運動の一つの課題である。

それはともかくとして新生活運動は一部の経営者によつてここに力強く踏み出されたのである。我々は困難な経済の現実深く思いをいたし、当面の実践目標を再び想起してその推進を図らねばならない。

二、講和発効の前夜

昭和二十七年は講和条約発効の年であつた。さきに述べたように、講和成立は独立への喜びであると同時に、防衛協力その他独立に伴う負担の重圧をも覚悟せねばならぬという不安を伴つていたのであるが、二十七年にはこれら両面の諸要因が具体的に展開していつた年である。新生活運動の推進もこの重大な時期における経済界の自覚を促すことを真の目的としていたのである。

一月二十六日にはラスク特使が来日し、安全保障条約に基づく「日米行政協定」の交渉をはじめた。交渉は二十九日から開始され二月二十八日調印された。この協定は米占領軍が講和発効後も安保条約に基づいて日本に駐留するについて、その地位と権限を規定したものである。これによつて日米が反共防衛に協力する基盤が確立されたわけであり、政府はその協定成立よりさきすでに安保条約の精神に則り、一月三十一日吉田首相が予備隊をきり

かえて「防衛隊」を新設する旨を言明、また二月十九日には「海上警備隊」要綱が発表された。三月一日には米極東軍司令部から日本防空軍新設を発表、六日吉田首相は国会における野党の質問にこたえ「自衛戦力は遠慮に非ず」と言明、反響を呼んだ。三月二十二日総司令部は政府に対し二十七年中に予備隊を十八万人に増加するよう要求し、また四月六日にはそのために安全保障費五百六十億円を充当するよう要求した。こうした防衛力増強の線にそつて三月八日総司令部は政府に対し兵器製造許可を指令、同三十一日には賠償指定旧軍工廠の転活用を許可した。こうして、日本を極東の兵器廠にするという米国の極東政策の布石は打たれていった。

日米経済協力はかけ声の大きい割には振わず、特需については朝鮮復興用物資の買付や仏印政府の武器買付などその中は広くなつて来ていたものの、朝鮮動乱の休戦気構えで先行に対する不安は蔽えず、また東南アジア開発も打診の域を出なかつた。しかし国内における防衛力増強による軍需産業復興の問題も生れて来るなど、広い意味における日米経済協力は依然として大きな課題であり、しかも一種動意をはらんだ状態であつた。二月一日「経済協力最高会議」が創設され、政府側から吉田首相はじめ周東安本、池田大蔵、高橋通産の三相、民間から向井忠晴、加藤武男、白洲次郎の三氏が加わつて、日米経済協力、東南アジア開発、外資導入など当面の重要問題について自由討議の形で意見を交換することになつたのも、日本経済の進路をいまだはつきりとつかむことが出来なかつたからでもあつた。

賠償交渉は前年末から二十七年春にかけて、インドネシアおよびフィリッピンの両国を相手に、予備的に交渉がはじめられていた。

講和成立による負担の面ばかり次々と具体化して一般に独立の喜びは影が薄くなりつつあった矢先、二月二十三日吉田首相は国会で米国から近く巨額の政治借款が供与される旨を述べ、安本でも五カ年間に十億ドルに及ぶ借款のあることを前提とした作業をはじめたりしたが、米本国を打診して帰任したマーカット経済科学局長は「政治借款という性格のものはない。日本の財政状態は経済援助を受け得る状態ではない」とはつきり吉田言明を否定した。結局政府は大ざっぱな借款要求はしたが、相手にされなかったということであつた。

昭和二十七年年度予算は一般会計歳入出九千三百二十五億円で一応收支均衡を保つたが、歳出のうち前年度にはなく講和発効に基づいて新たに生じた防衛支出金六百五十億円、安全保障諸費五百六十億円、連合国財産補償費百億円、のほか警察予備隊費の大巾増加など、防衛関係費が約二千億円、二一・三%を占めていた。

一方、講和発効前夜の経済状態はどうであつたか。二十六年春からの動乱景気調整のあとを受けて、同年末から二十七年春にかけては、世界的軍拡の引延し、米国景気の停滞、これに伴うドル不足に基づく各国輸入制限の強化など、世界景気後退の影響を受けて、わが国も輸出不振に陥つた。一方動乱ブームによる収益は設備拡張に投下され、それによる増産によつて、二十六年末においても鉱工業生産は戦後最高を記録し、需給のアンバランスを生じた。その結果、物価は鉄鋼、繊維を中心に反落、その中は二十六年春の三割安となつていた。このことは資本力の弱いわがメーカーや商社には大きな打撃を与え、通産省の調べによると二十七年一月末現在繊維関係値下りによる商社の損失額は二百億円に上るといわれた。信用関係も混乱し、売掛金の支払は悪化し、不渡手形は激増した。一万田総裁が西下して江商など五大商社、八大繊維問屋、それに兼松、高島屋飯田の十五社に対

し救済措置を講じたのは、ちょうどこの時、二十七年四月のことであつた。

しかし当時、大蔵・日銀両当局における支配的な考え方は、この景気停滞は本格的な不況ではなく、動乱ブームの調整作用の延長であり、従つてこの際産業界の合理化を促進するために『なしくずしの整理』を進ませ、一方コスト低下に役立つ設備充実を図るため、鉄鋼、電力、造船など基幹産業に対する重点的な投融資を行うという方針をとることとなつた。

また労働状況も講和発効を前に陰悪となつていた。政府が「独立後の治安維持」のための特別治安立法として、二十七年三月二十七日破壊活動防止法案要綱を発表し、また労働法規の改正を準備しはじめたことは、労組をして決定的に政治闘争にかりたてた。これよりさき二十七年一月弾圧法規反対、賃上げを主とする春季闘争方針を決定した総評は、二月にはマーケット・バスケット方式による賃金綱領を発表したが、この動きはやがて「破防法・労働三法改悪反対」闘争に発展し、四月には四百万の労働者が参加して十二日第一波、十八日第二波のストを行い、そうした空気はやがて五月一日皇居前広場における「血のメーデー」事件を生むにいたるのであつた。

三、山際・東海林(代表幹事)時代開く

——第六回 通常総会——

経済同友会はこのような状況に対処して、講和後における経済の運営に大綱を過たず、自立の目的を達成せし

めるために、総合的な経済政策のあり方を見出すべく、二十七年一月以来経済政策審議会が中心となつて、検討を進めていたが、四月四日の幹事会で、「講和後における経済基本計画樹立の提唱」と題する原案を可決、これを九日工業倶楽部で開かれた第六回通常総会の中心議題とすることとなつた。

またこの日の幹事会で、講和後におけるきびしい国際競争にそなえて貿易商社の内容を充実することの必要について政府の注意を喚び起すため、「貿易商社の強化に関する提案」を決定、発表した。これは対策として、(一)貿易商社の規模と資力を強大にし無用の競争を避けるため、その結合を助長、促進させること、(二)商社の資本充実の基礎工作として、商社自身社外分配を自制することは勿論、政府としても税法上の措置を講ずること——を主張している。

第六回通常総会は四月九日開かれたが、この総会で代表幹事は藤山、工藤両幹事から山際正道、東海林武雄の両幹事に引きつがれた。藤山代表幹事はすでに二十六年九月東京商工会議所の要望を断りきれず会頭就任を引受け、幹事会の了解のもとに同友会の方と兼任していたのであるが、改選期を機会に代表幹事を辞したのであつた。また工藤代表幹事については、四期重任という異例の功績により第六回総会の名で次のような感謝状が贈呈された。

「全会員の名のもとに会員工藤昭四郎君が本会に尽した功を称えここに感謝の意を表明します。

同君は本会創立当時戦後の物価対策の重任を担い日本興業銀行から転出して大蔵省物価部長の職にありまし

たが、蔭にあつて本会を助け常に協力を惜しまず、やがて官を去り復興金融金庫副理事長に就任されるや昭和二十三年度本会代表幹事に選ばれその後三度これに重任されました。この間、内にあつては愛情こめて本会を育て、外に対しては自信に充ちた誇りと強い責任感とをもつて本会を代表し、日本経済自立促進のため尽すいされたものであります。このような同君の業績こそ本会今日の会勢伸張の大なる礎となつたのであります。

今回工藤君が改選を機会に代表幹事を辞任されることになりましたので、總會の名において同君の過去四カ年にわたる労を犒い、かつ記念品を贈つていささか微意を表する次第であります。」

昭和二十三年四月から二十七年三月までの四年間は、日本経済の基礎の固まりつゝあつた時期である。戦後インフレの末期から、ドッジ・ラインによるインフレ政策、次いで動乱景気とその調整、そして日米経済協力を機軸とする経済自立を展望するまでの時期であつた。敗戦によつてすべてを失つた日本経済が一種の「原始蓄積」を行うためには、ある程度のインフレは必要であつた。工藤昭四郎は復金にあつてその線にそい「蛮勇」をふるつたのである。次いでドッジ公使の手になるデフレ政策が強行されたが、蓄積の少い日本経済のインフレ政策を、富裕なアメリカの感覚で料理されれば「角をためて牛を殺す」結果になりかねない、工藤代表幹事はこの点に対して深く関心を寄せ、政策の行きすぎを来すことのないよう、熱心に、むしろいつようにドッジ・池田ライオンに食下つたのである。その同友会代表幹事としての役割は、専らそこにのみあつたといつてよい位である。かつて大塚万丈は「修正資本主義」をもつて同友会の特色たらしめたが、工藤昭四郎は「ドッジ・ライン批判」をもつて、同友会の四年間を特色づけたのであつた。まさにこの四年間、同友会は大蔵省、日本銀行にとつては一

敵国の餓があつたといえるし、その同友会をぐいぐいと引っぱつていつたのは工藤の信念と粘りであつた。

しかしいまや独立日本の発足を前に、日本経済の一時期は過ぎた。新しい日本経済を推進しようとする経済同友会は、選手を交代して、新しい代表幹事を選び出したのである。東海林武雄と山際正道のコンビ——それは當時何とはなしに「素人の代表幹事」といった感じを与えたが、それだけに清新味が漂つていた。素人には素人の持味があり、会をどうしてどういう方向に引っぱつて行こうとしているのか、誰にもわからないだけに、期待と興味が持たれたのである。これは同友会の若返りであり、再出発でもあつた。とにかく新生活運動を推進する同友会にはふさわしい代表幹事であつたことはたしかである。

新しい同友会は両代表幹事のはつらつとした挨拶によつて幕をあけた。

〔山際代表幹事〕

国民待望の講和を迎えることが出来たことは喜びにたえない。しかし民族の独立と自由の回復は同時にそれにふさわしい責任と負担とを伴うことは当然である。ところが静かに戦後の経過をふりかえつてみて、私共は果して敗戦の教えるところを汲みとつただろうか。国民の一人一人が民主主義の前提として真実に自我を自覚し、その共同の意識によつて日本の社会を再建しようとする決心の底固めをつくりあげただろうか。

なるほど統計の数字は経済生活の回復を現わしている。しかし私の実感では個人の生活においても社会の経済現象についても、何となくその背後においては経済基盤の弱さ、いわゆる底の浅さがだんだん増しつある

ように思える。資本の喰いつぶしと外国の経済援助がわずかに破たんを支えているのではないか。

私は独立回復の第一歩は嚴肅なる自己反省と民族の将来に対する深い思索から出発さるべきだと思う。同友会設立の趣意書には「新しき祖国は、人類の厚生と世界文化に寄与するに足る真に民主主義的な平和国家でなければならぬ。日本国民は、旧き衣を脱ぎ捨て、現在の経済的、道徳的、思想的頹廢混乱の暴風を乗切つて、全く新たな天地を開拓しなければならない。我々は経済人として新生日本の構築に全力を捧げたい」と述べられている。私共はこの声明に盛られた精神を再びここに想起し、今後一層その高揚を図るべきであると思う。

〔東海林代表幹事〕

禅宗に「自覚」という言葉がある。「自らさとる」ことであるが、これは明かに自主独立を言っているのであつて、これからの我々の立場も先ずこの自覚の精神から出発し直さねばならぬと考える。他人が助けてくれるという考え方を是正すべきであると思う。そこから自らはかくするのだという決意が生ずるのである。

これからの日本経済にはいくたの困難が横わつているが、これを乗切ることなくして容易に安泰になろうとは思えない。単なる論議の範圍に止まらず、我々が当面し自ら解決せねばならない問題は多く、同友会に課せられた使命は重い。

今後同友会の一層の活発な活動を前にして、我々は経営者としてのプライドとディグニティを昂揚し、一致

協力してこの難局に処したいと思う。

新しい同友会は、この挨拶をみてもわかるように、自己反省から出発したのである。政策論議の前に、先ず深く自らを顧みる、日本経済の足もとを見直してみる——こういった態度から出発したのであった。

従つてこの総会における中心議題であつた「講和後における経済基本計画樹立の提唱」も、当日東海林代表幹事からとくに説明されたように「政策の批判ではなく、独立日本の経済の建直しには先ずこういう考え方を必要とするということを強調して、これに対する施策の大綱というか、我々が現在当面している経済の自主独立にはかくあらねばならぬという信念を現わしたものであつた。

「講和後における経済基本計画樹立の提唱」では、先ず講和後における経済自立の必要性を強調しそのためには「特需等の臨時的収入によつて国際収支の均衡を維持し得るここ数年の間に、これを有効に活用して、わが経済の質的、内容充実を図り、もつて経済自立と安定を実現する」ために、「長期的、総合的経済計画」をたて、官民協力して、その実現に協力する体制を確立せねばならぬとの立場から、計画樹立に当つておかるべき重点を次のようにあげている。

一、後進未開発地域には軽工業が発達しているから、今後のわが輸出および基幹産業としては、重化学および機械工業に重点を指向しながら、産業構造の是正を図る。

二、産業コストの割高、品質の低劣を改め対外競争力を培養するため、産業の合理化、高度化に、資本蓄積の

重点をおく。

三、過度の貿易依存の危険を防ぐため、一定の商業的基礎のもとに、極力国内資源の開発、特に国内食糧および衣料用原料の自給度の向上を図る。

このような前提に立つて、五年後にあるべき産業のラフ・スケッチ（見取図）を想定、その達成のための対策について、（一）企業の合理化、高度化、（二）資本の蓄積、（三）貿易その他にわたつて具体的に指摘し要望している。

また通常総会では、昭和二十七年活動方針として「我々は講和成立という歴史的な新年度の活動に入るにあたり、経済自立には先ず財界人自らが不撓不屈の自立精神を体得しなければならないことを深く認識し、国民経済の指導者たるの誇をもつて、この重大な時局に対処するの決意を新たにするものである」との立場を明かにし、次のような活動の諸目標を掲げた。

一、民主自由国家群への参加を機軸として国民経済の自立化に貢献する。

A、資本蓄積の促進

B、強力な貿易振興対策の樹立

C、流通機構の確立と強化

D、自由経済と計画的経済の調整

三、山際・東海林（代表幹事）時代開く

E、国際経済協力促進

二、経営者アカデミーとしての活動

A、科学的経営に関する研究と啓蒙

B、研究講座の開催

C、景気観測の科学的研究

三、本会の内容的強化

A、本会の各種組織に指導的人材を結集する

B、会員相互の親睦により同志的結合を強化する

C、本会全国組織の発展と強化を図る

D、次期経済界を担う幹部人材を育成する

四、新しい経済倫理の確立Ⅱ新生活運動の継続

この活動方針で特色的なことは、経営者アカデミーとしての活動と新経済倫理の確立とである。講和後の困難な経済の歩みを自立にまで高めてゆくことは、単に政府に対する一片の要望の出し放しで解決できるものではない、それよりも先ず経営者が自らの足もとを眺め、経営内部の刷新、合理化を進めること、また新しい経済倫理を見出してこれを経済自立への精神的なよりどころとしていくことを強調したわけである。こうした経営者自ら

の反省ということは、個人加入で自由に研究し実践するという立前の経済同友会にして初めてよくなし得るところであるといえる。法人加入の経済団体では、何よりも企業や業界の利害が先に立ち、その解決のために政府に要望するということに走り易く、地道な「経営者自身の反省」というあり方は、性格上生れ難いのである。このような運営における一種の弾力性がまた同友会の発展を支える要因ともなっていると見てよからう。しかも代表幹事は、活動のこのようなあり方にはうつつけの人材だったのであるから、この新年度をもつて同友会は、それまでとはまた一風かわった特色を持つにいたつたのである。

二十七年度の部会長その他役員の人選は五月二十三日の幹事会で次のように決められた。

▽部 会 長

(工業政策) 永野重雄、(資源政策) 堀越禎三、(金融政策) 工藤昭四郎、(通商政策) 寺尾一郎、
(経営政策) 加藤威夫、(海運政策) 一井保造、(食糧政策) 正田英三郎、(労働政策) 村木武夫

▽研究会長

(時事研究会) 小池厚之助

(Aグループ研究会) 鈴木治雄、(Bグループ研究会) 中山素平、(Cグループ研究会) 伍堂輝雄
なおグループ研究会は二十六年八月創設された主として若い会員層の研究組織である。

▽総務委員

三、山際・東海林(代表幹事) 時代開く

(委員長) 浅尾新甫、(委員) 秋葉武定、安藤清太郎、今里広記、岡田啓基、岡本忠、酒井喜四、竹内俊一
▽経済政策審議会

(委員長) 堀田庄三、(委員) 今里広記、岸道三、工藤昭四郎、桜田武、永野重雄、水野成夫
▽渉外委員

塩原禎三、山田忠義

▽全国委員

赤木栄、工藤昭四郎、児玉忠康

▽選挙管理委員

大岡富太郎、大倉武、中浜鶴男、中村隆一、湊守篤

四、政党政治への関心高まる

——十月総選挙に要望——

昭和二十七年の秋以来、財界の政党政治に対する関心は一だんと高まった。経済同友会においても同然である。それは次のような理由によるものとみられる。

一、二十七年春から夏にかけて第十三国会における破防法案、労働三法改正法案審議は、院外における労働組

合の相次ぐデモと相まつて、保守、革新両政党間における左右対立、国内相克の様相を深めていった。

二、財界のたのみとする保守政党も、改進黨が二月発足し保守勢力が二分したほか、側近人事を契機とする自由党内における吉田、鳩山両派の反目は日毎につのり、鳩山派は三木武吉、石橋湛山、河野一郎氏らを中心に党中央をつくるありさまであつた。

三、そこへ八月二十六日から開かれた第十四国会において、開会三日目の二十八日、吉田首相は憲法第七条の規定による抜打ち解散を強行し、政局の混迷はますます激しくなつた。

政局がこのような混沌としているにも拘らず、経済状態としては重要な段階に立ち向つていた。つまり当時の経済は、水準としては「実力以上の高水準」にあり、一応の復興は達成されていたのであるが、それは特需に基づくなかば空中樓閣のような繁栄であつたので、より堅実な「特需がなくなつても崩れない」形の経済にまで「体質の改善」をやつていかねばならぬ段階にあつた。従つて経済施策としても、単に急場しのぎの部分的なものではなく、総合的、長期的な計画に基づき政策が大きく打ち出されることが望まれていたし、このことは経済同友会春の総会においても力強く指摘、提唱されたところであつた。

こうした経済的に本腰を入れるべき段階における政局の混迷であつただけに、財界が政党政治のあり方に対して、深い関心を持つにいたるのは当然のことであつた。

そこで経済同友会は、十月一日の「独立後初の総選挙」を前に、九月五日「総選挙に際してのわれらの要望」

を決定し発表した。

「我々の判断によれば、今後一、二年間のわが国は、政治的にも経済的にも、国運を決すべき異常の危機に直面せんとしている」と「要望」は冒頭に述べている。そしてこの重大な時期における総選挙では「従来のような低調な逐鹿意識」を棄て、政策をもつて選挙を闘うことを望んでいる。さらに「要望」は「祖国再建の基本的政策においては党派を超えた一線があるはずである」との立場から、政党政治家が小異をすてて大同につくべき問題として次の諸項を掲げている。

- 一、民主主義をじゅうりんし、暴力をもつて治安をみだし、日本を破壊に導くような党派および不法外国人に対して、断固たる対策をとること
- 二、日本経済の死命を制する貿易海運について徹底した振興策をとること
- 三、生産の基盤である資本の蓄積について抜本的な対策をとること
- 四、失業と貧困について、国力の許す限り最善の対策をとること

最後に「要望」は「政党内の派閥抗争の如きはこの際断固一擲して、協和すべきことを要望する」とて、自由党内の反目を批判している。

十月一日の第二十五回総選挙の結果は、自由党が三百四十名でようやく過半数を占めたものの、解散前に比べ四十五議席を失った。それは選挙運動の最中においても、吉田派、鳩山派があたかも対立する両党のような態度をとるというくらい、党内抗争が激化したそのすきを社会党に乗ぜられたからであつた。社会党は右派が三十名から五十七名に、「再軍備反対」を掲げた左社が十六名から五十四名に、いずれも大巾の躍進ぶりをみせた。また改進黨は六十七名から八十五名に増えたといえ予想よりは低調であつた。

とにかく自由党は過半数を占めて第一党となつたのであるが、その内容たるや吉田派、鳩山派、中間派と三分され、そこへ改進黨が鳩山派を支持でもすれば、鳩山、重光連立政権も出来ようという勢であつた。かくて後継内閣首班の決定は難航し、政治の空白が予想されるにいたつた。

そこで財界でもこうした政界の雲行を打開すべく、十月四日経団連、日商、日経連、同友会の四団体が緊急合同会議を開いた。同友会からは山際、東海林両代表幹事のほか今里、工藤、水野、郷司の各幹事が参加して協議の結果、次のような「政局安定に関する緊急要望決議」をつくり、これを吉田首相、林自由党幹事長、鳩山一郎氏に手交した。

「要望」の要旨は次の通りである。

「総選挙の結果、国民の良識と公正な判断により、自由党が過半数の議席を占めることとなり、国民多数の希望が自由党による安定政権の確立にあることが実証されたことは喜びにたえぬ。

しかるに伝えられるところによれば、次期政権の首班問題をめぐつて自由党内部に意見の対立があり、その

調整が困難視されていると、遺憾にたえない。

独立後、日なお浅く諸状況が容易ならぬ時、万一安定政権の成立が困難となるような事態に陥入れば、それは経済界のみならず国民多数の期待に反することとなり、将来政党政治に対する不信と失望を招くこととなる。この際小異をすてて大同につき、安定政権の確立に努められたい」

こうした財界の申入れも一つの契機となつて、鳩山派は党内民主化四原則を条件として吉田首班を認めることとなり、十月三十日第四次吉田内閣が成立した。財界が共同決議の形式で政界に対して重要な意思表示をしたのは、戦後はじめてのことであり、これは経済界が一応安定して政界ににらみをきかせるだけの實力を持つてきたことを証明するものとして注目されねばならぬ。

五、第五回全国大会開く

——新内閣への注文と貿易振興に対する要望——

経済同友会第五回全国大会は十一月一日兵庫県宝塚の宝塚会館で開かれた。この大会は前回大会で全国組織要綱が決つてから最初の全国大会であつた。全国組織要綱に基づく全国委員会はその第一回を一月二十一日に開き東海林武雄幹事を全国委員長に選んだが、六月六日開かれた第三回全国委員会では、二十七年度全国委員長に工

藤昭四郎幹事を選び、また全国大会の開催にそなえその大会議題を共同研究することとなり、研究題目を、(一)「貿易振興策」、(二)「資本蓄積と税」の二つに決定した。次いで第四回全国委員会(八月十六日)では各地の研究の中間報告を行い、第五回委員会(十月十三日)で、東京案を中心に最後に審議して原案を決定、第五回全国大会に提案したのであつた。

この全国大会は、会員百五十名が参集して開かれたが、「会報」はその成功ぶりについて、「本大会を通じて強く感じられたことは、経営者の同志的結合体という本会の特色が全国組織の上で見事に開花していること——それは議場が和気あいあいたる雰囲気包まれていたことに端的に現われていた——および昨年以來確立した本会の全国組織がすでに成熟を遂げて軌道にのつているということの二点であつた」と記している。

議長には東海林東京代表幹事、菅谷大阪代表幹事が選ばれ、(一)「資本蓄積促進対策案」(各地共同提案)、(二)「貿易振興対策案」(東京提案)さらに、(三)「新内閣に要望する」(東京提案)を大会決議として採択したが「貿易振興対策」は修正原案が採択されたのであつた。また、(四)「経営者金庫創設に関する意見書」(神戸提案)は採択されず全国委員会ですらに検討することになつた。

採択された大会決議の骨子は次の通りである。

〔新内閣に要望する〕

これは春の通常総会における「経済基本計画の樹立提唱」の趣旨を受け、さらにこれにその後の状態を加味し「消費景気」の抑制に一つの重点をおき、新内閣の施策を促したものである。また、さきに第五回全国委員

会席上、山際代表幹事から「経済のますます弱体化してゆく実情は坐視するにしのびないから、この際我々の考えを函に衣せずに要望すべきである」との発言があり、その線で文案が練られたものであつた。この「要望」において政府にその実施を迫っている対策は次のようである。

一、自立経済を速かに確立するため、財政経済を通じて政治の基調を「節約による蓄積」におき、国力を超える消費を抑制する。

二、財政の基調を均衡財政におくとともに、棚ざらしの行政整理を強力に断行し、冗費を徹底的に節約する。

三、不急ならびに過剰投資を防止するため資金規制の強化および設備制限方式を採用する。

四、合理化に伴う失業人口に対しては、総合計画の線にそい、公共的事業等による生産的雇用対策を講ずる。

五、防衛生産に対する基本方針を明かにし、自衛力増強と国民経済との長期的均衡をはかる。

六、重要産業につき長期の経済自立計画をたて、その目標に向つて経済の総合的調整をはかる。

七、前項の目的を達成するため、官民による少数の強力な企画機関を新設し、政党はこれに対して超党派的に協力する。

このような「要望」の背景をなしている経済状態を集約的に述べれば次のようになる。

一、先ず昭和二十七年の経済は、前年のあとを受けて朝鮮動乱ブームの沈静期であつた。「終戦後において産

業活動諸指標が全面的に伸び悩みを示した最初の年とみることができると経済白書も指摘している。鉱工業生産指数は、二十六年には前年より三六%も増加したが、二十七年には七%より伸びていなかった。貿易は二十六年には輸出六五%、輸入一一〇%も前年より増大したが、二十七年には輸出は六%減り、輸入もわずかに減退した。

二、このように二十七年の経済は伸び悩みではあつても、物価水準は大体において横ばいであり、雇用状況も目立つて悪くはなつておらず、一応平靜な経済状態を辿っているかに見えたが、その平靜が何によつて支えられているかに問題が潜んでいた。

三、先ず消費購買力と設備投資の増大である。朝鮮動乱以来の企業利潤の増大によつて賃上げが行われ、都市生活者の消費水準は前年より一六%も増し、農村もまた豊作と米価引上げなどによつて同じく一六%も消費水準があがつた。設備投資は二十六年より二割も増大したが、それは企業の自己資金の投入のほか開発銀行を通じての財政投融资によるところが大きく、二十七年途中で五百九十二億円と前年度の二倍半に達した。

四、次に企業の対応措置として綿紡、鉄鋼、ソーダ、化繊などの部門では、操短が行われ、また業界の合理化、再編成が進んでいったこと、また金融機関による滞貨融資、輸入金融の円滑化（日銀の別口外貨貸付など）、また貿易商社に対する赤字金融——こういった一連の金融によるテコ入れが、事態の平静をよそおせたのであつた。

五、しかしこのような景気の下支え要因がいつまで続いていくかということになると、事態は頗る深刻であつ

た。動乱ブームによつて合理化が途中でおきざりにされたため生産コストの割高が是正されていないことが、世界景気後退下の輸出競争におけるわが致命的な欠陥だとすれば、輸出の先細りは必至であつたし、また金融の支えによる内需の旺盛もそういつまでも持続できるものではなかつた。しかも二十七年末ごろからは不渡手形が急激に増え、しかも比較的大きな企業も不渡を出すにいたつたという状態であつた。

このような経済状態の見通しが、全国大会における新内閣への要望を、激しい語調で行わしめたのであつた。昭和二十八年年度経済白書も二十七年末ごろの状態で立つて次のように警告していた。

「当面病状が蔽いかくされ、痛みが少い時においては、苦痛を伴う手術を納得させることは困難である。けれども特別の外貨収入がなくなつて、手術をするより仕方がなくなつてからでは手おくれである。……事態は一見遠い先のことのようにであるが、実はさし迫つてゐる。自立の体制は、今すぐはじめても早すぎることはない。」

〔貿易振興対策〕

戦後各国は特殊の貿易振興策をとつてゐるにも拘らず、わが国では自由競争主義に偏してゐるとの前提に立つて、(一)官制による「通商政策審議会」(仮称)を設け、総理大臣を長とし関係大臣、民間人をもつて構成、通商についての最高政策を決定する。(二)輸出組合の仕事を不公正取引の防止のほか対外利益の擁護にまで拡大

する。(三)貿易商社の強化、(四)低利の貿易資金の供給など新為替金融対策の樹立——を要望している。

〔資本蓄積促進対策〕

西野嘉一郎幹事が中心となつてまとめたもので、企業の自己資本充実を促進するため「資本蓄積促進法」(仮称)をつくり、(一)企業資産の充実をはかるため減価償却の徹底、貸倒準備金の限度拡大を行う、(二)資本構成是正のため、増資を容易にするために必要な諸措置、借入金金の長期金融機関への肩代り、その他の措置をとる——などを規定する。

経済同友会は全国大会における諸決議の実現を期するため、十一月七日緒方官房長官、戸塚労相、向井蔵相、池田通産相、小笠原農相、佐藤建設相など新内閣の閣僚を招き、意見を交換した。またこれに引続いて十一月二十日には改進黨の政策委員、同二十一日には自由黨政調会とそれぞれ懇談した。「意見書の出し放しはしない」というかつての方針が、この段階において再確認されたのであつた。

とくに秋季闘争のさなか十一月二十七日には経済同友会労働常任委員会(委員長村木武夫幹事、顧問東海林武雄代表幹事)のメンバーが、戸塚労相と懇談、破壊的な炭労(十月十七日から六十三日間にわたる無期限スト)、電産(九月二十四日から三カ月にわたり十六回におよぶ停電スト)の二大ストの展開を前にして新党政のあり方につき意見を交換した。この席上、東海林代表幹事からは「占領下の労働政策をここで自主的なものに切替える

べきではないか」と労相の所信をただし、また乗富丈夫幹事は「社会不安の認定は問題であるが、世論が熟すれば緊急調整を発動すべきだ」と主張した。また郷司常任幹事からは「労組の中にも全自動車、総評などのようなものもあれば、全織、海員組合のようなものもある。これらを区別して政策をたてるべきである」と実際的な見解が述べられた。

また労働常任委員会は十二月八日の会合で将来の活動方針を改めて討議した結果、次のような態度で処することに決めた。

一、労働対策の面は日経連に委し、同友会としては、経済政策とにらみ合わせた労働政策の面を考えるべきである。

二、同友会の性格上どうしても経営者の立場から考えることになるのは当然であるが、他の団体より客観的な立場をとり得るし、批判もできると思われるから、今後はそうした面をとくに打出してゆく。

三、今回の電産、炭労ストのいきさつに照らしてみても、中労委とか緊急調整措置とかいった既存の制度を、もう一度よく検討してみる必要がある。

四、労使が国民経済的な立場にたつて紛争の解決にあたるのが痛感されるので、そのために労使相互の理解を深めるような機会を持つことが必要である。

このようにしばらく鳴りをひそめていた同友会の労働対策活動は、また新たな角度から取りあげられることに

なつたのである。

なお炭労、電産の両ストは十二月十五日政府が緊急調整権発動を決定したため急速に軟化、十七日炭労、十八日電産とそれぞれ一挙に妥結した。このストの破壊性に鑑み政府は「スト規制法案」の準備に着手したのであった。



第十一章 「經營者」の反省と覚悟

一、創立の精神にかえれ

およそ年の始めには誰しも静かに自らの歩いた道を反省し将来を展望するものである。経済同友会にあつても事柄は同じである。会報「経済同友」は昭和二十八年における初めの号において、代表幹事および主な会員有志の年頭所感をのせている。

この所感はいずれもその時における同友会の反省であり、また二十八年における活動の指針でもあるわけだ。先ず山際正道代表幹事は「忌憚のない意見交換を」と題して次の感想を述べている。

「實際上の独立第一年である本年は、国内的にも国際的にもまことに多事多端である。この時期に際して、国内政局は不安定を続け、経済もまたその影響を受けざるを得ない。まことに本会がその面目を発揮して活躍せねばならぬ年である。

それにも拘らず、最近の本会の活動に対して、やや動脈硬化の気味ありとの警告を受けている。これを打破するためには、本会結成の主旨に立ち返つて、清新な活動を行わねばならない。

そのために一番簡単で効果的なのは、各位が本会の会合になるべく多く出席されて、隔意ない意見を同志らしく闘わせることである。その意見交換を通じて得られたものを、各位が活躍されているそれぞれの方面に反映させていただければ、自ら本会の使命は達成されるであらう。私は代表幹事として忌憚のない意見交換が行

われるよう努めたい所存である。」

さきに代表幹事就任の挨拶で「創立の精神にかえれ」と呼びかけた山際代表幹事は、それから八カ月のちにやはり同じような呼びかけを行つたのであつた。

次に東海林代表幹事は「経済自立の具体策」と題して、「前途多難なことしの経済に対しては、現在政府施策の基調となつている自由主義政策ではその打開は困難であり、弾力性ある強力な国家施策が必要である」との見解を述べ、さらにこの難局における財界のあり方について次のように決意を語っている。

「従来かかる施策に資するための財界の意見は必らずしも活発ではなかつたが、ことしは日本経済自立の大切な年であるから、財界としても我々の意のあるところを強力に政府施策に反映させ、その実施を推進することが必要である。同友会はまさにその使命を担うべき唯一の団体であり、同志相寄り、日本経済自立のための具体策を活発に論議したいと思う。」

東海林代表幹事のこの意見は二十七年春の通常総会において「基本計画」の樹立を提唱して以来、一貫して堅持されて来た経済同友会の主張の線にそうものである。この主張の具体的な面について、村木武夫幹事は「基幹産業に一貫政策を」、安藤清太郎幹事は「強力な助成策の展開」、永野重雄幹事は「安い原料の入手」、また水上達三幹事は「巾の広い貿易振興対策を」と題してそれぞれの政策意見を述べている。さらに労働運動に対しては、今

里広記幹事は「行過ぎを警戒」と題して、組合の左翼偏向に対して同友会でも対策を考えることを望んだ。

経済同友会は政府に要望するだけの役割を担っているのではない。同志が相寄って問題の所在とその対策を研究するとともに、つねに自らのあり方、財界のあり方を反省する一面も積極的に持つているのである。山際代表幹事の「動脈硬化を脱せよ」の声は勿論その反省する面を露骨に強調したのであるが、工藤昭四郎幹事も「新生活運動を強力に」と題して「今日ではインフレの危険はむしろわつた消費にある。しかもこの世相に対して政府も教育界もブレーキをかけ得ないでいる。この際新生活運動を強力に展開してむだな消費を積極的に抑制する必要を感じる」と述べ、財界自らが率先して「新生活」を推進することを力説したのであつた。また加藤威夫幹事は、この反省面を経済の分野にとらえ「本当の『良品』」と題して、科学的な企業経営に対する研究の必要を指摘した。

経済同友会の長い歩みにおいて、昭和二十八年の初頭は一つの時期を画したものであると見ることが出来る。「動脈硬化」への反省は、「創立の精神」に立ちかえつた同友会の新しい活動の方向を開拓せしめたのであつた。しかし「動脈硬化」と評された当時の経済同友会も、決してその活動がふるわなかつたわけではない。二十七年春の「経済基本計画樹立の提唱」以来、「貿易振興」においても、「政局への要望」においても、また同年秋の「新内閣に要望す」においても、当時の状況における周到適切な意見活動であつたことは疑いないところである。にも拘らずどうして同友会の不振がいわれたのか——それはある意味において時代の状況に基ずく同友会の

「相対的」な不振であつたのである。

それはどういふことか——由来経済団体というものは、その時その時代の経済的不満を為政者に対してぶちまけ、その奮起を促し、現状の改善を要求することにおいて、本来的な生命を保っているものなのである。「修正資本主義」を唱えた同友会は、混沌とした労使抗争の時代において、その赴くべき方向にひとつの光明を点じた。ドッジ・ラインの行過ぎに対するしつようなまでの批判を加えた同友会は、デフレにあえぐ財界の苦悩をそのまま表明し、事態の改善に大きな役割を果し、時代的な共感を得たのであつた。しかし朝鮮動乱ブームにより立ち直つた日本経済においては、安定の裏に多分の不健全要因があつたとはいへ、深刻な悩みはもはやなかつた。労働攻勢に対しても財界は、時の政府とともに一応主導力を握つていたのである。——かくて経済同友会は、その存在を大きく浮彫すべき対象をいわば失つたのである。あたかも第四次吉田内閣の蔵相は、ドッジ・ラインの忠実な信者である官僚あがりの池田勇人氏ではなくして、財界の意のあるところを十分に知りつくしている財界出身の向井忠晴氏であり、氏はすでに二十七年十二月一日補正予算の国会提出にあたり「財政金融の弾力性ある運用」を言明していた。朝鮮動乱の沈静期であつたとはいへ、企業経理は概して良好であり、さらに向井財政による投資景気を展望することが出来た。——指摘されるところの同友会の動脈硬化の背景はこういふところであつた。要するに「ドッジ・ラインの行過ぎを是正して、経済の実体面である産業貿易を振興せよ」と主張し続けて来た約四年にわたる同友会の一種の「悲願」が達成されたところに、ひとつの「ゆるみの時期」が生じたわけである。

しかし清新な山際・東海林両代表幹事は、いつまでも「ゆるみの時期」に惰眠を貪つてはいなかつた。彼等は「経済同友会創立の精神に立ちかえれ」と叫んだのである。その「創立の精神」とは何か——それは若さであり、進歩性であり、また勇氣であり、科学性であつた。

かくて同友会は新しい活動の目標を見出した。それは安定経済の底に流れている不健全な要因の直視とその打開であつた。政策面においては特に経済における計画性の付与であつた。また経営自体の嚴肅な反省の上に立つところの科学的企業経営の研究であつた。さらにこの線にそつた若い経営幹部の再教育であつた。労使問題も新しい角度から取組まれることになつた。そして最後に政治のあり方に対するきびしい批判であつた。——すべてこうした新しい決意は、二十八年四月の通常総会ではつきりと打ち出されたのである。同時に会の組織自体についても適切な配慮が加えられ改善がなされたのである。

二、第七回通常総会開く

——選挙後の政局に要望——

経済同友会は昭和二十八年四月八日、東京丸の内の日本工業倶楽部で第七回通常総会を開いた。この總會における重要な議題は、政局の安定について決議を行ったことと、活動目標に清新の氣風を吹き込んだことであつた。また会組織の上でも重要ないくつかの変更があつた。

二十八年度の活動方針としては次の七目標をあげた。

- 一、政局の不安定、政策の貧困に鑑み、経済人が自ら確固たる経済政策を樹立し、強力にこれを政府の施策に反映させる必要がある。本会は従来より一層政策の立案に努力し、日本経済自立の促進に寄与したい。
- 二、他方独立後におけるわが国経済の強化を図るために、新たな視野に立つて国際関係の改善を図る。
- 三、国民経済の均衡的発展を図るためには、自由放任主義を排し、経済に計画性を付与しなくてはならない。その計画と実現の方法を討究する。

四、困難なるわが国経済の現状に鑑み、労使の階級的対立は極力これを防止しなければならない。労使関係の改善に努力する。

五、科学的な企業経営の助長は、我々のつとに努力してきたところである。本年も引続きこれを推進したい。

六、我々は先に新生活運動を提唱して、財界人の綱紀粛正に努めた。その必要はいまなお少しも衰えていない。本年も引続き経済道義の高揚に努力する。

七、本会会員の同志的結合をさらに強固にするよう各組織の運用を図る。

次いでこのような活動を進める組織を次のように整備した。

一、常時意思決定の最高機関である幹事会の内部に次の機関を設置する。

▽政策委員会（従来の経済政策審議会を改組したもので、諸政策に関する基本方針を検討する）

(委員長) 工藤昭四郎

(委員) 井上敏夫、今里広記、岸道三、桜田武、東海林武雄、永野重雄、堀田庄三、堀越禎三、水野成夫、山際正道

▽総務委員会(会務の統轄機関)

(委員長) 竹内俊一

(委員) 秋葉武定、安藤清太郎、一井保造、今里広記、岡田啓基、岡本忠、正田英三郎、中島覚衛
▽財務委員会(総務委員会の仕事から財務部門をまりはなして新設したもの)

(委員長) 井上英照

(委員) 植村成、中久保敬順、中山素平、野村末一、水上達三、矢野範二

▽推薦委員会(最高人事即ち代表幹事、常任幹事、および新たに規約改正によつて総会が指名することになった幹事についての推薦母体)

代表幹事、常任幹事、恒久幹事(以前に代表幹事であつたもの)で構成する。

二、会計幹事会(資産の運用方法および事業の監査を行う)

秋葉武定、加藤英夫、木村鉦二郎、鈴木万平、永井仙吉、桧垣文市、堀武芳

三、選挙管理委員会(幹事選挙に関する事務を行う)

秋庭義衛、大岡富太郎、大倉武、中村隆一、仁谷正雄

四、部会、研究会

産業政策部会 (部会長) 堀越禎三

金融政策部会 (部会長) 降旗英弥

通商政策部会 (部会長) 寺尾一郎

労働政策部会 (部会長) 村木武夫

農林食糧政策部会 (部会長) 木村鉦二郎

経営委員会 (従来の経営政策部会を吸収、かつ後述の経営大学を専管する)

(委員長) 古村誠一

時事研究会 (会長) 小池厚之助

会の組織についての基本的な決定は、「本会を社団法人に組織変更することに関する決議案」の採択であつた。この方針は二月六日の幹事会で決定されたもので、理由はその席上郷司常任幹事から説明されたように、「会の規模が毎年大きくなり、かつ財産を所有していることでもあるので、この際組織を任意団体からはつきりした法人に改めた方が運営の公正を期することが出来る」というにあつた。この決定に基づいて、設立発起人に指名された山際、東海林両代表幹事および郷司常任幹事のもとで手続が進められた結果、九月四日通産省から承認があり、同月二十四日法人登記を完了、ここに「社団法人経済同友会」が発足したのである。

また活動方針のうち重要な一目標である「科学的な企業経営の助長」については、すでに昭和二十七年春の総会で「経営者アカデミーとしての活動」として確認されていたのであるが、その具体化を見なかつたところ、二

十八年一月十六日の幹事会で「社会状態の正常化に伴つて、会社の中堅社員層に対し将来幹部として活躍できる素養を与えるための教育機関を設置すべきである」との声にこたえて経営大学の開講を決定した。その案の作製および開設準備は特別会員野田信夫があつた。

第一期経営大学は四月十日から同友クラブと市政会館で講義が行われた。受講者は約百名、開講に先立ち、学長永野重雄幹事から「本学は経営の合理化、近代化を目的として開設されたものであり、各位の勉学がひいてはわが国経済の自立達成につながるということをよく自覚するとともに、この機会を通じて今後長く相互の親交を保たれたい」と述べ、また野田副学長からは「本学の講義を単なる学校式のそれとして受取らず、あくまで会社の実務家としての立場から講義を活用してもらいたい」と強調した。経営大学は頗る好評であつたので、十月一日から一カ月間その第二期を開いた。なお第一期経営大学修了者の中から希望者を募りさらに研究を進めるためのグループとして「マネジメント・ゼミナール」を新設、八月十一日から毎月一回集まつて相互の親睦、情報交換をかねた研究会を開くこととなつた。

第七回通常総会における唯一の対外的な意思表示は「選挙後における政局に望む」であつた。ここで当時の政局についてあらまし触れてみることにする。

さきに昭和二十七年十月二十四日第十五特別国会で吉田首班が決定、三十日第四次吉田内閣が成立したとはいへ、自由党内部における吉田、鳩山兩派の反目はいささかも衰えず、首班決定の二十四日鳩山派三十五名は、自

由党民主化同盟を結成し安藤正純氏を委員長として党内民主化を監視することとなつた。第十五特別国会は内閣首班指名と二十七年年度補正予算の成立があつて十二月二十七日休会に入つたが、自由党両派の争いの間隙をついて野党三派が共同戦線をはり、補正予算に対しても共同修正案をもつて対抗するなど、与野党ともに派閥争いに終始するというありさまであつた。明けて二十八年一月五日に第七回自由党大会が開かれたが、林幹事長の後任に推された佐藤栄作氏に対しては、広川弘禪氏の一派と民同派が反対したため、党大会において指名を行うことが出来ず、結局一月三十日、鳩山派の三木武吉氏を総務会長に据えるという広川氏の出した条件により佐藤幹事長が決定、ついで二月二日には中間派から木暮武太夫氏が政調会長になつた。かくして妥協とかけひきの上によりやく党三役が決つたものの民同、広川両派が党執行部に強い足がかりを持つたことは、党内状況を一層複雑なものとしてしまつた。

このような政局の動向に対して財界は大きな不安を抱き、一月三十日経団連、日経連、日商、同友会の共同声明で「政局安定に関する要望」を発表した。この要望において財界は「内外状況まことに容易ならぬものがあり、しかも再開後の国会には、来年度予算はじめ重要案件が山積している折柄、万一政局に空白を生じ案件の審議決定が渋滞するような事態が生ずる時には、ひとり自由党によせられた国民の期待を裏切るばかりでなく、議会政治そのものに対する国民の不信を招来するおそれすらある」と強調し、自由党の党内紛争の速やかな解決を迫つたのであつた。

ところが一月三十日から再開された国会では再軍備論争、警察法改正をめぐる論議で審議はかどらず、つい

に二月二十八日の予算委員会で吉田首相が西村栄一氏（右社）との応答で暴言をはいたことをきつかけとして、三月二日衆議院本会議で首相懲罰動議が出る仕末となつた。しかもこの動議は民同派三十八名、広川派三十名が採決に参加しなかつたためついに成立、このため吉田首相は即日広川農相（二十七年十二月五日、民同派に対する牽制の意味で農相にされたもの）を罷免した。

このことが直接の契機となつて吉田派と反吉田派の反目は決定的となり、一方野党三派は首相懲罰からさらに進んで三月十四日には内閣不信任案を提出したが反吉田派の一部がこれに同調したため成立、衆院は解散となつた。民同の三木武吉、石橋湛山氏ら二十二名は不信任案提出を前に分党届を出して鳩山自由党を結成、また自由党は三月十六日民同派と、広川派を除名したので広川派も分党派に合流し、三月二十二日鳩山氏を総裁とする鳩山自由党が正式に結成された。

かくて財界四団体の共同声明の甲斐もなく政治の空白状態が現出し、二十八年度予算案はじめ重要案件はすべて流産となつた。経済同友会第七回通常総会が開かれたのは、四月十九日の第二十六回総選挙を旬日後にひかえ選挙運動あわただしい時であつた。一方国際状況においては中共の周恩来首相が休戦会談の再開を提案し、特需に依存するところ多かつたわが経済の見透しにも影がさしはじめていた。

「この重大な時期に際会して、何ものにも増して政局の安定と政治の強化が要請されるのであるが、我々は総選挙後の政局に対して大なる関心を持たざるを得ない」と、経済同友会の「決議」はいつている。同友会ひいては

財界の心配するところはこうである。

「世評の如く、選挙の結果、小党分立となり、政治の弱体化、重要政策の実現不能、政変、解散を繰返すようなことにならんか、わが経済の自立はほとんど絶望というも過言ではあるまい。」

そこで新たに選ばれた議員ならびに政党に対して、同友会は「冷静に時局を判断し、どうしてこの難局を乗り切るかについて、党利を超えて真剣に取り組み、」政党の真価を国民の前に立証すべきであると要望している。

さらに「決議」は「日本の独立と経済自立を実現すべき具体的政策は、それ程巾のあるべきはずがない」点を指摘し、「選挙後における各政党は、政策に忠実である限り内政外交を通じて、少くとも基本政策においては……政策協定ないしは妥協が成立し得る」としている。最後に「決議」は、経済人自らにも反省を加え「日本の経済を信託せられたものとしての高い立場から、生産コストの引下げ、経営一般の合理化、労使関係の調整等の基本問題について、自主的にこれを解決する」ことを申合せている。

「要望決議」のあとに自らの「反省申合せ」をもおり込むという決議のあり方は、いかにも経済同友会らしい自然な形であるといえよう。

第二十六回総選挙は四月十九日行われた。その結果、自由党は百九十九名とやはり第一党ではあったが過半数はとれなかつた。これに反して社会党の進出は目覚ましく、左派七十二名、右派六十六名計百三十八名と前回の百十一名より二十七名も増え、とくに強く再軍備反対を唱えた左社の勢力伸長は、財界にも一つの衝撃を与えた

のであつた。その他鳩山自由党三十五名、改進黨七十六名といずれも解散前の勢力を維持することは出来なかつた。

このような選挙の結果は、財界のおそれていた小党分立傾向を示すものであつたが、さらに何よりも革新勢力の抬頭が印象的であつた。従つて革新勢力に対抗するためにも保守政党による政權の安定を望む声が急速に高まつて来た。そこで財界四団体は四月二十一日再び「安定政權の確立を望む」という次の要旨の声明を發表した。この声明は財界における保守合同促進への動きの出発点をなすものとなつたのである。

「独立後早くも一年を経過したが、わが国經濟の実相はいまだ自立体制の確立に甚だ遠いものがある。この際長期の見透しをもつた基本政策を確立し、これを強力に実行せざる限り、憂慮すべき事態に立ち至るおそれがある。

この時局に対処するには、強力な安定政權の確立を必要とするをもつて、各政党は政策において大差なき限り、従來の行きがかりを捨て、感情にとらわれることなく、襟度を開き、大同に就き、強力なる安定政權の樹立に相協力せられんことを切望してやまない。」

ともあれ総選挙後の第十六特別国会は五月十八日開かれ、十九日首班指名の結果、吉田茂氏の首班が決定、二十一日第五次吉田内閣が成立したが、保守安定政權に対する財界の要望と、その線にそつた財界長老の動きも加わつて、組閣前日の五月二十日、吉田自由、重光改進黨兩総裁の会談が行われ、提携が約された。

三、郷司常任幹事の外遊

——新しい労使関係の確立へ——

経済同友会は二十八年一月十六日の幹事会で、「会の国際活動を容易ならしめるとともにその推進を図るため」という理由から国際商業会議所（ＩＣＣ）に加盟することを決定したが、五月十七日からウィーンでＩＣＣ総会が開かれるのを機に、郷司常任幹事を欧米に派遣することとなった。郷司常任幹事の任務はＩＣＣ総会出席のほかとくに西独の労使関係をつぶさに調べ、同友会当面の活動目標である「新しい労使関係の確立」に資することにもあつた。郷司常任幹事は五月九日羽田発、約二カ月間にわたり西独を中心に欧州各地および米国を視察して七月二十四日帰国した。

郷司常任幹事はウィーンから「ＩＣＣの性格と日本の立場」と題する次のような報告を事務局にもたらした。これにはＩＣＣの空気や役割、そして日本はこれを如何に活用すべきかなどが、実感をもつて述べられている。

「ウィーンの最もよい季節である五月の約一週間、当地の政界、財界を挙げてＩＣＣの代表団を歓迎した。集まつた国が四十数カ国、その代表は千名をやや超え、家族、随員を加えると千三、四百名に上るであろう。

二年目毎に行われるＩＣＣの大会は、一面においては各国財界人の親善の場であり、他面討論を通じて各国がデモを行う舞台でもある。——ＩＣＣの大会は理事会の原案に対して賛成するか、否決するかの権限しかな

く修正は許されない。全面的否決ということはよほどのことがない限り事実上行われないので、結局原案がそのまま通ることになる。各国代表が熱心に討論をやるが要するに会衆にきかせるだけで、デモにはなるが決定力はない。

従つてICCは實際上理事会が決定権を持つことになる。ICC理事会の構成は、正規の理事が十二名で、内六名は納入会費の順で決まり、他の六名は各国の廻り持ちである。日本の納入会費の順位は七番目で、恒久理事国になるにはいま一息というところだったが、今年から会費も多少増額するはずで、恐らく恒久理事国に指定されるであろう。そうすれば発言権も責任も一層重くなるので、国内委員会も一段と力を入れて、日本の存在を名実ともに重からしめるような工夫がなくてはならない。

ICCが国連や各国に対して、どれだけの影響力を持つているかは明らかでないが、国連のAクラス諮問機関に指定されており、従来の実績からみても、国連に対しては相当ものを言っているようだから、この面からだけでも、日本にとつてある程度の利用価値はあると考える。例えばガット加入の問題でもICCにプレッシャーをかけたら、もつと有効に促進されるかも知れない。」

郷司常任幹事は八月十一日の労働常任委員会で、いまひとつの渡欧の任務であつた「西独における経営参加と労使関係」について調査の結果を大要次のように報告した。

一、西独の目覚ましい復興の原動力は極めて健全な労使関係にあるといえる。

一、それでは何故西独の労使関係が健全であり得るかについて、一部の論者は「経営参加があるからだ」といつているが、自分はそうとは思わない。経営参加はむしろ形式的のことであつて、実際の労使間の紐帯は別のところにある。

一、それには次の三点が考えられる。

第一は祖国のためには他人にいわれなくとも国民各自が自ら協調するという民族性に由来している。第二は労働者ないしは組合の考え方が経済主義に立つている。彼らは自らの生活水準が、生産の増加なくしてはあり得ないことをよくわきまえ、そしてその精神が組合運動の指導原理となり、政治闘争に走らないことを旨としている。

一、第三に次のような歴史的な事実があつて力があつた。即ち敗戦後の最も困難な時期において、労働者はわずかに煙草一個分にしか当らぬ日給八マルクに甘んじながらも、ハンス・ベングラ―会長を先頭に立て、生産復興に挺身したが、経営者もこれを高く評価し、労使相携えて復興に努力した。

一、以上三つの要因が重なりあつて、労使の間に自然のうちに血のつながりが出来、意思疎通の共通の場が形成されるようになったのである。まさにこの「血のつながり」こそが西独における健全な労使関係の根本の理由である。

一、かくして西独の労働組合は、経営者に対して、生産については自分たちの指導者であるとの態度をとり、他方経営者は、組合に対して大なる尊敬と愛情を持ち、会社の経営を脅かさない限り、最大限に組合の要求

を容れる体制にある。従つてストはあるにしてもそれはあくまで一定の枠内において行われ、ストによつて国民經濟に混亂を起すというようなことはあり得ない。

郷司常任幹事は報告の最後で「ひるがえつてわが労使關係の実情を思うとき、労使双方とも反省すべき余地が決して少からずという念を深くするものである」と強調した。

当時の労働状態はどうであつたか——昭和二十七年秋から本年にかけての炭労、電産二大ストのあと、政府はスト規制法を準備し、十五国会に提案したが解散によつて流産、ついで六月二十日十六国会に再度提案した。そこで労組側では七月から八月にかけて総評を中心に三十七単産三百万人の労働者を動員、はげしい反対闘争を展開した。スト規制法はこうした反対闘争を押しきつて七月十一日衆院、八月五日参院をそれぞれ通過して成立したが、当時の労組の動向は総評の左傾など危険な要因をはらんでいた。七月八日から開かれた総評の第四回大会における運動方針に対して、右社がその状態分析において「総評は容共的政治主義の労働団体に變質しつつある」と評したことからみても、このことは明らかであり、また左社はこの総評の方針を一応支持したのであつた。

総選挙における左社の著しい進出、総評の左傾、その総評に対する左社の支持方針——こうした一連の事態は、財界にとつては好ましからぬものであつた。

当時日経連あたりは「労組内の破壊分子に対して第二次レッド・パージを要望する」といった態度をもつて臨んでいたが、同友会はまた別の角度から問題を取りあげていたのである。即ち同友会は八月二十一日幹事会を開いたがこの席上安藤清太郎幹事（労働政策部会長代理）は「労使関係の打開に關して手を打つ前に先ず経営者の反省からはじめるべきである」との意見を述べ共感を得た。日経連式の労使対決ではなくして、「何とかして労使共通の場において打開してゆく方法はないものか」といった立場から問題が検討されたのであった。「新しい労使関係の確立」は二十八年四月の総会で確認され、またこれと相前後して三月の第七回全国委員会でも二十八年の研究テーマとして「経済的、社会的観点からの労働問題研究」を取りあげて検討されつつあったが、郷司常任幹事の西独報告はこのような同友会の労使関係確立の動きに対して、決定的な一つの方向を与えたのにちがいがなかった。この席上、中島覚衛幹事は「同友会こそこの問題にイニシアティブをとり易い立場だから、ぜひ真剣に取組むべきだ」と強調し、また岸道三幹事は「善良な労働者が結集して起ち上る方策を考えてやるべきだ」と述べた。

このような「先ず経営者自ら反省すべし」といった考え方は發展して、十一月の第六回全国大会における決議「われらの覚悟」に示された精神にまで高まつたのである。

四、下り坂に差しかかった日本経済

——予算編成に要望——

「昭和二十八年、それは国内経済水準の上昇と貿易収支の悪化が最も端的に現われた年である。鉱工業生産および国民所得の増加率は世界一であつた。この年において日本経済が到達した生産、国民所得および国民生活等の規模は、野心的とさえ思われていた戦後復興計画の計画目標をはるかに凌ぐものであつた。鉱工業生産は終戦の年の五倍、対戦前（昭和九—十一年基準）六割増の水準に達し、国民所得は三割増、人口の増加を考慮に入れた一人当り所得も消費水準と並んで初めて戦前水準を破つた。しかし西ドイツ復興の目ざましさを『西独経済の奇蹟』と称えた世界の目はわが国経済の回復を『見せかけの繁栄』と評する。それは一国経済の世界に向けた顔ともいふべき貿易収支が余りにも著しい不均衡を露呈しているからにはかならない。』

昭和二十九年度「経済白書」は、二十八年の経済をこう特色づけている。要するに生産・消費・国民所得の水準は前年を上回つて経済の拡大を示したのであつたが、その本質においては、物価の上昇、輸入の増大、特需の漸減傾向、在庫の増大など不健全な要素をはらんでおり、その集約的な帰結としては手持外貨の減少となつて現われて来たのである。しかもこうした傾向は二十八年の下期になつて顕著に現われて来た。先ず物価についてみ

れば、二十八年六月初から十月中旬にかけて、経済審議庁の週間卸売物価指数で約七%の大巾騰貴をみせた。これは凶作、風水害などの特殊事情のほか、国際収支の逆調にからむ輸入外貨削減を見越しての思惑による食糧、木材、繊維などの急激な上昇によるものであり、経済弱体化の赤信号であつた。また「積極財政」による消費と投資の促進が基調として物価ジリ高を支えたことは勿論であつた。国際物価との比較においても、二十八年の物価は動乱前基準（昭和二十五年一月―六月＝一〇〇）でアメリカが一・一、イギリスが一・三二、欧州大陸が一・二であつたのに対して日本は一・五と相当の割高であつた。

物価の上昇は輸出への障害となるとともに輸入を促進させる結果となつた。昭和二十八年度の国際収支は三億一千万ドルの赤字であつたが、二十七年度には約一億ドルの黒字であつたから、観念としては悪化の中は四億ドルになるわけである。このため一時は十二億ドルまであつた外貨手持高が、二十八年末には十億ドルを割つて九億七千万ドルとなり、二十八年度末（二十九年三月末）には八億二百万ドルとなつてしまつた。このような国際収支悪化の最大の原因は輸入の増大であつた。即ち輸入は二十八年度中に十七億九千万ドルから二十二億四千万ドルへ約四億五千万ドル増えたのであるが、その原因は凶作に対応する食糧輸入一億三千万ドルの増加、二十七年の輸入手控えの反動としての原料在庫充実のための輸入、それに人絹、パルプや木材にみられたような国際物価との割高に基づく輸入増大も加わつたが、何よりも傾向として重視されねばならなかつたのは国内購買力の増大による全般的な輸入の膨脹であつた。これはまた「積極財政」による投資と消費の促進につながるものであつた。

特需は年度間を通じて広義のそれは、二十七年度の八億二百万ドルから二十八年度の七億六千万ドルへ約四

千万ドルの減少に過ぎなかったが、ドル・ベースによる朝鮮特需は、七月の朝鮮休戦協定の成立以来急速に減少し、八月から年末にかけて平均千二百万ドル台になった。一月から七月までの月平均三千八百万ドル台からみれば三分の一以下への急減ぶりであり、これが一方における輸出入バランスの悪化とにらみ合わせて、経済界に大きな不安を投げかけたのは当然のことであつた。

このような国際収支の悪化をよそに、国内の消費と投資の活動は極めて旺盛であつた。昭和二十七年は「消費景気の年」と規定されたが、二十八年は「消費景気に加えるに投資景気の年」であつた。消費水準は二十七年度に比して一三％上昇し、二十七年年度における上昇率の一六％よりやや伸び方が低かつたが、都市におけるそれは前年度の上昇率よりわずかに上回つた。また設備投資は、電源開発や新造船に対する財政投融资、鉄鋼・石炭の合理化、兵器関係の設備充実、国内消費の増大に伴う投資などで前年度より約千五百億円、二割七分の増を記録した。

一方生産の異常な伸長は、さきに指摘した通りであるが、その反面製品在庫の増大が、二十八年下期からとくに流通段階において増えて来ていた。日銀の調査によると二十七年に比して二十八年末の在庫は、総体では二％の増であるが、卸売段階では五二・一％、小売段階では一九・八％の増大であつた。過剰生産、過剰投資の傾向が次第に強まつて来たのであり、これらは滞貨金融によつて支えられていたのである。

要するに昭和二十八年後半における日本経済は、旺盛な投資と消費によつて戦後最高の繁栄を呈していたので

あるが、一步その実態をつつこんで見れば不健全な病根が根をはりつつあつた。そしてその病根は、現象的には、特需の減退、国際収支の悪化、在庫の増大、物価のジリ高となつて頭をもたげて来ていたのである。

このような経済の実態の悪化は、二十七八年度補正予算および二十八年度予算における「積極財政」への転換にも一つの大きな責任があつた。即ち二十九年年度予算は、(一)財政投融资の前年度比二百億円の増加、公共事業費、災害復旧費その他の建設投資で約六百億円の増加、(二)旧軍人恩給、公務員のベース・アップ、地方財政への支出など消費的支出の増大、(三)一千億円にのぼる減税、(四)財政投資関係において減税国債、公社債の発行(計画額三百六十億円)を新たに見込んだ——などの積極要因を持つていた。それはむしろ特需なきあとの経済自立を確立するための基盤を養うためになされた拡大政策であつたのであるが、底の浅い日本経済はそうした急激な拡大にはたえ得なかつたわけである。

そこで日本経済のあり方に対する財界の反省は、先ず財政について二十八年度補正予算および二十九年年度予算に対する注文が相次いで行われた。経団連は十月二十七日財政規模の圧縮について要望し、関経連は十月二十六日「財政インフレ抑制に関する意見」を発表したが、経済同友会はこれより先、十月十六日「本年度補正予算および明年度予算編成に対する要望」を発表した。この要望は金融政策部会(部会長降旗英弥幹事)の金融常任委員会ではじめから検討していたもので、次のように強調している。

一、国力以上の過剰消費のため、日本経済はいまや未曾有の危機に際会している。とくに貿易の依存度の強い

日本において、國際物価の低落に逆行してわが國物価が上昇していることは重大な警戒信号とみるべきであり、このまま放置しておけば、輸出の衰退、外貨の蕩尽によつて為替引下、インフレの悪循環を招くこととなる。

一、いまにして國內消費を節約し、物価を國際水準まで引下げる有効適切な措置を断行しなければ、日本經濟の再建は一片の画餅と化するであらう。

一、この物価高の原因を克服するためには國民各層の耐乏を必要とするが、なかならず財政の緊縮こそ重要である。

そこで「要望」は二十八年度補正予算および二十九年度予算編成の基本方針として、次のようにあげている。

- (一) 予算編成に当つてはインフレ防止、為替レート堅持の立場に立ち、政府事業の拡張方針を排し、整備方針に徹すること
- (二) 今年年度一般會計予算を、補正予算も含めて一兆円以内に圧縮すること
- (三) 一般會計においては公債は発行せず、補助金、補給金等は削減または不増加の方針をとること
- (四) 予算を伴う議員提出立法等は財政の現状に照らし、嚴に反省自粛すること
- (四) 地方財政は野放しにして放漫に流れているから、その徹底的緊縮を図ること

最後に「要望」は「財界においても合理化等による健全経営に邁進し、不急不要の支出を排除し、新規設備拡充等の経費を極力抑え、安定経済の確立に努力すると同時に、国民各層も耐乏生活に徹底しなければならぬ」とは勿論であるが、この際まず政府が予算編成において率先垂範すべきことを重ねて強調したい」と結んでいるが、ここに図らずも、当時の財界、とくに同友会の考え方の底にあるもの——つまり先ず経営者が反省するが、同時に国民も政府も大いに反省することによつて、日本経済の難局を打開していこうという思想がにじみ出ているということである。

経済同友会はまたとくに公共事業費につて、全国委員会の二十八年度共同研究テーマの一つとしてこれを取りあげ検討してきたが、結論を得たので、十月十九日第十回全国委員会の名で「公共事業支出改善対策」を発表した。

五、「われらの覚悟」を決議

——第六回全国大会開く——

日本経済はすでに下降へのカーブを曲りつつあったのである。その原因は前述のように国内、国際を通じていろいろあるが、要するに日本の経営者も労働組合も、また政府もひつくるめてすべての責任であることにはまちがいなかつた。つまりこういうことが言えるのではないか。

一、財政の放漫は大きな要因であつたといえ、もとをただせば財界が經濟上昇の波につてこの期に基盤の拡大を叫んだことも与つて力があつた。

二、消費の増大については、労組のあくなき賃上げ攻勢と、政府による選挙対策としての減税が、その決定的な原因であつた。また財界自体も外車の購入、ビルの建設など消費的支出を重ねていたことはかくせない。

三、朝鮮動乱の沈静期にも拘らず、金融界は混乱を恐れて融資の抑制による經濟界の整理を断行する勇氣を欠き、漫然と滞貨融資による仮需要の造出に目をつぶつていた。

四、基幹産業は国力とのつり合いを忘れて設備拡張を強行し、それが國民經濟全般との関連において有力な攪乱要因ともなつていた。

五、そして何よりも政局の不安定、労組の破壊的な闘争が、国内經濟の円滑な運行を阻害するところが大きかつた。

このような状態において、經濟同友会は先ず経営者自ら嚴肅に自己反省を行い、その反省の上に立つて、政府および労働組合に対して、謙虚にしかも力強く、行き詰る現状の根本的打開を呼びかけたのが第六回全国大会における決議「われらの覚悟」であつたのだ。

經濟同友会第六回全国大会は十一月十七日東京丸の内、日本工業俱樂部で開かれた。工藤全国委員長の挨拶が

あつて広瀬北海道代表幹事が議長となり、各地区経済状態報告ののち、午後は山際東京代表幹事が議長となり、先ず「再び企業の資本蓄積促進対策を提唱する」決議案を提案、西野嘉一郎幹事（東京）から

「この案の骨子は二つになつてゐる。第一は新資本決定法という特別法を立法して、この中で第三次の再評価を強制し、それより生ずる再評価積立金を強制的に資本に組入れることによつて、企業の現在の過少資本を再調整して新資本を決定し、企業を再出発せしめること。第二は現在の法人税の四十二%という税率は、今日むしろ金融難に陥入り不況の傾向にあるときは高過ぎる。しかし我々はこの税率を低くすることよりも、むしろ社内留保の増大に重点をおき、かかる社内留保に対しては四十二%の税率を三十%に引下げ、しかもこれを無駄に使わないよう強制預託せしめることである。」

右のような提案理由の説明があつて、討論ののち採択した。この決議は景気の頭打ちと引続くデフレ期にそなへ企業の抵抗力を強めようとするもので、経済界に大きな共感を呼び、二十九年に入つてからの第三次再評価問題の口火をきつたものであつた。即ち二十九年三月十六日には政府は「企業資本充実のための資産再評価の特別措置に関する法案」を閣議決定し、同年五月十七日第十九国会でその線にそつた立法措置が成立した。これは同友会が現状に即した適切な改善を主張し、その実現に向つて熱心に当局を説得し、ついに実現にこぎつけた一つの好例であつた。

資本蓄積対策に次いで「われらの覚悟」が提案され、先ず岸道三幹事（東京）から次の要旨の提案理由説明が

あつた。

「現下の日本では社会党やあるいは知識階級の一部がいうように、社会主義を掲げることによつて経済自立を達成することはほとんど不可能であると思う。それよりも資本主義を改正して、バックボーンを確立することが必要である。我々経営者はその点について自信と責任を持つべきであり、日本の各界が自信を失っているためにどんなに日本全体の総合国力が落ちていくか、計り知れないものがある。

我々経営者はこの際資本主義に対してどんな非難があつても、本来の精神を強く身に固めるべきだと思う。その場合過去において、特に二十世紀において行われた利己的な考えはすべて捨て去らねばならぬ。そうすれば周囲の条件も非常に変つて来る。各企業は単に利潤を追及するだけではなく、全体としての日本の生産力の向上を図らねばならぬ。これが現段階における資本主義の基本的条件であると思う。いわゆる総資本とはこのような立場において、狭い意味の利潤追及を超えて、資本主義のもとにおける各企業の長期的利益を徐々に認識することにあると思う。

大正時代日本の資本主義が全体として発展していたことは、経営者が個々の経営の立場を超えて、日本の生産全体の力をあげることに努力したからだと思う。その気魄あるいは努力は、ある意味において大いに我々は学ばなければならないと思う。

政治と経済との関係についていえば、経済が政治に依存することはやめるべきだということは、経済と政治が密接な関係にある事実を認識しないことであつて、この考えは必ずしも肯定し得ない。しかし政治は経済が

円滑に動き、自立できる枠を決定すればそれでよいのである。ただ経済人が特定の利益を排他的に獲得しようとして政治力を利用し、また政治力をもつて推進することは慎まねばならぬ。

ともあれこの『われらの覚悟』に申述べてあることは、平凡なことであるが、これが大切なのである。しかもこれは早急に実現させねばならぬ事柄である」

まさにこれは「経営者」の厳肅な自己反省である。自由競争の原則に基づき排他的な利潤追及の限界を自覚し「資本主義の改正」を望んでいるのである。同時にこれはいままでの資本主義のあり方ないしは経営者の旧弊を改めることによつて、新しい労使関係の確立をも展望しているのであつた。つまりこれは経済同友会における雄大な「経営者の反省」なのである。

ついで中川路貞治幹事（関西）は、岸幹事の発言のあとをうけてこういつた。

「私はただいまの提案に全面的に賛成し、これが単なる掛け声でなく、本大会の決議となつて実行に移されることを切望する。この提案の内容は経済人として当然やらねばならぬことばかりであるが、終戦後においては忘れかけていたのである。例えば背に腹はかえられぬというだけの割り切つた考え方で金を借り、払いきれないベース・アップを呑んだりして、ひいては会社を難局に陥入れて平気な経済人もいるわけである。しかし事柄にはおよそ原則というものがある。この大会において経済人が守るべき原理、原則を宣明することは、経済同友会の性格上極めて意義深いものがある。日本の経済団体において経済同友会だけが言うことが出来るの

だと思う。我々は独善と無反省に陥入つてはならず、自ら常に反省し、互いに努力し励ましあつてその職務の全きを期せねばならぬ。

今日の事態はまことに容易ではないが、最もひどいのは政治であり、あるいは労働者の指導者たちにも反省を促さねばならぬであろう。しかし政治と労働は我々の担当するところでない。輸出が伸びず、経済がジリ貧になつて国民が食えなくなる事態が起れば、その責任は経営者にとありと覚悟すべきである。この経済の担当者が経済の原則を忘れ経営者の責任にもとるようなことがあつては日本経済の滅亡は必至であろう。」

かくて「われらの覚悟」は全員一致で採択された。経済同友会は新しい活動の指針を得たのであり、経営者は大きな反省に立つて、自らの努力と自省を決意するとともに、政治と労働に対して強く呼びかける足場を、先ず「精神」において樹立したのであつた。

「われらの覚悟」は先ず日本経済の危局を強調したのち、経営者の責任について次のように述べている。

「思うに我々は、わが国経済の一翼を担う経済人の立場から、この難局の克服に自らの役割を果たすべき責務がある。今にしてこの重大な決意を怠り、漫然と良き日の再来を待つのみで日を暮すならば、わが国は恐るべき社会不安と生活水準の低落を避け得ないであろう。殊に政治の現状は周知の如く低調であり、ために国民一般の士気地に落ちて独立再建の気宇に乏しい現状を顧るとき、我々こそ先ず決意を新たに立て上るべきであ

ることを痛感する。

それには徒らに他に対して注文をつけ、批評を試みる前に、我々自身は先ず何をなすべきかを内省することが必要である。その結果逐次建設的、具体的方策を樹立するとともに直ちに身を以てこれを実行に移し、名実ともに具わる日本経済の自立に資する用意があることを改めて誓うものである。」

次いで「覚悟」は「経営者」直接の責任として取上げねばならぬ基本問題を「わが国の生産品の原価が国際的に割高である点を是正する」ことにおいてとらえ、その解決に当つて「現在の政府の政策および一部の労働者の活動に対しては大いに不満を感じ反省を求むべきものがある」ことを保留しつつ、先ず経営者自身の責任において対処すべき事項を次のように反省している。

- (イ) 科学技術の推進
- (ロ) 金融膨脹の是正
- (ハ) 資本構成の正常化
- (ニ) 社用的濫費の徹底的排除
- (ホ) 経済自主性の強化
- (ヘ) 経営合理化の徹底
- (ト) 対労働観念の刷新

(イ) 賃金水準に対する信念の確立

(ロ) 失業対策の確立に対する主導性

ここに掲げられた九つの事項を集約してみると次のように見ることが出来る。

(一) 先ず現状のインフレ傾向を抑えることである。それには「金融膨脹の是正」をやらねばならぬ。現状では経済界は一時的収入と信用膨脹とに支えられ、企業は自己の責任に帰すべき失敗を犯しても人工的に救済され「厳しい経済性の裁き」を受けずに存続されているが、こうした安易な考えから脱却せねばならぬ。

(二) こうしたきびしい金融面での措置にたえるためには、経済界は「経済自主性の強化」によつて「時を移さず厳格な自主規制の体制」を整える必要がある。それは生産制限や価格維持のためのカルテル行為ではなくして、生産費を低減させる線にそつた「自主規制」でなければならぬ。

(三) 従つて個々の企業体において「経営合理化の徹底」が必要であるが、これには「経営管理方法の更新」を忘れてはならぬ。また「資本構成の正常化」を行うことも合理化の一つの基盤であり「社用的濫費の徹底的排除」は当然のことである。

(四) また大きな立場から原価を下げる合理化の方法として「科学技術の推進」は、企業においてもまた国家的にも肝要である。

(五) 戦後の労働運動を破壊的にまでかり立てたのには経営者の「對抗的」な態度にも一半の責任があるから、

この際「対労働観念の刷新」を行い「使用者は労働者に実情を知らしめ、その企業の従業員を何よりも愛し、且つ信頼せねばならぬ」「労働者は生産の協力者であり、この協力なくして生産原価の低減も期せられない」ことが認識されねばならぬ、しかし「慣習的に行われる一律のベース・アップは、労働生産性が高まり企業の安定が保持されぬ限り、敢に排除」すべきであり、この意味において「賃金水準に対する信念の確立」が必要である。また経営者は「失業対策の確立に対する主導性」を堅持し、合理化のための失業を恐れてはならず、そのためには社会保障などによる救済につき政府が責任を負うべきである。

要するに「われらの覚悟」の底に流れる考え方は、二十八年四月の総会で確認された「科学的企業経営の助長」と「労働関係の改善」の線がそのまま発展し、それがその後における経済基盤の悪化という客観状況の中で、インフレ化防止のための「金融膨脹の是正」「経済の審判性尊重」というきびしい前提のもとに、より明確により力強く打ち出されたものにはかならぬ。しかも事態は深刻であるので、この考え方が「政府と労組に対する反省の要求」を内に含みつつ、先ず「経営者の反省」という形で「宣明」されたのであった。

なおこうした財界における自己反省の空気の中で、十二月十一日経済四団体に日本工業倶楽部を加えた五団体が一体となつて「新生活運動の会」が発足、運動を推進することとなつた。

また「われらの覚悟」の線によつて、十二月四日の幹事会で「科学技術促進対策委員会」が設置され、次の委

員を決定した。

(委員長) 岸道三、(委員) 梅田伊太郎、岡田啓基、加藤威夫、倉田興人、小坂徳三郎、伍堂輝雄、島田 藤、
進藤武左エ門、鈴木治雄、平山 威、堀越禎三、牧田与一郎、水上達三



第十二章 デフレ推進と政局の混迷

一、デフレ政策の出發と同友会の決意

財界こぞつての健全財政要望にこたえ、政府もようやく本腰を入れてデフレ政策をとりあげることとなつた。即ち二十八年十二月二十八日吉田首相は「昭和二十九年年度予算を編成するに當つては、各省とも前年度予算を一割天引せよ」と号令したのであつた。小笠原蔵相も一兆円予算を固守する決意を示し、十二月二十九日の予算閣議に示された第一次大藏省原案は一般会計の枠が九千九百四十三億円であつた。その後約一カ月間自由党との間に折衝があり若干の復活要求を認めた結果、二十九年一月二十九日の閣議で九千九百九十五億円の政府案を決定同日国会に提出した。

予算編成方針も前年度予算のようないわゆる「積極財政」ではなく、「緊縮予算」と銘打たれただけあつて、万事ひかえ目な態度がとられていた。これは結果において二十八年十月に發表された経済同友会の要望の趣旨と多くの重要な点において同じであつた。

一、財政規模の圧縮については、一兆円の枠を堅持する方針のもとに、新規経費は原則として計上せず、補助金なども徹底的に重点化した。また財政投融资も過剰投資、不要不急投資の抑制のため大巾に削減された。二、財源調達については、インフレ抑制のため普通公債は発行せず、過去の蓄積資金の放出も極力避けることとし、税収入も直接税の減税を間接税の新設増徴とたばこの値上げで補い、とくに減税への配慮をしなかつた。

三、物価を抑制するため、基礎的価格である消費者米価を据置くとともに、公共事業料金の引上げは原則として行わないことにした。

また金融政策面からのインフレ抑制措置はこれより先、二十八年九月ごろから打ち出されていた。日本銀行調査局編「日本金融年表」によつて金融引締政策の足取りをみると次の通りである。

〔二十八年〕

九月　六日　金融引締めのため、窓口統制を強化（中旬には市中銀行の九月中の貸出予定額の三割を削減せしむ）

十月　一日　高率適用手続の運用強化

十月十五日　輸入決済資金に対する優遇制度改正（適用品目縮減）

十月十七日　別口外国為替貸付制度改正（適用品目の整理および貸付期間短縮）

十月二十日　輸入物資引取資金に対する優遇制度改正（スタンプ手形の期間短縮と適用品目の一部廃止）

〔二十九年〕

一月　四日　高率適用手続の再強化

一月十二日　輸入決済資金および輸入物資引取資金に対する優遇制度改正（輸入決済手形の割引を手形貸付に改め、またスタンプ手形の一部期間短縮および一部適用廃止を行う）

二月　四日　政策委員会、輸入金融を中心に引締政策をさらに強化する旨確認

二月 五日 一万田総裁、小笠原蔵相と会見、財政金融一体化の見地から今後金融引締めを一段と強化することに意見一致

二月 八日 融資斡旋部廃止

二月十九日 一万田総裁、金融引締政策の遂行にあたり救済融資は行わぬ方針である旨、各支店長に対して訓示

三月 一日 高率適用手続改正（第二次高率適用利子歩合引上等）

三月 九日 輸入金融に対する優遇措置の全面的な廃止乃至制限を決定。別口外貨貸付制度を廃止。輸入決済手形の期間を短縮。輸入物資引取資金関係スタンプ手形制度を、鉄鋼原料および皮革関係分を除き廃止。毛織業者の原糸購入資金および輸入諸掛資金関係スタンプ手形制度を廃止。工業手形制度を廃止。

こうした一連の金融引締措置の狙いは、先ず一般的に窓口統制を強化して、滞貨融資など市銀の放漫な貸出政策に反省を求め、さらにそれを通じて経済界の整備合理化を促進することにあつたようであるが、同時に輸入金融の引締によつて輸入を抑制し、国際収支の改善を狙つたのであつた。またこの引締政策の最後の段階においては「金融の正常化」の名のもとに一切の優遇制度を廃止、経済界の自律作用に基く再編を側面的に推進していくという意図も見られた。さらにまたこの金融引締政策は当時進められていた日米間のM S A（日米相互防衛援助

協定）交渉において、米国側が援助の実現のためには日本をインフレ化させないことが前提である旨を強調したことによるとも伝えられた。しかも当時米国の予算局長はドッジ氏であつたのである。——しかし当時の日本経済のインフレ傾向と政府・財界の気構えからみて、自発的なデフレ政策推進であつたとみるのが穩当であろう。

昭和二十九年ははじめからデフレ政策とともにあつた。経済同友会を担う人々はこの苦しい試練の年をどういう氣持で迎えたであらうか。「新春の辞」に決意をきくところである。

先ず東海林代表幹事は「本年は日本経済自立がなるか否かの最後の機会であるが、私はこの苦難の時期においてこそ最も基本的な計画性ある経済自立の方向を決定したいと思う。この際枝葉の問題を論ずることを止め、根本の問題に取組むべきである」と、転機としての昭和二十九年の意義を大きくとらえている。

また産業政策部長堀越禎三幹事は「過度に膨脹した購買力をきりすて、国際収支の改善を図り、日本経済自立への礎石を築くため、政府の採用した財政金融を通ずる一連のデフレ政策に対しては、産業界としても全面的に賛成であり、極力これに協調する必要がある」と先ずデフレ賛成を表明したのち、「しかし問題は財政金融政策だけで解決することは不可能であつて、例えば今後予想される輸入の削減措置についても、時期および方法を誤ればデフレ効果と矛盾する影響を生ずるなど、漸次複雑な問題が派生することが予想される」と指摘し、その対策として「産業政策面においても転換が行われ、総合的見地から計画性を付与する必要がある、この場合官僚統制は弊害が伴うので、産業自らが英智と良識をもつて自らを規制し計画性ある経済への方向に進む」ことを強

調している。これは「われらの覚悟」のうちの「経済自主性の強化」の線の具体的な展開である。

また金融政策部長降旗英弥幹事は「新金融政策の確立」の必要を強調してこう言っている。「デフレ政策の遂行に伴つて生ずる摩擦を極力少くし、スムーズに正常化の方向に導いて行くためには、財政金融面のみならず、産業（企業の適正規模策定）、労働（労使の休戦）などを通じ、一貫した総合的経済政策を確立して強力に実行に移し、あわせて国民全体の消費生活を正常化の方向に導くことがぜひ必要である」と総合政策確立の要を説くとともに「緊縮予算の実施に際し、従来のような財政のシワを金融でぬぐうような誤を再び繰返すことなく、しかもデフレのハネ返りを出来るだけ少くするような新金融政策のあり方を研究すべきである」としている。とくに降旗幹事は「経済同友会こそは、自由な立場で函に衣を着せずに意見を卒直に表明する特権があると思うが、この際総習総意を集めて十分検討ののち、新しい意見をスピーディかつタイムリーに発表して経済界をリードし、その一つ一つを実行に移すべきだ」と強い決意を述べた。

さらに労働政策部長村木武夫幹事は、次のように述べて「国民経済会議」を提唱した。

「特に労働問題は日本経済が包蔵する大きなガンであるから、本年こそ根本的な解決への踏み出しを迫られるものと見ねばならない。年中行事のように繰返される賃上問題についても、労使が共倒れになり国民経済を窮迫に導くような無益なものは断固排撃せねばならぬ。本年こそは生産性の向上に応じた賃上げを昇給の形式で認めるという原則を確立すべきである。

また問題の解決は結局労使が相互理解の上に立ち得るか否かにかかっているのであるから、労使が共通の国

民的基盤、即ち共通の底辺に立つため、労使、中立を含む国民経済会議を持ち、わが国政治経済の客観的分析の上に経済再建の方途を研究協議すべきである。」

なお一月二十二日開かれた第十二回全国委員会で、村木幹事は右の趣旨を述べて「国民経済会議」の設置を提案、全国委員会で検討することを要請した。これに対し関西の湯浅、中川路両全国委員からも賛成の意見があり、全国委員会の研究テーマとなつた。しかしその後に行きつたこの問題は三井鉱山労組の「経営参加」問題が日経連を中心に財界からきびしい批判を呼ぶなどの事態が起つたので、問題が混線して経済同友会の狙う趣旨はさちがえられることを慮り、ついにその実現への働きかけを見合せることとなつた。

二、「生産性向上」運動の受入れ

「科学技術の推進」と「経営合理化の徹底」は「われらの覚悟」にも謳われ、経済同友会の有力な活動目標となつていたが、この線にそつた積極的な実践運動の一つとして、同友会は「生産性向上」の運動を米国から導入することに成功した。

二十九年三月十九日発足した財界四団体共同事業である「日米生産性向上委員会」がその第一段階の到達点であつたが、ここまで問題を固めるまでの準備工作は経済同友会が単独で推進したのであつた。

先ず二十八年十二月十五日、経済同友会郷司常任幹事は米国大使館のハロルドソン開発調達班長と懇談した

が、その席上ハロルドソン氏は郷司に対して、日本の経済の弱点である経営の合理化を促進するため、日米合同の経営合理化委員会を設け、相互の技術交流を行うようにし、このための所要資金はM S A資金の運用計画に織込む用意がある旨を明かにした。ハロルドソン氏が指摘したのは次の諸点であつた。

一、日本の機械工業や化学工業は設備・技術の輸入などをやつて合理化に努めているが、経営全体の合理化は一向に顧みられておらず、従つて国際的な競争にたえる製品は出来難い。

一、欧洲の例にみても、単に米国の援助資金で合理化機械を入手するだけでは必ずしも効果があがらなかつた例がある。

一、とくに日本の兵器工業などは資金によるM S A援助のみに頼ろうとする傾向があるが、先ず自身の経営合理化を進めるべきであり、しかるのちにはじめて援助が行われるのである。

さらにハロルドソン氏は、経営合理化委員会は、さきにE C A（経済協力局）資金をもとにして英国で実施した米英合同生産委員会（アングロ・アメリカン・カウンシル・オブ・プロダクティヴィティ）に準じたものと、対象は軍需産業に限定せず、また日本が米国から招く技術者の滞在費などはM S A資金の一部に計上する予定である旨をつけ加えた。また同氏は、英国はこの合同生産委を設け合理化を進めた結果、二割乃至五割のコスト引下げが実現したこと、この構想はすでに西独、イタリー、フランスにも採り入れられていることを述べた。そこで郷司常任幹事は十二月十八日の幹事会でこの旨を伝え、さらに事務局で具体的に検討のうえ二十九年一

月十四日の幹事会で原則的の了解を得、二月十九日の幹事会でこの運動を他団体にも呼びかけて実現することを確認した。

その結果、四団体間で準備を進めたうえ、三月五日四団体主脳部会議で正式採択となり十九日「日米生産性向上委員会」として発足、第一回委員会が開かれたのであつた。

この日提出された経済同友会作製の原案によると要領は次の通りであつた。

〔活動〕

一、社長または常務取締役以上の地位にあるものの有志を募りトップマネジメント・セミナーを開き、また各業種に共通した経営上の重要問題を研究するため、経営管理者（取締役、部長級）、技術者、現場工員の各層で、問題別のセミナーを開く。

一、米国の実態を視察し研究するため、問題別または業種別の訪米チームを派遣する。

〔経費〕

訪米チーム、セミナー講師および事務上に必要な経費は、主としてMSA援助資金により賄い、不足分は業種別団体や受益会社の出資金で補う。但し日本側で負担する分は国内におけるセミナー講師の滞在費、会合費、事務費などで、全費用の一、二割に止めるものとする。

なお委員会の委員は次のように決つた。

浅田長平、足立 正、石坂泰三、井上五郎、植村甲午郎、小田原大造、川北禎一、倉田主税、桜田 武、

佐藤喜一郎、東海林武雄、鈴木康輔、高木作太、土井正治、永野重雄、丹羽周夫、新関八洲太郎、
村岡嘉六

その後、委員会では米国側との折衝について、小笠原蔵相、ついで愛知通産相の渡米の都度、推進方を依頼したところ交渉は進展し、昭和三十年一月着任した東京事務所長マイヤー公使の話では「米国は一月―六月の予算として三十万ドルを計上している」ことが明かとなった。一方国内的にも政府が「日本生産性向上本部」設置の構想を持っていたので、民間側と折衝の結果、外国の例をも参考にして、官・労・使の三者構成の「財団法人日本生産性本部」を設立することに二十九年九月初、話がまとまった。性格は純然たる民間団体とし政府は人事や補助金の使途については一切干渉しない立前とした。

かくて「日本生産性本部」は三十年二月十四日発足することとなったのである。しかもその目的は、当初の能率増進、経営合理化といった単に企業利益の向上を狙ったものから、かなり巾をひろげて、国民経済の総合的な生産性を向上させるという国民運動的なものに発展した。「科学技術の推進」と「経営合理化の徹底」という二つの要素のほかに「新しい労使関係の確立」という同友会年来の考え方が、形をかえてさらに加わったわけである。また強いていえば村木幹事の着想により全国委員会の研究テーマとなつてそのまま見送られていた「国民経済会議」の構想も、この生産性向上運動の中に生かされたと見てよからう。

三、総合政策の確立を要望

——昭和二十九年通常総会開く——

財界が自ら望んだデフレ政策ではあつたが、さきにあげたような相次ぐ金融引締措置の効果はさすがにきびしく、二十九年に入るとともに金詰りのカセは各業界、各企業の首もとにじりじりと押し寄せて来た。日銀による二十八年九月の窓口統制、十月一日の高率適用強化、さらに二十九年一月四日の高率適用強化、そして二月に入つて、一万田総裁による引締政策強化方針の相次ぐ確認強調——こうした一連の操作と言明によつて市中銀行の貸出態度は二十九年に入つて急激に引締つた。二十九年一月から三月までの間における全国銀行の貸出増加額は二百六十億円であつたが、これは前年同期の千三百三十三億円に比べ大巾の減少である。しかも財政資金の引揚超過額は同じ期間において、二十八年には千百二十四億円であつたのが、二十九年には二千百十三億円とほぼ倍近く引揚げられていたのである。一方卸売物価指数（日銀）は二十八年一月の四一〇・〇から二十九年一月の四三二・六へ、また鉱工業生産指数（経審）は同じく一二四・一から一五六・一へ、それぞれあがつていたのであるから、企業にとつての運転資金の窮屈さは一層ひどかつたわけである。繊維商社の倒産は一月四十三件、二月六十六件、三月百九件と増え、また不渡手形も激増していった。まさに「金融独走」の観があり、デフレを通じて出来るだけ摩擦を少くして経済界を合理化、再編成してゆくための、産業面、労働面の施策が全く顧みられて

いなかったのである。こうした状態から「総合政策確立」の声がもり上つて来たのは当然であつた。

経済同友会ではそういった総合調整政策を具体的に研究するため、二月十九日の幹事会で「総合調整対策委員会」を設置することを決め、委員長に永野重雄幹事を選任した。

昭和二十九年度の通常総会は四月九日丸の内の工業倶楽部で開かれたが、この席上、経済同友会は「速かに総合経済政策を確立せよ」との要望を決議したのであつた。東海林代表幹事は提案趣旨説明の中でこういった。

「一昨年の総会で計画性ある経済を提唱したが二年後の今日また同じことを言わねばならぬのはどうしたことであろうか。経済はなぜはかしく行かなかつたのか。結局は全体を見ていなかったからにほかならない。金融独走の形になり、これが経営者に大きくひびいている。そして不安はますます増大しているのだ。

金融引締のみでは目的を達せられない。政府は鉄道運賃の引上げ等のような逆行した行き方をやっている。我々はこの決議案でこうした政府のやり方に反省を求めている。いずれにしても総合政策の実行には強い政治力が必要であり、明朗、清潔な、国民の納得出来る政治がこの際とくに望まれる。」

この決議案は全員一致で可決された。その骨子は次のようである。

先ず「決議」は冒頭で大体次のように政府の注意を喚起している。政府のインフレ抑圧政策は専ら金融の量的引締に偏り、他にみるべき有効な対策を示していない。朝鮮事変後の物価高、国際收支悪化の原因は、(一)中

中央地方を通ずる財政の膨脹、(㉑)国民消費の過増、過剰投資および過剰生産にある。従つて一定の計画と方針のもとに右の要因を除く総合施策をとるべきである。

次いで「決議」は「総合施策の骨格」として次の諸点をあげている。

A 総合計画および財政経済政策

(一) 内閣に簡素強力な「経済計画審議会」を設け、一定期間（例えば二年、三年）にインフレを抑制する計画の大本および年次計画をたてる。

(二) 財政（特に地方財政）を圧縮する長期計画をたて、余剰金は社会政策、資本蓄積、輸出振興などにふり向ける。

(三) この期間中定期昇給のほか公務員のベース・アップは行わない。

(四) 租税体系を資本蓄積、輸出振興、消費抑制の目的に合うよう改革する。

(五) 鉄道運賃、郵便料金、煙草などを計画的に引下げる。

(六) 不急不要の設備投資、建築などを法的に禁止または制限する。

(七) デフレ政策に伴う企業の整備再編成を円滑にするため独禁法の改正を行う。

B 一般消費の節約

(一) インフレの最大の原因が国民消費の膨脹にあることを卒直に認め、その抑制に正面から取組まねばならぬ。対策の重点を米価並びに名目賃金引上げの抑制におく。

(二) 高米価、高農産物価格政策をデフレ政策とらみ合わせて再検討する。また輸入外米を極力麦にきりかえ、かつその価格を下げて、一方粉食の普及を促進する。

(三) 食糧増産について構想を新たにし、深耕機械の活用、機械力による泥炭地の開発、酪農の普及など近代農法を採用する。

(四) 羊毛、棉花、皮革など原料輸入にまつ国内加工品については、代替産業の育成によつて外貨を節約する。

(五) 力の強弱によつて賃金を決定する不合理な賃上方式をやめ、労働生産性と結びついた合理的賃金方式をとる。

なお「決議」は最後に「政治の肅正強化」にふれ「デフレ政策の実施は難事業であり、そのために財界もこれに協力する耐乏自粛の覚悟を持たねばならぬが、特に要望されるのは政治力の強化である」として、保守合同の促進、小選挙区制・連座制の強化を含む選挙法の改正、議員立法・予算増額修正権の制限を実現して、国民の信頼を回復することを政府、政党に望んでいる。

さきに「われらの覚悟」において、自らを反省した経済同友会は、いまや「政治」に対して反省を求めているのである。この政府、政党に対する反省要求は、根底において吉田内閣の政治力に対する不信を藏していたのであり、これがやがて六月の乱闘国会を契機に発展し、政権交代への強い要望となり、さらに保守合同推進への財界の積極的な動きになるのであつた。

この通常総会において、例によつて二十九年度の活動方針案が決定されたが、それは次のようなものであつた。

(一)、確固たる経済再建政策の樹立に邁進するとともに、経済界の合理化、自粛に努め、国民とともに耐乏による経済の再建を図る。

(二)、緊縮政策に伴う諸矛盾の調整を図るための具体的施策の確立を図る。

(三)、国民全体の協力体制の確立、とくに労使協調の実現に邁進する。

(四)、国際競争力育成のため、産業の生産性向上を第一義とする。

(五)、科学的経営助長のため、さらに進んで経営技術の国際的交流を具体化する。

(六)、事態の急迫化に鑑み、同志的結合の結束強化を図る。

なお組織担当幹事は次のように決つた。代表幹事は留任である。

全国委員

工藤昭四郎、安藤清太郎、中島覚衛

総務委員長

竹内俊一

政策委員長

工藤昭四郎

財務委員長

井上英熙

時事研究会長

古村誠一

金融政策部会長

降旗英弥

産業政策部会長

進藤武左エ門

労働政策部会長

村木武夫

通商政策部会長

水上達三

農林食糧政策部会長

赤木 栄

経営委員長

西野嘉一郎

グループ研究会運営委員

水沢謙三

会員懇談会運営委員

植村 成、中島覚衛、寺尾一郎

科学技術促進対策委員長

岸 道三

国際収支改善対策委員長

安藤清太郎

総合調整対策委員長

永野重雄

経済同友会は五月二十五日第十四回全国委員会を開いたが、四月の通常総会における決議の趣旨にそい、二十九年度の共同研究テーマとして「生産コストの引下策」「地方財政緊縮対策」の二つをとりあげ、また「失業対策」「輸出振興策」「科学技術振興対策」を自由研究テーマとした。また経済同友会はこの共同研究テーマと取組むため、六月四日の幹事会で「地方財政改善対策委員会」を特設し、委員長に安藤清太郎幹事を選任した。

四、食糧政策の再検討へ

経済同友会はデフレ政策の総合調整を研究しているうちに、食糧問題とくに米麦など農産物価格の問題が重要な一つのポイントであるということを再認した。例えば工藤政策委員長は七月二日の幹事会席上、次のように述べた。

「現在のデフレ政策では、大きな経済要因である賃金、農産物価格等が経済状況にマッチして動いていない。従つてそれだけ他の部門にシワ寄せが行われているのであるまいか。デフレ政策の浸透によりいずれはこれらの価格も循環的に修正されることが、理論的には考えられるが、それまで果して企業体を持ちこたえられるかどうか、現在の銀行の資金ではこれを支援することは不可能であり、デフレ政策に総合性付与の観点から真剣に対策をたてるべきであろう。」

またこの席上とくに招かれた経審調査課長後藤啓之助氏は「目下とられているデフレ政策の最大の難点は、金融のみに依存している点にある。財政とくに地方財政が甘い。公務員給与の面をとりあげても、一方的にますます増加する傾向にある。国民所得を勤労所得五十％、企業所得十％、農村所得二十％、個人業所得二十％に分ければ、このうち勤労所得と農村所得の合計七十％が大ざっぱにいつて、金融引締の効果が及ばないところであ

り、結局金融引締の圧力は企業所得と個人業所得にかかつているものと考えられる」との見解を示したが、これは工藤幹事のいうところを裏づけたわけである。

経済同友会は二月総合調整対策委員会設置以来、こうした見解を前提にして、農産物価格問題を検討していたのであった。あたかも二十九年産麦価、ついで米価の決定が論議されていたので、同友会は次の要旨の意見書を発表し、関係当局にも申入れた。

〔昭和二十九年産国内産麦購入価格に対する見解〕（六月十八日）

麦価の動向は米穀価格の決定にも密接に関連するところであり、また主要食糧たる米麦価格の上昇が他の諸物価高騰の誘因になることは明かである。この際麦価の上昇をみることは、現在政府の採用している低物価政策遂行上大なる障害となりまた政府の奨励する粉食普及方策とも矛盾する。

農村の生活水準向上は必要であるが、産業界において生産コストの引下げに努力と犠牲を払っている折柄、主要食糧価格の決定如何には深い関心を持つている。低物価政策の効果によつて農業パリティ指数の低下も予想される際、むしろその価格引下げをこそ検討すべきであり、さらにインフレ時の所産である現行算定方式をも根本的に再検討すべきである。

〔昭和二十九年産米価格に対する意見〕（九月三日）

米穀価格の決定は低物価政策の成否を決する重要問題である。この際従来の高米価主義による集荷方法を改めるとともに価格構成の合理化による農業所得の均衡を図り、低物価政策と基調を一にする価格算定方式を確立されたい。

試みに昭和二十八年年度の戦前比（昭和九―十一年＝一〇〇）消費水準指数は、都市の九四に対して農村は一三・一となつてゐるが、これは毎年引続く米価引上げと農家所得に対する税制上の優遇に基づくものである。よつて次のような方針をとることを要望する。

一、消費者価格については昨年度価格を据えおくとともに、生産者価格については財政負担を生じない限度において決定することを基本原則とすること。

二、生産者価格の構成は、基本価格および早場米供出奨励金の二本建とし、従来の供出完遂奨励金、超過供出奨励金は基本価格中に吸収整理すること。

なお経済同友会が総合政策の一環として食糧の増産あるいは食生活の改善に深い関心を示していることは、さきの「総合政策確立」の決議にも明かであるが、その線にそつて、七月二十三日札幌で開かれた第十五回全国委員会で「北海道開発重点化に関する決議」を採択、「北海道開発に当つては総花的計画を排し、食糧自給度拡大に重点をおき、あらゆる力をこれに集中し、速にかつ効果的に第一段階の目標に到達すべきである」と強調し

た。

五、「科学技術促進対策」に意見

科学技術促進対策委員会（委員長岸道三幹事）は、「われらの覚悟」に掲げられた「科学技術の促進」を研究する機関として昭和二十八年十二月発足以来、工業技術院長駒形作次博士あるいは総理府資源調査会副会長安芸峻一氏などから意見をきき、さらに会員から科学技術促進についての「希望意見をアンケート」の形式で求めるなど、特異の活動を行つて来たが結論を得たので十月十五日幹事会に諮つたうえ「科学技術促進対策」として発表関係当局にも要望した。

この意見書では先ず「わが国の科学技術水準は先進国に比し、戦後特に著しい立ちおくれを示しており、それ故に当面外国技術の導入を余儀なくされているが、このような安易な方法を今後とも続けるならば、自立経済の基盤を確立することが困難であるばかりでなく、民族の危機を将来に残すことになる」との立場から「産業政策と密接に相互関連性を持つた強力な促進対策を確立する」ことを唱えている。

その具体策として意見書は「科学技術に関する総合行政機関の設置」と「科学技術教育の刷新」を要望しているが、さらに当面の緊急対策として「科学技術開発公社の設立」と「研究組合の結成」を提唱している。

「公社」は「基礎研究の振興を図るとともに研究成果の開発利用を促進する」ため、「公社法」に基づいて官

公立研究機関を整理し総合運営による研究機能を高度に発揚する。また「研究組合」は中小企業の技術水準を向上させることを目的とし、法的措置を講じて結成するものであるが、当面輸出向商品企業における技術的研究を協同して行わせることとする。

なお意見書は「参考案」として「科学技術開発公社設立要綱」を付している。

この意見書発表とともに岸委員長は、「公社」実現促進のために政党、官庁、学界と各関係方面に精力的な活躍を続けた。

六、「保守合同促進」に決議

——第七回全国大会開く——

金融独走によるデフレ不況による経済界の不振、汚職問題の発展、六月衆議院本会議における乱闘事件、それに保守新党問題をめぐるあくなき派閥闘争——まさに二十九年夏から暮にかけて、政界は麻のようにみだれ、吉田内閣に対する不信の声もまた国内にみちみちていた。

財界は六月の国会乱闘事件のあと八日、四団体共同で「国会史上かつてなき不祥事」を糾明する「声明」を発表したが、保守新党問題が大詰に近づいた十月ごろ、財界は再び政局の動向に強い関心を示すにいたった。当時

における財界の政局観は大体次のようであつたといえる。

一、デフレ政策は堅持すべきであるが、総合施策が伴わなければいたずらに犠牲が多くなるばかりで将来の拡大への基盤が崩れてしまうことになる。そのためには労働三法の改正などによつて労働組合の行過ぎた活動を抑えなければならぬが、これには強力な保守安定政権が生れなければならない。

一、現在保守新党結成の動きがあるが、これは自由党の分裂を伴う保守両党対立をもたらすものであつて、安定政権をつくる基盤とはならない。

一、自由党と改進黨の大同団結が最も望ましい。しかしこれには吉田首相の引退が前提として起つて来るが、すでに国民の信頼を失い、また党内の統制力もなくなつた吉田首相のタナ上げは、やむを得ない。

一、このままで推移すれば吉田内閣は野党から不信任案をつきつけられ、解散必至となるが、汚職問題、デフレ不況など自由党の不信と、保守党内部の抗争に乗じて、革新勢力の大巾進出は避けられないから、どうしても解散は回避し、先ず保守合同が実現されねばならぬ。

大体こういったのが財界の空気であつたと見てよい。そこで何よりも「保守合同の実現を」ということが、二十九年秋の財界における支配的な考え方となつていた。経済四団体主腦の往来は頻りであり、また東西財界の意見調整も行われた。四団体共同の声明を出すかどうかも論ぜられた。しかし結局各団体がそれぞれ秋の総会で「清新強力な保守安定政権の出現をのぞむ」といつた線で、個別的に決議を政府、政党につきつけるとともに、

これと併行して有力者が個人的に政党要路を説得するということに、財界の態度は落ちついたようであつた。

経済同友会の第七回全国大会はこういったあわただしい空気の中で、こういった含みのもとに十月二十日神戸で開かれた。席上先ず次のような要旨の決議「速かに保守合同を実現せよ」が採択された。

「昨年以來我々は苦痛を忍んでデフレ政策に協力して来た。しかしながらもこれまでの單純なる金融引締では乗り切れず、今後は総合政策による全身療法以外に、日本經濟の回復を図る途はないのである。総合施策は強い政治力を必要とする。政治の弱体はインフレに通ずる。若し保守政党が現状のような党略的抗争によつて離合し、政權の弱体、政治の空白がなお続くとすれば、日本經濟は再びインフレの波におそわれて社会的混乱を誘発し、従来デフレに協力した中小企業ならびに大企業勞使の努力と犠牲は、全く水泡に帰してしまふであらう。この期に及んでなおも派閥抗争に明け暮れている觀のある政党の現状はまさに日本の悲劇である。

この際保守各党が、真に興亡の岐路に立つ日本を憂え、党利を超えて民主政治の危機を悟るならば、保守大合同が実現されないはずはない。

我々はここに全員一致をもつて保守各党に警告を發し、速かなる保守合同の実現を要請する。」

この全国大会ではさらに、全国委員會で共同テーマとなつていた「生産コスト引下対策」を決議した。これはさきに「われらの覚悟」において「經營者の直接の責任として取上げねばならない」とされたわが生産品原価の

「國際的割高の是正」について、その具体的方策を各地同友会で研究、その結果を全国委員会に持ち寄りさらに検討を加えたものであつてその内容は次のような骨子からなつてゐる。

先ず「生産コスト引下げの基本的対策」において、「生産性向上の國民運動を展開すること」を唱え、この運動において、経営方式の合理化、生産技術向上のための「三つのS」（單純化、標準化、専門化）の徹底、能率賃金制度の確立などを強調、また「企業のコスト引下げのための税法上の優遇」を要望している。また「決議」は「基幹産業（鉄鋼・石炭・電力）におけるコスト引下げ対策」として、「長期総合燃料対策の確立」「合理化投資の重点的確保、合理化投資財政資金金の引下げ」「租税面における合理的措置」「電源開発に伴う補償等についての立法措置」「鉄鋼業、石炭業の合理化カルテルにつき独禁法の例外を認めること」などを要望している。

また同じく全国委員会の共同研究テーマであつた「地方財政改善対策」も決議された。これは二十九年度予算において一般財政は緊縮されたが地方財政は逆に膨脹し、「緊縮政策遂行の一大盲点」となつてゐる点につき、次のような諸点を要望したものであつた。

一、國民經濟的見地に立つて中央・地方を通ずる行政事務の再配分を図る。特に地方財政膨脹の要因をなしてゐる各種国庫補助金、負担金の大巾整理を行い、これに替るべき一般財源を地方に移譲すること。

二、増税とまらない範囲において、国税と地方税との調整を図り、地方財政における一般財源確保の措置を講ずること。

三、地方行政機構の簡素化を推進すること。

四、地方公共団体は、財政計画の確立ならびに予算実施に伴う責任の明確化を図るとともに、地方財政再建整備の実施推進を行うこと。

五、府県制度の改革等。

なおこの対策意見書には「地方財政改善対策細目」という附属書をつけ具体的に対策を明示したが、これは全国各地区に足場を持つ経済同友会にはじめてよくなし得るところであるといえよう。

第十三章 起ちあがる「経営者」

一、鳩山新内閣に要望

——全国委員会で決議——

昭和二十九年暮から三十年春にかけての動きは次のようであつた。

先ず同年春から工作された保守新党問題は、財界の保守大合同要望の声をよそに、同年十一月二十四日改進黨、日本自由党（三木武吉、河野一郎氏等）および自由党の新党準備会（岸信介、石橋湛山氏等）の三派合同で「日本民主党」が結成されたことをもつて一段落した。民主党の当初の勢力は衆議院議員百二十名、参議院議員二十名に過ぎず、一方自由党は衆議院議員百八十五名、参議院議員九十一名で、財界の警戒していた保守兩党対立の形となつてしまつた。一方社会党の衆議院における議席は左右合して百三十三であつた。

このような国会勢力のもとに第二十臨時国会は十一月三十日に開かれたが、果して十二月六日野党三派（民主・兩社）は吉田内閣に対する不信任決議案を衆議院に提出した。決議案上程の七日、吉田首相は「解散を辞せず」の態度で本会議に臨むことを主張したが、自由党に対する滔々たる不信の声の中で総選挙をやつて勝算なしとみた緒方副総理ら党主脳は解散強行の態度に反対し、吉田内閣はついに総辞職した。

そこで後継首班の指名について十二月九日野党三派が協議の結果「休会明け早々解散する」との条件で、民主党総裁鳩山一郎氏が首班に指名され、選挙管理内閣である第一次鳩山内閣が十二月十日成立した。

解散は予定のコースとなつてしまつたけれども、保守党内部の泥試合の真只中で行われるのと比べれば、多少の時日はかせげるわけであるし、それに吉田前首相の引退によつて、次の布石である保守大合同への最大の障害が除かれたわけでもあるので吉田から鳩山への政權交代に對して、財界は一応好感を寄せたのであつた。つまり問題はこれからであるが、先ずしこりがとれ、一步前進したといつた感じであつた。また鳩山首相は三十年一月二十二日休会明け国会における施政演説の中で「經濟自立再建のため、総合經濟六カ年計画を樹立する。この計画の下で減税を行い、同時に中央・地方を通ずる財政の健全化を図る。また金融の健全化のため資本蓄積と國民貯蓄の増強に努めたい」と、それまでの財界の要望を総花的にもつた政策を述べた。こうした施政演説に對しても財界はその実現性はともかくとして一応の賛意を表していた。

かくて一月二十四日衆議院は解散され注目の第二十七回総選挙は三十年二月二十七日に行われた。鳩山内閣は三十年度予算を成立させたあとの四月選挙を望んだのであるが、社会党がこれに応じなかつたわけである。選挙の結果は、民主党百八十五名、自由党百十二名、左社八十九名、右社六十七名となつた。民主党は第一党となつたものの予想の二百名を割つた。自由党の凋落は当然のこととして、左社の進出が目立つていた。また左右両社を合わせると百五十六名でこれにその他の革新勢力を加えると議席の三分の一以上に達し、財界の悲願である憲法改正の發議を阻止できる勢力となつてしまつた。

財界としてはこの総選挙を通じて政局安定への礎を固めようと、選挙資金のプール機関である「日本經濟再建懇談会」をつくり、あるいは保守党要路に對する個別的説得の方法によつて、先ず民・自兩党の提携、ゆくゆく

は守大合同の推進——といった線で政局の收拾を要請したのであった。

ともあれ第二次鳩山内閣は三十年三月十九日成立した。過半数に充たぬ衆院議席しか持っていない民主党政府は、自由党の好意的な協力なくしては国会運営を円滑になし得ないことはわかつていた。また財界も自由党の新内閣への協力を期待していたのであった。ところが第二十二特別国会第一日の三月十八日衆院正副議長選挙において自由党は社会党と共同歩調をとつて、民主党に正面から反対の態度に出るなど、財界の抱いた「保守安定」の夢実現の程遠きを思わせるような状況にあつた。——一方経済状況はどうであつたか。デフレの影響が予想外に深刻になつて来たのに対処して二十九年七月ごろからは愛知蔵相のいわゆる「デフレの手直し」によつてデフレの小康状態もたらされたが、これはあくまでも「手直し」であつて、総合的な経済自立の立場からの政策でも何でもなく、それだけにインフレ転化をさえ危ぶまれたのであつた。また国際収支も二十九年度下期以降は好転して黒字になつたとはいえ、これは主として世界景氣の好転に恵まれただけであつて、本質的なコスト低下によつてもたらされたものではなかつた。しかも政府は弱体であり、政策は人気取りに墮して、事態の本質とは取組んでなかつた。

経済同友会の第十九回全国委員会は、このような政局の動きを前にしつつ、三月二十三日大阪綿業クラブで開かれたのである。この席上において「新内閣に要望する」の決議が採択されたが、これに関連して開かれた協議会では、総選挙において革新勢力が議席の三分の一以上を占めたという重大な政界の変動に対する財界の態度が

論議の中心になつた。即ち

一、保守党の得票が少なかったことは、いまや保守党の政策に魅力がなく、国民の支持を失いつつあることを証するものである。従つて保守党はその政策をより前進させるべきである。

一、保守党の前進というよりはもつと大きな立場から議會政治を擁護するということ——即ち保守政党はより進んだ政策を打ち出し、革新政党はあくまでも議會政党としての限界を守るような方向にむけさせるべきだ。

右のような見解が熱心に闘わされた。——結局この問題は極めて重要であるので、三十年度における全国委員会の共同研究テーマとすることになつたが、それはその後における同友会の活動に大きく影響を与えることとなつたのである。

「決議」は先ず冒頭の部分において、新内閣の弱体性にふれて次のように要望している。

「新内閣は安易な拡大政策や人氣取的減税によつて、国民の素朴な要求に迎合することなく、社会的矛盾、不合理は是正しつつも、政策の根底はこれを『耐乏による經濟再建』に求めなければならぬ。

しかし前内閣と同様過半数に達しない勢力で政局を担当しなければならぬ新内閣においては、政策が政争によりゆがめられる危険性が極めて大である。かかる政局の不安は我々の最もたえ難いところであるから、この際政策を強力に実行するため、民主、自由両党の緊密な連携を図ることを、特に政府ならびに政党に希望し

たい」

ついで「決議」は財政経済政策の基本について、次のような施策を新内閣がとるよう要望している。

一、わが経済の立遅れは資本蓄積の過少に基因しているので、この際政府、経営者、労働者、農民等国民各層を通ずる節約による蓄積が必要である。それには通貨価値の安定を図つて経済活動の基盤を固め、インフレ傾向の誘発を防ぐことが先決である。差当り三十年代一般会計予算は一兆円以内の規模で均衡を図るべきである。

一、財政政策の重点は、右の前提に立つて、特に資本の蓄積、財政投融资の確保および社会保障の拡大強化におくべきである。

一、中央・地方を通ずる財政の節約を実行すべきである。

一、米麦等主要食糧価格は物価、賃金を左右する重大要因であるから、財政の負担を増加させずして消費者価格を引下げあるいは据置く方針を確立すべきである。

一、経済自立達成のために長期の総合計画を策定すべきであることは我々の年来の主張であつて、この意味で政府与党が「経済六カ年計画」を打出したことは賛成であるが、その実行に当つては行政の組織と秩序を確立することを前提とし、またその基本方針については保守両党間で超党派的に協力することが必要である、

このように「決議」は、鳩山内閣の弱体に対する不安を露骨に表明するとともに、弱体なるが故の妥協によつて政策の後退をみることにないよう強く訴えたのであつた。

二、国内分裂の危機を自覚

——昭和三十年通常総会開く——

さきに述べたように昭和三十年に入つてからの経済同友会の活動は、総選挙ごとに伸びて来る革新陣営の進出と、それを背景とする労働組合の政治的偏向に対して、経営者はいかにあるべきか、さらにまたこうした傾向の温床となつた議會政治の混乱を如何にして是正しこれを擁護すべきか——ということの検討が中心となつたようである。もつとも「われらの覚悟」以来、新しい労使関係の確立を唱えたり、あるいは政府に対して強い政治力の発揮を要求したことはあつたが、三十年に入つてからは、それがさらに高度の政治性を帯び、しかも切実な現実の問題として取りあげられて來たのである。

このことがはじめて同友会における問題として指摘されたのは、前記のように三月二十三日の第十九回全国委員会においてであつた。そしてこの関心はそのまま三十年度活動方針に明確に謳われたのである。

経済同友会の昭和三十年通常総会は、四月八日丸の内の工業倶楽部で開かれた。代表幹事改選の結果岸道三、

工藤昭四郎の両幹事が推薦され就任した。採択された中心議題は「三十年代活動方針」と「企業の資本蓄積によるオーバー・ボロウイング解消策の提唱」であつた。

先ず「活動方針」では次のように当面の重要課題をとらえていた。

「最近の政情の特質は、政局の不安定に加えて国際的影響により階級対立激化への動向が窺われる点にある。極言すれば二つの世界が生まれる危険をはらんでいることで、我々はこの状況に深く想いをいたす必要を感ずる。万が一にも国内分裂という不幸な事態を招来したならば、わが政治、経済社会は未曾有の混乱に陥入り、ついには経済自立の望を失うのみならず、今日まで営々として再建した経済力をも破壊に導くことがないとは保し難いのである。

ここにおいて我々は、国民経済の組織者として、またその運営者としての責任を自覚し、英智と勇氣をもつて、国内分裂の悲劇を未然に防ぐとともに、国民経済を守りぬく決意を新たにすべきである。」

このような決意に立つて、同友会は次のような「活動目標」をあげている。

- 一、計画性ある総合経済政策の推進
- 二、労使の相互信頼感の醸成
- 三、貿易自由化に対応する国内体制の強化

二、「国内分裂」の危機を自覚

四、生産性向上運動に対する協力

五、全国組織の強化

とくに「労使相互信頼感の醸成」については「経営者と労働者の協力の必要は、史上かつてないほど今日急を告げている。しかるに両者の関係はいささかも改善されていない。誠意と謙譲こそ労使協力の根源たることを深く反省し、経営者と労働者相互の信頼感を高めるようなヒューマン・リレーションを打ちたてることに忍耐強く努力しなければならない」としているのは、「われらの覚悟」における「対労働観念の刷新」の考え方を、状況に応じてさらに展開させたものといえよう。

また「オーバー・ボロウイング解消策」は「企業の資本蓄積は極めて低調で、これが日本経済の大なるガンとなつている。ことにいわゆる企業のオーバー・ボロウイングは改善されないばかりでなく、むしろ悪化する傾向にあり、これを早期に解消し、資本構成の是正を図ることは日本経済再建の最大の課題であるとともに刻下の急務である」という立場から、このオーバー・ボロウイングを「企業がその資本蓄積により自力で計画的に解消する」という線での対策を示したものである。これはすでに再三決議された資本蓄積についての要望の延長であると同時に、「コスト切下げ対策」研究の過程からも、その必要が痛感されとりあげられたものであつた。

なお三十年代における各機関担当役員は次のように決つた。

〔全国委員〕 山際正道、竹内俊一、今里広記

〔会務執行委員〕

総務委員長 安藤清太郎、政策委員長 東海林武雄、財務委員長 井上英熙

〔常設部会〕

総合政策部会長 永野重雄、産業政策部会長 進藤武左エ門、通商政策部会長 堀江薫雄

財政金融政策部会長 中山素平、労働政策部会長 伍堂輝雄、農林政策部会長 水上達三

企業経営部会長 西野嘉一郎

〔時事研究会長〕 降旗英弥

〔会員懇談会運営委員〕 寺尾一郎、五島 昇、塩原楨三

五月十二日福岡市で開かれた第二十回全国委員会では前回論議された「議會政治の擁護」の問題が正式に三十年代における全国組織の共同テーマとして取りあげられ、各地同友会が十一月の全国大会までに再検討することとなつた。経済同友会（東京）でもその後幹事会、政策委員会など全機関をあげてこの問題をあらゆる角度から検討することとしたが、問題の規模が大きく、また重要な問題であるだけに、論議はとくに熱を帯び、あたかも

創立当時のような元気な雰囲気を再現したのであつた。例えば七月のある日の幹事会ではこうした議論のやりとりがあつた。

「議会政治を擁護するということは、議論をする段階はとくに過ぎ去つてゐる。同友会が全国委員会での問題をこどさらにとりあげたのは抽象的な議論をすることなく、財界人は議会政治を擁護するためには具体的に何をなすべきかということを検討するためである」

「財界は政党人に対して要望するだけではなく、我々自身何をなすべきかを決定しなくてはならぬ」

「現在の議会政治を国民はなぜ信頼しないのか。この根本にさかのぼっていくことが必要ではないか」

「破壊勢力の活動ぶりを国民に啓蒙する国民運動を展開すべき段階である」

「この運動を具体化するためには、我々の考える理想的政党が出来たら入党も辞さない位の決意が必要ではないか」

「関西がこの議題を提案したということは、大阪財界の『政治にはタッチすべからず』という鉄則を破つたのであり、当然国民政党が出来た場合には入党するところまで考へているものと思われる。現在では財界が万年与党的態度から脱却すべきか否かというところまで来てゐるのではないか」

「この問題は非常に重大な問題であるが、どこに手がかりをつけるかに迷う。なぜ議会制度が不信なのか、その原因を検討することが解決の第一歩ではないか。政党人は自分のことばかり考へているが、これはまた国民の姿の反映でもある。もつと社会福祉の立場から行動すべきであるが、ここから我々自身が先ず反省し、そ

れから他人を批判するということが肝要である」

このような論議を重ねたのち、九月十九日京都市で開かれた第二十二回全国委員会では問題の所在と対策がかなりしぼられ、大筋の結論にまでこぎつけられた。

即ち(一)議会政治擁護のため、政党の脱皮、現実化を促進する。(二)右の目的のため経営者も企業の公益化について努力する。(三)議会政治擁護のため、経営者社会はもとより、国民各層の世論喚起を図る——という方向に到達したのであつた。そしてこの線にそつて全国大会まで東京、大阪の全国委員が案文を練ることとなつたのである。

このように経済同友会が議会政治の根本について大所高所の議論を闘わしている時、あたかも鳩山内閣と民主党が「新生活運動」を提唱した。もとをたたせば議会政治混乱の責任者ともいふべき立場のところから、お仕着せの新生活運動が、しかも五千万円の予算をとつてまでふれだされたのであるから、経済同友会もいささか心外であつたのであらう。あたかも国会では重要法案が山とつまれながらも弱体内閣のため審議が一こうにはかどらず、財界の政府・政党に対する不信がさらにたかまつていたところであつた。七月二十二日箱根で開かれた全国委員会は次のような「新生活運動に対する見解」を投げかけた。

「政府および与党が真剣に新生活運動に乗り出す決意があるならば、この際政府および政党はまず自ら実行することである。事実政府や政党の周囲には数多くの無駄や弊風があるはずである。それを忍耐強く是正して

ゆく熱意を示し、規範を垂れるならば政府や与党の望む通り期せずして国民各層から新生活運動が盛り上るであらう。我々は過去五カ年にわたり世評にこだわらず、曲りなりにもこの運動に取組んできた。また今後も、この運動には成功もなければ失敗もない、ただ自らが実行してゆくだけであるとの信念のもとに続けてゆく覚悟である。政府および与党は新生活運動を打ち出した以上は、その真意を体得し、まず政治社会における日常生活および行動の刷新に傾倒すべきであり、他にそれを及ぼすのは後に譲ることである。またこれを励行することこそ失われた政界の信用を回復する道であり、新生活運動の意義も出て来るものと信ずる」

「官製の新生活運動」はまさに徹底的に「やつつけられた」のである。ところがこの「見解」が発表されてから一週間余あとの七月三十日、重要法案ことに国防会議構成法案を審議未了にしようとする革新派と、せめて継続審議に持ち込もうとした政府との間に乱闘が行われ、参議院の郡議運委員長が肋骨を折るという騒ぎが起つたのであつた。同友会の「見解」における激越な口調もまさにさもあつてしかるべきであり、また議會政治擁護問題が真剣に取組まれるにいたつたのもまことに当然というべきであらう。

三、多角的な意見活動

昭和三十年における経済同友会活動の中心は議会政治の擁護という太い線で貫かれたが、六月から十月にかけて、より経済的な、局部的な問題についても、いくつかの要望が相次いで出された。それは米価、資金調整措置、ガット加入、食糧制度などに関するものであり、またこの間にあつて財政懇談会との意見交換も行われた。まさに多角的な活躍ぶりであつた。

さきに昭和二十二年四月の第一次通常総会において経済同友会はその活動方針の中で「これからドロナワ的な意見書の発表をやめ、つねに研究を怠らず、刻々の問題について会の意見を用意しておき、随時これを政治に反映せしめるようにすべきだ」といったことを強調したが、この精神は十年後においてもますます高度に発揚されているのである。財政金融、貿易、産業の問題から米麦価や食糧制度、さらに地方自治の問題にいたるまで、あるいはまた資本蓄積の問題から労使関係、議会制度の問題と、実に活達に巾広く問題の所在をつかみ、これに対して周到な対策を用意している、しかもこれらの諸分野が現象的にばらばらにとりあげられているのではなくして、一つの重要な問題をあくまでも掘り下げてゆくことによつて自然に巾が広くなつていつたというふうに総合的に関連し合つているということは「研究する同友会」にしてはじめて到達し得る境地であり、そして昭和三十年にいたつて、まさにこの「研究」が大きく花を開いて咲き誇つていたといった感じにまで成長したので

あつた。

春の通常総会から秋の全国大会までの間の主な意見書の骨子は次の通りである。

〔昭和三十年度産米価格に対する見解〕（六月十三日）

河野農相は出来秋の作況をみて米価を決めるべきだという意向であつたが、衆議院農林委員会が早急決定を迫つて食管会計予算審議を打ちきつたり、あるいは農協側が農村に有利な高い米価を強硬に申入れるなど、高米価出現の政治的状況にあつたのに対して、同友会が急ぎ意見書をつくつたもの。「全体を忘れた安易なるヒロポンの高米価は、結局において国民経済を破綻に陥入れ、農村経済もまたその被害を免れない」「いまや従来の高米価主義を改め経済ベースに立脚した合理的な価格算定方式を確立すべきである」との観点から（イ）消費者価格は昨年度価格を超えないこととし、なるべく引下げること、（ロ）生産者価格は予算米価によること、やむを得ない場合も食管会計の操作で賄い、一般会計から繰入れないこと——を要し、また「国民の六割を占める消費者の声がほとんど反映できない現行の米価審議会の構成を再検討すべきである」と強調している。

〔金融機関の資金運用のための臨時措置に関する立法に対する意見〕（七月二十三日）

三十年代予算案に対する民主、自由兩党の修正交渉の副産物として「資金委員会」という案が生れ、緊要な長期産業資金の調達を行うというもつともな目的が掲げられながらも、政治による金融支配といった不明朗な要因も含まれているので、同友会財政金融委員会で検討のうえ発表したもの。

「政府が資金調整を行うことは、現状においては逆に日本経済の自立の方向を乱し、一年半にわたるデフレ政策の結果ようやく正常化の緒につきつつある経済と金融の健全性を阻害する」として、次の諸点から政府案に反対している。

- 一、確固たる産業計画なしに、金融のみを統制することは適切な資金計画を実現するものとはならぬ。
- 二、金融機関に対し将来国債・地方債の強制保有を行わせる途を拓くことは、金融機関の日銀依存を高めるおそれがあるとともに、財政インフレを誘発する。
- 三、大蔵大臣が金融機関に対し「必要な勧告」を行うことは、日銀政策委員会と両立して、金融政策が二元化に陥入るおそれがある。

〔ガット正式加入に対する見解〕（八月十九日）

日本は九月十日からガット（関税と貿易に関する一般協定）に正式加入の運びとなつたので、その加入の意義について見解をまとめ発表したもの。「ガット加入を単に朗報としてのみ受取ることには許されない」とて、

ガット加入は、国際経済社会の一員としての日本の地位が一段と明確化し、安定するという効果をもたらす半面、貿易自由化の要請によつて輸入制限や輸出促進措置の縮小を余儀なくされるなどの義務乃至拘束をもたらすものである点を強調している。また今後の課題として、経済外交の活発な推進によつてガット関係を拡大すること、一方ガット関係を拒否する国を対象とする複数関税制をとること、現実には米国および西欧諸国がリードしているガットにおいて「相対的後進国」である日本の立場をフェア・プレイの精神に立脚しつつ主張すること、国内的には国際競争力の培養に一層の力を注ぐことを要望している。

〔食糧管理制度の改正について〕（十月七日）

三十年産米は七千九百万石という未曾有の大豊作であつたので、同友会はこの好機に年来の主張である食糧制度の改正を強く政府に迫るべきだとして見解を發表した。「幸い今年の米作は有史以来の豊作であり、又最近世界の米穀事情は頓に好転しており、従つてその対策宜しきを得れば、本年を転機として食糧管理制度の合理的改善を図り、米価を国民経済的立場から安定せしめることは必ずしも不可能ではないと信ずる」との前提に立つて、改正すべき点を次のようにあげている。即ち意見書は「現行米穀の直接統制は昭和三十一年米穀年度（昭和三十一年十一月）より、内地米に対する生産者支持価格の採用による間接統制に切換えること」を要望し、そのための「支持価格の方式」「米価安定のための直接的措置」さらに「間接統制実施に伴う流通機構育

成の方法」「過当投機の抑制措置」「被生活扶助者対策と労務加配米対策」「間接統制移行への経過措置」にいたるまで周到に具体案を示している。

四、議会政治擁護に起つ

——第八回全国大会で決議——

経済同友会がその全組織をあげて「議会政治擁護」と経営者の向うべき道を検討しているうちにも、事態はともかく進行しつつあつた。経済の諸指標は明かに好転していた——特需なき国際収支の均衡は達成されつつあつたし、インフレなき拡大が進みつつあつた。また経済の正常化は金融面にも企業経営の実態の面にも現われて來ていた。一方政界においてもある種の改善の方向が見られた——十月十三日には左右両派統一のうえに「日本社会党」の結党大会が開かれ、四年間にわたる分裂の歴史を閉じ、総裁問題で相変らずかけひきに時日を浪費していた保守両党の合同問題もいよいよ大詰に近づいていた。即ち九月二十八日には日比谷公会堂で保守合同演説会が開かれ、次いで十月二十七日には新党結成準備会が結成され、さらに十一月十日、経済同友会第八回全国大会が開かれたその日に、「総裁はおかず四名の代行委員制でゆく」ということが決定された。かくて保守合同の最大のガンであつた総裁問題は解決され、十一月十五日「自由民主党」の結成へと進んでいたのであつた。

たしかに事態は一見、政治の面でも経済の面でも、よくなつていたことは事実である。しかし戦後経済の苦難の道を一步また一步ときり開き、そしてつい二年前には多大の犠牲を覚悟でデフレ政策への転換をさえ提唱した経済同友会には、表面的な経済諸現象の好調は、いまだそれをもつて満足するに足るものとは見えなかつた。また独立以来引続く政局の不安定、とくに保守党内部における醜惡な派閥競争の弊害を身にしみて味わされて来た経済同友会は、単に離合集散の一つの休息状態にしか過ぎないかも知れぬ保守合同そのことだけをもつてしては「政局は安定した」などといつておれない気持であつた。

特に政治のあり方については、経済同友会はいまやもつとつきつめた考え方を持つにいたつていた。單に「保守合同」「保守安定政権の確立」、——といった線を要望する考え方は、経済同友会の感覚ではもはや現実的ではなくなつていたのである。同友会の目には事態は次のように映つていた。

一、保守党のあの体たらく、そして政策の低調——これではもはや国民の信頼を永くはつなぐことが出来ない。

二、革新勢力はどうか。これは現に着実に伸びつつある。しかしあの非現実的な小児病的な革命主義で、日本経済を安泰に導いていくことは出来ない。

三、この二つの現実をみてどう考えればよいか。——先ず保守党はもつと反省すべきである。政党としての態度においても、政策においても、より進歩性を身につけねばならぬ（つまり保守政党の「脱皮」だ）。次いで革新政党は——その伸びる必然性は認める。しかしもつと大人になつてほしい。態度においても、言うことに

おいても、——そして我々も信頼出来るような「安定感」を身につけてほしい。

四、そして良識ある保守、革新両政党が互いにフェア・プレーで競争しあつて、よい政治をやつてもらいたい。革新政党のいう「永久政権」などというのは、余りにもせつかちである。同時に保守党政政府も、革新陣営の息の根を止めねばおかぬような「反動的」な行き過ぎは、やはり一種の「永久政権」の思想に通ずるものであり、これが却つて革新政党に「永久政権」を掲げさせる現実的な理由となつていると知らねばならない。

経済同友会の考え方を大ざつばに言えば、こういうことになるうか。——これを一言にして「議会政治の擁護」と称したのである。そして昭和三十年春から約八カ月にわたつて研究した結果を、天下に宣明したのが、十一月十日丸の内、工業倶楽部で開かれた第八回全国大会であつたのだ。

この「議会政治擁護」は、政界にものを言うだけのものではなかつた。つねに「反省」を忘れない、あるいはより適切に、反省の中から新しい道を見出していく経済同友会は、この段階においても、この問題についても、勿論「反省」を行つた。つまりこういうことである。

一、政党は独り遊離して存在しているわけではない。従つて保守政党のあり方がよろしくないというのは、同時に我々保守勢力である財界ないしは経営者の方にも一半の責任があるはずである。

二、従つて先ず経営者自体が反省すべきではないか。——そうだとすれば、我々はどういう反省をすればよいか。それは最も根本的には、経済は誰のためにあるべきかということを考え直すことである。経営者がいま

まで正しいと信じて来た経営の理念はもう一度考え直してみるべきではないか。

三、こうして経営者自体も正しい理念を抱いて起ち上り、これを他に及ぼしていくことによつて、議会政治擁護の基盤が培われるのである。

つまり「議会政治の擁護」は「正しい経済理念の確立」を、きつてもきれない関係において内に抱いているのである。

この日議長に選ばれた代表幹事岸道三は、挨拶の中でこういった。

「二大政党時代実現だけで、政治の安定の目的が達せられるわけではない。それどころかもしその対立する両政党が、主義、政策において余りにもかけ離れる時は、結果は却つて議会政治の健全な発達に害があるばかりか、独裁政治の抬頭を招く恐れなしとしない。そして日本の政党はこの危険を隠し持っているところに、今日の問題がある。

この危険を救う道は一方において、保守党が時代の趨勢に敏感になつて、どしどし進歩的、革新的要素を政策面にとりいれ、他方社会党はもつと大地に足のついた現実的政策を練るとともに、容共的分子の清算に勇敢になることだと思う。かくして両陣営が右と左とから歩み寄ることが肝要なのであつて、二大政党の実現には

先ず何よりもこの条件が充たされることが絶対に必要である。」

二大政党時代においてあるべき政治的基盤を岸代表幹事は、このように見たのである。次いで栗本順三(関西代表幹事はじめ全国委員長(代理)今里広記(東京)、大原総一郎(関西)、竹内俊一(東京)、佐堂輝雄(東京)、中川路貞治(関西)、木村重吉(福岡)、森下弘(京都)、佐伯卯四郎(中部)、湯浅佑一(関西)、中山素平(東京)、桜田武(東京))の各幹事が相次いで立ちそれぞれの見解に基いて、この問題についての考え方をぶちまけた。

先ず政治のあり方に対して大原幹事はこういつた。

「政策はいずれにしても国民大衆のために、その利益を擁護するための政策が望ましい。国民の多くを幸福に導かないで、単に空理空論の主義主張に走る政党に対しては不安を感じる。現実的の政策というものは国民の正しい要望にこたえ、しかも成功する政策である。このような現実的の政策を中心に、二大政党が交代するというあり方が望ましい。」

また湯浅幹事は「国民政党への脱皮」を強調してこういう。

「革新政党は階級政党の殻から完全に脱皮し、そして保守党に対立すべきであり、また保守党は権謀術数的でなく、真に日本国民を守りぬくための保守党であることが必要だと思う。そして黨員は会費を出して、その会費によつて費用を賄い、いわゆる財界のヒモつきでなく国民全体の政党となることが必要である。また革新

政党も同様に完全に国民政党となり、現実主義の政党となつて、政権の授受に耐え得るだけの資格を持つ健全なる革新政党となるべきだ。」

次は経営者自身のあり方の問題である。

「いまや時代は新しい経営理念、新しい労働運動の方向というものを要求していると思う。従つて労働者の側にも行過ぎないしは非現実性を反省してもらわねばならぬが、経営者の立場においても、従来我々の努力の対象が何であつたか、本当に新しい時代の経営者としてなすべきことをつくして来たかどうかの反省をなすべきだと思う。議會政治擁護の要求をするためには、我々はそれだけの資格を備えて置かねばならぬと思う。」

中山幹事はこのように経営者自らの反省を要求し、「新しい経営理念」についての見解を、自分なりに次のように述べた。

「それでは新しい経営理念とは何であるかといえば、それは社会的責任ということだと思う。これまでの経営者の考え方では、個々の企業のために個々の企業利益の増大ということが任務であつて、企業利潤の追及というところにその目的が集約されていた。これに對して新しい経営理念は、株主に当する責任、従業員に對する責任、公衆に對する責任というものが要求されると思う。従つて労働者に對しても新しい感覚が当然に要求されるわけである。」

中山幹事はさらに論旨を發展させる。――

「企業が社会的責任を負担する以上、組合運動も企業の繁栄を前提としなければならぬことは当然であつて、企業の存立の範囲内における適正な配分の要求が組合の権利となるわけである。労使ともに生産性向上によつて得たものを双方に分配することによつて経済は発展するのだと思う。」

最後に中山幹事はこういつた。

「その生産性の向上は、資源、設備の最も合理的な活用によつて達せられねばならぬが、それには労使の協力が必要である。またそれは経営の合理化ばかりでなく、総合的な国民経済の合理化の上に立たねばならぬ。」

最後の発言者として桜田武幹事は、特に「経営者の立場から」と題して次のように意見を述べた。桜田幹事はこの発言の最後で「この意見は、紡績屋三十年の狭い馬車馬式体験を基にして、固い頭で考えた一端である」とことわつたが、事程さようにこれは純粹に「経営者」の腹の底からの声であつた。即ち彼はこういう。

「私は現代を、先ず第一に智能と技術が数と力とに優先すべき時代であると考える。次いで第二にその智能、技術を駆使して公共の福祉に貢献し得るものこそ、事業を真に公器として預かるところの経営者である——といういわゆる経営者時代であると考える。」

この「経営者時代」における経営者の果す役割、そしてその役割を果す根本になるところの「経営者精神」は何であるか——桜田幹事は続ける。

「経営者精神の根本は、我々経営者がその事業を『真に公器としてこれを預かる』の理念に徹することであ

る。——そしてこの公器として預かるということは、二つのことを含んでいる。その一つは、公器であるが故にその所有権者は利己的な欲望を抑えて善意を発揚することによりその所有権を永く安定せしめねばならぬということである。利己的な目的にのみ運営されるならばその事業の社会的存在価値は失われて来る。また第二に事業は公器である。つまり事業は国民の公共の福祉に役立つように経営者によつて運営されているものであるから、一群の労働者の恣意に従うことは、公器を預かるものとしての経営者の精神にもとることになる——かくて経営者がその精神に徹すれば、資本の蓄積も可能となり、それによる国民雇用の維持拡大も望み得るし、賃金の安定向上も期し得られる。」

「経営者」はこのように事業運営については一種の「絶対者」であるが、それだけに桜田幹事はその「絶対者」の選択にはきびしい註文をつける。

「智能時代における高度な経営機能を果たすためにも、また真に公器を重要とする立前からも、これを預かるべき経営者は、その事業に従事する者の中から最良最高の者を選び出して決めるべきである。経営者たるものは不斷に従業員中より力我に勝る者を発見し育成して経営をこれに譲り、常に強い経営力を保持する心構えでなければ公器を大切にする態度とはいえない。——つまり従業員はその力に応じて経営者あるいは（その補助者をも含めて）使用者群の中に拔てきされるわけであり、ここに労使の対立というものは異質の者の階級的対立ではなく、同質の者の健康な拮抗の関係となる、そしてこのチェック・アンド・バランスの作用で事業は発展する。」

最後に桜田幹事はこういつてその特色ある力強い発言を結んだ。

「私は事業経営がこのような経営者によつて握られる限り、たとえば国に政治的変革が、予想される最悪の状態において到来し、如何なる政治権力が樹立されても、配分の問題の前提となるところの生産力の維持拡大を必要とする限り、この経営陣営の智能と良心とに依存せずしては、国民生活の維持は不可能であることを確信している。」

『桜田発言』は一夜にしてこねあげられたものではない。それはその先輩である宮島清次郎翁と二代にまたがる経営の体験から到達された貴重な結論なのである。それだけに、その発言は多分に独断的なひびきを持ち、また表現は前時代的なにおいに包まれているとはいえ、その実体は時代の流れを超越して妥当性を保っているといえよう。この発言は同友会による新しい経営者理念の探究に一つの有力な手がかりを与えたと同時に、政治的混乱期における経営者にある種の新風を吹き込んだものと見てよい。

さて当日採択された「議會政治擁護に関する決議」および「議會政治擁護のための経済同友会全国組織における活動方針」は大体次の通りである。

〔議會政治擁護に関する決議〕

一、二大政党の結成は歓迎すべきであるが、そのみで政治の安定は期待し難い。それは兩陣営の主義、政

策が余りにかけ離れ、このままでは円満に政權の授受を行う条件を具えていないからである。

かくて保守、革新二大政黨の実現は、前者の近代化、後者の現実化と議會政治の刷新によつて、裏打ちされねばならぬ。

一、第二次大戰以後世界の各国が憲法改正を行つたが、いずれも議會政治の權威を確立し、政治の安全と國政能率の増進、國費の濫費防止等に重点をおいている。換言すれば政治の公益性を確保するために、国会自らが国会の運営と議員の行為に拘束を加えたもので、公益性の少い我國憲法、国会法等は時代遅れとなつてゐる。我國においても立法措置あるいは決議、自粛によつて改善刷新すべきである。

一、思うに政黨、国会の威信失墜は究極において國民全体の責任であり、議會政治を確立するためには國民各層が協力しなければならぬ。我々經濟人の領域においては、企業は國民經濟の發展のために存立し、経営者は國民の負託に応える責任を有することを経営の基本的理念とし、次の構想に基いて自らを律し、かつ議會政治を暴力と墮落から護りぬきたいと考える。

(一) 議會政治の擁護のためには、經濟的條件の充實による環境整備が必要である。従つて我々は産業平和の確立を図り、生産性向上に努力する。

(二) インフレは議會政治を破壊に導く最大の經濟的要因となるが、我々はその防止のために不斷の努力を続ける。

(三) 暴力主義、反議會主義、反民主主義と徹底的に闘う。

- (四) 議會主義を基調とする政党を支持し、あるいは進んで個人として参加し、その向上と刷新に協力する。
- (五) 社会保障政策等の拡充に協力する。
- (六) 議會政治を誤らしている各界、各地からの陳情を抑制するため、我々は率先して陳情を自粛する。

〔議會政治擁護のための、経済同友会全国組織における活動方針〕

議會政治の擁護を目標とし、経済同友会は全国組織を挙げてその研究および実践を行う。活動の基本方針は、形態においては対内的活動と対外的活動に、また内容においては政治的、思想的問題ならびにそれと不可分の關係にある経済界の正しいあり方に大別される。

第一 経営者の経営に対する方策

- (一) 正しい経済理念と経営倫理の確立
- (二) 経営の近代化ならびに生産性向上に関する方策

第二 経営者の政治に対する方策

- (一) 議會政治を国情および民度に適合せしめるための方策
- (二) 破壊勢力発生原因の究明とその対策
- (三) 議會政治擁護のための具体策

この二つの画期的な議案はいずれも全員一致で採択された。提案理由の説明者はそれぞれ大原総一郎（大阪）、竹内俊一（東京）の両幹事であつた。決議文は工藤昭四郎、森下弘、木村重吉の各実行委員によつて緒方自由党総裁に、岸道三、佐伯卯四郎の両実行委員によつて保守合同世話人会の三木会長に、また牛尾健治、栗本順三の両実行委員によつて岸日本民主常幹事長に、さらに東海林武雄、湯浅佑一、中川路貞治の各実行委員によつて浅沼社会党書記長に、それぞれ手交された。

全国大会は「議會政治擁護のための活動方針」の具体策については特別委員会を設けて検討することとしたが、十二月十六日の幹事会で、「経営者の経営に対する方策」の検討については「経営方策特別委員会」を設けることになり井上英熙幹事を委員長に、山本高行幹事を副委員長に選任、また「経営者の政治に対する方策」については従来の政策委員会（委員長東海林武雄幹事）がこれを担当することとした。かくて両委員会とも三十一年秋の全国大会までに両方策の具体案をつくることを目途として、三十一年早々から活動を開始した。

かくて経済同友会はその進むべき方向を新しく自覚した。その目標は高く道は遠い、しかしそこにいたるまでの軌道は、すでに着々と敷かれつつある。——経済同友会はいまや個々の企業なり、業界なりの利益のために動く陳情団体ではない、それは永遠の安定に通ずる政治と経済のあり方を探求しそのために正しいと信ずるところを實踐する同志の集まりにほかならない——このことはそもそも同友会発足以来の精神であつた、しかもこの精

神がいまや政治の危機、経済の転機に直面して、より現実的な姿と切迫した実感をもつて、心新たに再認されたのである。

昭和三十一年四月十三日開かれた経済同友会通常総会では「活動の目標」が次のように設定された。

「本会は創立満十周年を迎えた。現下の内外情勢を顧み、将来を想うとき、この際創立精神に立ち帰つて、自立と安定と、そして進歩ある経済態勢確立のため、さらに一段の努力を傾注すべきであると確信する」そして「基本的態度」として次の七つの方針が掲げられた。

- (一) 民主政治を擁護する
- (二) 経済界の自主性を確立する
- (三) 国民経済の安定と進歩のために自由、公正な批判と実践を期する
- (四) 企業、社会公共に対する責任の明確化を期する
- (五) 経営者の同志的結合の強化と次代経営者の養成を図る
- (六) 常に善意をもつて労働者と協同する
- (七) 各界の良識ある指導層と接触し、協力する

この望み高いしかも実際のな七つの方針は、経済同友会であればこそはじめて、自信をもつて目指し得る活動の指針であり、また経済同友会は堅実な歩みをもつて、これらの方針を実践して行くことが出来るにちがいない。

ない。それは過去十年の足跡と、現にこの進歩的な経済団体を背負っている人々の英智と熱情に照らせば、自らうなづけるところであろう。

経済同友会の十年史はここで終る。

あとがき

一、この小稿は経済同友会十年の足取りを記したものであるが、同友会の思想と行動の背景あるいは基盤をなしていた客観的な経済状態、政治状態の推移展開についても、一つの関心を示した。

一、しかし何といつても主眼は同友会の過ぎて来た道を顧ることにあるのだから、客観状態の記述は、その時における同友会の考え方なり動きなりを理解するのに広く役立つ限りにおいて、またその角度から行つた。従つてこの面での記述は、その時代により濃淡、精粗の差があることを諒とされたい。

一、同友会自体の歩みについては「経済同友会会報」および「経済同友」を、昭和二十九年春からのそれについては「経済同友会幹事会通報」をもあわせ参照した。特に同友会発足後一両年間に於ける謄写版刷りの粗末なしかし内容充実した「会報」は、苦難の中から奮い立つた同友会の当時の雰囲気、そのまま伝えているものとして印象深かつた。「会報」は日本経済の発展に応じその紙質、印刷、頁数において立派なものになつて来たのである。

一、客観状態の記述において参照した書目は次の通りである。

鈴木 武雄著 「現代日本財政史」上・中巻

あとがき

J・B・コーヘン著 「戦時戦後の日本経済」下巻
大内 兵 衛訳

R・A・フイアリ著 「日本占領」
日本太平洋問題調査会訳

W・H・ポール著 「日本、敵か味方か」
中山立平・内山健吉訳

経済再建研究会編 「ポレーからダレスへ」

通産大臣官房調査課編 「戦後経済十年史」

国民経済研究協会編 「戦後日本経済の諸問題」

日本経済政策学会編 「戦後十年の日本経済政策の変遷」

地銀協編銀行叢書、吉野俊彦述 「戦後の金融政策の推移と展望」

富士銀行編 「富士銀行七十年誌」

岩波・日本資本主義講座別巻 「戦後日本資本主義年表」

同 第七卷 大河内一男 大友福夫 「戦後労働運動史」

労働 省編 「資料労働運動史」

日本銀行統計局編 「本邦経済統計」

日本銀行調査局編 「日本金融年表」

中央労働委員会編 「労委十年の歩みを語る」

復興金融金庫編 「復金融資の回顧」

帝国銀行調査部訳 「事業経営者の道、外二篇」
J・M・ドッジ著

毎日新聞社刊 「エコノミスト」

朝日新聞社刊 「朝日經濟年史」
經濟密議庁編 「年次經濟報告」
東洋經濟新報社編 「日本經濟年報」
毎日新聞社刊 「毎日年鑑」

ここに掲げて謝意を表する次第である。

昭和三十一年十一月

(著者しるす)



あとがき

資
料
篇

一、主なる意見書

新生活運動に関する決議

(二六・一一・九 第四回全国大会)

一、新生活運動の趣旨

講和後の極めて困難なる内外の諸情勢に囲まれて、日本民族が名実ともに独立国の態を具有する平和国家を建設することはまさに維新の大業にたとうべき大事業である。このときに当つて、吾々の周辺を顧るに、不幸にして戦中戦後にうん釁された国民精神の弛緩、自主性の喪失、道義の低下、経済力に不相応な消費等の陋習が、今なお衰えるところを知らず、日に日に国民の魂をむしばみつつあるかに見受けられる。かくては民族の独立も、経済の再建も、所詮礎なき砂上の楼閣に終るおそれなしとしない。

斯る好ましからぬ風潮を克服し、健康にして清潔、簡素なる生活秩序を確立することは、此際凡ゆる施策に先行する日本再建の根本問題であることを確信する。講和条約調印を機会に、吾々が新生活運動を提唱する所以である。

この新生活運動が、国民各層の支持を得て、それぞれの生活環境に即応する方式で、各方面から燃え上ることを心から期待する。

二、運動の目標

吾々が経済人の立場において、此際実行せんとする運動目標は概ね次の如きものである。

① 会社の接待費を極力節減すること

一、主なる意見書

- ② 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること
- ③ 不健全なる饗宴、贈与を止めること
- ④ 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること
- ⑤ 冠婚葬祭を簡素化すること、特に形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること
- ⑥ 營業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること
- ⑦ 營業用の年賀状、時候見舞等を廃止すること
- ⑧ 餞別、送迎等を自粛すること
- ⑨ 諸集会における時間を勵行すること
- ⑩ 其他各般に亘る無駄の排除、冗費の節約を行うこと

三、運動の実施要領

- ① 全国の同友会会員は、各自の立場に即して、この運動を率先実行する
- ② 有力経済団体に呼びかけ、共同の運動とする
- ③ この運動に対し、政府、政党、官公庁、言論機関等の協力を求める

総合インフレーション対策の要望

（二六・一一・九 第四回全国大会）

現下に於ける我がインフレ対策は、別紙「現状分析」に詳述せる如く、一方に於いて通貨及び信用の膨脹を抑えて國民蓄積の増大を図るべき要請に應ずると共に、一方に於いては資金及び信用の供給を円滑にして、隘路設備の増強、陳腐設備の近代

化、正常在荷の保有、流通経済の疏通、国民生活の安定等を図る要請に応ずるものでなければならぬ。従つて此際に於ける我がインフレ防遏対策は財政金融対策のみを以ては、その目的を達し難く、進んで、物資面及びコスト面に対し直接の調整をも必要とし、これ等各方面に充分な考慮を払い、相互を調整した総合的性格のものであらねばならない。以下はかかる立場に立てるわれわれの見解と要望とである。

(一) 財政面に於けるインフレ対策

別紙現状分析(一)に詳述の如く、講和成立に随伴して我が財政は内外面より巨額の歳出増大を要求せられる実情にあるが、これに対しては左の方策を確守すること

① 健全財政原則はあく迄もこれを厳守堅持すること

② 現在の国民生活水準は政治的にも社会的にもすでに最低水準にあるを以て、此際増税(所得税)を行うことは賃金高を必伴して却つてインフレ要因となる惧れが多いので敢に之を排すること。のみならず、さきに悪性インフレ克服上の非常措置としてドッジ・ラインの下に重課せられた所得税は、その見合い勘定としての竹馬経済的低物価政策が廃棄せられた事実を鑑み、これに照応して之を軽減することがインフレ防遏対策上必要である。

③ 講和関係費、賠償、防衛費、その他の諸経費の増大は、その財源を次の二途に限定する方針を確立すること

(1) 歳出の節約、特に行政の簡素化による経費の節約を、中央地方に亘り徹底的に断行すること

(2) 積極的に我が経済力の復興発展を期する対策に力を尽し、以て歳入の自然増収を図ること

(二) インフレ対策としての資本蓄積対策

① 政府原案の法人税引上げは撤回し、代りに、一定率以上の配当に振向けられる利潤に対して増税すること

別紙現状分析(二)に詳述の如く、法人現下の計上利潤中には正常の減価償却の出来ていない架空利益が少なからず含ま

れている。これに重税を課することは資本の喰潰しとなる惧が多い。加えて、現下の我が産業は資本の欠乏が甚しい上に、資本構成上借入金が著しく過大であつて、自己資本の増大を此際急務としている。然るに法人税の引上げはかかる自己資本の充実を一層困難にし、他方高利潤企業に於いては浪費を刺激する。これを何れから見ても、此際の法人税引上げは、インフレ対策上好ましくならぬ悪影響を及ぼすものであつて、すでに十分の資本蓄積を擁している米英の法人税と同一視すべきでない。

② 直接税を極力軽減し、代りに、奢侈的消費に對し消費税を増徴ないし復活すること

③ 国民貯蓄を助長促進するため、一定期間預貯金に對する秘密保持の嚴守、無記名定期預金制等を認めること

④ 企業の自己蓄積を促進するため左の措置を講ずること

(イ) 政府は現に企業合理化促進法(仮称)を設定して近代的機械設備の取得に對する特別償却、機械設備近代化留保金及び試験研究留保金につき法人税の減免、耐用年数の改善、陳腐化資産の特別償却、近代的機械設備の輸入に對する一定期間の輸入税の減免等の措置を実施しようとしているが、此際、原案の至急実現を要望する。

(ロ) 固定資産税を減免し、資産再評価に對する課税を軽減すること

(三) 設備、建設等の面に於ける金融措置

設備建設等に所要の長期資金については、インフレ防遏上その総額を、(イ)企業の自己蓄積と、(ロ)国民の新規蓄積と、(ハ)輸入外資と、(ニ)見返資金の四者合計の範囲に嚴にこれを限ること。併し、現在の我が国はその經濟復旧復興上、及び産業の合理化上、莫大の資金を急需しているので、これを上掲の範囲で処理するためには、所与の長期資金量を最も効率的に利用して、國民經濟の復興發展に最善を期する途を講ぜねばならない。このためには、不急の使途を抑制して、緊急の使途により多く資金を活用する外ないが、現下の我が国の如く、電力、石炭、輸送力等の基幹産業が生産増大の重大隘路となつている場合に於い

て、特にそうである。依つて、此際左の措置が必要である。

① 重複及び過剰設備、不急事業並びに不急建築に対しては、資金の投下を抑制する措置を講ずること

(i) 如何なる事業、用途が右に該当するかは決定については、此際、権威ある民主的委員会を特設し、例えば四半期毎にこれを改訂するが如き方法を採用すること

(ii) 右に該当する設備資金等の新規融資については、直接たると間接たるとを問わず、これを抑制する措置を講ずること
(iii) なお要すれば、右の金融措置のみに止まらず、それと呼応せる主要資材の使途制限、或いは一定規模以上の建設許可制等を実施すること

② 電力、石炭、船舶等の隘路設備に対する所要資金調升措置

(i) 見返資金、その他の財政資金は最も適する資金なるに鑑み、これをこれ迄の如く、短期資金又は公債償還等に使用することなく、挙げてこれを隘路設備資金に重点的に振向けること

(ii) 電力、石炭隘路設備に対する復興金融庫の貸出については、これを設備充実資金に使用する条件の下に、一定期間その回収を延期すること

(iii) 隘路事業自身に、貸金の自己調達力を確保せしめ、併せて、外資導入の企業的基本条件を具備せしめること。このため、

(a) 企業自らの合理化を先ず徹底する

(b) 料金等を事業経営上妥当の線に是正するか、又は料金等を抑制する必要がある場合には、当該事業に対する租税等を軽減して、これを補う措置を講ずる

(iv) 水力火力発電設備建設社債に対しては、一定金額又は期間に限り、例えば左の如き特権を与え、これによつて社債の公募を容易にすること

(a) 日銀は右社債を準公債として取扱うこと

(b) 割引興業債券と同様の無記名、綜合非課税の特権を与えること

(併) 各事業の自家発電を促進かつ容易にし、併せて電源を最高度に發揮しうる措置を講ずること

③ 水力電気開発のため、至急外資を導入する措置を講ずること

(i) 現在の隘路設備の建設その他の所要資金の需要に應ずるには、国内の長期資金蓄積のみでは到底十分でない。依つて外資導入に最も適する電力開発につき、出来るだけ多額の外資を輸入する措置を講ずること

(ii) 外資導入に必要な条件を具備するため、政府は所要の諸対策を至急講ずること。なお電力開発は、所要資材の殆ど全部を国内に於いて生産するから、外資輸入はそれだけインフレを齎すとの説があるが、事實は決してそうではない。例えば(a)鉄材、電線、セメント、その他の資材はなる程自給し得るが、電力開発に充当する部分だけは、それだけ当該品目の輸出減少となり、代り外貨が必要である。

又、(b)労働力についても、その結果輸出生産の代りに電力開発用に使せられるものが少くないが、右労働力を養うに必要な食糧、衣料、その他の日常生活資材の輸入代金を調達せねばならない。更に、(c)電力以外の隘路設備の急速充実のためには以上、(a)、(b)と同様に輸出減に代る外貨を必要とし、ないしは直接輸入の増大となり、これ等の外貨不足を補う措置が必要である。殊に国際収支上、弗不足の懸念の少くない現状に於いてそうである。

(四) 運転資金に対する金融措置

戦争の破壊消耗及び戦後のインフレによつて資本の減耗度が最も甚大であつたのは流動資産である。それにも拘らずこの部面に対する資金確保の措置が業界自らに於いても、政府の施策に於いても、これ迄著しく欠けていた。業界は当初これを専ら公団の資力に頼つて自らは主として設備の復旧整備に専念したため、自然にかかる傾向を馴致したのであり、政府また、公団

廃止後に於いて、正常在荷の保有が、国民経済の復興上、設備の充実に劣らず重大であることを十分に理解せず、ために、施策に欠けるところが多かつたと云わざるを得ない。

その上、見返資金、その他の長期資金に適格の財政資金が、インベントリ・ファイナンス、その他の短資に使用せられ、その穴を埋めるために、余儀なく市銀の長期貸出が多くなり、結果において流通資金の供給が特に逼迫している。此間、生産活動の増大、国際物価水準の上昇等に伴つて、増加運転資金の需要は増大し、いよいよ運転資金の窮乏は大となつて、多大の弊害を醸している。(別紙現状分析(四)参照)

斯る事情のため、現在の我が経済は、固定設備に比し、運転資本が相対的に著しく過少で正常在荷量の保有が出来ず、これが基因となつて、所謂「底の浅い経済」を現出し(別紙現状分析(四)参照)、現下の重大なインフレ要因の一半を形成するに至つた。此際、業界自らに於いても設備偏重を改め、運転資金の充実に力を尽す必要があるが、政府の金融政策に於いても、右の如き我が経済現下の特殊事情に鑑み、正常在荷の保有に対して特段の金融措置を講ずる必要がある。左に、かかる施策に対するわれわれの見解を挙げる。

① 国民経済の合理的運営上必要な正常在荷保有用の円資金に対しては、輸入物資については輸入外貨資金の許す限り、日銀は極力これを円滑ならしめるような金融措置を講ずること

思うに現下の我国に於いて、インフレ防遏上金融引締政策を必要とする部面は、設備建築等の濫設防止の面と、国民消費の節約要請の面とであつて、産業の運転資金に対してでは決してない。而して、前者の設備建設面に対する金融引締めは前項(三)の如き措置によるべきであるが、後者の国民消費節約については、消費金融の殆ど存在せぬ我国に於いては金融政策の対象とは全くなり得ない(此点米國と著しく異なる点である)。従つて、国民消費節約のために運転資金金融を引締めねばならぬ理由はない。

元來、日銀信用の増大は、それが不足正常在荷の補充のために行われ、かかる商品の増大によつて裏付けられている限り、物価高の要因とはならない性格のものである。否、現在の如く資金不足のための手持正常在荷の手当不足に基く物価高、コスト高等の危険が前途に多い状態（別紙現状分析（例参照））に於いては、かかる日銀信用の増大は寧ろインフレ防遏対策のためにこそ必要である。

② 正常在荷であるか、将又滞荷であるかの認定は、最近の如くこれを銀行の窓口的尺度によることなく、國民經濟的尺度によつて判別すること

③ 金融市場に於ける長短両資金の秩序を正常化し、併せて短期資金を豊富にするため、現在棚上げ又は短資に利用せられてゐる見返資金、その他の長資に適格の「財政資金」を以て、市銀の長期貸出を肩代りし、更に今後に生ずる財政資金については、極力急速にこれを市場に還元すること。而して、金融全体の調整については、これ迄の如く、財政資金による操作を廃し、専ら日本銀行の窓口を通じてこれを行う正常措置に復歸すること

（五）輸入貿易金融に対する改善措置

輸入の不円滑、及び輸入コストの割高なることが、現下の我がインフレ危険点の重大一面であることは、別紙現状分析の示す如くである。依つて輸入貿易金融については左の如き改善措置が急務である。

① 現行の外貨割当が四半期別であるのを改めて一カ年制とし、商業上最良の時期に輸入をなし得るようにすること

② 右に關連して、上半期の入超期に対し特別の金融措置を講ずること

由來、我が主要輸入品の多くは農産品なる關係上、季節的に輸入が上半期に集中する傾向があり、自然、上半期は入超下半期が出超と云う季節的現象を歴史的に示している。而して、戦前に於いては、この上半期の入超資金は、我が為替銀行、有力貿易商等が海外市場に於いて短期借入金によつて調弁し、ただに外貨資金のみに止まらず、延いて輸入季節に於

ける国内円資金の逼迫をも緩和して来たのである。然るに現在に於いては、かかる操作は殆ど行われておらず、この結果輸入季節に於ける内外資金の金融難を激成している。依つて政府は輸入季節に於ける前記の如き対外金融措置の再開ないし短期の外貨商業信用の利用、その他右に代る何等かの特別金融措置を至急講すべきである。

③ 全般的に輸入手当不足懸念の甚大である現状に鑑み、日銀ユーザンス制はしばらく現行のままにこれを存続すること。なお外銀ユーザンスの利用を併せて認めること

④ 重要輸入原料、食糧の価格変動のリスクを保険し、輸入金融を安全にし円滑にするため、海外定期市場において繋ぎ得るものはこれを繋ぎ得るよう所要の外貨資金を自由に取得し得る措置を講ずること

⑤ 日米経済協力上多大の輸入原料を必要とする場合には、前渡金等の措置によつて、原料輸入手当がタイムリイに到着し得るような資金措置を講ずること

(六) 価格面、資金面に対するインフレ防遏措置

① 竹馬経済方式による表面的低物価政策の廃棄に伴う表面的物価高（即ち食糧、電力料、鉄道運賃の値上げ、鉄鋼、肥料等に対する価格補給金撤廃等）及び今後のかかる危険に対しては左の如き措置を講ずること

(i) 生活費の上昇は、別紙現状分析内に詳述の如き現状の下においては、その結果賃金給料の値上げ要求となり、賃金値上げは延いては生産、運輸、その他のコスト高となつて、物価と賃金の悪循環を脅かす危険大なるを以て、此際、賃金引上げの基本要因を極力相殺するため、現在の過重の税負担を軽減すること

(ii) 竹馬経済是正によるコスト高を産業の合理化により極力吸収するため、産業の合理化資金（単に設備のみならず原料資材面の関係を含めた）を円滑にする措置を講ずること

② 国際海運賃の著騰、中共貿易杜絶等に基づく国際水準以上へのコスト高と、その国内物価に及ぼす騰貴作用を防遏するた

め、財政的補給金制を認め、ないし業者が自主的に所要の価格調整等をなし得るよう所要の措置を講ずること

(七) 財政金融措置以外の手段を必要とするインフレ防遏統制措置

現下の我が経済を脅かしているインフレの危険を克服するためには、以上の財政金融措置以外に、これ等と組合せて、更に物資面、コスト面について、直接左の如き調整措置を必要とする。併し、ここでは、焦点を財政金融に集中する關係上、物資面に対する直接的調整措置については、その具体策には触れず、単にその主要項目を左に指摘するに止める。

① 深刻な動力不足が隘路となつての生産減退は、臨時の変態性のもの以外に、根本的性格の動力不足を多分に含んでいる。依つて、電力開発等の根本的対策を至急講ずると共に、現下の動力飢饉そのものに対しても、より合理的、計画的な需給調整策を急務とする。

② 重複又は過剰設備並に不急の設備ないしビル等の建設に対する調整については、単に金融的調整措置のみに止まらず、一定使途に対する鉄材の使用制限ないし許可制等の調整措置を考慮すること

③ 稀少物資に対する使用制限、不足物資に対する輸出制限を一層充実すること

④ 日米経済協力に対しては、協力生産と内需及び一般輸出との調整を行うこと

⑤ 中共貿易杜絶、異常渇水に基く電力不足補充のための石炭、重油等の非常輸入等に対しては、右に基く価格の変態騰貴を緩和するため、業者が共同でプール平準価格制等の価格調整措置をなし得るよう、及び海外諸国の現に実施している如き鋼材その他の国内及び輸出価格に対する二重価格制に対抗し得るよう、事業者団体を至急改廢すること

新生活運動の促進に関する共同声明

(二七・二・一)

経済団体連合会 日本経営者団体連盟
日本商工会議所 経済同友会

戦争による惨禍は勝敗国のいずれを問わず道義と風紀の頹廢をもたらすものである。開国以来初めて敗戦の現実と直面したわれわれ日本人は堅実にして素朴な国民性を忘れ、腐敗と墮落があらゆる面で首をもたげ無秩序と不相応な冗費濫費が無意識のうちににつづけられて来た。

講和の成立を機に再び民族の自主独立の日は迫つた。われわれは今こそ誠の日本人に立帰り、企業経営者としての倫理的責任感に徹し、自らの企業の内外に亘つてその周辺を仔細に反省し、その在り方について検討を加え、清廉簡素なる生活秩序の確立に努めねばならない。

われわれはここにわが国を代表する経済団体相携えて、さきに経済同友会より提唱された新生活運動の趣旨に全面的に賛同し、当面次の実践目標を掲げそれぞれ所屬する会員各位の積極的協力のもとに互に公私の生活を自粛自戒し、もつて健全なる社会の創設を期せんとするものである。

実践目標

- (1) 会社の接待費を極力節減すること
- (2) 宴会を簡素化し、その回数、時間を縮減すること
- (3) 不健全な饗宴、贈与を止めること
- (4) 会社の諸行事（祝宴、記念品等）を簡素化すること

一、主なる意見書

- (5) 形式に流れる葬儀の供物を廃止、辞退すること
- (6) 營業用の歳暮、中元等の贈答を節減すること
- (7) 營業用の年賀状、時候見舞等の行過ぎを自粛すること
- (8) 餞別、送迎等を自粛すること
- (9) 諸集会における時間を勵行する等、時間の浪費排除に努めること
- (10) その他各般に亘る無駄の排除、冗費の節約を行うこと

ポンド過剩克服対策 (二七・二・一五)

(一) ポンド過剩克服対策の基本方針

此際急務とするポンド過剩対策は、(イ)ポンド累積を惧れるあまり、輸出抑制の如き措置を採るとともに、(ロ)政府が現に所有する巨額のポンドはその減価の国民経済的リスクを避け(政府リスクを民間に転嫁するに非ず)、(ハ)せつかくの貴重な資金であるポンドを遊休せしめることに基く国民経済の不利を除き、(ニ)かたがた該ポンドを活用してわが国に所要の物資を確保し、ないしは将来における原料物資確保のためにポンド投資をなすことがその主眼目である。よつて政府は右目的の達成上必要な措置を講じ、所要の犠牲を多少払うことは、政府当然の任務であり、国民経済上緊要の施策であると信ずる。本対策は以上の如き立場において構想せられたものである。

ポンド過剩克服対策は、ポンド過剩を来した原因を究め、右原因を除去ないし相殺する特別措置を講ずることがその要諦で

ある。

かかる主要面をなすものは思うに左の如くである。

- (1) 日銀金融政策に専ら関連する輸入資金の欠乏とその特別措置
 - (2) 市銀の貸出リスクの警戒に関連する輸入資金の欠乏と特別措置
 - (3) 業者自らのリスク警戒に基く輸入手控えないし見送りと特別措置
 - (4) ボンド地域よりの輸入が割高のため商業的輸入が困難となる面と特別措置
 - (5) 現下のボンドの非交換性に鑑み対外政治的特別措置を要する面
- 右の中最後の対外政治的特別措置を姑く除けば、その他の部面に対する特別措置は、その原因に鑑み、左の如き性格のものであることを必要とする。

- (イ) ボンド物資の輸入ないしボンド投資に所要の資金に対し、政府は特別の措置を講ずる。
 - (ロ) 右に伴うリスクに対し、これを保証する措置を講ずる。
 - (ハ) ボンド地域から輸入が商業的に不利な場合に対しては、これを補填する何等かの措置を講ずる。
- しかし全体の基調的構想はあくまで商業ベースによる商取引を促進することにある。

(二) ボンド過剰克服の基本対策

(A) 経済的特別措置

- (1) 現在の輸出銀行はこれを輸出入銀行に改組して外為委の保有ボンドを輸出入銀行または為替銀行に貸与し、輸出入銀行または為替銀行は左の如き条件にて商社ないし生産会社に右ボンドを貸与する。(輸出入銀行または為替銀行の選択する

一定の商社ないし生産会社に限る)

- (イ) 輸入物資の価格変動のリスクは商社または生産者が負担する。
- (ロ) 輸入物資は輸出入銀行ないし為替銀行の指定する倉庫または場所におき、その出庫ごとに一定期間（商品化の期間の長短によりその期間を伸縮する）の手形にて円貨で返済する。而してこの場合為替レートは公定相場によることとする。
- (ハ) 輸出入銀行が為替業務を営むに必要な法的措置を講ずる。

因にここに輸出入銀行にこの種の為替業務を営ましめるの要ありとする理由は、現在の為替銀行のみではその銀行自らの資力並びに貿易商社等の資力の関係上、貸出金額が余りに巨額となり、リスク負担上円滑な融資が出来ない場合の生ずるなきやを惧れるがためである。

- (2) 右(1)と併行して、輸出入銀行が支払保証をなし、その保証の下に民間為替銀行をして前記(1)の業務をなさしめる措置を講ずる。

思うに前記(1)は信用ある大メーカーの輸入品に主として限られる。しかるに実際においては、中小工業の占める比重の大きい性格の原料等の輸入が我が国においては少なくない。これらに対しては本項(2)の措置によるものとする。而して、本項による支払保証は左の方式による。

- (イ) 輸出入銀行は損失の八割を限度として保証し、残余は市銀のリスク負担とする。
- (ロ) 輸出入銀行は一定の保証料を徴する。但し、この保証料は、最高限度において、ポンド資金を低利に貸し（後段参照）利鞘によつて原則として負担し得られる程度とする。

- (3) 輸出入銀行はまた外為委より貸与せられたポンド資金を以て原料輸入確保のためのポンド投資に対し一定条件の下に長期年賦かつ低利のポンド資金を貸出す。

(4) ポンド地域よりの輸入の不利なる現状に対し、左の如き特別措置を併せ講ずる。

(イ) ポンド地域よりの輸入が商業採算上不利な程度に従い、その不利をある点まで補填するため、ポンド貸出金利を低率にする。この場合、国際金利を一応の目標にする。

政府は現に巨額のポンドを殆んど無利子で遊ばせているのであるから、この措置は政府の附加的犠牲を毫も要求するものではない。

(ロ) 採算余地のある限り、輸入ドル資金割当を一定比率でリンクせしめる。

(ハ) その他必要に応じ、適当に政府補償の措置を講ずる。(ポンド保有のリスク回避料として)

【本案の長所】

(1) 日銀よりの貸出でなく、従つてその制約より免かれ、形式上銀行のオーバー・ローンともならぬ。

(2) ポンド資金の貸出し故、円資金の場合と異り、(a)その融資がポンド地域よりの輸入以外に流用される惧れがない。

(b)特殊の低金利をとることができ、かつその弊害を伴わぬ。

(3) 以上の方法によればインフレの惧れがないのみでなく、物資の保有を豊富にしてむしろインフレを抑圧する。

(B) 対外的政治措置

ポンド過剰克服対策は、根本において英国との政治折衝によつて過剰ポンドのドル交換性を強大にするか、ないし、ポンド地域よりの輸入増進を可能ならしめるよう、我が国の所要物資並びにポンド圏各国の輸出につき最恵国待遇を確保する措置を講ずべきであることはいふまでもない。しかし、本案はこのような政治折衝の効果にはこの際自ら限度のあることを一応予想し、なおかつ生ずるポンド過剰の克服を専らその対象とするものである。しかしてかかる立場において、この際、政府の対外的政治的措置を要請する主要面は左の如くである。

(1) 綿糸布、鉄鋼等の如く、その製品価格の少からぬ部分（綿糸布の如き六、七割）を原材料として米国より輸入するものは、結果において、米国に代つてポンド地域に輸出する実情にある。従つて、これらのものについては、その相当額につき、我が国現下のポンド過剰克服対策の困難と、その貿易上の重大問題たる事実を鑑み、米国がポンドをもつて代金を受取るよう、米国政府に政治的に懇請すること。

その理由は、(1)中共貿易を失える我が国経済の困難に対し若干の政治的考慮を要望すること、(2)米国はこのポンドを以てポンド地域より所要物資の輸入にこれを利用する途があるからである。

(2) 外為委所有ポンドの切下げまたは凍結の危険を避けるとともにポンド圏各国よりの輸入を有利円滑にするため、その所有ポンドを極力ポンド圏各国のローカル・カレンシーに替えて保有する措置を講ずること。本案によればポンド圏加入各国においては、ポンド切下げのリスクを惧れ、自国通貨を以てする取引を歓迎する実情にあるからその方がより廉価円滑に物資を購入し得られる利点がある。

(三) ポンド過剰克服の応急措置

この際、ポンド過剰を克服するには、少くとも以上の如き基本的総合対策の実施を必要とする。しかし、その実行のためには、国内的には新規の法的措置を必要とする面があり、対外的にはその折衝に時間を要する面もあるであらう。しかるに、他方においてはポンド地域よりの輸入が、商業的採算においては現に可能であるにも拘らず、専ら市銀の手許資金不足のためその輸入の阻害せられている面が相当ないではない。

この部面に対しては、外為委がその手持ポンドを為替銀行に貸出し、為替銀行はこれを貿易商乃至生産者にポンドを以て貸出し、右ポンド資金による輸入物資は、貸出銀行の指定倉庫に入れ、出庫に従い一定期間の手形にて円資金を以て返済すると

いう単純な措置によつて、その輸入促進の目的を達することが出来る。よつて、これらの部面に対しては、前掲既述の根本的総合対策と、これを切離して、とりあえず、かかる応急措置を即時実施することを要望する。

貿易商社の強化に関する提案

(二七・四・四)

景気変動の振幅により不必要に影響される戦後の日本経済の弱さは流通機構の不整備、脆弱に由因するところ大である。特に貿易面における機構の弱体は、わが国民経済自立の上から極めて憂慮すべき障害をなしている。生産の回復がつとに戦前水準を凌いでいるにも拘らず、貿易が戦前より遙かに低位にある原因の一つは、貿易機構の劣弱にあるのであつて、この際講和後の峻烈なる国際競争に備え、今後の貿易根本政策の一つとして貿易機構の強化確立に官民ともに絶大なる努力を傾注しなければならぬ。しかして今日、貿易機構の最大の隘路は、貿易商社の資力の薄弱であつて、このため例えば次の如き重大な悪影響を経済界に与えている。

- 1 経済界の変動に耐え得ず、無用の混乱を惹起する。現に最近の商社の破綻問題を中心とする国民経済的波紋は、他にも原因はあるが、その根本は国民経済所要の貿易量に比し商社の資本が余りに過少であつたことにある。
- 2 商社資力の貧弱のため、適時に、適正価格で売買することが困難となり、ために高く買い安く売るといふ不利に常に曝されている。

- 3 由来、わが貿易の発展は、貿易商社の発展に俟つところ大である。然るに、現在のわが商社は資力貧弱のため、外商との太刀打ち困難となり、明治・大正にわたる長期の努力によつて折角回復した商権を、再び外商に奪取される傾向が現われてきている。かかる傾向は将来におけるわが貿易の発展を阻害するところ多大であるのみならず、商業利潤を外商に占

められ、貿易外収入関係をも悪化せしめる等、その弊害は甚大である。

4 わが貿易の発展のためには、世界の各地に支店、出張所網を張り、且つ海外においては商品を持ち出して、需要に応じ直ちに売却するシステムを必要とするが、(最近における輸出キャンセル等の被害はかかる機構を持たないことに基くところが多い) 現状の如き商社の資力ではそれが困難である。

要するに貿易商社の資力が現状の如く貧弱のままでは、わが経済の對外競争力は低下するばかりで、貿易の発展は期待されない。しかも貿易商社の資力が右の如く薄弱化した原因は、必ずしも商社の責任に基くもののみではなく、内外の政治的、経済的要因のために犠牲に供せられた部面が多いのである。

以上の事実を鑑み、この際貿易商社の資力充実のために、政府は左の如き措置を講ずべきである。

一、貿易商社の規模と資力を強大にし、併せて、商社過多に基く無用の競争其の他の弊害を是正するため、貿易商社の結合を助長促進すること。

商社の結合、合理化については、商社自ら率先してこれを敢行する責任あること云うまでもないが、その早期達成のためには、この際政府においてこれを助長促進することが望ましい。

二、商社資本充実の基礎工作として、先ず商社自らが社外分配を極力自制し、かつ合理化を徹底する必要があるが、政府においても自己蓄積を可能にし、推進するため、左の如き税法的措置を講ずること。

(1) 価格、為替の変動による損失に対する準備を強化するため、現行価格変動準備金制の幅を拡大し、これを課税の対象とせざること

(2) 貿易は国内取引よりもリスクが大であるから、現行貸倒準備金の繰入限度を、海外取引分に限り一層拡大すること

(3) 海外新市場開拓のためには巨額の費用を必要とする関係上、リスクはより大となるので、新市場より得た利潤に対して

は、外国の例に倣いこれを一定期間免税とすること

三、自己資本の増加を助長促進する措置

商社の資力増大の根幹対策は、増資にこれを求めることが最も効果的である。然し、そのためにはこの際左の如き助長促進措置が必要である。

- (1) 増資に当り、関連業者がその新株を受け得るよう、日銀は融資斡旋を行うこと
- (2) なお貿易資金については、産業の隘路設備に対して特別融資を行つてゐるのと同様の趣旨で、長期かつ低利で貸与する措置を講ずること

講和後における経済基本計画樹立の提唱

(二七・四・九 第六回通常総会)

一、経済基本計画樹立の必要性

待望の講和条約発効を目前にして、わが国政治経済の将来に想をめぐらせば、内外の諸情勢は峻烈にして混沌、謂う所の政治の独立、経済の自立の達成は容易ならざることを感得せざるを得ない。しかも、経済の自立なくして政治の独立なきを思えば、この際官民ともに脳漿を絞り、全力を挙げて経済自立の実現に邁進しなければならぬ。

いま新らしき門出に当り、翻つてわが国経済の実状を省みるに、敗戦以来、年々数億弗に上る米国の対日援助によつて、漸くその循環を支えられて来たが、朝鮮動乱以後、国際情勢の変貌による輸出の伸長と所謂「特需」の発生により、その生産規模を増大したといふものの、ボロ設備に頼つて、馬車馬的に生産の増強にばく進した結果、表面的に一応の活況を示したに過ぎず、経済の基底は、幾多の矛盾と不均衡を包蔵する不健康体を脱してはいない。しかも現に日本経済の支柱となつてゐる

特需的附加需要は、やがては失われる臨時的なものである。このままの病体が続けつゝ附加的需要が一巡せんか、国民経済の破綻は良識ある何人も想象中に難くないであらう。

かくて、特需等の臨時的収入によつて国際収支の均衡を維持し得ること、数年の期間に、これを有効に活用して、わが経済の質的、内容的充実を図り、もつて経済自立と安定を実現するために、全力を挙げて前進することが必要である。そのためには、従来の如きその日暮しの無定見な経済施政を改め、一定の目標を持つた長期的、総合的経済計画を樹て、官民協力してその具現に努力する体制を確立しなければならぬ。

右の如き観点から、経済同友会は、数カ月前より、経済自立の目標年度、例えば五年後におけるわが産業の在るべきラフ・スケッチ（見取図）を想定しこの目標に到達するための政策上の諸問題を検討しつゝあつたが、ここに一応の結論を得たので、その要領を紹介して官民の関心を促し、且つ参考に供したい。しかして経済基本計画の樹立に当り、内外の諸情勢から見て、特にこの際重点をおくべき構成上の中心点はわれわれの研究によれば大様左の諸点である。

1 後進未開発地域の軽工業発達の趨勢に鑑み、今後のわが輸出及び基幹産業としては、重化学及び機械工業に重点を指向しながら産業構造の是正を図る。

2 現在わが産業が国際的に立遅れている最大の隘路は、総じて産業コストが国際物価に比して割高であること及び品質の低劣の問題である。かくて産業の対外競争力を培養するため、産業の合理化、高度化に資本蓄積の重点をおく。

3 将来の国際競争の激化並びに非常事態の発生に備え、過度の貿易依存の危険を防ぐため、一定の商業的基礎の下に、極力国内資源の開発、特に国内食糧及び衣料用原料の自給度の向上を図る。

二、経済基本計画の構想

右の如き構想の下に経済基本計画を策定するに当つて、目標年度までに産業構造の均衡を達成して、一応わが経済の自立を

実現するためには、概ね左の如き生産規模と産業構造を必要とする。

1 工業生産は全般的に質と量との調整（質の改善に重点をおく）に主眼をおきつゝ現状に比べて、少くとも三〇%、農業については同じく一五%の上昇水準を達成する。

2 工業の構造については、繊維製品の輸出に多く依存して、国際収支の均衡を今後も確保することは困難となることを考慮して、金属、機械及び化学工業の向上に重点をおく。

即ち、

(イ) 鉄道機械設備の近代化特に輸出産業としての機械工業の育成

(ロ) 食糧自給度の向上

(ハ) 東南亜後進地域の市場開拓を目標とする化学肥料の増産

(ニ) 国内用衣料原料の輸入節約を図るための化学繊維、合成繊維工業の育成

(ホ) 外航船腹確保のための船舶建造の増大

(ヘ) 電源の開発

等に主眼をおく。なお、電源開発は他産業との均衡を考慮して、過度の傾斜生産を行わない。

3 農林水産業については、今後の人口の自然増による需要増を吸収し、且つ、食糧輸入量を現在より節減するため、米及び小麦の積極的増産を図る。

4 将来の国際競争の激化を予想すれば、わが輸出貿易の増大を実現することは無論容易ではない。然し、以上の産業活動の達成と国民生活の確保のためには、将来の輸出入貿易の規模は、少くとも現状より四〇%増を実現しなければならない。

5 輸出については、繊維市場の維持、確保とともに、金属、化学製品、機械市場の積極的開発に重点をおき、輸入につい

ては、外貨の節約を図るため、輸入額において大きな割合を占める食糧、綿花の輸入を節約する。地域的には輸出入とも東南亜地域を重視する。

(なお現在の国際通貨の混乱は、ポンドとドルの交換性が回復されるか、或いはドルが世界通貨として支配的となるか、何れにしても、早晩何等かの形で解決されることを想定する)

以上の如き構想の下に、われわれは一応五カ年後において到達すべき目標として、別添参考資料ノ講和後の日本経済の構図ノを策定したが、もとよりこれは鳥瞰的試算であつて、今後なお厳密な検討によつて補正を要するとともに、客観情勢の変化に応じて、実際の年次実行計画を樹てねばならない。また内外諸情勢の激変があれば、根本的な改訂を要することというまでもない。

三、経済基本計画達成のための諸対策

右の構図に画かれた経済諸目標を達成するには、もとより幾多の困難が存在するが、その困難を乗り越えて目標を具現するには、頭の切り換えと政策の飛躍がなければならぬ。就中左の如き諸対策を強力に実施する必要がある。

1 企業の合理化、高度化の促進、生産原価の引下げ、品質改善等のため、先ず企業自体が全力を挙げねばならぬことは勿論であるが、政府もまたこれを助長促進するために左の如き対策を採るべきである。

(イ) この方向に合せて政府資金の長期投資計画を編成すること。

(ロ) 手持外貨及びここ数年間期待される特需等の臨時外貨収入は、できるだけ經常的輸入、不要不急の輸入に使用しない建前をとり、機械設備の改善、技術の向上に当てる政策をとる。

(ハ) 合理化資金に対しては特に之を優遇し、「企業合理化促進法」を改正して税の減免を拡大する。

(ニ) 鉄鋼の如く特殊事情に基く高原価、また急速に自給度を向上さすべき特定の産業に対しては、原則として予定期間後

生産原価を国際的水準まで引き下げる目途の下に税の減免、金融的優遇、助成金交付等、直接、間接の保護政策を採るべきである。

2 資本の蓄積対策

従来過少な資本蓄積力にも拘らず、一部に二重投資、不急投資等の浪費が行われた事実を鑑み、前述の経済計画に即応した長期の資本蓄積対策を必要とする。而して産業の合理化を促進し、日本経済の質的向上を実現するには、何よりも企業設備の償却、内部保留の増大を図ることが肝要であつて、これが為には現行法人関係税に思い切った改正を加うべきである。

3 貿易対策

前記の如く競争激化を予想される世界貿易市場において、貿易量の四〇％増を実現するには、次の如き積極的育成策を必要とする。

- (イ) ダンピング防止と輸出検査制度の強化による国際信用維持のための輸出組合法の制定(独禁法、事業者団体法の改正)
- (ロ) 総合経済計画に立つ関税制度の改善、輸出保障制度の拡張
- (ハ) プラント輸出に対する助長、保護政策の強化
- (ニ) 貿易商社の強大化、特にその資力の充実に對して積極策をとること
- (ホ) 右のほか例えば新市場開拓貿易に對して、税の払戻しや、二重、三重価格制、造船、海運に對する保護助成策等、今日各国が等しく採用している貿易海運振興策に對抗する積極的諸政策をとること
- 4 その他検討を要すべき問題点

(イ) 以上の産業構図の実現について、所要の対策遂行にも拘らず、最も困難を予想されるのは、樂觀を許さぬ国際条件の

下に、貿易量を四〇％増加せしむべきことである。もし各種の事情から輸出の増大が阻害される場合には、結局外資によつて補充しなければ、この計画は崩壊する外はない。

(四) 経済計画の達成を図るためには、所謂底の浅い日本経済においては、産業と企業間相互の調整を必要とするが、特に当面見るが如き経済下降期においては、物的、資金的に弾力性を与えて不必要な摩擦混乱を惹起することを防止しなければならぬ。

(五) 本計画の実現を図るため強力に企業合理化の促進が要請される結果、或いは生産規模の拡大にも拘らず雇傭の相対的低下をも予想しなくてはならず、このためには公共事業、電源開発促進等による雇傭対策をも考慮する必要がある。

(六) 長期計画の実施に当つては、企画、実行の組織と運用上の方法論の問題があるが、本案においては未定稿である。ただ企画については、少くとも運用上政変によつて基本方針を左右されない超党派的な機関を考える必要があり、計画の実施には或程度の統制を不可避とするが、戦時統制の失敗を繰り返さぬよう、企業の自主性と創意を充分尊重し、企業努力を妨害しないような、実情に即した統制方式を更めて工夫案出しなければならないことを指摘しておきたい。

(七) 植民地を喪失し、狭隘なる国土と貧弱な資源によつて戦後膨脹した、人口を養うことは極めて困難であつて、民度の維持向上と、経済の発展を図るための恒久策として、この際従来の優生保護の見地からのみでなく、産業政策的見地から人口政策を根本的に再検討する必要があるものと考えらる。

【参考資料】

講和後の日本経済の構図

一、
主
なる
意見
書

第 1 表

将来の鉱工業生産水準

A. 指 数

(昭和7～11=100とする)

	昭 和 26 年 度	昭 和 × 年
鉱 工 業 綜 合	138	185
鉄 業	129	150
工 業	139	185
金 属 工 業	180	198
機 械 工 業	210	300
窯 業	152	196
林 産 業	170	140
織 維 工 業	54	65
化 学 工 業	157	290
食 料 品 工 業	89	103
印 刷 工 業	113	140

B. 数 量

品 目	単位	昭 和 26 年 度	昭 和 × 年
石 炭	千屯	45,507	55,000
鉄 鉱 石(純分)	〃	490	500
銅 鉱 石	〃	41	60
硫 化 鉄	〃	2,246	2,700
硫 黄	〃	144	200
銑 鉄	〃	3,413	5,000
鋼 塊	〃	6,690	7,520
普 通 鋼 々 材	〃	4,500	5,000
電 気 銅	〃	81	90
アルミニウム	〃	36	60
鉄 道 車 輜	台	7,430	15,000
産 業 車 輜	〃	10,470	14,000
ト ラ ッ ク	〃	24,077	35,000
小 型 自 動 車	〃	11,032	15,000
自 転 車	千台	897	1,400

品 目	単位	昭和 26 年度	昭 和 × 年
船 産 業 機 械	千屯	491	600
時 計	〃	830	1,000
セ メ ン ト	千個	3,044	4,000
板 ガ ラ ス	千屯	6,766	8,500
生 糸	千函	4,851	6,300
綿 糸	千俵	200	300
毛 糸	百万 ポンド	713	800
硫 安	〃	112	180
過 磷 酸 石 灰	千屯	1,723	2,500
石 灰 窒 素	〃	1,501	2,000
カ ー バ イ ト	〃	402	600
ソ ー ダ 灰	〃	489	930
苛 性 ソ ー ダ	〃	226	300
硫 酸	〃	335	500
人 絹・ス	〃	3,824	4,600
合 成 織	百万 ポンド	370	600
紙	〃	100	100
パ ル プ	〃	2,678	3,000
ゴ ム	千英屯	1,200	1,243
皮 革	千屯	51	90
	〃	40	45
電 力 (需要端)	百万 KWH	42,300	46,500

第 2 表

将来の農林水産業生産

A. 指 数

(昭和 7～11=100とする)

	昭和 26 年度	昭 和 × 年
農 業	97	115
林 業	123	108
水 産 業	95	105
総 合	99	113

B. 数 量

品 目	単位	昭 和 26 年 度	昭 和 × 年
米	千石	60,660	72,000
大 麦	〃	9,730	9,700
小 麦	〃	8,000	9,000
繭	千貫	24,360	36,000
用 材	千石	107,000	95,000
薪 炭	〃	104,000	85,000

第 3 表 貿易水準並びに国際収支

A. 輸 入

(単位 千弗)

品 目	昭 和 27 年 度 政 府 計 画	昭 和 × 年
穀物、食糧(砂糖を含む)	520,000	462,630
農産物、肥料、飼料	55,000	145,400
石油、石油製品	135,000	170,000
工業原材料	1,314,000	1,507,780
織 維	643,000	755,000
鋳 物	185,000	207,280
非 金 属 物	53,000	50,000
(塩、その他)	109,000	64,000
石 炭	324,000	451,500
そ の 他	80,000	115,000
合 計	2,104,000	2,400,810

B. 輸 出

(単位 千弗)

品 目	昭 和 27 年 度 政 府 計 画	昭 和 × 年
食糧及び飲料	80,000	100,000
繊維製品	646,000	1,051,000
化学製品	43,000	66,000
非 金 属 物	91,000	93,800
金 属 製 品	312,000	350,000
機械(船舶を含む)	240,000	350,000
そ の 他	199,000	205,000
合 計	1,611,000	2,215,800

C. 国際収支

(単位 百万円)

		昭和27年度 政 府 計 画	昭和 × 年
受 取			
輸 出	易 計	(特需を含む) 1,611 769 2,380	2,216 400 2,616
支 払			
輸 入	易 計	2,105 178 2,283	2,401 200 2,601
バ ラ ン ス		+ 97	+ 15

(註) 昭和×年においては特需は考慮していない。

D. 主要物資輸入計画表

品 目	単位	昭和27年度 政府計画	昭和×年
食 糧	千屯	3,517	3,100
米	〃	1,010	1,600
大 麦	〃	716	500
小 麦	〃	1,791	1,000
砂 糖	〃	605	700
原 油	千軒	3,120	4,640
棉 花	千俵	1,434	1,700
羊 毛	〃	485	850
鉄 鉱 石	千屯	5,470	6,300
粘 結 炭	〃	2,900	3,750
塩	〃	1,700	1,890
生 ゴ ム	〃	57	80
人 絹 パ ル プ	〃	50	120

第4表 主 標 指 標

項 目	単位	昭和27年度 政府計画	昭和×年
人 民 所 得	千人 億円	85,800 50,340	91,000 55,000
生 活 水 準	昭和9~11 年=100	83	89

〔備考〕(1) 本案は極めて概略的な試算であつて、数字的に厳密な検討を経ておらず単に参考として提起するに止まる。

(2) 本案においては貿易面においては現在の如き地域的障害は予想していない。

(3) 本案においては一応国民所得の5%程度を自衛力の漸増に振向けることを前提としている。

外資法運用の基本方針の確立

(二七・七・一六)

民間外資の導入は立遅れたわが国の技術水準の向上を図り、過少な資本蓄積を増強する手段として特に弊害なき限りこれを助長促進する措置が必要である。

而して民間外資の導入に当つては、わが国経済自立の促進並びに国際収支改善の観点から、導入外資を国民経済上最も効率的用途に利用せしめるとともに、他面わが国の産業が不当な圧迫を被るおそれのある場合等、国民経済に与える不測の影響を防止するため、一定の認可基準と優先順位基準とを確立してこれを経済界に周知せしめることが必要である。われわれはかかるものとして以下の如き基準を要望する。

第一、経営参加を伴う外資導入

(一) 認可の基本条件

経営参加を伴う外資導入に当つては、提携の相手方企業の信用度を重視し、国内産業に対する不当な圧迫を排除する必要があることは勿論であるが、更に左の条件のいづれかに該当するものでなくてはならない。

- (1) わが国の技術水準の向上のため必要な技術導入上、経営参加を許さねばならぬ場合
- (2) わが国の必要とする原料の確保上、経営参加を許さねばならぬ場合
- (3) 輸出市場の確保上、経営参加を許さねばならぬ場合
- (4) その他わが国民経済自立のため特に必要な場合

(二) 優先順位の基準

一、主なる意見書

外資の導入は一方において国際収支に及ぼす関係と他方において国民経済への影響との関連を考慮しなければならない。かかる観点から次の如き認定基準を設け、両者を勘案の上、優先順位を定める必要がある。

- (1) わが国の国際収支に寄与する度合の大小
- (2) 国民経済上の必要に寄与する度合の強弱

(三) 経営参加率についての基準

経営参加を伴う外資導入の結果、企業の支配権を握られることは、わが国企業の自主的發展上及び国民感情上できるだけこれを避けることが望ましい。よつて外資による株式取得率は、特殊事情に基く極めて例外的な場合を除き、原則として五〇％を出ないことを認可条件とする必要がある。

なお、實際問題として株式取得により企業の経営権を支配することは、外国側の株式取得率が五〇％未満でも可能であるが、この場合外国側に企業の支配権を握られることを防止するため、例えば別紙の如き方法により、契約、定款、内規等に明文上の規定を設けしめ、これを認可の条件（別紙「参考」参照）とすることも必要である。

第二、証券市場經由の株式取得による外資導入

不確定株主による経営権支配の危険を排除するため

- (1) 同一銘柄の株式取得率を一人当り一〇％以下に制限すること
- (2) 総額において同一銘柄の三〇％を超える外国人の株式取得は、許可を与えないものとする
- (3) 経営参加的株式取得の場合、第三者たる外国人に対して経営参加的株式取得を含めて総額において株式取得率五〇％を超える場合は許可を与えぬこと

第三、貸付金債権の取得による外資導入

蓄積資本の乏しいわが国産業にとつて、比較的長期に亘つて資金が固定し、しかも経営参加を伴わない此種の外資は金利、期間等の貸付条件が導入の対象となる企業にとつて不当な圧迫となる場合を除き、わが国として最も歓迎すべき外資の形態である。

(一) 貸付金債権の取得による外資の認可条件

次の如き条件を具えた此種外資は原則としてこれを認可すること。

(1) 当該外資の元利支払外貨は当該資金の運用によつて直接賄われ、国際収支上プラスになるか乃至は毫も負債とならないものは、その用途に格別の弊害がない限りこれを認可すること

(2) 国際競争の最も激甚な企業で、低利の外資を利用することによつて国際競争上著しく有利となる企業に対しては、わが国際収支関係の許す限りこれを認可すること

(二) 次の如き条件を具えた此種外資の導入は

わが国際収支に貢献する度合と、国民経済上の重要度合との両者を秤量してその優先順位を定め、将来のわが国際収支を脅かさない範囲においてできるだけこれを認可すること。

(1) 国民経済上重要な用途に使用せられるもの

(2) 国民収支関係に直接間接貢献するところ少くないもの

第四、技術援助契約

技術援助契約については、当該契約が却つて将来のわが国技術の発達を阻害し、乃至わが対外販路を不当に制限せざる限り、これを認可すべきである。

(附 記)

各国通貨の為替相場が公定レートと実勢レートと少からず乖離し、又は自由交換性を欠くもののある現状においては、かかる通貨による外資導入は不測の損害を国民経済に及ぼすおそれが多大である。依つてこれら通貨による外資導入については、例えばドル建にする等別途の考慮を要する。

(参 考)

経営参加を伴う外資の導入に当り実質的に経営権の支配を防止する方法の事例

1. 外国側重役は株式取得率の比例以上に出でないこと
2. 契約以上の株式を証券市場経由等により自由に取得することを防止する規定を設けること
3. 将来増資の場合の株式取得率について予め協定しておくこと
4. 日本側の諒解のない第三者に持株の処分をしない旨を協定すること
5. 取締役会、株主会において株式取得率に応じて日本側、外国側の意見が夫々表明され得るよう定足数、議決方法等を規定

すること

例えば、株式取得率夫々五〇%の場合において、株主総会における議決権行使の定足数と議決方法を例示すると

『株主総会の決議は総株式の四分の三を超える株式を有する株主が出席し、総株式の三分の二を超える議決権によつて決する』

旨の規定をおくことにより、日本側株主の過半数が賛成しなければならぬことになり、大体日本側の意思を充分表明し得ることになる

以上は一例であつて、右の措置は夫々会社の実情に応じて左の事項を考慮の上定める必要があることは勿論である。

(4) 株式の分散度

(5) 株式取得比率

総選挙に際してのわれ等の要望

(二七・九・五)

われわれの判断によれば、今後の一、二年間のわが国は、政治的にも経済的にも、国運を決すべき異常の危機に直面せんとしている。

この重大な時期に当つて、国会は解散され、総選挙が行われんとしているのであるが、われわれは各政党並びに議員候補者が、従来の如き低調なる逐鹿の意識を棄て、真に国難におもむく覚悟と政策を提げて、公明なる選挙を闘わんことを望むや切である。

而して、此際国難を克服し、わが国の独立と自由と経済自立を獲得する方途は、多くの選択を許すほど余裕のあるものでは

ない。少くとも祖国再建の基本的政策においては、党派を超えた不動の一線がある筈である。日本の独立と自立を心底より庶幾するものには、この一線の発見は難事ではないであらう。

思うに、此の際、国家の浮沈を決すべき基本政策にして、政党、政治家が小異をすてて大同につくべき問題は次の如きものである。

第一に、民主々義をじゆうりんし、暴力をもつて治安を攪乱し、日本を破壊に導くが如き党派及び不法外国人に対して、不退転の決意を以て断乎たる対策をとること

第二に、日本経済の死命を制する貿易海運について徹底した振興策を講ずること

第三に、生産の基盤である資本の蓄積について、抜本的な対策をとること

第四に、失業問題、貧困問題について、国力の許す限り最善の対策をとること

これらの基本政策について、勇氣と信念を持つ政党、政治家にして初めてこの非常時局の国政を担当する資格ありといわねばならぬ。各政党は、例によつて盛沢山な政綱政策を羅列しているが、いまは斯る大向主義の總花的政策を展示すべき時期ではあるまい。われわれは上掲の如き基本問題に対して、各党が国民の前に真剣にして明確なる態度を示すとともに、他面、伝えられる政党内の派閥抗争の如きは、此際断乎一擲して、協和すべきことを要望する。国民もまた時局の重大性を更めて認識し、斯る線に添つて一票を行使すべきであると信ずる。

ガット加入に関し英系三国に要望

(二七・九・一二)

われわれ日本国民にとり極めて重大な日本の「貿易及び関税一般協定」への加入に関する来るべき採決について、わが国財

界人の一致せる見解を代表し、経済同友会の名において、ここに、貴下の御厚意に懇え、御注意を喚起したい。

伝えられる処によると、貴国政府は一般協定に日本を加入させることに反対されている。われわれは勿論、この報道が何らかの意味を持ち、また貴国政府の最終かつ真実の政策を反映するものであるとは信じたくない。しかしながらこのような反対が、伝えられる如く、一部日本人業者の過去の取引上の不正行為に基いてなされているとすれば、これは全く根拠のないものであることを、この際貴下に対し御通知することが必要と考える。

今日の世界貿易は、殊に自由諸国家間のより緊密な関係が必要とする現状において、関係国の相互の協力によつてのみ繁栄できるとわれわれは理解する。このような情況の下にあつては、公正な取引慣行に反する如何なる行為も、相手方を害するより寧ろわれわれ自身により損害を与えるものとならう。事実、日本政府においても、わが国貿易業者の不正行為を防止するため、必要な措置を講じている。一般協定にたいする日本加入の拒否はまた今後における日本人業者の不正行為を除去するものでも、減少させるものでもない。それは寧ろ日本の業者を、協定加盟国が受諾し、かつ遵守しなければならぬ種々の基準や慣行の適用の外に留まらせるものであらう。

周知の通り、日本経済の存立は一に貿易におけるわれわれの成否如何に懸つてゐる。このことは、他面からいえば、自由国家との相互の協力を行わねばならぬことを意味する。日本は最近、国際通貨基金に加入を認められ、世界経済の発展のため活潑に各国と協力できる機会を与えられた。これは自由諸国家の共通の目的達成のために、日本の参加の必要が認められたことに他ならない。

不幸にもこれまで、われわれは自由諸国の間に、貿易憲章や国際貿易機構の諸活動に反する種々の行為が採られていることを目撃して来た。最近の各国における輸入関税引上げの如きは過去のオータルキー的慣行に戻る政策以外の何ものでもない。この他にも、世界の友好国家間における貿易の自由かつ調和ある流れを齎すために解決しなければならぬ多くの問題がある。

事実、この際、政治的にも、経済的にも、自由諸国民の相互協力を助長するために、あらゆる方法が講じられなければならないのである。

斯の如き現状において、日本を協力の埒外に止まらせることの不利は極めて明かである。日本は生存と繁栄のため貿易の発展に依存しなければならない。敗戦により領土と市場を喪つた日本としては、友好国との緊密な關係を保ちつつ、貿易の発展のため、過去に倍加する努力を払わなければならないのである。

従つて、日本の実業界が一致して、貿易関税一般協定にたいする加入を熱望していることは極めて自然である。實際、日本国民としては協定加盟国の一員となり、この世界機構によつてなされる共同の努力を分担することは、自らの権利であり、義務であると考ええる。

われわれは、貴国政府の基本的かつ不変の政策は他国に公正であり自由諸国民と協力することであると確信する。われわれもまた貴国の公正と協力にたいしては、常に、これに報いる用意がある。貴国にして貿易の日本国民にたいする重要性を了解し、かつ国際社会の公正にして建設的な一員たんとする日本の決意を知られるならば、關係国の相互の利益を増進するため、すべての機構に参加したいとのわれわれの願ひの正当性を必ずや認識されると信ずる。

以上は日本財界の一致せる見解であるが、われわれは貴下がこの書状の内容について貴国政府の注意を喚起し、日本の一般協定への加入について、協定加盟国が承認の採決を行うよう、尽力されることを切望する。

政局安定に関する緊急要望決議

(二七・一〇・四)

経済団体連合会 日本商工会議所

日本経営者団体連盟 経済同友会

今回の独立後初の総選挙に臨んで、われわれは、経済界の総意として、安定政権が確立し、現下の困難な内外情勢に対処し、政治経済その他諸般の分野において、速かに強力な体制を整備すべきことを強く要望してきた。総選挙の結果は、国民の良識と公正な判断とにより、自由党が過半数の議席を占めることとなり、国民多数の希望が、自由党による安定政権の確立にあることが実証されたことは、経済界としても、まことに、慶祝にたえない。

然るに、伝えられるところによれば、次期政権の首班問題をめぐって自由党内部に意見の対立があり、その調整が困難視せられてゐることは、まことに、憂慮にたえない。

独立後、なお、日が浅く、内外諸状勢まことに容易ならないこの際、万一、安定政権の成立が困難となるような事態に陥れば、それは、経済界のみならず国民多数の期待に反することとなり、かつ、将来政党政治に対する重大な不信と失望とを結果する惧れがある。

よつて、われわれは、この際、自由党が今回の選挙を通じて国民から寄せられた信頼に深く思を致し、小異を捨てて大同につき、党内の結束をかため、責任をもつて、安定政権の確立に全力をつくされんことを、茲に重ねて要請するものである。

新生活運動の推進を再び要望する (二七・一〇・六)

経済同友会 経済団体連合会
日本商工会議所 日本経営者団体連盟

財界の新生活運動は、去る二月、経済四団体連名による共同声明が行われていらい、これに賛同する少からぬ経営者によつ

て根氣よく続けられているが、今日なお、これが財界一般の運動にまで高められていないことは真に遺憾である。

われわれが新生活運動を提唱したゆえんは、敗戦から占領下にかけて培われた安易な、弛緩せる精神を以てしては、独立後の困難なる事態に対処して、到底、企業の再建、延いては経済の自立を達成することができないと、深く反省したからに他ならない。予想せられた如く、独立を迎えてわが国の経済は、今日、真に困難なる事態に逢着している。貿易の面では輸出商品のコスト高による国際競争力の劣弱が問題となつており、経済の唯一の活路である特需においてすらも、ときに出血受注を余儀なくされているのが現状である。これを打開する方途は、いうまでもなく企業経営の全般に亘つて合理化を促進することである。とくに企業の内部における冗費の排除はその根幹とならなければならない。

ところが現実の事態はどうであらうか。社用に藉口する宴会は今なお跡を絶たず、形式的な中元、歳暮等の贈答の習慣は継続され、殊に最近とくに目に余ることは社葬の派手な実施である。伝えられるところによると、一回の社葬に二十万円に上る巨費が費消された実例もあるといわれる。会社、個人を問わず、資本の蓄積を要請されている際に、真に驚くべき濫費といわざるをえない。われわれは、先きの新生活運動に関する声明において、会社の接待費の節減、宴会の簡略化、不健全なる饗宴贈与の廃止、冠婚葬祭の簡素化、営業用の歳暮中元等の贈答の節減、集会における時間の励行等を当面の実践目標として掲げ、凡ゆる無駄の排除、冗費の節約に努力することを固く誓つたのであるが、これらの目標の実践について真面目に努力しているかどうか、この際、自己の周辺を仔細に省みる必要があると思われる。

この点について、最近、日清紡績株式会社によって行われた同社前社長鷲尾氏の社葬は、われわれに大きな反省の材料を与えるものと考えられるので、ここにその模様を紹介することにした。

この社葬は完全に新生活運動の線を貫いて実施された。葬儀に臨む態度として同社では、香奠、花環等について故人の近

親、知己等が自宅に贈るものは別として、社としては一切受領せぬ方針を樹て、新聞紙上の社葬の通知にも『新生活運動の趣旨に添い、供花、香資等は固く辞退し、たとえ届けられても受取りかねる』と明示した。それでも葬儀の当日は斎場に多数の花環が持込まれたが、社員総出の応待によつて全部持ち返らせたという徹底ぶりであつた。従つて祭壇には同社より贈つた生花環各一对（共に寄贈者の名札は付されてない）が簡素に飾られただけで、他に供物は一切なく、従来の社葬に比べると斎場は真に質素な情景であつた。しかし、このことは反つて参列者に清楚な感銘を与え、参列の一万田日銀總裁も『今日の葬儀は真に良かった』と語つたそうである。この社葬は費用の点でも新生活運動の目的に完全に添うものであつた。葬儀場での前夜のお通夜には遺族、関係者数十名が集つたが、夜食には一五〇円の弁当と酒五升が出されただけであり、葬儀当日の昼食は一人あたり一〇〇円、斎場費を含めて社葬に要した費用は総額で十五万円を出なかつたということである。



日清紡による今次社葬は、正に財界新生活運動にたいする頂門の一針であり、その英断は賞賛さるべきである。固より社葬の形式についてはなお考慮すべき余地があるであらう。たとえば香奠等についても一概に拒否すべきではなく、受理してこれを社会事業等に寄付するといつたことも考えられてよいのではなからうか。今後の研究によつて最も妥当な社葬の形式を打たせることは新生活運動の一つの課題である。

それはともあれ、新生活運動は一部の経営者によつてここに力強く踏み出されたのである。われわれは、わが国経済の困難なる現実深く思いを致し、これを契機に、新生活運動の当面の實踐目標を再び想起して、その推進を図らねばならない。

資本蓄積促進対策

(二七・一一・一 第五回全国大会)

一、日本経済の国際競争における劣勢、従つて、経済自立に対する最大の隘路は、資本蓄積の不足である。資本蓄積を広義に解すれば、おのずから対策も多岐にわたる。たとえば、国民所得の増大はその根本策であり、金利問題、資本市場育成の問題にも、当然触れなければならない。しかし、ここでは、問題を企業の自己資本の充実に限定して、その対策を検討する。けれど今日、企業内容の強化が、経済基盤拡充の前提だからである。しかして、企業財政に対する最大の圧迫は、租税による蓄積の収奪であるから、その対策の重点は、自ら税制面に向けられざるを得ない。

一、企業資本の貧困は、朝鮮動乱後の好況によつて、一時好転したように見えた。しかし、実質的な改善はほとんど行われず、企業財政は依然として病状を脱していない。これは日本経済の最大の癌であつて、このままに放置すれば、近い将来における生産の減退、国民生活の低下は避けられないであろう。われわれが今日、資本蓄積の促進を強調するゆえんは、このような国民経済的視野に基くものであつて、企業家の利己的な立場から、利潤の増大を希望するからではもとよりない。

一、わが国と事情の最も近似した西独において、通貨改革後僅か兩三年のうちに、企業の資本蓄積が著しく進展した事実は、まことに対照的である。たとえば、銀行にはオーバー・ローンのような現象がなく、一流産業会社は、米國一流会社と同じく、今日では運転資金さえ借入金に依存していない。これは、政府がいち早く、法人課税、個人所得税を思い切つて軽減するなど、進んで資本蓄積を促進する条件を整備したからである。英國もまた、法人の社内留保に対しては、特に税を軽減して、企業の健全化を図つた。彼我懸隔の甚しきを知るにつけ、この際、十年の遅れを取り戻すため、徹底した資本蓄積促進対策を、早急に実施する必要を痛感する。

一、以上の立場に立つて、われわれは、左記の各項を資本蓄積促進に必要な措置としてとり上げた。これが一日も早く実行に

移されることを要望する。もちろん、企業自身の濫費ないし浪費については、経営者もまた、厳に自戒するであろう。

資本蓄積促進対策

(A) 企業の自己資本充実を促進するため、法的措置として「資本蓄積促進法」(仮称)を立法する。本法は有効期間を五ヶ年とする特別法であつて、以下の諸項を内容とする。

(B) 企業資産の充実を図るために、左の処置を講ずる。

1、減価償却の徹底を図る。そのため

(イ) 特別償却制度の適用範囲を拡大し、耐用年数を短縮する。

(ロ) 第三次固定資産再評価を実施する。

2、現行価格変動準備金制度を改善し、価格上昇の時に設定し、価格下落の時に取崩し得る制度にする。

3、現行貸倒準備金制度の積立限度を大幅に引上げる。

(C) 資本構成の是正を促進するために左の処置を講ずる。

1、未発行の自己株式保有制度と株式配当(ストック・ディビデント)を利用して資本構成の是正を図る。

2、利益金の一定割合(たとえば五割以内)を「資本構成是正積立金」として、企業内部に留保した場合は、租税面において優遇を図る。

3、増資を容易にするため次の措置を講ずる。

(イ) 現在の金利水準である一割以内の配当金は、借入金の利息と同じく、企業の損金処理として法人税を課さない。

(ロ) 増資費用の軽減措置を講ずる。

(ハ) プレミアムの事後払込もプレミアムと同一の取扱をする。

一、主なる意見書

(二) 増資新株の消化を促進するため、独禁法の一部を停止して、金融機関、競争会社の株式所有制限を臨時的に緩和する。

また株式の譲渡所得課税は廃止し、配当所得に対する減税を行い、さらに株式担保による金融を容易にする道を開く。

- 4、企業の借入金の返済を促進するため、長期金融機関への肩替りを通じて、その整理を促進する。
- 5、高率配当の抑制を図る。

資本蓄積促進対策細目

資本蓄積促進対策の焦点を、自己資本の充実、企業財政の健全化に合せた場合、その対策は大別して、企業資産の充実と、資本構成の是正とに分けることができる。この両面における、われわれのいわゆる「資本蓄積促進法」の構想は次の如くである。

第一部 企業資産の充実

企業資産の充実とは、固定資産にあつては減価償却を通じて、その他資産にあつては各種の準備金を通じて行うのが常道である。

一、減価償却の徹底

イ、特別償却制度の適用範囲の拡大と耐用年数の短縮

- 1 戦中、戦後の固定資産の減価償却の不足は、目に余るものがある。戦前、優良会社の減価償却は実に行き届いていた。今日でも米国においては膨大な機械設備の簿価を僅か一弗としているような例がみられる。しかるにわが国においては、戦時中に固定資産の耐用年数が法定され、この基準を超えて償却することが原則的に禁止された。戦後インフレの高進に際して、特に多額の減価償却が必要となつたにもかかわらず、償却の基準は緩められず、再評価さえも昭和二十五年に至るまで認められなかつた。このため生じた減価償却の不足は莫大なものと推定される。かくて昭和二十六年度においても法人企業の減価償却費の売上高に対する比率が僅かに一%、修理費を含めても二%（経済白書）に過ぎず、戦前の約三分の一でしかない。固定資産の回転数が増加していることを考慮に入れても、減価償却はなお不足していると考えられる。
- 2 漸く最近に至つて耐用年数の改訂が行われたが、これまた不徹底であり、特別償却制度も認められたものの、その適用範囲は三百噸以上の船舶及び通商産業局長の証明ある機械設備に限られているため、なお実情に合致するには至っていない。殊に技術的に立遅れたわが国としては、機械設備が短時日の間に陳腐化することを考慮にいれねばならない。
- 3 そこで次の事項を要望する。

(1) 耐用年数については、業種の特事情を考慮して、合理的短縮を図ること。

(2) 特別償却制度の適用範囲を拡大し、設備の近代化、合理化を目的として更新した新規の機械設備全体について、すべて特別償却を認めること。なお不急不要の投資など資本の濫用に対しては、別途これを制限する措置を講ずる。（附記「参照」）

ロ、第三次固定資産再評価の実施

- 1 特別償却や耐用年数の短縮にもまして、是正されなければならないのは、再評価の不徹底である。再評価が第一次、第

二次を通じて七二%（国税庁調）しか実施されなかつたことについては、種々の原因があげられるだろうが、その最たるものは、時期を限つたことである。即ち六カ月程度の短期間内に「将来の見透しがつき」「再評価税を納付できる」会社でなくては、再評価を決定できなかったことである。

この点を改善すれば再評価はずつと広汎に実施されると考えられるので、資本蓄積促進対策の一環として第三次再評価を実施したい。なお第一次、第二次の再評価は昭和二十四年四月の物価を基準として行われたが、本年一月には卸売物価は当時に比べ約五割（生産財は約八割）（日銀物価指数）上つていたので、再評価限度もこれに応じて引上げ、既に限度一杯行つてゐる会社にももう一度機会を与えたい。

2 第三次再評価の要領は次の如くである。

(1) 基準月日を昭和二十七年一月一日とする。

(2) 再評価限度は、第一次再評価の際の再評価限度より五割引上げる。

(3) 再評価の実施時期及び金額は、企業の実自由とする。但し

a 資本蓄積促進法の有効の期間中であること。

b 実施金額に対する再評価税（六%を据置く）を納付すること。

を要する。

二、価格変動準備金制度の改善

- 1 棚卸資産充実の一方法として価格変動準備金制度が採用されたことは、それ自体としては異論がない。しかし現行制度はまさに羊頭狗肉そのものであつて、価格下落の時に設定し、価格上昇の時に取崩すのでは準備金制度本来の趣旨に添わな
- い。われわれの理解するこの制度は価格上昇の時に設定でき、価格下落の時に取崩し得るものである。

2 この方向へ改善することの必要性は既に各方面で認められ、その具体的方法についても、日本租税研究協会をはじめ有力団体が研究を進めている。この点について、われわれはシャッブ勧告前に実施されていた「一割評価減制度の復活」を強く要望するものである。

しかしこれが諸般の事情により困難であるならば、少くとも日本租税研究協会棚卸資産委員会の提案する次の案を支持する。即ちこの案によれば

(1) 価格騰貴の場合には、企業の棚卸資産中の代表品目の期首評価額と期末評価額変動率を求め、期首資産額を期末評価額に換算し、その差額を準備金に計上し、損金に算入する。

(2) 当期において棚卸資産に価格下落を生じた場合、又は棚卸資産に喰込みを生じた場合は、期首の価格変動準備金を合理的方式により計算した金額だけ取崩し、これを益金に算入する。但しその限度は期首の価格変動準備金とする。

3 金融機関、証券会社等の保有する有価証券は、一般棚卸資産と性質を異にするものであるから、右の方法と同一の基準によることは必ずしも適當でない。よつてこれ等の有価証券に対する価格変動準備金については、別途合理的改正を要する。

三、貸倒準備金制度の拡充

貸倒準備金は、現在極めて限定された範囲でしか、認められていない。即ち売掛債権評価の千分の七（製造業の場合）か、所得金額の百分の二十のうち、いずれか低い方を積立て得ることになっている。しかし企業経営を堅実にする意味からも、大幅に改正されることが望ましい。（たとえば、毎期の積立限度を現在の二倍に、最高限度を現在の三倍程度に引上げることが、一案として考えられる）

第二部 資本構成の是正

一、主なる意見書

資本蓄積促進対策として今日最も基本的な問題は、企業の資本構成の是正である。元來企業の資本構成の原則は「他人資本は自己資本を超過してはならない」というのであつて、この原則はいかなる国でも、いかなる場合でも、重視しなければならぬ。しかるに戦時においては資金調整法によつて強度の統制が行われ、更に戦後インフレに伴う借入金増大により、わが国主要企業の資本構成は全く変貌するに至つた。即ち昭和十一年下期に総資本を一〇〇とすれば自己資本六一、他人資本三九（三菱経済研究所調査）であつたものが、昭和二十六年下期は自己資本三八、他人資本六二（日本銀行統計局調査）となり、その関係は逆転した。しかもこの数字は、二次にわたる固定資産の再評価が行われ、巨額の再評価積立金（自己資本として加算された上のものである。即ち、日銀調査によれば、自己資本三八のうち、再評価積立金である資本剰余金は二二であつて、その大半を占めているわけである。これは戦時という特殊な事情と、敗戦という悲惨な現実のため、やむを得なかつた結果であらうが、これを放置して置けば、我国企業は、微細なショックによつて崩壊する危機にさらされ続けるであらう。一日も早く資本構成の是正を計らねばならないゆえんである。

しかるに、この企業の資本構成の是正に対し、大きな障害をなすものに二つの事情がある。一つは、法人税率が著しく高率のため増資によるよりも借入金によつて資金を調達する方が、資金のコストが著しく安価であること、今一つは、企業の収益に対して法人税を含めて法人企業の負担する税は約六〇%、実効税率に計算しても五三%であることである。このほかに固定資産税を含む巨額な地方税の負担がある。これらの税金を支払うためには、その相当の部分を借入金によつて賄わなければならない。それによつてますます資本構成の是正が妨げられる、という事態に陥つてゐるわけである。以上の二原因を除去して増資を容易にする方法として、次の措置を提案する。

一、未発行の自己株式保有制度と株式配当（ストック・ディビデント）の利用による資本構成の是正を図ること

1 新商法による授權資本制度の実施に伴い、増資手続は簡易化されたとはいへ、なお煩瑣な手続が必要であるため、重役

会の決議後増資払込が完了するまでには、大体六カ月を必要とする。この不都合を避けるため、本法有効期間中は増資手続を簡易化し、未発行の自己株式を保有することを認め、会社が資金を必要とするとき、これを一般証券市場に、随時分割して売出すことにより、必要資金を獲得できるようにする。

2 本法有効期間中、利益金を株式で配当する場合は、その部分については、二項にのべる「資本構成是正積立金」と同一の法人税減税の措置を講ずると同時に、株主に対しても所得税の免税の措置をとる。このようにすれば、支払配当金による直接再投資が可能であり、資本構成の是正にも役立つであろう。

(註一) アメリカにおいては一九二〇年三月に大審院が「株式による配当は所得でない、従つて株式による配当には課税すべきでない」と判決を下して以来、多数の会社が株式配当を行つてゐる。

(註二) 株式配当による端株の処理については、アメリカにおいて行われているフラクショナル・シェアーズ (Fractional Shares) の考え方を採用して、百株未満の株式はクーパーン制をとるなど、簡易の方法をとれば問題が解決されよう。

二、利益金の一部を「資本構成是正積立金」として留保した場合、これを課税上優遇すること

企業は、毎期、利益金の一定割合(例えば五割以内)を、自己資本が他人資本と同額になるまで積立てることができる。この積立金は、減税の扱いを受ける(たとえば法人税四二%を二〇%に減税する)が、増資に振替える場合と、欠損を補填する場合以外には取崩しができない。

(註) 英国では会社利益に対する課税を、内部留保に向けられる場合と社外に流出する場合とで差等を設け、企業の内部留保を税の面で優遇している。

三、増資を容易にするため、次の措置を講ずること

1 現行金利水準に該当する、一割以内の株式配当(一割以上の株式配当の場合は一割迄)は、借入金の利息と同じく、本

法有効期間中は、企業の損金に算入し、その金額に対しては法人税を課さない。即ち、資金コストを、借入金による場合と増資による場合と同一にし、資金調達的面において増資を促進し、資本構成の是正に大いに役立たしめる。なおこの考え方の前例としては、日本興業銀行がかつて行つた見返資金引受優先株配当金の損金算入がある。

2 増資費用の軽減措置を講ずる。

(イ) 現在増資の費用は、登記税を含めれば、一般に一〇%以上を必要とするといわれている。

従つて本法の有効期間中、本法によつて増資した場合は、簡易な方法により、登記税、金融機関の払込取扱手数料並に証取の手数料等は、極めて少額にとどめる。特に増資金額の比率率によらず、一定金額以上、たとえば一千万円以上は逓減することが適當である。

(ロ) 百株以下の株券は、小切手の如きクーポンの如きものを、正式に許可すること。

(ハ) 百株以下の株主に対しては、各人別に増資目論見書等の交付並に通知は省略し、極めて簡単な文書により要点を知らせるにとどめることとする。

3 プレミアムの事後払込も、プレミアムと同一取扱にすること。

法人税法取扱通達(二ノ一四五)では、「法人が株式発行に際し、額面超過金の額を定めないので、一括して証券業者に株式を引受けせしめ後日当該株式の処分の際、額面超過に相当する金額を当該法人に支払わしめる等の方式で、株式を発行した場合は、当該金額はプレミアムとして取扱わない」ことにされているが、本法有効期間中は、その方法の如何にかかわらず、額面超過金に対しては非課税とする。

4 増資新株の消化を促進するため、次の措置を講ずる。

(イ) 本法有効期間中に限り、独禁法の一部を停止して、金融機関及び競争会社間の持株制限を緩和する。

なお日本銀行は、金融機関に対する貸出の担保として、株式を認める。

(ロ) 株式の譲渡所得に対する課税は廃止し、軽度の移転税を設ける。

(ハ) 現行の二五％配当控除制度のほかに、年間三万円程度までの配当所得は免税とする。

(ニ) 一般の株式担保金融を積極的にするため、この種資金需要に対しては、金融機関が、資金部運用資金などから、別枠融資を受け得る路を開く。

四、本措置施行の時に有する、市中銀行等からの企業の借入金金の返済を促進するため、次の措置を講ずること。

1 本措置施行の時に有する、企業の市中銀行等からの長期にわたる傾向ある借入金を、長期信用銀行又は開発銀行に肩代りし、市中銀行等はこれによつて得た資金を、日本銀行からの借入金金の返済に充当する。日本銀行は肩代りに要する資金を長期信用銀行又は開発銀行に貸付ける。

2 肩代りの範囲は、企業並に市中銀行等より申出たもののうち、長期信用銀行又は開発銀行の定める基準に合格したものに限る。但し、政府は本法有効期間中に、極力かかる債務を長期信用銀行又は開発銀行に肩代りするよう指導する。

3 長期信用銀行又は開発銀行は、市中銀行より肩代りした貸金に対しては、企業に優先株または転換社債等を発行させてこれを引受け、貸金の返済に充当すると同時に、これら証券を市場を庄迫しない範囲において、一般に売出す方法を講じ、一般大衆の蓄積によつて、これを消化する方途を開く。

4 前記の方法によることの困難な場合は、長期の返済方法を企業別に立案させ、その返済を促進させる。

5 本債務に関し市中銀行等に提供した担保物件は、そのまま長期信用銀行又は開発銀行が引継ぎ、完全に借入金が返済されるまでは、本担保物件を他に提供し、または売渡すことができない。かつ長期信用銀行又は開発銀行はこの担保物件に対しては先順位の抵当権を有するものとする。

五、高率配当への特別措置

高率配当を自粛するとともに、企業収益の社外流出を規制し、極力社内留保を促進するために、特別の措置を講ずる必要がある。このため、配当率三割を超える企業に対しては、前記三の1に述べた一割以内の株式配当金の損金算入（借入金利息と同様の取扱い）の特典を停止する。

【附 記】

一、蓄積された資本の浪費を防止するため、過剰投資、不急不要の投資等は、別途これを規制する措置が必要である。

二、本案による租税の減収は約五五〇億円程度と推定され、問題の重要性に較べて、国庫の減収は僅少である。これの補填は、中央、地方財政の徹底的な緊縮に期待する。

三、企業の業態、業種によつては、本案で触れなかつた特殊の対策が必要である。たとえば、中小企業、鉱業、海運業などがそれで、ここではその一々について詳述する余裕はないが、左の如き事項について政府の真しなる検討を望みたい。

- (a) 中小企業においては、同族会社の積立金課税の如き問題があり、その廃止は、中小企業にとり喫緊のこととなつてゐる。
- (b) 石炭鉱業においては、次のような強い要望がある。

① 企業の性質上、不測かつ不可抗力の自然的災害を受け、しかも巨額の資産を失う惧れが大きいので、自家保険の意味において、災害補償準備金を積立てた場合は、その損金算入を認めること。なおこれと同様の要請は、爆発事故発生危険がある化学工業にもある。

② 業態の特殊性に依じて、探鉱費、坑内合理化工事費、主要坑道延長のため要する経費は、すべて損金算入を認めること。

⑥ 鉱害賠償（石炭の採掘によつて生ずる地表の損害に対する賠償）は、損害原因の発生と損害の発生との間に長期間のズレがあり、しかも通常巨額の金額に達する。よつて、この目的のために鉱害賠償準備金を積立てた場合には、損金算入を認めること。

⑦ 戦中、戦後のやむを得なかつた実質的償却不足を、現在を基準として適正に算定し、一定期間、均等にこれを益金から控除すること。

(c) 金属鉱業においては、埋蔵鉱石を事業の主体とする特殊性に基いて、減耗控除の採用を要望している。

(d) 海運業においては、船舶税の廃止、事業税の外形課税の廃止が強い要請である。

新内閣に要望する

（二七・一一・一 第五回全国大会）

独立後最初の選挙によつて成立した新内閣は、内外に山積している幾多の難問題を解決すべき重大な使命を担っているが、就中、日本独立の基礎となるべき経済自立については、次の如き重要問題に関する根本方針の決定を迫られていることに、更めて注意を喚起したい。

(i) 領土の喪失と人口増加によつて、日本の海外貿易依存度は著しく増大せるにも拘らず、戦前に対する貿易の回復率は輸出三五%（含特需）、輸入四七%に過ぎない（この間西欧諸国は概ね一三〇%程度に戦前の水準を凌いでいる）。しかも、最近早くもデリ貧の状態を続けている。将来の特需一巡に備えて、この難問題を如何に処理すべきか。（別紙「貿易振興対策」参照）

(ii) 輸出不振の国内的原因の基底をなすものは、日本商品のコスト高であるが、これを引下げるためには企業の合理化を断

行しなければならぬ。然るに合理化に要する資金を、安易に信用造出に求めるときは、物価引下げを目的としながら、一定期間却つて物価騰貴を招くという自家撞着に陥いる。他方、自衛力増強、日米協力に伴う資金の需要は物価高の要因をはらむ。この矛盾を如何に解決するか。

(イ) 巨額を予想される防衛費の増大、官公吏のベース・アップ、不況並びに合理化による失業救済、軍人恩給支払、外債支払及びやがて実施さるべき賠償支払等、今後財政支出増加の要因が少くない。他方、増税は既に限度に近く、自然増収もまた多くを期待し得ない。斯る財政膨脹の傾向に対して、如何にして均衡を維持するか。

(ロ) 更に戦中戦後十年に亘り、生産の増強が馬車馬的に要請された結果、資産の償却が等閑に附された。戦前（昭和九—一水準）に比し四割余の大巾な生産回復にも拘らず、昭和二十六年度における資産総額に対する固定資産比率が三四%（戦前五八%）に止まっていることは、資本の喰潰しの行われている一面を示しており、斯る事實は又売上高中に占める減価償却費が1%（戦前六%）と低位にある事実にもうかがわれる。従つて斯る資本の喰潰しを早急に補填しなければ、国民経済を破壊に導く危険に迫られている。これがためには思い切つた減税を敢行しなければならない。（別紙「資本蓄積促進対策」参照）これと前項の均衡財政との調整を如何にするか。

(ハ) 資本の欠乏にも拘らず、一方に過剰投資、不急事業への投資等の資本の濫費が行われている。この矛盾を如何に処理するか。

不幸にして、今回の選挙に當つて、各政党が掲げた政策は、右の如き現下の深刻なる経済危機に対決するには、余りにも低調であり、ギャップが大きいことを痛感するのである。今にして、日本経済が包蔵するこの矛盾や弱点を克服する根本政策を樹立することなくしては、恐らく数年を出でずして、わが経済は行詰り、国民生活水準は大巾の低下を余儀なくせられるであろう。このことは、既に経済同友会が今春の講和発効に際して、強く官民の注意を喚起したところであるが、いま新内閣の成

立を機会に、重ねて時局の重大さを警告し、これに対処すべき根本方針を速かに確立することを要請したい。而して、根本方針として、この際われわれは大様左の如き対策を要望するものである。

一、日本経済の病因を克服して将来の均衡的発展を図り、自立経済を速かに成立するため、財政経済を通じて、政治の基調を「節約による蓄積」に置き、国力を超える消費を抑制する。

二、財政の基調を均衡財政におくとともに、中央地方を通じて、棚晒しの行政整理を強力に断行し、且つ、冗費の徹底的節約を図る。

三、不急並びに過剰投資を防止するため、資金規正の強化及び設備制限方式を採用する。

四、合理化に伴う失業人口に対しては、総合計画の線に沿ひ、公共的事業等による生産的雇用対策を講ずる。

五、防衛生産に対する基本方針を明らかにし、自衛力増強と国民経済との長期的均衡を図る。

六、重要産業に就て、例えば五カ年計画の如き長期に亘る経済自立計画を樹て、その目標に向つて経済の総合的調整を図る。

七、前項の目的を達成するため、行政機関として官、民による少数の強力な企画機関を新設する。政党はこれに対して、超党派的に協力する。

〔附屬参考数字〕

戦前戦後の資本蓄積状況の比較

一、国民所得に対する自己資本比率 (B/A)

昭 九 一 一 平均 一六七・一%

昭 二五 九・九%

一〇〇・〇

五・九

昭二六 一三・二%

七・八

二、国民所得に対する払込資本比率 (C/A)

昭九一―一平均 一二一・八%

一〇〇・〇

昭二五 七・二%

五・九

昭二六 六・一%

五・〇

三、国民所得に対する減価償却費比率 (D/A)

昭九一―一平均 六・二%

一〇〇・〇

昭二五 一・二%

一九・三

昭二六 一・七%

二七・四

四、固定比率 ($E/B \times 100$)

昭九一―一平均 九六%

一〇〇・〇

昭二五 一九七%

二〇五・二

昭二六 二一二%

二三一・二

【備考】

前各表は左記資料により作成した。(単位百万円)

昭九一―一平均

昭二五

昭二六

国民所得 (A)

一三、五〇〇

三、五八五、一〇〇

四、六五六、〇〇〇

自己資本 (B)

二二、五七〇

三五八、〇四九

六一九、〇四九

払込資本(C)	一六、四五二	二五九、二八八	二八七、五八九
減価償却費(D)	八三七	四三、五二五	七九、二七二
固定資産額(E)	二一、七九六	七〇五、六一〇	一、三一三、七二五

註 1. 国民所得は経本国民所得調査室資料

2. 昭九一一年、自己資本、減価償却費、固定資産額は三菱経済研究所「本邦事業分析」より推計
3. 昭九一一年、払込資本は「会社表」より引用
4. 右の外は大蔵省「法人企業統計調査」より引用、尚戦後の自己資本中、再評価積立金は含まない

貿易振興対策

(二七・一一・一 第五回全国大会)

戦後におけるわが国経済は、領土の喪失と人口増加の結果、貿易に依存せねばならぬ必要がますます大となつたにもかかわらず、現実の貿易は諸外国に比して著しく立遅れ、しかも最近に至つて早くもザリ貧の傾向を示している。現状のまま推移せんか、日本経済の前途は真に暗澹たるものがあり、この際、貿易振興に対して、強力な積極策が講ぜられなければならない。そもそも戦後の貿易は、戦前のそれと著しく様相を異にし、それに応じて各国ともそれぞれ特殊の貿易振興策を講じている。しかるに戦後のわが貿易政策は、自由競争主義に偏し、国際経済の動向や日本経済の實力及びその特殊事情に対する配慮に欠けていた。さらに米ソ対立の激化以後、客観情勢が根本的に変化したにもかかわらず、これに対応すべき基本対策が講ぜられず、旧態依然たるままに過ぎたことは極めて遺憾である。わが国貿易が今日極めて不振を告げているのは、もとより海外からの原因に基くものも多いが、しかしその一半の原因がここにあることは覆い難い。

かくてわれわれは、戦後におけるわが日本経済の实情と、最近における内外の新情勢を考察し、この際従来の貿易政策の誤謬を訂正し、貿易の育成、指導、強化を図る積極策を強調するものであるが、かかる観点から今日特に必要かつ有効な対策は、左の如き貿易機構の整備と強化である。

一、通商政策審議会（仮称）の設置

従来の貿易政策における最大の欠陥は、綜合統一性の欠除にあるということが出来る。その結果、諸対策は一貫性を欠き、かつ朝令暮改のきらいが多く、ために貿易活動に非常なロスを生じたことは、われわれのしばしば体験したところである。思うにかかる事態の生じた根本の原因は、経済全体の立場から綜合的な貿易政策を樹立する機関がなく、また各省間の意見調整が不十分であつたり、或いは余りにも一部の意見に左右せられたりして政策の統一を欠いていたところにある。しかして現状においては、單なる各省間の連絡強化をもつては、かかる弊害を除去することは不可能であらう。よつて、この際新たに左の如き機関を設置し、一元的基本方針を確立することが急務である。

(1) 従来の経験に鑑み、審議会の機構については、大要左の通りとすること。

(i) 官制によるものとし、かつ総理大臣を長として責任の所在を明らかにする。

(ii) メンバーは現在の閣僚審議会（大蔵、通産、経審、農林）委員及び運輸、外務各大臣と為替銀行、貿易業者、海運業者、損保業者、倉庫業者、産業界の代表者とし、人員は民、官同数とする。

(v) 事務局としては経審庁調整部をあてる。

(2) 基本方針の決定機関とし、任務は次のものとする。

(i) 通商最高政策の決定

(ii) 通商条約等の対外政策の基本方針の決定

(イ) 貿易に関する国内対策の基本方針の決定

(3) なお、経済の統一的最高機関が出来る場合は、本審議會はその下部機関とする。

二、輸出組合活動の拡大

輸出取引法の制定は、従来大きな弊害となつていた不当の競争を排除するものとして極めて有効適切な措置であり、その貿易振興に果す役割は少くない。しかしながら貿易のデリ貧的傾向がますます強く、対外競争が激化しつつある現在、輸取出引の合理化に対しては、更に強力な措置が講ぜられねばならない。そのためには、この際輸取出引法の目的を単に不公正取引の防止に止まらしめず、進んで対外利益を擁護することを目的とし得るよう拡大することが必要であるが、特に輸出組合活動の強化につき左の諸点を提案したい。

(1) 輸出品の検査は、原則として、政府の強制検査とし、その実務は、業界の実態に応じ、出来得る限り、組合に行わしめること

(2) 組合の自主的調整によつて技術、デザインの保護を可能ならしめる措置を講じ、もつてその濫用を防止し得るようになること

(3) 組合の海外に対する啓蒙、宣伝、調査については政府援助を行うこと

三、貿易商社の強化

貿易商社の強化については、既に他の機会においてわれわれの強く要望したところであり、その必要性はここに更めて説くまでもない。しかるに今日に至るも、なお何等の対策も講ぜられていず、事態は全くの放置状態にある。よつてここに貿易機構強化の一環として先の要望に加えて、左の措置を至急具体化するよう要請する。

(1) 海外支店の現地取引を円滑かつ活潑ならしめるため、商社支店の外銀よりの借入に対しては、政府保証の道を講ずる

こと

(2) 商社の地位向上を図るため、特需取引におけるコントラクターの資格を商社に与えること

(3) 商社の統合を容易にするため、独禁法を緩和するとともに、一定条件を具える統合商社に対しては、優遇措置を講ずること

四、新為替金融対策の樹立

為替金融の不円滑は、現下の貿易伸長を阻む重大原因である。しかしてその主要理由が、資本蓄積の不足に基く貿易資金の絶対的不足や金利高にあることはいうまでもないが、それ以外に、現行為替金融方式の不備による為替金融と国内金融との有機的運営の欠如にも大きな原因がある。この結果貿易業者は、(A)その最も重要な機能である円金融を行ふべき素地を破壊され、(B)不当の負担を負わされる、という不利な立場に立たされている。かかる障害を除去し、貿易の拡大を図るためには、現行の為替金融方式を改善するとともに、特別の金融措置を講じ、もつて為替金融の円滑化を図ることが是非とも必要である。

いつたい戦後の金融政策は、弱化するわが国経済の実情にそぐわざるところが少くなかつた。後日輸出入銀行や開発銀行が設立され、特種金融措置が講ぜられねばならなかつた一半の理由はここにあるが、かかる事情は、為替金融の場合も同断であつて、これについても、一般国内金融とは別個に、左の如き特別の措置がとられることが望ましい。

(1) 低廉にして十分な貿易資金の確保を図るため、一定限度における低利の特別円資金を、別枠として供給する制度を確立すること。

(2) 市場の開拓のためには、商社の海外活動の活潑化と併行して、為替銀行の現地進出が必要である。しかしながら、市場開拓の当初は、採算上不利が予想される場合が多いので、将来の発展のためのかかる呼水的犠牲に対しては、国家においてこれを補助する方策を樹立されたい。

通商政策審議会設置要綱

(二七・一二・一九)

一、設置の目的

わが国の経済自立を速かに達成するためには、貿易の振興が喫緊の事実である点に鑑み、通商政策に関する関係各省間の意見調整並びに連絡強化を図り、且つ、民間の創意を尊重して通商政策の総合的一元化を図り、これを強力に推進することを目的とする。

二、通商政策審議会の職務

通商政策審議会（以下審議会という）は、左記の事項に關して内閣総理大臣の諮問に應じ、又は必要に應じて内閣総理大臣に建議を行うものとする。

- (イ) 通商政策策定の基本方針に関する事項
- (ロ) 通商協定、通商航海条約等経済外交政策の基本方針に関する事項
- (ハ) 通商に関する国内政策の総合調整並びに国内政策策定の基本方針に関する事項
- (ニ) 外貨予算編成の基本方針に関する事項
- (ホ) 前各項に係る情報の分析、報告書の作成に関する事項

三、審議会の組織

- (イ) 審議会は総理府の附屬機關として設置する。
- (ロ) 審議会は、左に掲げる者を委員として構成するものとする。

1 大蔵大臣、通産大臣、外務大臣、農林大臣、運輸大臣、経済審議庁長官

一、主なる意見書

2 日本銀行総裁

3 貿易業者、金融機関並びにその他貿易に特に関係の深い各産業界の代表者及び有識経験者十名以内

(イ) 審議会の議長は、経済審議庁長官を以てこれに充てる。

(ロ) 前項「ロの3」に掲げる委員の任期は一年とする。但し重任を妨げない。

(ハ) 前項「ロの2及び3」に掲げる委員は非常勤とする。

(ニ) 審議会の会議は非公開とする。

四、審議会の事務局

(イ) 審議会の運営、審議会の職務に関する情報及び資料の蒐集、分析等、審議会の庶務を司るため、経済審議庁に通商政策審議会事務局（以下事務局という）を置く。

1 事務局の組織は左に掲げる者を以て構成する。

a 事務局長

民間の有識経験者を以てこれに充てる 一名

b 事務局次長

経済審議庁調整部長を以てこれに充てる 一名

c 事務局職員

イ、経済審議庁内の関係調査官、関係課長で、経済審議庁長官の指定するもの 若干名

ロ、貿易業者、金融機関及びその他貿易に特に関係の深い産業界の中堅職員 若干名

d 補佐職員

イ、經濟審議庁の關係職員中、經濟審議庁長官の指定せる者 若干名

ロ、貿易業者、金融機關及びその他貿易に特に關係の深い産業界より補佐職員として採用せる者 若干名

2 前項「a」の事務局長、「cロ」の事務局職員及び「bロ」の事務局補佐職員は非常勤とすることができる。

3 前項「a」の事務局長は次官又は審議官、「同cロ」の事務局職員は調査官の待遇とする。

五、審議會の附屬機關

審議會運営の円滑化を図り、關係各機關の意見の調整を図るため、審議會の附屬機關として通商政策審議會連絡協議会（以下連絡協議会という）を置く。

(イ) 審議會の議長は、審議會の職務に関し必要があると認めるときは、連絡協議会を召集することができる。

(ロ) 連絡協議会の組織は、左に掲げる機關に属する關係局、部、課長各若干名を以て構成するものとする。

a 大蔵省、通産省、外務省、農林省、運輸省

b 日本銀行

(ハ) 連絡協議会の議長は、事務局長を以てこれに充てる。

六、通商政策審議會等の設置に伴う措置

(イ) 総理府設置法の一部を改正して、審議會等の設置の法制化を図る。

(ロ) 右改正法の委任に基き審議會等の組織、運営及び庶務に関する事項等を詳細に規定するため、政令として「通商政策審議會令」（仮称）を公布する。

(ハ) 審議會等の設置に伴い、必要な予算的措置を講ずる。

【附記】 通商政策審議會を行政組織上、通商行政を主管する行政機關内に設置することは、多岐に亘る關係各省間の意見の

効果的調整を図り、通商政策の総合的一元化に資するためには不充分である。これがわれわれが通商政策審議會を総理府内に設置することを主張する理由である。尚、将来経済政策に関する統一的最高機関ができる場合、本審議會の機能は当然同機関に吸収されるべきものである。

政局安定に関する要望

(二八・一・三〇)

経済団体連合会 日本経営者団体連盟
日本商工会議所 経済同友会

われわれは昨年十月総選挙直後の政局の混迷を憂慮し、現下の困難な内外状況に対処するため、経済界の一致した総意として、安定政権の確立による政局の安定をつよく要望した。しかるに伝えらるる処によれば、最近また自由党の人事問題を巡り党内部の紛争が悪化し、またまた政局の混迷を来さんとしておることは、その国政全般に及ぼす悪影響についてわれわれは深憂を禁じ得ないものがある。

改めて言うまでもなくわが国の当面している内外情勢はまことに容易ならぬものがあり、しかも再開後の国会には、来年度予算を始め重要案件が山積しており、この際万一政局に空白を生じ、重要案件の審議決定が渋滞するとき事態を生ずる場合は、ひとり自由党によせられたる国民の期待を裏切るばかりでなく、議会政治そのものに対する国民の不信を招来する惧れすらあると言わねばならぬ。

われわれはこの際自由党が、時局の重大性と政局担当政党の責任とに深く思いを致し、国家的見地から速かに、党内の紛争を解決し、政局の安定に全力を尽されんことを重ねて要望するものである。

学校給食に対する要望

(二八・一)

最近学校給食の予算をめぐつて論議がかわされ、一部では実施そのものが問題とされている程であるが、学校給食は後述の説明通り真に重要な国家的施策であると信ずるので、此際左の諸点を速かに実行に移されんことを要望する。

記

一、明確かつ充分な予算措置を講ずること

連合軍の援助打切後、給食費予算は国会に於いて審議を重ねられ、世論の支持があつたにも拘らず、明確な予算措置は講ぜられず、二十七年度は僅かに食管特別会計の予備費から、原料小麦の半額、其他若干の国庫負担が暫定的に支出されたに過ぎない。期待された二十八年度予算も大幅削減、或は全額打切の噂さえ流布されている。かくては遂に給食の実施そのものもおびやかされるに至ると危惧される。しかも、今日、家計は未だ安定を見ないので、児童を持つ家庭の負担を一層軽減する必要がある。かくて、この際、少くとも給食費が明確に予算に組入れらるべきこと、出来得ればパン及びミルクの全額を援助を受けていた当時の如く、国庫負担となるよう充分な予算が計上されるべきことを強く要望する。昨年四月以降給食実績が低下を見た一因は家計負担の増加にあること明瞭である。

二、給食施設の完備

学校に於ける給食施設は給食実施以来漸次拡充してはいるが、なお一部においては不完全なものがある。その原因は施設に対する国家地方機関の予算がなく、多くは学童父兄の負担となつてゐる為であり、その結果学校により非常な不均衡を生じている。かような状態は教育上放置さるべきでなく、施設の完備についても積極的な関心がもたれ、国家又は地方公共機関の補助、指導がなされなければならない。

三、給食内容の向上

給食内容のうち、主体をなすパンについては、原料小麦粉が従来は政府手持中の比較的低品質の売残り品を充当する傾向があり、殊に昨年四月以降七月迄はその傾向が顕著であつた。このため折角児童を通じてパン食普及の目的を達せんとする意図が逆効果となる惧があり、事実昨年四月以降七月迄給食実績が漸減した原因の一半をなしていたと考えられる。昨年九月以降の給食分については相当嚴重な規格によつて別個に委託加工されて改善を見せ、特に児童に必要とされるエンリッチも一部製粉業者の奉仕によつて実施された結果、給食実績は多少向上した。

しかし未だ満足すべき状態とは言ひ難い。要は児童が嗜好的にも満足し、衛生的で栄養分の高い物を供給することを目標とすべきであるから、給食用小麦粉並びにパン製造業者は、最も嚴重に良心的なものを選択し、又エンリッチは全面的に強制実施して、不公平を生じないよう措置すべきである。

次に副食物については特に学童の嗜好に適合し、かつ栄養豊富で衛生的な調理を要する。従来ややもすれば栄養分のみにとらわれて嗜好を無視する傾向があり、又衛生の面においても屢々遺憾な点もあつたので、今後これ等諸点の改善に留意を要する。

選挙後における政局に望む

(二八・四・八・ 第七回通常総会)

中共当局の提案を契機として、国際情勢は新たな段階に入らんとしているやに見受けられる。繰返し強調せる如く、日本経済の現状は矛盾に満ちた不健康な状態にあるが、若し停戦協定が成功し、新情勢が展開するとすれば、特需に強く依存する我が国際貸借は著しく影響を受け、経済の困難は一段と加重されるであらう。

この重大な時期に際会して、何者にも増して政局の安定と政治の強化が要請されるのであるが、かかる見地から吾々は総選

挙後の政局に対して大なる関心を持たざるを得ない。世評の如く、選挙の結果、小党分立となり、政府の弱体化、重要政策の実現不能、政変、解散の如き状況を繰返すが如きことあらんか、我が経済の自立は殆んど絶望というも過言ではあるまい。新たに選ばれたる議員並びに政党は、冷静に時局を判断し、如何にして、この難局を乗り切るかについて、党利を超えて真剣に取り組み、政党が非常事態に直面して真に国政担当の実力あることを国民の前に実証すべきことを強く要望したい。

日本の独立と経済自立を実現すべき具体的政策は、それ程幅のあるべき筈はなく、且つまた選挙に際して発表せられた各政党の政策は、特異の立場に立つ一部政党を除き、基本的にはそれ程差異があるとは思えない。

然りとすれば、選挙後における各政党は、政策に忠実である限り内政外交を通じて、少くとも基本政策においては、与党たと野党たるとを問わず、政策協定乃至妥協が成立し得るものと信ずる。

すでにして国会は、政策の審議を忽せにして、党略の場と化したかの印象を国民に与えている。この不名誉を払拭するためにも、政党は政策によつて結ばれたる同志の団体であり、国会は政策を審議する神聖なる祭壇であることを、身を以て証明することが必要であるが、更に現在の危局に鑑みて、政党及び議員各位は構想を新たに於て、政局の安定と重要政策の実現に邁進することを切に希望する。

同時に吾々経済人としても従来その日暮し行き方に反省を加え、日本の経済を信託せられた者としての高い立場から、生産コストの引下げ、経営一般の合理化、労使関係の調整等の基本問題について、自主的にこれを解決する努力を傾注すべきことをこの機会に申合せらる。

安定政権の確立を望む

(二八・四・二一)

経済団体連合会 日本商工会議所
日本経営者団体連盟 経済同友会

独立後早くも一年を経過したが、わが国経済の実相は未だ自立体制の確立に甚だ遠いものがある。この際長期の見通しをもつた基本政策を確立し、これを強力に実行せざるかぎり、憂慮すべき事態に立ち至る虞れがある。この時局に対処するために、強力な安定政権の確立を必要とするをもつて、各政党は政策において大差なき限り、従来の行きがかりを捨て、感情にとらわれることなく、襟度を開き、大同に就き、強力なる安定政権の樹立に相協力せられんことを切望してやまない。

本年度補正予算および明年度予算編成に対する要望

(二八・一〇・一六)

一、国力以上の過剰消費のため日本経済はいま未曾有の危機に際会していることは経済諸指標の明示するところである。

とくに貿易の依存度の強い日本において、国際物価は次第に低落しつつあるにも拘らず、わが国の物価は逆を上昇傾向を辿りつつある現状は、この際重大な警戒信号として留意しなければならぬ。このまま放置しておくならば、輸出の衰退は必至であり、やがては蓄積外貨の蕩尽によつて為替引下、インフレの悪循環を招くことになる。

いまにして国内の消費を節約し物価を国際水準にまで引下げる有効適切な措置を断行しなければ日本経済の再建は恐らく一片の画餅と化するであらう。

したがつて、この物価高の原因を克服するためには国民各層の耐乏を必要とするが、なかんずく財政の緊縮こそ喫緊の重

要事であるといわねばならない。政府ならびに各政党にして真に国家の前途を憂い、日本経済の自立を願望するならば、このさい万難を排して財政の節減を断行すべきであるが、当面、本年度補正予算ならびに明年度予算編成にあつては、大要左の如き方針の下に経費の節減を敢行することを切望する。

A 基本方針

1 補正予算ならびに明年度予算編成にあつてはインフレ防止、現行為替レート維持の立場に堅く立ち、政府事業の拡張方針を排し、整備方針に徹すること。

2 今明年度一般会計予算を補正予算も含めて一兆円以内に圧縮すること。

3 一般会計の尻を特別会計または金融にしわ寄せせざること。

4 一般会計においては公債は発行せず補助金、補給金等は削減または不増加の方針をとること。

5 米価については、食糧特別会計の運用において極力バランスを保つよう努めること。

6 予算を伴う議員提出立法等は財政の現状に照し、厳に反省自粛すること。

7 地方財政は野放にして放漫に流れている現状に鑑み、その徹底的緊縮化をはかること。

B 補正予算について

1 本年度補正予算編成にあつて留意すべきことは

(イ) 既定経費の削減に重点をおき追加歳出要求を抑えること。

(ロ) 公共事業、食糧増産対策費を二割ないし三割程度削減し、行政費、地方財政支出、官庁當繕費等を節減し、それらによつて追加歳出を賄うこと。

(ハ) 災害並に冷害対策費の諸費は査定を厳重にし適用範囲を重点的に限定すること。

(㉒) 義務教育費富裕府県交付分はとりやめにし、公務員のベース・アップの必要が生じたときは、人員整理その他の経費削減によつて捻出すること。

C 明年度予算について

1 明年度予算編成にあつては、本年度補正予算における前記の方針を踏襲するとともに左記の点につき、さらに考慮しなければならない。

(イ) 歳入面においては、資本蓄積、輸出振興のための税制合理化は必要であるが、減税は原則として延期するとともに増税は極力避けるべきである。ただし予算の均衡上必要な場合は、奢侈品その他これに類するものについての高率課税は止むを得ない。

(ロ) 公共事業、災害復旧等の諸経費は極力節減すると同時に総花主義を排し重点主義をとり、かつ便益の効率、明確化を期すること。

(ハ) 継続事業においては緊急不可欠なものを除き削減またはくりのべを行うこと。新規事業はやむを得ざるものを除き、たとえば国鉄新線計画等は極力これを認めない方針をとること。

(ニ) 中央、地方を問わず行政整理、(出先機関の整理、徴税機関の縮少等)を施行し、政府諸機関(たとえば各種委員会とか附属関係機関)の統合、廃止、簡素化に努めること。

(ホ) 経済規模を策定し、財政資金面よりの二重投資、過剰投資を抑制するとともに財政投資の節減および重点的、効率化に努めること。

一、財界においても合理化等による健全経営に邁進し不急不要の支出を排除し新規設備拡充等の経費を極力抑え安定経済の確立に努力すると同時に、国民各層も耐乏生活に徹底しなければならないことは勿論であるが、この際まず政府は本年度補正

予算ならびに明年度予算編成において以上の点に留意し、率先範を示すべきことを重ねて強調したい。

公共事業支出改善対策

(二八・一〇・一九 第一〇回全国委員会)

一、国土が狭小であり、かつ、国内資源の貧弱なわが国にとつて国土の保全を図り、国土綜合開発を促進して国土の有効利用を図ることの一日も忽せにできないことは言うまでもない。

然るに、過年度災害の累積、引続く災害の発生に伴い、災害復旧関係公共事業費は増大し、加うるに時の政治勢力の介入による公共事業関係予算の争奪、予算の總花的配分の傾向は、諸種の腐敗、不正不急支出の誘因となるとともに公共事業関係予算の増大に拍車をかけ、これらは相俟つて、現在内外の経済諸情勢から強く要請されている均衡予算の編成に重大なる圧力を与えていることもまた事実である。

従つて公共事業費支出の内容に厳密な検討を加え、不正不急支出を極力防止するとともに公共事業費支出の合理的改善を図ることは喫緊の急務であり、また国民の世論でもある。

一、昭和二十六年度の会計検査院の監査報告によると、公共事業費支出の殆んどを占める農林、建設、運輸各省所管に係る全国の仕事施行八五、〇五〇箇所に対し、検査済八、一四四箇所、工事金額にして全体の約三割、うち一件五万円以上の非難金額に相当するもの七一八箇所、金額にして二億五、八〇〇万円となつており、これらから逆算すると不当不正支出は約百億円余となる。

然も右の事例は会計検査院の立場から明白に事実を突き止め得たもののみであつて、その實際は遙に右の数字を上廻ることは当然予想される。

加うるに、予算争奪に伴う陳情接待等の経費支出、所期の経済効果を挙げ得なかつた等、有形無形の国費の損失は一般の

常識を絶するものがあると言えよう。

一、本会では、従来公共事業費の支出改善に關して數回の検討を重ねてきたのであるが本問題と密接に關連ある地方財政の在り方等、地方行政、地方財政制度全般に對する検討を必要とする部面は暫くおき、左記に掲げる諸対策は当面直ちに実行可能なものであつて、かつ、その採用により相当効果を收めうるものと信ずる。

然して左記諸対策採用の前提として、關係職員の綱紀の肅正と道義の昂揚を図ることは勿論、政治勢力の介入、即ち選挙対策としての予算の争奪等を強力に排除することが必要である。特に災害復旧關係公共事業費をめぐる各都道府県知事の予算争奪に伴う弊害に對しては、一部において知事の公選廃止の主張すらあつたことを強く指摘したい。

記

一、公共事業所管各省と各都道府県との間の事務の配分の能率化と合理化を図るため、各都道府県の権限の明確化と強化を図り、左の諸措置を採用すること。

イ、一定金額以上の査定権限を各都道府県に移譲すること。

ロ、補助金の交付及び指令は、各都道府県を経由すること。

ハ、支出負担行為、支出行為を各都道府県に一元化すること。

ニ、小規模団体の行う大規模事業は、各都道府県が直接行うように改めること。

三、監督、検収機能を強化、刷新するため、各事業主体及び各都道府県の監督、検収能力を充実し、新に実施監査に重点を指向するとともに、監察使制度（仮称）を設け、工事規模の大なるものについては大局的見地から随時実施監査を行い得る制度を確立すること。

三、工事施行責任の明確化を図るため、左の諸措置を採用すること。

イ、工事の施行機関の責任のみならず、工事施行責任者の対人責任を明らかにすること。

ロ、不正工事、不正使用に対しては、補助金交付の取消等実体的罰則を課すること。

四、災害復旧関係公共事業の合理的改善を行うため、左の諸対策を採用すること。

イ、補助金交付の方式を原形復旧主義から応急災害復旧主義に改めること。

ロ、右に必要な補助金は一定の基準に基き交付し、原則として、施行時期、施行箇所は都道府県に一任すること。

ハ、本制度の採用により削減し得る予算は防災、維持、補修、改良新設工事に充当するとともにこれら工事については継続予算制度を新に採用すること。

五、公共事業における総合性の確保、特に現行の国土総合開発を促進するため、左の措置を講ずること。

イ、計画と実施との有機的関連を図るため例えば事業実施の認定制度、予算の認証移換制度等の調整手段の採用を考慮すること。

ロ、予算配分後の地方行政の調整を図るため、関係地方行政機関、関係地方公共団体の代表者をもつて地方調整審議会（仮称）を設置すること。

ハ、現行の国土総合開発審議会の構成に留意し、純理的、合理的に審議された答申案は、政治勢力の介入を排して、その実施を推進すること。

ニ、戦後特に不足している基本調査を整備し得る機構を確立すること。

ホ、総予算、雨だれ予算を排して工事期間の短縮、工事施行の効率化を図ること。

(附 風 書) 公共事業費支出改善対策細目

(一) 各都道府県の権限を明確、強化すること

公共事業の実施箇所は非常に多く、かつ、全国各地域に亘っているため、所管省が一元的にその実体を把握して適切なる工事の指導、監督を行うことは先ず不可能である。

従来各都道府県における国の委任事務に対する指導、監督の立場は明確を欠いたため、徒らに事務の重複、繁雑を招来し、責任の帰趨の不明確なことは、諸種の不正、不急支出の原因となつている。この弊を防止するため左の諸対策を採用するこ
と。

(イ) 各事業主体、及び各都道府県の査定能力を充実するとともに一定金額以下の事業費の査定権を各都道府県に移譲し、在
定事務の合理的配分により、極力机上査定の減少を図ること。

(ロ) 従来町村等に対する補助指令、補助金交付は、実質的には各都道府県の進達通りに指令されるが、形式的に所管省名で
行われているのが現状である。このため責任の帰属を不明にし事務の繁雑を招来し、補助金交付を遅らせている現状に鑑
み、補助金交付を直接補助から各都道府県を経由する間接補助方式に改めること。

(ハ) 現在国庫補助の種類により、会計法上の予算執行責任者が区々となつており、各都道府県の町村等の末端機関に対する
指導、監督の立場は主務大臣よりの委任事務に対して行政上の監督権を行使するのか、予算執行上の立場から監督、検収
を行うのか不明の場合が多く、不正工事に対する責任の所在も又不明確である。従つて予算支出負担行為はこれを各都道
府県に一元化し、各都道府県の負うべき責任の範囲と限度を明確にすることが必要である。

(二) 現在被災額が大であればある程、国庫補助額が増大する反面、その地元負担分は増加する。従つて財政規模が貧弱な事業主体がその地元負担に耐え得ないことは当然のことであつて、このため工事の手抜、正当なる自己負担の回避等、不正工事を誘発する可能性が多い。故に小規模事業主体の行う大規模事業は直接都道府県が担当すると共に在定を厳密に行つて、事業主体の財政規模に即応した事業費の査定を行い、自己の正当の負担分について融資の適期斡旋、補助金の適期交付を促進すること。

(二) 監督、検収制度の強化、刷新を図ること。

現在の監査は形式監査、会計監査に重点がおかれており、かつ、その監査機関も大蔵、建設、農林等の各省、会計検査院及び各都道府県等が、各自の立場から個別的に行われ、又各自監査能力不足のため所期の目的を充分に達成していない。この弊を防止するため左の如き諸対策を採用すること。

(イ) 事業主体及び各都道府県の監督、検収能力を充実するとともに実施監査に重点を指向し、工事の施工途上における指導、監督の有効適切化を図ること。

(ロ) 直轄事業等、工事規模の大なるものについては、大局的見地から経済効果、行政効果に重点を置いて監査を行うため、特に監察使制度（仮称）を設け、実施監査制度の確立強化を図ること。そして本項の措置の円滑な実施を促進するため、現在の制限的嘱託制度に所要の改正を加え、有能、達識なる技術経験者を委嘱、起用する途を開くこと。

(三) 工事の施行の責任を図るため、左の諸対策を採用すること。

(イ) 工事の施行機関の責任のみならず、工事施行責任者の対人責任を明らかにすること。

(ロ) 不当に事業費を使用し、又は工事の欠陥に帰すべき事由を認めるときは、工事施行機関の責任を追求すると共に、担当責任者の忌避を行い、且つ、補助金交付の取消等実体的罰則を課すること。

(イ) 工事施行現場における工事施行責任者及び施行業者の名称を明記、保存せしめ、国民の世論により不当工事に対する監視を行わしめるが如き制度を明確化すること。

(四) 災害復旧関係公共事業の合理的改善を行うこと。

公共事業費のうち、大きな割合を占める災害復旧事業については、特に工事が細分化され、その実態把握は特に困難であり、その性質上緊急を要するため、机上査定に終る事実が多くその所管事業も各省に亘るため、予算の重複、予算の争奪が行われ、又地方公共団体も自己の窮乏な財政事情の緩和を図るため、架空の事業を設定し、予算の水増しを行い、他の費目に流用して正当なる自己負担を回避する等の事例が極めて多い。特に現行の災害復旧の場合、国の補助率も他の補助金に対して高く、従つて便乗工事を誘発し易く、又政治勢力の介入により、諸種の腐敗の原因となる。斯る弊害を防止しつつ、且つ、災害復旧については、災害防止、維持補修、改良新設工事等と密接な調整を行い乍ら然も且つ、後者に重点をおきつつ方策を講ずることが望ましい。従つて現在の災害復旧制度に改正を加え、左の諸対策を採用すること。

- (イ) 災害発生の場合、補助金交付の方式を従来の原形復旧主義から応急災害工事主義に切換えること。
- (ロ) 応急災害工事に対しては高度の助成を行い、当該応急災害に係る予算は、過去の災害の一定実績を基礎として、各都道府県に毎年交付する。
- (ハ) 一定金額以上の工事は、主務省の認定を受けしめることとするが、右以外については工事の施行箇所、時期等については各都道府県に一任するものとする。
- (ニ) 本制度による対象は、公益性の高い公共施設に限定し、官公庁營繕、文化財等に対する場合は別途の措置によるものとする。

(ホ) 本制度の採用により削減し得る予算は、防災、維持補修工事及び改良新設工事に振向けるとともにこれら工事について

は継続予算制度を採用し、単年予算制度に伴う両年度に亘る予算の空白を回避し、他費目よりの流用、工事請負業者よりの資金の融通立替払等不明朗な関係を生じ得る余地を一掃すること。

(五) 公共事業に於ける総合性の確保、特に現行の国土綜合開発との関連について

公共事業はその性格上、事業相互に密接な関連を有しており、各事業相互間の綜合調整を行わなければ公共事業投資による経済効果を最大限に發揮し、国土の有効な開発を行うことはできない。現在所謂綜合開發計畫の実施は、特定地域十九カ所について行われているが、特に計画と実施との間の有機的関連性に欠けるため、その実効的效果が必ずしも十分に確保されているとは言い難い。綜合開發計畫の策定に当つては「事前に各種事業間の調整を行い、経済効果を最大限に發揮できるように綿密、慎重に計画を樹立すること」、「公共事業投資のための財政投資、開銀融資等、諸投資の一貫性を確保すること」、「各種事業相互間の工事進行の合理的調整を行うこと」及び「計画と実施面との有機的関連性を確保すること」等が必要である。従つてこれに対処するため、左の如き諸対策を講ずること。

(i) 計画実施のための調整手段、即ち、中央企画機關の各省事業実施の場合の認定制度、予算配賦の場合の認定移換制度（又はこれらに代るべき効果的方法）を採用すること。

(ii) 更に予算配賦後の地方行政における工事の進行度の調整を図つて経済効果を確保するため、中央企画機關よりの代表者を長とし、関係各地方行政機關、各地方公共団体等の代表者を委員とする地方調整審議会（仮称）を設置すること。

(iii) 国土綜合開發計畫の実施に際しては、国土綜合開發審議会の答申案を尊重し、特に経済条件に重大な変動がない限り修正を行わず又時の政治勢力の介入を排除して強力にその実施の推進を図ること。そのためには審議会は現実即した答申案の作成に努力するとともに、審議会の構成については純理的、良心的に審議し得る学識経験者を充て関係各行政機關の勢力均衡主義による人選及び時の政治勢力の介入を厳に排除すること。

(イ) 公共事業は各省の所管に亘るため、事業計画、設計、施行の基礎となるべき諸調査が重複的、個別的に行われ、综合性、関連性、科学性に欠ける憾みがあり、戦後特に基本調査が不足している。この弊を防止するために中央企画機関内に各省からの調査を取纏め、一元的調査を行い得る機構を整備するとともに基本調査に重点を指向すること。

(ロ) 国の直轄事業等が工事単位の費用が割高であり、且つ、その効果が挙げられないのは雨だれ予算による工事施行能力の減退によるものである。従つて工事施行に伴う経済効果の測定を厳密に行い、政治勢力の介入を排して重点的に工事の施行を推進し工事期間の短縮、工事施行の効率化を確保すること。

再び企業の資本蓄積促進対策を提唱する

(二八・一一・一七 第六回全国大会)

一、本会は昨秋の第五回全国大会で資本蓄積促進対策を決議し、政府をはじめ関係方面に対してその実現につき強く要望した結果、第三次資産再評価をはじめ本会の主張は一部実現をみたが、企業は依然として資本の蓄積を阻害され、その結果きわめて微妙なショックにも耐え得ない程の脆弱性を内包している。最近統出している不渡手形問題の如きは、その事実を如実に示すものといえよう。

一、思うに、西独が今日みられるような驚くべき発展をなし得た原因の一つは、その強力な資本蓄積対策にあるといふことができる。本会でもつとにその重要性を認識し、さきに、自立経済を速かに達成するためには経済政策の基調を「企業の財政的基礎の確立」におき、政府も経営者も重大なる決意をもつてこれに当るべきことを強く要望してきたのであるが、最近の实情はむしろこれに逆行しつつあるやに感ぜられる。

一、例えば通産省企業局が資産再評価の第一次限度額の一五〇%まで再評価を行った場合のわが国企業の実態を試算したとこ

るによれば、わが国主要企業（三二一社）の昭和二十七年上期利益処分は、その六五％が税金に、三五％は配当等として社外に配分され、社内留保金は皆無ということになると報告している（別表参照）。かかる現状を放置せんか、わが経済はやがては自滅する外ないであろう。

一、かくて経済基盤拡充の前提である企業の財政的基礎の確立をはかることは刻下の急務であり、そのためにはまず企業の資産、資本の構成及び内容を再調整することによつて企業を正しき姿に復元し、適正なる減価償却を行つて資本の喰いつぶしから離脱すると同時に配当率の名目的水準の引下げを行い、もつて資本の蓄積を促進し租税の収奪から企業を守ることが必要である。

よつてここに左記措置の実施を強く要望する。

第二次資本蓄積促進対策

(一) 企業の資産、資本の内容並に構成を調整し、資本の蓄積を促進するため法人企業に対し「新資本決定法」（仮称）を立法する。本法は特別法であつて、その内容は次の如きものとする。

1 本法の適用を受ける法人企業の範囲は有形固定資産の帳簿価格が一定限度、例えば三千万円を超ゆるものとする。従つてそれ以下は任意とすること。

2 第三次資産再評価を強制とする。

第十六回国会は第三次資産再評価法を可決して企業の任意で実施の段階にあるが、この法律を廃止して本法の内に包含し、次の措置をとる。

a 再評価の限度は第三次資産再評価法の限度とし、その限度までは強制とする。即ち、本法実施までの間に第三次再評

価の限度まで実施したものはその限度にとどめ、限度未滿のものは本法実施に伴い、その限度迄強制実施させる。但し、土地等償却資産以外のもの並に陳腐化資産、未稼働資産に対しては例外を認め、企業の任意または実施の時期の延期を認めること。

b 陳腐化資産、未稼働資産を有しているため、再評価の結果再評価限度額の一定割合（例えば七〇％）を下る場合の評価は、再評価審議会の査定に従うこと。

c 強制再評価の実施期間は、本法施行後二カ年間とし、その間企業の任意により四回迄分割実施を可能とすること。但し、特殊の事情のため再評価を限度迄実施することの困難なる企業は認可を得て再評価を打ち切ることができることをすること。

d 再評価税は無税とすること。但し、既納者との均衡をはかるため、やむを得ざる場合は、今次再評価に対し納付する金額を、第三項にのべる再評価積立金の資本組入の際に株主負担とするか、（その金額は五十円株に対し三円以下の負担である）または現行五カ年間の均分納付を十カ年間の均分納付とし、再評価分に対し減価償却を行い得ざる場合、または企業が欠損を計上せる場合は均分納付の再延期を認め絶対に企業の負担とならざるように措置すること。

e 再評価の計算については、今回の第三次再評価法の如き複雑な方法を避け簡易な方法によらしめること。

3 固定資産税を増徴せざること。

本法による再評価（第三次資産再評価により実施したるものも含む）の結果、名目的に増加したる固定資産に対しては、地方税法第四一四条を停止し、固定資産税を増徴せざらう本法によりその措置をとること。

4 再評価積立金の資本組入を強制し新資本の決定を行う。

さきの再評価の結果生じたる再評価積立金と、本法により生ずる再評価積立金を合計したる額を資本に組入れ次の措置

により新資本を決定する。

a 再評価積立金の資本組入れの期間は本法施行後三カ年とし、その回数は三回を限り、その時期、金額は企業の任意とする。

b 本法施行後、最初に終了する事業年度の終了の日の貸借対照表の固定資産、流動資産等、企業資産に対し一回限り左記の調整を行う。

(i) 固定資産に対しては陳腐化資産等評価減を必要とするものに対してはその償却金額。但し、その金額は固定資産金額の一定割合（例えば一割）を超ゆることができない。

(ii) 流動資産例えば貸倒れのおそれある売掛金その他の貸金、不良有価証券並に償却を必要とする各種棚卸資産の合計金額。但し、その金額は各種資産毎の一定割合（例えば一割）を超ゆることができない。

(i)、(ii)の合計金額を一括新資本決定のための「資本控除勘定」（仮称）として貸借対照表借方側に計上し、本法施行後最初に開始する事業年度の開始の日の貸借対照表において再評価積立金と相殺を行う。但し、再評価積立金と相殺し得る「資本控除勘定」（仮称）の合計は、本法にいう再評価積立金の限度額（本法により企業が再評価を行う最終合計額）の一定割合（例えば三割）を超ゆることができない。

限度額迄再評価を行わざるため、「資本控除勘定」（仮称）が再評価積立金より超過する場合は相殺残を借方に計上して、将来再評価を行いたるときまで繰延べを行うことができる。

(ii) 「資本控除勘定」に繰入れたる(i)、(ii)の償却済資産が将来売却または回収等の結果企業の利益勘定となりたるときは、当該金額を「資本剰余金勘定」に繰入れ、非課税とする。

(ii) 本法実施の日において、株式は一株の額面を五百円とし、法をもつて自動的に行われしめること。五百円未満の株式

一、主なる意見書

は簡易の方法によりその調整を行わしめる。

(二) 法人企業の社内留保に対しては減税を行うこと。

1 法人企業がその利益を社内に残立てる場合は現行四二%を三〇%に引下げ、差引一二%に相当する資金を企業が強制貯蓄を行うこと。即ち、社内留保に対する減税相当額は、向う三ヶ年間に限り、税と同様の方法にて徴収され、開発銀行等に企業毎に強制預託して、実質的の資本蓄積を行う。その金額は「強制預金勘定」として貸借対照表の資産の側に計上する。

2 右の資金は、開発銀行等を通じて重要産業の合理化資金その他の財政投資に充当する。

3 右の預託金は二カ年間据置き、その後は企業の納税資金にのみ使用が可能とする。

4 企業の預託金に対しては一定の金利を附する。

(参考)

(一) 租税負担の日本と西独との比較 (大蔵省主税局調査)

	(日)	(西)	(独)
A 国民所得に対する	国税のみ	国税のみ	
租税負担	一四・七%	二〇・〇%	二五・二%
B 租税収入に対する	昭和九年～十一年度	二八年度予算額	二七年度決算見込
法人税の割合	一〇・三%	一九・七%	一〇・三%

(㊦) 我国法人企業の資本金額及び利益等の状況調
(大蔵省主税局調査) (単位100万円)

	昭和12年	昭和26年	昭和27年	昭和12年 との倍率
法 人 数	92,252	271,151	302,779	3
払 込 本 金	19,374	430,729	535,729	27
積 立 金	5,402	578,233	587,271	252
再 評 価 積 立 金	—	737,999	776,243	
自 己 資 本	24,776	1,546,961	1,899,243	76
利 益 益 人	2,539	542,900	509,119	200
法 配 当	10.2	35.0	26.7	2
賞 与	307	204,732	209,110	681
減 価 償 却 費	1,281	60,000	60,000	46
社 内 留 保	153	11,762	12,667	82
減 価 償 却 費	798	266,406	227,342	284
減 価 償 却 費	810	101,391	132,731	163

(註) 本表は泉美之松氏稿「資本蓄積と税制の問題」雑誌「企業会計」4巻～11号より引用

(㊦) 第三次再評価の限度額程度まで固定資産を高めた場合の諸比率
の変動 (通産省企業局調査)

区 分	戦前19 年上期	27 年 上 期	第1次限度額の150%ま で再評価を行つた場合
資産構成(固定：流動)	61：39	43：57	52：48
資本構成(自己：他人)	59：41	36：64	43：57
負債比率	71%	174%	113%
固定比率	104%	118%	111%
固定長期適合率	73%	83%	88%
総資産回転率	0.38回	1.49回	1.24回
固定資産回転率	0.62回	4.10回	2.60回
売上高利益率	11.8%	4.2%	2.9%
総利益率	4.5%	6.3%	3.6%
利益配当率	67.5%	24.8%	35.3%
剰余金 { 社内留保	28.0%	35.1%	10.5%
処 分 { 配 当	67.6%	23.0%	31.8%
分 { 税 金 其 他	4.4%	41.9%	57.7%

(備 考)

- (1) 戦前の剰余金処分は税引当期純利益における配分率である。したがって4.4%はすべて役員賞与で税金を含まない。
- (2) 昭和27年上期の剰余金処分は、限度まで再評価を行えば、社内留保中約8割は減価償却費として落とさるべきものとなるから、社内留保率は実は10%にすぎない。しかも、この場合は剰余金の10%が内部留保されたといつても、この留保額はたまたま前記からの繰越金と見合っている。したがって当期利益の処分に関する限りは、社内留保は殆んど皆無となり、ほぼ35対65の割合で配当と税金、その他に配分されたことになっているわけである。

われらの覚悟

(二八・一一・一七 第六回全国大会)

わが国は独立を回復したとは言うものの、今や正に重大な危機に臨むに至つてゐる。昨年以來不調であつた国際収支は、本年上期において遂に逆調に転じた。而も、この逆調は一時的の原因によるものでないから、今後も簡単に回復することは期待し得ない。

その原因は朝鮮休戦による特需の減退によるものと言われているが、本来の原因は終戦以來輸出の回復力が低調で、いまだに戦前の三割程度の水準に止まり、累年貿易尻は輸入超過を続けていることを忘れてはならない。故に、われわれは特需の問題を離れて、この正常輸出の伸長を真剣に考えなければ、わが国は食糧及び工業用原材料の輸入資金にも不足し、物価は騰貴し、増大する人口を吸収すべき拡大再生産は絶望に近いことを知らねばならぬ。

最近の輸出の減退は勿論わが国のみの現象でなく、概ね各国共通の傾向であるが、それだけに問題は深刻であつて、尋常な対策では到底凌ぎ得るものとは考えられない。

中共貿易も大いに開拓すべきであるが、唯、一部の論者の唱えるがごとき大いなる期待をこれにかけるとは、到底不可能である。また、中共物資によつてわが国製品の原価を引下げ得る可能性も遺憾ながら少ない。況や、対米依存を断絶してこれに主たる代替を期待するがときは、余りにも非現実的観念論に過ぎない。米国の論者がわが国の現実を評して、「薄氷の上に乱舞している」と言つたのは、遺憾ながら適評と認めざるを得ない。

そこでわれわれは、今や重大な決意を以て全國民とともにこの難局を乗り越え、賢明にして着実な方途を見出し、身を以てこれを実行しなければならない。

想うにわれわれは、わが国経済の一翼を担う経済人の立場から、この難局の克服に自らの役割を果すべき責務がある。今に

してこの重大な決意を怠り、漫然と良き日の再来を待つのみで目を暮すならば、わが国は恐るべき社会不安と生活水準の低落を避け得ないであろう。殊に政治の現状は周知のごとく低調であり、ために、国民一般の士氣地に落ちて独立再建の氣宇に乏しい現状を顧みるとき、われわれこそ先ず決意を新たにして立上るべきであることを痛感する。

それには徒らに他に対して注文をつけ、批評を試みる前に、われわれ自身は先ず何をなすべきかを内省することが必要である。その結果逐次建設的、具体的方策を樹立するとともに直ちに身を以てこれを実行に移し、名実ともに具わる日本經濟の自立に資する用意があることを改めて誓うものである。

さて、わが国現在の危機の真相を考え、われわれ直接の責任として取上げねばならない基本問題は、わが国の生産品の原価が國際的に割高である点を是正することに外ならない。従つて、われわれは今専らこの問題に考察を集中せんとするものである。勿論この問題の解決には政府並びに労働者もその責任を分つべきであつて、現在の政府の政策及び一部の労働者の活動に對しては、大いに不満を感じ反省を求むべきものがあるが、今は先ず、われわれ自身の責任において対処すべき事項を反省せんとするものである。

(イ) 科学技術の推進

原価高の基本的原因は、わが国にとつて天然資源が極めて不利な状況にあることである。即ち、国内に賦存する資源は貧弱であり、そのために多くの工業用原材料を輸入に仰ぐ必要がある。このことがわが国の生産費の割高を招いていることは想像以上である。これに對する根本的方策は、科学技術の進歩開発以外に途がない。然るに、わが国の政治家も産業人も研究事業に對する関心と理解が極めて低調であつて、他力本願に終始している。当面先進國の成果を導入することは勿論大いに努むべきであるが、研究機関に設備を与え費用を投じて科学技術の研究を促進することが、有効適切な投資であることを改めて確認すべきである。

(ロ) 金融膨脹の是正

現在、わが国の国際収支は遂に完全な逆調に転じ、外貨手持高は急速に減少しているにも拘らず、国内には所謂「消費景気」が現出している。このため、一般国民から現下の危機の実態が隠されている。産業界ですら痛切に危機を感じてはいない。これは言うまでもなく管理通貨制の下における金融政策に問題がある。

本来ならば、貿易の逆調からくるデフレ影響がすでに相当深刻に経済界一般に現われている筈である。然るに、貿易外の一次的収入と信用膨脹とに支えられ、わが国の経済界は温室の温度に温められている。かかる政策によつて原価高が訂正せられ、輸出規模が回復する理由は何処にもない。金融界も産業界も目先の安易さに慣れてその日暮しをつづける間に、国内経済は益々海外経済からおき去られてしまうこと火をみるより明らかである。その上、政府の財政は放漫に陥っている。ここにおいて産業人は、一時の苦しみに堪えて適正な信用の調整を覚悟すべきであり、それがわが国の経済を救うための産業人の責務でもある。一方、企業は自己の責任に帰すべき失敗を犯しても、その経済破綻の影響を顧慮するの余り人工的に救済され、厳しい経済性の裁きを受けずに存続が許されている。また、経営外の原因によらざる高生産費企業も安易に温存される傾きがあり、而も、苦しくなれば国民の税金による補助金に頼らんとする風潮が強い。産業人はかかる一切の安易な考えから脱却することを決意しなければならぬ。

(ハ) 資本構成の正常化

現在の諸会社の資本構成が変態であることは周知の通りであつて、資産再評価により漸次改まりつつあるが、いまだ一般に不充分である。これを充分に再評価することは、償却費の増額を招いて生産費低減の趣旨に反すると思うのは、單なる安易経営の途をたどり、所謂、資本の喰潰しの実態に目を蔽つてに過ぎない。

産業界としては、この際思いきつて限度一杯の再評価とその資本組入れを強行することによつて、正当な原価水準を表面

に出すことが其の原価低減への正道であることを認識しなければならぬ。

(三) 社用的濫費の徹底的排除

社用の名の下に濫費の行われていることもまた否定し得ない事実である。而も、一部においてはこの弊害は下部にまで滲透し、殆んど習慣化している。その排除については経済界においても自爾が咄えられてきたが、各企業の最高経営責任者自らが実行する気概と熱意がなければ、その実現は難しい。わが国現下の危機を考へるとき、かかる濫費を徹底的に排除し、この費用は当然資本蓄積、原価低減に役立つ用途に振り向けるべきである。

(ホ) 経済自主性の強化

終戦後わが国の経済は自由経済の原則の上におかれた。自由経済は、自由競争による経済性の裁きの厳しい点に、他の如何なる経済体制よりも優れた効用と威力とを持つものである。然るにわが国においては、経済的基盤の薄弱を理由に産業界自ら経済性審判の作用を回避し、安易な温室経済を今だに続けている。従つて、このままで推移すれば、自由経済の悪い面だけが徒らに助長されることは明白である。若し、自由経済を守らんとするならば、時を移さず嚴肅な自主規制の体制を整える必要がある。

例えば、独禁法の改正により合理化カルテルが認められるに至つても、カルテル行為は経済性審判回避の手段として、動もすれば単なる生産制限、価格維持の面へのみ利用され、生産費低減には何も寄与しない虞れがある。故に、産業人は合理化カルテルが広く有効に行われるだけの自主的協力精神を成熟せしめる責務がある。

(ヘ) 経営合理化の徹底

合理化と言へば、多くはただ新式の機械設備を据えつけることであり、技術の導入であり、戦時中の立遅れを取戻すことであるに過ぎず、経営管理方法の更新については、上層部は比較的冷淡であるのが現状である。このことが、今や、わが国

の諸会社において一般に中堅層に経営刷新意欲が盛り上つてゐるのにも拘らず、停頓状態を続けている大きな原因である。かかる例は上層部の者が自社はよく運営されてゐると自負してゐる場合に最も甚だしい。よつて、わが国の上層経営者は自ら進歩した経営管理技術を撰取して、これを自社に最もよく適合して取入れる工夫に最善の努力を費すべきである。

(ト) 対労働觀念の刷新

敗戦の混乱と社会的不安定と思想解放とによつて、わが国の労働運動は過激、急進に陥つた。その後次第に落着きを取戻すに至つたが、終戦以来今日までのわが国の労使關係の特質は、労働運動が經濟の基盤を無視し去り、生産に対する責任感を忘れ去つた觀を呈していることである。

これには経営者も一半の責任を負わなければならない。相手が激すればそれ相当の対策に出することもまた止むを得ないが、対労働觀念一般が極めて對抗的に終始し、何等の積極的打開方策も認められず、一方が左に振れば片方は右に振れる有様であつた。これでは弱体經濟國としてのわが國の生産性が思うように改善される筈がない。

故に、使用者は労働者に実情を知らしめ、その企業の従業員を何よりも愛し、且つ、信頼しなければならない。使用者は心からこの境地に徹して身を以つてこの難事業に當る覚悟を決めるべきである。労働者は生産の協力者であり、この協力なくしては生産原価の低減も盡し画餅に終るであらう。

(チ) 賃金水準に対する信念の確立

わが國の賃金水準は、大体において現在の企業採算からは負担の限度に達してゐるものと考えられる。故に、この水準を維持しながら生産性を高めて原価の引下げを図らなければならない。慣習的に行われる一律のベースアップは、労働生産性が高まり企業の安定が保持されぬ限り、嚴に排除すべきである。また、この原則を無視した賃上げは、物価高となつて実質賃金の向上とはならないことを認識すべきである。そして今後は企業内部の賃金体系の整頓に努め、生産性との関連に充分

考慮を払わねばならない。

(リ) 失業対策の確立に対する主導性

原価の切下げは、生産諸要素の生産性の増大以外に途はない。これが即ち合理化である。

然るに、わが国が極力生産費を切りつめなければならない情勢に迫込まれていることは、一般国際市場における競争からくる至上の要請である。然るに、生産性の低いわが国の労働が合理化によつて失業の出やすいこともまた明らかである。

然し、かかる合理化による失業者の数は、一時に左程大量になるものとは思われない。むしろ大量の失業は生産品が市場において採算不利になり、売行きが停滞した場合に発生しやすいのである。然るに、かかる失業もみな「合理化」のためであると言ひ触らされている。真の合理化による失業は経営者としてやむを得ない措置であつて、当然配置転換その他の方法でその数の減少に努力すべきであるが、決してこれを回避するために合理化を遅らせるべきでない。回避は却つて大量の失業者を将来に繰越すことである。

また、不況による失業または産業の構造的変化に伴う失業に対しては、社会保障などによる救済が当然であるから、政府がその責任を負うべきである。

要するに、現下の情勢においては失業の発生は避け得られないが、失業者の再吸収に対する責任については産業界自身が最も敏感であるべきであつて産業界が主導的にその対策の確立につき政府を鞭撻すべきである。

経済の復興は、日本の独立と民生安定の礎石である。而して、経営者は復興の最高の担い手である。われわれの責務はまことに重、且つ、大であると言わねばならない。われわれは非常の決断と勇氣をもつて、進んでこの任務を全うすべきであると信ずる。

速かに綜合政策を確立せよ

(二九・四・八 昭和二十九年通常総会)

政府がインフレ抑圧を決定して、すでに四半期以上を経過するが、この間、政策の遂行は、もっぱら金融の量的引締に偏傾し、他に見るべき有効な対策を実行していない。もとより金融引締は効果的なインフレ抑圧政策であるが、所謂金融独走のみでは、デフレ政策の成功を期待することは至難であるといわねばならぬ。

顧るに、朝鮮事変以後の物価高、国際収支の悪化は、(イ)中央、地方を通ずる財政の膨脹、(ロ)国民消費の過増、(ハ)過剰投資並に過剰生産にその根因がある。従つて、一定の計画と方針の下に、右の要因を除去する綜合施策を講ずることが、インフレ克服策の根幹でなければならぬとともにそれはまた刻下の急務でもある。

かくて事態の推移にかんがみ、本総会は取敢ず左の如き綜合施策の骨格となるべき諸問題を提言するとともに、今後更に研究を重ねて、具体案を検討したい。

A 綜合計画及び財政、經濟政策

一 綜合計画の中枢部として、内閣に簡素強力なる經濟計画審議會を設け、一定期間(例えば二年乃至三年)にインフレを抑制する計画の大本及び年次計画を樹立せしめる。行政各省はこの基本計画に基いて実施計画をたてる。

二 中央、地方財政、特に緊縮の余地の多い地方財政をなお一層圧縮する長期編成計画をたて、余剰金は、社会政策、資本蓄積、債務償還、輸出振興等一定の用途以外には使用しないこととする。なおこれに呼応して、国会にも臨時財政節約委員會を設けることを要望したい。

三 今後國策上増大すべき経費、特に失業対策費、社会保障費等の財源は、前項の節約額を以てこれに充てる。それでも不足する際には、国民相互扶助の観点に立つ、目的税的な新税源を充てる。

四 右の一定期間定期昇給のほか公務員のベース・アップ、手当増額は行わない。

五 租税体系を、資本の蓄積、輸出振興、消費抑制等の経済目的に合致するように改革する。急を要するものは臨時措置の方法をとる。

六 鉄道運賃、郵便料金、煙草等の料金は、価格引下を目的とする合理化計画をたて、可及的速かにその引下を実施する。

七 既定の電源開発、造船、短日月に効果を發揮する輸出産業、輸入代替産業、コスト引下に著効ある設備の外は、一定期間、原則として新設拡張を抑制する方針をとる。

八 明白なる不急、不要建築、過剰、二重投資に対しては、右の期間その新設、拡張を禁止、若しくは制限する法的措置をとる。

九 デフレ政策に伴う企業間の協同及び整備、合同を円滑にするため、必要な独禁法の改正、公取委の運営改善を図るとともに、金融機関においても、企業合同を促進するため、関係産業に協力し、金融的便宜をも附与すべきである。

なお輸出振興については、強力大胆なる構想と、財政的、金融的裏付を必要とする。

B 一般消費の節約

一 我国インフレの最大の原因が国民消費の膨脹にあることを卒直に認め、その抑制に正面から取り組む決意をしなければ緊縮政策の成功は覚束ないことを強調したい。而して、その対策の重点を米価並に名目賃金引上の抑制におく。

二年々引上げを行いつつた高米価政策は、我国インフレの重要原因の一であるとともに、農民政策としても、必ずしも農民全体の利益とはなっていない。此際高米価政策乃至高農産物価政策をデフレ政策に焦点を合せて、国民経済の立場から再検討することを望みたい。また輸入外米を極力麦に切換え（キャッシュ支払分外米五〇万屯を小麦に転換することにより、外貨四千万ドル、補給金五十億円の節約となる）、且つその価格を引下げて、代用食、粉食の普及を促進し、必要に応じて料飲店の米食制限、米ナシデー（国民の米食率の一日分切下げによる外米輸入量を小麦輸入に切換えた場合の外貨の節約額は千九

百万ドルとなる）を実施し、米食偏重を是正し、外貨の節約をはかるべきである。

三 なお、食糧増産については、構想を新たにし、例えば深耕機械の活用、近代機械力による泥炭地の開発、干拓、丘陵地帯の耕作による酪農の普及等の近代農業方式を採用して食糧自給と就業人口の増大をはかる。

四 羊毛、棉花、皮革等の如く、原料を輸入に俟つ国内向加工品にして、代替産業がすでに技術的にも數量的にも、相当高度に達したものは、消費税等の操作により、漸次輸入を縮少して外貨を節約すると同時に、代替産業の増産によつて雇用量を増す対策をとるべきである。

五 国民經濟の負担力から遊離せる従来の賃上は、すでに限度を超えているが、今後この賃上方式を踏襲することは、日本經濟を崩壊に導き人員整理の原因を作るとともに、国民大衆の生活低下を結果するものであることに、国民各層は眼を覆つてはならない。而して今後においては、力の強弱によつて賃金を決定する素朴、不合理なる方式を更め、労働生産性と結びつけた合理的賃金方式が確立されなければならぬ。

六 賃金と関連して、企業の配当、賞与、重役の俸給等もまた企業の生産性に即応して調整されねばならぬ。

なお購買力の吸収策として、東商の提唱する貯蓄方式も考慮すべきである。

七 時局の重大さを国民に徹底せしめ、政策に協力を求めるため、政府、政党は言論機関、經濟団体等の協力を得て、啓蒙、宣伝に全力を挙ぐべきである。

八 綜合計画を確立するにせよ、もとより經濟活動は計画通りに動くものではなく、計画の誤差は別としても、或は物資需給の先行きを思惑して、一氣に物価が騰落したり、或は思わぬ抵抗線に突當つて計画が頓座したり、海外の情況に激変があつたりする場合を充分計算に入れておかねばならぬ。斯る事態に備えて、計画と施策に相当のアローアンスを見るときにも、機動性を持たしめ、殊に恐慌の事態を未然に防ぐための用意と、機動的措置を今から充分準備しておくことを要望したい。

C 政治の肅正強化

デフレ政策の実施は、もとより容易ならぬ難事業で、そのためには財界も当然之に協力する耐乏、自肅の覚悟（昨秋の全国大会決議「我等の覚悟」参照）を持たなければならぬが、特に要望されるのは政治力の強化である。

最近、またまた保守合同問題が新たに登場しているのを機会に、強力なる政策協定を楔にして合同を推進することを要望するとともに、政党乃至国会の発意によつて、すでに世論の支持を得ている小選挙区制、連座制の強化等を含む選挙法改正、斡旋収賄の有罪化、国会における行政別常任委員会の改廃、議員連盟の廃止、議員立法、予算増額修正権の制限等を自ら実現して、失われんとする国民の信頼を恢復し、政策を中心大同について困難なる経済危機の克服に立向うことを切望する。

声 明

（二九・六・八）

経済団体連合会 日本経営者団体連盟
日本商工会議所 経済同友会

今次の国会の紛糾は、わが国会史上にもかつてなき不祥事であつて、たゞに国会の威信を傷つけ、議会政治にたいする国民の不信を招いたばかりでなく、新生日本にたいする海外の信頼を著しく失墜せしめるものであつて、まことに深憂に堪えない。

もとより、混乱の直接原因となつた暴力による議事妨害は、実に言語同断の行爲であつて、徹底的に糾弾さるべきことは言うまでもない。しかしながら事態はまことに重大であり、互に責任の追求に時間を費し、事態收拾が一日延びれば、それだけ国会に対する国民の信頼は失われ、特に国際収支の改善に向つて日夜苦闘を続けている経済界の現状にかんがみ、寒心に堪えないものがある。

よつて、各党各派は、この際まず時局の重大性を卒直に認識し、静かに国会の威信と責務を考え、党利党略をこえて、大局の見地から速かに事態の收拾に万全の努力を傾注せられんことを要請する。

昭和二十九年産国内産麥購入価格に対する見解

(二九・六・一八)

現在政府は昭和二十九年産産麥の購入価格の決定に迫られている。麦価決定の基準となるべき農業パリティー指数は上昇しており、従つて既往の算定方式を昭和二十九年産産麥に適用するときは、特別加算方式を本年度は取止めるにしろ購入価格は約三%乃至四%の上昇となる。

いうまでもなく麦価の動向は米穀価格の決定にも密接に関連する所である、主要食糧たる米麦価格の上昇が他の諸物価高騰の重大なる誘因となることは過去の事例に詳しい。従つてこの際麦価の上昇をみることは、現在政府の採用しつつある一連の低物価政策遂行上大なる障害となり、又政府の奨励する粉食普及の方策とも矛盾する。

われわれは農村の生活水準向上の必要性をいさかも否定するものではないが、産業界に於ては生産コストの引下げに格段の努力と犠牲を払つている現在、主要食糧価格の決定如何に対しては深い関心を有せざるを得ない。

低物価政策の効果は既に卸売物価に現れかなりの落潮を示し、更にその進展に伴い農業パリティー指数もまた低下することも予想される。且つは、主要食糧の国際価格も最近顕著に軟化の傾向がみられ、わが国のみ斯る動向を無視し得ぬことも又事実である。

前述の如き諸事情を考慮するときは、主要食糧の価格決定に就ては寧ろその引下げを検討すべき事態に当面しており、過去のインフレ時の所産である現行算定方式に就ても根本的に再検討を行い、合理的方式を確立することが焦眉の急であらう。

従つて今回の麦価算定に際しては、従来の方式を機械的に踏襲することを改め、取敢えず概ね左の如き弾力性ある措置を講ずることにより、少くとも購入価格の上昇を抑制し売渡価格を据置くことが、現下の経済諸情勢に最も適合するものであり、斯る措置の採用によつても昨年度に比し本年度産麦の増収が予想されている現在、農家の手取額は寧ろ増加することはあつても低下を来すが如き懸念はないものと思考する。

記

- 一、昭和二十九年産麦の政府購入価格は、昨年度購入価格（特別加算額を含む）を暫定価格として採用すること
- 二、最終的購入価格の決定は、昭和二十九年産麦年度の各月の農業パリティー指数の平均値を基準指数として算定すること
- 三、前項の最終価格の算定に際しては、特別加算は認めない方針とすること

北海道開発重点化に関する決議

（二九・七・二三 第十五回全国委員会）

今日我国経済の最大の要請は国際収支の改善を図ることにある。しかしてこれには国土開発による食糧の自給度拡大からかからねばならぬ。我々はかゝる見地から北海道の開発計画こそ、その目的達成に最も効果的であると確信する。のみならず開発計画の進展により北海道の人口収容力が増大し、したがつて膨脹の一途にある人口問題に対しても少なからず貢献することを期待する。

しかるに昭和二十七年より実行に入つた政府の北海道開発五カ年計画は多くの専門家の報告、或いは現地の指導的世論を徴してみても、（一）北海道に投資する国家予算は極めて少く、（二）実施目標がぼけており、且つ具体性を欠くので、現行計画では到底早期には広大な北海道の開発は望めないという。

方法や制度の不備のため、この重要事業の前途が多難であるとすればこれを黙過するわけにはゆかない。我国と類似した基盤にたつ伊太利の政府が食糧の増産による国際収支の改善と同時に雇用問題解決を期して、不毛の南伊開発に乗り出し、計画実施いらい僅か数年後の今日顕著な成績をあげるにいたつたが、これは政府が長期計画により確固たる目標を与えたことと強力な実施機関を持ったことが結局成功に導びいたのである。こゝにおいて我々は、政府並に関係者に次の諸点に因し注意を喚起し、もつて北海道開発計画の進展を期したい。

一、北海道の開発計画は総合開発を必要とすることは勿論なるも、現在の資金、時間、技術等の諸要素を考え、かつ我国が当面国際収支改善の実現を急務としている実情にかんがみ、総花的計画を排し、食糧自給度拡大に重点をおき、あらゆる力をこれに集中し、じん速かつ効果的に第一段階の目標に到達すべきである。

二、北海道開発計画は政治的に利用されることがあつてはいけな。同時に行政上の対立競合もさげねばならない。しかるに現実の北海道開発計画はこれらの弊害を蒙つてゐる。国民経済に生命力を注ぎこむための開発計画であるから、速かに実施面において政治上、行政上の障礙を排除できる組織を確立すべきである。

右決議す

昭和二十九年産米価格に対する意見

(二九・九・三)

本会はさきに昭和二十九年産米価格の決定に際して、購入価格の上昇を抑制し、売渡し価格を据置くべきことを要望したのであるが、われわれが斯る見解を示した所以は、主要食糧たる米麦価格の上昇は、他の諸物価貸金給与高騰の重大なる誘因となることを危惧したからに外ならない。特に米穀は主要食糧中に占める比重が大であるだけに、本年度価格決定の如何は、低物

価政策の成否を決する重大影響を齎らすことを懸念するのである。従つて、この際従来の高米価主義による集荷方法を改めるとともに価格構成の合理化による農家所得の均衡を図り、低物価政策と基調を一にする価格算定方式の確立が強く要請される。

試みに昭和二十八年に於ける都市と農村との消費水準を比較すると戦前比（昭和九一十一年を一〇〇とする）都市九四％に對し、農村は一三・一％と大巾な上昇を示しており、短期間に斯る大巾な消費水準の上昇を見たことは、毎年引続く米価の引上げと農家所得に對する課税上の優遇措置が大きな原因となつてゐるものである。即ち、戦前（昭和九一十一年）に比して、昭和二十八年度における生産者手取米価指数三七・八に對して農業パリティー指数二四・九、名目賃金指数三〇・九、消費者物価指数二八・六となつており、同じく實質生産者手取米価指数一五・二に對して、實質賃金指数一〇・八となつてゐる。

又昨年度の米穀価格の決定に當つては減収加算を始め約二百八十億円の財政負担を生じており、財政面に於ても極力消費的支出を切詰める必要がある現在、生産者価格の一部を安易に財政に依存することは許されない。

以上の諸事情を考慮した場合、昭和二十九年産米価格の決定に際しては徒らに既往の経緯に提われず大局的見地に立つて概ね左記の如き方針に従つて勇断の措置を講ずることが必要であり、斯る措置を講ずることによつても既に平年作が予想されてゐる現在、農家手取額は昨年に比し増加することはあつても減少することはないものと思考する。

記

一、消費者価格に就ては昨年度価格を踏襲するとともに生産者価格については、財政負担を生じない限度に於て決定することを基本原則とすること。

二、生産者価格の構成は基本価格（パリティー価格及び特別加算額）及び早場米供出奨励金の二本建とし、従来の供出完遂奨励金、超過供出奨励金は基本価格中に吸収整理すること。

(4) なお早場米供出奨励金に就ては昨年度及び一昨年度に於ては四期（十二月十日）に亘り適用され、特に昨年度に於ては

二月十日現在の供出実績約一、九三七万石中、実に一、八一六万石が早場米供出奨励金の適用を受け、結果的には完遂奨励金と変らず、本来の機能を全く喪失している。従つて適用期間の短縮、価格の合理的算定を行い、早場米供出奨励金の適用は本来の早場米のみに止めること。

(四) 超過供出奨励金に就ては、超過供出余力のある比較的富有農家を優遇する結果となる弊があり（昭和二十七年経営面積四反歩以下の零細米作戸数は総米作戸数の五〇％、供出数量五％）、従つて前述(三)の如く可及的に基本価格中に吸収することが望ましいが、供出確保上障害が予想されるときは前述(四)の原則の範囲内に於て多少の許容性を認めること。

(五) 減収加算に就ては、最近の米穀作況調査に於ては、幸いに平年作が予想され、従つて本年度に於ては減収加算を行う必要はないものと考えるが、本制度は凶作地と然らざる地域との農家収入に不当に格差を生ぜしめる弊があり、又価格構成上に於ても複雑化の一因となる。米穀に就いて直接統制を敷いている現在、自由市場における価格の経済性を導入すること自体に無理がある。本年度以降に於ては斯る制度を採用せず、万一凶作の場合は別途の有効なる対策を樹立すること。

尚、昨年度に於ては生産者価格は一昨年度に比し、約二一％の引上げとなり、約二八〇億の財政負担を伴っているに拘らず、昨年度の実収高に対する供出実績は三七％の低位にあり、而もこの率は逐年低下している。然るに生産者価格は益々複雑化し、且つ頗る合理性を欠いており、従来の米穀統制が行詰つていることを認めざるを得ない。一方国際的な食糧事情は好転しており、米穀統制に伴う諸負担を考慮するときは、政府としては需給操作米の備蓄等米穀統制自由化の具体的方策を準備すべき時期に達しているものと考ええる。

一、科学技術が長足の進歩をとげ、生産技術が多岐に亘る高度化を達成した今日においては国民経済の対外競争力を培養し、国民の福祉を増大させるためには科学技術の発展は不可欠の基礎条件である。従つて、米・英・ソ・独等の大国は勿論のこゝとベルギー等の歐洲の小国や印度・中国等の後進国にいたるまで科学技術に関する行政機構の整備、強化を始め科学技術者の養成、基礎研究並に開発研究の促進をはかるため、年々財政支出を増加している。他面、民間における研究活動を助成し生産技術の向上を図るために積極的な振興方策を講じている。

しかるに、わが国においては科学技術の重要性が痛感されているにも拘らず、未だに強力な対策が講じられていない。のみならず、わが国の科学技術水準は先進国に対比して戦後特に苦しい立遅れを示しておりその故に当面の必要に對処するため外国技術の導入を余儀なくされている現状であるが、徒らに外国の科学的発展を模倣し、或いは外国技術の導入を以て足れりとする安易な方法を今後とも継続するならば、自立経済の基盤を確立することは困難であるばかりでなく、民族の危機をも将来に残すことになるであらう。従つて科学技術の重要性に就ての認識に徹底し、産業政策と密接に相互関連性を持つた強力な促進対策を確立することは現下の急務である。

二、科学技術促進の具体策としては、わが国の現状と諸外国に於ける政策の動向に鑑み、その抜本策を講ずべき段階に立ち到つてゐる。この意味において、万難を排して(1)科学技術に関する綜合行政機関の設置と(2)科学技術教育の刷新を実現することを政府に要望するものである。

行政機構の改革は經濟政策計画化の一環としての科学技術政策の確立と、基礎科学から工学の分野に亘る一貫した綜合政策の実施とを眼目とし、併せて官公立研究機関の再検討、民間に対する科学技術振興策の確立並に科学技術情報の整備等の諸問題に就て重点的かつ効率的施策を講ずることを目標とすべきである。

教育制度の刷新は現行の新学制が招来している教育の平板化、水準低下を打破すると共に職業教育の拡充をはかることを

根幹とし、往年の大学、高等工業学校、工業学校制度が国家社会の現実に必要としていた各級科学技術者を段階的に養成した点並に産業経済の趨勢が研究部門に於て高度の知識を持った人材を必要とすると共に實際部門に於てゼネラル・エンジニアを必要としている点を考慮して講ぜられるべきである。

三、右の抜本策とならんで、当面の緊急対策として竊に生産性協議会の設置を提唱したが、茲に科学技術開発公社の設立並に研究組合の結成を提唱するものである。その構想は左記の通りである。

記

(1) 科学技術開発公社

公社は基礎研究の振興をはかるとともに研究成果の開発利用を促進するため、公社法を新に制定し、これに基いて官公立研究機関を整理し、綜合運営による研究機能の高度発揚を期する。ただし、吸収には準備期間を必要とする為当初は科学研究所を吸収して直轄研究所とする。

(4) 運 営

(a) 直 轄 研 究 所

国家の研究計画に基いて基礎研究並に開発研究を行う。

(b) 基 礎 研 究 の 振 興

公社は大学又は非営利研究機関に対し契約研究方式により研究費を支払う。

公社は大学、公社研究所（官公立研究機関を含む）民間研究所の相互協力を必要とする重要課題に就ては綜合研究のための研究集団を組織し、その経費を支弁する。

(c) 開発利用の促進

公社は発明又は特許権を買いとり、死蔵され勝ちな研究成果の開発利用のため必要あれば工業化試験を行う。

公社は開発研究の完成したものを民間に有償譲渡して、その企業化を促進する。

(d) 技術の導入並に輸出

公社は公共の利益のために使用さるべき技術を導入するとともに、わが国特許権輸出の促進並に調整をはかる。

(v) その他

(a) 公社は科学技術開発公社法に基いて設立した全額政府出資の政府機関とする。

(b) 公社の役員は政府任命とする。

(c) 公社は独立採算制を原則とする。

(d) 公社に関する具体的細目は別紙参考案を参照のこと。

(2) 研 究 組 合

組合は中小企業の技術水準を向上させることを目的とし、概ね左の如き内容を含む法的措置（例えば中小企業等協同組合法の一部改正等）を講じて結成するものとするが、当面漸進的に取敢えず共通の技術的課題をかかえている輸出品企業（例えば光学工業、自転車工業等の軽機械工業、木竹品等の雑貨工業）を取り上げ、試験的に実施し、これに対し現行助成金交付の途を開くこと。

(i) 組 織

組合は原材料又は工程に関して技術的条件を同じくする企業者が協同して業種別に結成する。

組合は任意設立、任意加入制とする。

(v) 業 務

(a) 共通的利益をもたらす当面の技術問題についての応用研究。

(b) 工程に就ての品質的、作業的管理の研究。

(c) 生産技術に関する組合員相互の巡回指導。

(vi) その他

(a) 組合に対し政府は助成金交付の途を開くこと。

(b) 組合の活動に対し、科学技術開発公社、生産性協議会並にコンサルティング・エンジニアの協力を円滑ならしめる方途を講ずること。

速かに保守合同を実現せよ

(二九・一〇・二五 第七回全国大会)

日本の現状を、保守政党自ら「興亡の岐路に立つ」と称し、これに対処するための保守合同を「らん頭の急務」と唱えながら、過去一年の長きにわたる政党、国会の行動は、国家の危機に立向う姿勢は全く見られず、平時においてすらひんしゆくすべき党利党略に終始しているといつても過言ではない。

しかも内外諸情勢の最近の動向を見るに、我國の危機は毫も緩和されざるのみならず、時と共に深刻化しつつあり、斯の如き政治の混乱、空白は一日として許されざる情況である。

昨年以來、我々は苦痛を忍んでデフレ政策に協力してきた。しかし乍ら、我々が屢々主張する如く、も早これまでの單純な

る金融引締では乗り切れず、今後は総合政策による全身療法以外に日本経済の恢復を図る途はないのである。総合政策は強い政治力を必要とする。政治の弱体はインフレに通ずる。過般來發表された自由党の新経済政策、新党準備会の経済政策が、何れも再建の気魄を欠き、総花的拡張政策に堕していることは、此間の危険を示している。若し保守政党が、現状の如き党略的抗争によつて離合し、政權の弱体、政治の空白がなお続くとなれば、日本経済は再びインフレの波に襲われて社会的混乱を誘発し、従來デフレに協力した中小企業並に大企業の労使の努力と犠牲は全く水泡に帰してしまふであらう。

この期に及んで、なおも派閥抗争に明け暮れている體のある政党の現状は、まさに日本の悲劇である。

この際保守各党が、真に「興亡の岐路に立つ」日本を憂え、党利を超えて民主政治の危機を悟るならば、保守大合同が実現されない筈はない。

経済同友会第七回全国大会は、ここに全員一致を以て保守各党に警告を發し速かなる保守合同の実現を要請する。

地方財政改善対策

(二九・一〇・二〇 第七回全国大会)

低物価政策遂行上、財政の緊縮は第一の要件であることは論をまたないが、二十九年度予算において、国家財政は一応緊縮を示したのに反し、地方財政は逆に膨脹しており、而も従來の経過に鑑みて、地方財政計画は当初計画を遙かに上廻る公算が大であり、いまや地方財政は緊縮政策遂行の一大盲点となつてゐる。かくて、緊縮政策遂行の綜合性確保の見地から地方財政規模の圧縮とその健全化を図ることは、刻下の急務である。

勿論地方財政の規模を圧縮し、その健全化を図るに就ては地方自治の原則を尊重することが必要であり、斯る意味からは、基本的には各地方公共団体が自発的にその財政の建直しに格段の努力を払うべきことが要請されるが、しかし、現在の地方自

治制度が実施に移されてからは日も未だ浅く、ややもすれば地方自治の行過ぎの感があることも否定できず、又政治勢力の介入と相俟つて、諸種の弊害をも生じている。従つてかかる弊を是正し、地方自治の健全な発達を図り、且つ、当面喫緊の課題である緊縮政策の遂行という国策の一貫性を確保するためには、最少限度中央に於て指導調整の措置を強化することも又必要であり、地方財政改善対策として概ね左記の如き諸対策を講ずることが急務であると思ふ。

一、国民経済的見地に立つて中央・地方を通ずる行政事務の再配分を図る。特に地方財政膨脹の要因をなしている各種国庫補助金、負担金の大巾整理を行い、これに替るべき一般財源を地方に移譲すること。

イ、公共事業費等に就ては、一定工事規模以上のものは国が直轄、施行することとし、又国庫補助、国庫負担を行う費目はその地方に緊要なもののみに限定し、斯るものに就ては重点的且つ高度の国家助成を行うこと

ロ、国庫補助金及び負担金の整理に替るべき一般財源を地方に移譲し、その使途に就ては原則として地方公共団体の自主性を尊重すること

ハ、義務教育費は高率国庫負担を適當とする

ニ、補助金の濫用による中央権力の地方への介入を防止するため、現行地方財政審議会に第三者の委員を増加して、地方の負担を伴う法令案及び予算案の審議、調整機関として活用すること

二、増税とならない範囲において、国税と地方税との調整を図り、地方財政における一般財源確保の措置を講ずること。

イ、固定資産税の一方的引上は行わぬこと

ロ、現行非課税規定を緩和し、地方公共団体が自主的に独立税を徴収し得ることとすること

ハ、前項法定外独立税の設定に際しては、現行地方自治庁の消極的制限規定を積極的許可方式に改め、濫用防止と負担の公平を図ること

ニ、前述の如き補助金整理に替る税源の移譲及び非課税規定の緩和による一般財源確保の後、最終的な地方財政の調整は原則として交付税によること

三、地方行政機構の簡素化を推進すること

イ、各都道府県における内部部局の設置に就て、現行地方自治法を改正して基準部局以上の設置を禁止し、任意部局の設置に就ては地方自治法の許可事項とすること

ロ、都道府県会議員及び市町村会議員の定数算定基準を改正して人員を大巾に縮少し、定限数も右に依じて制限する。なお、常任委員制度は廃し、議員の地位は原則として名誉職とすること

ハ、各種行政委員会を整理縮少し、特に都道府県教育委員会に実質上二重予算編成権を与えるが如き現行規定を廃止するとともに、市町村教育委員会は廃止又は任意設置制とすること

ニ、各都道府県、市町村団体の出先機関の整理、統合を行うこと

四、地方公共団体は、財政計画の確立並びに予算実施に伴う責任の明確化を図るとともに、地方財政再建整備の実施推進を行うこと。

イ、地方公共団体は、特に経常的経費（人件費、物件費）及び補助金を伴う事業の整理に重点をおくこと

ロ、特に財政再建整備実施中は、新規採用の制限及びベース・アップの停止により人件費の節約を図るとともに、極力人員の配置転換を行うこと

ハ、都道府県においては、予算実施に際して、全県の立場から経済効果を確保する措置を講ずること

ニ、都道府県においては、補助金を伴う事業の実施に際して中央各省と緊密に連絡の上、経済効果の測定に努め、予算濫費の弊を防止すること

ホ、地方税徴収方法を改善し、(徴収基準の統一、例えば附加税的徴収方法の採用等) 地方税の増収を図ること

ヘ、財政再建整備実施に際し、赤字補填のための地方債発行を抑制するとともに、実質的に赤字の繰延となるが如き短期債の発行を防止する措置を講ずること

ト、財政再建整備の実施により、その見透しのつき得るものに就ては更にその促進を図るため、個別的に中央において長期地方債の引受に就て考慮すること

五、府県制度の改革等

イ、地方財政改善の根本策は地方行政制度の刷新にある点に鑑み、市町村団体の統合を促進し、自治能力の向上を図るとともに別途に都道府県の合併併合による府県制度の改革を推進すること

ロ、国家財政との均衡を図る上から、地方債発行に就ての現行許可制度を継続するとともに、将来適正なる地方債の消化の円滑を図るため、共同公募制度の採用を考慮すること

(附屬書) 地方財政改善対策細目

一、最近地方財政の膨脹と赤字増大の傾向が各方面から指摘されているが、昭和二十九年度における国家一般会計歳出規模と地方財政計画とを比較すると、前者は九、九九五億円、対前年比二七七億円減と財政規模は縮少しているにも拘らず、後者においては九、六七七億円、対前年度比五二八億円増となっており、国家一般会計及び財政投融资並びに地方財政計画を通計すると前年度比一五七億円(交付公債分を除く)の純増となつてゐる。

一、更に地方財政の戦前(昭九一十一年平均、物価指数による修正)比較をみると、歳出面においては一七%の増加となつて

いるにも拘らず、歳入面においては六%の減少となつており、しかも歳出面においては庁費、人件費は三・六五倍で、消費的支出の増加が著しい。

一、又一方赤字団体の状況をみると実質的に赤字を生じている団体は、昭和二十六年度においては一五都道府県（赤字額二六億円）、地方公共団体通計七六三団体（同一〇三億円）であるのに対し、昭和二十七年においては三五都道府県（同一三八億円）、地方公共団体通計二、九〇一団体（同三〇〇億円）と急増し、昭和二十八年においては都道府県四六団体中、実に四三団体（同二九四億円）、地方公共団体通計四〇〇億円以上の実質的赤字を生ずることが予想されている。

記

一、国民経済的見地に立つて中央・地方を通ずる行政事務の合理的配分を図り、特に各種国庫補助金、負担金の大巾整理を行い、これに替るべき一般財源を地方に移譲すること。

昭和二十九年地方財政計画において総額九、六七七億円中、地方税に依存する部分は三、四七四億円（三五・九%）であるのに対し、国庫依存財源（地方債を含む）は三、六五六億円（三七・八%）となつており、固有財源の支柱となるべき地方税依存率は低く、これが勢い国庫支出金に依存する風を助長し、政治勢力の介入と相俟つて地方財政膨脹の一大原因をなすとともに、反面地方自治の意識を低下せしめている。これが対策として左の如き措置を講ずること。

イ、昭和二十九年地方財政計画における国庫普通補助金についてみると、大分類にして一五七項目、小分類では一七八項目、国庫負担査定額一、八五五億円に対し、地方公共団体の負担分九九二億円（前者に対する負担率平均五三・五%）と極めて複雑、且つ、多額に上り、行政事務量の増加を来すとともに地方財政を圧迫している。

従つて公共事業等に就ては一定工事規模以上のものは国が直轄、施行を行ううこととし、その他各種補助金、国庫負担金は大中に整理を行い、国庫補助、国庫負担を行う費目は国家的に関心の深いものであつて、特に地方公共団体の高度化、水準化に

必要なものみに止め、斯るものに対しては補助單位金額及び補助率を引上げ、重点的、且つ、高度の国家助成を行うこと。

ロ、前述国庫補助及び負担金の整理に伴い、これに替るべき財源として例えば過去の一定実績を基準として一般財源（例えば府県民税の拡大）を地方公共団体に移譲し、その使途に就ては地方公共団体の自主性を尊重し、中央においては使途基準の明示等一般的監督、指導を行う限度に止めること。

ハ、義務教育費に就ては高率国庫負担を適当とする。

ニ、更に将来に亘つて補助金の濫用による地方自治に対する中央の権力介入を防止するため、地方の負担を伴う法令案及び予算案等に就ては、各主管大臣は予め地方自治庁の意見を徴するを要することとなっている地方財政法二一条の規定の実効化を図り、現行地方財政審議会に第三者の委員を増加してその機能を拡大し、この審議機関として活用すること。

二、地方財政における一般的財源確保の措置を講ずること。

前述の如く地方公共団体においてその財政中一般財源の占める割合が低く、特に道府県においてその例が顕著であり、地方行政の円滑な実施を阻害している。この対策として増税とならない範囲において国税と地方税との調整を図り、左の措置を講ずること。

イ、固定資産税の一方的引上は行わぬこと。

ロ、現行非課税規定を緩和し、特に国家政策上必要なものを除き、地方公共団体が自主的に独立税を徴収し得ることとする。

ハ、前項法定外独立税の設定に際しては、現行地方自治庁の消極的制限規定を積極的許可方式に切換え、徴収範囲の拡大に伴う濫用防止、負担の公平を図るため、監督権を強化すること。

ニ、尚、法定外独立税の徴収及び標準課税率を超えて課税する場合には、徴収理由等、当該地域の住民を充分納得せしめる

が如き措置を講じ、地方行政運用に対する関心を喚起するとともに監視の便に資すること。

ホ、前述の如き補助金等の整理に替るべき税源の移譲及び非課税規定緩和等による一般財源確保の後において、最終的な地方財政の調整措置は原則として交付税によるものとする。

三、地方行政機構の簡素化を実施すること。

戦後地方行政事務の増大に伴い行政機構が拡大、複雑化したことも事実であるが、反面、所謂民主化法令の行過ぎ、中央権力の補助金を介入手段とする圧力等により不必要に行政機構が拡大となつてゐることは看過し得ない。即ち、法令により設置を規定する各種委員会、審議会の数は、戦前において道府県一七、市町村二であつたものが、最近では都道府県四〇、市町村一四の多きに達し、又都道府県の行政機構も戦前に比し、二倍半に膨脹し、地方職員の数も昭和九—十一年平均七四万人に対し一四二万人と約二倍に急増している。斯る対策として左の措置を講ずること。

イ、各都道府県における内部部局の設置に就ては、現行の基準部局以上に増大することを防止するため、現行地方自治法の規定を改正して、原則として基準部局以上の設置を禁止し、止むを得ざる場合、任意部局の設置に就ては、地方自治法の許可事項とすること。更にこれのみに止まらず、各部局の縮小併合を促進すること。

ロ、都道府県会議員及び市町村会議員の定数算定の基準に関する現行規定を改正して人員を大巾に縮小するとともに、これに依じて定限数も制限するものとする。尚、常任委員会制度は廃止し、又議員の地位は原則として名誉職とする。

ハ、各種行政委員会を整理縮少し、特に都道府県教育委員会における実質上二重予算編成権を与えるが如き現行規定を廃止するとともに、市町村教育委員会は廃止又は任意設置制に改めること。

ニ、可及的に各都道府県、府町村団体の出先機関の整理統合を行うこと。

四、地方財政再建整備の実施推進を行うこと。

地方公共団体の財政内容の悪化に鑑み、各地方公共団体は財政計画の確立並びに予算実施に伴う責任の明確化を図るともに、特に赤字を生じている地方公共団体は、自ら財政の再建整備に就て一定の計画を樹て、積極的にこれが実施推進を行うこと。この対策として概ね左の如き措置を採用すること。

イ、地方公共団体は行政機構の簡素化に努め、極力冗費の節約に努めるとともに、特に昭和二十九年年度地方財政計画中約六九％に達する経常的経費（人件費・物件費）及び補助金を伴う事業の整理に重点を指向すること。

ロ、特に人件費に就ては昭和二十九年年度財政計画中三、四四七億円（三五・九％）を占め、国家予算に占める人件費一、四三九億円（二三・八％）に比し異常に高く、地方税予定総額三、四七四億円は殆ど人件費により消費されるが如き極端な不健全性を露呈している。従つて各地方公共団体は財政再建整備中は新規採用を制限し、ベース・アップを停止するとともに極力人員の配置転換を行うこと。尚、この機会に中央公務員に比し割高な給与を支給していると指摘される地方公共団体は調整を行うこと。

ハ、都道府県においては予算実施に際して全県的立場から経済効果を確保するよう考慮し、政治勢力の介入により地域的バランスを重視するの余り予算浪費に陥る弊を厳に排除すること。

ニ、都道府県においては特に補助金を伴う事業実施に際して、中央各省と緊密に連絡の上、経済効果の測定に努め、従来予算濫費が指摘された弊を是正すること。中央各省は勿論これに全般的に協力すること。

ホ、国税徴収率は平均一〇〇％を超えるにも拘らず地方税の徴収率は低い。即ち、昭和二十七年においては都道府県税八三％、市町村税八二％合計平均八二％となつており、徴税方法の改善合理化を図り（徴収基準の統一、例えば附加税的徴収方法の採用等）、地方税の増収に一段の努力を図ること。

ヘ、安易に地方債に依存する弊を改め、前項の財政再整備実施期間中は赤字補填のための地方債発行を厳に抑制するは勿論

短期債発行に際しても実質的に赤字の繰延となるが如き発行を阻止する予防措置を講ずること。

ト、財政再建整備計画を逐次実施し、その見透しのつき得るものに就てはその促進を図るため、個別的に財政再建整備促進のための長期地方債の引受に就て中央において考慮すること。

五、府県制度の改革等

イ、地方財政改善の根本対策としては地方行政制度の刷新がその前提であると考えられるので、市町村団体統合により自治能力の向上を図るとともに別途に都道府県の合併、併合による府県制度の改革を推進すること。

ロ、地方公共団体の有する性格からして適正な地方債の発行は必要なことであり、国家財政との均衡を図る上からは、地方債発行に就て現行の許可制度を継続することは必要であるが、将来においては地方債消化の円滑を図るため、共同公募制度の採用等の措置を考慮すること。

生産コスト引下対策

(二九・一〇・二〇 第七回全国大会)

日本経済が国際競争にうち勝ち、輸出を増大し、経済自立を達成するための最大の隘路は、生産コストの国際的割高にある。今日の如き状態に放置せんか、わが経済は日ならずして危殆に瀕し、国民生活も再び低下を余儀なくされること必定である。われわれはコストを引下げ、貿易を拡大することによつて、かゝる事態を未然に防止するため、先に総合性ある緊縮政策の採用を提唱したが、従来の政府緊縮政策は金融中心に偏する傾向が強く、コスト引下げについては積極性を欠くところが少くなかつた。

現状を顧みると、かゝる政府の政策は既に限界にきており、この際金融引締め中心主義による政策を是正して総合、計画性を附与し、生産コスト引下げに対して直接的かつ積極の方策を講ぜねばならないと思考する。

かくてわれわれは明日の繁栄のために今日の耐乏にうち勝ち、所期の目的を達成するため、こゝに次の諸対策を提案し、その実現を強く要望するものである。

一、生産コスト引下げの基本的対策

(1) 生産性向上の国民運動を展開すること。

緊縮政策の進展につれて、今後、設備近代化の停頓、十分なる原料輸入の困難、操業率の低下等が予想される折から、コスト引下げのためには、生産量の増大より質の向上、即ち生産性の引上げを図ることが重要であるが、いうまでもなくこれは企業努力と適切な産業政策を始め政治、社会環境、世論等企業内外の諸要因の支持を得て始めて可能となる。よつてこの際政府、労使の協力は勿論、全国民の協力を得るため一定期間（例えば三カ年）を限り、生産性向上の国民運動を展開することを目的として、現存の日本生産性協議会を拡大、強化し、生産性意識の昂揚に努めるとともに企業内において特に左の諸点の徹底を期すること。

イ 設備の合理化よりも経営方式の合理化、すなわち管理組織（例えばコントローラー制度、事務管理、材料管理、品質管理等）を整備確立し、原単位の向上と経費の節約を図る等積極的に無駄排除を行うこと

ロ 輸送、荷造、修理、材料の取扱、治工具、試験検査用具の整備等直接の生産部門より間接部門のの合理化、機械化に重点を置き積極的にコストの引下げを図ること

ハ 生産技術向上のため「三つのs」の徹底を図ること

「三つのs」即ち、単純化 (Simplification)、標準化 (Standardization)、専門化 (Specialization) の徹底とこれが実現をはかるため、必要あれば製品の集中生産、企業系列の再編成、下請企業の系列化を促進する法的措置を講ずること。また製

造工業等においては、政府に指導機関を設置し、生産コスト引下げに役立つような共同設計を行い、特に設計上生産コストの引下げを不可能にするが如き我が国特有の過大なる安全率 (Safety factor) 加算を是正すること

二 労働生産性の向上を図るため、左の措置を講ずること

戦後行われた設備の合理化、近代化は生産性の向上に大いに役立つたが、その利益は多く賃上げによつて吸収され、労務費千円当りの生産高からみた労働の生産性は未だ低い（別表参照）。よつてその向上を図るため左の対策を講ずること

A 家族手当等本人の能力によらざる各種手当を廃止し、生産性に応じた合理的な能率賃金制度を確立すること

B 現在各企業において慣習化されつゝある労働時間拘束八時間を実働八時間に切替え、極力時間外勤務を廃止するとともに職場規律の昂揚、合理的職場配置を促進すること

(2) 企業の金利負担の軽減を図ること。

別表に明かなように、金利のコスト中に占める比重は大きく、生産コスト引下げには金利の引下げが必要である。しかして企業の金利負担軽減のためには、根本的には各企業が借入金依存の経営より自己資本による経営に移行すべきであるが、現状においてにわかにこれを解決することは困難である。しかし、これを放任することは許されざるが故に、現下の情勢をも勘案して少くとも当面左記の措置をとるべきである。

I 政府金融機関の重要産業に対する貸付金利の引下げを行うこと

ロ 一般金融機関においても金融機関自身の合理化を推進し、金利コスト引下げの素地をつくと同時に預金を吸収するための税法上の措置、高率適用の軽減を図るための、合理的方法によるオーバーローン、オーバーボロウイングの解消等の研究に着手し、漸次一般金融機関の金利を国際水準にさやよせする方途を講ずること

ハ 企業においては、生産増大を伴う合理化投資又は二重投資は当分の間これを避け、再評価の実施に伴う減価償却その他

を旧債の返済に充当する等により、金利負担の軽減を図ること

- (3) 一定期間（例えば三力年）を限り、消費的支出に対する税の増収を図るとともに、生産コスト引下げに対して左記の優遇措置を講ずること。

イ 固定資産税の軽減

ロ 輸出産業に対する税法上の特別措置の拡張

ハ 当該期間内においては、生産コスト引下げに要する費用の損金算入を認めること（例えば試験研究費、治工具の費用、特許購入の一時金、輸送設備等間接部門の機械化費用等）

ニ 生産コスト引下げに対する褒賞金への免税措置

- (4) その他の措置

イ コスト引下げのためには遠隔地輸入による原材料の割高を是正し、併せて市場確保を図ることが必要である。よつてこの際、国際貿易の自由化に対応して中共を含めた通商拡大対策を講ずるとともに、在外官庁、金融機関、商社の有機的結合の強化を図ること

ロ 戦後改組された六・三・三の教育制度は普通一般教育に重点がおかれ、職業教育に欠ける点が多い。よつて生産性の向上を図るため、現在の大学、高等学校のいくつかを改組してそれぞれマネージャーの教育、技術者、技能者の養成、職長の教育に重点をおいた専門の学校とすること。特に専門教育は現実と遊離することなく、学校所在地の産業と直接結びついた教育が必要である。

ハ 政府は公社の合理化を促進し、当分の間鉄道運賃、電信電話料金等通信費の引上げは行わざること

ニ 特に運賃は現在、コスト引下げの大きな障碍となつている事実を鑑み、この際至急輸送面の合理化を推進する対策を講

すること

ホ コスト引下げに伴う失業者は、経済道路の建設、整備、災害復旧事業等のコスト引下げに役立つ部面に雇傭する措置を講ずること

二、基幹産業（鉄鋼、石炭、電力）におけるコスト引下対策

生産コストの引下げは前述の如く刻下の急務であるが、基幹産業たる石炭、鉄鋼及び電力におけるコスト引下対策を講じ、その成果を通じて他産業の引下げに寄与せしむることも又効果的である。従つて第一の基本的対策と同様に基幹産業のコスト引下対策として左の措置を講ずること。

(1) 長期総合燃料対策の確立。

鉄鋼業においては強粘結炭使用量の四〇％を海外に依存するが、銑鉄生産費中に占めるコークス費は三五％となつており、又電力においても石炭費の占める割合は電力総括原価の約三分の一を占め、何れも生産費中に占める国内炭の比重は大きい。特に電力については新規電源開発（水力）工事が益々大規模となり、開発地点も奥地に移行するため、開発コストの電気料金に与える影響も大であり、電気料金の上昇を抑制するためには、今後は火力発電にも重点を指向する必要がある、そのためには炭価の引下げは勿論、長期に亘る炭価の安定が必要である。又石炭業界においても石炭の有する物理的性質（長期在庫保管の不能、在庫管理費の多大に上ること）からしても長期に亘る石炭需要の安定がコスト引下げの前提となる。

従つてこのためには基幹産業に対する長期産業政策を確立し、石炭、電力、重油を含む総合燃料対策を樹立し、併せて投資の効率化を図ることが必要である。

(2) 合理化投資の重点的確保、合理化投資財政資金金利の引下げを図ること。

イ 従来、合理化資金は稍々もすれば総花的配賦の傾向があるので、合理化資金の効率化を図るために重点投資を強化する

とともに、合理化投資に占める比重の大である財政資金の金利（開銀金利）の引下げを行うこと

□ 基幹産業に対する市中銀行融資については、日銀の高率適用制度上の優遇により、金利の引下げを行うこと

ハ 基幹産業に対する財政資金の合理化投資についてはコスト引下げ、価格引下げを条件とする措置を講ずること

(3) 租税面における合理的措置を講ずること。

イ 石炭業においては、現在主要坑道の深化、水平坑道の拡大等に伴う追加投資は資産に計上され、昭和二十八年においては九五%の水膨れ資産を生じている。本来石炭業においては生産を確保する為にはかかる追加投資を必然的に伴う。従つてかかる費用の損金算入を認めるとともに減耗控除制を採用すること

□ 電気事業においては地方税である電気税が電気料金を強く圧迫する。本来生産に充当すべき電力をその供給の段階において税を課することはおかしい。従つて電気税は生活必需品、生産用を除く純消費的なものに限定するとともに之に替るべき地方税源を考慮すること

(4) 電源開発に伴う補償等につき立法措置を講ずること。

最近における水没補償の問題は、水力設備建設上由々しき問題を生じている。即ち、従来かかる費用は設備費の二―三%が常識であつたものが、最近では一〇%、甚しきは二〇%にも達している。これは補償対象が拡大され、又電源開発が他の総合開発に先行する結果、独りこれが電気事業にしわ寄せが行われている為であり、かかる対策として左の内容を容む立法措置を講ずること。

イ 補償方法の適正化、補償対象の規正及び基準の確立

□ 補償金の計算方法の確立、計算基準の明確化

ハ 不当な補償請求の予防措置（例えば補償を目的とする試掘権の設定等の予防）

尚、之と関連して、最近国立公園指定の拡大に伴い水利権、鉱業権との間に摩擦を惹起している。かかる事態を事前に防止し且つ補償を円滑に解決するため、調整機関の設定を図ること。

(5) 鉄鋼業及び石炭業の合理化カルテルにつき、必要あれば独禁法の例外、単独法の制定を考慮すること。

現在、石炭業界においては非能率鉱山の抱えており、これが炭価引下げを阻む要因となつている。又、鉄鋼業界においては過剰生産、販売競争の激化に伴い不健全経営、諸原料の過剰消費が行われている。かかる弊を防止するため、概ね左の如き内容を含む合理化カルテルの導入を容認すること。

イ 石炭業においては非能率鉱山の休廃止及び長期綜合燃料対策に沿つて生産数量の協定を認めること

ロ 鉄鋼業においては生産品種、数量の協定及び非能率工場の休廃止の協定、スクラップの購入価格協定を認めること

ハ 前述休廃止鉱山、工場の維持管理につき、当該協定企業間の共同プール等の措置を講ずるともにかかる鉱山、工場等に対する固定資産税の免税措置を講ずること

ニ 前述の如き各協定は当該企業における自主性に委ねること
ホ 右協定企業に対する価格監視制度の採用を検討すること

一、主なる意見書

(附表 I) 主要企業の収益と労働生産性の推移

全 産 業

年 次	総資本 収益率	一人当り 売上高	一人当り 純利益	一人当り 労務費	一人当り 附加価値	一人当り 固定資産	労務費千円 当り売上高
26 { 上下	100	100	100	100	100	100	11.5千円
27 { 上下	72	102	78	121	103	105	9.7
28 { 上下	55	110	65	126	97	120	10.0
26 { 上下	40.5	112	57.5	141	97	134	9.9
27 { 上下	44.6	125	68	142	108	153	10.1
28 { 上下	45.4	143	78	150	138	177	11.0

製 造 工 業

年 次	総資本 収益率	一人当り 売上高	一人当り 純利益	一人当り 労務費	一人当り 附加価値	一人当り 固定資産	労務費千円 当り売上高
26 { 上下	100	100	100	100	100	100	9.2
27 { 上下	69.5	95.5	75	93	84.5	103	9.45
28 { 上下	47.5	96	57	101	73.5	116	8.8
26 { 上下	41.0	102	54.5	108	80.5	130	8.7
27 { 上下	43.5	107	60	115	87.0	145	8.55
28 { 上下	47.0	118	72	186	97.5	181	8.8

セメント工業

26	上	100	100	100	100	100	8.45
	下	127	149	180	125	152	10.1
27	上	114	144	180	122	151	10.2
	下	99	159	191	127	158	10.7
23	上	111	146	196	123	159	10.2
	下	109	207	272	154	210	11.3

資

肥料工業

26	上	100	100	100	100	100	5.65
	下	115	142	154	113	126	7.10
27	上	78	134	124	125	124	6.07
	下	54	149	95	131	120	6.46
28	上	57	163	105	140	130	6.59
	下	60	165	135	154	149	6.00

料

篇

綿紡績業

26	上	100	100	100	100	100	15.0
	下	75	103	85	109	92	14.1
27	上	29	103	40	129	66	12.0
	下	17	104	24	133	56	11.8
28	上	16	86	21	129	53	10.0
	下	32	95	49	140	76	10.3

鉄製錬業

26	上	100	100	100	100	100	8.1
	下	61	103	79	99	91	8.3
27	上	38	99	57	100	82	137
	下	21	98	37	95	73	159
28	上	18	108	35	115	82	175
	下	20	110	42	123	89	204

鋳業

26	上	100	100	100	100	100	3.36
	下	107	125	132	122	125	108
27	上	75	121	100	124	117	114
	下	28.5	104	42	105	88	125
28	上	22.2	123	37	129	104	145
	下	4.4	131	8	118	89	168

石炭

26	上	100	100	100	100	100	2.94
	下	150	133	177	128	137	103
27	上	10.3	130	132	133	133	109
	下	16.3	106	23	107	92	119
28	上	16.6	124	26	138	118	136
	下	-19.8	133	-365	123	34	171

五
四
四

備考 1. 日銀「本邦主要企業経営分析調査」より作成 2. 上は上期、下は下期を示す

(附表Ⅱ) 昭和28年における主要企業の利子負担状況

業 種 別	利子対 製造原 価比率	利子対有 利子負債 比率	業 種 別	利子対 製造原 価比率	利子対有 利子負債 比率
全 産 業	5.50	8.97	鉄 鋼 業	5.46	12.01
製 造 業	5.49	8.96		5.78	11.42
	4.35	10.25	非鉄金属製造業	4.33	9.23
	4.27	10.31		3.77	9.32
食料品製造業	1.80	10.89	金属製品製造業	3.70	8.97
	1.69	10.44		5.99	10.85
製菓、製糖、製粉業	1.23	10.97		4.50	10.18
	1.30	12.21	機 械 製 造 業	3.91	10.36
	1.36	9.11		5.81	10.11
食用油製造業	1.76	10.76	発電送電配電及び産業 用電気機械器具製造業	5.22	10.30
綿 紡 織 業	3.70	9.31	通 信 機 械 器 具	5.06	10.64
	3.50	9.44	製 造 業	4.94	11.61
化学繊維紡織業	5.00	8.86		3.21	10.32
	4.85	9.24	電線電纜製造業	3.01	10.22
	4.11	8.20		2.75	9.45
組 紡 織 業	5.65	9.13	船 舶 製 造 及 び	3.05	9.85
	5.67	7.96	修 理 業	4.90	10.12
毛 紡 織 業	5.64	8.23	鉄道車輛製造業	4.81	10.41
	5.22	10.68		2.96	5.07
パルプ紙及び 類似品製造業	4.84	10.06	自動車製造業	2.39	10.29
印刷出版及び 類似業	1.42	10.38	オートバイ製造業	2.10	9.72
	1.50	8.20	自 転 車	4.16	9.58
肥料製造業	6.01	9.69		4.87	10.28
	5.36	9.87	精密機械製造業	4.96	10.10
	4.40	10.14		5.72	10.72
曹 達 工 業	4.27	10.26	金 属 鋳 業	4.60	9.62
	7.53	10.67		4.67	8.73
工業薬品製造業	6.58	10.00	石 炭 鋳 業	5.55	9.10
	5.51	9.36		1.09	10.58
油脂及び塗料 製 造 業	5.34	9.78	建 設 業	0.98	9.77
	4.64	9.51		4.09	9.60
石油精製業	4.52	9.89	地 方 鉄 道 業	4.39	9.54
	5.00	11.11		3.54	8.52
ゴム製品製造業	6.13	10.47	道 路 運 送 業	2.92	8.74
	3.86	10.75		14.91	7.87
ガラス製造業	4.42	12.18	海 運 業	11.55	6.06
	4.49	10.40		8.17	5.43
セメント製造業	4.74	10.89	電 気 業	9.12	6.16
	4.66	10.38		6.17	10.70
陶磁器及び其の他 土石製品製造業	4.79	11.24	瓦 斯 業	5.37	8.76

備考 1. 日銀「本邦主要企業経営分析調査」より作成

2. 上段は上期、下段は下期を示す

当面の金融政策

(二九・一一・五)

昨年以來実施されたデフレ政策はそれが主として金融引締め政策を中心として行われた結果、その直接的に影響する部面では輸入の抑制、輸出商品の国際価格へさや寄せの努力、企業内部の合理化あるいは卸売物価の下落などに見られる効果が現れた反面、中小企業の整理、倒産、失業者の増大、あるいは企業経理の悪化等の事態を招来している。

のみならず米麦価格政策による農業所得、財政支出および労働攻勢に支えられた賃金所得、または財政支出（とくに地方財政での）に依存している部門、その他金融引締め政策の影響を受けない部分が広汎に存在しているため、現在の金融引締め政策を遂行することが実は日本経済のデコボコ現象を大きくする結果になっている。

金融引締め政策によつてその影響を蒙っている企業は、現在、企業努力による合理化、企業整備、生産調整、その他の手段により最近のデフレ底入観にも拘らず必死にデフレ政策に順応する努力を払つて来ている。しかしその内容に立つて検討してみると在庫の増大、経理内容のより不健全化等、デフレ政策の副作用が滲透しており、それも滞貨金融措置で一部おぎなわれているというものの企業経営は依然として解消されていない。

日本経済の健全化のためにとられた現在のデフレ政策の成果は一応価格効果において見られるものがあるが、いまだ所得効果にまで及んでいないし、コスト切下げによる物価の下落もまだ実現されていない。したがつてこの面から見ても、国際競争に耐え得る経済力育成のためにはデフレ政策の基調は今後とも持続さるべきであるが、しかし現行の金融引締め政策によるデフレ政策は以上の如き矛盾をはらんでいることに問題がある。

われわれは日本経済の拡大発展のためにとられているデフレ政策の基調は守らなければならないが、それには従来の金融独

走の弊を避け、綜合政策の一環として当面左の如き金融政策を実行しなければならないと考える。

一、綜合政策の確立

從來の我が国のデフレ政策は財政の根本的緊縮と金融引締め政策が相俟つて政策の根本をなして来た。しかし乍ら今次のデフレ政策においては、単に金融引締が独走したのみならず、財政は最近ではその撒超傾向がデフレ効果を阻害する可能性さえ生じている。とくに三十年度予算においては中央、地方を通ずる財政の緊縮が先決問題であると共に、この際長期的産業政策を確立し、不要不急産業融資を徹底的に抑え、また最近問題になつてゐる外資導入に伴う円資金の調達もデフレ政策の枠内において考慮すべきである。更に今後緊縮政策遂行によつて派生する失業倒産問題等については万全の策を講じ國民が納得して緊縮政策に協力出来得る様綜合政策の確立に努めるべきである。

二、金融政策

我が国の最近における金融政策は、ドッジ政策下にあつて財政の超均衡の皺を金融緩和で救済し今次のデフレ政策に於ては財政放漫の皺を金融引締めで肩代りする等、専ら財政政策の皺が金融政策によせられ続けて来、何事も金融政策で解決せんとする傾向が強い。然し乍ら金融政策には自ら限界があり、したがつて今後金融引締めの強行によつてデフレ政策を遂行することとは當を得ない。

(イ) 抜本的貯蓄増強策の樹立

我國の資本蓄積が貧弱であることは云うまでもないが、殊に戦後は國民貯蓄高をみても対戦前比三五%に止つてゐる状態であり、この点からも資本蓄積対策の一環として早急に國民貯蓄の増強を図る必要がある。更に國民所得の七〇%を占める農家

及び勤勞所得は政府の米・麦価政策及び労働運動に支えられて未だ減少する傾向なく、これ等の潜在購買力を左記の如き具体策を加味し、積極的に預貯金として吸収することが今後のデフレ政策を遂行する要諦となるべきである。

- (1) 預金利子課税の減税
- (2) 減税預金制度の確立、定期性預貯金奨励のため一定限度に於ける所得控除の実施
- (3) 天引強制貯蓄の実施
- (4) 農産物売却代金の一定率乃至各種奨励金の強制貯蓄及び一定額以上の高額貸金所得の強制貯蓄
- (5) 保険料控除限度の引上げ、受取保険金に対する相続税の軽減

(ロ) 産業貿易金融

従来如き一律的金融引締めのみではコスト引下げによつて国際競争力を育成することは困難であり、しかも優良企業までも弱体化し、ひいては金融の健全性を損う惧れがある。従つて今後我が国経済発展の基盤を作る為には産業界の再編強化、資産内容の充実等の措置をとると共に、それと併行して左の如き金融政策をとる必要がある。

(1) 基幹産業金融

石炭、電力、鉄鋼、造船等我が国基幹産業の脆弱性は我が国産業の国際競争力劣勢の主因であり、之等基幹産業の合理化、コスト引下げを図る必要がある。この為政府金融機関の貸出金利の減免、日銀高率適用制度上の優遇、基幹産業への重点融資の徹底を実施すべきである。もちろんその場合においてコストの切下げ、価格引下げを条件とした措置を伴うことが必要である。

(2) 貿易金融

輸出振興は我が国経済にとり焦眉の急務であるが、国際間の輸出競争は益々激化する事が予想される今日、その前途は

必ずしも樂觀を許さない。

特に唯でさえ国際価格に比し、割高な物価と金利に悩まされている我が国輸出産業に対しては今後とも十分な金融優遇措置を講ずることが必要である。

④ 輸出入銀行の拡大強化（金利引下げ、貸出期間延長、資金量増大）

資本金輸出については西独、英国等競つて優遇措置を講じて居り、プラント輸出が未開発国開発計画と結びつき長期の取引であり金額も大きい所から我が国としてもこれを増加する為には積極的援助が必要である。

⑤ 輸出保険料の引下げ

⑥ ユーザンスの利用

我が国輸出産業の原材料或いは基幹産業のコスト引下げに役立つ鉄鉱石、強粘結炭その他必要な原材料の輸入に就いては低利、且つ長期のユーザンス金融の利用が望ましい。

（ハ） 資本市場に対する措置

我が国産業の使用総資本中に占める自己資本の比率は戦前の六五%から三五%に低下し資本構成は甚だしくゆがんでいる現在、自己資本蓄積対策、ひいてはオーバーボロウイングの解消策として、税制上抜本的改革を要することは勿論であるが、とくに当面の対策として、配当、公社債の利子所得に対する課税の減免措置を講ずる必要がある。また証券金融政策の一環として増資払込等の金融の道を開くべきである。

（ニ） 中小企業金融

我が国産業の構成上中小企業の占める地位は極めて大きく、しかも金融引締めの際を不当に寄せられる傾向があるので、我が国経済にとって必要不可欠なものについては之を優遇する事が是非必要である。

(1) 大企業に対する融資に当り、組付融資等により下請企業に対する支払促進措置を講ずる。

(2) 中小企業信用保険制度の拡充強化、融資保険の限度を八〇%から一〇〇%に引上げること。対象となる貸付金の貸付期間六カ月以上を三カ月以上に改める。保険料率年三%を一%に引下げる。保証保険についても之に準ずる。

(3) 中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫等中小金融機関の融資の拡大。

(4) 特に緊要と認められる資金融通については不動産担保の活用を図る。

(ホ) 金利引下げ

我が国金利は國際的に割高であり、然も企業の金利負担の過重も亦無視しえないが、これを急遽引下げすることは國民經濟の見地からみても種々無理を伴う故、当面は特に基幹産業の金利引下げより手掛け、漸次一般金利水準の低下へと導くよう次の如き態勢を整えることが必要である。

(1) まず基幹産業及輸出産業について政府金融機関の金利を引下げる。

(2) 基幹産業、輸出産業に低利融資を行い得るよう日銀金利を考慮する。

(3) 抜本的資金蓄積対策を講じ運用資金量の増大を通じて金融機関の資金コストの低減を図る。

(4) 金融機関の合理化、経費の節減を図り金融機関の自己負担において金利を引下げる。

(5) 兩建歩積の抑制

担保其他特に必要と認められる一定率を超えるものについては金利を引下げる。

(ハ) 金融の中立性確保

戦争による資本の喪失と戦後の急速な經濟復興に伴い金融は大きなゆがみが生じたが、將來の經濟の拡大均衡化の基礎を固める為には、インフレ政策を排し、企業の資本蓄積促進によるオーバードローイングの解消と抜本的貯金増強策による銀行資

本の充実等金融正常化の正道を地道に歩むべきであつて、伝えられる如き金融三法の改正、融資規制の法制化等による政府の政策的意図に従つた金融の官僚統制は、金融の自主的中立性を喪失せしめるものであり敢に排除すべきである。

新内閣に要望する

(三〇・三・二三 第十九回全国委員会)

過去一兩年採られきたつた緊縮政策により、わが国の国際收支の危機は一応回避はされたものの、それは必ずしも国際競争力の増強によつて齎されたものではない。

すでに経済の復興過程から繁榮の段階に入つた西欧諸国に対する立遅れを克服するためには、自らのたゆまざる努力によつて国際競争力を育成し、強力に輸出振興を図る以外に途はない。

新内閣は、安易なる拡大政策や人氣取的減税によつて、国民の素朴な要求に迎合することなく、社会的矛盾、不合理は是正しつつも、政策の根底はこれを「耐乏による経済再建」に求めなければならない。

斯る観点からわれわれは、左の基本方針に沿うて新内閣が財政経済諸施策を講ずることを要望するものであるが、前内閣と同様過半数に達しない勢力で政局を担当しなければならない新内閣においては、政策が政争により歪められる危険性が極めて大である。かかる政局の不安はわれわれの最も堪え難いところであるから、この際政策を強力に実行するため、民主、自由兩党の緊密な連繫を図ることを特に政府並に兩党に希望したい。

記

一、わが経済の立遅れは、資本蓄積の過少に基因するが、外資導入に多く期待できぬ現状においては、これを政府、経営者、労働者及び農民等国民各層を通ずる節約による蓄積に求める以外に途はない。それには通貨価値の安定を図つて経済活動の

基盤を不動のものにすることが先決条件であり、左記の原則を確立することにより、インフレ傾向の誘発を厳に阻止すること。

(イ) 昭和三十年代一般会計予算は、一兆円以内の規模に留めて均衡財政を堅持し、国債又は類似の債券発行による資金調達は一切行わぬこと。

(ロ) 貯蓄の増強、資本市場の育成及び資金コストの低下を図り、金融の健全化を強力に促進すること。

(ハ) 政府の統制下にある諸物価、諸料金の引上は一切行わず、更に生産性の向上により極力その引下げを推進すること。

二、昭和三十年代財政政策の重点は、以上の前提に立脚して特に企業の資本蓄積、財政投融资の確保及び社会関係保障の拡大強化におくべきである。

(イ) しかし、企業の資本蓄積措置の促進に当つては、政府与党のいう如く法人税を一律的に軽減するよりも、寧ろ積極的に内部留保を増大せしめる方策を講ずることがより効果的である。

(ロ) 又、企業の資本蓄積を中心とする減税分を、酒の増石、砂糖輸入の増加による税収に振替えることは、消費購買力の増加に増収を期待することになり、緊縮政策遂行と矛盾する。就中、外貨を使用して輸入砂糖の消費増に依存するが如きは、余りにも安易な糊塗策に過ぎない。

(ハ) 更に、社会政策に関して、政府与党の四二万戸の住宅建設計画のうち、仮に十一万戸を財政投融资に依存した場合でも数百億円に近い資金を要し、公約する均衡財政はこの面からのみでも決潰する懼があり、具体的裏付が必要である。社会政策費の増額は断行すべきであるが、その財源は財政節約による方針を堅持すべきである。なお、将来この制度を一層拡大するに当つては、国民の相互扶助的観点に立つ目的税的財源を考慮すること。

三、従来財政節約を施策の一に掲げる政府は多いが、節約の実を挙げ得た例は少い。然しこの内閣は大巾の緊縮を実行せざれ

ば公約は殆んど実施不能に陥る実情にある。勇断を以て節約を実行すべきである。

既に、地方財政は年々膨脹を続け乍ら破綻に瀕している。その原因と責任は地方自治体にも、中央にもある。中央各省は宿弊である縄張主義を排し、各省所管の地方補助金を大巾に整理して中央権力の地方介入を排除するとともに、中央、地方を通ずる行政機構の簡素化、行政事務の合理的再配分を行つて地方財政の根本的再建を図ることが必要である。

又地方財政の赤字を補填する地方債の発行は厳に抑制しなければならぬが、地方の責任に帰すことのできない赤字の解消については別途合理的な措置を講ずべきである。安易な交付金の増額によつて解決できる程、地方財政の病根は浅くはない。中央、地方を通ずる健全財政の実現は、新内閣に課せられた重大なる使命であり、試金石でもある。

四、米麦等、主要食糧価格の動向は、他の諸物価、賃金を左右する重大要因となる。従つて、政府与党が農業諸資材の価格引下げを通じて主要食糧価格抑制の意図を表明したことは異議はないが、そのため企業の協力を得るには、農民自体も主要食糧価格の引下げに積極的に協力すべきであろう。既に予約買付制度をめぐつて米価引上げの運動も激しい。本年度予算編成に当り、政府は一般会計たると特別会計たるとを問わず、財政負担増を行うことをなしに消費者価格を引下げ、少くとも据置く方針を確立すべきである。

五、日本経済の自立達成のため、長期経済計画を策定し、この計画に沿うて総合政策を確立すべきことは、われわれの年来の主張であり、政府与党が経済六カ年計画により、長期の経済目標を打出したことは賛成である。然し長期経済計画の実効をあげるためには、左の如き諸対策を講ずることが必要である。

(イ) 計画の実行には、行政の組織と秩序を確立することが前提であり、従来如く計画部門と実施部門が遊離し、有機的連繫を欠く状況では、計画を実行することは不可能である。

総理若しくは副総理を長とし、強力且つ長期に亘り安定したブレインを持ち、実施各官庁間との間に強力な行政調整を

行い得るが如き組織が必要である。

(四) 長期計画が政変により左右されることは計画策定の意義を失う。現在保守二党間の政策には本質的に大きな差があるものと思われず、又経済自立政策として採り得る巾も自ら限定されるであろう。従つて政府は長期経済計画の策定に當つては、当面少くとも保守二党間で基本方針について超党派的に協力を求める必要がある。

最後に、真に経済自立を遂行せんとするならば、政府は忌憚なく日本経済の困難な実態を卒直に国民に訴えてその協力を得ると共に、現実的な「節約による蓄積」政策を六カ年計画の出发点とすることが何よりも肝要である。出发点を誤れば長期計画も單なる画餅に終るであらう。

企業の資本蓄積によるオーバー・ボロウイング解消策の提唱

(三〇・四・八 昭和三十年年度通常総会)

緊縮政策採用以来、すでに一兩年を経過した。この間、種々の摩擦が生じたものの、今日それは一応の成果を収め、昨年当初懸念された国際収支の危機も、ともかく回避し得たことは事実の示す通りである。しかしながら、一步立入つて経済の実体をみると内容は必ずしも改善されておらず、すでに経済安定の過程から繁榮の段階に入つた西欧諸國に比べ、我経済の立遅れは著しいものがある。

われわれはつねに、この根本的原因が企業の資本蓄積の過少にあることを指摘し、これまで三度に亘りその促進を要望し実現に努めてきたが、今なお企業の資本蓄積は極めて低調で、これが日本経済の大なる瘤となつている情況である。ことに所謂企業のオーバー・ボロウイングは改善されないのみでなく、寧ろ悪化する傾向にあり、これを早期に解消し、資本構成の是正

を図ることは日本經濟再建の最大の課題であるとともに刻下の急務でもある。

しかしてオーバー・ボロウイングを解消するためには、姑息な方法によつて目先を糊塗することなく、企業の資本蓄積により、企業の自力によつて計画的にこれを行う措置を講ずることが最も必要であり、効果的であると確信する。
よつてわれわれは、ここに大様左の如き対策を提案し、その実施を要望する。

記

一、本提案実施の対象は資本金一定金額以上の株式会社とし、すべての同族会社を除くものとする。

但し、資本構成上その必要を認めざる企業は任意とするともに、一定金額未満の株式会社に対しては別途本提案に準ずる措置を講ずる。

二、予め期間を限り、企業利益の一定割合以上を社内に強制積立せしめ、これを資本構成是正積立金（仮称）とする措置を行うとともに更に次の方法を講じ、もつて企業のオーバー・ボロウイングの解消を図る。

(1) 本積立金に対しては大幅の減税を行い、その減税相当額を一定期間、政府の指定銀行（例えば開発銀行）に預託する。政府は当該銀行を通じて本預託金を財政投融资に使用することが出来るものとする。

(2) 一定期間経過後は、企業は本預託金相当額の一定倍率の増資を行い（但し、預託金相当額は無償交付）、その増資資金を借入金返済に優先充当する。

右以外には預託金の引出しは出来ないこととする。

三、予め期間を限り、一定の償却限度を附した任意の特別減価償却制度を認め、これに対する減税分については第二項に準じて処理する。

四、予め期間を限り、すべての配当金につき一定割合まで損金算入を認め、これによる減税相当額を指定銀行に預託せしめ、

第二項に準じて処理する。

但し、「企業資本充実のための資産再評価等の臨時措置法」による新規増資分については、その適用を除外することとする。
五、石炭、電力、海運等重要産業にして国の産業政策の結果生じたるオーバー・ボロウイングは極めて巨額に上るため、前記対策を以つてしてもその解消は非常に困難である。よつてこれに対しては別途特別対策を研究する。

〔参考資料〕 企業の資本蓄積によるオーバー・ボロウイング解消策試案

一、本提案実施の対象

本提案実施の対象は資本金一定金額（例えば五千万円）以上の株式会社とし、すべての同族会社を除くものとする。
但し、(イ) 資本構成上、その必要を認めざる企業は任意とする。

(ロ) 資本金一定金額（例えば五千万円）未満の株式会社に対しては、別途、本提案に準ずる措置を講ずる。

二、資本構成是正積立金制度による解消策

イ 企業の利益がありたるときは、一定期間（例えば三ヶ年）課税所得の一定割合（例えば三五％）以上を積立金として社内強制積立せしめる。

ロ 本積立金に対しては、現行法人税率四二％を二五％に引下げ、この減税相当額（現行法人税率四二％と二五％との差額一七％で、減税率は約六％となる）を政府の指定銀行（例えば開発銀行）に納税と同一の方法にて積立させる。

ハ 期間中は本預託金の払出を行わず、一定期間（例えば三ヶ年）を経過したるときは、預託金に相当したる金額の四倍の増資を一定期間内（例えば三ヶ年）に行い、うち預託金相当額即ち四分の一の無償交付を株主に対して行うこと。

右の目的以外には預託金の引出は出来ない。

二 増資資金は必ず借入金の返済に優先的に充当すること。

借入金を完済したるときは、その残額は企業の任意に使用し得ることとする。

ホ 預託金に対する利率は定期預金程度として、本利息も最終まで積立て、その使途は借入金の返済に優先充当すること。

ヘ 指定銀行（例えば開発銀行）は企業より受けたる指定預金を財政投融资と同一の目的に使用すること。

ト 指定銀行（例えば開発銀行）が一定期間（例えば三ケ年間）経過後その預託金の払出をなす場合は、指定銀行の発行せる特殊債券を以つて充当する。

但し、右特殊債券は納税資金又は銀行よりの借入金の返済以外には充当することが出来ない。

三、特別減価償却引当金制度による解消策

イ 減価償却につき現行の定額法、定率法並に特別償却制度の外に、一定期間（例えば三ケ年間）随時法を認めること。

ロ 随時法とは、企業の利益ありたるときは、企業の任意による特別償却を認めることをいう。但し特別償却の限度は償却時における残存価格の一定割合（例えば五〇％）とする。

ハ 特別償却金は非課税とするも同金額は特別減価償却引当金として貸借対照表の貸方に計上し、一定期間（例えば三ケ年）経過後、本引当金を以て当該償却資産の償却を行う。

ニ 特別減価償却引当金の減税相当額（四二％）は、一定期間（例えば三ケ年）政府の指定銀行（例えば開発銀行）に積立てること。

ホ 一定期間（例えば三ケ年）経過後は、本積立金のうち指定銀行に積立てたる金額は固定借入金の返済に充当する。

ヘ 其の他の措置についてはすべて第二項に準ずる。

四、配当損金算入制度の拡大による解消策

一定期間（例えば六ヶ年間）すべての配当金は五分迄損金算入を認め、これによる減税相当額（四二％）を前項に準じ指定銀行に預託せしめ、その他の措置はすべて第二項に準ずる。

但し、『企業資本充実のための資産再評価等の臨時措置法』による新規増資分については、本措置の適用を除外するとともに、配当金の損金算入の有効期間を更に五ヶ年間延長すること。

五、重要産業に対する特別対策

石炭、電力、海運等重要産業にして国の産業政策の結果生じたるオーバー・ボロウイングは極めて巨額に上るため、前記対策を以つてしてもその解消は非常に困難である。よつて、これに対しては別途特別対策を研究する。

本試算解説のため、試算を示せば次の通りである。

1. 減 税 額

第二項（資本構成是正積立金制度）による減税積立1ヶ年分

$$2,500 \text{億円} \times \frac{6}{100} \dots\dots\dots \text{概算} \quad 150 \text{億円}$$

イ、課税所得額（資本金5,000万円以上の株式会社）は2,500億円とする。

$$\text{ロ、減税率は、課税所得に対し} \frac{35}{100} \times \frac{17}{100} \left(\frac{42}{100} - \frac{25}{100} \right) = 6\%$$

第三項（特別減価償却引当金制度）による減税積立1ヶ年分

$$\text{概算} \quad 15 \text{億円}$$

第四項（配当免税措置）による減税積立1ヶ年分

$$600 \text{億円} \times \frac{5}{13} \times \frac{42}{100} = \dots\dots\dots \text{概算} \quad 100 \text{億円}$$

1、配当金年額（資本金5,000万円以上の株式会社）を600億円とする。

ロ、平均配当率を $\frac{13}{100}$ とすれば $\frac{5}{100}$ はその $\frac{5}{13}$ となる。

一ヶ年減税総額.....	概算	265 億円
三ヶ年 〃	概算	800 億円

2. 3ヶ年後 4倍増資すれば

800億円×4 = 概算 3,200 億円

うち { 増資による分..... 概算 2,400 億円
減税による分..... 概算 800 億円

（備考）増資金額3,200億円は、資本金5,000万円以上の株式会社（28年度）に対し、
大略その半額以上となる。

昭和三十年度産米価格に対する見解 (三〇・六・一三)

一、政府は近く昭和三十年度産米価格を決定することになっているが、米価をめぐる最近の動きは、極めて憂慮すべきものがある。いう迄もなく、主食たる米麦価格の如何は、物価、賃金に重大なる影響を及ぼすものであつて、全体を忘れた安易なるヒロポン的高米価対策は結局において国民経済を破綻に陥れ、農村経済も亦その被害を免れることはできないことに更めて注意を喚起したい。

周知の如く、日本経済の正常化を図るための当面の基本的要請は低物価政策であるが、加うるに最近の主要食糧の国際価

格は逐次低落傾向を辿りつつある際に（例えば外米のC I F輸入価格はピーク時である昭和二十八年末屯当り二二〇―二三〇弗に対し、昭和二十九年平均約一七〇弗、最近は約一六〇弗に低落している）、わが国のみ独りこの傾向に逆行して高米価政策を続けるときは、益々わが国物価の独歩高を招来し、輸出減少、インフレ、通貨の下落等一連の悪循環を経て、経済規模は縮小せざるを得なくなる。

広く内外の経済情勢を見れば、今や従来の高米価主義を改め経済ベースに立脚した合理的な価格算定方式を確立することはまさに刻下の急務であるといわねばならぬ。

二、(4) 然るに昭和三十年度産米の生産者価格決定をめぐる動きは、経済の動向から全く遊離した米価引上の主張が圧倒的に有力であるのみならず、その価格決定の方法たるや、事実上政治的に価格を決定し、その後において算定方式の裏付を行わんとする極めて不合理且つ便宜的なものである。

(4) 更に食糧管理法の規定の趣旨からみて、米麦価決定の要因となるべき物価指数、農業パリティー指数等においては、今や米価の引上げを必要とする根拠はない。しかもさきに農相は本年度産麦購入価格の据置きを言明しているにも拘らず、独り米価だけを引上げんとするのは不条理であり、食糧政策の不統一を曝露したものと云わざるを得ない。

(4) 他面本年度より実施する予約買付制度において、需給操作上必要な数量を確保するため生産者価格を引上げねばならぬということは、米価引上げの根拠とはなり得ない。今回の予約買付制度の実体は、従来の割当方式と同様、予約供出後の自由販売を封ずる変則的なものであつて、新制度の円滑なる運用ということに籍口して米価の引上げを策することは、本末を誤るも甚しく、現行食糧管理方式が全く行詰つていることを自ら認めることに他ならない。

三、以上の如き理由に基き、昭和三十年度産米価格の決定に際して、政府は綜合経済の見地に立ち、概ね左記の如き方針の下に勇断と良識をもつて米価問題の合理的解決に当たるとともに政党、農林団体等も冷静に経済の動向を洞察して大局を誤らな

いことを望む次第である。

(4) 消費者価格は、必ず昨年度価格を超えないこととし、可及的に下引げの方法を考慮すべきこと。

(5) 生産者価格は、予算米価によること。万一止むを得ざる場合といえども食糧特別会計の操作において解決することとし、一般会計より食糧特別会計への繰入は一切行わぬこと。

なお、実質的に生産者代表に偏傾し、国民の六割を占める消費者の声が殆んど反映できない現行米価審議会の構成を再検討し、真に国民経済的見地に立つて、中立公正に審議し得るが如き構成に改組する必要があることを附言したい。然らざれば、現行審議会は存在の意味を失うであらう。

新生活運動に対する見解

(三〇・七・二二 第二十一回全国委員会)

政府及び与党が公約に従つて民風刷新を目指し新生活運動の具体化に乗り出すことになつた。すでに財界における社風刷新のため新生活運動を主唱し、たとえささやかながら、銀行、会社を中心に自らできる程度と範圍においてそれを実行してきた我々として右の趣旨に異論はないのである。

しかしながら、政府及び与党の方針が今回の新生活運動は予算として五千万円を計上し、これに伴つて中央、地方を通じ官民からなる運動推進本部を設け国民運動を展開し或は民間の自主的運動に期待するといった内容のものと解するが、事実とすればこれはまことに形式的であり、かつての精神運動連盟の姿を再現するに過ぎず、本末を誤るものと云わざるを得ない。新生活運動の本旨は、あくまでも自ら可能なることを黙々とかつ不撓不屈に実行してゆくことにある。

その意味からして我々は、政府及び政党が真剣に新生活運動に乗り出す決意があるならば、この際、政府及び政党はまず自ら実行することである。事実政府や政党の周囲には数多くの無駄や弊風があるはずである。それを忍耐強く実行してゆく熱意を示し、規範をたれるならば、政府や与党の望む通り期せずして国民各層から新生活運動が盛り上るのは言をまたないであろう。我々は過去五ヶ年にわたり世評にこだわらず曲りなりにもこの運動と取組んできた。また今後も、この運動に成功もない代り失敗もない、ただ自らが実行してゆくだけであるとの信念のもとにそれを続けてゆく覚悟である。

ここにおいて重ねて政府及び与党に望むのは新生活運動を打ち出した以上、その真意を体得し、まず政治社会における日常生活及び行動の刷新に傾倒すべきであり、他にそれを及ぼすのは後に譲ることである。またこれを勵行することこそ失われた政界の信用を恢復する途であり、新生活運動の意義も出てくるものと信ずる。

金融機関の資金運用の調整のための

臨時措置に関する立法に対する意見

(三〇・七・二三)

政府は「金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律」(仮称)案を今国会に提出し、民間金融機関の資金運用に対し、強制的措置を講じようとしている。

その目的は「日本経済の自立とその健全な発展に資し」、「緊要な長期産業資金の調達を行う」ことに置かれており、これを実現するために金融機関の資金の運用を調整しようとしているが、かかる資金統制を行うことは現状に於ては逆に、日本経済の自立の方向を乱し、一年有半に亘るデフレ政策の結果、漸く正常化の緒につきつつある経済と金融の健全性を阻害する結果

をも生ずるものと見ざるを得ない。当会としては本法律案要綱を検討した結果、次の如き理由に基き、反対の態度を表明するのである。

一、我國經濟の自立は企業並びに個人の能率の高度の發揮と合理的行動に基ずいて行われることを本旨として來たものであり、統制經濟的色彩を濃厚ならしめる方向に置かれてはいない。かかる際に確固たる産業計画なしに金融のみを統制することは適切な資金計画を実現するものとはならず却つて經濟の發展を阻害する結果を生ずる。

二、金融機関に対し将来、国債、地方債の強制保有を行わせ得る路を開くことは、一方に於ては高オーバー・ローンの状態にある金融機関をして改めて日銀信用依存度を高める惧れがあり、他方に於ては財政規模の安易な拡大を招き、再び財政インフレへの路を開くことになる危険が多い。

三、デフレ政策の結果、經濟の不当な膨脹は是正され、貯蓄は増強せられつつあり、今後の産業資金需給は漸次均衡に向うものと見られる。従つてこの際産業資金確保のため特に資金を統制する必要は認められず、敢えて割当措置の如きをとれば、金融の正常化を政府自ら阻害する結果を生ずるであらう。特に今日の如く政情不安定の時に於て金融統制を行うことは金融の中立性をそこなうこととなり、今後の國民經濟の動向に重大な悪影響を及ぼすことになる。

四、資金統制を行う方法としては、大蔵省に審議會を設け、大蔵大臣はこれに諮問することとなつてゐるが既に従來行われて來た各種審議會の実績に徴するに、現実には極めて無力なものであつて、本来の目的に従つて実効を挙げているとは認め難い。よつて、その委員の構成等に如何なる配慮が行われようとも本審議會も結局は大蔵大臣に参考意見を表明するに止まり、資金統制は実際には独善的に時の政治力に支配されるものとなる惧れが強い。

五、本案によれば、「大蔵大臣は金融機関に対し資金運用に関し、必要な勧告を行うことが出来る」ものとなつてゐるが、金融政策に対しては既に日銀政策委員会が設けられており、これと別個に本案の如き審議會を設けるならば金融政策の二元化

を招来することとなる。

ガット正式加入に対する見解

(三〇・八・一九)

ガット（関税と貿易に関する一般協定）へのわが国の正式加入は、その最終関門であつた既加盟国の三分の二以上の賛成を獲得し、いよいよ来る九月十日をもつて実現の運びとなつた。

顧みればわが国が始めて加入の意思表明をして以来三カ年、ここに漸く宿願が達成されるに至つたことは、まことに慶賀に耐えないところであり、またこの間直接その衝に當つた政府当局者の努力は、これを多とするとともに、わが国の加入実現のために各国から寄せられた協力と支援とに対しては衷心よりの謝意を惜しまないものである。しかしながらその反面、われわれは、今回のガット正式加入を単に朗報としてのみ取することは許されないものである。要はそれが持つ意義と影響とを正しく把握するとともに、今後に処すべき方途を確立することとでなければならない。

一、ガット加入の意義

ガット加入については、譬ては、通商上の障礙を除きわが国の貿易拡大に大きく貢献するものとしてその直接的な効果に過大な期待をかける傾向が強かつたが、いよいよそれが実現するとなると、逆に、それに伴う義務や拘束の面を強調してその意義ないし効果を過小に評価する傾向があるように見受けられる。しかしながらそのいずれもガット加入の意義を正しく捉えたものとはいえないのである。まず、ガット加入の直接的な効果としては、各国より得た関税譲許が実施に移され、それによつてアメリカ及びカナダ向を中心としてわが国の輸出伸張が期待される点を除けば、さしてみるべきものはない。その限りにお

いては、譬てかけられていた過大な期待は裏切られたかたちであるが、同時にわれわれはこれまでガット加入によつて各国が得たところも、結局右の範圍を出なかつたことを思い合せざるべきである。それよりもガット加入の根本的な意義は國際經濟社會の一名としてのわが国の地位が一段と明確且つ安定したものとなり、國際的な舞台において発言の場が与えられるという点にあり、この意義は決して過小に評価するべきではない。しかしながら反面において、ガット加入が義務ないし拘束を伴うこともたしかである。例えば、各国との関稅交渉においてわが國側の与えた讓許が、それによつて直ちに國內産業が圧迫されるときか、あるいは不急不要品の輸入が増大することはないとしても、將來に多少の問題を残していること、貿易自由化の要請によつて輸入制限や人為的輸出促進措置が漸次縮小を余儀なくされること、不正取引に対する國際的な監視の眼が一層厳しくなること等がこれである。しかしながら一步退いて考えれば、これらは決してガットに加入したが故に新たに生じたものではなく、いやしくもわが國が國際經濟社會において生きようとする限り、當然負わなければならないものであり、それがガット加入によつて一段と身近に感ぜられるに至つたに過ぎない。のみならず、ガットの一名となつた以上義務ばかりでなく、自己の立場を主張すべき權利が同時に与えられることも知らなければならない。然りとすれば義務なり拘束といつた面のみをとり上げて、ガット加入の意義を過小に評価することはやはり當を得ないものといわなければならない。

二、今後の課題とこれが對策

この問題はこれを経濟外交と國內政策の両面に分けて考えることができる。

(一) 經濟外交の二つの課題

1 ガット關係の擴大

ガット正式加入が實現したとはいひながら、周知のごとく前例のない程多數の國がガット規約第三五條を援用してわが國

とのガット関係を拒否する態度に出ると見られることは折角のガット加入の意義を著しく減殺するものとして頗る遺憾であるとともに、わが国をとりまく国際的な環境が依然として厳しいものであることを更めて痛感せざるをえないものがある。政府当局としてはここで手綱をゆるめることなく、今後とも強靱な経済外交を展開し、もつてガット加入の意義を全からしめるよう万全を期すべきである。その際ガット関係の拡大という建設的な目的に合致する限りつぎの二つの対策が考慮されるべきである。

(イ) ガット関係を拒否する国を対象とする複数関税制の採用。

(ロ) ガット関係に準ずる二国協定の締結。

2 主体性の堅持

わが国が今後ガット加盟国として、ガットの精神を遵守すべきことはいうまでもないが、このことはガットの規定する義務ないし拘束をそのまま無批判に受入れることを意味しない。わが国としては、どこまでも主体性を堅持しつつ主張すべきは主張するという態度でこの国際貿易機構に臨むべきである。この点は先進国と後進国との。いわば中間に位置するというわが国経済の特殊の位置を考へるとき、特に重要である。すなわちガット運営の現実、卒直にいつて先進国たるアメリカ及び西欧諸国の意思ないし利益によつてリードされ、それに対して後進諸国が拮抗しているというのが偽らざる姿である。ここにおいてわが国としては、あくまでもフェア・プレイの精神に立脚しつつ、相対的な後進国としての立場を主張すべきことはもちろんであるが、さらに進んで先進、後進両国間の利害を調整し、ガットの運営を理想の姿に近づけるのに一臂の力を藉すことをもつてその使命と心得るべきである。

(三) 国内対策の眼目

経済外交の面において右の如き努力を続ける一方、国内対策としては、ガットの要請に応えようわが国経済の基盤の強

化とその国際競争力の培養とにこれまで以上に力を注ぐことが何にもまして緊要である。ただし巨頭会談後の世界経済は平和経済的な基調の上に自由化乃至流動化への方向を押し進めて行くとともに、それにつれて国際競争が激化の一途を辿るであろうことは必至とみられる上にガット自身についても、第九回総会で採択された規約改正が近く発効し、まだガットの運営機関であるOTC（貿易協力機構）が発足することになれば、貿易の自由化の促進というガットの役割は一層明確且つ実効性のあるものとなるからである。要するにわれわれは、ガット加入の実現を朗報として受取ると同時に、これを機会にかねて日本経済に課せられている課題に、官民ともに一段と本腰を入れて取組む覚悟を新たにすべきことを痛感する次第である。

食糧管理制度の改正について

（三〇・一〇・七）

本会はいち早く、米麦の集荷に当つては、経済ベースに立脚した合理的な価格算定方式の確立が急務であることを主張してきた。われわれがかかる主張をなしてきた所以は、いう迄もなく、主要食糧たる米麦価格の帰趨如何は物価、賃金に重大なる影響を及ぼし、ひいては国民経済を破綻の淵に導く恐れがあることを深く危惧したからに他ならない。

然るに現在の如き脆弱なる政治力のもとにおいて現行の管理制度を継続するときは、集荷数量の確保に藉口して年々米価は引上げられざるを得ない情勢にあり、日本経済の正常化を図るための基本的要請である通貨価値の安定とは全く矛盾する。然も現行管理制度は既に巨額の財政負担を生じており、食糧特別会計の資産を蝕蝕している現在、現行の儘推移するときは米年度以降一般会計に与える圧迫は軽視し得ない。

幸い今年の米作は有史以来の豊作であり、又最近世界の米穀の需給状況は頓に好転しており、従つてその対策宜しきを得れば、本年を転機として食糧管理制度の合理的改善を図り、米価を国民経済の見地から安定せしめることは必ずしも不可能では

ないと信ずる。

よつて、この際政府はもとより、生産者、消費者ともに事態を冷静に觀察し、その対策を真剣にすべきであるが、我々はここに次の如き試案を用意し食糧管理制度の改善を提言するものである。

記

一、現行米穀の直接統制は昭和三十一年米穀年度（昭和三十一年十一月）より、内地米に対する生産者支持価格の算用による間接統制に切換えるものとする。

二、毎米穀年度の支持価格は、左の方式により決定するものとする。

(イ) 支持価格は、法律により定めるものとし、その算定方法は初年度の支持価格を基準、パリティー方式により算定する。尚、パリティー方式以外の価格算定要因は一切附加しない。

(ロ) 初年度に採用すべき支持価格は、初年度に最も近い年度的全農家平均生産費中家族労働費分を男女込全製造業平均賃金に評価換えし、更にこれを都市基準、都市農村物価差により修正した平均生産費を基準とする。

(註) 農林省調査による昭和二十九年全農家平均生産費は石当り六、四一七円、これを前述(ロ)の方式により修正すると八、二〇〇円弱となる。従つて支持価格は石当り八、二〇〇円が一応目安となる。

三、政府は米価の安定を図るため、直接的には左の措置を講ずるものとする。

(イ) 生産者価格が下限である支持価格を下廻るときは、支持価格により無条件の買入に應ずる。

(ロ) 一方生産者上限価格を想定し、政府の保有する備蓄米の操作により、生産者価格が上限価格内に安定するよう操作するとともに、併せて端境期及び出廻期における価格を可及的に平均するよう調整する。尚上限価格は法定しないが、最近における消費者実効価格に見合う生産者価格を目標とする。

(註) 昭和二十九年度における消費者実効価格の平均は一升約一三〇円とした場合、諸掛、手数料二割として玄米換算した生産者価格は約一〇、〇〇〇円が目安となる。

(イ) 必要がある場合、特に販売価格を指示して備蓄米の払下げを行う。

(ロ) 更に米価安定の安全弁として輸入米(準内地米及び外米)は、全量政府の管理下におき輸入価格に適正マージンをプラスした裸価格により、常時市場に放出する。

(ハ) 前項の各措置を円滑に実施するため、現行食糧管理特別会計を存置し、支持価格による内地米の買入に要する資金は食糧証券の発行により賄う。

四、間接統制実施に伴い、流通機構を整備するため、所用の育成措置を講ずることは焦眉の急であるが、特に左の対策を講ずること。

(イ) 需給操作及び価格の安定を確保する見地から、原則として各県毎に一個所、現物取引による正米市場を開設するとともに、更に消費人口、生産数量等を勘案して適宜正米市場を増置する。

(ロ) 集荷業者としての現行農業協同組合の育成強化を図り、特に農業協同組合が生産業者に年間を通じ平均した価格で販米代金を還元できるよう、集荷販売面における指導育成措置を講ずる。

五、流通秩序を規制し、過当投機を抑制するため、左の措置を講ずる。

(イ) 集荷業者、販売業者(卸及び小売)は一定資格を有するものに限定する。

(ロ) 倉庫業者(営業、農業及び集荷商人倉庫を含む)より、米の在庫数量、預託者等の報告を徴することにより、常時在庫を把握するとともに緊急の必要がある場合、政府が譲渡、出荷の命令が行いうるよう、法的措置を講じ得ることとする。

(ハ) 過度に消費者価格が騰貴することを防止するため、特に必要があるときは、政府は最終販売業者価格に停止価格を課す

することができうる法的措置を講ずる。

六、直接統制廃止に伴い、被生活扶助者対策及び労務加配米に対しては左の措置を講ずる。

(4) 被生活扶助者に対しては、現行生活扶助金交付基準を改正し消費者価格が現行より値上りした場合、その分については給付金額の増加を保証する。

(5) 労務加配米制度は原則として全廃する。従つて経過措置として早急に本制度の簡素化に着手する。然し本制度の全廃が社会的に重大なる影響を与える場合、一定期間を限つて、必要最少限度の範囲内において本制度を存続し、現行消費者価格により配給を行う。

七、間接統制移行の経過及び準備措置として左の措置を講ずるものとする。

(4) 需給操作及び価格安定のための備蓄米の保有は、間接統制の円滑な実施に重大なる影響を与えるものであるから、過去における政府持越米の実績、需給操作上の必要数量、消費者の心理的不安の解消等を考慮して内地米を中心として、一、〇〇〇万石程度を可及的に多量備蓄するものとし、右に関連して左の措置を講ずる。

(1) 現行予約予定数量を超過した予約米については、全量備蓄用に充当することが望ましい。従つてこれが配給増加に充当する旨の閣議決定をみたことは甚だ遺憾ではあつたが今後極力備蓄米にも充当する措置を講ずる。

(2) 右以外の余剰米の集荷を図るため、予約終了後、現行予約価格より予約奨励金を控除した価格を以て購入を行いこれを備蓄米に充当する。その購入資金は食糧証券発行限度の引上により賄ふ。

(3) 輸入米の所要数量に対する外貨資金をイヤマークするとともに輸入米を備蓄に便ならしめる如く、粳又は玄米で輸入し得るが如く、現行輸入条件の改善を折衝する。

(5) 戦後代替食糧に対する需要の弾力性は漸次増加している。従つて左の措置を講ずることにより、麦及び外米の価格の割

高を是正し、需要の喚起を図る。

(1) 現行内地麦の支持価格は割高であるため、大部分が食糧管理特別会計に集中している状況である。従つて米の関接統制移行に先立ち、内地麦の政府購入価格を引き下げ、合理的な支持価格制度に改めるとともに、輸入麦の政府払下げ価格の引下げを行う。

(2) 前述三の(1)に述べた外米の価格引下げを早急に実施するとともに、内地米及び外米の混合米を新規格として市場に放出する。

議会政治擁護に関する決議

(三〇・一一・一〇 第八回全国大会)

一

終戦十年、西欧諸国はすでに戦傷を恢復して、安定から繁栄の段階にある。またアジア其他の後進諸国は、未だ安定の域にはほど遠いが、総じて、祖国建設への気力に見るべきものがある。殊に隣接中共は、もとよりその独裁的強権政治は、我々の組みし得ないところであるとはいえ、国を挙げての建設への、烈々たる気魄は刮目すべきものがある。

かかる国際状況に開かれて、我國の現状は、政治、経済、社会並に思想界等全面にわたり、西欧の安定なく、東亜の気力にも欠けているといわざるを得ない。わけても政治の不安定は、あらゆる不安、混乱の最大の原因となつてゐる。

たまたま社会党の統一成り、保守政党もまた、ほぼ合同実現の情勢にある。二大政党の結成は歓迎すべきことに相違ないが、しかし、それのみで政治の安定は期待し難い。それは両陣営の主義、政策があまりにかけ離れ、このままでは円満に政権の授受を行う、条件を具有していないからである。現状のまま、単なる離合集散による、二大政党が出来上るならば、或いは

却つて議會政治の、正しい運営を困難ならしめる危険なしとしない。

かくて保守、革新二大政党の実現は、組織、政策及び運営等において前者の近代化、後者の現実化と議會政治の刷新によつて、裏打ちされなければならず、またこれを断行する絶好の機会を提供するものである。

二

第二次大戦以後、共產圏諸国は論外として、世界の五十に近い国々が憲法改正、或は新憲法制定を行つたが、いずれも議會政治の権威を確立し、政治の安定と国政能率の増進、国費の濫費防止等に、重点をおいているのを特長とする。言い換えれば、政治の公益性を確保するために、国会自らが国会の運営と議員の行為に拘束を加えたもので、公益性の過少なる我国憲法、国会法等は、今や各国の法制に比し著しく時代遅れとさえなっていることを識らねばならない。

自由諸国の国会運営の進歩に歩調を合せ、かつ国情に即して、我議會政治を刷新するためには、もとより憲法の改正を必要とするが、しかし憲法の改正を待たずして、その目的を達成できるものも多々あるので、それらは速かに国会法の改正その他の立法措置を始め、国会、政党の決議、自衛によつて実行に移すべきで、ここに我々は政治家の猛省と奮起を促すものである。

本来憲法改正を必要とする改革（括弧内は例示）

一、政治の安定と国政能率の向上に必要な措置

(甲) 不信任権の濫用防止（表決は議員総数の過半数に改める）

(乙) 臨時国会招集の制限（総議員の過半数の要求に改める）

(丙) 予算不成立の際の予算措置の明規

二、国費濫費の防止と政治、行政浄化に必要な措置

(丁) 内閣の予算編成権尊重（国会における予算増額修正及び予算を伴う議員立法の禁止）

(ロ) 大臣及び議員の在任中の行為の制限（大臣の官利事業重役兼務禁止及び大臣、議員の幹旋行為の禁止）

憲法改正によらずして実行可能な改革

(イ) 選挙制度の改正

(ロ) 国会内における暴力行為の徹底的排除（暴力を行使せる議員の除名等）

(ハ) 汚職行為の未然防止と厳罰主義の採用

(ニ) 国会常任委員会の改廃及び議長、委員長の権限拡大

(ホ) 政党における政策審議機構の刷新強化

(ヘ) 政治資金の公明化

三

翻つて思うに、政党、国会の威信失墜は、政治家の責任は言うに及ばず、究極において国民全体の責任であり、議會政治を確立するためには、国民各層が、政治の浄化を自分のこととして、真剣に採り上げ、各地域、職域、或は個人が、公明なる選挙、堅実なる政党、民主的な国会を築き上げるために協力しなければならない。

而して、我々は経済人の領域において、企業は国民経済の発展のために存立し、経営者は国民の負託に応える責任を有することを経営の基本的理念とし、次の如き構想に基いて、自らを律し、かつ議會政治を暴力と墮落から護り抜きたいと考える。

一、議會政治擁護のためには、経済的条件の充実による環境整備が必要である。従つて我々は、産業平和の確立を図り、生産性向上に努力する。

二、インフレは議會政治を破壊に導く最大の経済的要因となるが、我々はその防止のために不断的努力を続ける。

三、暴力主義、反議會主義と徹底的に闘う。

四、議會主義を基調とする政党を支持し、或は進んで個人として参加し、その向上と刷新に協力する。

五、社会保障政策等の拡充に協力する。

六、議會政治を誤らしめている各界、各地からの陳情を抑制するため、我々は率先して陳情を自粛する。

議會政治擁護のための經濟同友会全国組織における活動方針

(三〇・一一・一〇 第八回全国大会)

議會政治の擁護を目標とし、經濟同友会は全国組織を挙げて、その研究及び実践を行う。活動の基本方針は、形態においては対内的活動と対外的活動に、また内容においては政治的、思想的問題並にそれと不可分の関係にある經濟界の正しい在り方に大別される。その具体的方針の決定は、全国委員会に一任するが、全国委員会は、少くとも左記事項について速かに審議に着手するものとする。なお審議の必要に応じて、全国委員会は、東京及び各地に特別委員会ないし専門委員会を設置する。

第一 經營者の經營に対する方針

一、正しい經濟理念と經營倫理の確立

二、經營の近代化並に生産性向上に関する方策

第二 經營者の政治に対する方策

一、議會政治を国情及び民度に適合せしめるための方策

二、破壊勢力発生原因の究明とその対策

三、議會政治擁護のための具体策

輸出保険に関する要望

(三一・二・一七)

一昨年夏以来我國の輸出は世界の好況を反映して著しく、しかもこの好調はなお分持續するものと予測される。

しかしながら、これは單に我國のみの現象ではなく、欧米諸国の場合も同様であり、現在の輸出の好調をもつて、直ちに、我國の國際競争力が著しく強化されたものとして樂觀することは許されない。他面、南阿、ビルマ等外貨事情の悪化した諸國の輸入制限強化、欧米諸國の日本纖維品等の輸入制限の動き、アルゼンチン向輸出制限等惡材料もあるので、輸出振興のための諸施策はいささかも手を緩めることはできない。

これらの諸施策のうち現在特に効果あるものは輸出保險であると思考する。ここにわれわれは輸出保險制度の運用ならびに拡充につき左記を提案し、その実現を要望するものである。

記

一、輸出保險制度の運用を弾力的に行うこと。

現在の保險料では折角の制度も十分利用出来ない欠点がある。よつてこの際輸出保險制度は國家の輸出振興策の一つであるとの認識の下に、その運用において、例えば短期間の獨立採算に拘泥することなく、長期的に判断するなど弾力性ある運用を行うと共に、できる限り保險料率を引下げ、適用地域及び適用商品を拡大する等、その利用価値の増大を図るべきである。

二、海外投資保險の実施を効果的ならしめること。

一、主なる意見書

海外投資保険制度創設のための輸出保険法改正法案が、近日中に、国会に上提される運びとなっているが、この制度の創設はかねてからわれわれの強く要望していたところであり、企業の海外進出が強く要望されている現在、まことに時宜を得たものと考ええる。

しかしながら、政府原案の内容はわれわれの期待に反し、特に填補率は五〇%となつてゐるが、このような低い填補率では折角のこの制度の利用価値を著しく減殺するものといわなければならない。よつて填補率は少くも八〇%まで引上げ、この制度の実施を真に効果的ならしめるよう強く要望する。

三、現行輸出保険制度を拡充すること。

現行の六種の輸出保険並びに前記海外投資保険のほかに、更に左記新種保険制度を創設されたい。

(1) 輸出品原材料価格安定のための保険

輸出契約時から完成引渡迄に相当長期間を要するプラント類（船舶、車輛を含む）の輸出の場合は、その間における原材料の値上りに対する見透しの困難のため、折角の引合を見送らざるを得ないことがあり、これが輸出増強の一つの隘路となつてゐる。例えば今後の輸出船の注文は納期三年以上の長期ものとなるが、このような長期ものについては、造船コスト特に鋼材価格の見透しを立てることは事実上困難であり、これが積極的受注を阻害する最大の理由となつてゐる。

フランスではかかる隘路を除去するため輸出品原材料価格安定保険を設けていると聞いているが、我國においてもこの例に倣い、プラント輸出振興のための保険を創設することが必要である。なおこの試案を船舶の例で示せば次の通りである。

(イ) 輸出船建造のために購入した鋼材価格が輸出契約時における鋼材の見積価格に比して一定割合（例えば一割）以上騰貴した場合、その値上りによる損失の一定割合（例えば九割）を填補する。

(ロ) 輸出契約に鋼材のスライディング・スケール条項がある場合においても発註者が負担する値上り額には一定額の限度 (ceiling) が設けられるのが普通である。かかる輸出契約については右限度を超過する額の一定割合 (例えば九割) を填補する。

(ハ) 建造のために購入した鋼材価格については、その実価の算出は技術的に困難が多いから、当該船のキール据付より一定期間 (例えば六〇日又は九〇日) 前の日の鋼材建値をベースとする (スライディング・スケール条項において採用しているのと同じの取決め方法)。

(2) 輸出品運賃の保険

海上運賃が輸出価格に占める割合は、一般に一割ないし二割程度で品目によつては三割にも達するが、輸出契約時から船積までに相当長期間を要する貨物 (主としてプラント類) については、その間の海上運賃の昂騰によつて意外に大きい損失を招くことがあり、これが矢張り輸出増強の一つの隘路となつてゐる。よつてかかる運賃値上りによる損失を填補するための保険の創設を要する。なおその試案を示せば次の通りである。

(イ) 船積時における運賃が輸出契約時の運賃見積額に比し一定割合 (例えば五分又は一割) 以上騰貴した場合、その値上りによる損失の一定割合 (例えば九割) を填補する。

(ロ) 右損失の計算は、定期船積貨物の場合は、船積時の運賃タリフ・レートと輸出契約時のそれとの比較により、又不定期船積貨物の場合は、輸出契約時の運賃見積額に定期船運賃タリフ・レートの上昇率を乗じて得た額を船積時における運賃とみなし、それと輸出契約時の運賃見積額との比較による。

(3) 輸出のアフター・サービスのための保険

プラント類の輸出の場合は、船積後のアフター・サービスが国際競争上、特に重要であるが、我国の輸出検査に合格し

た車輛、機械等が買手側の据付もしくは取扱の不幸際又は発註の際の仕様書の誤り等の結果、現実に稼働しない場合があり、そのため買手より日本の技師の派遣、補修費等を求められることがある。

これら買手側の責に帰すべき事由に基づく補修費、技師の海外派遣費等は本来買手側が全額負担すべき筋合であるが、現実には国際競争上メーカーが全部又は一部負担しなければならない場合が多い。ついてはかかる予期しない出費を填補する保険の創設は急務である。

日本経済の現状に対するわれわれの見解

(三一・四・一三 昭和三十一年度通商総会)

戦後十年、思えばまことに多事多難であつた日本経済も、いま表面的には一応好況を示している。しかしその内容を分析してみると、当面はともかく、将来については依然必ずしも樂觀を許さない。

現在の好況は、いわゆる緊縮政策や企業努力の効果があつたとはいえ、主として国際経済の活況に基づく輸出の増大並に豊作という他力的要因によつて齎されたものである。しかるに、第一の要因である国際経済の好況は、今日概して一応の頂点に達したように思われ、今後のわが国輸出は、絶対額は別として、その伸張率が低下するものと予想される。しかもわれわれはここで現状の輸出が多分に限界輸出的であり、国際経済の需給不均衡の空隙に乗じて伸びるという性格を少なからずもものであることを看過してはならない。故に近い将来、国際経済、特に西欧における需給不均衡が解消した暁には、わが国の輸出は再び激烈な国際競争に立向わねばならず、その際現状のままではとうてい多くを期待することはできない。

加うるに、最近欧米諸国並にソ連の未開発国への資本進出はまことにめざましいものがある。この現象は二十世紀後半における新しい貿易方式として注目すべきものであり、わが国としてもこれに対処する方策をとらなければ、国際傾向に立遅れ、

ひいては国際収支が多大の影響を蒙ることになる。

かくて、輸出の前途は決して安泰ではなく、また第二の要因である豊作が全く不確定であり、期待し難いものとすれば、わが国経済の将来はなお多難であることはいうまでもなからう。もとより、景気は当面さして悲観するには及ばないであろう。しかし部分的にはいわゆる価格景気に転ずる傾向も窺われ、さらに長期的、かつ質的にみれば、決して現状をもつて満足してはおれず、一步経済の実体に立ち入れば、そこにはなお克服せねばならぬ多くの問題がよこたわつてゐる。

第一に雇用問題がある。最近の好況にもかかわらず、わが国経済は、依然ばう大な潜在失業群をかかえている。第二に国家予算に弾力性が乏しく、ややもすればインフレーションの要因となる懸念がある。また地方財政も赤字の累積著しく、しかもその根本的建直しが行われていない。第三に労使の關係は現在に至るも相変わらず不安定の状態にある。第四に企業の自己資本はなお過少であり、未だにその健全性を回復していない。第五に山林、河川、鉄道等の公共資産は喰潰しが行われており、国全体として真の意味の資本蓄積は必ずしも進んでいない。第六に生産性は米、欧に比し甚だしく低く、輸出競争力はいままおその遅れを取戻してはいない。第七に中小企業は国民経済的にも、また企業それ自体としても幾多の重要問題を包蔵している、等々の如くである。

これ以外にも問題は多からう。しかし以上の一瞥をもつても経済の基盤は未だ脆弱性を脱していず、国際競争の最後の勝敗を決する経済力は依然低位にあるということができ、これを打開するためには今後われわれは一層の努力を払わねばならない。

しかるに、現状は五カ年計画も未だ一つの目標の域を出ず、経済政策も不備、欠陥少なからず、経済基盤を強固にせんとする態勢は依然確立されていない。のみならず、ややもすれば好況に幻惑されて、これと逆行する傾向すらみえることは、われわれの極めて遺憾とするところである。

ここでわれわれは、朝鮮動乱によるブームに際して、よく消費を抑え資本蓄積に全力を挙げた西独の教訓に学ぶべきであろう。もとよりわれわれも、この十年間、経済発展に微力を傾けてきたと自負するものであるが、この際いよいよ責任の重大性を自覚し、もつて長期に亘る安定した経済自立の達成に最善の努力を尽さねばならない。

技術革新に対応する新減価償却制度の設置

(三一・九・七)

世界各国における最近の技術の進歩には著しいものがある。これに伴つて近い将来、わが国においてもオートメーション、原子力の利用が急速に進展することは必至であり、これに対処して設備、機械の近代化を急ぎ、技術革新に適応する新しい環境を整備しておかねばならないことを痛感する。

しかし、設備近代化のためには巨額な資本投下を必要とするが、これを借入金に依存することになれば、企業の資本構成を益々悪化せしめ、金利負担が過重し、ひいては国際競争力が低下するのみでなく一度不況ともなれば企業は危機に陥り、経済を弱体化せしめるおそれがある。

従つて設備近代化の資金調達には、アメリカや西独が戦後行つた如き、自己金融を主とすることが望ましく、このために現行償却制度の改正により、機械・設備は新・旧に亘り、これを早期に償却せしめることが必要である。

よつて、ここに技術革新に対応すべく、左記の如き措置の採用を望むものである。

記

一、陳腐化旧資産に対する措置

将来の技術革新に対応して陳腐化資産の取換を促進するため、次の措置を講ずること。

(1) 既に陳腐化した資産（対象を指定する、例えば昭和何年以前に取得のもの、或は戦時規格のもの、又は企業の申請によるもの）につき、残存価格の一定割合（例えば五〇％）を限度として特別償却を認めること。但し本金額は当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば二の、(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度とする。

(2) 本措置は実施後一定期間（例えば二カ年）以内に行わしめること。

二、過去の不足償却に対する措置

過去に企業が行った減価償却と法定償却との差、いわゆる「不足償却」に対し次の措置を講ずること。

(1) 第三次再評価資産に対する経年減価につき、毎期、当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば一、の(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度として当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

(2) 第三次再評価対象外の資産に対する不足償却はこれの繰越を認め、当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

三、新規設備に対する措置

設備の近代化を促進するため、新規取得の資産に対し、現行法定償却年限にかかわらず、企業の任意により業種機種の制限を設けず、一定の年限（例えば五カ年）を限度とする短期の特別償却を認めること。但し不急不用の設備はこれを除く。

四、前記諸措置によつて生ずる減価償却増額分については、之を別途に積立て、設備近代化及びこれに準ずる目的に限つて使用せしめる措置を講ずること。

（註）この意見書は、経済同友会五年史発行（昭和二六年一月）以降のものを集録しました。

二、各地經濟同友会略史

經濟同友会

昭和二十一年

四月 經濟同友会創立總會（三十日）

東京、関西、九州各地の同志八十名參加

五月 当番幹事を設置

七月 「国家補償に関する声明」を發表

十月 「最近の労働争議に関する見解」を決議

十二月 經濟復興會議結成のため、労使間の橋渡し役を遂行

昭和二十二年

四月 通常總會において、幹事の選任に部会、研究会、

一般會員別による詮衡制を採用、会計幹事を幹事

とは別に選出することに決定

五月 「新内閣組閣に際して要望」を決議

七月 「貿易再建方策の提案」を決議

二、各地經濟同友会略史

〃 「海上輸送力緊急増強に関する提案」を決議

八月 「企業経営の民主化」「金融の民主化」両試案を發表

九月 「海運再建に関する提案」を決議

〃 經濟政策の基本的研究のため「經濟調査会」を設立

昭和二十三年

四月 通常總會において「民間外資導入促進に関する決議」を採択

〃 本年度第一回幹事会において、当番幹事制を廃し

代表幹事制を採用するとともに、幹事選任に詮衡

制と各部会別選挙制を併用に決定

五月 第一回經濟同友会全国代表者會議（於宇治山田

市）において「インフレ克服対策」「企業態勢の確

立対策」を決議

七月 「貿易機構改革に関する意見書」を發表

〃 「産業金融疎通の緊急対策に関する意見」を決議

九月 「企業整備に伴う失業対策並に一般失業対策」を

決議

十月 会勢拡大に伴い機構を改革。財務委員を設けるとともに、幹事会に代表幹事、部会委員長、財務委員よりなる運営委員会を設置。

同時に「経済調査会」を廃止して、新たに「経済政策審議会」を設置

「日本経済自立化のための貿易外収入増大の方策」を決議

十二月 経済九原則に対し声明

「固定資産再評価暫定措置試案」を採択

昭和二十四年

一月 経済政策の基礎研究のため、「経済政策研究所」を設置

二月 「輸出C・I・F契約実現の促進とその具体的方策」並に「九原則勵行に関する要望」を決議

三月 「デイス・インフレーション政策につき、日本政府に対する要望」を決議

四月 通常総会において、幹事選挙に、自選立候補を認めることを決定

「新政策と過渡の金融空白に処する緊急措置の要望」を決議

五月 「金融非常措置に関する決議」を採択

「集中生産に対する意見」を決議
創立三周年記念事業として「記念講演会」「近代経済学講座」を開設

六月 「我國民の税負担過重に関するわれわれの見解」を決議

七月 「現下の不況緊急対策」を發表

「A・M・A（米國經營協會）に加入
第二回經濟同友會全國代表者會議（於箱根）において「安定政策を正道に戻せ」「國際貿易の障害の除去に就て」を決議

八月 「造船融資の金利引下の要望」を決議

十月 「食糧対策要綱・主要食糧の質的改善」を採択
十一月 「シャープ税制勸告実施についての要望」を決議

「ドッジ氏に対する要望事項」「對華貿易に関する研究」を決議

昭和二十五年

二月 「金融緩和措置を一―三月に集中せよ」を決議
四月 通常総会において「議和會議に対する要望」を決議

五月 第一回幹事会において組織に関し常任幹事制設置を決定

六月 「信用政策転換の是正を要望」を決議

七月 「肥料配給公団廃止に伴う、配給機構並に金融措置に関する意見」を發表

朝鮮事變勃発を契機とする新情勢に対し「輸入促進・時局金融措置」を要望

八月 「朝鮮事變に対する我等の態度」を決議

〃 「外航配船の促進に関する要望」を決議

九月 「重要物資の緊急輸入対策を急げ」を決議

〃 「貿易におけるダンピングの防止・公正競争の確保を目的とする根本対策」を決議

十月 「経済の現状に対する我々の見解と要望」を決議

〃 「第六次新造船に対する見返資金の融資割合引上に関する要望書」を採択

十一月 第三回経済同友会全国大会（於京都）において

「資本蓄積非常措置の要望」「グレイ報告に関する意見」を決議

昭和二十六年

一月 同友クラブ開設

二月 講和・統制両問題審議のため「非常対策委員会」を設置

〃 「経済統制に関する緊急声明」を發表

四月 「経済統制に対する基本方針」を決議

〃 通常総会において「連合国の善意に期待する」並に「日米経済協力に関する決議」を採択

六月 基金開設

七月 「経済基盤の変貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見」を決議

九月 新生活運動を提唱し、「新生活運動委員会」を設置

十月 主食の統制撤廃に関し意見を發表

十一月 第四回経済同友会全国大会（於東京）において、

「新生活運動の決議」「総合インフレーション対策の要望」「電力対策に関する意見」を發表。なお

同大会において、全国組織の一層の有機的連携をはかるため「全国組織要綱」を決定

昭和二十七年

一月 第一回経済同友会全国委員会を東京において開催
爾後、隔月に開催することに決定

二月 経済四団体共同にて「新生活運動の促進に関する共同声明」を發表

〃 「ポンド過剰克服対策」を決議

四月 「貿易商社の強化に関する提案」を決議

〃 通常総会において「講和後における経済基本計画

樹立の提唱」を決議。なお幹事の推薦制を廃止して、全員選挙制に改正

六月 第三回経済同友会全国委員会（於大阪）において、昭和二十七年全国組織の共同研究題目として「貿易振興策」「資本蓄積と税」を決定

七月 「外資法運用の基本方針の確立」を決議

九月 「総選挙に際してのわれ等の要望」を決議

「ガット加入に関し、英系三国に要望」を決議

十月 経済四団体共同にて「新生活運動の推進を再び要望する」を發表

「政局安定に関する緊急要望決議」を採択

十一月 第五回経済同友会全国大会（於兵庫県宝塚）において、「新内閣に要望する」「貿易振興対策」「資本蓄積促進対策」を決議

十二月 「通商政策審議会設置要綱」を發表し、通商政策の総合的一元化を要望

昭和二十八年

一月 国際商業会議所に参加

「学校給食に対する要望」を決議

経済四団体共同にて「政局安定に関する要望」を發表

三月 第七回経済同友会全国委員会（於東京）において、昭和二十八年全国組織の共同研究課題として「中央及び地方の財政支出の批判」「公債政策」「経済的、社会的観点からする労働問題の研究」の三テーマを決定

四月 通常総会において「選挙後における政局に望む」を決議。なお、幹事選任に関し一部、総会選任制を採用に決定

第一期経営大学開設

経済四団体共同にて「安定政権の確立を望む」を決議

九月 経済同友会を社団法人に改組

十月 第十回経済同友会全国委員会（於東京）において、「公共事業費支出改善対策」を採択

「本年度補正予算および明年度予算編成に対する要望」を決議

十一月 第六回経済同友会全国大会（於東京）において、「われ等の覚悟」「再び企業資本蓄積促進対策の提唱」を決議

十二月 本会始め経済五団体にて「新生活運動の会」を設立

昭和二十九年

一月 第十二回経済同友会全国委員会（於東京）において、「国民経済会議」の研究を採択

三月 財界三団体に呼びかけ、日米生産性増強委員会（のち日本生産性本部）を設立

四月 通常総会において「速かに綜合政策を確立せよ」を決議

なお幹事の選任は、通常総会が選任する選挙委員の投票によつて行う制度に改正

五月 第十四回経済同友会全国委員会（於東京）において第十回関西経済同友会大会の決議「政治の浄化に対する要望」を採択。又昭和二十九年全国共同研究テーマとして「生産コスト引下策」「地方財政緊縮対策」を採上げることに決定

六月 「昭和二十九年度国内産麦購入価格に対する見解」を決議

〃 経済四団体共同にて、国会の不幸事件に際し「声明」を發表

七月 第十五回経済同友会全国委員会（於札幌）において、「北海道開発重点化に関する決議」を採択

九月 「昭和二十九年度産米価格に対する意見」を決議

二、各地経済同友会略史

十月 経済四団体にて、日本放送に「財界アワー」を開

設

〃 「科学技術促進対策」「科学技術開発公社設立要綱」を發表

〃 第七回経済同友会全国大会（於神戸）において、「地方財政改善対策」「生産コスト引下策」「速かに保守合同を実現せよ」を決議

十一月 「当面の金融政策」につき意見を發表

昭和三十年

三月 第十九回経済同友会全国委員会（於大阪）において、「新内閣に要望する」を決議

四月 通常総会において「企業の資本蓄積によるオーバーボロウイング解消策の提唱」を決議

五月 第二十回経済同友会全国委員会（於福岡）において、昭和三十年度全国共同研究必須課題として「議會政治の權威確立に関する件」を採択

六月 「昭和三十年度産米価格に対する見解」を決議

七月 「金融機関の資金運用の調査のための臨時措置に関する立法に対する意見」を發表

〃 第二十一回経済同友会全国委員会（於箱根）において、「新生活運動に対する見解」を決議

- 八月 「ガット正式加入に対する見解」を決議
 十月 「食糧管理制度の改正について」を決議
 十一月 第八回経済同友会全国大会（於東京）において、

「議会政治擁護に関する決議」並に「議会政治擁護のための経済同友会全国組織における活動方針」を決議

経済四団体共同にて「国政運営にかんし両党に要望す」を発表

- 十二月 「経営方策特別委員会」を設置
 昭和三十一年

- 二月 「輸出保険に関する要望」を決議

- 三月 第二十五回経済同友会全国委員会（於大阪）において、小選挙区法案にからむ国会内の醜態に関し「声明」を発表

- 四月 通常総会において「日本経済の現状に対するわれわれの見解」を決議、経済基盤の強化を要望

- 五月 「政策委員会」を廃止して「政策審議会」を設置することを決定

- 五月 第二十六回経済同友会全国委員会（於仙台）において、「経済同友会全国組織要綱の一部の改正」を可決

なお昭和三十一年度全国共同研究テーマに「経営者の経営方策の確立」のほか「中小企業の生産性向上問題」を採上げること決定

- 六月 「重ねて議会政治擁護について声明」を発表
 企業のトップ・マネジメントを対象とする経営セミナーを開設

- 七月 経済五団体共同にて「日ソ交渉にかんする意見」を発表

- 九月 「技術革新に対応する新減価償却制度の設置」並に「現行租税特別措置に関する意見」を決議

- 十月 「新技術開発公団等の設立に対する意見」を決議

関西経済同友会

昭和二十二年

- 十月 経済同友会関西支部創立総会（十三日）。大阪、神戸、京都、各地の経済人八十名参加

- 十一月 「日本貿易の進むべき道」を発表

昭和二十二年

一月 経済復興会議設置のため斡旋の勞をとる。

二月 幹事会にて大阪経済新人会との運営の一体化を申合す

三月 経済同友会と大阪経済新人会との合同幹事会を開催、合併問題を提議。双方より設立準備委員を選出、関西経済同友会設立準備委員会を設置

五月 関西経済同友会創立総会（八日）

昭和二十三年

五月 第一回経済同友会全国代表者会議（於宇治山田）開催さる

七月 第一回関西経済同友会大会（於宝塚）において、「統制の漸進的撤廃に関する決議」を提案

昭和二十四年

七月 第二回経済同友会全国代表者会議（於箱根）において、「国際貿易の障害除去に関する意見」を提案

十月 第二回関西経済同友会大会（於京都）において「国内航空路開設並に之が利用に関する意見」を提案

昭和二十五年

五月 第三回関西経済同友会大会（於神戸）において、

「九原則、ドッジラインの本格的推進に就て」を提案

九月 関西経済同友会中小企業大会を京都にて開催「中小企業対策」を決議

十月 第四回関西経済同友会大会（於奈良）において、「貿易特に輸入の促進に関する意見」及び「国民生活特に勤労者の賃金生計安定の爲の意見」を提案

案

十一月 第三回経済同友会全国大会（於京都）において、「食糧対策に関する意見」「フレトン・ウツツ機構加盟促進に関する要望」「長期金融機関確立に関する要望」の三件を提案

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、「輸入物資引取資金供給に関する決議」「日米経済協力に対する積極的意図の声明と要望」を提案

十月 関西各地経済同友会の連繫を密にする目的を以て関西連絡委員会を設置

創立五周年を記念しての第六回関西経済同友会大会（於岡山）を開催。「為替レート堅持に関する意見」「電力対策に関する意見」を提案

二、各地経済同友会略史

十一月 第四回經濟同友会全国大会（於東京）において、

「電力対策に関する意見」を提案

昭和二十七年

六月 第七回関西經濟同友会大会（於大阪）において、

「講和発効に伴う經濟政策転換の要望」を提案

十一月 第五回經濟同友会全国大会（於大阪）開催さる。

昭和二十八年

五月 昭和二十六年に設立その後活動を休止していた関

西連絡委員会を再開

〃 関西の連絡五団体が共同して「政局の安定に関する

要望」を決議

六月 第八回関西經濟同友会大会（於徳島）において、

「占領政策行過ぎ是正の早急なる実現要望」を提案

案

十月 第九回関西經濟同友会大会（於京都）において、

はじめて自由討議形式を採用、「インフレーションの諸問題」を討論

案

昭和二十九年

五月 第十回関西經濟同友会大会（於神戸）において、

「政治の浄化に対する要望」を共同決議、「デフレシヨンの諸問題」について自由討論

昭和三十年

五月 第十一回関西經濟同友会大会（於奈良）において、

「議會政治の權威確立に関する要望」を提案。「中小企業をどう理解するか」について自由討論。尚北九州地区中小炭鉱失業労働者家族救援について、義捐金を拠出

八月

「第二十二特別国会の運営と行動について反省を望む」との声明書を発表

十月

第十二回関西經濟同友会大会（於和歌山）において、

「地方財政の根本的再建のために地方行政制度の改革を要望する」を共同決議。「公債政策と民間資金活用問題」について自由討論

案

昭和三十一年

七月 第十三回関西經濟同友会大会（於岡山）において、

「中小企業問題」について大阪、岡山より提案討議したが二案については次回迄更に検討することに決定。「アジアを中心とする国際經濟協力について」自由討論

案

案

案

案

案

案

神戸経済同友会

昭和二十一年

十月 経済同友会関西支部神戸事務所として発足

昭和二十二年

五月 経済同友会関西支部が関西経済同友会に改組の際、神戸経済同友会として発足

昭和二十四年

七月 「経済安定と産業合理化に関する意見」を發表

昭和二十五年

五月 第三回関西経済同友会大会（於神戸）開催さる

十一月 「プレトン・ウツヅ機構への加盟促進に関する要望」を發表

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、

「輸入円滑化に関する提案」を發表

「事業者団体法の処理に関する意見」を發表

「電気料金改訂に関する意見」を發表

二、各地経済同友会略史

七月 「事業者団体法及び独占禁止法の改正に関する意見」を發表

見」を發表

八月 「県民会館の建設に対する意見」を發表

九月 「電力不足対策に関する意見」を發表

十月 「会社更正法案に対する意見」を發表

十一月 「電力対策に関する意見」を發表

昭和二十七年

六月 関西経済同友会大会（於大阪）において「阪神都市建設の提唱」を提案

昭和二十八年

六月 「企業金融の在り方についての意見」を發表

昭和二十九年

三月 「第十次計画造船促進に関する決議」を發表

五月 第十回関西経済同友会大会（於神戸）開催さる

十月 第七回経済同友会全国大会（於神戸）開催さる

昭和三十年

五月 第十一回関西経済同友会大会（於奈良）において

「阪神都市（仮称）建設促進に関する決議」を發表

七月 第一回神戸経済同友会夏季講座を五日間に亘つて開催

京都経済同友会

昭和二十一年

十一月 経済同友会関西支部の一環としての京都地区会第一次の会合を開催

昭和二十三年

六月 京都経済同友会創立総会（二日）

十二月 臨時総会において「金詰り打開に関する意見」を採択

昭和二十四年

七月 臨時総会において「税制改正に就いての意見」及び「興業銀行京都支店設置要望に関する意見書」を採択

九月 「京都工業界戦後の現勢」を発表

十月 第二回関西経済同友会大会（於京都）において「新らしき日本産業構想に対する要望意見」及び「シャウプ税制勧告案に対する意見」を提案

昭和二十五年

五月 第三回関西経済同友会大会（於神戸）において、

十一月 「全国経済同友会の有機的統一について」を提案
第三回経済同友会全国大会（於京都）において、

「長期金融機関確立に関する要望」を提案

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、

「近畿経済圏確立に関する意見」を提案

「関西経済同友会組織整備強化に関する件」を神戸と共同提案

昭和二十八年

五月 第八回関西経済同友会大会（於徳島）において、

「産業技術振興に関する要望」を提案

昭和二十九年

二月 「京都市立試験研究機関の整備拡充に関する要望」を提案

八月 「単独制商業高等学校の開設に関する要望」を提案

案

十一月 「重ねて単独制商業高等学校の設置方に関する陳情」を提案

昭和三十年

五月 「京都拘置所移転問題に関する要望」を提案

昭和三十一年

一月 通常総会に於て、特別会員制度を採用。

六月 京都能率協会と共催にて「マーケッティング」の

テーマにて経営講座開催

七月 「名古屋―神戸間高速自動車道路の京都市市街地

周辺通過促進について」提案

九月 「経営者の経営に対する方策」につき、特別委員

会を設置

昭和二十三年

二月 創立総会

昭和二十四年

十月 「中小企業への金融機構の確立」を要望

昭和二十五年

五月 「紀南電源開発促進に関する意見」を發表

十月 第四回関西経済同友会大会（於奈良）において、

「災害に対する恒久的対策の樹立」を提案

昭和二十六年

六月 第五回関西経済同友会大会（於和歌山）において、

「附加価値税実施延期方要望の件」を提案

十月 第六回関西経済同友会大会（於岡山）において、

「東四国と近畿地方と連絡短縮に関する件」を提

案

昭和二十三年

六月 創立総会（十二日）

昭和三十年

五月 第十一回関西経済同友会大会（於奈良）開催さる

昭和三十年

九月 「中小企業の労働問題」に関し意見を發表

奈良経済同友会

和歌山経済同友会

岡山経済同友会

昭和二十二年

八月 創立総会（十一日）

昭和二十七年

八月 岡山大学卒業生の就職斡旋を実施

昭和三十一年

七月 第十三回関西経済同友会大会（於岡山）において、

「本県における中小企業の実態調査」を提出

徳島経済同友会

昭和二十七年

一月 創立総会（八日）

八月 同友クラブ設立

広島経済同友会

昭和三十一年

三月 創立総会（十七日）

金融、労働、経営、中小企業研究、生産性研究、時事研究の六常設部会を設置。具体的活動に着手

中部経済同友会

昭和三十年

五月 創立総会（九日）

中部三県の経済情勢を四半期毎に総合分析するため、「経済情勢分析委員会」を設置

十月 輸出における過当競争防止対策を研究するため、「貿易政策研究委員会」を設置

十一月 経営者の政治に対する方策を考究するため、「議会政治擁護のための特別委員会」を設置

昭和三十一年

一月 経営者の経営に対する方策考究の第一歩として、新経営者学勉強会を開催することに決定（三月開講、十月終講）

福井経済同友会

昭和三十年

十一月 創立総会（一日）

昭和三十一年

一月 「昭和三十一年度福井県予算並に経済政策に対する要望」を決議

九月 「中小企業生産性向上対策」として、人絹機業について実態調査に着手、中間案を発表

福岡経済同友会

昭和二十二年

四月 経済同友会九州支部創立総会（一九日）

昭和二十三年

六月 経済同友会九州支部を、第一回全国代表者会議（於宇治山田市）の申合せにより、福岡経済同友

会に改組

七月 「電気事業の再編成」について意見を発表

昭和二十四年

七月 「特殊法人税の廃止」について要望

八月 「電気事業の再編成」について再び要望

九月 「関門国道隧道工事促進」について請願書提出

〃 「瓦斯消費税」について要望

十月 「民間航空機の福岡発着」について要望

十二月 「中日貿易の再開」について要望

昭和二十五年

一月 「国内民間航空路の開設」について要望

〃 「速達郵便物の空輸」について請願書提出

〃 「特急つばめの博多駅乗入れ」について要望

三月 「博多港の利用」について要望

五月 「航空便の開設」について請願書提出

八月 「列車便のスピード化」について請願書を提出

十一月 第三回経済同友会全国大会於京都において「電気事業再編成に関し」「料金地域差の不拡大」「電力の地域間疏通」「電源開発」の三原則確立の要望書を提案

昭和二十六年

六月 「県政に関する要望」を提案

七月 「新電気料金の算定に関する要望」を提案

昭和二十七年

四月 第一回九州経済同友会大会開催

昭和二十八年

三月 九州電力より、「産業構造よりみた九州経済の不均衡性」についての調査を受託

五月 第二回九州経済同友会大会を開催

七月 水雪見舞金十万円を拠出

昭和二十九年

三月 「出炭輸送合理化促進」「電気料金値上」に對して提案

五月 第三回九州経済同友会大会を鹿児島にて開催

六月 第一回九州経済同友会地区委員会開催

九月 「合理化努力に対する租税優遇措置」試案発表

十二月 「板付飛行場使用に関する請願」を提案

昭和三十年

五月 第二十回全国委員会（於福岡）開催さる

第四回九州経済同友会大会を福岡にて開催

長崎経済同友会

昭和二十八年

十一月 創立總會（六月）

昭和二十九年

七月 「鮪子漁業の本県諸産業への影響度の研究」を発表

昭和三十年

七月 九州中小炭鉱に對する義捐金募集

八月 近代的経営と管理會計についての講座開設

昭和三十一年

七月 「旧川南工業施設貸借競願についての意見」を発表

佐賀経済同友会

昭和三十一年

四月 創立總會（二十日）

大分経済同友会

昭和三十年

十月 創立総会（十九日）

十二月 第一、第二部会を設け、第一部会は全国的問題、第二部会は県内諸問題について調査研究実施を決定

昭和三十一年

七月 「中小企業生産性向上対策」として県内の特殊産業たる「石灰石の採掘加工業」について実態調査に着手

〃 総合、財政金融、企業経営、文化の四常設部会を設置、具体的活動に着手

宮崎経済同友会

昭和二十七年

一月 創立総会（十七日）

〃 総務、電力、経済の三常任委員会を設け活動を開始

鹿児島経済同友会

昭和二十五年

一月 創立総会（十二日）

昭和二十九年

五月 第三回九州経済同友会大会（於鹿児島）開催さる

熊本経済同友会

昭和三十年

十月 創立総会（十八日）

二、各地経済同友会略史

群馬經濟同友会

昭和三十一年

三月 創立總會（十五日）

六月 「中小企業生産性向上対策」として、本県の特殊産業である機業地の実態調査を実施、「桐生、伊勢崎等機業地における生産性向上」、「人絹原糸価格変動調整のための建値制等必要措置」、「織機等機械器具の減価償却年限短縮の必要」等一連の対策を発表

仙台經濟同友会

昭和二十二年

十一月 經濟同友会東北支部（のち仙台經濟同友会）創立總會（二十八日）

昭和三十一年

五月 第二十六回全国委員会（於仙台）開催さる。これを機に「東北地方総合開発促進」に関する懇談会を開催

六月 東北地方における「農業の安定計画並に農工調整問題」につき調査研究を実施

福島經濟同友会

昭和二十八年

三月 創立總會（二十八日）

北海道經濟同友会

昭和二十四年

七月 創立總會（四日）、支部を旭川、帯広、釧路、北見室蘭に設置

九月 小樽及び函館支部設置

昭和二十六年

七月 通常総会において「北海道開発に関する研究並に
意見の確立」を決議

昭和二十九年

七月 第十五回全国委員会（於札幌）開催さる

昭和三十一年十一月十日 印刷
昭和三十一年十一月二十日 発行 (非売品)

東京都千代田区丸ノ内一ノ二

発行所 社団法人 経 済 同 友 会

電話(28)二四七七〇九

印刷所 日本製版株式会社